

法 務 年 鑑

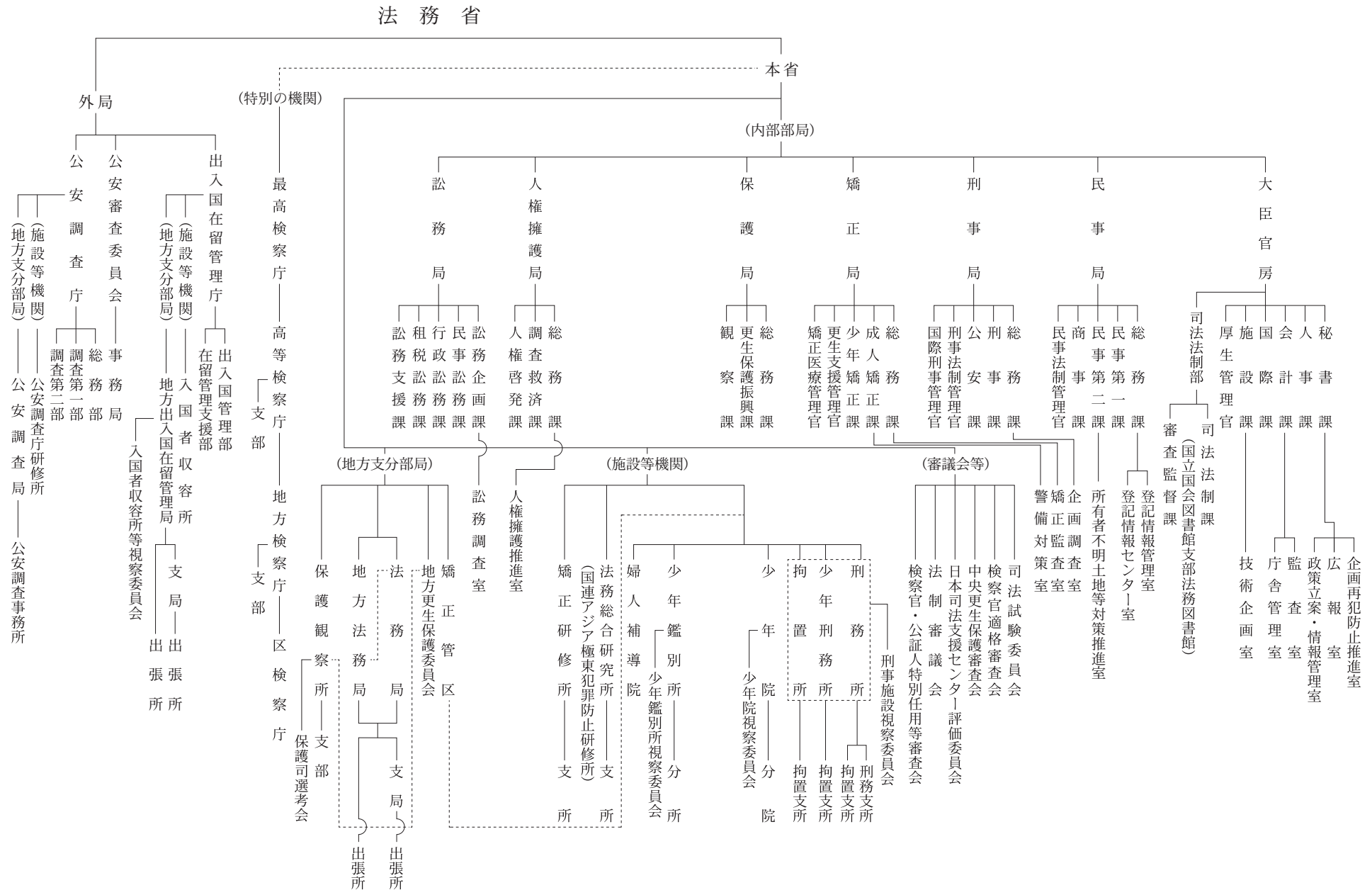
令 和 5 年

法 務 省

法 務 省 機 構 図

(令和5年12月31日現在)

〔備考 令和5年1月1日現在の機構図は、巻末見返しを参照〕



法 務 年 鑑

令 和 5 年

法 務 省

は し が き

- 1 この年鑑は、令和5年（令和5年1月1日から12月31日までの間）における、法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・特別の機関・外局）の業務運営状況を概観したものである。
- 2 この年鑑は、各部局、施設等機関及び外局が取りまとめた内容を司法法制部において編集したものであって、第1部「総説」では、法務省全体としての重点施策、組織、定員及び予算について概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策、その他の業務の概況を説明し、「付録」として、予算・決算、公布法務省主管法律一覧、その他の関係資料を掲載した。
- 3 編さんに当たり、関係各部門の御協力に対して、深く謝意を表する次第である。

令和6年11月

法務省大臣官房司法法制部

凡 例

統計数字の末尾で四捨五入したものは、その計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

目 次

法務省機構図（令和5年12月31日）	巻頭見返し

第1部 総 説

第1 重点施策	3
第2 組 織	21
1 組織の変動	21
2 組織の概況	21
第3 定 員	34
第4 予 算	35

第2部 業務の概況

本 省

第1 内 部 部 局	39
I 大 臣 官 房	39
秘 書 課	39
〈業務の実施状況〉	
1 行政改革関係	39
2 国の機関等の移転	41
3 個人情報保護関係	41
4 情報公開関係	44
5 国会関係	44
6 省庁横断的な重要施策関係	46
7 式典	49
8 公文書の接受等	49
〔広 報 室〕	
1 広報関係事務	49
2 報道関係事務	55
3 各種行事の実施状況	55
4 行政相談	56
5 防災・国民保護業務	56
〔政策立案・情報管理室〕	
1 行政情報化推進関係	56
2 情報システム関係	57

	3 情報セキュリティ対策の強化	58
	4 政策評価関係	58
	5 証拠に基づく政策立案の推進	59
	6 男女共同参画関係	59
	7 子ども施策関係	60
人 事 課		61
	1 定員関係	61
	2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数	61
	3 懲戒処分件数	62
	4 職員の兼業	63
会 計 課		64
	1 令和6年度予算編成	64
	2 令和6年度法務省予算の概要	64
	3 令和5年度決算の概要	67
	4 適切な予算執行等の確保	70
国 際 課		72
	〈重要施策の概要〉	
	1 国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コング レス」）及びその成果の具体化	72
	2 国際仲裁	72
	3 司法外交閣僚フォーラムの開催とその成果 展開	73
	〈業務の実施状況〉	
	1 国際人権関係	74
	2 国際犯罪関係	74
	3 法制度整備支援の推進に向けた取組	74
	4 二国間等協力・連携関係	75
	5 来省外国政府・国際機関職員等の受入れ	75
	6 大臣等の海外出張	75
施 設 課		76
	1 重要施策の概要	76
	2 年間業務の概要	77
	3 令和4年度法務省所管国有財産の概況	79
厚 生 管 理 官		81
	〈業務の実施状況〉	
	1 職員の福利厚生等関係	81

	2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄	
	関係	81
	3 災害補償関係	81
	4 共済組合関係	81
司 法 法 制 部		83
	〈重要施策の概要〉	
	1 法教育	83
	2 法曹養成	83
司 法 法 制 課	1 司法制度等に関する企画及び立案等	84
	2 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進	88
	3 法制審議会に関する事項	91
	4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項	91
	5 法務に関する統計事務	91
	6 法務に関する統計資料の編集及び公表	91
	7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務	92
審 査 監 督 課	1 外国法事務弁護士に関する事務等	93
	2 債権管理回収業の監督に関する事務	97
	3 認証ADR制度に関する事務	100
参 事 官		102
〔法務図書館〕	1 沿革	103
	2 図書資料の収集	103
	3 管理業務	104
	4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング	104
	5 図書情報検索システム	104
	6 調査検索業務	104
	7 国立国会図書館中央館との連絡業務	105
	8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営	106
Ⅱ 民 事 局		108
	〈重要施策の概要〉	
	1 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度	108
	2 地図整備の推進	108

	3 戸籍事務へのマイナンバー制度導入	109
	4 無戸籍者の解消に向けた取組	109
	5 氏名の振り仮名の法制化	110
	6 法人設立手続のオンライン・ワン ストップ化	110
	7 所有者不明土地問題への取組	111
	8 相続土地国庫帰属制度の運用開始	112
	9 実質的支配者リスト制度の創設	112
	10 民事訴訟手続以外の民事裁判手続のデジタル 化	113
	11 船荷証券の電子化	113
	〈会同〉	
	中央会同	114
	〈法令立案関係〉	115
	〈大臣表彰〉	
	1 優良戸籍従事職員の表彰	118
	2 司法書士の表彰	118
	3 土地家屋調査士の表彰	118
総 務 課	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	118
民 事 第 一 課	1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理	118
	2 後見登記に関する事項	118
	3 国籍事務に関する事項	118
民 事 第 二 課	1 不動産登記に関する事項	120
	2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項	120
商 事 課	1 商業・法人登記に関する事項	124
	2 商事に関する事項	124
	3 債権譲渡登記関係	125
	4 動産譲渡登記関係	125
	5 供託事務関係	125
	6 遺言書保管関係	125
	7 非訟事件等に関する事項	125
民事法制管理官・参事官		125
	1 民法・商法関係	126
	2 民事手続法関係	127
Ⅲ 刑 事 局		129
	〈重要施策の概要〉	

	立法作業の促進	
	公判期日への出頭及び裁判の執行を確保する ための法整備及び犯罪被害者等の情報を保護す るための法整備	129
	性犯罪に対処するための法整備	130
	〈主な会同〉	132
	〈主な審議法案〉	133
総務課	1 組織関係	137
	2 検務事務関係	137
	3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係	137
	4 検察審査会関係	137
刑事課		138
	1 一般刑事事件	139
	2 公務員関係事件	139
	3 選挙関係事件	139
	4 財政経済関係事件	139
	5 交通関係事件	140
	6 少年事件	140
公安課	1 公安事件	141
	2 労働事件	141
	3 外事関係事件	141
	4 風紀関係事件	142
	5 麻薬・覚醒剤関係事件	143
	6 暴力関係事件	143
刑事法制管理官	1 公判期日への出頭及び裁判の執行を確保する ための法整備	144
	2 犯罪被害者等の情報を保護するための法 整備	144
	3 性犯罪に対処するための法整備	146
	4 立法作業の経緯	147
国際刑事管理官	国際犯罪関係	148
Ⅳ 矯正局		149
	〈重要施策の概要〉	
	1 再犯防止施策の推進	149
	2 保安警備体制の充実・強化等	150
	3 矯正医療の充実強化	150
	4 広報活動の充実	150

	5	女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍 推進	150
	6	組織運営体制の改善	151
	7	官民協働事業	151
	8	若年受刑者に対する処遇の充実	152
	9	組織風土改革に向けて	152
	10	拘禁刑の創設に向けた矯正処遇等の充実	153
	11	矯正施設における被害者等の心情等の聴取 ・伝達制度の運用開始	153
		〈会同・協議会〉	153
総 務 課	1	職員定員	155
	2	施設整備	156
	3	刑務共済組合の業務	156
	4	矯正施設の監査	157
	5	不服申立件数	158
	6	次期システム開発プロジェクト	159
成 人 矯 正 課	1	刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所） における保安及び処遇	159
	2	矯正施設の収容人員	160
	3	処遇調査・集団編成	161
	4	刑事施設における教育活動	161
	5	刑務作業の運営状況	164
	6	職業訓練の実施状況	166
	7	就労支援	166
	8	国際受刑者移送制度	166
少 年 矯 正 課	1	少年施設（少年院・少年鑑別所）における 保安及び収容状況	167
	2	少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域 援助充実施策	167
	3	少年院における矯正教育及び社会復帰支援 充実施策	170
	4	少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携 強化	172
矯正医療管理官	1	保健医療	172
	2	給養	173
更生支援管理官	1	再犯防止の現状	174
	2	再犯防止施策	175

参 事 官〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉	
1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法、少年鑑別所法及び国際受刑者移送法の改正	176
2 政令案の作成及び改正	177
3 省令案の作成及び改正	177
V 保 護 局	179
〈重要施策の概要〉	
1 保護観察の充実強化	179
2 「息の長い」社会復帰支援の推進	179
3 自立更生促進センター及び就業支援センターの運営	179
4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化	179
5 性犯罪者に対する処遇の充実強化	180
6 就労支援の推進	180
7 住居確保支援の推進	181
8 高齢者・障害のある者等への支援の充実	181
9 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関と連携した取組の推進	182
10 保護司の安定的確保について	182
〈会同〉	182
総 務 課	
1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理	183
2 法令の改正等	183
3 保護司・更生保護法人役員等の表彰	184
4 常時恩赦	184
5 恩赦出願期間短縮	184
6 医療観察	184
7 犯罪被害者等施策	186
8 更生保護の国際発信	186
更生保護振興課	
1 令和5年度保護司等中央研修会	187
2 地方別保護司代表者協議会	187
3 第60回“日本更生保護女性の集い”	187
4 令和5年度更生保護女性会員中央研修	187
5 第64回BBS会員中央研修会	187
6 更生保護女性会・BBS会新会員研修	187
7 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～	188

	8	保護区数及び保護司定数	189
	9	更生保護事業を営む者	191
	10	刑務所出所者等に対する就労支援施策	192
観 察 課	1	仮釈放・仮退院	193
	2	保護観察	195
	3	審査請求事件の処理	199
VI 人 権 擁 護 局			200
		〈重要施策の概要〉	
	1	人権啓発活動の推進	200
	2	人権救済活動の充実	200
総 務 課	1	人権擁護委員及びその組織	200
	2	人権擁護委員の活動状況	201
	3	人権擁護委員の表彰	202
	4	人権擁護委員に対する研修	202
	5	「人権擁護功労賞」表彰	203
調 査 救 済 課	1	人権侵犯事件の新規救済手続開始状況	203
	2	人権侵犯事件の処理状況	204
	3	人権相談	204
	4	人権相談等の広報	205
人 権 啓 発 課	1	第75回人権週間	210
	2	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	210
	3	全国中学生人権作文コンテスト	210
	4	人権教室	210
	5	人権の花運動	211
	6	人権に関する国家公務員等研修会及び人権 啓発指導者養成研修会	211
	7	人権啓発資料法務大臣表彰	211
	8	啓発・広報活動	211
VII 訟 務 局			214
		〈重要施策の概要〉	
	1	訟務事務処理体制の充実強化	214
	2	予防司法機能の充実強化	214
		〈会同等〉	215
訟 務 企 画 課	1	国の利害に係りのある訴訟についての法務大 臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人 を定める政令（昭和37年政令第393号）	215
	2	訟務事務担当職員の養成	215

	3 訟務の概況の編集・発行	215
	4 訟務月報の編集・発行	215
民 事 訟 務 課	1 新たに提起された事件	215
	2 判決・決定等があった事件	218
行 政 訟 務 課	1 新たに提起された事件	256
	2 判決・決定等があった事件	259
租 税 訟 務 課	判決・決定等があった事件	291
訟 務 支 援 課		295
参 事 官	重要事件の処理及び指導	295
第2 審 議 会 等		296
I 司法試験委員会		296
	司法試験	296
	司法試験予備試験	296
II 検察官適格審査会		297
III 中央更生保護審査会		297
IV 日本司法支援センター評価委員会		298
V 法 制 審 議 会		299
	1 諮問事項	299
	2 答申	302
	3 審議状況	302
VI 検察官・公証人特別任用等審査会		303
第3 施 設 等 機 関		304
I 刑 務 所 等		304
	1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	304
	2 刑務所の名称	304
	3 少年刑務所の名称	306
	4 拘置所の名称	306
II 少年院及び少年鑑別所		307
	1 少年院及び少年鑑別所の数	307
	2 少年院の名称	307
	3 少年鑑別所の名称	308
III 婦 人 補 導 院		310
	1 婦人補導院の数	310
	2 婦人補導院の名称	310
IV 法務総合研究所		310
	〈重要施策の概要〉	310
	〈刊行物〉	

	1 定期刊行物	312
	2 不定期刊行物	312
	〈業務の実施状況〉	
総 務 企 画 部	1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催	313
	2 法科大学院派遣前研修の実施	313
研 究 部	1 女性犯罪者に関する総合的研究	313
	2 犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究（第6回犯罪被害実態（暗数）調査及び特定犯罪被害者調査）	313
研 修 第 一 部	1 研究	313
	2 研修	313
研 修 第 二 部	1 中央研修	314
	2 地方研修	317
研 修 第 三 部	1 中央研修	318
	2 地方研修	318
国際連合研修協力部	1 国際研修等	319
	2 出席した国際会議等	321
	3 その他の活動	321
国 際 協 力 部	1 研修、共同研究及びセミナー	322
	2 連絡会・研究会・シンポジウム等	324
V 矯 正 研 修 所		325
	1 令和5年の研修実施状況	325
	2 令和5年に実施した研修の特色	328
	3 令和5年に実施した協議会及び事務打合せ会	328
第4 地方支分部局		330
I 矯 正 管 区		330
	矯正管区の名称及び管轄区域	330
II 地方更生保護委員会		331
	1 地方更生保護委員会の概況	331
	2 地方更生保護委員会の名称及び管轄区域	331
	3 地方更生保護委員会事件取扱状況	332
III 法務局及び地方法務局		334
	1 法務局・地方法務局の管轄区域	334
	2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数	337
	3 戸籍事件表（一）	342

	4 戸籍事件表（二）年別比較表	348
	5 供託金年計表（令和5年度）	350
	6 供託有価証券年計表（令和5年度）	352
	7 供託振替国債年計表（令和5年度）	354
IV 保護観察所		356
	1 保護観察所の概況	356
	2 保護観察所の名称及び管轄区域	356
	3 駐在官事務所の名称	357
	4 保護観察所事件取扱状況	358
〔保護司選考会〕		363

特別の機関

検 察 庁		367
検察庁の組織及び職員		367
1 検察庁の組織		367
2 検察官定員沿革		374
3 検察庁の定員		377
4 検察官の俸給		378

外 局

I 出入国在留管理庁		381
〈業務の実施状況〉		
1 送還忌避・長期収容問題を解決するための 入管法改正		381
2 技能実習制度・特定技能制度		384
3 特別高度人材制度・未来創造人材制度の 創設		387
4 出入国在留管理庁におけるウクライナ避難民 への対応		388
5 観光立国の実現に向けた取組		389
6 厳格な出入国審査等の水際対策の実施		390
7 外国人との共生社会の実現に向けた取組		390
8 不法滞在・偽装滞在者への対策等		393
9 難民の適正かつ迅速な保護の推進		394
〈会同〉		397

	〈出入国在留管理庁統計表〉	
	1 分野別 特定技能 1 号在留外国人数	398
	(1) 主な国籍・地域別	398
	(2) 国籍・地域別割合	399
	2 出入国者数	399
	3 在留審査業務処理件数	400
	4 外国人の上陸についての口頭審理件数	400
	5 外国人の上陸に関する異議の申出と法務 大臣等の裁決の状況	400
	6 違反審査件数	400
	7 外国人の退去強制についての口頭審理件数	401
	8 外国人の退去強制に関する異議の申出と 法務大臣等の裁決の状況	401
	9 収容令書の発付状況	401
	10 退去強制令書の発付状況	402
	11 出国命令書の交付	402
	12 入管法違反事件の違反事由別	403
	13 入管法違反事件の国籍・地域別	403
	14 摘発箇所数	404
	15 収容状況	405
	16 送還状況	406
	17 被収容者の新規仮放免件数	406
	18 難民認定申請者数及び認定者数等の推移	406
	19 在留外国人数の推移	407
	20 主要都道府県別、国籍・地域別在留 外国人数	407
	〈施設等機関〉	
	入国者収容所の名称及び所在地	407
	〈地方支分部局〉	
	1 地方出入国在留管理局・支局所在地	408
	2 地方出入国在留管理局・支局出張所所在地	409
	3 出入国港指定一覧表	411
Ⅱ	公安審査委員会	413
	〈業務の実施状況〉	
	1 観察処分	413
	2 再発防止処分	413
Ⅲ	公安調査庁	413

〈重要施策の概要〉

- 1 我が国及び国民の安全に影響を与える事象
 についての情報収集・分析機能の強化 …………… 414
- 2 オウム真理教対策の推進 …………… 414

付 録

1	会 計 ……………	419
(1)	予 算 ……………	419
	ア 一般会計	
	(ア) 法務省所管 令和6年度政府職員予算定員及び俸給額表 ……………	419
	(イ) 法務省主管 令和6年度歳入予算額表 ……………	439
	(ウ) 法務省所管 令和6年度歳出予算項目別表 ……………	440
	イ 東日本大震災復興特別会計	
	(ア) 令和6年度政府職員予算定員及び俸給額表 ……………	451
	(イ) 令和6年度歳入予算額表 ……………	451
	(ウ) 令和6年度歳出予算額科目別表 ……………	452
(2)	決 算 ……………	453
	令和5年度法務省主管一般会計歳入決算報告書 ……………	453
	令和5年度復興庁その他の各省各庁所管（法務省） 東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書 ……………	454
2	令和5年公布法務省主管法律一覧 ……………	455
3	令和5年公布法務省主管政令一覧 ……………	457
4	令和5年公布法務省令等一覧 ……………	460
5	令和5年主要訓令等一覧 ……………	471
6	令和5年主要通達等一覧 ……………	477
7	令和5年法務省主要行事等一覧 ……………	494
8	令和5年法務省主要人事一覧 ……………	498
9	第211回通常国会提出法律案審議経過一覧 ……………	507
10	第212回臨時国会提出法律案審議経過一覧 ……………	513
11	年 表 ……………	517

法務省機構図（令和5年1月1日現在） ……………巻末見返し

第 1 部

総 説

第 1	重	点	施	策
第 2	組			織
第 3	定			員
第 4	予			算

第1部 総 説

第1 重点施策

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えられるが、国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいべき法秩序が磐石であって、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要である。令和5年の法務行政においては、次に掲げる事項に施策の重点が置かれた。

1 法秩序の維持機能の充実強化

検察庁においては、例年多発する各種事件を適正迅速に捜査・処理し、その公訴維持に万全を期して、事案の真相究明と適正な刑罰権の実現に努め、もって犯罪の未然防止及び法秩序維持の機能を果たしてきたところである。

令和5年においても、高齢者等を狙った特殊詐欺事犯、児童虐待に係る事犯、サイバー犯罪、大麻等の薬物事犯や暴力団等の犯罪組織が関与する事犯の多発や犯罪の国際化に伴う諸外国との捜査共助等を要する事犯の増加といった犯罪情勢に対し、関係諸機関との密接な連絡・協調を保ちつつ、それぞれ適正妥当な捜査処理、公訴の提起及び維持を行った。

2 基本法令の改正作業の推進

法務省では、例年、各部局が中心となり、内外の諸情勢の新しい変化に対応した基本法令（民法、商法、刑法その他の実体法及び民事訴訟法、刑事訴訟法その他の手続法並びに司法制度に関する諸法令）の制定及び改正の要否について調査研究を進め、特段の立法措置を要すると判断される事項については、それぞれ要綱案、法令案等を作成し、あるいは、法制審議会に諮問を発し、その審議結果を踏まえて具体的な法令案等を作成するなどの作業を推進している。

民事関係においては、令和3年9月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会戸籍法部会が設置され、氏名の振り仮名の法制化に係る戸籍法の改正についての調査審議を経て、令和5年2月、「戸籍法等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が立案され、第211回国会（令和5年通常国会）に提出された。その後、同年6月、同国会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が成立し、同月9日に公布された。この法律のうち、戸籍法の一部改正に係る部分の施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とされている。

また、令和4年9月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会区分所有法制部会が

設置され、区分所有建物の管理及び再生並びに被災区分所有建物の再生の円滑化に向けた区分所有法制の見直しについての調査審議が進められている。

さらに、民事手続法の関係では、民事裁判手続の全面的なデジタル化の実現に向けた取組を進めている。まず、民事訴訟手続については、第208回国会（令和4年通常国会）において「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が令和4年5月18日に成立して同月25日に公布された（令和4年法律第48号）。この法律のうち、当事者双方が裁判所に出頭せず、ウェブ会議等により弁論準備手続等の期日に参加することができる仕組み等に関する規定は令和5年3月1日に施行されたが、訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化等の民事訴訟手続の全面的なデジタル化は公布後4年以内に実現される。また、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続等の民事訴訟手続以外の民事裁判手続については、第211回国会（令和5年通常国会）において「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が同年6月6日に成立して同月14日に公布され（令和5年法律第53号）、公布後5年以内に全面施行される。

刑事関係としては、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭等を確保するため及び刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するため、令和5年3月3日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第211回国会に提出した。

この法律案は、同年5月10日に成立して同月17日に公布され（令和5年法律第28号）、一部の規定は、同日から順次施行されており、その余についても令和10年5月までの間に施行されることとなる。

また、近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、令和5年3月14日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案」を第211回国会に提出した。

これらの法律案は、同年6月16日に成立して同月23日に公布され（令和5年法律第66号及び第67号）、一部の規定を除き、同年7月13日から施行された。

3 総合法律支援の充実強化

社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展し、社会経済の構造改革が進み、事前規制型社会から事後監視型社会に転換していく中で、法的紛争解決に対する国民のニーズはより一層高まり、司法の役割の重要性も一段と高まっている。

そうした中、司法制度改革審議会意見書において、①民事法律扶助の拡充、②司法の利用相談窓口・情報提供の充実・強化、③被疑者・被告人の公的弁護制度の整備、④法律相談活動等の充実等の提言が盛り込まれた。

こうした状況を踏まえ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」とい

う。)の実施及び体制の整備に関し、その施策を策定・実施することを国の責務とし、その中核となる法人である日本司法支援センター（通称法テラス、以下「法テラス」という。）を設立すること等を定める「総合法律支援法」が平成16年の通常国会において可決・成立し、同法に基づき、平成18年4月10日に法テラスが設立され、同年10月2日から業務を開始した。

なお、法テラスは、政府全額出資により設立され、独立行政法人に準じた公的な法人として、運営費交付金等の国費により、その運営がなされている。本部（東京（中野坂上））及びコールセンター（仙台）のほか、全国103か所に事務所を設置しており、理事長1名、理事4名、監事2名の役員のほか、職員数約1,000名の組織である（令和6年3月末時点）。

法テラスの業務及びこれまでの各業務の実績、業務の実績評価の状況等は、以下のとおりである。

(1) 情報提供業務

利用者からの問合せ内容に応じて法的問題の解決に役立つ法制度や相談機関等に関する情報を提供する業務であり、仙台市内に設置されているコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）のオペレーターや各地の地方事務所の情報提供専門職員（消費生活相談資格者等）等が、FAQ（「よくある質問と答え」）や関係機関・団体の情報を集約したデータベースに基づいて行っている。

また、東日本大震災の発生を受け、平成23年11月に開設した「震災 法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）では、同震災の被災者に法的問題の解決に役立つ法制度等についての情報提供を行っていた（「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）は令和3年3月31日で失効）ほか、平成28年5月からは熊本地震（同年4月発生）の被災者、平成30年7月からは平成30年7月豪雨の被災者にも対応した。さらに、令和元年10月からは、上記フリーダイヤルを「被災者専用フリーダイヤル（令和3年4月1日より「法テラス災害ダイヤル」へ名称変更）」として、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者にも対応した。

令和5年度の情報提供件数については、コールセンターの「法テラス・サポートダイヤル」対応件数（電話・電子メールでの対応）が約41万9,400件、地方事務所対応件数（令和5年度は電話での対応が主）が約21万7,000件、全体で約63万6,400件であり、コールセンターの利用件数は、令和5年度までの累計で約603万2,400件となっている。

また、ホームページにFAQや関係機関・団体のデータを公開するとともに、電子メールによる情報提供サービスも行っているため、利用者からの問合せは24時間可能となっている（令和5年度の電子メールによる情報提供件数は約7万3,600件）。

さらに、質の高い情報提供を目指すため、平成24年度からは、コールセンター

に法律アドバイザーとして弁護士を常駐させ、FAQでは対応困難な問合せがあった場合にオペレーターの回答を補助させている。

これらに加え、外国人に対する情報提供として、平成25年度から、通訳サービス業者を介して多言語での情報提供を行う「多言語情報提供サービス」を開始し、令和6年3月末時点で、10言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語）に対応しているほか、令和2年7月からは、外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）内に国際室を設置し、同センター内に同居する関係機関と連携しながら、外国人に特化した情報提供を実施している。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助事業は、従前、財団法人法律扶助協会が担っていた事業であり、法テラスは、平成18年10月の業務開始と同時に同事業を承継した。民事法律扶助には、①弁護士等による無料法律相談を提供する「法律相談援助」、②民事裁判等手続における代理人の報酬・費用等を立て替える「代理援助」、③民事裁判等手続に必要な書類の作成費用等を立て替える「書類作成援助」の3類型があり、援助対象者は、原則として、一定の基準を満たす資力の乏しい者とされている。

法テラスが業務を開始した平成18年度以降、民事法律扶助の援助件数は、おおむね増加傾向が続き、今後も、民事法律扶助業務には、社会の最終的なセーフティネットとしての重要な役割が期待される。なお、令和5年度における援助件数は、法律相談援助が約31万2,100件、代理援助が約10万5,000件、書類作成援助が約3,500件であった。

さらに、法的援助を必要とする者の多様化に、より適切に対応するため、「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年5月27日成立、以下「改正総合法律支援法」という。）が平成30年1月24日から全面施行され、既に先行して施行・実施されていた大規模災害の被災者に加え、認知機能が十分でない高齢者等に対する法的援助制度（特定援助対象者法律相談援助）及びDV等の被害者に対する法的援助制度（DV等被害者法律相談援助）が法テラスの新たな業務として開始されている。

法テラスでは、民事法律扶助業務を適切に遂行するため、契約弁護士・司法書士を確保して援助体制を整える一方、立替金債権の管理・回収の強化や、援助審査の合理化等にも取り組んでいる。

(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護等関連業務は、①弁護士との間で国選弁護人契約及び国選付添人契約を締結する業務、②裁判所からの要請に応じ、個別事件についての国選弁護人等候補を指名・通知する業務、③国選弁護人等に支払うべき報酬・費用を算定し、支払う業務を主としている。

国選弁護人契約の締結業務については、令和5年度末時点の契約弁護士数が全

国で約3万2,300名、令和5年度の国選弁護事件の受理件数は、被疑者国選弁護事件が約8万500件、被告人国選弁護事件が約4万7,400件であった。

国選弁護人に対する報酬の算定・支払業務は、業務開始後の運用状況を踏まえ、平成19年4月に国選弁護人契約約款を一部変更して以降、これまで、同年11月、平成20年9月、平成21年5月、平成22年4月、平成23年4月、平成26年4月、平成28年7月、平成30年4月及び令和元年10月の10回にわたり、基礎報酬及び加算報酬等を変更してきた。

また、平成19年11月から、国選付添人の選任等に関する事務についても法テラスの業務となっており、令和5年度においては、国選付添事件受理件数は約3,600件であった。

(4) 常勤弁護士の配置と司法過疎対策業務

令和5年度末時点で、全国の法テラス地方事務所・支部に併設された法律事務所及び司法過疎地域事務所等に、合計205名の常勤弁護士が配置されている。常勤弁護士は、民事法律扶助や国選弁護等の制度を利用した法律事務を取り扱っているほか、全国34か所の司法過疎地域事務所勤務の常勤弁護士は、有償で一般事件全般を受任している。

(5) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援業務については、コールセンターに「犯罪被害者支援ダイヤル」という専用の電話番号を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者を配置し、二次被害を与えないよう、被害者の心情に配慮しながら、丁寧に対応できる体制で臨んでおり、令和4年4月からは、フリーダイヤルを導入した。

令和5年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数は約2万3,400件であった。

イ 犯罪被害者支援精通弁護士紹介業務

令和5年度末時点で、精通弁護士（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士）約4,000名を登録し、被害者やその御家族の必要に応じて紹介している。令和5年度の精通弁護士紹介件数は約2,500件であった。

ウ DV等被害者法律相談援助

平成30年1月からDV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方を対象とした法律相談を実施している。令和5年度末時点のDV等被害者援助弁護士数は約2,300名、令和5年度の援助件数は約1,600件であった。

エ 被害者国選弁護関連業務

平成20年12月から国選被害者参加弁護士の選定等に関する事務も法テラスの業務となっており、令和5年度は約5,800名の国選被害者参加弁護士の候補となる契約弁護士を確保し、約730件の国選被害者参加弁護士選定請求があった。

オ 被害者参加旅費等支給業務

平成25年12月から、公判期日等に出席した被害者参加人に対し、旅費等を支給する被害者参加旅費等支給制度が開始され、法テラスにおいて旅費等の支給業務を行っている。令和5年度に支給した旅費等の件数は約3,300件である。

(6) 東日本大震災法律援助事業等

法テラスは、東日本大震災の発生直後から、被災者に対する法的支援として、関係士業による電話相談、フリーダイヤルによる相談窓口の設置、合計7か所の被災地出張所の設置のほか、民事法律扶助の積極的活用を実施してきた。

そして、平成24年度からは、いわゆる議員立法により成立した震災特例法に基づき、新たに東日本大震災法律援助事業が法テラスの業務とされた。震災特例法の有効期限は、当初、平成27年3月31日までの3年間とされていたが、その後、2度にわたる議員立法（有効期限の延長）による延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した（同年4月1日以降は、新規案件は対象となっておらず、失効前からの継続案件など、経過措置による一定の案件のみについて援助を実施）。

東日本大震災法律援助事業は、東日本大震災の被災者を対象に、資力の有無にかかわらず、①無料法律相談（震災法律相談援助）、②代理人費用等の立替え（震災代理援助）、③民事裁判等手続に提出する書類作成費用等の立替え（震災書類作成援助）を実施するものであり、令和5年度は、②震災代理援助が約600件であった。

(7) 司法アクセス拡充のための体制整備

司法アクセスを拡充するための体制を整備するため、第5期中期目標（中期目標期間令和4年度から令和7年度まで）においては、本部及び各地方事務所が、地域の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る法テラス内外の資源を的確に把握した上で、関係機関連絡協議会や地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化に加え、指定相談場所の指定、巡回・出張相談の活用、司法ソーシャルワークの実施などを推進している。

(8) 関係機関との連携関係構築

法テラスでは、本部が主催する関係機関連絡協議会や各地方事務所が主催する地方協議会等を含め、様々な機会を捉えて、関係機関等との連携構築やその強化に努めた。

(9) 広報周知活動

法テラス本部において、インターネット等の様々な媒体を利用した広報活動に取り組んでいるほか、地方事務所においても、地域のイベント等を利用した独自の広報活動を行い、平成26年度以降、「法テラス」の名称認知度は50%を超えている。他方、法テラスのサービスを必要とする方々の利用を促進するためには、業務内容を知ってもらう必要があり、平成27年度以降は、業務認知度を上げるこ

とに重点を置いた広報活動に努めており、インターネット等に加え、YouTube 動画を作成して公開するなどして、業務内容の周知を図っている。

令和 5 年度に実施した法テラスの認知度に関する調査では、名称認知度が 54.4%、業務認知度は 16.9% となった。

(10) 「非常災害の指定」がなされた場合の総合法律支援法による無料法律相談の実施

法テラスは、近年多発する大規模な自然災害の被災者の法的ニーズに対応するため、平成 28 年 7 月からは、改正総合法律支援法に基づき、政令で指定する大規模災害の被災者に対して法律相談援助を実施している（令和 5 年末まで、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号及び令和 2 年 7 月豪雨の 4 件について実施。）。

(11) 靈感商法等への対応

法テラスでは、旧統一教会問題等に係る被害の救済を図るため、令和 4 年 11 月に新設した総合的対応窓口である「靈感商法等対応ダイヤル」の運営を継続し、各種関係機関・団体等と連携しつつ、問合せ約 4,400 件（令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで）に対して適切な相談先を案内するなどの対応を行った。さらに、弁護士、心理専門職、社会福祉士等が相談を担当するワンストップ型の相談会を全国 25 か所（令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月まで）で開催し、法的支援に加えて福祉的・精神的支援の充実・強化に取り組んだ。

(12) 評価委員会の業務実績評価等の状況

総合法律支援法に基づき、裁判官 1 名以上を含む 10 名の評価委員によって構成され、各事業年度及び中期目標期間における法テラスの業務実績の評価等を行う「日本司法支援センター評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が、法務省内に設置されている。法テラスの第 1 期中期目標期間（平成 18 年度から平成 21 年度まで）は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うための体制整備・推進に重点が置かれ、第 2 期中期目標期間（平成 22 年度から平成 25 年度まで）は、人的・物的体制を適正規模に維持しつつ、各種業務について更なる円滑な遂行及び不断の改善を図ることに重点が置かれ、第 3 期中期目標期間（平成 26 年度から平成 29 年度まで）については、高齢者・障害者に対する支援の充実等に重点が置かれ、第 4 期中期目標期間（平成 30 年度から令和 3 年度まで）については、平成 30 年 1 月 24 日に施行された特定援助対象者法律相談援助及び DV 等被害者法律相談援助の適切な実施等、法的援助を要する者の多様化に適切に対応すること等に重点が置かれた。評価委員会による中期目標期間業務実績評価では、第 1 期・第 2 期・第 3 期・第 4 期とも「中期目標はおおむね達成された」と評価された。

第 5 期中期目標期間（令和 4 年度から令和 7 年度まで）については、司法アクセスへのニーズの多様化を踏まえ適切な法的支援を提供すること、社会のデジタル化の動きに対応した法的支援を提供すること等に重点が置かれた。

4 国際仲裁の活性化

国際仲裁とは、国際商取引をめぐる紛争について、当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る手続である。

国際仲裁は、訴訟に比べて、外国での執行が容易であること、非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を選ぶことができることなど、様々なメリットがあり、国際商取引における紛争解決のグローバル・スタンダードとなっているが、我が国における国際仲裁の利用は、我が国の経済規模に照らすと、諸外国に比して少ないのが現状である。日本企業の海外進出を後押しすることや、海外からの投資を促すことなど、日本経済の更なる成長のためには、クロスボーダー取引から生ずる法的紛争が、我が国においてグローバル・スタンダードな手続によって解決できる仕組みが整っていることが重要である。

政府は、平成29年9月、内閣官房副長官補を議長とし、法務省及び経済産業省を事務局とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめた。その中では、人材育成、広報・意識啓発、施設整備等の基盤整備を官民が連携して進めるとともに、最新の国際基準に見合った法制度の整備も検討すべきことが指摘されている。

法務省では、令和元年度から5年間、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に委託し、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等を実施している。本業務において、国内外の企業等に対する広報・意識啓発や仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、仲裁専用施設の整備等の各施策を包括的に行いながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査分析している。その一環として、国内外の企業等に対する周知・啓発セミナーや若手弁護士・学生等に対する研修、国際仲裁専用施設の整備（令和5年6月以降は国際仲裁審問を行うことができる施設をウェブサイト上で紹介する形態へ移行）等を実施している。

また、関連法制の整備として、令和5年4月21日に、仲裁法の一部を改正する法律が成立し、同月28日に公布された。

なお、上記委託業務が令和5年度で終了することを見据え、令和5年7月、上記関係府省連絡会議の下に民間有識者等から成る「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の開催について」が設置され、今後のより効果的な施策の在り方について検討が進められている。

5 登記事務処理体制の充実強化

登記制度は、国民の権利保全に資するとともに、国民の経済活動の円滑な運営に不可欠な基盤であり、登記事務を適正・迅速に処理して国民の期待に応えることは、法務局に課せられた重大な使命である。経済の発展に伴い、登記の事務量が増大するとともに、地図整備などの表示に関する登記の充実を始めとして、登記行政の充実・高度化に対する国民の期待がますます高まる一方で、高度情報化社会への登記行政の対応も急務となっていた。

そこで、昭和63年から、順次、登記事務のコンピュータ化を図り、不動産登記については、平成20年3月に全国全ての不動産についてコンピュータ化を完了し、商業・法人登記については、平成19年5月に全国全ての会社・法人についてコンピュータ化が完了した。これにより、現在では全国全ての登記所において、オンラインによる登記申請及び登記事項証明書等の請求が可能となり、インターネットを介して登記情報を確認するサービス（登記情報提供サービス）も利用可能となった。

また、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を行い、これらの情報の効率的な情報の維持・管理・提供を通して行政サービスの向上を図るため、平成23年7月までに全ての登記所へ地図情報システムを導入した。平成25年6月からは、全ての登記所でオンラインによる地図・図面証明書の交付請求をすることができるようになり、また、登記情報提供サービスにより地図・図面情報を確認することができるようになった。

6 所有者不明土地問題への取組

- (1) 近年、相続登記がされないことなどが原因で、不動産登記を見ても、所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地が増加しており、公共事業・災害復旧の遅延や不動産取引の阻害などの大きな要因となっている。そこで、相続登記の促進のための各種広報活動に加えて、全国の登記所において、平成29年5月29日から「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、その後も利用可能な手続の範囲を拡大させてきた。
- (2) 平成30年11月に、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、公共事業等の実施主体からの求めに応じて、登記官が所有権の登記名義人の法定相続人を探索し、その結果を登記所に備え付けることで、事業実施主体が公共事業等の遂行に活用できるようにする仕組みが設けられるとともに、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとして、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例が設けられた。
- (3) 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が段階的に施行され、令和元年11月に、登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与するなど、表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設けるとともに、探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記法の特例が設けられ、令和2年11月には、登記官が探索を行ってもなお表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所を特定することができなかった土地について、利害関係人の申立てにより、裁判所が特定不能土地等管理者等による管理を命ずる処分をすることができる制度が設けられた。
- (4) 令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号。以下「一部改正法」という。）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）

が成立し、同月28日に公布された。両法律により、所有者不明土地について、相続登記や住所等の変更登記の申請義務化等の不動産登記法の見直しや相続等により土地所有権を取得した者が一定の要件でその所有権を国庫に帰属させることができる制度（以下「相続土地国庫帰属制度」という。）の創設といった「発生予防」と、財産管理制度・共有制度等の見直しといった「利用の円滑化」の両面から総合的かつ本格的な対策が行われることになった。

令和3年12月17日に、一部改正法及び相続土地国庫帰属法の施行期日を定める政令（令和3年政令第332号、第333号）が制定され、①一部改正法のうち後記③及び④以外の改正規定については令和5年4月1日に、②相続土地国庫帰属法については同年4月27日に、③一部改正法による不動産登記法の改正のうち相続登記の申請の義務化等に関する規定については令和6年4月1日にそれぞれ施行することとされた。また、令和5年8月2日に、一部改正法の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第251号）が制定され、④一部改正法による不動産登記法の改正のうち住所等の変更登記の申請義務化といった他の公的機関とのシステム連携等を前提にした施策等に関する規定については令和8年4月1日（一部は同年2月2日）に施行することとされ、順次、政省令等の整備がされている。

一部改正法のうち不動産登記法の改正については、令和4年9月29日に令和5年4月1日施行の改正事項に関する不動産登記令等の一部を改正する政令（令和4年政令第315号）が、令和5年3月20日にその詳細を定めた省令が公布され、令和5年10月4日に令和6年4月1日施行の改正事項に関する不動産登記令等の一部を改正する政令（令和5年政令第297号）が公布された。また、相続土地国庫帰属制度については、令和4年9月29日に帰属のための土地の要件や負担金額を定めた政令が、令和5年1月13日に申請手続等の詳細を定めた省令が、それぞれ公布された。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）において、「今後、令和5年以降の施行に向けて、新制度の内容や遺産分割の重要性、令和4年度から拡充された相続登記の免税措置等について国民に十分かつ丁寧な周知を図る」と掲げられており、新しい制度の円滑な実施に向けて、法務省及び法務局では、不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」を活用しつつ、ホームページや動画、マンガ、説明会等による幅広い広報周知活動を行っている。

また、法務省に設置された「共有私道の保存・管理等に関する事例研究会」においては、共有私道の補修工事等を円滑に実施するため、民法等において同意を得ることが求められる共有者の範囲の明確化を図るべく、平成30年1月に、「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書」（以下「ガイドライン」という。）を取りまとめていた。

一部改正法により、ガイドラインの前提とされていたルールが大きく改正され

たことを踏まえて、上記研究会が再開され、令和4年6月7日、改正民法で導入された新制度が具体的な事案でどのように適用されるかを示した改訂ガイドラインが公表された。

7 無戸籍者問題への対応

- (1) いわゆる無戸籍者問題の抜本的な解消のため、その一因となっていると指摘されていた嫡出推定制度等の見直しを内容とする「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号）が令和4年12月10日に成立し、同月16日に公布された。この法律のうち、嫡出推定制度等の規定の見直しに関する規定は、令和5年4月21日に閣議決定された「民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（令和5年政令第173号）により、令和6年4月1日に施行される予定である。
- (2) 同法は、民法の定める親族関係の基本的な規律に抜本的な変更を加えるものであり、新しい制度の円滑な実施と無戸籍者問題の解消に向けて周知広報を図る必要がある。そのため、法務省においては、各法務局における改正法についての説明会の実施や、全国の法務局や家庭裁判所、その他医療機関等の関係機関に対するパンフレット、ポスター、リーフレットの配布、YouTubeの法務省チャンネルへの動画の掲載等幅広い周知活動を行うとともに、市区町村又は法務局から改正法の内容を無戸籍者やその関係者に個別に通知するなどの取組を行っている。

8 矯正施設における再犯防止施策の推進

矯正施設においては、再犯・再非行防止を実現するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法及び少年鑑別所法、さらには、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）及び「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）といった政府の決定による再犯防止対策に加え、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）を受けて決定した「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）に基づき、各種施策を推進してきたところ、令和5年3月、再犯防止推進計画下における取組状況や成果の検証を踏まえ、今後の課題について整理された第二次再犯防止推進計画が閣議決定された。同計画においては、7つの重点課題について96の具体的な施策が盛り込まれており、矯正施設においても、同重点課題に挙げられている「就労・住居の確保等」や「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等」等を実現するため、矯正処遇・矯正教育等の充実・強化を図るとともに、就労支援及び福祉の支援などの社会復帰支援を着実に推進するための取組を行った。

刑事施設においては、特別改善指導及び一般改善指導の適切な実施を図りつつ、特に薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導については、そのプログラムの効果検証結果等を踏まえ、指導の一層の充実に向けた取組を推進した。また、高齢又は障害により自立が困難な者について、円滑な社会復帰を図るために、関係機関と緊

密に連携して支援の強化を行うことはもとより、特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して多職種の職員で行うチーム処遇を開始した。

また、出所後の就労を見据えた効果的な就労支援を実現するため、雇用ニーズを踏まえた各種職業訓練を実施するとともに、全国8矯正管区に設置されている矯正就労支援情報センター室において、各地域の雇用情勢等に応じた、きめ細かな就労支援体制等の充実を図っている。加えて、事業主等に対する広報活動を全国的に展開し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業主の新規開拓に取り組んでいる。

少年院においては、知的障害、発達上の課題等を有する在院者に対する各種指導の効果的な実施等、在院者の特性に応じた矯正教育の充実強化を図るとともに、円滑な社会復帰のため、就労・修学支援及び福祉的支援の充実・強化を行っている。

少年鑑別所においては、少年院、保護観察所及び児童福祉機関等と連携し、少年保護手続を縦貫した鑑別の実施体制を強化しているほか、20歳以上の受刑者及び保護観察対象者に対する鑑別についても依頼内容に応じた適切な実施に努めている。また、地域の非行及び犯罪の防止に資する技術的助言等を行う地域援助業務を推進するため、関係機関との関係構築を進めるとともに、地域援助に係る体制整備等の充実を図っている。

9 更生保護における再犯防止対策の推進

更生保護においては、再犯・再非行の防止や刑務所出所者等の円滑な社会復帰の促進を図るため、平成20年6月に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）等の更生保護関係法令を始め、「再犯防止に向けた総合対策」、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」等の政府が策定した再犯防止対策に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム、刑務所出所者等に対する就労支援対策、自立更生促進センター及び就業支援センターの設置・運営、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援等、各種施策を推進してきた。

さらに、「再犯の防止等の推進に関する法律」及び同法を受けて策定された「再犯防止推進計画（第一次）」に基づき、刑務所出所者等の就労・住居の確保、高齢者や障害のある者、薬物依存を有する者への支援、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化、保護司活動の基盤整備、地方公共団体との連携強化等に重点的に取り組んできた。また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月犯罪対策閣僚会議決定）、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）が策定され、満期釈放者対策を始めとした息の長い支援の充実に向けた取組の一層の推進が図られている。

加えて、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法（令和5年12月から施行）においては、「息の長い」社会復帰支援の推進等の観点から、更生緊急保護制度の拡充、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助等に係る各種規定が設け

られ、刑事手続の入口段階から出口段階、そして保護観察や更生緊急保護を終えた後を含め、地域社会に至るまでの処遇をシームレスに捉え、切れ目のない支援を実施している。

また、就労支援については、矯正施設在所中から就労先の開拓・確保等を民間の就労支援事業者に委託して実施する「更生保護就労支援事業」について、令和5年度は対象地域を2か所増やし、27か所において実施することとし、刑務所出所者等の特性に応じた寄り添い型の就労支援事業の拡充を図った。

住居確保支援については、満期釈放者を含む更生保護施設退所者等に対する息の長い支援を実施するため、令和3年10月から全国の8更生保護施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問等による支援を継続的に実施する訪問支援事業を開始し、令和5年4月からは全国11施設において、取組を実施している。

高齢者・障害のある者等の支援については、地域生活定着促進事業として都道府県が設置した地域生活定着支援センターと連携した矯正施設入所中からの特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援の確保に取り組んだほか、同事業の一環として同センターが実施する「被疑者等支援業務」において弁護士との連携が促進され、保護観察所においても検察庁及び同センターと連携し、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」の取組を推進している。

さらに、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化を図るため、保護観察所において、再犯リスクの程度の評価や処遇方針の決定に資する情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールであるC F P（Case Formulation in Probation/Parole）を令和3年1月から導入し、アセスメントに基づく保護観察処遇の充実を図っている。

また、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正後の少年法が令和4年4月から施行され、犯罪をした18歳及び19歳の者については「特定少年」として、民法上は成年として位置付けられ社会的責任を有する立場になった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であることなどを踏まえた新たな枠組みの保護処分の下で、個々の特性に応じた処遇を実施している。加えて、令和4年10月から、保護観察所3庁（旭川、さいたま及び福井）で、地域の関係機関、民間協力者等による支援ネットワークを構築するとともに、それぞれが行う立ち直りに向けた支援活動の後方支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を民間事業者に委託し、実施している。

保護司については、負担低減や充実した保護司活動の実施に資するため、令和3年から全国の保護司会へタブレット端末等を順次配備するとともに、保護司専用ホームページ「H@（はあと）」の運用を開始して、その機能拡充を図っている。また、民間企業等に対して保護司制度等を紹介する保護司セミナーの開催を支援し、保護司の安定的確保のための取組を進めている。

10 人権擁護活動の推進

法務省の人権擁護機関では、従来から人権問題の解決に向け積極的に取り組んできたところであるが、いじめ、児童虐待を始めとするこどもの人権問題や、インターネット上の誹謗中傷など、様々な態様の人権侵犯事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあるといわざるを得ない。そのため、人権とは何かということ、今一度国民一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められている。

そのためには、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権と尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、様々な人権問題を自分事として捉える意識を広く社会に根付かせ、一人一人の行動変容を促すための人権啓発活動を行っていく必要があることから、令和5年度の啓発活動重点目標を「『誰か』のこと じゃない。」と定め、各種人権啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図った。

また、様々な人権問題に関する相談を受け付けるため、全国の法務局・地方法務局に、人権問題全般についての相談窓口以外に、「こどもの人権110番」（フリーダイヤル）や「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル）といった専用相談電話を設置しているほか、法務省ホームページ上にインターネットによる人権相談受付窓口を開設したり、料金受取人払の便箋兼封筒である「こどもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布するとともに、若年層でも利用しやすい「LINEじんけん相談」を全国で受け付けるなど、人権相談の体制強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、差別や虐待などの人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として所要の調査を行い、迅速かつ適切な措置を講じることにより、その実効的な救済に努めている。

11 訟務事務処理体制の充実強化

近年における訟務事件は、量的な面において依然として高い水準を維持しているばかりでなく、質的な面においても、ますます複雑・困難化してきており、各種専門分野における最先端の知識・技術に関する事項、あるいは条約ないし諸外国の法制度に関する事項が問題になるなど、従来の判例・学説のみでは対処できない新たな問題点を含む訴訟が、全国各地の裁判所に提起され、かつ、大型化・集団化する傾向にある。令和5年に判決の言渡しがあった重大判決を見ると、旧優生保護法に基づく不妊手術を受けたという本人又はその配偶者である者からの国家賠償請求訴訟、令和3年10月31日に施行された衆議院議員総選挙の無効請求訴訟等、社会の注目を集めた事件の判決が言い渡されている。このような判決の結果は、国の行政に大きな影響を与えるものであり、国の施策に対する裁判の重みは、一段と増し、訟務の役割がますます重要になっている。法務省では、これまでも、訟務担当の官房審議官の新設及び訟務担当の官房参事官の増設、訟務従事職員に対する研修体制の強化など、組織の充実と職員の能力向上に努めてきたところであるが、政府とし

て統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法機能を始めとする訟務機能を更に充実・強化するため、平成27年4月に、14年ぶりに訟務局を復活させた。国又は行政庁を当事者等とする訴訟の当事者の一方である訟務組織は迅速な裁判を実現することが今まで以上に要請されており、昨年に引き続き、各種事件関係打合せ会の開催、関係行政庁との連係の緊密化及びOA機器の充実や訟務部局間のネットワークの整備による情報技術の活用を図ることにより、訴訟の迅速化の実現に努めているところである。また、行政機関が現実には抱えている将来争訟に発展するおそれのある法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止して国民の権利・利益に資するべく、平成27年4月から予防司法支援制度を立ち上げ、より一層予防司法機能を強化しているところ、平成29年4月からは法務局・地方法務局でも展開し、予防司法機能の全国規模での充実を図っている。さらに、国益に関わる国際的な法律問題についても、国内訴訟における法解釈や主張立証の知見等を活用して、関係省庁に対する法的側面からの支援を行っている。

12 円滑かつ厳格な出入国審査等の実施

出入国在留管理行政においては、国際交流や経済の発展のために、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという「円滑化」と「厳格化」の双方の施策を的確に遂行していく必要がある。

平成28年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）を踏まえ、出入国在留管理庁では、テロ対策等の水際対策を強化しつつ、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。

テロ対策等の水際対策については、指紋等の個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券情報、事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）等を活用した厳格な出入国審査の実施に加え、平成28年10月から上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

出入国審査手続については、迅速化・円滑化の推進のため、令和3年12月から、新規入国する外国人に対して上陸申請時に提出を求めている外国人入国記録の電子的な提出を可能とした。

また、厳格な入国管理と円滑な入国審査の高度な次元での両立のためには、情報を活用し慎重審査の対象とすべき者を特定することが重要であるため、専門部署が中核となって、情報の収集及び分析の強化を図っている。

13 不法滞在者対策の推進

出入国在留管理行政において、不法滞在者の取締りは重要な施策の一つである。平成16年から始まった「不法滞在者5年半減計画」に基づき、摘発方面隊による摘発の強化、出国命令制度による不法滞在者の出頭促進、警察等の関係機関との連携

強化等の各種施策を積極的に実施した結果、同計画開始当時、約25万人存在していた不法滞在者は、平成21年1月には約13万人まで減少し、その後も不法滞在者の一層の縮減に努め、不法滞在者は着実に減少した。

その後、平成27年以降、不法滞在者は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る水際対策によって一時的に減少したが、同水際対策が解除されて以降、再び増加に転じた。

また、偽造在留カードなど、偽変造文書等を行使するなどして、身分や活動目的を偽って在留する「偽装滞在者」の存在は、決して看過することができない我が国の出入国在留管理行政の根幹に関わるものであることから、このような偽装滞在者への対策を推進するため、情報の収集・分析に基づく摘発等の効果的な取締りが重要となっている。

令和5年については、不法滞在者対策を強化するため、新型コロナウイルス感染症の影響により低調に推移していた不法滞在者等の摘発を促進させており、前年を大幅に上回る実績を得たことから、今後も関係機関と緊密に協力・連携した上、より一層効果的な取締りを推進していく。

14 共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備

平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定した。その後、総合的対応策は、毎年改訂を重ねながら内容の充実が図られており、外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして、我が国に定着しつつあるが、短期的な課題への対応にとどまっていた。また、外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要があった。

そこで、関係閣僚会議において、総合的対応策を改訂していくという短期的な課題への対応にとどまらず、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、令和3年1月29日、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が同年11月29日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

令和4年6月14日、関係閣僚会議において、当該意見書を踏まえ、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン及び取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。直近では、令和5年6月9日、関係閣僚会議において、新規施策の追加のほか、有識者の意見等を踏まえた工程表の見直し等

を行ったロードマップ（令和5年度一部変更）を決定した。さらに、ロードマップ（令和5年度一部変更）を踏まえるなどして改訂を行った総合的対応策（令和5年度改訂）を決定した。

15 国際協力の充実

法務省は、これまで、国連と協力して、刑事司法に関する国際研修・研究・調査を行うとともに、政府開発援助の枠組みの下、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、基本法令の起草、法曹等の人材育成等を柱とする法制度整備支援を行い、刑事・民事の両分野にわたり、主にアジア地域の開発途上国を対象とした法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立に寄与してきた。これらの国際協力は、各国の健全な発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、投資環境の整備等の観点から国益にも合致し、我が国の国際社会における地位向上にも資する重要な国際貢献となっている。我が国に対する支援要請は、ますます増加する状況にあり、法務省としても、我が国との密接な関係を有するアジア地域を中心としつつ、国際社会に寄与するこれら国際協力業務を一層積極的に推進していく必要がある。

このような中、平成20年6月に開催された「G8司法・内務大臣会議」における「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」のほか、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年5月改訂）や令和5年6月に閣議決定された開発協力大綱、同月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023（いわゆる骨太の方針）」等の政府方針において、自由・民主主義・基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国における法の支配の定着及びグッドガバナンスの確立並びに日本企業の海外進出に必要な投資環境整備等の観点から、基本法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、ガバナンスの強化等の法制度整備支援を進めることが確認されている。

これらの動きも踏まえ、法務省は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFET）を通じて、刑事司法及び犯罪者処遇に係る国際研修、国際高官セミナー、汚職防止刑事司法支援研修、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー等を開催し、アジア・アフリカ等の開発途上国の人材育成に努めてきた。このほか、国連等の国際機関との関係を強化するとともに、会議等を通じて最新の国際動向を収集し、我が国の知見・経験を発信するなどしている。

また、法制度整備支援について、外務省、JICA、最高裁判所、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター、法律学者等と協力し、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシア等アジアの開発途上国に対する基本法令の起草、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動に取り組んできた。近年は、法務総合研究所が、ラオス国立司法研修所、カンボジア王立司法学院、ウズベキスタン法執行アカデミー（旧・最高検察庁アカデミー）及びモンゴル国立法律研究所との間で、それぞれ協力関係

強化を目的とする協力覚書を交換し、また、ウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターと法務総合研究所国際協力部との間で、年次協力プログラムを締結しており、これらの覚書及びプログラムに基づく活動としてセミナー等を開催している。

16 司法外交閣僚フォーラムの開催

法務省では、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を国際社会に推進する施策である司法外交に取り組んでいる。令和5年は、日ASEAN友好協力50周年という重要な節目の年であったこと、また、我が国がG7議長国を務めたことから、法務省は、令和5年7月6日及び7日の2日間、ASEAN及びG7各国の法務閣僚等を招へいし、「日ASEAN特別法務大臣会合」、「G7司法大臣会合」及び「ASEAN・G7法務大臣特別対話」の3つの閣僚級会合で構成される「司法外交閣僚フォーラム」を東京で開催した。

各会合の成果として、「日ASEAN特別法務大臣会合」では「日ASEAN特別法務大臣会合共同声明」の採択及び「日ASEAN法務・司法ワークプラン」の承認、「G7司法大臣会合」では「東京宣言」の採択に伴う「ウクライナ汚職対策タスクフォース」の設置、「ASEAN・G7法務大臣特別対話」では「ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」の創設が合意された。

法務省は、「司法外交閣僚フォーラム」の各成果文書等で合意された事項等を着実に実施することで、引き続きASEAN及びG7双方との連携強化を図るとともに、国際社会における法の支配の推進を目指す司法外交の取組を積極的に進めている。

第２ 組 織

１ 組織の変動

(1) 法務省の所掌事務変更

(以上、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律関係)

(2) 地方更生保護委員会及び保護観察所の所掌事務変更

(以上、刑法等の一部を改正する法律関係)

(3) 民事局及び同局民事第二課の所掌事務変更

(以上、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令関係)

(4) 保護局観察課の所掌事務変更

(以上、刑法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令関係)

(5) 区検察庁（久喜、新津、亀岡、宇陀、荒尾、高森、大口、西都、高千穂、男鹿、鹿角、角館、中頓別、鳴門）の所在地の変更

(以上、最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令関係)

(6) 出入国在留管理庁参事官１人の設置（令和９年度末までの時限）

(以上、法務省組織令の一部を改正する政令関係)

(7) 出入国在留管理庁出入国管理部、同部出入国管理課及び同部審判課の所掌事務変更

(以上、出入国管理及び難民認定法施行令及び法務省組織令の一部を改正する政令関係)

(8) 人権擁護局調査救済課調査救済調整官１人の設置

(9) 出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課難民認定室の所掌事務変更

(10) 出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課支援企画官１人の設置

(11) 出入国在留管理庁政策課政策調整官１人の廃止

(以上、法務省組織規則の一部を改正する省令関係)

(12) 市原青年矯正センターの設置

(以上、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令関係)

(13) 市原学園の廃止

(14) 佐世保学園の廃止

(以上、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令関係)

(15) 東京出入国在留管理局成田空港支局審査監理官１人の廃止

(以上、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令関係)

２ 組織の概況

令和5年12月31日現在における本省及び外局の内部組織、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は、次のとおりである（巻頭見返し掲載の機構図を参照）。

本省

（内部部局）

—— 大臣官房 ——

秘書課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集、保存 法令案その他の公文書類の審査 情報の公開 個人情報の保護 機構 所掌事務の総合調整 国会との連絡 皇統譜副本の保管 事務能率の増進 官報掲載 儀式（人事課の所掌に属するものを除く。）

企画再犯防止推進室 重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整 法務省設置法第3条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整 調査及び研究 再犯の防止等の推進に係るものの企画及び立案に関する総合調整

広報室 広報 基本法制に関する国民の理解増進 防災に関する連絡調整 国民の保護のための措置に関する連絡調整 報道機関等との連絡調整

政策立案・情報管理室 政策の評価 証拠に基づく政策立案の推進 情報システムの整備及び管理 行政情報化 情報通信（LAN、WAN）

企画調査官 秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

人事課 定員、任免、試験、給与、懲戒、服務、人事評価、人事記録、表彰、栄典、女性職員活躍・ワークライフバランス推進、高齢対策、公証人・人権擁護委員・保護司・日本司法支援センター及び外国人技能実習機構の役員の身分、司法試験委員会、検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務

試験管理官 人事課の所掌事務のうち法務省の職員の試験の実施並びに司法試験委員会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務に関する重要事項

企画調査官 人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

会計課 法務省の所掌に係る経費、収入の予算、決算及び会計 法務省所管の物品の管理 本省で使用する自動車の管理

監査室 法務省の所掌に係る会計の監査

庁舎管理室 庁内の管理

企画調査官 会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

国際課 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する総合調整 基本的かつ総合的な政策の企画及び立案 国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査

施設課 法務省の所掌事務に関する施設の整備 法務省所管の国有財産の管理及び処分 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち法務省の所掌に係るもの 法務省の職員に貸与する宿舎に関する事項 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項

技術企画室 施設の整備に関する事務のうち建設計画、設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画、立案、調整及び指導並びに積算及び工務検査 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整

企画調査官 施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

厚生管理官 職員の福利厚生及び能率増進、恩給、災害補償に関する事務 共済組合に関する事務

司法法制部

【司法法制課】 司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 法制審議会の庶務 国立国会図書館支部法務図書館 法務省の所掌事務に関する統計 日本司法支援センター評価委員会の庶務 日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。） 総合法律支援 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

企画調査官 司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

資料企画調整官 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん、国立国会図書館支部法務図書館、法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【審査監督課】 弁護士法第5条の資格認定 外国法事務弁護士 債権管理回収業の監督 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証

—— 民 事 局 ——

【総務課】 民事法制に関する企画及び立案（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。） 民事局の所掌事務に関する総合調整 公証 検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の庶務 法務局及び地方法務局の組織及び運営 登記情報管理室 法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理に必要なものの調査、計画及び調整

登記情報センター室 登記に関する情報システムの運用及び管理

民事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【民事第一課】 国籍 戸籍 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に定める登記 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記 司法書士及び土地家屋調査士 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の規定による土地所有権の国庫への帰属の承認

所有者不明土地等対策推進室 不動産登記に関する事務のうち所有者不明土地等対策に係るものの企画、立案及び調整

地図企画官 不動産登記に関する事務のうち地図及び筆界の特定その他の特定事項に係るもの並びに司法書士及び土地家屋調査士に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【商事課】 商業登記 商事 法人登記 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める登記 供託 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）に定める遺言書の保管 非訟事件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事務の調整

— 刑 事 局 —

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整 検察庁の組織及び運営 犯罪捜査の科学研究 情報システムの整備その他の検察事務の能率化 刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務 司法警察職員の教養訓練 裁判員制度の啓発及び広報 法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

企画調査室 検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本的方針に係るものの調査及び企画

刑事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【刑事課】 一般刑事事件、環境関係事件、選挙関係事件、交通関係事件、財政経済関係事件及び少年に係る刑事事件の検察に関すること並びに犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件、労働関係事件、風紀関係事件、薬物関係事件、暴力団に係る刑事事件及び外国人に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

【国際刑事管理官】 犯罪人の引渡し 刑事に関する国際間の共助 刑事に関する国際間の協力 刑事に関する条約その他の国際約束の実施 犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整

— 矯 正 局 —

- 【総務課】 矯正に関する法令案の作成 矯正局の所掌事務に関する総合調整 刑事施設・少年院及び少年鑑別所視察委員会 矯正施設の組織及び運営 矯正管区の組織及び運営 刑務共済組合 矯正局の所掌事務に係る国際協力 矯正監査室 矯正施設の実地監査 被収容者の不服及び苦情の処理 情報通信企画官 矯正の情報システムの整備及び管理に係るものの企画及び調査 矯正通信に関する事務のうち技術的事項に係るものの企画及び調整 矯正調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
- 【成人矯正課】 刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、保護及び釈放 刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、厚生その他その処遇 刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金 国際受刑者移送 犯罪人の指紋その他その個人識別 警備対策室 刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安 刑務所等被収容者の移送 刑務所等の職員の非常訓練 刑務官の点検及び礼式 企画官 成人矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
- 【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律、警備その他少年院等の保安 少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 少年院等被収容者の矯正教育、厚生その他その処遇 少年院等被収容者に係る職業能力習得報奨金及び手当金 少年院等の職員の非常訓練 企画官 少年矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
- 【更生支援管理官】 再犯の防止等に関する施策に関する基本的な方針の企画及び立案 再犯の防止等に関する施策に関する地方公共団体及び再犯の防止等に関する活動を行う各種団体との連絡調整
- 【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤 矯正医療企画官 矯正医療管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案の補助

— 保 護 局 —

- 【総務課】 更生保護に関する法令案の作成 保護局の所掌事務に関する総合調整 恩赦 国際受刑者移送法第25条第2項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除 中央更生保護審査会の庶務 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等（厚生労働省の所掌に属するものを除く。） 恩赦管理官 恩赦等に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事務 精神保健観察企画官 心神喪失者等医療観察制度（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）に関する事項に係るものの企画及び調整
- 【更生保護振興課】 保護司に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。） 更生保護事業の助長及び監督 民間における犯罪予防活動の促進 更生保護に関する各種団体との連絡調整 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研

究

民間活動支援企画官 保護司に関する事務(大臣官房の所掌に属するものを除く。)
及び更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち特定事項に係る
ものの企画及び調整

保護調査官 更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【観察課】 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整 刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けてその裁判が確定するまでの者及び勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものの生活環境の調整 更生保護法第88条に規定する刑の執行を停止されている者に対する措置 更生保護法第88条の2に規定する刑執行終了者等に対する援助 更生保護法第88条の3に規定する更生保護に関する地域援助(更生保護振興課の所掌に属するものを除く。) 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

処遇企画官 保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

—— 人 権 擁 護 局 ——

【総務課】 人権擁護に関する企画及び立案 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整 人権擁護委員の事務(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

人権擁護推進室 人権擁護に関する基本的な事項に係る企画及び立案並びに調整

【調査救済課】 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権相談
調査救済調整官 調査救済課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び立案
並びに調整

【人権啓発課】 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長

—— 訟 務 局 ——

【訟務企画課】 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る企画及び立案 訟務局の所掌事務に関する総合調整

訟務調査室 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案

訟務判例研究官 特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う事務

訟務広報官 国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整

【民事訟務課】 民事に関する争訟(他課の所掌に属するものを除く。)

民事訟務対策官 民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の追行、
企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整

【行政訟務課】 行政に関する争訟 民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの

【租税訟務課】 租税の賦課処分及び徴収に関する争訟

【訟務支援課】 国の利害に関係のある争訟に関する一般的な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うことによる関係機関に対する支援

政策立案総括審議官 大臣官房に政策立案総括審議官 1 人が置かれ、法務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務の総括整理

公文書監理官 大臣官房に公文書監理官 1 人が置かれ、法務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務の総括整理

サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官 1 人が置かれ、法務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務の総括整理

審議官 大臣官房に審議官 6 人（うち 2 人は充て職）が置かれ、法務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務の総括整理

（注）審議官は、出入国在留管理庁にも 2 人置かれている。

参事官 大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局、訟務局にそれぞれ参事官が若干人置かれ、主としてそれぞれの部局の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案

（注）参事官は、出入国在留管理庁（3 人）及び公安調査庁（1 人）にも置かれている。

（審議会等）

司法試験委員会 司法試験及び司法試験予備試験に関する事項の管理

検察官適格審査会 検察庁法第 23 条第 3 項に規定する検察官の適格性に関する審査

中央更生保護審査会 法務大臣に対する特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出 地方更生保護委員会の決定に対する審査及び裁決

日本司法支援センター評価委員会 日本司法支援センターの業務の実績に関する評価
その他総合法律支援法によりその権限に属させられた事項の処理

法制審議会 法務大臣の諮問に応じて行う民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のた

めの措置等に関する法律第5条第2項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

検察官・公証人特別任用等審査会 検察庁法第18条第2項に規定する副検事の選考及び同条第3項に規定する検察官特別考試の実施、公証人法第13条ノ2に規定する選考の実施並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決

検察官特別任用分科会 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項の処理

公証人分科会 公証人の選考の実施（公証人法第13条ノ2に規定する選考をいう。）並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決に関する事項の処理

（施設等機関）

刑 務 所 — 支 所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年刑務所 — 支 所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇（ただし、少年及び26歳未満の成人を主に対象とする。）

拘 置 所 — 支 所 主に被勾留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少 年 院 — 分 院 主に保護処分を受ける者及び少年院において懲役及び禁錮の刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育

少年鑑別所 — 分 所 主に鑑別対象者の鑑別、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等の収容及びこれらの者に対する必要な観護処遇並びに非行及び犯罪の防止に関する援助

婦人補導院 — 売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者に対する必要な補導

法務総合研究所 — 支 所 法務に関する調査及び研究 当省の職員（矯正の事務に従事する職員並びに出入国在留管理庁及び公安調査庁の職員を除く。）に対する職務上必要な研修 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（昭和36年条約第4号）に基づき、国際連合と協力して行う研修、研究及び調査 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

（参考）

「国連アジア極東犯罪防止研修所」

上記協定に基づき設立された研修機関。国連の犯罪防止・刑事司法プログラ

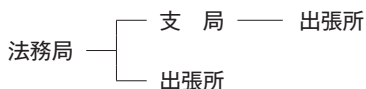
ム・ネットワーク機関として、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法制度の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修、研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記協定及びその後に交わされた交換公文によって定められており、法務総合研究所がその事務を担当している。

矯正研修所 ― 支所 矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

矯正管区 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会 刑法第28条の行政官庁としての仮釈放の許可又はその処分の取消し 刑法第30条の行政官庁としての仮出場の許可 少年院からの仮退院又は退院の許可 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請又は仮退院を許す処分の取消し 少年法第52条第1項又は同条第1項及び同条第2項の規定により言い渡された刑について、その執行を受け終わったものとする処分 婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し 保護観察所の事務の監督



登記 戸籍 国籍 供託 公証 司法書士及び土地家屋調査士の事務 遺言書保管 人権侵害事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長 人権擁護委員の事務 人権相談 国の利害に関する争訟
保護観察所 ― 支部 保護観察の実施 保護観察の仮解除 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整 犯罪の予防を図るための世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等の実施
保護司選考会 保護司法の規定に基づき、各保護観察所に置かれており、保護観察所の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見を述べる。

特別の機関



外 局

出入国在留管理庁

(内部部局)

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集及び保存 法令案その他の公文書類の審査及び進達 情報の公開 個人情報の保護 機構及び定員総合調整（政策課の所掌に属するものを除く。） 行政の考査 広報 事務能率の増進 表彰及び儀式 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練 職務上必要な研修 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査 行政財産及び物品の管理 庁内の管理 施設の整備 宿舍 衛生、医療その他の福利厚生 入国者収容所の組織及び運営 地方出入国在留管理局の組織及び運営 外国人技能実習機構の組織及び運営 地方公共団体の職員その他の関係者に対する必要な研修

出入国在留監査指導室 職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察 入国者収容所等視察委員会

情報システム管理室 情報システムの整備及び管理 住民基本台帳法第30条の50の規定による通知

政策課 所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案 出入国在留管理基本計画の策定 所掌事務に関する法令案の作成 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針の策定

外国人施策推進室 法務省設置法第28条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整

出入国管理部

出入国管理課 外国人の上陸の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 外国人の再入国の許可 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任 短期滞在の在留資格に係る外国人の在留の許可在留許可等（審判課の所掌に属するものを除く。）

難民認定室 一時庇護のための上陸の許可 入管法第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第5項の規定による許可の取消し並びに同法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書 難民の認定及び補完的保護対象者の認定（審判課の所掌に属するものを除く。）

る法律の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定

公安調査庁

(内部部局)

総務部

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集及び保存 公安調査庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計監査 行政財産及び物品の管理 所掌事務に関する総合調整 所掌事務に関する統計 情報システムの整備及び管理 公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営 審理室 公文書類の審査及び進達 情報公開 個人情報保護 所掌事務に関する法令案の作成 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分の請求及び調査結果の提供 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による国会への報告

渉外広報調整官 渉外及び広報

人事課 機構及び定員 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練 衛生、医療その他の福利厚生 行政の考査

公文書監理官 公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護

調査第一部

第一課 第一部の所掌事務に関する総合調整 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分 第一部の所掌に係る事項に関する関係機関との情報及び資料の交換の総括

第二課 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備、国内資料の収集、整理及び保管

公安調査管理官 第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

調査第二部

第一課 第二部の所掌事務に関する総合調整 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析 国際調査企画官 特定事項に係るものの企画及び調整

第二課 国外資料の収集、整理及び保管 第二部の所掌に係る事項に関する国外との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の総括

国際破壊活動対策室 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備

公安調査管理官 第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った
団体の規制に関する調査

(施設等機関)

公安調査庁研修所 公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

公安調査局・公安調査事務所 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の
規制に関する調査 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分

第 3 定 員

令和 5 年度末における法務省の各組織の定員は、次のとおりである。

(令和 5 年度末)

区 分		定 員	
内 部 部 局	大 臣 官 房	事務次官 1 人及び秘書官 1 人を含む。 うち、62人は、司法法制部の定員とし、司法 法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書 館支部法務図書館の定員とする。	402人
	民 事 局		101人
	刑 正 局		71人
	矯 護 局		86人
	保 護 局		52人
	人 権 擁 護 局		28人
	訟 務 局		90人
	小 計		830人
施 設 等 機 関	法 務 総 合 研 究 所	うち、24人は、支所の定員とする。	84人
	矯 正 研 修 所		87人
	刑務所、少年刑務所及び拘置所		19,750人
	少 年 年 別 所		2,306人
	少 婦 人 補 導 所		1,136人
	小 計		2人
			23,365人
地方支分部局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局		8,935人
	矯 正 地 方 管 理 区		314人
	地 方 更 生 保 護 委 員 会		321人
	保 護 観 察 所		1,508人
	小 計		11,078人
	検 察 庁		11,865人
	合 計		47,138人

出入国在留管理庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	出 入 国 管 理 部	長官 1 人、次長 1 人、審議官 2 人及び参事官 3 人を含む。	144人
	在 留 管 理 支 援 部		72人
	小 計		132人
施 設 等 機 関	入 国 者 収 容 所		348人
地方支分部局	地 方 出 入 国 在 留 管 理 局		263人
	合 計		5,703人
			6,314人

公安審査委員会（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	事 務 局		4人

公安調査庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	総 務 第 一 部	長官 1 人及び次長 1 人を含む。	81人
	調 査 第 二 部		128人
	調 査 第 三 部		176人
	小 計		385人
施 設 等 機 関	公 安 調 査 庁 研 修 所		8人
地方支分部局	公 安 調 査 局		1,375人
	合 計		1,768人

法 務 省 合 計			55,224人

第4 予 算

令和5年度における法務省所管等の歳出予算額は、次のとおりである。

一般会計では、当初予算額が、7,917億1,042万2千円であったところ、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するために必要な経費等が盛り込まれた補正予算（第1号）により、出入国在留管理庁の体制強化等に必要な経費として83億9,442万1千円、経済取引を支える登記関係システム等の強化に必要な経費として77億6,715万9千円、法務行政及び刑事手続・民事裁判手続のデジタル化に必要な経費として92億1,205万7千円、捜査手続・公判体制等の維持強化、公安調査庁の情報収集・分析能力強化及び法テラスによる相談・支援体制の充実に必要な経費として25億2,353万6千円、法務省施設の防災・減災対策の強化、矯正施設の保安警備体制等の強化及び老朽化した更生保護施設の整備の促進に必要な経費として125億653万7千円、原油価格高騰に伴う電気料等の増額に対応する経費として29億1,340万4千円、人件費の不足見込分として59億5,928万1千円の総額492億7,639万5千円が追加計上された。なお、政府情報システム経費は、デジタル庁所管であり、同庁に一括計上されており、国際観光旅客税財源充当事業は、国土交通省所管であり、同省の観光庁に一括計上されている。

他方、既定経費の不用分として、24億2,482万5千円が減額されたため、補正後予算額は8,385億6,199万2千円となった。また、前年度からの繰越額466億1,920万4千円、被収容者の増加等に伴い生じた被収容者食糧費等の予算の不足を補うための予備費使用額5億9,021万7千円を加え、さらに、国土交通省から移し替えを受けた国際観光旅客税財源出入国管理業務のために必要な経費3億237万円を加えると、歳出予算現額は8,860億7,378万3千円となっている。

東日本大震災復興特別会計では、当初予算額が7,589万7千円であったところ、補正予算（特第1号）により、人件費の不足見込分として122万3千円追加計上された。

他方、既定経費の不用分として、295万円が減額され、補正後予算額及び歳出予算現額は7,417万円となっている。なお、東日本大震災復興特別会計は、復興庁所管であり、同庁に一括計上されている。

法務省所管等の歳出予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、補正後予算額として8,386億3,616万2千円、歳出予算現額として8,861億4,795万3千円となっている。

第 2 部

業務の概況

第 1	内 部 部 局
第 2	審 議 会 等
第 3	施 設 等 機 関
第 4	地 方 支 分 部 局

第1 内部部局

I 大臣官房

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第3条、第10条～第21条 法務省組織規則第1条～第6条

秘書課

法務省組織令第13条、第14条 法務省組織規則第1条

〈業務の実施状況〉

1 行政改革関係

平成19年4月1日に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、法務省においては、地方移譲の検討事項として法務局・地方法務局（以下「法務局等」という。）の登記事務等が掲げられた。その後の検討の結果、第2次勧告において、法務局等は、国の機関として残すものと整理されたものの、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施は、市場化テストについて官民競争入札等監理委員会の検討に委ねることとされた。

このほか、第2次勧告では、地方自治体の事務を国の法令で規制する義務付け・枠付けに係る法制的な仕組みの見直しが盛り込まれており、法務省では刑事局、保護局及び人権擁護局の所管法令が見直しの対象とされた。

平成21年11月17日、閣議決定により地域主権戦略会議が内閣府に設置され、法務省においては、出先機関改革において法務局等が議論の対象とされた。その後、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、各府省において自ら出先機関の事務・権限の仕分け（以下「自己仕分け」という。）が行われた。

その後、内閣総理大臣からの再検討指示を経て、平成22年11月29日の地域主権戦略会議において、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとする「出先機関改革の基本方向」が示され、同年12月28日、「アクション・プラン」が閣議決定された。

法務省の自己仕分けにおいて「A－a」と仕分けた事務のうち、地方側から申出があった「人権啓発活動地方委託事業のうち、非ネットワーク事業」のみ、事務・権限の移譲に向けた工程案を作成した。

その後、平成23年12月26日の地域主権戦略会議においては、それまでの地域主権戦略会議等の議論を踏まえ、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域の実施体制の枠組み（方向性）」が承認された。

平成24年11月15日には、地域主権戦略会議等の議論を経て「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定された。さらに、同年11月30日には、「地域主権戦略大綱」に基づく取組成果を踏まえ、今後おおむね2、3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を内容とする「地域主権推進大綱」が閣議決定された。

平成25年3月8日には、閣議決定により地方分権改革推進本部が設置され、また、同年4月5日には、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）により地方分権改革有識者会議の開催が決定された。同会議における議論等を踏まえ、平成22年の自己仕分けにおいて仕分けた事業について改めて事務・権限等の移譲に関する検討をし、平成25年9月13日に開催された第3回地方分権改革推進本部において、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定され、法務省においては、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）が、移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限とされた。その後の検討・議論の結果を踏まえて同年12月20日に閣議決定された「見直し方針」に移譲する方策の検討を進める事業として同事業が盛り込まれたことから、これを受けて委託要綱を改正し、地方公共団体における同事業実施の自由度を上げることで対応した。

平成26年から、それまでの委員会勧告方式に替えて、内閣府地方分権改革推進室において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集する「提案募集方式」が導入され、例年、提案された事項に係る対応方針が年末に閣議決定されている。

当省に対してなされた提案に係る現況は以下のとおりである。

(1) 令和4年までの提案事項

「令和元年の地方からの提案等に対する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」にあっては、許認可事務における登記事項証明書の添付省略が、「令和2年の地方からの提案等に対する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」にあっては、不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際における電子での評価額情報の利用が、「令和3年の地方からの提案募集に対する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」にあっては、管理不全空家所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大、職業能力開発校における留学生の受入及び修了後の在留資格変更を可能とすること、市区町村による住宅用家屋証明発行事務の負担軽減、指定給水装置工事事業者の指定の申請等における法人登記事項証明書の添付省略が、「令和4年の地方からの提案募集に対する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）」にあっては、二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可等に係る都道府県知事への権限移譲、戸籍届書記載事項における世帯主氏名の削除、固定資産評価額及び建築年月日に係る法務局から都道府県への通知、産業廃棄物処理業許可等申請における法人登記事項証明書の添付省略が、それぞれ措置状況に係るフォローアップの対象とされており、検討が進められている。

(2) 令和5年の提案事項

令和5年の提案募集では、①業務時間外における戸籍証明書の交付抑止処理の取扱いの見直し、②住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る公文書（請求書）様式の統一化、③オンラインによる評価額通知の活用及びオンライン化の促進、④奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化、⑤国から地方公共団体へ再犯防止対策に必要な出所者の情報提

供の拡大、⑥公用請求により登記事項証明書を取得している手続で登記情報連携システムの利用を可能とすることについて提案があり、6件全てについて措置等を行うことが「令和5年の地方からの提案募集に対する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）」に盛り込まれた。

2 国の機関等の移転

第4次全国総合開発計画において、東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進するため、①「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」こととされ、また、②「遷都問題については、（中略）東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

(1) 国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、平成5年6月24日開催の国の機関等移転推進連絡会議における移転計画に基づき移転が実施されており、その進捗状況を踏まえ、平成13年6月28日開催の同連絡会議において抜本的な見直しが行われるとともに、平成14年1月10日開催の同連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえた見直しが行われた。

なお、上記移転計画に基づく法務省関係機関（法務総合研究所（研究部）、東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会）は全て移転を完了している。

(2) 国会等の移転

首都機能移転問題については、平成4年12月、「国会等の移転に関する法律」（平成4年法律第109号）が制定され、同法に基づいて国会等移転調査会が設置された。

同調査会は、平成7年12月13日に「国会等移転調査会報告」を取りまとめた後、平成8年6月に「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」（平成8年法律第106号）が成立したことにより廃止され、新たに同法に基づいて国会等移転審議会が設置（平成8年6月26日）された。

同審議会において、調査対象地域として選定された北東地域、東海地域及び三重・畿央地域について、現地調査や、科学的見地からの比較検討等が行われ、調査の取りまとめ結果に基づき、平成11年12月20日、移転先候補地について「栃木・福島地域」及び「岐阜・愛知地域」を選定するなどの答申が内閣総理大臣へ提出された。

今後は、移転先地の決定等について、国会において審議が行われることとなっており、平成15年6月に設置された「国会等移転に関する政党間両院協議会」において検討が進められているところである。

3 個人情報保護関係

(1) 行政機関の個人情報保護

平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平

成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)が施行されたことを踏まえ、「法務省保有個人情報保護管理規程」(平成17年3月16日大臣訓令。以下「旧規程」という。)を制定した。

その後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)が一部施行されたことに伴い、旧規程に個人番号及び特定個人情報の適切な管理に関する定めを加え、「法務省保有個人情報等保護管理規程」(平成27年10月23日大臣訓令)を制定し、同規程に基づき、法務省における保有個人情報の適正な管理のための所要の措置を講じている。

さらに、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が改正され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)が個人情報保護法に統合されたことに伴い、個人情報保護に係る各種訓令、通達等を改正等している。

また、個人情報保護窓口を設置し、個人情報保護法の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る業務等を行っており、令和4年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	832	790
開示請求取り下げ件数	37	40
開示決定等件数	783	780
うち、全部開示決定件数	737	169
うち、部分開示決定件数	22	416
うち、不開示決定件数	24	195
訂正請求受付件数	1	8
訂正決定等件数	1	4
うち、訂正決定件数	0	1
うち、不訂正決定件数	1	3
利用停止請求件数	1	1
利用停止決定等件数	1	0
うち、利用停止決定件数	0	0
うち、不利用停止決定件数	1	0
審査請求件数	55	-
裁決・決定件数	43	-
訴訟件数	0	2

(注) 出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。

委任機関とは、個人情報保護法第126条の規定に基づき、法務大臣の権限が委任された官署をいう。

(2) 所管事業者等の個人情報保護

平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行され、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成16年10月29日に「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」（法務省告示第531号。以下「旧ガイドライン」という。）を制定した。

旧ガイドラインは、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成21年9月30日法務省告示第453号。平成21年11月1日施行）へ改定後、消費者庁が公表する標準的なガイドラインの改定を踏まえ、見直しを行い、平成27年3月24日法務省告示第178号により全部改正した。

また、個人情報保護法の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組を推進するため、平成17年8月17日に「認定個人情報保護団体の認定に関する指針」（法務省告示第413号）を制定した。

そして、平成27年9月3日に個人情報保護法が改正（以下「改正個人情報保護法」という。）され、平成29年5月30日から全面施行されたことにより、個人情報取扱事業者に対する主務大臣（法務省においては法務大臣）の監督権限が個人情報保護委員会に一元化された。

ただし、債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業を行う個人情報取扱事業者に対する監督権限については、同法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に基づき、個人情報保護委員会から法務大臣に委任されている（なお、改正個人情報保護法の施行により、前記ガイドライン及び指針は廃止。）。

(3) 行政機関等匿名加工情報の提供

「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられ、同法律を踏まえた行政機関個人情報保護法等の改正がなされた。

その後、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護法が改正されたことに伴い、行政機関非識別加工情報は廃止され、新たに行政機関等匿名加工情報が規定された。

そして、個人情報保護委員会において「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月個人情報保護委員会事務局）

等が定められ、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務は、同事務対応ガイド等に基づき取り扱うこととされた。

4 情報公開関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求に係る業務等を行っており、令和4年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	624	130,703
開示請求取下げ件数	86	129
開示決定等件数	556	127,830
うち、全部開示決定件数	205	1,114
うち、部分開示決定件数	288	126,332
うち、不開示決定件数	63	384
開示決定等の期限延長件数(10条2項)	265	663
開示決定等の期限特例延長件数(11条)	40	311
審査請求件数	105	-
審査請求取下げ件数	0	-
裁決・決定件数	100	-
訴訟件数	5	-

(注) 出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、情報公開法第17条の規定に基づき、法務大臣の権限を委任された官署をいう。

5 国会関係

(1) 第211回国会

ア 召集・会期

第211回国会（常会）は、1月23日に召集され、会期は、6月21日までの150日間であった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

1月23日、衆参両院の本院議において、施政方針演説等の政府4演説が行われ、1月25日及び26日に衆議院で、1月26日及び27日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 予算

1月23日に「令和5年度総予算3案」が提出された。

令和5年度総予算3案については、1月27日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月28日に衆議院予算委員会及び同本院議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月27日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、

審議が重ねられ、3月28日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

(ウ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出60件（うち、法務省所管9件）、継続1件であり、そのうち59件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出52件（うち、法務省所管2件）、継続49件であり、そのうち、13件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出15件（うち、法務省所管2件）であったが、成立した法案はなかった。

条約は、新規提出11件の全てが承認された。

(エ) 質問主意書

第211回国会において提出された計301件の質問主意書のうち、法務省に係るがあったものは、山田勝彦衆議院議員（立憲）の「日本に在留する外国人のうち仮放免中に亡くなった方々の数に関する質問主意書」等70件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録507ページ参照）

(ア) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

（令和5年2月7日提出 4月7日成立 4月14日公布法律第10号）

(イ) 仲裁法の一部を改正する法律案

（令和5年2月28日提出 4月21日成立 4月28日公布法律第15号）

(ロ) 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案

（令和5年2月28日提出 4月21日成立 4月28日公布法律第16号）

(ハ) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

（令和5年2月28日提出 4月21日成立 4月28日公布法律第17号）

(ニ) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

（令和5年3月3日提出 5月10日成立 5月17日公布法律第28号）

(ホ) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

（令和5年3月7日提出 6月9日成立 6月16日公布法律第56号）

(ヘ) 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

（令和5年3月14日提出 6月6日成立 6月14日公布法律第53号）

(コ) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

（令和5年3月14日提出 6月16日成立 6月23日公布法律第66号）

(ケ) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

（令和5年3月14日提出 6月16日成立 6月23日公布法律第67号）

(2) 第212回国会

ア 召集・会期

第212回国会（臨時会）は、10月20日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、12月13日までの55日間とする旨議決された。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

10月23日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の所信表明演説等が行われ、10月24日及び25日に衆議院で、同25日及び26日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 予算

11月20日、「令和5年度補正予算2案」が提出された。

令和5年度補正予算案については、11月20日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、11月24日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月20日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、11月29日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

(ウ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出12件（うち、法務省所管2件）、継続2件であり、その全てが成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出18件（うち、法務省所管2件）、継続83件（うち、法務省所管5件）であり、そのうち、3件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出10件（うち、法務省所管0件）であったが、成立した法律案はなかった。

条約は、新規提出1件が承認された。

(エ) 質問主意書

第212回国会において提出された計284件の質問主意書のうち、法務省に係るものがあつたものは、大河原まさこ衆議院議員（立憲）の「離婚後共同親権制の導入に係るDV被害者保護に関する質問主意書」等43件であつた。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録513頁参照）

(ア) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

（令和5年10月20日提出 11月17日成立 11月24日公布法律第76号）

(イ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（令和5年10月20日提出 11月17日成立 11月24日公布法律第77号）

6 省庁横断的な重要施策関係

(1) 閣議請議

官房秘書課で取り扱った閣議請議総件数は130件であり、この内訳は、法律案

11件、政令24件、質問主意書に対する答弁書86件、その他9件であった。

(2) 犯罪被害者等施策関係

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行された。

同法に基づき、これまで4回にわたり「犯罪被害者等基本計画」が策定され、その下で、一定の犯罪について、被害者が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、被告人に対する質問等を行うことができる被害者参加制度を導入するなど、各種の取組が進められてきた。

直近では、令和3年3月30日、計画期間を同年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、法務省関連の主な施策として、日本司法支援センターの法律相談援助等の利用促進、被害児童からの事情聴取における配慮（代表者聴取の実施）、犯罪被害者等による心情伝達制度へのアクセスの向上、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等が盛り込まれており、これらの施策の着実な推進に努めている。

(3) 規制改革等の推進関係

平成25年1月に設置された「規制改革会議（現在の規制改革推進会議）」は、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務としており、毎年、「規制改革推進に関する答申」を内閣総理大臣に提出している。

令和5年の答申を踏まえ、対象となった規制改革事項の着実な実現を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められ、令和5年6月16日に閣議決定された。同計画において実施事項とされた、「海外起業人材の活躍に資する制度見直し」、「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し」、「高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進」、「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化」などは、時期を定めた取組が進められている。

(4) 東日本大震災関連施策関係

被災地の復興に当たっては、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき、平成23年7月29日に復興に係る基本的考え方や実施する施策等が盛り込まれた「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定された。

平成24年2月10日には復興庁が発足し、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するための取組が進められている。

上記基本方針に盛り込まれた法務省関連施策としては、「土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正」、「震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）への対処」、「被災地における再犯防止に向けた取組」、「心理的支援を必要とする被収容少年等に対する、少年鑑別所の心理技官による心理的支援の実施」、「日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業」等があり、施策ごとに工程表を作成の上、取組を進めている。

(5) 再犯防止施策関係

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行された。

政府は、同法の施行を受け、平成29年12月、「再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」という。）を閣議決定し、令和元年12月には、第一次計画に基づき実施している再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を加速化させるため、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定して、様々な取組を行ってきた。

政府は、令和5年3月、第一次計画下の取組についての成果と課題を踏まえ、同年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。

第二次計画では、新たに国及び地方公共団体の役割分担を明記したところ、同役割分担に基づく地方公共団体の取組を一層促進するため、令和5年度から、法務省及び都道府県の取組として、域内の市区町村に対する支援及び犯罪をした者等に対する直接支援を実施する都道府県に対し、法務省が財政支援を実施する「地域再犯防止推進事業」を開始し、同年度は24の都府県が同事業を実施した。

また、地方公共団体による取組を促進するため、地方公共団体の担当者を対象に、「全国会議」及び全国を6つのブロックに分けた「ブロック協議会」を開催し、地方公共団体による再犯の防止等の取組についての発表を通じて、これまでの取組で蓄積された成果や課題を共有するとともに、法務省と地方公共団体との間で協議等を行った。

さらに、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績のあった個人や団体を内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」について、平成30年度から新たに再犯防止活動を表彰の対象とし、令和5年度には、再犯防止活動について合計8の団体及び個人を表彰した。

加えて、再犯防止推進法において、政府が講じた再犯防止施策について、国会への年次報告が求められていることを受け、平成30年度から再犯防止推進計画に盛り込まれた施策の進捗状況等をまとめた「再犯防止推進白書」を作成しており、令和5年度も、同年12月に閣議決定の上、国会報告を行った。

(6) その他

各府省から法務省に対する照会、依頼、協議等に対応した。主要なものとしては、障害者施策関係、知的財産戦略推進関係及び対日直接投資関係に係る省内各部局との連絡調整等がある。

7 式 典

月 日	件 名	出 席 者 数		
5.10	春の叙勲による勲章伝達式	146人	中授章 小授章等	9人 137人
5.12	第40回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	23人	矯正関係	23人
5.15	春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	123人	保護関係 人権関係 矯正関係 民事関係	100人 8人 5人 10人
11. 9	第41回危険業務受持者叙勲による勲章伝達式	27人	矯正関係 入管関係	26人 1人
11.10	秋の叙勲による勲章伝達式	161人	中授章 小授章等	10人 151人
11.13	秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	133人	保護関係 人権関係 矯正関係 民事関係	114人 6人 6人 7人

8 公文書の接受等

(令和5年)

件 名	件 数 等
1 公文書類の接受件数	190,000件
2 公文書類の発送件数	84,331件
3 官報掲載件数	10,611件
4 独立行政法人国立公文書館へ移管した行政文書等	309冊

広報室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 広報関係事務

(1) 重点広報事項

広報月	重 点 広 報 事 項
随 時	○令和5年度人権啓発活動重点目標 「『誰か』のこと じゃない。」 一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種の人権啓発活動を展開する。具体的には、強調事項として以下の人権課題17項目を掲げ、これらを主な事項として人権啓発活動を実施する。 (強調事項) ・ 女性の人権を守ろう ・ こどもの人権を守ろう ・ 高齢者の人権を守ろう ・ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう ・ 部落差別（同和問題）を解消しよう ・ アイスの人々に対する偏見や差別をなくそう ・ 外国人の人権を尊重しよう ・ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう ・ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう ・ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう ・ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう ・ インターネット上の人権侵害をなくそう ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう ・ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう ・ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう ・ 人身取引をなくそう ・ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
随 時	○再犯防止対策の推進について 平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく施策の周知を図る。
随 時	○日本司法支援センターの周知について 総合法律支援制度並びに日本司法支援センターの業務内容及び利用方法等についての周知を図る。
随 時	○裁判員制度の広報啓発について 制度の円滑な実施のため、制度の内容・意義等を周知するとともに、制度に対する国民の不安を解消し、参加意識の醸成を図る。
随 時	○登記のオンライン申請等の利用促進について オンラインを利用した登記申請や証明書等の交付請求の利用促進を図るため、オンラインを利用した場合のメリットや利用方法について周知を図る。

随 時	○相続登記の促進について 令和6年4月1日から始まる相続登記の申請の義務化について、相続登記の意義や必要性を、幅広く国民への周知を図る。
随 時	○相続土地国庫帰属制度について 令和5年4月27日から始まった相続土地国庫帰属制度について、土地の管理・処分の選択肢として、国民への周知を図る。
随 時	○筆界特定制度について 筆界特定制度の概要等について周知を図る。
随 時	○国籍選択制度の周知 外国国籍を有する日本国民に対し、国籍選択制度について幅広く周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について 戸籍法の一部改正により、第三者が戸籍証明書等の交付請求ができる場合を制限し、また、戸籍の届出等の際に本人確認が必要となったことについて広く国民に周知を図る。
随 時	○無戸籍の方を戸籍に記載するための手続について 無戸籍者及びその母親等に対し、戸籍に記載するための手続があること及び法務局にその相談窓口があることについて周知を図る。 また、無戸籍者及びその母親等に対して、令和4年12月16日に公布された「民法等の一部を改正する法律」に基づく嫡出否認の手続等について周知を図る。
随 時	○民法（親子法制）等の一部改正について 民法（親子法制）等の一部改正により、児童虐待防止の観点から懲戒権に関する規定が見直されるとともに、無戸籍者問題の解消の観点から嫡出推定制度が見直されたことについて、広く国民に周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について 戸籍法の一部改正により、戸籍に関する情報がマイナンバー法に基づく情報連携の対象となること、戸籍証明書等の交付請求がいずれの市町村長に対してもすることができるようになることなどについて周知を図る。
随 時	○民間紛争解決手続の業務の認証制度の周知について 認証制度を普及定着させるため、制度の概要等について広く国民に周知を図る。
随 時	○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の推進 この運動が目指すこと （目標1）犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

	(目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること この運動において力を入れて取り組むこと 犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。 (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組 (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組 (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取組 (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービス等に関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組 (5) 犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組
随 時	○法制度整備支援の広報啓発について 法制度整備支援の内容・意義について周知を図る。
随 時	○法務行政における国際協力の推進～国連アジア極東犯罪防止研修所の活動～ 国連アジア極東犯罪防止研修所が実施している国際研修・セミナー、他国の機関との共同研究、国連の犯罪防止・刑事司法プログラムへの貢献等について、その意義及び現状を広く国民に周知する。
随 時	○法教育の普及・推進 法教育教材の作成や、関係省庁、地方公共団体等との連携などを通じて、学校教育をはじめとする様々な場面において、法教育の普及・推進を図る。
随 時	○国際仲裁の活性化について 国際商取引における紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁について、我が国における活性化に向け、国内外の企業等に対し、広報・意識啓発の取組を実施する。
随 時	○経済安全保障の確保に向けた知見の共有について 我が国における経済安全保障の確保に向け、重要技術・データ・製品等の流出を未然に防止するために、具体的な技術流失等の事例や不審なアプローチを受けた場合の対応等の知見の共有を図る。

随 時	○サイバーセキュリティの確保に向けた周知について サイバー空間における安全の確保に向け、サイバー攻撃や、攻撃主体などサイバー空間における脅威動向について周知する。
随 時	○いわゆる「オウム真理教」の危険性について いわゆるオウム真理教（団体）に対する国民の不安感の解消等に向け、団体の活動実態や、団体に対する規制措置の実施状況について周知する。
1 月	○第73回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議（来場・オンライン併用開催 1月30日）
2 月	○人権シンポジウム「共生社会と人権に関するシンポジウム～今、企業に求められること～」（オンライン配信 2月9日）
3 月	○再犯防止広報・啓発動画「陣内智則と考える『サイハンボウシ?』」（オンライン配信 3月25日）
5 月	○「法整備支援連携企画 法整備支援へのいざない」 関係諸機関との連携を図りつつ、主に若い世代に法制度整備支援に関する基本的知識と国際協力へのキャリアパスを考察する機会を提供する（来場・オンライン併用開催 5月27日）。
6 月	○人権擁護委員制度の周知について 「人権擁護委員の日」（6月1日）を中心とした行事を通じて、人権擁護委員の制度や活動についての周知を図る。 ○共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間（6月） 政府全体として実施する「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせ、共生社会の実現に向けた外国人雇用推進に係る啓発活動及び外国人の入国在留手続等に係る情報の提供を実施。
7 月	○再犯防止啓発月間（7月） 国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めることを目的とした、広報・啓発活動を実施。 ○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（7月） 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的とした、広報・啓発活動を実施。
8 月	○全国一斉「こどもの人権相談」強化週間 こどもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、8月23日から29日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。
10 月	○公証制度の意義・役割について 公証週間（10月1日～7日）の時期に併せて、予防司法を目的とする我が国の公証制度を広く国民に周知し、もって私的法律関係の安定を図る。

	○「法の日」週間 「法の日」週間（10月1日から1週間）に際して、法を尊重する思想の普及等を図る（裁判員制度が開始されたことから、当分の間、裁判員制度の内容・意義等について周知するとともに、制度に対する国民の不安解消に力を入れる。）。 ○法の日フェスタ in 赤れんが～法を身近に感じてみよう～ 「法の日」週間の中央行事として、法の役割やその重要性について考えるきっかけとするとともに、法務行政の様々な取組について周知することを目的としてイベントを実施した。
11 月	○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、11月15日から21日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。 ○人権シンポジウム「～ハンセン病問題を次世代に伝える～『親と子のシンポジウム』」（オンライン配信 11月11日）
12 月	○再犯防止広報・啓発動画「陣内智則がレポート『再犯防止の現場』～農園での立ち直り支援～」（動画公開 12月10日） ○ADR週間（ADRの日） 本週間（12月1日～7日）に際して、認証事業者や関係団体等と連携し、ADR・ODRを国民に身近な紛争解決手段とするため集中的な広報活動等を展開した。 ○人権週間 「人権週間」（12月4日～10日）を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図る。 ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深める。 政府主催拉致問題に関するシンポジウム～全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向けて～（来場・オンライン併用開催 12月16日） ○法整備支援連絡会 法制度整備支援活動についてその現状の周知と情報交換を図る（来場・オンライン配信併用開催 12月22日）

(2) 広報誌の発行

平成15年1月に創刊した国民向け広報誌「法務省だより あかれんが」について、4回（第80号～第84号）刊行した。

2 報道関係事務

法務大臣記者会見、各局部課等による記者発表、報道機関からの各種取材申込み等に対応した。

3 各種行事の実施状況

(1) 憲法週間

5月3日の憲法記念日を中心に、同月1日から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、講演会、無料法律相談所等の開設、その他ホームページ・SNS・新聞等による広報を行った。

(2) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（第73回）

7月1日から31日まで、「①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと」「②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること」を目標として、犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、「犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組」「犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組」「保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取組」「民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組」「犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組」を全国的に実施した。

また、X（旧ツイッター）やインスタグラムといったSNSなどのデジタルツールを活用するとともに、「吉本興業」と連携したイベントの開催や動画の作成など、幅広い層に向けた広報活動を積極的に展開した。

(3) 「法の日」週間（第64回）

10月1日の「法の日」から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、公判傍聴・見学、無料法律相談所等の開設、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

また、中央行事として、法の役割やその重要性について考えるきっかけとともに、法務行政の様々な取組について周知することを目的とする「法の日フェ

スタ in 赤れんが」を実施した。

(4) ADR週間（ADRの日）

12月1日から7日までの「ADR週間」にインターネット広告等を実施し、集中的な広報を行った。

また、12月1日の「ADRの日」に、ADR・ODRへの更なるアクセス向上をテーマとしたオンライン・フォーラムを開催し、認証紛争解決事業者や関係機関等を招いてパネルディスカッションを実施した。

(5) 人権週間（第75回）

12月4日から10日までの第75回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴え掛けるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

(6) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日から同月16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、拉致問題対策本部と法務省は、共催で「政府主催拉致問題に関するシンポジウム～全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向けて～（12月16日）」を開催した。また、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネット広告等を実施した。

4 行政相談

総務省からの照会等のほか、直接国民から電話・メールにより寄せられる御意見や御提案に対応した。

5 防災・国民保護業務

防災業務では、中央防災会議、各災害対策関係省庁連絡会議等の防災に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整等を行うとともに、災害発生時における初動対応訓練を企画・実施した。また、令和5年5月5日に発生した石川県能登半島地方を震源とする地震等の自然災害について、被害状況を迅速に把握するとともに、必要な対策等を講じた。

国民保護業務では、国民保護に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整を行った。

政策立案・情報管理室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 行政情報化推進関係

令和3年9月1日に発足したデジタル庁の下、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和5年3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等が改定された。

このような流れを受けて、法務省においては、「法務省デジタル・ガバメント中長期計画」（令和4年9月30日法務省デジタル・ガバメント推進会議決定、同6年3月14日改定。以下「法務省中長期計画」という。）に基づき、行政情報化の推進を行っている。

令和5年においては、ITの利活用による国民の利便性の向上と効率的なデジタル・ガバメントの実現等を図るための各種取組を行ったほか、行政情報化施策に関し、各部局及び関係府省等との総合調整等を行った。

なお、令和5年中における主な活動は、次のとおりである。

- (1) デジタル社会推進会議等への対応
- (2) 情報システム関係予算に関する取りまとめ等
- (3) 情報システムの調達に対する助言
- (4) 行政情報化に関する各種調査等の取りまとめ
- (5) デジタル庁主催の情報システム統一研修への参加（延べ1,519人）

2 情報システム関係

(1) 法務省統合情報基盤

法務省は、広域ネットワークである法務省情報ネットワークと出入国管理ネットワークを統合・再構築した「統合WAN」（令和元年8月から本格運用）と、法務省の本省部局等が所管する一部の省内LANシステムを統合した「基盤システム」（令和2年7月から本格運用）からなる安全で効果的な法務省統合情報基盤を整備している。

「基盤システム」は、法務本省等職員の情報の共有や流通の迅速化及び事務のペーパーレス化を実現しているほか、政府共通ネットワーク接続及びインターネット接続を実施している。

また、法務省独自の外部接続環境提供サービス機能（法務省RVPN。テレワークを実現するために整備。）は、令和2年7月からの本格運用後、新型コロナウイルス感染症対策として段階的に増強を行い、3年10月以降は、法務本省の全職員を含む基盤システム利用者3,000人が同機能を利用してテレワークを実施できるようになっている。

さらに、法務本省の全職員に対し隔地者間のコミュニケーション機能を提供するウェブ会議環境を整備し、令和4年12月から、本格運用をしている。

(2) 政府共通ネットワーク（政府共通NW）接続

政府共通NW（旧称「霞が関WAN」。平成9年1月から運用開始。）は、府省庁間のLANシステムを結ぶ府省庁間広域ネットワーク（WAN）であり、法務省は、同年6月から接続している。

政府共通NWは、電子メール、電子掲示板等による府省庁間の情報共有の推進を図るための総合的な事務ネットワークであり、近時では、人事・給与関係業務情報システムや官庁会計システム、電子決裁システムなどの府省共通システムの

利用に係る通信の転送を行うほか、総合行政ネットワーク（L G W A N）や司法情報通信システムとの相互接続も行うなど、政府全体の重要な共通基盤ネットワークとなっている。

3 情報セキュリティ対策の強化

法務省における情報セキュリティ対策は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」（以下、これらを総称して「統一基準群」という。）に準拠した、「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」、「法務省情報セキュリティ対策基準」及び実施要領（以下、これらを総称して「法務省ポリシー等」という。）に従い実施しているところである。

また、法務省ポリシー等に基づき、「令和5年度法務省対策推進計画」（以下「対策推進計画」という。）を定め、同計画にのっとり、情報セキュリティ対策に関する取組を実施している。

令和5年中における主な情報セキュリティマネジメントの実効性確保のための取組として、法務省ポリシー等に基づく教育、自己点検及び法務省内の内部部局に対する情報セキュリティ監査を実施したほか、同年7月4日に統一基準群が改定されたことに伴い、これらに準拠した法務省ポリシー等の改定を進めたところである。

また、法務省ポリシー等及び対策推進計画に基づき、サイバー攻撃等に対する対応を強化するため、サイバー攻撃監視体制の運営を継続するとともに、情報セキュリティインシデントに備えた訓練や研修を実施し、サイバー攻撃等への対応能力の向上に努めた。さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえて策定した「法務省におけるデジタル人材確保・育成計画」に基づき、デジタル人材の確保・育成を継続的に進めている。

4 政策評価関係

中央省庁等改革基本法第4条第6号及び第29条各号において、各府省は政策評価機能の充実強化を図ることとされている。

法務省においては、平成13年1月に大臣官房秘書課政策評価企画室を設置し、総務省が示した「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）を受けて、「法務省政策評価実施要領」等を策定して、同年4月1日から政策評価を実施してきたところ、14年4月1日の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の施行後は、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、同法第6条及び第7条に基づいて策定した「法務省政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「法務省事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に従って、政策評価を実施している（基本計画及び実施計画、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況、その他必要と認める事項について法務省ホームページにおいて

公表している。〕。

また、政策評価の実施に当たっては、必要に応じ、学識経験者、民間等の第三者等の知見の活用を図るものとされているところ、法務省では、その政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、「政策評価有識者会議」（座長：篠塚力弁護士）を開催している。令和5年においては、第69回から第71回の計3回にわたり政策評価有識者会議を開催し、令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）や令和5年度法務省事後評価実施結果報告書（案）等について意見を聴取した。

5 証拠に基づく政策立案の推進

近時、我が国の経済社会構造が急速に変化するなか、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policymaking（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）以下「EBPM」という。）を推進する必要があるとされている。平成29年5月に統計改革推進会議で決定された「統計改革推進会議最終取りまとめ」及び同年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」では、各府省のEBPM推進の要となる機能を整備することとされたため、法務省では、30年4月に政策立案総括審議官を新設し、法務省におけるEBPMの推進に取り組んでいる。

6 男女共同参画関係

平成6年7月、内閣に男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され、平成13年1月、中央省庁等改革に伴い、同審議会を発展的に継承し、内閣府に、内閣官房長官を議長、内閣総理大臣が指定する国務大臣（法務大臣を含む。）等を議員とする男女共同参画会議が設置された。

法務省においては、上記会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」等の専門調査会における審議等への対応を行っている。

また、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、平成12年12月に閣議決定された第1次男女共同参画基本計画は、その後、5年ごとに見直され令和2年12月には、7年度末までを見通した施策の方向及び具体的な取組を定めた第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されている。

さらに、令和5年6月には、すべての女性が輝く社会づくり本部等において、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、あらゆる分野における女性の活躍及び女性活躍のための基盤整備について、政府が一丸となり重点的に取り組むべき具体策を打ち出した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」が決定された。

なお、法務省における女性職員の採用・拡大の推進に関しては、第5次男女共同参画基本計画の策定を受けて、「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26

年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画(アット・ホームプランープラスONE)～ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包摂性)の実践を目指して～(平成28年3月31日法務大臣・公安審査委員会委員長・公安調査庁長官決定令和3年4月1日改正)を策定し、令和7年度までの目標を設定している。

7 こども施策関係

令和5年4月、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」(令和4年法律第77号)が施行され、同法第9条第1項に基づき、こども施策を総合的に推進するため、同年12月にこども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)が閣議決定された。

こども大綱における法務省関連施策は、ひとり親家庭への支援、こども・若者の自殺対策のほか、犯罪などからこども・若者を守る取組として、非行防止と自立支援などの取組があるところ、その取組の具体的な内容については、今後、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」として取りまとめられる。

人事課

法務省組織令第13条、第15条 法務省組織規則第2条

1 定員関係

令和5年度予算の成立に伴い、法務省の各組織の定員について増減員が行われ、その結果、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和5年政令第90号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（令和5年法務省令第18号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（令和5年法務省人定訓第1号大臣訓令）が施行され、次の表のとおり、令和5年度末定員が定められた。

組織別	定員令第1条定員		
	令和4年度末 定員	増△減	令和5年度末 定員
本省内部部局	817	13	830
法務総合研究所	84		84
矯正研修所	85	2	87
刑務所、少年刑務所 及び拘置所	19,692	58	19,750
少年院	2,367	△ 61	2,306
少年鑑別所	1,144	△ 8	1,136
婦人補導院	2		2
法務局及び地方法務局	8,918	17	8,935
矯正管区	308	6	314
地方更生保護委員会	316	5	321
保護観察所	1,512	△ 4	1,508
検察庁	11,863	2	11,865
出入国在留管理庁	6,181	133	6,314
公安審査委員会	4		4
公安調査庁	1,740	28	1,768
計	55,033	191	55,224

2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数

(1) 叙位・叙勲取扱件数

(令和5年)

区 分	生 存 者	死 亡 者
叙 位	－	284
叙 勲	668 (158)	126

(注) () 内は高齢者叙勲取扱件数で外数

(2) 褒章取扱件数

(令和5年)

区 分				件 数
緑	綬	褒	章	—
黄	綬	褒	章	18
藍	綬	褒	章	298 (2)
紺	綬	褒	章	8
計				324 (2)

(注) () 内は遺族追賞取扱件数で外数

(3) 表彰取扱件数

(令和5年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第1号（危険を顧みず職責を果たした者）表彰者	—
表彰規程第2条第2号（能率増進）表彰者	—
表彰規程第2条第3号（永年勤続）定期表彰者	1,352
表彰規程第2条第3号（永年勤続）臨時表彰者	83
表彰規程第2条第4号（模範業績又は善行）表彰者	8
計	1,443

3 懲戒処分件数

(令和5年)

種 別	本 省		法 務		検 察		矯 正		保 護	
	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任
懲戒免職	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—
停職	—	—	1	—	4	—	15	—	1	—
減給	2	—	—	—	1	—	15	—	—	—
戒告	—	—	1	—	2	—	7	—	1	—
計	2	—	2	—	7	—	39	—	2	—

4 職員の兼業

令和5年中における職員の兼業について、国家公務員法第103条関係の承認は29件、同法第104条関係の許可は184件、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に係る承認は59件である。

1 令和6年度予算編成

令和6年度予算編成に当たっては、「令和6年度予算編成の基本方針」（令和5年12月8日閣議決定）に基づき、令和5年度補正予算と一体として、足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な質上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進等、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速、防災・減災、国土強靱化等、国民の安全・安心の確保を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行うこととした。

令和6年度予算については、この基本方針に基づき、「政府案」として閣議決定（令和5年12月22日）し、その後、令和6年1月に発生した能登半島地震に対応するため、「政府案」の変更を閣議決定（令和6年1月16日）した。

2 令和6年度法務省予算の概要

令和6年度の法務省の予算は、「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和5年7月25日閣議了解）において、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとされたことを受け、「国民の安全・安心の確保」、「外国人材の受入れ・共生社会の実現等」、「国際化・国際貢献の推進」及び「時代に即した法務行政に向けた取組み」の各施策を中心に必要な経費を要求した。

その結果、経費関係について、一般会計では、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することなどによる再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するために必要な経費、外国人材の受入推進及びそれに伴う在留外国人の更なる増加への的確な対応と在留管理等の実施に必要な経費、「司法外交」の推進に向けた法令外国語訳の推進を含む各種施策の充実化及び訴訟に発展するおそれのある政策・事象及び国益に関する国際的な法的紛争への支援の推進に必要な経費、司法分野における刑事・民事手続等のデジタル化の推進並びに新しい生活様式や働き方改革の推進に伴う、「すぐ使えて、簡単、便利」な行政サービスに対する国民のニーズの高まりへ対応するため、行政サービスの質を向上させるためのデジタル化の推進に必要な経費等が計上され、令和5年度当初予算比で216億2,273万5千円の増額となった。

東日本大震災復興特別会計については、登記事務処理の適正・迅速な実施に必要な経費が計上された。

定員関係については、法務省においては、定員合理化により1,074人が減員となったものの、超過勤務縮減、相続登記申請義務化への対応等の観点から、法務本省、

法務局、出入国在留管理庁及び公安調査庁を中心に、1,165人の増員が認められた。

これにより、令和6年度当初予算は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、8,133億8,709万4千円（前年度比216億77万5千円増）となった。その概要は、次の表のとおりである。

（単位：千円）

区 分	令和5年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	対 前 年 度 増 △ 減 額	
			B - A	増減率 (%)
一 般 会 計 人 件 費 物 件 費 除 く 施 設 費 費 施 設 費 費	(791,710,422)	(813,333,157)	(21,622,735)	(2.7)
	725,004,143	740,479,227	15,475,084	2.1
	512,691,974	534,982,644	22,290,670	4.3
	(279,018,448)	(278,350,513)	(△ 667,935)	(△ 0.2)
	212,312,169	205,496,583	△ 6,815,586	△ 3.2
東日本大震災復興 特 別 会 計 人 件 費 物 件 費 除 く 施 設 費 費 施 設 費 費	(260,118,734)	(256,040,652)	(△ 4,078,082)	(△ 1.6)
	193,412,455	183,186,722	△ 10,225,733	△ 5.3
	18,899,714	22,309,861	3,410,147	18.0
	75,897	53,937	△ 21,960	△ 28.9
	53,445	29,813	△ 23,632	△ 44.2
合 計 人 件 費 物 件 費 除 く 施 設 費 費 施 設 費 費	22,452	24,124	1,672	7.4
	(791,786,319)	(813,387,094)	(21,600,775)	(2.7)
	725,080,040	740,533,164	15,453,124	2.1
	512,745,419	535,012,457	22,267,038	4.3
	(279,040,900)	(278,374,637)	(△ 666,263)	(△ 0.2)
	212,334,621	205,520,707	△ 6,813,914	△ 3.2
	(260,141,186)	(256,064,776)	(△ 4,076,410)	(△ 1.6)
	193,434,907	183,210,846	△ 10,224,061	△ 5.3
	18,899,714	22,309,861	3,410,147	18.0

（注1） 令和5年度の上段（ ）書きは、政府情報システム経費（デジタル庁一括計上分）63,058,359千円及び国際観光旅客税財源充当事業（観光庁一括計上分）3,647,920千円を含めたものである。

（注2） 令和6年度の上段（ ）書きは、政府情報システム経費（デジタル庁一括計上分）65,653,008千円及び国際観光旅客税財源充当事業（観光庁一括計上分）7,200,922千円を含めたものである。

（注3） 東日本大震災復興特別会計については、復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

次に、増員等の組織別内訳は、次の表のとおりである。

(単位：人)

組 織 等	令和5 年度末 定 員	新 規 増 員	定 員 合理化等	その他	純増減	令和6 年度末 定 員
【 一 般 会 計 】						
法 務 本 省	837	23			23	860
法務総合研究所	84					84
検 察 庁	11,865	233	△ 235	△ 1	△ 3	11,862
最高検察庁	111	3		△ 1	2	113
高等検察庁	638		△ 1		△ 1	637
地方検察庁	11,116	230	△ 234		△ 4	11,112
矯正官署	23,595	527	△ 469		58	23,653
矯正管区	314			6	6	320
矯正研修所	87			13	13	100
刑事施設	19,750	447	△ 390	△ 5	52	19,802
少年院	2,306	53	△ 54	△ 11	△ 12	2,294
少年鑑別所	1,136	27	△ 25	△ 1	1	1,137
婦人補導院	2			△ 2	△ 2	
更生保護官署	1,829	48	△ 36		12	1,841
地方更生保護 委 員 会	321					321
保護観察所	1,508	48	△ 36		12	1,520
法 務 局	8,926	327	△ 176		151	9,077
出入国在留管理庁	6,314	175	△ 125	△ 6	44	6,358
公安審査委員会	4					4
公安調査庁	1,768	68	△ 33	△ 4	31	1,799
小 計	55,222	1,401	△1,074	△ 11	316	55,538
【東日本大震災 復興特別会計】						
法 務 局	9			△ 5	△ 5	4
小 計	9			△ 5	△ 5	4
合 計	55,231	1,401	△1,074	△ 16	311	55,542

(注) 法務本省には、特別職8人を含む。

(注) 新規増員には、定年引上げに伴う新規採用のための特例定員236人を含む。

3 令和5年度決算の概要

(1) 一般会計

歳入予算額は、92,703,643,000円
 であり、
 収納済歳入額は、104,741,864,942円
 である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、12,038,221,942円の増加となっている。

その要因は、

(目) 過料が 326,561,000円
 減少したものの、
 (目) 没収金が 4,887,941,880円
 (目) 手数料が 3,022,187,855円

増加したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額 725,004,143,000円
 予算補正追加額 28,119,066,000円
 予算補正修正減少額 2,424,825,000円
 予算移替増加額 89,754,364,108円
 予算移替減少額 0円
 前年度繰越額 46,619,203,793円
 予備費使用額 590,217,000円
 予算決定後移替増額 302,370,000円
 計 887,964,538,901円

であり、

支出済歳出額は、813,105,581,195円
 である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、74,858,957,706円の差額を生ずる。

上記金額のうち、翌年度へ繰り越した額は、59,965,137,727円
 であり、不用となった額は、14,893,819,979円
 である。

ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省 21,327,158,842円
 (イ) 法務総合研究所 4,583,000円
 (ウ) 検察庁 9,093,586,186円
 (エ) 矯正官署 3,074,732,000円

(オ) 更生保護官署	380,922,000円
(カ) 法務局	17,478,553,677円
(キ) 出入国在留管理庁	7,874,224,100円
(ク) 公安調査庁	731,377,922円

イ 不用額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省

基礎年金給付に要する費用が予定を下回ったことから、基礎年金等国家公務員共済組合負担金を要することが少なかったこと等により 5,953,553,146円

(イ) 法務総合研究所

研修員が予定を下回ったこと等から、職員旅費を要することが少なかったこと等により 129,577,737円

(ウ) 検察庁

職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により 763,297,085円

(エ) 矯正官署

超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により 4,080,867,314円

(オ) 更生保護官署

委託事務費及び宿泊費が予定を下回ったこと等から、更生保護委託費を要することが少なかったこと等により 743,054,277円

(カ) 法務局

地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったことから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を要することが少なかったこと等により 1,840,977,971円

(キ) 出入国在留管理庁

超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により 1,245,886,585円

(ク) 公安調査庁

職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により 131,649,195円

(ケ) その他の組織

計

4,956,669円
14,893,819,979円

(2) 東日本大震災復興特別会計

歳入予算額は、 110,000円

であり、

収納済歳入額は、 408,765円

である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、298,765円
の増加であった。

その要因は、

（目）雑入が293,220円
増加したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額	0円
予算補正追加額	0円
予算補正修正減少額	0円
予算移替増加額	74,170,000円
予算移替減少額	0円
前年度繰越額	0円
予備費使用額	0円
計	74,170,000円

であり、

支出済歳出額は、70,113,671円
である。

翌年度へ繰り越した額は、0円
であり、不用となった額は、4,056,329円
である。

不用額の内訳は、次のとおりである。

ア 法務局	3,589,430円
イ その他の組織	466,899円
計	4,056,329円

4 適切な予算執行等の確保

(1) 行政事業レビューの実施

行政事業レビューは、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（EBPM）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算の支出先や使途の実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また、行政事業レビューシートを予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。

令和5年度においては、令和5年5月9日に「令和5年度法務省行政事業レビュー行動計画」を策定し、法務省の全事業を50事業に整理した上で、官房長を統括責任者とする「法務省行政事業レビュー推進チーム」による点検を行い、それらの結果を令和6年度予算概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、約2億6,600万円の削減となっている。

なお、公開プロセスの取りまとめ結果は、次のとおりである。

法務省行政事業レビュー（公開プロセス）取りまとめコメント

供託事務の運営	・オンライン申請に関し、 ①学習負担等を含めた利用のハードルを下げ、かつ、受付時間を拡大する等の利便性を高める改善することを検討すべき。 ②広報に関して、より利用率が向上するような効果的なやり方を検討すべき。 ③費用対効果の測定に関しても検討すべき。 ・供託通知書に関し、 ①利用料に関して法改正も含め、どうあるべきかという検討をすべき。 ②利便性に関しても、しっかりと利用者の利便性を考慮した施策として検討すべき。
出入国管理業務の実施	・外国人受入環境整備交付金に関し、 ①法務省がよりリーダーシップをとって施策を進めていく検討をすべき。 ②利用者の問題が解決したか、相談内容の活用、オンラインとフィジカルの使い分けなどの観点も含め、利用者の満足度向上に取り組むべき。 ③予算の効率的使用についての検討を行うべき。

(2) 調達改善の取組について

調達改善の取組については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）において、各府省庁がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととされたこと等を受け、法務省においても、調達改善計画を策定し、同計画に沿った調達を推進している。

令和5年度においては、令和5年3月31日に「令和5年度法務省調達改善計画」を策定し、一者応札の解消及び共同調達の有効活用について重点的に取り組むこととしているほか、調達事務のデジタル化の推進等に取り組むこととし、その達成状況等について、同年11月29日に上半期における自己評価を実施した。なお、令和5年度終了後においても、自己評価を行うこととしている。

法務省においては、法の支配等の基本的価値を国際的に浸透させ、国連で採択された「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の達成に貢献することで国際社会における我が国のプレゼンスを高めることを目的として、日本型司法制度の強みを我が国の重要なソフトパワーとして位置付け、法務・司法分野における国内外の施策を総合的・戦略的に推進する「司法外交」を進めている（具体的な施策は以下に記載のとおり）。

〈重要施策の概要〉

1 国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）及びその成果の具体化

コングレスは、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議であり、世界各国から法務大臣、検事総長等ハイレベルの各国政府代表等が参加する。

我が国は、昭和45年に欧州以外の国として初めてホスト国となった第4回コングレスを京都において開催しており、令和3年3月には、再び京都で第14回コングレス（通称「京都コングレス」）を開催した。

京都コングレスは、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式により、いずれも過去最多となる152の加盟国から5,000人を超える参加登録があり、90か国の閣僚級がステートメントを実施した。

また、京都コングレスの成果文書として、「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言（通称「京都宣言」）」が全会一致で採択された。法務省は、国際社会における法の支配の確立を目指す司法外交の取組として、以下の三つを柱とした取組を積極的に展開し、京都宣言の実施にリーダーシップを発揮している。

第一の取組は、次世代を担う若者のエンパワーメントを目的とする、法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催であり、令和3年10月に第1回、令和4年12月に第2回を開催した。

第二の取組は、再犯防止に関する国連準則の策定の主導であり、令和5年9月に同準則の策定に向けた政府間専門家会合が開催され、準則案についての協議が行われた。

第三の取組は、アジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有プラットフォームであるアジア太平洋刑事司法フォーラムの定期開催であり、国連薬物・犯罪事務所と共催の上、令和4年2月に第1回、令和5年2月に第2回を開催した。

2 国際仲裁

法務省では、令和元年度から5年間、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に調査委託して、JIDRCにおいて、国内外の企業等に対する広報・

意識啓発、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、仲裁専用施設の整備等の各施策を包括的に行いながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査分析している。具体的には、広報・意識啓発として、各業界団体向けセミナーや、裁判官向けの説明会等を実施した。また、人材育成として、司法修習生に対する選択型実務修習としての国際仲裁プログラム、JIDRC及び日本仲裁人協会（JAA）がADR資格認定・研修機関である英国仲裁人協会（CI Arb）と連携して実施する初級と中級の国際仲裁資格認定講座等を実施した。

3 司法外交閣僚フォーラムの開催とその成果展開

令和5年は、日ASEAN友好協力50周年という重要な節目に当たり、また、我が国がG7の議長国を務めたことから、ASEAN及びG7双方との連携を強化して司法外交を推進すべく、7月6日及び7日の2日間、「司法外交閣僚フォーラム」を東京で開催した。本フォーラムでは、「日ASEAN特別法務大臣会合」、「G7司法大臣会合」及び「ASEAN・G7法務大臣特別対話」の3つの閣僚級会合を実施し、23の国・機関等から法務閣僚等が参加した。

「日ASEAN特別法務大臣会合」では、ASEAN各国と法務・司法分野における連携をより一層強化し、法の支配等の価値を維持・推進していくための取組を協議し、成果文書として共同声明を採択し、法務・司法分野の課題に対する具体的な活動をまとめたワークプランを承認した。

「G7司法大臣会合」では、司法インフラ整備等を通じたウクライナ復興支援、法の支配の推進に向けたG7の法務・司法分野での協力体制構築、インド太平洋における法の支配推進に向けたG7とASEAN等との連携について協議を行い、成果文書として、東京宣言を採択した。同宣言には、我が国が提唱した「ウクライナ汚職対策タスクフォース」の設置がG7の賛同を得て盛り込まれており、同タスクフォース第1回会合を令和5年12月に開催して、ウクライナにおける汚職対策の現状、支援ニーズ等について議論した。

「ASEAN・G7法務大臣特別対話」では、ASEANとG7の法務閣僚級が一堂に会する史上初の機会となり、インド太平洋における法の支配等の推進に向けて、各国の法務・司法分野における連携を強化していくための対話を行い、また我が国から、ASEAN及びG7双方の法務・司法分野の次世代を担う若手職員が交流し、信頼関係を構築する場として「ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」を創設することを提案し、各国から賛同を得た。

さらに、司法外交閣僚フォーラムと同時期・同会場において、「法の支配推進のための日ASEAN特別ユースフォーラム」を開催し、日本、ASEAN加盟国及び東ティモールから集まった60名以上の若者が「司法へのアクセスを強化するためのリテラシーの構想－デジタル時代における法の支配への鍵－」をテーマとして議論した。この議論の結果は、「勧告」として取りまとめられ、日ASEAN特別法務大臣会合に提出された。

〈業務の実施状況〉

1 国際人権関係

国連の人権諸条約において、締約国は、条約の実施状況に関する報告（政府報告）が義務付けられている。政府報告に対しては、条約に基づき設置された委員会による審査が行われ、委員会は、政府報告審査の結果を総括所見として公表している。

我が国が締結している人権諸条約等について、U P R（普遍的・定期的レビュー）に関する第4回政府報告書審査が令和5年1月31日に実施され、法務省においては、外務省を始めとする関係省庁と連携し、政府報告審査の採択に関する対応等を行った。

2 国際犯罪関係

(1) テロ対策・テロ資金対策

マネー・ローンダリング、テロ資金対策における国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みとして設立された「F A T F（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）」においては、平成24年に出されたF A T F第4次勧告の履行状況等について、対日審査が実施されており、令和元年10月から11月にかけて審査団によるオンサイト審査が実施された。法務省においては、財務省を始めとする関係省庁と連携して相互審査報告書の採択に関する対応を行っている。

(2) 国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）

コミッションは、国連経済社会理事会の下、日本を含む40か国により構成され、毎年会合を開催して犯罪防止・刑事司法分野の政策決定を行っている。

法務省においては、日本政府代表団の一員として、コミッションに出席してその議論に参画するほか、外務省等と協力して、適切な決議の採択に向けて積極的に関与している。令和5年に開催された第32会期中において、法務事務次官が司法外交の取組の一環として我が国が展開しているフォーラム等について紹介し、京都 kongress開催後もその成果の具体化にリーダーシップを発揮している旨のステートメントを実施した。また、我が国から、再犯防止に係る決議案及び京都 kongressのフォローアップに係る決議案を提出し、全会一致で採択された。さらに、再犯防止国連準則の策定に係るサイドイベントも開催され、法務事務次官が、再犯防止は国際社会共通の課題であること、その対応策として、矯正施設における更生環境の推進に加え、民間ボランティアの援助も含めたマルチステークホルダー・パートナーシップの推進が重要である旨のステートメントを実施した。

3 法制度整備支援の推進に向けた取組

法制度整備支援の更なる推進に向けた基本的かつ総合的な政策の企画や立案、裁判所等の関係機関や省内関係局部課等との連絡調整や総合的な調整業務を行っている。

平成30年度以降、法務省、外務省及び独立行政法人国際協力機構（J I C A）の

間で法制度整備支援の戦略的な推進に向けた協議の場を継続的に開催しているところ、令和5年においては、南アジア及び太平洋島嶼国における支援や戦略的な広報・人材育成について協議を行った。

4 二国間等協力・連携関係

法務省がこれまで築いてきた法務・司法分野での協力関係や昨今の国際情勢を踏まえ、重要なパートナー国・地域との間で、実務者級の定期的対話プラットフォームである「戦略的司法対話」を実施することとしている。また、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を共有できる国との間で、友好・親善を目的とした協力覚書（MOC：Memorandum Of Cooperation）の交換を行うこととしている。いずれの施策についても、相手国の所掌業務や関心事項等を踏まえ、関係局部課の協力を得つつ、必要な検討を行っている。

令和5年においては、翌年に開始予定の「戦略的司法対話」実施に向けて交渉を行ったほか、新たに4か国とMOCを交換した。

5 来省外国政府・国際機関職員等の受入れ

外国政府及び国際機関等の要人が、表敬訪問、意見交換等のため来省しており、令和5年に来省した主な外国要人は、駐日インド大使、フィリピン移住労働者大臣、パプアニューギニア司法大臣、東ティモール司法大臣、次期駐日オーストラリア大使、ベトナム公安大臣、欧州委員会・欧州委員、チェコ最高裁判所長官、マレーシア首相府大臣、ASEAN事務総長、シンガポール文化・地域・青年大臣兼第二法務大臣、ブルネイ司法長官、ラオス司法大臣、UNODC事務局長、ベトナム司法大臣、カンボジア司法大臣、タイ副総理、英国大法官兼司法大臣、UNDP総裁、ドイツ司法大臣、イタリア司法大臣、米国司法副長官、カナダ司法大臣兼法務総裁、ラオス最高人民検察庁長官、駐日ウクライナ大使、駐日ベトナム大使、国連難民高等弁務官、駐日トルコ大使、駐日ドイツ大使、ベトナム最高人民裁判所長官、キルギス司法大臣、駐日オーストラリア大使、駐日シンガポール大使であった。

6 大臣等の海外出張

令和5年における法務大臣の海外出張については、ドイツ及びイタリア訪問、法務大臣政務官の海外出張は、英国訪問であった。

施設課

法務省組織令第13条、第18条 法務省組織規則第4条

1 重要施策の概要

法務省施設は、国民の安全・安心な生活を実現するための各種法務省施策の実施基盤であることなどから、以下の項目を重要施策とした。

(1) 矯正施設の環境整備を始めとする治安の物的基盤の強化

ア 令和5年3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されているなど、矯正施設は法務省が実施する各種の再犯防止施策の基盤であることから、かねてより取り組んできた施設・設備の耐震性能確保及び老朽化対策に加えて、出所後の再犯防止に資する様々な機能等を包括的に盛り込んだ施設整備を引き続き推進する必要がある。

また、刑事施設においては、かつて収容人員が定員を上回る過剰収容状態であったことから、収容棟の整備を優先的に実施せざるを得なかった結果、一部の施設では、処遇管理棟等の老朽化した建物に不備が生じている状態にあるため、令和5年においては、大阪拘置所ほか10施設の整備を進め、不備の解消を図っている。

イ 犯罪等への的確な対処を実現するための機能確保

犯罪の凶悪化、組織化、国際化等に伴う事件の複雑化・困難化、さらには、法改正への対応や新たな取組等、検察の業務運営に必要な検察庁施設の整備を図る必要がある。

また、出入国在留管理行政を充実・強化するための地方出入国在留管理局施設の整備や経済取引の重要なインフラである登記業務を支えるための法務局及び地方法務局施設等の整備も必要である。

(2) 防災・減災能力の強化等

法務省所管の施設の総数は、令和5年4月1日現在786施設であるが、その約半数に当たる335施設が現行の耐震基準制定前（昭和56年以前）に建てられたものであり、老朽化が著しい上、防災設備等の機能不備も多数あり、災害等に対する備えが不十分な状況にあることから、耐震性能の確保や老朽化の解消が急務となっている。

なお、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（「骨太の方針2023」）においても、防災・減災、国土強靱化の取組を進めるとしており、老朽化対策と併せて、災害時に避難所としての機能を果たし得る矯正施設等の耐震化を着実に推進する必要がある。

さらに、法務省職員に貸与する省庁別の公務員宿舎は、1,027棟（12,717戸）あり、そのうち461棟（4,076戸）が、建築後一定の年数を経過した老朽宿舎であって、建替え、耐震改修又は長寿命化改修による早期整備が必要となっている。

これら施設の整備・改善は、職員の執務環境改善・事務能率向上の観点からも急務であり、次の基本方針により鋭意整備を進めているところである。

(基本方針)

耐震性能が確保されていない施設の建替え・耐震改修等とともに、インフラ長寿命化基本計画に基づき、平成27年1月に策定した「法務省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月改定）」にのっとり、施設の長寿命化に向け、適切な修繕・予防保全を行い、効率的・効果的な法務省施設の防災・減災対策を推進する。

2 年間業務の概要

(1) 施設費予算に関する事項

令和5年度一般会計法務省施設費については、老朽化した法務省施設の建替えのほか、防災・減災、国土強靱化対策として、188億9,971万4千円が認められた。なお、予算措置状況の内訳については、以下のとおりである。

ア 法務総合庁舎

徳島法務総合庁舎ほか6施設の新営等工事
(計67億1,236万2千円)

イ 検察庁

新潟地方検察庁三条支部ほか1施設の新営工事
(計1億3,064万3千円)

ウ 法務局

岡山地方法務局の新営工事
(計4億9,022万6千円)

エ 刑務所

岡崎医療刑務所ほか4施設の新営工事
(計1億7,271万6千円)

オ 拘置（支）所

大阪拘置所ほか5施設の新営工事
(計61億5,211万1千円)

カ 各所営繕

法務省施設の改修、修繕工事
(計28億1,484万円)

(2) 宿舍の整備に関する事項

法務省における老朽宿舍につき、財政当局と折衝しながら、建替えによる新規建設を迅速かつ計画的に進めている。

(3) 工事契約等に関する事項

ア 入札・契約の適正化の促進、入札結果の迅速な公表等、透明性と公正性の確保に努めている。

イ 平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、適切な競争参加資格の設定等、発注関係事務の適切な実施に努めている。

ウ 品質確保の促進等を図るため、総合評価落札方式は、施工体制について評価を行う施工体制確認型を行っている。

また、いわゆるダンピング受注を防止するため、低入札価格調査を適切に実施し、一定基準値を下回った場合には、特に重点的な調査を行っている。

エ 刑務所出所者等を雇用する協力雇用主への支援の一環として、一部の工事の競争入札における総合評価落札方式による評価において、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対するポイント加算を行っている。

オ 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、価格以外の要素を評価する調達を行うときは、法令に基づく認定を受けたワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとされたことを受け、入札参加希望者のうち、技術的能力等が一定の水準を満たした者のみに入札参加等を認める段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス推進企業を評価する項目を取り入れている。

カ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式による評価において、賃上げ実施企業に対するポイント加算を行っている。

(4) 工事の設計及び監督に関する事項

設計に当たっては、機能性の確保はもちろんのこと、地域の活性化や景観形成に貢献するように配慮し、東京拘置所（車庫等棟）、神奈川少年更生支援センター（仮称）、沼津法務総合庁舎、静岡刑務所改修、福井刑務所改修、岡崎拘置支所、滋賀拘置支所・大津少年鑑別所、広島拘置所、広島法務総合研修寮（仮称）、熊本刑務所（車庫・鍛錬場）等の実施設計を行っている。また、工事においては、品質の確保、安全管理、工程管理の指導を行い、工事が円滑に進捗するよう調整している。新潟刑務所、長野刑務所、東京拘置所旧庁舎保存改修、女子中間ケアセンター（仮称）、八丈島区検察庁庁舎、沼津法務総合庁舎、熊野法務総合庁舎、大阪拘置所、大阪医療刑務所、松江刑務所、高松刑務所、福岡刑務所等の工事を実施しており、そのうち、新潟刑務所（処遇管理棟）、長野刑務所（収容棟）、東京拘置所旧庁舎保存改修、八丈島区検察庁庁舎、熊野法務総合庁舎、松江刑務所（収容棟）、福岡刑務所（職業訓練棟）等が完了している。

施設課発注の工事の監督については、当課職員が総括監督員として、監督業務を行っている。

(5) 積算業務に関する事項

東京拘置所車庫等棟新営工事等について、積算関係基準及び施工条件に基づき、適正な工事及び業務の積算業務を実施した。

(6) 設計及び工事の技術に関する事項

ア 東京拘置所車庫等棟新営工事等の工事及び業務に係る技術審査事務を実施した。

イ 施設整備の品質を確保するため、矯正施設の建築設計基準及び設計標準等、技術基準類の制定及び更新を行っている。

(7) 国際協力に関する事項

矯正建築分野でのアジア諸国の技術力向上を目的とした「アジア矯正建築会議（ＡＣＣＦＡ）」のタイ王国での第９回会議開催に向け、ＡＣＣＦＡの理事国として調整を進めている。また、司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントに参加し、ＡＣＣＦＡの活動や成果等のプレゼンテーション及び展示を行った。

(8) 工務検査に関する事項

工事及び業務における品質確保のため、工事成績評定及び業務成績評定の取りまとめを行っている。

また、工事中に発生した事故について、原因を分析して対策を講じ、再発防止に努めている。

3 令和４年度法務省所管国有財産の概況

(1) 国有財産の現在額

法務省所管の国有財産（全て一般会計）の総額は、１兆４,３００億３,５９４万円（令和５年３月３１日現在）となっており、そのうち行政財産は、１兆４,２０１億６,６４６万円（９９.３１％）、普通財産は９８億６,９４８万円（０.６９％）となっている。

なお、これを国全体から見ると、その総額１３１兆８,３４７億円の約１.０８％、行政財産２６兆５,６２７億円の約５.３４％を占めている。

（注） 国全体の国有財産の総額は、国有財産法第３３条第２項の規定に基づき財務大臣が調製した令和４年度国有財産増減及び現在額総計算書による。法務省所管の国有財産の総額を組織別及び分類別に見ると別表のとおりである。

(2) 国有財産の増減額

令和４年度中の法務省所管の国有財産の総増加額は５７５億９１３万円、総減少額は４７９億４,８５９万円で、９５億６,０５４万円の純増となっている。

別表

法務省所管組織別国有財産現在額

(令和5年3月31日現在)

組 織 別	土 地		立木竹		建 物		工作物		船舶		地上権等		計	
	数 (㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	数 量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	数 量 (艘)	価 格 (千円)	数 量 (㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	割 合 (%)	
＜行政財産＞ 法 務 省 検 察 庁 法 務 局 矯 正 官 署 更生保護官署 出入国在留管理庁 公安調査庁 行政財産計														
	68,777	290,572,045	77,084	216,802	9,310,262	2,172,228	-	-	-	-	-	302,131,621	21.2	
	740,479	97,389,906	409,159	846,706	61,896,069	14,447,756	-	-	-	-	-	174,142,892	12.3	
	692,418	81,331,125	458,137	834,776	43,775,351	5,812,424	-	-	-	-	-	131,377,037	9.3	
	36,420,841	412,377,124	2,739,359	4,271,252	271,659,881	85,873,076	1	22,143	6	772,671,590	54.4			
	9,350	879,025	3,372	4,904	237,616	34,653	-	-	-	-	1,154,668	0.1		
	187,432	16,804,387	151,564	163,422	19,030,751	2,520,622	-	-	-	-	38,507,326	2.7		
	1,595	160,802	-	902	7,140	13,382	-	-	-	-	181,326	0.0		
38,120,895	899,514,418	3,838,677	6,338,767	405,917,074	110,874,144	1	22,143	6	1,420,166,464	100.0				
＜普通財産＞ 普 通 財 産 計														
	1,576	9,869,483	-	66	1	-	-	-	-	-	-	9,869,483		
法 務 省 総 計	38,122,471	909,383,901	3,838,677	6,338,833	405,917,074	110,874,144	1	22,143	6	1,430,035,948				

- (注) 1 法務本省には、法務総合研究所を含む。
2 検察庁には、法務総合研究所支所を含む。
3 矯正官署には、矯正研修所を含む。
4 該当係数がない場合は「」で表示している。数量及び金額の表示は、端数及び千円未満を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

〈業務の実施状況〉

1 職員の福利厚生等関係

法務省職員の安全確保及び健康の保持増進に関する事務、児童手当に関する事務並びに雇用保険及び社会保険に関する連絡事務を行っている。

2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係

法務省における勤労者財産形成貯蓄等に関する事務を行っている。

3 災害補償関係

令和5年中の認定件数は、540件（公務災害435件、通勤災害105件）である。

4 共済組合関係

法務省共済組合（以下「組合」という。）は、本部及び55支部で構成され、令和5年末における組合員は37,227人、被扶養者は25,677人である。

組合の事業の概要は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業及び災害に関する給付事業であり、保健給付、休業給付等の法定給付のほかに組合独自の附加給付を行っている。

(2) 長期給付事業

組合員の退職、障害及び死亡に関する給付事業であり、老齢給付（老齢厚生年金）、障害給付（障害厚生年金・障害手当金）及び遺族給付（遺族厚生年金）を行っている。

(3) 福祉事業

組合は、福祉事業として保健、医療、貯金、貸付、物資及び財形持家融資の各事業を行っている。

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を目的とした、特定健康診査・特定保健指導、一般定期健康診断助成、人間ドック受診助成等の健康支援事業及び宿泊助成等の福利厚生サービスの提供を目的とした余暇支援事業を実施している。

イ 医療事業

組合員の病気やけがの治療及び健康管理を目的として、本省及び検察庁（大阪、高松支部）の全国3か所に直営診療所を設置している。

ウ 貯金事業

団体傷害保険、団体定期保険、団体医療保険、団体年金保険等の事業を行っている。

エ 貸付事業

組合員の臨時の支出、物資購入、教育、結婚、医療、葬祭、災害及び住宅の

購入等に要する費用の貸付けを行っている。

オ 物資事業

物資供給事業として、売店及び食堂等の業者への経営委託事業等を行っている。

カ 財形持家融資事業

財形貯蓄を行っている組合員に対し、持家の取得等に必要な資金を融資する事業を行っている。

司法法制部

法務省組織令第12条、第13条、第20条、第21条

司法法制部には、司法法制課及び審査監督課の2課並びに参事官が置かれており、その所掌事務は、①司法制度に関する企画及び立案、②司法試験制度に関する企画及び立案、③内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令外国語訳の推進、④法制審議会の庶務、⑤国立国会図書館支部法務図書館、⑥法務省の所掌事務に関する統計、⑦日本司法支援センター評価委員会の庶務、⑧日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。）、⑨総合法律支援、⑩法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成、⑪弁護士法第5条の認定、⑫外国法事務弁護士、⑬債権管理回収業の監督、⑭裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務である。

〈重要施策の概要〉

1 法教育

司法制度改革審議会意見において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたことなどを受け、法務省は、平成17年に有識者による法教育推進協議会を立ち上げるなど、法教育の推進に取り組んでいる。令和2年度からの新たな学習指導要領の順次実施（「公共」新設を含む高等学校の新しい学習指導要領については令和4年度から年次進形で実施。）や、令和4年4月の成年年齢及び裁判員対象年齢の引下げなど、近年の社会環境の変化から、学校現場等における法教育の必要性が一層高まっている状況にある。当部では、法教育教材の作成や教員向け法教育セミナーの実施など、学校現場において充実した法教育が行われるための支援等を行っている。

2 法曹養成

平成13年の司法制度改革により、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度が創設された。司法法制部では、この新たな法曹養成制度の下、より多くの質の高い法曹が輩出され、社会の様々な分野に法的サービスが拡充されるよう、法曹養成制度全体の在り方、法曹人口の在り方及び法曹の活動領域の拡大について、文部科学省を始めとする関係機関と連携しながら、必要な施策を講じている。

なお、令和元年6月に成立し、令和4年10月に全面施行となった「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第44号。以下「連携法等一部改正法」という。）により、法科大学院を設置する大学と当該大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度が創設され、新たな5年一貫教育制度（いわゆる「3+2」）が制度化されるとともに、一定の要件の下で、法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能とされるなど、法科大学院教育の充実や、法曹資格を取得するまでの時

間的・経済的負担の大幅な軽減が図られることとなった。司法法制部では、関係機関と連携しながら、より多くの質の高い法曹が輩出されるよう、必要な取組を進めている。

司法法制課

法務省組織令第13条、第20条 法務省組織規則第6条

1 司法制度等に関する企画及び立案等

司法制度等に関する企画及び立案、法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関する事務をつかさどっている。

(1) 法律案の立案

ア 第211回国会（常会）において成立した法律

- ・ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和5年法律第10号）
判事補の員数を15人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人、それぞれ減少するもの
- ・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第17号）

我が国における裁判外紛争解決手続の利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設するもの

イ 第212回国会（臨時会）において成立した法律

- ・ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第76号）
一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するもの
- ・ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第77号）
一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するもの

(2) 司法制度に関する調査研究について

上記(1)の立案に伴う調査研究のほか、裁判所・裁判官制度、裁判官・検察官の処遇の改善、司法試験制度、法曹養成制度、弁護士制度等について、調査研究を行っている。

(3) 法曹人口、法曹養成制度について

ア 法曹人口については、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、当時1,000人程度であった司法試験の合格者数を、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年には司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされたが、この目標は、平成22年以降も達成されず、平成25年7月16日、法曹養成制度検討会議取りまとめ及びこれを是認した法曹養成制度関係閣僚会議決定（以下「閣僚会議決定」という。）において、上記目標は現実性を欠くとして事実上撤回されるとともに、あるべき法曹人口につき提言すべく検討を進めるとされた。

これを受け、閣僚会議である法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の下、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、法曹人口の在り方の検討が進められ、平成27年6月30日、推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」を取りまとめるとともに、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）を決定した。

推進会議決定では、法曹人口の在り方につき、司法試験合格者数でいえば、現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきであるとされるとともに、法務省において、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分に応えることのできる法曹の輩出規模につき引き続き検証を行うこととされた。法務省では、推進会議決定に基づき、必要なデータ集積を進めているところである。

イ 法曹養成制度については、平成14年の臨時国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）が成立した。その概要は以下のとおりである。

(ア) 学校教育法上の専門職大学院の一つとして法科大学院を定義した上、法科大学院を新たな法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習と有機的連携の確保を図ること（連携法）。

(イ) 司法試験については、法科大学院を修了した者に受験資格を認め、試験の方法や試験科目等を改めること（司法試験法）。

(ウ) 司法修習生の修習については、その期間を1年6月から1年に短縮すること（裁判所法）。

また、閣僚会議決定において、司法試験につき、受験回数制限を緩和すること及び短答式科目を憲法、民法及び刑法に限定することとされたことを踏まえ、司法試験法の一部を改正する法律（平成26年法律第52号）が第186回通常国会において可決・成立した。これにより、平成27年の司法試験から、受験回数制限が緩和され、法科大学院課程の修了の日又は予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年以内は毎回受験できるようになり、短答式試験の試験科目も憲法、民法及び刑法に限定された。

ウ さらに、令和元年6月には以下の内容を含む連携法等一部改正法が成立した。

(ア) 法科大学院教育の充実のための諸規定の新設（段階的・体系的教育の実施、法科大学院において涵養すべき学識等の明確化、成績評価等の公表義務付け

等)の新設

(イ) (法科大学院教育との接続・連携が図られた法学部課程である)「法曹コース」設置のための法曹養成連携協定制度の創設

(ウ) 大学院への飛び入学資格の拡大

この改正法により、学部3年(早期卒業制度等を活用)と法科大学院2年(既修者コース)の5年コース(いわゆる「3+2」)が、新たに法曹養成ルートとして制度化されることとなった。

また、司法試験合格までの予測可能性を確保するため、法科大学院について新たに定員管理の仕組みが導入され、法科大学院の入学定員総数は、当面、2,253人(平成31年度4月期に募集を継続した入学定員の総数)を上回らないこととされた。

エ 前記法科大学院改革を踏まえて、連携法等一部改正法により、司法試験制度についても所要の見直しを行った。概要は以下のとおりである。

(ア) 司法試験受験資格の見直し(令和5年の司法試験から導入)

司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院修了者及び予備試験合格者に加えて、新たに、①法科大学院の課程に在学する者であって、②所定の単位を取得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加した。

この新たな在学中受験資格については、同資格により最初に司法試験を受けた日の属する年から受験可能期間(5年間)が起算されることになる。

(イ) 司法修習生の採用要件の見直し

在学中受験資格により司法試験を受けた者については、司法修習生の採用要件として、司法試験の合格に加えて、法科大学院課程を修了することを必要とした。

(ウ) 予備試験の試験科目の見直し(令和4年の予備試験から導入)。

今般の法科大学院改革により、法科大学院の教育課程において司法試験論文式試験の選択科目に相当する科目の履修が義務付けられることを踏まえて、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入する一方、一般教養科目を廃止することとした。

オ 法科大学院は、最も多い時期で74校が開設されていたが、令和5年12月時点で、37校が既に廃止され、2校が学生の募集を停止している。

カ 連携法において、国の責務として、法科大学院における法曹である教員の確保等のために必要な施策を講ずることと定められたことを受け、平成15年の通常国会において、裁判官及び検察官等が法科大学院における教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項などについて定めた法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第

40号)が成立し、法務省においても、検察官教員を法科大学院に派遣してきたところであるが、法科大学院の組織見直しの一環として、平成26年4月、「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について」(法曹養成制度改革推進会議決定)が決定され、平成27年度から検察官教員の派遣の見直しが実施されている。この見直し方策については、推進会議決定において、平成28年度以降も継続的に実施することとされた。

なお、令和5年度は、23名の検察官が28校の法科大学院に派遣されている。
キ 司法修習生に対する経済的支援については、平成16年度の裁判所法改正により、それまでの給与を支給する制度(給費制)に代えて、国が希望者に対して修習資金を貸与する制度(貸与制)が導入され、平成23年11月から司法修習を開始した新第65期司法修習生から適用された。

その後、推進会議決定において、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討することとされたほか、平成28年6月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材の確保の充実・強化…を推進する」ことがうたわれたことを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、平成29年4月、修習給付金制度の創設等を内容とする裁判所法の一部を改正する法律(平成29年法律第23号)が成立した。この修習給付金制度は、同年11月に司法修習を開始した第71期司法修習生から適用されている。

(4) 法教育

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、自由で公正な社会を支える担い手を育成するために不可欠なものである。

法教育に関しては、平成15年に法曹関係者、教育関係者等の有識者を構成員とする法教育研究会を、平成17年に法教育研究会の後継として法教育推進協議会を発足させ、同協議会において、法教育の普及・推進のため、学校における学習指導要領を踏まえた法教育の実践の在り方、法曹関係者と教育関係者による連携・協働の在り方等について協議を行っている。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小・中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、同教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ホームページで公開したり、教育向け法教育セミナーを企画・実施するなどしている。

さらに、学校等に法教育に関する情報を提供することによって法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布するとともに、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童生徒及び一般の人々に対して法的なものの考え方

等について説明する法教育の授業を実施したり、法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」を利用したX（旧ツイッター）等による広報活動を行うなどしている。

加えて、令和4年4月の成年年齢下げを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向け法教育リーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に配布したほか、刑事裁判を模擬的に体験できる法教育教材やリーフレットの内容に関する専門家の解説動画等を法務省ホームページに公開するなどしている。

2 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進

(1) 法令の収集・整備

ア 法令整備基本データの作成

慶応3年（1867年）以来現在までに制定された法令（法律、政令、府省令、法規性のある告示等）について、その制定、改廃沿革等の法令整備基本データを作成し、法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

イ 法令に関する照会に対する回答

本省内部部局、検察庁、法務局等のみならず、他府省、地方公共団体又は民間からの法令に関する照会（公布年月日・番号、一部改正法令の有無、それらの内容又は現在における効力の有無等）に対し、法令整備基本データ及び法令全書等により慎重に調査した上、回答を行っている。

ウ 法令整備基本データの活用

法令の改廃沿革等の検索・閲覧の用に供するため、法令整備基本データをe-Govを所管するデジタル庁に提供し、その有効利用を図っている。

(2) 法令集等の編さん・刊行

ア 「現行日本法規」の編さん

現に効力のある法令を体系的に分類、編集した加除式総合法規集である「現行日本法規」の編さんを行っている。現在の編成は本文50編100巻（134冊）、索引3巻、旧法令改廃経過1巻、主要旧法令5巻、参照条文索引3巻及び法定刑一覧1巻の計113巻（147冊）となっている。

令和5年中に発行した追録は、第13128号から第13463号までの336号で、10万1,820ページである。

また、編さんの過程において、終期の到来等の事由により効力を失っている法令及び現在において實際上その適用される余地がほとんどなく、実効性を喪失していると思われる法令に接したときは、その調査を行って、これを法令集に登載するか否かを決し、更に、その調査結果を法令整備・編さん業務データベースシステムに入力して整備している。

イ 「法務省組織関係法令集」の編さん

法務省の組織に関する現行の法令を収録した上、各法条ごとに、その制定時

から現在に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「法務省組織関係法令集」の追録について編さんを行った。

ウ e-LAWS（法制執務業務支援システム）に掲載する法令データの整備

令和4年4月から、デジタル庁所管のe-LAWS（法制執務業務支援システム）に掲載する法令データの整備を法務省が行っており、各府省庁や法令の専門業者の協力を得て、法律は、公布後速やかに（原則として、公布と同日を指し、国会修正等があった場合も、できる限り速やかに）e-LAWSに掲載している。

(3) 日本法令の外国語訳の推進

法令外国語訳推進に関する業務については、経済界をはじめ、国内外からの強い要望を受けて、「我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、（中略）法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」として、内閣官房の司法制度改革推進本部において進められてきた。

平成18年12月に開催された「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」（以下「関係省庁連絡会議」という。）の決定により、平成21年度からは、法務省がこれを承継し、「法令用語日英標準対訳辞書」（法令の翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書。以下「標準対訳辞書」という。）の充実・改訂及び機能的なホームページの設置・維持の作業を担うとともに、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項について専門的検討を行うための「日本法令外国語訳推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催することとされた。令和5年も、推進会議を開催し、関係府省庁における翻訳成果や有識者の意見等を踏まえて標準対訳辞書の改訂作業を実施した。

また、令和元年7月の関係省庁連絡会議において設置が承認された「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」（以下「官民戦略会議」という。）は、法令外国語訳整備に関する重点課題等についてユーザー本位の観点で検討するとともに、政府方針の策定やその着実な実施に当たっての司令塔としての役割を担っており、同会議の民間構成員からの要望等を踏まえて法令外国語訳の取組を進めていくことが、関係省庁連絡会議において承認されている。

令和4年4月に開催された第3回官民戦略会議では、民間構成員から、2025年度までに新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すことやA I 翻訳の本格的導入に向けた取組の推進及び検査体制の強化についての要望があったところ、これを受け、令和5年は、関係府省庁と協力して英訳法令等の迅速な公開に努めるとともに、A I 翻訳の本格的導入に向けたシステムの設計・開発等の取組を実施した。

このうち、A I 翻訳については、令和4年に実施した調査研究の結果を踏まえ、令和5年4月からA I を活用した法令翻訳システムの設計・開発に着手し、同年

12月から法務省内で試行的に導入したところであり、令和6年4月から政府全体に本格導入する予定である。

また、翻訳した法令を公開する専用ホームページ「日本法令外国語訳データベースシステム」（以下「JLT」という。）については、令和3年度にシステムリプレイスメントを実施し、令和4年4月の更新により、検索機能を充実させるとともにユーザーインターフェイスを改善した。JLTでは、令和5年12月31日現在、英訳法令917本を公開中であり、翻訳整備計画に基づく英訳法令やその他の日本法令に関する情報を広く国際的に発信している。

(4) 法務に関する資料の整備

国際化社会の一層の進展に伴い、これに適切に対応する法制度を検討するためには、外国法令に関する資料の整備が法務行政の運営上欠くことのできない重要な業務となっている。令和5年に整備した外国法令に関する資料は、

・法務資料469号「ドイツ家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律」である。

また、現行韓国六法（追録）について、本省内部部局、所管各庁に随時配布・整備した。

そのほか、他の官庁から執務上参考となる資料を受け入れ、本省内部部局に配布するほか、法務図書館に引き継いで職員の利用に供しており、令和5年に受け入れた資料は、「司法研修所論集」、「司法修習ハンドブック」である。

(5) 資料の編さん・刊行

令和5年は、次の資料を編さん・刊行し、本省内部部局及び所管各庁等に配布した。

標 題	刊行年月	ページ数	規 格
司法法制部季報（第162号）	5. 2	29	A 4
司法法制部季報（第163号）	5. 6	44	A 4
司法法制部季報（第164号）	5.10	112	A 4
法務年鑑（令和4年）	5.11	497	A 5

ア 「司法法制部季報」は、年3回（2月、6月、10月）発行している機関誌で、司法法制部が所掌する事務のトピックや執務上参考となる情報等を取りまとめたものであり、令和5年は、第162号から第164号を発行した。

イ 「法務年鑑（令和4年）」は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間における法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。

収録内容は、第1部「総説」では、法務省全体としてどのようなところに重点を置いて業務が運営されたのか、組織の変動や所管事務、定員及び予算の規模はどのようなものであったのかを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策や業務実施状況等について、説明の参考となる図表を用いて前

年との比較を示すなどしてわかりやすく説明している。また、「付録」として、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に公布（又は発出）された法務省主管の法律、政令、省令及び訓令・通達のほか、主要な行事、主要な人事等を掲載しており、法務省の1年の動きをこの年鑑から見て取ることができる。

この年鑑は、法務省の業務運営状況を積極的に発信するとともに、法務省の施策について国民の理解を得る目的から、法務省ホームページに掲載しており、いつでも閲覧することができるようになっている。

(6) 判例集等の編さん・刊行

各種判例集等について、次のとおり刊行し、本省内部部局及び検察庁、法務局等に配布した。

資 料 名	発 行 卷 号 数	発行回数
最高裁判所判例集 高等裁判所刑事裁判速報集	76巻5～7号、77巻1～4号、76巻索引 令和4年版	8 1

3 法制審議会に関する事項（299～303ページ参照）

4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（102～107ページ参照）

5 法務に関する統計事務

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく各種業務統計の公表に努めた。

また、総務省政策統括官（統計制度担当）主管の統計の整備、改善等に関する関係各府省等との会議に出席した。

6 法務に関する統計資料の編集及び公表

令和5年中に年報として編集し、その結果を法務省ホームページ及び各府省庁の統計関係のシステムを集約している政府統計共同利用システムを利用して、政府統計の総合窓口（e-Stat）で公表した統計資料は、次の表のとおりである。

資 料 名	収録時期	公表年月
登記統計（免許税・手数料除く。）	4. 1～4.12	5. 5
登記統計（免許税・手数料）	4. 4～5. 3	5. 9
戸籍統計	4. 4～5. 3	5. 8
供託統計	4. 4～5. 3	5. 8
人権侵犯事件統計	4. 1～4.12	5. 5
訟務事件統計	4. 1～4.12	5. 5
検察統計	4. 1～4.12	5. 8
婦人補導統計	4. 1～4.12	5. 7
矯正統計	4. 1～4.12	5. 7
少年矯正統計	4. 1～4.12	5. 7
保護統計	4. 1～4.12	5. 7

7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務

総合法律支援に関する事務を所掌する司法法制部司法法制課では、主な事務として、①日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の業績評価に関する事務を行う「日本司法支援センター評価委員会」の庶務、②法テラス関連予算の要求、③国選弁護士等の報酬基準の変更等、各種大臣認可事項に関する事務、④法テラスの組織及び業務運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策の企画・立案、⑤これらに関する関係機関等との協議・連絡調整等を行っており、令和5年は、特に、下記の事務を行った。

(1) 日本司法支援センター評価委員会に関する事項（298ページ参照）

(2) 各種大臣認可に関する事項等

令和5年は、以下の法令等の策定・改正作業を行った。

ア 令和5年3月29日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更

全ての利用者を対象とした恒久的な制度として、電話・オンライン法律相談の実施を可能としたもの

イ 令和5年12月28日公布・施行

- ・ 総合法律支援法施行規則の一部改正

法テラスが会計帳簿等の作成等を行う規定について、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化したもの

1 外国法事務弁護士に関する事務等

(1) 外国法事務弁護士となる資格の承認に関する審査事務

外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「承認・指定申請等の手引」に基づき、承認・指定申請手続の円滑化及び承認までの期間の短縮化に努めている。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和5年末までの承認及び登録に関する状況は次の表のとおりである。

なお、登録者総数1,261人のうち、制度が発足してから令和5年末までに登録を取り消した者の総数は776人、令和5年中に登録を取り消した者は25人（原資格国別では、アメリカ合衆国14人、カナダ1人、ドイツ連邦共和国1人、ベルギー1人、中国1人、連合王国7人）であり、同年末の登録者数は485人である。

原 資 格 国	承 認		登 録	
	令和5年	総 数	令和5年	総 数
ア イ ル ラ ン ド	－	1	－	1
ア メ リ カ 合 衆 国	19	668	19	654
（ア ラ ス カ 州）	－	(1)	－	(1)
（ア リ ゾ ナ 州）	－	(1)	－	(1)
（イ リ ノ イ 州）	－	(21)	－	(21)
（オ ハ イ オ 州）	－	(5)	－	(4)
（オ レ ゴ ン 州）	－	(3)	－	(3)
（カリフォルニア州）	(4)	(153)	(4)	(151)
（コネティカット州）	－	(2)	－	(2)
（コ ロ ラ ド 州）	－	(1)	－	(1)
（コロンビア特別区）	(1)	(52)	－	(49)
（ジ ョ ー ジ ア 州）	－	(7)	－	(7)
（テ キ サ ス 州）	(1)	(8)	(1)	(8)
（テ ネ シ ー 州）	－	(1)	－	(1)
（ニュージャージー州）	－	(5)	－	(5)
（ニ ュ ー ヨ ー ク 州）	(13)	(335)	(13)	(330)
（ネ バ ダ 州）	－	(1)	－	(1)
（ノースカロライナ州）	－	(2)	－	(2)
（ハ ワ イ 州）	－	(29)	－	(29)
（パ ー ジ ニ ア 州）	－	(13)	－	(13)

(フ ロ リ ダ 州)	－	(4)	－	(3)
(ペンシルベニア州)	－	(2)	－	(2)
(マサチューセッツ州)	－	(4)	－	(4)
(ミ ネ ソ タ 州)	－	(1)	－	(1)
(ミ ズ ー リ 州)	－	(1)	－	(1)
(メ リ ー ラ ン ド 州)	－	(5)	(1)	(5)
(ユ タ 州)	－	(1)	－	(1)
(ル イ ジ ア ナ 州)	－	(2)	－	(2)
(ワ シ ン ト ン 州)	－	(7)	－	(5)
(カリフォルニア州+ハワイ州) (注)	－	(1)	－	(1)
イ タ リ ア 共 和 国	－	2	－	2
イ ン ド	－	12	－	12
オ ー ス ト リ ア 共 和 国	－	1	－	1
オ ー ス ト ラ リ ア	4	85	3	83
(ク イ ン ズ ラ ン ド 州)	－	(9)	－	(9)
(西オーストラリア州)	－	(9)	－	(9)
(ニューサウスウェールズ州)	(2)	(45)	(1)	(43)
(ビ ク ト リ ア 州)	(2)	(19)	(2)	(19)
(首 都 特 別 地 域)	－	(3)	－	(3)
オ ラ ン ダ 王 国	－	7	－	7
カ ナ ダ	－	14	－	14
(オ ン タ リ オ 州)	－	(7)	－	(7)
(ブリティッシュコロンビア州)	－	(7)	－	(7)
サ ウ ジ ア ラ ビ ア 王 国	－	1	－	1
シ ン ガ ポ ー ル 共 和 国	2	9	2	9
ス イ ス 連 邦	－	3	－	3
ス ペ イ ン	1	2	－	1
スリランカ民主社会主義共和国	－	1	－	1
大 韓 民 国	3	8	3	8
台 湾	3	10	3	9
中 国	16	91	11	85
ド イ ツ 連 邦 共 和 国	2	27	2	27
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	2	9	1	8
ネパール連邦民主共和国	－	1	－	1
パ ラ グ ア イ 共 和 国	－	1	－	1
ブラジル連邦共和国	1	9	1	9

フィリピン共和国	1	7	1	7
フランス共和国	1	13	1	13
ベルギー王国	1	2	1	2
香港	－	11	－	11
連合王国	13	294	13	289
ロシア連邦	－	2	－	2
計	69人	1,291人	61人	1,261人

(注) カリフォルニア州とハワイ州を原資格国として承認した者

(2) 特定外国法の指定に関する審査事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から特定外国法の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士の登録に指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和5年末までの特定外国法の指定及び付記に関する状況は次の表のとおりである。

指 定 法	指 定		付 記	
	令和5年	総 数	令和5年	総 数
アイルランド	－	1	－	1
アメリカ合衆国各州	7	210	6	204
イタリア共和国	1	1	－	－
オーストラリア各州	－	11	－	11
カナダ各州	－	2	－	2
ニュージーランド	－	2	－	2
フランス共和国	1	1	1	1
香港	－	30	－	29
連合王国	2	54	2	49
ロシア連邦	－	1	－	1
その他の(注)	1	1	－	－
計	12件	315件	6件	303件

(注) アメリカ合衆国コロンビア特別区と連合王国において効力を有し、又は有した法を指定法として指定・付記した者

(3) 承認・指定を受けた者の2年ごとの報告等に関する事務

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者については、承認を受けた日から2年ごとに、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類並びに業務及び財産の状況に関する申告書等を、特定外国の外国弁護士となる資格を有することによって指定を受けた者は、指定を受けた日から2年ごとに、その指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類

を、それぞれ法務大臣に提出しなければならない。

令和５年中、承認に係る２年ごとの報告を184件、指定に係る２年ごとの報告を34件受理した。

(4) 相談

上記(1)及び(2)の外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の申請手続等に関する相談を受けるとともに、先例のないコロンビア共和国を資格取得国とする外国弁護士等から相談を受けた。

(5) 外国の法制度等の調査

外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の審査に当たり、当該国における弁護士の資格付与及び懲戒・監督制度のほか、諸外国の弁護士法制その他の法制度等に関する調査を行った。

(6) 国際機関等への対応

各国における外国弁護士の受入れについては、世界貿易機関（WTO）等で協議、検討されている。

WTO交渉のみならず、二国間及び多国間交渉において、特にサービス貿易の分野における対応に当たっては、外国弁護士受入制度（外国法事務弁護士制度）に関する国際的な議論の動向を注視しつつ我が国の立場や意見を述べるとともに、交渉等での各国からの意見・要望に対しても、関係機関との協議・検討の上、対応した。

(7) 弁護士資格認定に関する事務

平成16年４月１日に改正弁護士法が施行され、司法修習を終えていなくても弁護士となる資格の特例の対象が広げられ、①司法修習生となる資格を得た後に、簡易裁判所判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、弁護士法第５条第１号に列举された職のいずれかに在った期間が通算して５年以上になる者、②司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第５条第２号に列举された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して７年以上になる者、③検察庁法第18条第３項に規定する考試を経て任命された検事（いわゆる特任検事）の職に在った期間が通算して５年以上となる者等については、法務省令で定める法人が実施する研修であって、法務大臣の指定するものの課程を修了して同大臣の認定を受ければ、弁護士となる資格を有することとなった。

弁護士となる資格の認定等に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「認定申請の手引」に基づき、認定申請手続の円滑化に努めている。また、法務大臣が指定する研修の受講を求められた方に対し、受講準備に資する情報の提供等を目的として事前説明会を実施するなどの対応を行った。

令和５年度研修に係る申請者は15人で、そのうち12人について認定した（３人は申請を取り下げた。）。

認定者の内訳は、以下のとおり。

裁判所事務官等	5人
企業法務経験者	3人
公務員経験者	4人

2 債権管理回収業の監督に関する事務

金融機関の有する貸付債権等（特定金銭債権）の処理という喫緊の政策課題を実現するため、弁護士法の特例として法務大臣の許可した債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行いその業務の適正な運営の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とした債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）が平成10年10月16日に公布され、債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成11年政令第14号）及び債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成11年法務省令第4号）とともに平成11年2月1日に施行された。

また、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等に鑑み、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、併せて債権回収会社の業務に関する規制を緩和することを内容とした同法の一部を改正する法律（平成13年法律第56号）が成立し、平成13年6月20日に公布され、同施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第255号）及び同施行規則の一部を改正する省令（平成13年法務省令第64号）とともに同年9月1日に施行された。

(1) 債権管理回収業の許可に関する事務

債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければならない。

債権管理回収業の許可申請があったときは、法律に定められた一定の許可基準を満たしていない場合を除いて、許可をしなければならないとされている。

許可をしようとするときは、役員等が許可基準を満たしているかどうかなどについて、警察庁長官の意見を聴くものとされており、弁護士である取締役についても、原則として、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされている。

令和5年12月末時点の営業会社数は73社であり、過去5年間の営業許可に関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		許 可	不許可	
令和元年	－	－	－	－
2 年	1	1	－	－
3 年	1	1	－	－
4 年	1	1	－	－
5 年	－	－	－	－

(2) 債権管理回収業の認可に関する事務

債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割は、いずれも法務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割の認可申請があったときは、営業の許可の基準を満たしていない場合を除いて、認可しなければならないとされている。

過去 5 年間の認可申請に関する状況は、次のとおりである。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		認 可	不認可	
令和元年	－	－	－	－
2 年	－	－	－	－
3 年	－	－	－	－
4 年	－	－	－	－
5 年	1	1	－	－

債権回収会社の合併及び分割

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		認 可	不認可	
令和元年	－	－	－	－
2 年	－	－	－	－
3 年	－	－	－	－
4 年	－	－	－	－
5 年	1	1	－	－

(3) 兼業の承認に関する事務

債権回収会社は、債権管理回収業及び特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって債権管理回収業に該当しないもの並びにこれらに付随する業務であって政令で定めるもの以外の業務を営むことができないが、債権管理回収業を営む上

において支障を生ずることがないと認められる業務（以下「兼業」という。）について、法務大臣の承認を受けたときは、当該業務を営むことができるとされている。

令和5年12月末時点で営業中の会社（73社）のうち、兼業承認を受けている会社数は64社であり、過去5年間の兼業承認に関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		承 認	不承認	
令和元年	18	21	－	－
2 年	9	11	－	－
3 年	12	11	－	－
4 年	11	12	－	－
5 年	8	7	－	－

(4) 立入検査

立入検査は、債権回収会社の営業所等における実地の検査を通じて、その債権管理回収業務の実態を把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導・監督を行うことによって、その業務の適正な運営を確保することを目的とするものである。

立入検査には、全ての債権回収会社を対象として計画的に実施する定期検査と、特定の債権回収会社が違法又は不当な業務を行っている疑いがある場合や業務改善命令を発した後に当該業務の改善状況を確認する場合などに必要に応じて実施する特別検査がある。

過去5年間の定期検査及び特別検査に関する状況（件数）は、次の表のとおりである。

年 次	定期検査	特別検査
令和元年	30	1
2 年	11	－
3 年	20	－
4 年	27	－
5 年	22	4

(5) 行政処分

立入検査の結果等により、債権回収会社の業務に関して一定の違法又は不当な事項等が判明した場合には、当該債権回収会社に対し、業務改善命令、業務停止命令（全部又は一部）、許可の取消しをすることができるとされている。

過去5年間の業務改善命令、業務停止命令及び許可の取消しに関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	業務改善命令	業務停止命令	許可の取消し
令和元年	－	－	－
2 年	－	－	－
3 年	－	－	－
4 年	1	1	－
5 年	1	1	1

(6) 相談・苦情等

債権回収会社や債権管理回収業の営業の許可を受けようとする者等から、許可申請手続、取扱債権の範囲及び兼業承認申請手続等に関する問合せや相談を多数受けている。また、債権回収会社による債務の弁済請求を受けた債務者等から、債権回収会社の業務に関する苦情も受け付けており、債権回収会社の業務が適正に行われていない疑いがある場合には立入検査等を実施することとしている。

3 認証ADR制度に関する事務

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）は、裁判外紛争解決手続（ADR）（注）を国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢とし、その拡充・活性化を図るため、司法制度改革の一環として、平成16年に成立し、平成19年4月1日から施行された。

ADR法の施行に伴い開始された認証紛争解決手続の制度（以下「認証ADR制度」という。）は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続及びその他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象として、その業務の適正性を法務大臣が認証するもので、司法法制部審査監督課において担当している。

（注）ADR：Alternative Dispute Resolution

(1) 認証の審査に関する事務

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる（ADR法第5条）。

認証の申請がされたときは、申請に係る民間紛争解決手続の業務がADR法に定められた一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するかどうかについて審査を行っている。

過去5年間の民間紛争解決手続の業務の認証に関する状況は、次の表のとおりであり、令和5年においては、新たに1事業者を認証し、ADR法が施行されてから令和5年12月末までの認証紛争解決事業者数の累計は179事業者に達し、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となった。

年 次	申請件数	処分の内容	
		認 証	不認証
令和元年	5	7	－
2 年	4	1	－
3 年	2	4	－
4 年	7	6	－
5 年	1	1	－
累 計	183	179	－

(2) 変更の認証の審査に関する事務

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないとされている。令和5年においては、7件の変更の認証処分を行った。

(3) 監督に関する事務

認証後の事業者の実態を法務大臣が的確に把握し、業務の適正な運営を確保することを目的として、認証紛争解決事業者には、事業年度ごとに、認証紛争解決手続の業務実態等を記載した事業報告書を提出すること及び認証を受けた内容に変更（役員等の変更等）が生じたときに、随時その変更内容を届け出ることが法律上義務付けられている。

また、認証紛争解決手続の業務の適正な運営の確保に必要な限度において、認証紛争解決事業者に対し報告を求め、又は認証紛争解決事業者の事務所の立入検査等を行うことができるとされている。

過去5年間の監督に関する事務の状況は、次の表のとおりである。

年 次	事業報告書	変更届出書	立入検査
令和元年	155	263	－
2 年	158	224	－
3 年	160	256	－
4 年	165	244	－
5 年	168	295	－

(4) 広 報

認証ADR制度を国民に広く周知するため、各種広報活動を行った。

ア インターネット広告の実施

トラブルに悩んでいる方が大手検索サイトで解決方法等を検索した際、検索結果画面に本制度の紹介文とリンク先が掲載されるリスティング広告等を実施した（掲載期間：Yahoo!JAPAN 及び Google において令和5年11月から令和6年2月までの約4か月間）。

イ ADR・ODR推進フォーラム@大阪

令和5年10月26日に、主に大阪府内に所在する認証紛争解決事業者及び相談機関に参加を募り、参加した認証紛争解決事業者による業務紹介や、座談会を通じた情報交換など、ADR・ODRの拡充・活性化を目的とするプログラムを実施した。

ウ ADR週間（ADRの日）

令和4年から12月1日を「ADRの日」、同日から同月7日までを「ADR週間」と定めている。

令和5年の「ADRの日」には、ADR・ODRへの更なるアクセス向上をテーマとした法務省主催のオンライン・フォーラムを開催し、認証紛争解決事業者や関係機関等を招いて、ADR事業者と相談機関との連携の在り方に関するパネルディスカッションなどを行うとともに、「ADR週間」中には関係機関とも協力し、ADR・ODRに関してXなどのSNSを使用するなど、集中的な周知・広報を実施した。

(5) ODRの推進

令和4年3月に策定した「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」に基づき、「ODR推進会議」及びその下のワーキンググループにおける議論を踏まえ、同基本方針に掲げられたODRの推進策を具体化した取組を順次進めている。

参事官

法務省組織令第12条

裁判所職員定員法の一部を改正する法律、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律その他司法制度等に関する重要な事項についての企画及び立案を行った。

また、法曹養成制度、司法試験制度、裁判所・裁判官制度、検察官制度、裁判官・検察官の給与制度、弁護士制度、外国弁護士受入制度、サービス制度等に関する重要な事項について調査研究を行った。

この他、司法法制部における重要な施策及び経常事務の遂行に専門的見地から参画したほか、当部所管の法令の解釈等について官公署等からの照会に対し意見を述べた。

法務図書館

（国立国会図書館支部法務図書館）

組織上は、大臣官房司法法制部司法法制課の所掌事務の一部を成しているが、便宜上、これを「法務図書館」としてここに一括して記述する。

法務省組織令第20条第5号 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第3条、第20条 国立国会図書館

1 沿 革

法務省における図書の収集・管理業務は、その淵源を尋ねると、明治5年7月の司法省明法寮司籍課の設置に遡る。その後、約半世紀を経て、大正15年4月、時の司法大臣江木翼は、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養成するため、司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進め、昭和3年9月に至り、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置、鉄筋コンクリート造り3階建ての庁舎を新築し、明治4年司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、ここに本格的な図書館としての態勢が整えられた。これが当館の創始に当たる。

昭和23年2月、司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は、同庁資料統計局資料課の所管に属することになったが、同年8月、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館の支部図書館となり、これを機会に「法務図書館」と名称が改められた。

その後の機構改革により、昭和24年6月以降法務府法制意見第四局資料課、昭和27年8月以降法務大臣官房調査課、昭和33年5月以降法務大臣官房司法法制調査部調査統計課、平成13年1月以降法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。なお、図書館施設は、平成6年8月、法務省赤れんが棟の復原改修に伴い、同棟2階及び1階に移転した。

2 図書資料の収集

(1) 図書資料数

令和5年12月末現在における収蔵図書資料数は321,937冊で、同年中における受入数は、1,078冊である。収蔵図書資料数の内訳は、次の表のとおりである。

区 分		和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係 法律関係以外 計		117,979冊	56.5%	100,693冊	89.1%	218,672冊	67.9%
		90,902	43.5	12,363	10.9	103,265	32.1
		208,881	100.0	113,056	100.0	321,937	100.0

(2) 図書資料受入数

区 分		和漢図書資料				欧文図書資料					合計
		購入	受贈	製本	計	購入	受贈	国際交換	製本	計	
図 書	令和3年	518	173	451	1,142	42	5	-	90	137	1,279
	4年	429	147	346	922	39	23	-	43	105	1,027
	5年	446	116	386	948	65	11	-	54	130	1,078
雑 誌 (定期 刊行物)	令和3年	61	58	-	119	31	5	5	-	41	160
	4年	60	192	-	252	29	4	5	-	38	290
	5年	59	184	-	243	-	3	3	-	6	249

- (注) 1 図書については冊数、雑誌については種類によった。
2 雑誌を製本したものは、図書扱いとし、図書の製本欄に含めた。

(3) 図書資料分類別受入数

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係	789冊	83.2%	130冊	100.0%	919冊	85.3%
法律関係以外	159	16.8	0	0.0	159	14.7
計	948	100.0	130	100.0	1,078	100.0

3 管理業務

(1) 入館者

年 次	総 数		法務省職員		そ の 他	
令和3年	10,965人	100.0%	10,487人	95.6%	478人	4.4%
4年	11,852	100.0	11,376	96.0	476	4.0
5年	12,361	100.0	11,914	96.4	447	3.6

(2) 貸 出

区 分	総 数		和漢図書		和漢雑誌		欧文図書		欧文雑誌	
	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数
令和5年総数	3,475	10,777	2,664	8,272	787	2,434	22	65	2	6
1か月平均	290	898	222	689	66	203	2	5	0	1
1日平均	14.4	44.5	11.0	34.2	3.3	10.1	0.1	0.3	0.0	0.0

(注) 1日平均数は、総数を242(開館日数)で除したものである。

4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング

法務図書館では、図書館及び展示業務に精通した司書、学芸員等の外部の専門能力を活用し、利用者に対するより迅速かつ高度なサービスの提供を目的として、平成21年4月から、図書館業務及び法務史料展示室業務の一部を民間事業者へ委託している。職員の関与する業務は、予算管理、選書、展示企画などの管理部門に限り、図書館窓口、調査検索（レファレンス）、展示案内等、施設利用者に直接関与する部分の多くを委託事業者が担当している。

5 図書情報検索システム

法務図書館では、図書及び法律文献が検索できる「図書情報検索システム」を運用している。同システムは、法務省NWを介して、法務省職員等の卓上パソコンから利用可能なほか、保有するデータの中から一般公開に適するものを抽出してインターネットに公開している。

6 調査検索業務

前記システムの法律文献情報提供機能は、法務図書館において収集した雑誌及び

記念論文集に掲載された法律関係記事を法律の分野ごとに分類・抽出し、事項分類、キーワード、論題名、執筆者名、雑誌名等からの検索が可能なシステムで、図書資料検索とともに利用者に対する利便性の向上を図っている。

法律文献情報は、令和5年12月末現在、約36万件がデータベース化されている。

7 国立国会図書館中央館との連絡業務

(1) 中央館・支部図書館協議会

ア 令和4年度第2回協議会

令和5年3月17日、ウェブ会議システムにより開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 令和5年度中央館・支部図書館協議会幹事等の選出について

(イ) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

(ウ) 国会図書館支部庁費等関係調査の結果について

(エ) 「国立国会図書館中央館における資料の利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出しに関する規則」の改正予定について

(オ) 令和5年度中央館年度計画について

(カ) 令和4年度支部図書館年度計画の総括及び令和5年度支部図書館年度計画の策定について

(キ) 令和4年度行政・司法各部門支部図書館職員研修の終了及び令和5年度同研修の方針について

(ク) 令和4年度支部図書館・分館へのヒアリングの結果について

(ケ) 中央館・支部図書館分散型総合目録データベースシステム等のリニューアル内容及び今後のスケジュールについて

(コ) 支部図書館を対象としたデジタル化データの収集について

(ク) その他

イ 令和5年度第1回協議会

令和5年7月21日、ウェブ会議システムにより開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

(イ) 支部図書館規則の一部改正について

(ウ) 文部科学省図書館文化庁分館の設置及び海上保安庁図書館海洋情報分館の廃止について

(エ) 令和4年度中央館年度計画の総括について

(オ) 令和4年度支部図書館年度計画の総括及び令和5年度支部図書館年度計画について

(カ) 国会図書館支部庁費令和6年度予算概算要求について

(キ) 中央館・支部図書館分散型総合目録データベースシステム等のリニューアルについて

(ク) その他

(2) 相互貸借

年次	貸出冊数	全貸出冊数中の比率(%)	借受冊数
令和3年	203	1.7	176
4年	246	2.0	120
5年	157	1.5	194

(3) 納本（国立国会図書館法第24条）

年次	種類	冊数
令和3年	50	550
4年	36	436
5年	63	670

8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営

(1) 常設展示

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、常設展示として「日本の近代化」をテーマに、「司法の近代化」、「建築の近代化」を小テーマとして、主に次のような展示を行っている。

ア 法務史料の展示

法務図書館が所蔵する貴重書を中心として「司法の近代化」を示す明治初期の法典史料（『司法職務定制』、『新律綱領』、『司法省日誌』等）、お雇い外国人に関する史料（『ボアソナード氏の日本帝国刑法草案』等）、明治初期の事件関係史料（板垣退助暗殺未遂事件の一件書類等）等の展示を行っている。

イ 建築史料の展示

「建築の近代化」をテーマに、模型・展示パネル等を利用して、赤れんが棟とその設計者であるドイツの建築家エンデとバックマンの紹介を行い、併せて赤れんが棟に使われている建築技術の展示を行っている。

ウ 法務行政の紹介

法務行政に対する国民の理解を促進するため、展示パネルによる業務の紹介等を行っている。

(2) 特別展示

令和6年1月から、「近代の法曹」をテーマに、明治初期から昭和まで、法曹界に名を残した人物として、森順正、溝淵孝雄、尾佐竹猛、正木亮及び三淵嘉子の5名にスポットを当て、その事績をたどるとともに関連する史料を紹介する展示を行う予定である。

(3) メッセージギャラリー

平成30年7月から、同年が明治元年から起算して満150年という節目の年であ

り、明治以降の歩みを次世代に遺すことなどを目的として政府全体で推進されている「明治150年関連施策」の一環として、司法制度の基盤形成に大きく貢献した先人の紹介や、明治期に編さんされた法典等の貴重書を展示するなどの「明治150年」特集展示を実施している。

(4) 見学者数

令和5年の見学者数は、12,643人であった。

(5) その他

法務史料展示室は、法務省ホームページにおいて展示内容に関する情報を提供している。

なお、平成16年4月から「法務史料展示室だより」を作成しており、令和5年においては、第57号及び第58号を発刊した。

Ⅱ 民 事 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第4条、第12条、
第22条～第27条 法務省組織規則第7条、第7条の2

〈重要施策の概要〉

1 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、平成30年7月に公布された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）に基づき、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。以下この項において同じ。）において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度が令和2年7月10日から運用を開始している。

遺言書保管法においては、遺言書の保管に関する事務は法務大臣の指定する法務局が「遺言書保管所」としてつかさどること、また、遺言書保管所における事務は法務局長又は地方法務局長が指定する「遺言書保管官」が取り扱うこととされ、法務局に保管されている遺言書については家庭裁判所の検認手続を要しないこととされている。

2 地図整備の推進

登記所備付地図の整備については、平成15年6月、内閣の都市再生本部から打ち出された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、平成16年度から必要性及び緊急性の高い都市部の地図混乱地域について登記所備付地図の作成作業を重点的かつ集中的に行ってきたが、平成27年度からは、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、従来の「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を見直し、①「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定し、全国における地図作成作業を拡充するとともに、②新たに大都市の枢要部や地方の拠点都市を対象とする「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び③東日本大震災の被災県を対象とする「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定し、作業面積を拡大して実施している。

なお、震災復興型登記所備付地図作成作業について、被災した自治体では、同作業を実施すべき地区がなお存在するため、平成29年度までとされていた当該計画を平成30年度、令和3年度にそれぞれ3か年延長し、当該作業を引き続き実施していることに加え、平成28年熊本地震からの復興のため、被災地を対象に令和2年度を初年度とする5年間の計画を策定し、作業を実施している。

また、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する筆界特定制度の運用が平成18年1月20日から開始され、順調に利用されている。同制度により、土地の筆界に関する紛争の早期解決が図られ、地図整備に寄与している。

3 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、各種閣議決定（「日本再興戦略2014」（平成26年6月閣議決定）等）において、マイナンバー制度を活用して戸籍謄本等の添付省略を実現することが求められていた。そこで、平成26年10月に「戸籍制度に関する研究会」、平成27年6月に「戸籍システム検討ワーキンググループ」を民事局内に設置し、戸籍事務へのマイナンバー制度導入について検討を進めた。さらにその検討を踏まえ、平成29年9月に戸籍法制の見直しについて法制審議会に諮問され、同審議会での審議を経て平成31年2月に戸籍法の改正に関する要綱が答申された。この答申に基づき立案した戸籍法の一部を改正する法律案は、令和元年5月に成立し公布された。マイナンバー制度に基づく情報連携に関する規定は、公布の日から5年以内に施行することとされているため、情報システムの構築等について準備を進めている。

4 無戸籍者の解消に向けた取組

従前の民法においては、離婚から300日以内に生まれた子は一律に元夫の子と推定されるものとされていたことから、離婚から300日以内に元夫以外の者との間の子を出産した女性が、戸籍上その子が元夫の子と記載されることを避けるために出生届を提出せず、子が無戸籍となっている場合があり、近年、無戸籍のまま成人となった者が社会生活上、多大な不利益を被っているとして、社会問題化していた。

法務省においては、無戸籍者問題解消のために、平成26年から、無戸籍者の実態把握を徹底し、平成27年から、法務省（民事局、人権擁護局及び司法法制部）、総務省、文部科学省及び厚生労働省（令和5年からはこども家庭庁）を構成員とする「無戸籍者ゼロタスクフォース」において情報共有等を行うとともに、各地域における取組として、法務局又は地方法務局が中心となって地方協議会を設置し、法テラスや弁護士会等関係機関と連携しつつ、全国各地の法務局及び市区町村において、一人一人に寄り添い、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続をとることができるように支援するなどの取組を行ってきたところである。

加えて、民法の嫡出推定制度が無戸籍者を生ずる一因であると指摘されていたことから、令和4年12月10日に成立した「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号）により民法の嫡出推定制度等に関する規定が見直された。この法律のうち民法の嫡出推定制度に関する規定等の見直しに関する部分は、令和5年4月21日に閣議決定された「民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（令和5年政令第173号）により、令和6年4月1日に施行されることとなった。

この法律は、離婚後300日以内に生まれた子であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定するとともに、嫡出否認権を子及び母にも認め、嫡出否認の訴えの出訴期間を3年に伸長するなど嫡出推定制度の見直し等を内容とするものであり、施行日前に生まれた子やその母も、施行日から1年間に限り嫡出否認の訴えを提起することができるなど無戸籍者問題の抜本

的解消を図る上で重要な意義を有するものであることから、新しい制度の円滑な実施と無戸籍者問題の解消に向けて周知広報を図る必要がある。

そのため、法務省においては、各法務局における改正法についての説明会の実施や、全国の法務局や家庭裁判所、その他医療機関等の関係機関に対するパンフレット、ポスター、リーフレットの配布、YouTubeの法務省チャンネルへの動画の掲載等幅広い周知活動を行うとともに、市区町村又は法務局から改正法の内容を無戸籍者やその関係者に個別に通知するなどの取組を行っている。

5 氏名の振り仮名の法制化

デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）を受け、令和3年1月以降、一般社団法人金融財政事情研究会が主催する「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会」における検討に構成員として参加し、令和3年9月に、法制化（戸籍法等の改正）が必要であるとの法務大臣の諮問を受けて、法制審議会戸籍法部会が設置された。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）において、「戸籍法制の見直しに関する法務大臣の諮問に対する法制審議会からの答申が得られ次第速やかに、戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、令和5年（2023年）の通常国会に関連する法案を提出した上で、令和6年度（2024年度）を目途に実現を図る。」とされたことから、法制審議会戸籍法部会において、調査審議が進められ、令和5年2月、「戸籍法等の改正に関する要綱案」が法務大臣に答申された。この答申を踏まえて、氏名の振り仮名の法制化を内容とする戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が第211回国会（令和5年通常国会）に提出され、同年6月、同国会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が成立し、同月9日に公布された。同法律のうち、戸籍法の一部改正に係る部分の施行期日は公布から2年以内の政令で定める日とされており、令和7年5月頃の施行を予定している。

6 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）を受けて設置された法人設立オンライン・ワンストップ化検討会において、「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が取りまとめられた。同取りまとめを受け、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、世界最高水準の起業環境を実現するための取組として、令和元年度中にオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理を実現する等が盛り込まれたところ、令和2年3月17日から運用を開始している。

また、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）においても、世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ

プ化を行うこととされたところ、商業登記については、令和3年2月15日から印鑑提出の任意化、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、オンラインによる定款認証及び設立登記の同時申請を対象にした24時間以内処理等の運用が開始されている。

7 所有者不明土地問題への取組

所有者不明土地問題への対策として平成29年5月から導入された法定相続情報証明制度については、制度開始以降年々利用件数が右肩上がりに伸びており、令和5年度には証明書の発行枚数が197万通を超えるに至り、相続登記の促進に寄与している。

長期相続登記等未了土地の解消事業については、令和4年4月以降、対象土地の選定の要件である所有権登記名義人の死亡後の経過年数を30年から10年に緩和するとともに、国・地方公共団体からの要望だけでなく、新たに公共の利益となる事業を実施する民間事業者からの要望も受け入れの対象に加えるなど、より幅広く、かつ、迅速にニーズに対応できるよう、これまでの実績を踏まえた運用の見直しを行い、新たな運用に基づき施策を実施している。ほかにも、法務局では、表題部所有者不明土地の解消事業について、その運用を見直しつつ、着実に実施しているところである。

令和3年4月21日、①所有者不明土地の「発生の予防」の観点と、②既に発生している所有者不明土地の「利用の円滑化」の観点から、所有者不明土地問題の総合的かつ本格的な対策を行うため、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号。以下「一部改正法」という。）及び新法である「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）が成立し、同月28日に公布された。

まず、一部改正法は、不動産登記法を改正する部分と、民法並びにこれと関連して非訟事件手続法及び家事事件手続法を改正する部分とに分かれている。

このうち、不動産登記法の改正は、基本的には、①の発生予防の観点から改正したものである。具体的内容は、これまで任意とされていた相続登記や住所等の変更登記の申請を義務付けるとともに、その申請義務の実効性を確保するための環境整備策として、相続登記の申請義務を簡易に履行する「相続人申告登記」や、登記官が他の公的機関（住基ネットなど）から情報を取得し、職権で登記を行うことを可能とするなどの制度が創設されることとなった。これらの制度は、令和8年4月までに段階的に施行することとされていたところ、順次、政省令等の整備がされている。

令和4年4月1日から令和7年3月31日までは、相続登記が放置されやすい不動産の価額が100万円以下の土地に係る相続登記等の申請について、その登録免許税の免税措置が講じられることとなった。

民法等の改正は、基本的には、②の利用の円滑化の観点からのものであり、具体的内容は、所有者不明土地（建物）や管理不全土地（建物）に特化した新たな財産

管理制度の創設等の財産管理制度の見直しや、ライフラインの設備設置権等の規律の整備等の相隣関係規定の見直し、不明共有者がいる場合に残りの共有者の同意で共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度の創設等の共有制度の見直し、遺産分割が長期未了状態である場合に、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みの創設等の相続制度の見直しなどである。

8 相続土地国庫帰属制度の運用開始

都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展等を背景に、相続を契機として望まない土地を取得した所有者の負担感が増し、これを手放したいと考える者が増加しているとの指摘があること等を踏まえ、所有者不明土地の発生を予防し、土地の管理不全化を防止することを目的として、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)に基づく制度(相続土地国庫帰属制度)が、令和5年4月27日から開始された。

当該制度の具体的な流れとしては、相続等によって土地所有権を取得した者から法務大臣に対する申請がされ、それを受けた法務大臣が、書面審査のほか、通常の実地調査又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地であるかどうか等について事実の調査を行い、土地の管理官庁の意見聴取等を経て、承認する審査手続となっている。なお、承認の取消しを除く法務大臣の権限は、省令により、法務局又は地方法務局長に委任されており、申請の受付、要件の審査等の業務は、法務局又は地方法務局の不動産登記部門又は登記部門が担っている。

令和5年4月27日から同年12月28日までの申請件数は1,505件、帰属件数は85件であり、その種目の内訳は、宅地41件、農用地20件、森林4件、その他20件であり、多様かつ複数の土地が国庫に帰属している。

9 実質的支配者リスト制度の創設

公的機関において法人の実質的支配者情報を把握することについては、法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、金融活動作業部会(FATF)の勧告や金融機関からの要望等、国内外の要請が高まっている。

このような要請に応えるものとして、法人設立時の実質的支配者情報については、平成30年11月30日から、公証人が定款認証を行う際に嘱託人に法人の実質的支配者となるべき者を申告させる取組が行われており、同取組は国際的にも評価を得ているところであるが、法人設立後の継続的な実質的支配者の把握が更なる課題となっていた。

設立後の法人の基礎的な情報は、商業登記所に登記されており、登記官は、商業・法人登記の分野において高度な専門性を有しているところ、法人の実質的支配者情報の把握促進のために効果的な役割を果たし得ると考えられる。

そこで、商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進について、研究を行い、今後の新たな取組につなげるため、令和2年4月24日、「商業登記所にお

ける法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会」を設置し、この研究会の有識者による「議論の取りまとめ」を、同年7月16日、法務省のホームページに公表した。

この「議論の取りまとめ」では、商業登記所が、株式会社等の申出により、その実質的支配者リストの写しを発行する制度を創設することなどが提言されているところ、これを踏まえて、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」（令和3年法務省告示第187号）が令和3年9月17日に公布され、商業登記所における新たな取組として「実質的支配者リスト制度」が創設されることとなった（令和4年1月31日施行）。

10 民事訴訟手続以外の民事裁判手続のデジタル化

令和5年6月、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続等の民事訴訟手続以外の民事裁判手続におけるインターネットを利用した裁判の申立てや送達、事件記録の電子データ化及びウェブ会議等を利用した手続への参加を実現等するための「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号）が成立し、同月14日に公布された。この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布から5年以内の政令で定める日とされており、施行に向けた環境整備を進めている。

11 船荷証券の電子化

令和4年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会商法（船荷証券等関係）部会が設置され、商取引において電子的な手段の利用が拡大するなどの社会経済情勢の変化への対応等の観点から、商法の船荷証券に関する規定等の見直しについての審議が進められている。

〈会 同〉
中央会同

月 日	件 名	協議事項
1.11・12	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
4.7	法務局職員課長・新任地方法務局 総務課長事務打合せ会	人事管理制度及び適正な人事管理 運用等について
4.20	法務局総務部長・民事行政部長事 務打合せ会	局務運営について
5.30	法務局・地方法務局会計課長会同	法務局及び地方法務局の予算管理 について
6.8・9	法務局長・地方法務局長会同	法務局及び地方法務局の管理・運 営について
9.7	法務局・地方法務局戸籍・国籍課 長会同	(1) 戸籍法の一部を改正する法律 (令和元年法律第17号) 附則第 1 条第 5 号の施行日以降の戸籍 事務の運用等において、管轄法 務局等が対応すべきと考えられ る事項について (2) 渉外戸籍事務に関する情報の 共有について (3) 帰化許可申請事件の調査、事 実認定及び許否意見を付すに当 たつての留意点について (4) 国籍相談及び受付予約の効率 化について
9.25	法務局・地方法務局首席登記官会 同	登記に関する諸問題について
9.27・28	法務局総務部長・民事行政部長会 同	民事行政の当面する諸課題につい て
10.17	法務局民事行政調査官・統括監査 専門官事務打合せ会	「業務の効率化を総合的に実施す るための計画」の在り方について
10.27	法務局・地方法務局庶務・職員・ 総務課長会同	局務運営・人事管理について
12.5・6	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について

〈法令立案関係〉

法 令 案 名	主管官庁	担当課・室
(法 律)		
1 仲裁法の一部を改正する法律 (R5年法律第15)	法務省	参事官室
2 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約 の実施に関する法律 (R5年法律第16)	法務省	参事官室
3 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一 部を改正する法律 (R5年法律第17)	法務省	参事官室
4 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (R5年法律第48)	デジタル庁	民事第一課
5 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推 進を図るための関係法律の整備に関する法律 (R5年法律第53)	法務省	参事官室 民事第一課
6 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進 を図るための関係法律の整備に関する法律 (R5年法律第58)	内閣府	民事第一課
(政 令)		
1 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に 関する法律施行令の一部を改正する政令 (R5.3.30政令第97)	法務省	民事第二課
2 民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政 令 (R5.4.26政令第173)	法務省	参事官室
3 不動産登記令等の一部を改正する政令 (R5.10.4政令第297)	法務省	民事第二課
(省 令)		
1 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に 関する法律施行規則 (R5.1.13法務省令第1)	法務省	民事第二課
2 不動産登記規則等の一部を改正する省令 (R5.3.20法務省令第6)	法務省	民事第二課 商事課

3 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (R5.3.30法務省令第19)	法務省	民事第二課
4 法務局における遺言書の保管等に関する省令及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令 (R5.5.12法務省令第27)	法務省	商事課
5 商業登記規則等の一部を改正する省令 (R5.6.12法務省令第31)	法務省	商事課
6 不動産登記規則等の一部を改正する省令 (R5.7.28法務省令第33)	法務省	民事第二課
7 内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令 (R5.8.9内閣府・法務省令第2)	内閣府・ 法務省	商事課 参事官室
8 内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令 (R5.8.9内閣府・法務省・財務省令第1)	内閣府・ 法務省・ 財務省	商事課 参事官室
9 許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令 (R5.9.8法務省・経済産業省令第1)	法務省・ 経済産業省	商事課
10 供託規則の一部を改正する省令 (R5.9.11法務省令第36)	法務省	商事課
11 内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令 (R5.11.16内閣府・法務省令第3)	内閣府・ 法務省	商事課 参事官室
12 内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令 (R5.11.16内閣府・法務省・財務省令第2)	内閣府・ 法務省・ 財務省	商事課 参事官室

13 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第二条第三項第一号に規定する法務省令で定める者を定める省令 (R5.12.15法務省令第48)	法務省	参事官室
14 商法施行規則の一部を改正する省令 (R5.12.27法務省令第49)	法務省	参事官室 商事課
15 会社法施行規則の一部を改正する省令 (R5.12.27法務省令第50)	法務省	参事官室
16 電子公告規則の一部を改正する省令 (R5.12.27法務省令第51)	法務省	参事官室 商事課
17 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (R5.12.27法務省令第52)	法務省	参事官室
18 信託法施行規則の一部を改正する省令 (R5.12.27法務省令第53)	法務省	参事官室
19 建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (R5.12.27法務省令第54)	法務省	参事官室
20 一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令 (R5.12.27内閣府・法務省令第4)	内閣府・ 法務省	参事官室 商事課
21 内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令 (R5.12.27内閣府・法務省・財務省令第3)	内閣府・ 法務省・ 財務省	参事官室 商事課
22 戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの手続の郵便局における取扱いに関する省令及び戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの手続の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令 (R5.12.28総務省・法務省令第1)	総務省・ 法務省	民事第一課

〈大臣表彰〉

1 優良戸籍従事職員の表彰

例年全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会において、席上、法務大臣から、優良戸籍従事職員に対し、表彰状が授与されていたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により当該総会が書面開催となったため、多年戸籍事務に従事し、誠実に職務に精励した市区町村職員95名、及び戸籍行政の運営に多大な貢献のあった市区町村長10名に対し、表彰状を送付する対応が採られた。

2 司法書士の表彰

令和5年6月22日、東京都内において、第88回日本司法書士会連合会定時総会が開催され、司法書士19名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

3 土地家屋調査士の表彰

令和5年6月20日、東京都内において、第80回日本土地家屋調査士会連合会定時総会が開催され、土地家屋調査士29名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

総務課

法務省組織令第23条、第24条 法務省組織規則第7条

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

令和5年12月31日現在、全国414庁のうち408庁で民間事業者により登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が実施されている。

民事第一課

法務省組織令第23条、第25条

1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理

令和2年9月28日をもって、1,896市区町村（当時）の全てにおいて戸籍事務のコンピュータ化が完了した。

2 後見登記に関する事項

過去3か年における成年後見に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

成年後見に関する登記事件数

	令和3年	令和4年	令和5年
総事件数	174,251件	182,856件	185,211件

3 国籍事務に関する事項

(1) 最近3か年に、我が国への帰化を許可された者の数は、別表(1)のとおりである。

令和5年に帰化を許可された者を従前の国籍別でみると、韓国・朝鮮が約32%、中国が約30%、その他が約38%となっている。

(2) 国籍取得届出事務

最近3か年に、届出により日本国籍を取得した者の数は、別表(2)のとおりである。

(3) 国籍離脱事務

最近3か年に、外国の国籍を有する日本国民で日本の国籍を離脱した者の数は、別表(3)のとおりである。

(4) 国籍喪失事務

最近3か年に、自己の志望により外国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失したとして、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、その旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数は、別表(4)のとおりである。

(5) 国籍選択事務

昭和60年1月1日施行の改正国籍法において新設された日本と外国との国籍を併有する重国籍者の国籍の選択について、ホームページ等によりその周知を図っている。

別表(1)

帰化許可者数

	令和3年	令和4年	令和5年
総数	8,167人	7,059人	8,800人
韓国・朝鮮	3,564人	2,663人	2,807人
中国	2,526人	2,262人	2,651人
その他	2,077人	2,134人	3,342人

別表(2)

国籍取得者数

令和3年	令和4年	令和5年
817人	861人	891人

別表(3)

国籍離脱者数

令和3年	令和4年	令和5年
805人	1,376人	1,091人

別表(4)

国籍喪失者数

令和3年	令和4年	令和5年
1,531人	3,385人	1,365人

民事第二課

法務省組織令第23条、第26条 法務省組織規則第7条の2

1 不動産登記に関する事項

(1) 不動産の表示及び権利に関する登記事件数

過去3年間における不動産の表示に関する登記事件の推移は、別表(1)のとおりである。また、過去3年間における不動産の権利に関する登記事件の推移は、別表(2)のとおりである。

別表(1)

不動産の表示に関する登記事件数

	令和3年	令和4年	令和5年
総事件数	2,881,078件	2,718,968件	2,627,552件

別表(2)

不動産の権利に関する登記事件数

	令和3年	令和4年	令和5年
総事件数	7,902,616件	7,825,528件	7,900,543件

(2) 筆界特定制度の運用

過去3か年における筆界特定の申請件数の推移は、次の表のとおりである。

筆界特定の申請件数

	令和3年	令和4年	令和5年
申請件数	2,276件	2,106件	2,066件

2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 司法書士試験

令和5年度司法書士試験は、令和5年7月2日に全国の各法務局及び横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇地方法務局の所在地15か所において筆記試験を実施し、同年10月23日に全国の各法務局において口述試験を実施した。

合格者については、令和5年11月10日に発表した。出願者数は16,133人、合格者は695人であった。

(2) 土地家屋調査士試験

令和5年度土地家屋調査士試験は、令和5年10月15日に全国の各法務局及び那覇地方法務局の所在地9か所において筆記試験を実施した。出願者数は5,417人であった。

(3) 司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等の付与

司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等は、日本司法書士会連合会

が実施する研修を修了した者に対して法務大臣が考査を実施し、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和5年にこの法務大臣の認定を受けた者は、562名（同年12月6日認定）であり、令和5年末の司法書士の登録者のうち、認定を受けた者の数は、18,076人となっている。

(4) 土地家屋調査士に対する民間紛争解決手続の代理権等の付与

土地家屋調査士に対する土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の代理権等は、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修において考査が実施され、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和5年にこの法務大臣の認定を受けた者は、125名（同年3月13日認定）であり、令和5年末の土地家屋調査士の登録者のうち、認定を受けた者の数は、5,552人となっている。

(5) 司法書士（法人）及び土地家屋調査士（法人）の員数

令和5年12月31日現在における司法書士及び司法書士法人の員数は別表(1)のとおりであり、過去5年間の司法書士現員数の比較は別表(3)のとおりである。

また、同日現在における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の員数は別表(2)のとおりであり、過去5年間の土地家屋調査士現員数の比較は別表(4)のとおりである。

別表(1)

司 法 書 士 等 現 員 数 調

(令和5年12月31日現在)

区 分	司法書士 登録者数 R5.1～ R5.12	司法書士 登録取消者数 R5.1～ R5.12 *処理した件数	司法書士 登録者総数	司法書士法人現員数			簡裁訴訟 代理権 R5.12
				R5.1～ R5.12 に入会した法人	R5.1～ R5.12 に退会した法人	総 数	
東 京	169	112	4,588	35	3	335	3,624
横 浜	47	30	1,273	11	3	74	1,085
さいたま	39	26	961	5	2	49	765
千 葉	33	23	793	6	0	43	604
水 戸	15	9	342	0	0	4	243
宇都宮	5	8	230	0	0	7	167
前 橋	2	6	296	0	0	8	240
静 岡	11	18	484	3	0	30	360
甲 府	4	5	128	0	0	3	84
長 野	12	9	369	1	0	6	274
新 潟	3	6	286	2	0	19	206
計	340	252	9,750	63	8	578	7,652
大 阪	69	52	2,494	17	2	155	2,099
京 都	16	15	589	1	0	29	507
神 戸	37	32	1,046	2	0	29	857
奈 良	2	3	203	2	0	7	152
大 津	3	10	231	0	0	14	172
和歌山	3	5	163	1	0	2	121
計	130	117	4,726	23	2	236	3,908
名古屋	39	40	1,304	5	0	82	1,035
津	6	6	242	0	0	5	184
岐 阜	6	7	325	2	0	11	244
福 井	4	2	123	0	0	5	91
金 沢	6	15	188	0	0	3	152
富 山	2	3	144	0	0	3	110
計	63	73	2,326	7	0	109	1,816
広 島	13	11	540	2	0	26	465
山 口	7	7	225	0	0	4	153
岡 山	6	10	368	1	0	19	297
鳥 取	3	3	89	0	0	3	72
松 江	1	1	108	1	0	4	70
計	30	32	1,330	4	0	56	1,057
福 岡	35	28	1,026	4	1	44	889
佐 賀	3	6	122	1	0	11	91
長 崎	2	5	149	0	0	5	111
大 分	6	8	168	0	0	5	114
熊 本	6	16	320	1	0	16	274
鹿児島	7	10	312	1	0	7	254
宮 崎	5	6	160	1	0	5	117
那 覇	7	7	227	1	0	11	170
計	71	86	2,484	9	1	104	2,020
仙 台	15	10	337	3	0	19	273
福 島	10	11	266	2	0	8	181
山 形	1	2	156	1	0	1	103
盛 岡	5	3	140	0	0	8	93
秋 田	2	3	113	0	0	2	83
青 森	4	5	119	0	0	5	78
計	37	34	1,131	6	0	43	811
札 幌	19	17	523	0	1	20	448
函 館	1	2	36	0	0	4	24
旭 川	3	4	68	0	0	2	50
釧 路	4	4	81	1	0	2	49
計	27	27	708	1	1	28	571
高 松	4	8	178	0	0	2	141
徳 島	2	5	137	0	0	5	92
高 知	3	4	114	0	1	4	86
松 山	4	6	237	1	0	8	178
計	13	23	666	1	1	19	497
総計	711	644	23,121	114	13	1,173	18,332

別表(2)

土地家屋調査士等現員数調

(令和5年12月31日現在)

区 分	土地家屋調査士 登録者数 R5.1～ R5.12	土地家屋調査士 登録取消者数 R5.1～ R5.12	土地家屋調査士 登録者総数	土地家屋調査士法人現員数		
				R5.1～ R5.12 中に入会した法人	R5.1～ R5.12 中に退会した法人	総数
東 京	50	53	1,432	11	2	107
横 浜	21	26	803	8	0	41
さいたま	20	20	790	2	0	22
千 葉	16	15	584	3	0	24
水 戸	7	15	370	1	0	9
宇都宮	6	11	259	0	0	2
前 橋	6	10	324	2	0	4
静 岡	11	25	554	3	0	13
甲 府	4	8	146	1	0	3
長 野	6	17	330	0	0	6
新 潟	5	10	297	0	0	6
計	152	210	5,889	31	2	237
大 阪	19	36	951	3	0	41
京 都	9	2	303	0	0	7
神 戸	10	29	643	2	1	14
奈 良	5	10	182	0	0	3
大 津	6	1	208	0	0	8
和歌山	3	4	144	0	0	1
計	52	82	2,431	5	1	74
名古屋	31	39	1,065	4	0	45
津	5	10	253	0	0	6
岐 阜	4	11	360	0	0	7
福 井	5	6	145	0	0	1
金 沢	4	9	161	0	0	1
富 山	3	12	157	1	0	2
計	52	87	2,141	5	0	62
広 島	8	11	419	0	0	18
山 口	3	4	205	0	0	3
岡 山	6	15	249	2	0	7
鳥 取	4	1	70	1	0	1
松 江	3	0	104	0	0	1
計	24	31	1,047	3	0	30
福 岡	25	23	671	2	0	17
佐 賀	5	3	111	0	0	1
長 崎	2	6	187	0	0	6
大 分	4	6	159	0	0	1
熊 本	10	15	268	0	0	10
鹿児島	4	16	291	0	0	2
宮 崎	3	4	175	1	0	5
那 覇	6	5	179	0	0	3
計	59	78	2,041	3	0	45
仙 台	5	11	264	1	0	5
福 島	9	12	246	1	0	3
山 形	1	7	159	2	0	3
盛 岡	2	9	165	3	0	12
秋 田	0	7	104	1	0	2
青 森	2	4	130	0	1	2
計	19	50	1,068	8	1	27
札 幌	9	18	262	1	0	4
函 館	0	3	44	0	0	0
旭 川	1	2	52	0	0	1
釧 路	4	7	74	0	0	0
計	14	30	432	1	0	5
高 松	2	8	189	0	0	0
徳 島	1	3	150	0	0	4
高 知	3	7	108	0	0	1
松 山	6	6	259	0	0	1
計	12	24	706	0	0	6
総計	384	592	15,755	56	4	486

別表(3)

司法書士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
令和元年	22,775	735	612
2	22,777	598	597
3	22,874	671	574
4	23,054	744	564
5	23,121	711	644

別表(4)

土地家屋調査士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
令和元年	16,526	329	539
2	16,390	326	469
3	16,186	353	554
4	15,964	331	553
5	15,755	384	592

商事課

法務省組織令第23条、第27条

1 商業・法人登記に関する事項

(1) 商業・法人登記に関する登記事件数

過去3か年の商業・法人に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

商業・法人に関する登記事件数

	令和3年	令和4年	令和5年
総事件数	1,600,214件	1,540,892件	1,620,968件

(2) 商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度については、平成12年10月1日に創設され、平成17年3月から、全ての商業登記所で電子証明書の発行申請の受付等の事務を取り扱っている。

2 商事に関する事項

(1) 振替機関及び外国口座管理機関の指定等

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）及び一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）等による振替機関及び外国口座管理

機関の指定等を、金融庁及び財務省と共同で行っている。

(2) 電子債権記録機関の指定等

電子記録債権法（平成19年法律第102号）、電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）及び電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）による電子債権記録機関の指定等を、金融庁と共同で行っている。

3 債権譲渡登記関係

債権譲渡に関する登記事件数

過去3か年の債権譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

債権譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	令和3年	令和4年	令和5年
登 記 事 件 数	22,184件	22,338件	26,684件
証明書交付通数	212,744通	202,596通	204,424通

4 動産譲渡登記関係

動産譲渡に関する登記事件数

過去3か年の動産譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

動産譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	令和3年	令和4年	令和5年
登 記 事 件 数	5,312件	5,234件	5,159件
証明書交付通数	12,322通	11,224通	11,805通

5 供託事務関係

供託規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第3号）が平成18年2月20日から施行され、同日から全国の供託所においてオンラインによる供託手続が可能となった。

6 遺言書保管関係

遺言書保管法が令和2年7月10日から施行され、同日から令和5年12月末までに65,771件の保管の申請を受けている。

7 非訟事件等に関する事項

会社法（平成17年法律第86号）に基づく法務大臣の権限を行う職員の指定事務を担当している。

民事法制管理官・参事官

法務省組織令第22条、第27条

民事法制管理官及び各参事官は、法制審議会の各部会において、それぞれ調査審議に関与し、同部会等の開催に先立ち議案の立案及び細部にわたる基礎的調査、検討を行った。その主な活動は、次のとおりである。

1 民法・商法関係

民法関係では、令和元年6月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会民法（親子法制）部会において、児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえた民法の懲戒権の規定等の見直しと、無戸籍者問題を解消する観点からの民法の嫡出推定制度等の見直しについての審議が進められてきたところ、令和4年2月に「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法等の一部を改正する法律案」を立案し、第210回国会（令和4年臨時国会）に提出した。その後、この法律案は、同年12月10日に可決され、懲戒権に関する規定の見直しと嫡出推定制度等の規定の見直しを内容とする「民法等の一部を改正する法律」が成立し、同月16日に公布された。この法律のうち、懲戒権に関する規定等の見直しに関する規定は、公布日に施行され、嫡出推定制度等の見直しに関する規定は、令和6年4月1日に施行される予定である。

また、令和3年2月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会（家族法制部会）において、民法等のうち父母の離婚後の子の養育の在り方等に関する規定の見直しについての審議が進められてきたところ、令和4年11月15日に中間試案が取りまとめられ、同年12月6日から令和5年2月17日までパブリックコメントの手続が実施され、手続に寄せられた意見も踏まえ、引き続き審議が進められている。

さらに、令和3年2月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会担保法制部会において、動産や債権等不動産以外の財産を目的とする担保取引の法律関係の明確化等の観点から、担保法制の見直しに関する審議が進められてきたところ、令和4年12月6日に中間試案が取りまとめられ、引き続き審議が進められている。

そして、令和4年9月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会区分所有法制部会において、区分所有建物の管理及び再生並びに被災区分所有建物の再生の円滑化の観点から、区分所有法制の見直しについての審議が進められてきたところ、令和5年6月8日に中間試案が取りまとめられ、同年7月3日から同年9月3日までパブリックコメントの手続が実施され、同手続に寄せられた意見をも踏まえ、引き続き審議が進められている。

商法関係では、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において、会社法等の改正について審議が進められ、平成31年1月、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第200回国会（令和元年臨時国会）に提出した。その後、これらの法律案は、令和元年12月4日に可決され、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年

法律第71号)が成立し、同月11日に公布された。これらの法律は、令和3年3月1日及び令和4年9月1日に施行された。

また、平成16年9月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会信託法部会については、平成18年2月から審議が中断していたが、平成28年6月に審議を再開し、平成30年12月、「公益信託法の見直しに関する要綱案」が決定され、同審議会総会での審議を経て、平成31年2月、法務大臣に答申された。

さらに、令和4年2月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会商法（船荷証券等関係）部会において、商取引において電子的な手段の利用が拡大するなどの社会経済情勢の変化への対応等の観点から、商法の船荷証券に関する規定等の見直しについての審議が進められている。

2 民事手続法関係

令和2年2月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において、令和4年1月、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」が取りまとめられ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を立案し、第208回国会（令和4年通常国会）に提出した。その後、同年5月、同国会において、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）が成立し、同月25日に公布された。この法律の一部の規定（当事者双方が裁判所に出頭せず、ウェブ会議等により弁論準備手続等の期日に参加することができる仕組み等）は、令和5年3月1日から施行されているが、その全面的な施行期日は、公布から4年以内の政令で定める日とされている。

また、令和2年9月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会仲裁法部会において、令和3年10月には「仲裁法の改正に関する要綱案」が、令和4年2月には「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」が取りまとめられ、いずれも、同審議会総会での審議を経て、法務大臣に答申された。

これらの答申に基づき、「仲裁法の一部を改正する法律案」、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を立案し、第211回国会（令和5年通常国会）に提出した。その後、令和5年4月、同国会において、「仲裁法の一部を改正する法律」（令和5年法律第15号）、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」（令和5年法律第16号）及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第17号）が成立し、同月28日に公布された。この法律の施行期日は、公布から1年以内の政令で定める日とされている。

さらに、令和4年2月の法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会において、令和5年1月、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに

関する要綱案」が取りまとめられ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を立案し、第211回国会（令和5年通常国会）に提出した。その後、同年6月、同国会において、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号）が成立し、同月14日に公布された。この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布から5年以内の政令で定める日とされている。

Ⅲ 刑 事 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第5条、第12条、第28条～第33条 法務省組織規則第8条、第8条の2

〈重要施策の概要〉

立法作業の促進

公判期日への出頭及び裁判の執行を確保するための法整備及び犯罪被害者等の情報を保護するための法整備

近時、勾留人員に占める保釈許可人員の割合が上昇傾向にある一方で、保釈中の被告人や刑が確定した者等の逃亡事案が相次いで発生しており、こうした逃亡事案は、国民の間に多大な不安を生じさせるだけでなく、公判審理の遂行や刑の執行を危ういものとし、ひいては刑事司法制度に対する国民の信頼を損ないかねないことなどから、公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保することは、喫緊の課題となっている。

こうした刑事手続における身体拘束をめぐる諸事情に鑑み、令和2年2月21日、法務大臣から、法制審議会に対し、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備に関する諮問第110号が発せられた。

法制審議会においては、刑事法（逃亡防止関係）部会が設けられ、計14回の会議を開催し、調査審議を行った結果、令和3年10月8日、諮問に対する要綱（骨子）案を取りまとめ、法制審議会に報告することを決定した。

その後、同月21日に開催された法制審議会第192回会議において、同部会で決定された要綱（骨子）案が全会一致で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

この答申には、①保釈中又は勾留執行停止中の被告人に対する報告命令制度の創設、②保釈中又は勾留執行停止中の被告人の監督者制度の創設、③公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設、④逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等、⑤GPS端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設、⑥禁錮以上の実刑判決宣告後における裁量保釈要件の明確化、⑦控訴審における判決宣告期日への被告人の出頭の義務付け等、⑧保釈等の取消し及び保釈保証金の没収に関する規定の整備、⑨禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者に係る出国制限制度等の新設、⑩裁判の執行に関する調査手法の充実化等及び⑪刑の時効の停止に関する規定の整備が盛り込まれた。

また、刑事手続においては、起訴状謄本の送達等の手続を通じて、被害者の氏名等が被疑者・被告人に知られることがあるところ、性犯罪の事件等においては、それにより被害者等の名誉や社会生活の平穏が著しく害され、あるいはその身体・財産に対する加害行為がなされるおそれがあるため、刑事手続全体を通じて被害者の氏名等の情報を保護するための措置を講ずることが必要となっていた。

こうした刑事手続全体における被害者の氏名等の情報を保護する必要性に鑑み、

令和3年5月20日、法務大臣から、法制審議会に対し、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する諮問第115号が発せられた。

法制審議会においては、刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会が設けられ、計4回の会議を開催し、調査審議を行った結果、同年8月24日、諮問に掲げられた要綱（骨子）の修正案が採択され、修正後の要綱（骨子）のとおりに法制審議会に報告することを決定した。

その後、同年9月16日に開催された法制審議会第191回会議において、同部会で決定された修正後の要綱（骨子）が賛成多数で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

この答申には、①起訴状における個人特定事項の秘匿措置、②逮捕手続等における個人特定事項の秘匿措置、③証拠開示等における個人特定事項の秘匿措置及び④裁判書等における個人特定事項の秘匿措置が盛り込まれた。

法務省においては、これらについて所要の立案作業を行い、令和5年3月3日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第211回国会に提出し、同年5月10日に成立して、同月17日に公布された（令和5年法律第28号）。

性犯罪に対処するための法整備

性犯罪は、被害者の尊厳を著しく侵害し、その心身に長年にわたり重大な苦痛を与え続ける悪質・重大な犯罪であり、厳正に対処することが必要である。

平成29年には「刑法の一部を改正する法律」が成立し、性犯罪の構成要件を見直すなどの改正が行われたところ、同法附則において、性犯罪における被害の実情や改正後の規定の施行状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることとされており、性犯罪について、被害の実情や事案の実態に即した規定とすることが求められていた。

こうした性犯罪に係る事案の実態に即した対処の必要性等を鑑み、令和3年9月16日、法務大臣から、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備に関する諮問第117号が発せられた。

法制審議会においては、刑事法（性犯罪関係）部会が設けられ、計14回の会議を開催し、調査審議を行った結果、令和5年2月3日、諮問に対する要綱（骨子）案を取りまとめ、同案のとおりに法整備を行うことが相当であるとの結論に達した。

そして、同月17日に開催された法制審議会第197回会議における採決の結果、同部会で決定された要綱（骨子）案は賛成多数で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

この答申には、①暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正、②刑法第176条後段及び第177条後段に規定する年齢の引上げ、③刑法第176条の罪に係るわいせつな挿入行為の同法における取扱いの見直し、④配偶者間において強制性交等

罪などが成立することの明確化、⑤性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懷柔する行為に係る罪の新設、⑥公訴時効の見直し、⑦被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設、⑧性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為等に係る罪の新設及び⑨性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入が盛り込まれた。

法務省においては、これらについて所要の立案作業を行い、令和5年3月14日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案」を第211回国会に提出した。

これらの法律案は、同年6月16日に成立して、同月23日に公布された（令和5年法律第66号及び第67号）。

〈主な会同〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
1.12	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
2.15・16	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3.3	副検事会同	最近における副検事が取り扱った一般刑事事件及び交通事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応
5.26	検察庁会計課長会同	予算執行にあたり、担当課長として考慮すべき事項
6.13	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
8.30・31	令和５年度検察官・国税査察官合同中央協議会	国税は脱事犯の諸問題
10.25・26	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
11.1・2	令和５年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第１回）	査察事件の調査方法及び処理上の諸問題
11.24	性犯罪及び児童虐待等事件への対処に係る検事会同	性犯罪及び児童虐待等事件の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
11.27	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
12.7・8	令和５年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第２回）	査察事件の調査方法及び処理上の諸問題
12.12	高等検察庁事務局長協議会	検察運営上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項

〈主な審議法案〉

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
1月4日	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案	復興庁	刑事法制管理官室
1月5日	特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
1月10日	所得税法等の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月10日	地方交付税法等の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
1月11日	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月12日	地方税法等の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
1月12日	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月12日	日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案	防衛省	公安課
1月12日	道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月16日	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案	内閣官房	刑事課
1月16日	株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月16日	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
1月17日	孤独・孤立対策推進法案	内閣官房	刑事法制管理官室
1月18日	仲裁法の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
1月18日	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
1月18日	調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案	法務省	刑事法制管理官室
1月19日	関税率法等の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月19日	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月19日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月23日	気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月23日	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案	防衛省	刑事法制管理官室

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
1月24日	日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案	文化庁	刑事法制管理官室
1月27日	日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案	防衛省	公安課
1月31日	不正競争防止法等の一部を改正する法律案	消費者庁	刑事課
2月1日	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案	消費者庁	刑事課
2月1日	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事課
2月1日	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月2日	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
2月3日	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案	法務省	公安課
2月6日	気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
2月6日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案	内閣府	刑事課
2月7日	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案	厚生労働省	公安課
2月8日	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
2月14日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案	総務省	総務課
2月14日	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案	デジタル庁	総務課
2月14日	著作権法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事課
2月14日	海上運送法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月14日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	内閣府	刑事法制管理官室

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
2月16日	中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
2月17日	宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月20日	民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	法務省	刑事法制管理官室
2月24日	職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令案	内閣官房	総務課
2月28日	都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
3月1日	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
3月1日	金融商品取引法等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
3月16日	こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	内閣官房	総務課
4月7日	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令案	総務省	総務課
4月14日	災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令案	内閣府	刑事法制管理官室
6月20日	自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
6月27日	都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案	内閣府	刑事法制管理官室
8月22日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
8月28日	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案 石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令案	総務省 経済産業省	総務課
8月29日	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	内閣府	総務課

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
9月6日	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案	消防庁	総務課
9月12日	国立大学法人法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
9月20日	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
9月22日	国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案	総務省	総務課
10月2日	国際受刑者移送法施行令の一部を改正する政令案	法務省	刑事法制管理官室
10月5日	海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月6日	下水道法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月23日	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案	消費者庁	刑事法制管理官室
10月23日	官報の発行に関する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
10月24日	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
10月27日	地方交付税及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案	総務省	刑事課

1 組織関係

(1) 検察庁事務章程の改正

令和5年法務省訓令第1号をもって検察庁事務章程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、統括検務官を4増設し、統括捜査官を8廃止することについて所要の改正を行ったものである。

(2) 統括検務官の配置に関する規則の改正

令和5年法務省刑総訓第2号をもって統括検務官の配置に関する規則の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、横浜地方検察庁ほか14の地方検察庁の統括検務官を各1増設すること及び鎌倉区検察庁ほか10の区検察庁の統括検務官を各1廃止することについて所要の改正を行ったものである。

(3) 統括捜査官の配置に関する規則の改正

令和5年法務省刑総訓第3号をもって統括捜査官の配置に関する規則の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、福井地方検察庁ほか7の地方検察庁の統括捜査官を各1廃止することについて所要の改正を行ったものである。

2 検務事務関係

事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）

令和4年11月1日、外国弁護士による法律事務の取り扱いに関する特別措置法（この項において「法」という。）の一部を改正する法律が施行され、改正後の法により刑事訴訟法第76条第2項が改正され、同項に定める弁護士法人に弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含むこととされたことに伴い、事件事務規程第20条に定める弁解録取書の「別紙用紙」が改められた。

3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係

令和5年中に訟務局から係属通知があった検察庁に関する国家賠償請求事件は38件であり、請求原因の主なもの、捜査の違法、告訴・告発不受理の違法、公訴提起の違法である。また、同年中に完結した事件は44件（国勝訴33件、国一部敗訴3件、訴えの取下げ等8件）となっている。

4 検察審査会関係

令和5年中における検察審査会関係の活動状況は、次の表のとおりである。

(1) 全国検察審査会における事件の受理・処理状況

区 分		令和5年
受 理		3,762
旧 受		1,027

新	受	2,735
申立てによるもの		2,705
職権によるもの		30
処	理	2,482
起訴相当・不起訴不当		74
不起訴相当		2,153
その他（審査打ち切り、申立却下、移送）		255
未	済	1,280

（注） 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

（2） 起訴相当・不起訴不当の議決があった事件の事後措置

区	分	令和5年
起	訴	27
不	起	100
合	計	127

（注） 1 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

2 本表は、起訴相当・不起訴不当事件について検察庁の採った事後措置のうち、令和5年中に各検察審査会から最高裁判所に報告のあったものを計上したものである。

刑事課

法務省組織令第28条、第30条

令和5年中に全国の検察庁において受理した事件の総数（通常受理人員）は786,707人で前年の741,103人と比較して、45,604人増加している。これを刑法犯、特別法犯（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「道路交通法等違反」という。）を除く。）、道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪 種 別 通 常 受 理 人 員

罪	種	令和4年	令和5年	対前年増減
総	数	741,103	786,707	45,604
刑	法	465,163	489,200	24,037
特	別	80,251	84,331	4,080
道	路	195,689	213,176	17,487

（注） △印は、減少を示す。

令和5年中に全国の検察庁において起訴した被疑者の総数は238,145人で、前年の227,597人と比較して、10,548人増加している。起訴及び不起訴人員を刑法犯、特別法犯及び道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪 種 別 処 理 人 員

罪 種	令和4年		令和5年		起訴人員の 対前年増減
	起 訴	不起訴	起 訴	不起訴	
総 数	227,597	479,092	238,145	507,221	10,548
刑 法 犯	96,284	342,379	104,688	353,023	8,404
特 別 法 犯	35,880	42,530	37,190	44,666	1,310
道路交通法等違反	95,433	94,183	96,267	109,532	834

(注) △印は、減少を示す。

1 一般刑事事件

刑法犯の主要罪名について、前年と比較して通常受理人員の増減を見ると、減少したものとして、贈収賄219人（22.6%減）等が挙げられ、一方、増加したものは、職権濫用1,538人（51.7%増）等が挙げられる。

2 公務員関係事件

令和5年中における公務員犯罪の通常受理人員は14,797人で、前年の13,339人と比較して1,458人増加している。これを主な罪名別に見ると、自動車による過失致死傷等の8,324人が最も多く、全体の56.3%を占め、以下、職権濫用の1,361人（全体の9.2%）、偽造の542人（全体の3.7%）、窃盗の450人（全体の3.0%）の順となっている。

3 選挙関係事件

令和5年は、4月9日に第20回統一地方選挙が施行された。選挙後約6か月時点の選挙違反事件の受理人員は、507人であり、前回の同選挙（令和元年施行）におけるほぼ同期間の受理人員と比較して119人の増加となっている。違反の内容は、買収事犯の占める割合が高く、全体の63.9%となっている。

4 財政経済関係事件

(1) 令和5年中における直接国税は脱事件の通常受理人員は146人で前年の149人に比較して3人（2.0%）減少している。所得税法違反は10人減少し、法人税法違反は11人、相続税法違反は2人増加している。

また、令和5年中における消費税法違反事件の通常受理人員は69人となっており、前年の73人に比較して4人（5.5%）減少した。

近時におけるこれらの事件については、経済取引の広域化、デジタル化、国際化等を背景に、消費税の輸出免税制度を悪用して不正に消費税の還付を受ける事案や、脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって広く納税者に利用させていた脱税請負事案が発生するなど、脱税の手段や方法が一層複雑・巧妙化している。

(2) 金融関係事件について見ると、令和5年中における出資法違反事件の通常受理

人員は230人であり、前年に比較して58人増加し、このうち高金利事件（第5条違反）が156人（67.8%）となっている。

5 交通関係事件

令和5年中における自動車による過失致死傷等事件の通常受理人員は288,827人で、全刑法犯の通常受理人員の59.0%を占めており、前年の283,365人と比較して、5,462人（1.9%）増加している。

また、令和5年中における危険運転致死傷事件の通常受理人員は725人で、前年の666人と比較して59人（8.9%）増加している。同罪で公判請求した人員は378人であり、前年の322人と比較して56人（17.4%）増加している。

一方、道路交通法等違反事件の通常受理人員は、213,176人で、前年の195,689人と比較して17,487人（8.9%）増加している。

6 少年事件

(1) 令和5年の検察庁における少年事件の通常受理人員は48,931人であり、その内訳は、刑法犯が32,822人（全体の67.1%）、特別法犯が5,048人（同10.3%）である。これを前年と比較すると、総数で7,783人（18.9%）、刑法犯で5,151人（18.6%）、特別法犯で827人（19.6%）増加している。

次に、刑法犯の罪種別構成比を見ると、窃盗が38.4%を占め、以下、自動車による過失致死傷等23.5%、暴行・傷害10.4%、横領・背任4.9%となっている。さらに、成人を含めた受理人員中に占める少年の割合をみると、総数においては6.2%、刑法犯全体では6.7%、そのうち、凶悪犯（放火、不同意わいせつ・不同意性交等、不同意わいせつ致死傷・不同意性交等致死傷、殺人、強盗、強盗致死傷・強盗・不同意性交等）では9.7%、粗暴犯（暴行・傷害、恐喝）では10.0%、窃盗犯では15.7%となっている。

(2) 令和5年中に検察官から家庭裁判所へ送致した少年事件の人員は46,081人である。なお、同年中に家庭裁判所において処分を受けた38,675人について、検察官が刑事処分相当の意見を付したものは4,561人（11.8%）、少年院送致相当の意見を付したものは4,207人（10.9%）、保護観察相当の意見を付したものは11,003人（28.4%）、その他が18,904人（48.9%）となっているのに対し、家庭裁判所の処分は、検察官送致決定が2,752人（7.1%）、少年院送致決定が2,979人（7.7%）、保護観察決定が11,698人（30.2%）、審判不開始・不処分決定が20,619人（53.3%）、その他が627人（1.6%）となっている。

(3) 令和5年に少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定により家庭裁判所から検察官に送致された少年事件の処理人員は3,463人である。このうち、起訴人員は、1,511人（処理総数の43.6%）であるが、その内訳は、刑法犯224人（うち、自動車による過失致死傷等53人）、特別法犯1,287人（うち、道路交通法等違反1,253人）である。また、起訴人員中起訴の種類別の内訳は、公判請求266人（起訴人員の17.6%）、略式命令請求1,245人（82.4%）である。

- (4) 令和5年中に第一審で有罪の裁判を受けた少年は1,251人であるが、その内訳は、懲役・禁錮の実刑が24人、同執行猶予が47人、罰金が1,180人（うち、98.6%が自動車による過失致死傷等及び道路交通法違反によるもの）である。

公安課

法務省組織令第28条、第31条 法務省組織規則第8条の2

1 公安事件

令和5年における通常受理人員は126人であり、前年の通常受理人員に比べ5人増加した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成30年122人、令和元年234人、令和2年128人、令和3年161人、令和4年121人となっている。

2 労働事件

令和5年における違法争議行為事件の通常受理人員は0人である。近年の通常受理人員数を見ると、平成30年、令和元年、令和2年及び令和4年は0人、令和3年は2人となっている。

一方、令和5年における労働関係法令違反事件の通常受理人員は1,843人であり、前年に比べ114人減少した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成30年2,270人、令和元年1,984人、令和2年2,055人、令和3年2,103人、令和4年1,957人となっている。また、令和5年の人員を法令別に見ると、①労働組合法違反2人（前年比2人増）、②労働関係調整法違反5人（前年比5人増）、③労働基準法違反435人（前年比5人増）、④労働安全衛生法違反951人（前年比73人減）、⑤船員法違反310人（前年比18人増）、⑥職業安定法違反81人（前年比102人減）、⑦労働者派遣事業法違反47人（前年比24人増）、⑧雇用保険法違反12人（前年比7人増）となっている。

3 外事関係事件

外国人関係事犯は、来日外国人による事犯が依然として高水準で推移しているが、令和5年の来日外国人被疑事件の通常受理人員は17,463人と、前年に比べ3,571人（25.7%）増加している。来日外国人事犯の大半を占める出入国管理及び難民認定法違反、外国人登録法違反を除いたものを見ると、令和5年は11,278人と、前年から1,594人（16.5%）増加している。また、罪名別で見た場合、刑法犯については、多い方から順に、窃盗罪、傷害罪、詐欺罪、住居侵入罪、過失傷害罪となっており、特に、特別法犯については、出入国管理及び難民認定法違反が全体の約6割を占めて最も多く、次いで覚醒剤取締法違反の順となっている。

なお、令和5年中における来日外国人による事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。

来日外国人による事件受理処理人員

(令和5年)

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率 (%)
総 数	17,463	7,052	9,915	41.6
刑 法 犯	7,919	3,068	4,397	41.1
特 別 法 犯	9,544	3,984	5,518	42.0

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

4 風紀関係事件

(1) 売春防止法違反事件

売春防止法違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりであり、令和5年の通常受理人員を見ると、令和4年と比較して、総数で106人（23.9%）増加している。

売春防止法違反事件受理処理人員

事 犯 の 態 様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率 (%)	
	R4	R5	対前年比 (%)	R4	R5	R4	R5	R4	R5
総 数	444	550	23.9	130	201	270	305	32.5	39.7
勧 誘 等 (5条)	247	284	15.0	4	8	207	235	1.9	3.3
周 旋 等 (6条)	97	127	30.9	65	96	26	24	71.4	80.0
売春をさせる契約 (10条)	23	23	0	11	17	11	8	50.0	68.0
場 所 の 提 供 (11条)	68	91	33.8	43	54	23	37	65.2	59.3
売春をさせる業 (12条)	3	6	100.0	4	11	0	0	100.0	100.0
その他 (7～9条, 13条)	6	19	216.7	3	15	3	1	50.0	93.8

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件の受理・処理状況は次表のとおりである。令和5年の通常受理人員は2,969人であり、令和4年と比較して180人（5.7%）減少している。また、令和5年の処理状況については、起訴人員は1,465人で、令和4年と比較して107人（6.8%）減少し、不起訴人員は620人で、令和4年と比較して63人（9.2%）減少している。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件受理処理人員

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率 (%)
令和4年	3,149	1,572	683	69.7
令和5年	2,969	1,465	620	70.3

5 麻薬・覚醒剤関係事件

(1) 麻薬事件

麻薬関係法令（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び刑法の「あへん煙に関する罪」をいう。）違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。令和5年の通常受理人員は、総数において前年に比べ2,140人（23.7%）増加しており、この内容を法令別に見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は506人（40.0%）増加、あへん法違反は6人（300.0%）増加、大麻取締法違反は1,628人（21.0%）増加、あへん煙に関する罪は前年同様該当がなかった。

(2) 覚醒剤事件

覚醒剤取締法違反事件の通常受理人員は、依然として高い水準にあり、令和5年には9,683人（令和4年9,864人、1.8%減少）となっている。

また、令和5年の処理状況を見ると、起訴人員は6,610人で起訴率は70.5%（自動車による過失致死傷を除く刑法犯の起訴率は36.9%）となっており、厳正な処分がなされている。

麻薬・覚醒剤関係違反事件受理処理人員

法 令 名	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率（%）	
	R4	R5	対前年比（%）	R4	R5	R4	R5	R4	R5
麻 薬 関 係 総 数	9,033	11,173	23.7	3,976	4,819	4,340	5,474	47.8	46.8
麻薬及び向精神薬取締法違反	1,264	1,770	40.0	781	1,071	498	711	61.1	60.1
あへん法違反	2	8	300.0	—	—	2	8	0	0
大麻取締法違反	7,767	9,395	21.0	3,195	3,748	3,840	4,755	45.4	44.1
あへん煙に関する罪	—	—	—	—	—	—	—	—	—
覚醒剤取締法違反	9,864	9,683	△1.8	6,755	6,610	2,855	2,770	70.3	70.5

（注） 起訴率＝起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100

(3) 麻薬特例法の適用状況

令和5年における麻薬特例法違反事件の通常受理人員は944人で、薬物犯罪収益の没収・追徴の言渡し合計額（不真正連帯債務関係にある重複部分を控除した額）は、約4億円であった。

6 暴力関係事件

平成4年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）が施行され、その後の平成5年5月以降、数次にわたり改正が行われ、暴力団に対する取締りの強化が図られたこともあり、暴力団構成員数は近年減少傾向にあり、令和5年末の構成員数は約10,400人となり、前年末に比べ約1,000人減少した。また、暴力団準構成員（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に

協力し、若しくは関与する者）も同じく減少傾向にあり、令和5年末は約10,000人となり前年末に比べ約1,000人減少した。

このような状況の下、令和5年中の銃器発砲事件は9件発生と、前年と同数で、同事件による死傷者数は10人と前年に比べて4人（66.7%）増加しており、拳銃の押収丁数については、長期的には減少傾向にあるものの、令和5年は349丁と前年より28丁増加した。このうち暴力団構成員等からのものは、29丁と前年に比べ5丁（14.7%）減少しているところ、平成17年以降、暴力団構成員等以外の者からの拳銃押収丁数が、暴力団構成員等からの押収丁数を上回っている。

刑事法制管理官

法務省組織令第28条、第32条

1 公判期日への出頭及び裁判の執行を確保するための法整備

近時、保釈率（勾留人員に占める保釈許可人員の割合）が上昇傾向にある一方で、被告人の逃亡等により保釈が取り消される人員が増加傾向にある。

こうした状況の中、保釈中の被告人や保釈を取り消された被告人、刑が確定した者等が逃亡し、近隣の住民に多大な不安を与える事態が相次いで発生し、また、外国人の被告人が保釈中に国外へ逃亡する事案も発生したところ、こうした逃亡事案は、一たび発生すると国民の間に多大な不安を生じさせるだけでなく、適切な対処がなされなければ、公判審理の遂行や刑の執行を危うくし、刑事司法制度に対する国民の信頼を損なうことにもなりかねないことなどから、これらの者の逃亡を防止する適切な方策を講じることが喫緊の課題となった。

こうした経緯を踏まえ、令和2年2月21日、法務大臣から、法制審議会に対し、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭等を確保するための刑事法の整備に関する諮問第110号が発せられた。

法制審議会においては、刑事法（逃亡防止関係）部会が設けられ、同部会では、諮問された事項について、同年6月15日から令和3年10月8日までの間、合計14回にわたって調査審議が重ねられた結果、要綱（骨子）案のとおり法整備を行うことが相当であるとの結論に達した。

その後、同月21日に開催された法制審議会第192回会議において、同部会の調査審議の結果を踏まえて更に調査審議が行われ、採決の結果、同部会の部長から報告された要綱（骨子）案が全会一致で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

答申には、逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張、禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者に係る出国制限制度、GPS端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度等が盛り込まれた。

2 犯罪被害者等の情報を保護するための法整備

裁判実務上、逮捕状における「被疑事実の要旨」や起訴状における「公訴事実」等には犯罪被害者等の氏名等の情報を記載することが原則とされており、従来、逮

捕状の呈示や起訴状の謄本の送達を通じて、当該情報が被疑者・被告人に知られ得ることとなっていた。

そのため、いわゆる性犯罪の事件等においては、それらを通じて当該情報を知った被疑者・被告人によりその名誉や社会生活の平穏を著しく害され、あるいはその身体・財産に対する加害行為がなされることを恐れる犯罪被害者等から必要な協力を得ることができず、起訴を断念せざるを得ないなどの事態が生じていたところであり、刑事手続全体を通じて犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための措置を講じることが必要となっていた。

この点については、平成28年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、…起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置…について検討を行うものとする。」とされたところであり、平成29年6月に成立した刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）に対する衆議院法務委員会及び参議院法務委員会における附帯決議においても、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うことなどとされた。

そこで法務省において、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法に関する施策の在り方について検討を行うため、令和2年6月から、被害者心理・被害者支援等関係者、刑事法研究者、実務家を構成員とする「性犯罪に関する刑事法検討会」が開催され、検討すべき刑事手続法に関する事項として、「起訴状等における被害者等の氏名の取扱いの在り方」が挙げられたが、この点については、訴因の特定、被告人の防御の利益といった訴訟手続固有の問題に関する検討が中心となるものであり、実体法上の要件をめぐる議論とは関連性が低いことなどから、同検討会における議論とは独立して検討を進めることとされた。

こうした経緯を踏まえ、令和3年5月20日、法務大臣から、法制審議会に対し、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する諮問第115号が発せられた。

法制審議会においては、刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会が設けられ、同部会では、諮問に掲げられた要綱（骨子）について、同年6月30日から同年8月24日までの間、合計4回にわたって調査審議が重ねられた結果、要綱（骨子）の修正案が採択され、修正後の要綱（骨子）のとおり法整備を行うことが相当であるとの結論に達した。

その後、同年9月16日に開催された法制審議会第191回会議では、同部会の調査審議の結果を踏まえて更に調査審議が行われ、採決の結果、同部会の部長から報告された修正後の要綱（骨子）が賛成多数で採択され、同日、法務大臣に対して答申がなされた。

答申には、逮捕手続等における個人特定事項の秘匿措置、起訴状における個人特定事項の秘匿措置等が盛り込まれた。

3 性犯罪に対処するための法整備

平成29年6月に成立した刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）により、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪にするなどを内容とする改正が行われたところ、同法附則において、「この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」こととされた。

法務省においては、平成30年4月、性犯罪の実態に関する各種調査・研究を着実に実施することを目的とした「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を設置し、性犯罪被害者や被害者心理学の専門家等の関係者からヒアリングを実施するなどしたほか、性犯罪に関する罰則の運用状況等についての各種調査・研究を実施した上で、令和2年3月30日、同ワーキンググループにおいて、その結果が報告書として取りまとめられた。

その後、法務省において、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法に関する施策の在り方について検討を行うため、同年6月から、「性犯罪に関する刑事法検討会」が開催され、性犯罪に関する分野に知見のある刑事法の研究者や犯罪被害者等からヒアリングを実施した上で、性犯罪に関する刑事法上の様々な論点について議論が行われ、令和3年5月21日、その結果が報告書として取りまとめられた。

法務省においては、同検討会取りまとめ報告書を踏まえて検討し、近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要があると考え、同年9月16日、法務大臣から、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備に関する諮問第117号が発せられた。

法制審議会においては、刑事法（性犯罪関係）部会が設けられ、合計14回にわたって調査審議を重ねた結果、令和5年2月3日、要綱（骨子）案のとおり法整備を行うことが相当であるとの結論に達した。

その後、同月17日に開催された法制審議会第197回会議では、同部会の調査審議の結果を踏まえて更に調査審議が行われ、採決の結果、同部会の部会長から報告された要綱（骨子）案は、賛成多数で原案どおり採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

答申には、暴行・脅迫要件、心身喪失・抗拒不能要件の改正、性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為に係る罪の新設、公訴時効の見直し、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設、性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為等に係る罪の新設、性的姿態の画像

等を没収・消去することができる仕組みの導入等が盛り込まれた。

4 立法作業の経緯

上記1及び2の答申を受けて、所要の立案作業を行い、令和5年3月3日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第211回国会に提出した。この法律案は、同年5月10日に成立して同月17日に公布され（令和5年法律第28号）、刑の時効の停止に関する規定の整備に係る規定は、同日から、逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等に係る規定は、同年6月6日から、保釈等をされている被告人に対する報告命令制度の創設等に係る規定は、同年11月16日から順次施行されており、その他の規定についても令和10年5月までの間に施行されることとなる。

この法律は、

(1) 公判期日への出頭及び裁判の執行を確保するための法整備

- ① 刑の時効の停止に関する規定の整備
- ② 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告後における裁量保釈の要件の明確化
- ③ 逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等
- ④ 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設等
- ⑤ 保釈又は勾留の執行停止（以下「保釈等」という。）をされている被告人に対する報告命令制度の創設
- ⑥ 保釈等の取消し及び保証金の没収に関する規定の整備
- ⑦ 控訴審における判決宣告期日への被告人の出頭の義務付け等
- ⑧ 裁判の執行に関する調査手法の充実化等
- ⑨ 保釈等をされている被告人の監督者制度の創設
- ⑩ 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設
- ⑪ 位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設

(2) 犯罪被害者等の情報を保護するための法整備

- ① 逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置
- ② 勾留手続における個人特定事項の秘匿措置
- ③ 起訴状等における個人特定事項の秘匿措置
- ④ 証拠開示等における個人特定事項の秘匿措置
- ⑤ 裁判書等における個人特定事項の秘匿措置

等を内容とするものである。

また、上記3の答申を受けて、所要の作業を行い、同年3月14日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案」を第211回国会に提出した。これらの法律案は、同年6月16日に成立して同月23日に公布され（令和5年法律第66号及び第67号）、一部の規定を除き、同年7月13日から施行された。

これらの法律は、

- (1) 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪を統合・整理し、不同意性交等罪・不同意わいせつ罪へ改正
- (2) 性交同意年齢の見直し
- (3) 16歳未満の者に対する面会要求等罪の新設
- (4) 公訴時効期間の延長
- (5) 聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設
- (6) 性的姿態等撮影罪などの新設
- (7) 性的姿態等の画像などの複写物没収規定の新設
- (8) 押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄規定の新設等を内容とするものである。

国際刑事管理官

法務省組織令第28条、第33条

国際犯罪関係

- (1) 国際捜査共助関係

我が国が令和5年中に受託した事件は88件ある。

検察庁から囑託した事件は5件ある。

- (2) 逃亡犯罪人引渡関係

我が国が令和5年中に外国からの請求に基づき、犯罪人を引き渡した事例はない。

また、検察庁からの請求に基づき、外国から犯罪人の引渡しを受けた事例はない。

Ⅳ 矯正局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第6条、第12条、第34条～第39条、法務省組織規則第9条～第12条

〈重要施策の概要〉

1 再犯防止施策の推進

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)に基づき、平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」の計画期間が令和4年度末で終了し、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定された。同計画は「再犯防止推進計画」の成果及び課題を踏まえ、必要な改善を図るとともに、新たな施策をも含めて策定されており、その成果目標として出所受刑者の2年以内再入率等が設定されているところ、同2年以内再入率は令和3年出所者において14.1%と、これまでで最も低い数値を記録した。一方で、出所・出院後の職場定着や満期釈放者対策など、再犯防止を推進する上で取り組むべき課題も残されており、当該課題解決に向けた取組について、矯正と保護の施策に一貫性や整合性を持たせながら、その充実を図った。

また、再犯防止推進法では、国と地方公共団体の相互連携が規定されているところ、矯正におけるその推進を担う部署として、令和元年度、全ての矯正管区に更生支援企画課が設置されたほか、令和2年度には矯正局に更生支援管理官が設置され、各矯正管区更生支援企画課と緊密に連携しながら、地方公共団体による再犯防止施策が推進されるよう、様々な協力等を実施した。また、令和元年6月には、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成することを目的とした矯正施設所在自治体会議が、90の市町の参加を得て設立(令和5年4月現在は、100の市区町村が参加)されるなど、矯正施設のみならず、都道府県・市区町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、地方公共団体による地域における再犯防止施策等を推進するための取組も大きく進展し、地域の特性や課題に応じた安全安心で活力のある地域づくりが進められた。

矯正局においては、矯正施設と地方公共団体等が連携した取組事例を紹介する広報用資料として事例集やパンフレットを作成・冊子化し、各矯正管区を通じて継続的に地方公共団体等に配布しているほか、矯正管区においては地方公共団体が地域の実情に応じた再犯防止の取組を推進する上で必要となる各種統計データや矯正施設の施策等に関する情報提供、助言、協力を行った。矯正施設においても、地方公共団体が主催する再犯防止に関する協議体やネットワークへの参加、様々な機会を捉えた広報活動を展開するなど、矯正施設と地方公共団体の相互理解、連携体制の強化を図った。また、令和3年度から、一部の刑事施設において、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等と意見交換会を実施し、雇用を働き掛ける取組を実施しているところ、令和4年度から全国の刑事施設に拡大するなど、地方公共団体のみならず、ソーシャルファ-

ム等民間団体との連携もさらに強化した。

2 保安警備体制の充実・強化等

矯正施設における非常事態に、迅速かつ的確に対処するための常設部隊として、平成31年に法務省矯正局特別機動警備隊（以下「特別機動警備隊」という。）が創設された。

なお、特別機動警備隊は、日々の訓練に加え、令和3年から2年間、さいたま市消防局から専門的な救助技術の指導を賜り、令和5年は、関東管区警察局広域緊急援助部隊との合同訓練を実施し、災害対処能力のより一層の強化に努めている。

3 矯正医療の充実強化

矯正医療の広報及び医師確保のための活動として、大学医学部の学生を対象とした矯正管区長、施設長、矯正医官等による矯正医療についての講演活動や、民間企業が主催する医学関係リクルートイベントへの参加等積極的な広報活動を展開した。

さらに、広報用動画「矯正医官―法務省の医師という選択―」（平成28年度作成）、「矯正医療―再犯防止を目指して―」（令和元年度作成）のYouTubeへの掲載、医師の募集等に関するインターネット広告掲載（バナー広告、医師の転職サイト）、法務省公式X（旧ツイッター）による矯正医官の募集、医学総合雑誌への特集記事及び広告の掲載を行うなど、様々な媒体を活用し、多方面に広報・啓発活動を展開した。

4 広報活動の充実

矯正局、矯正管区、矯正施設及び矯正研修所が一体となって、ホームページ、SNS及びデジタルサイネージなど採用対象者が身近に感じる広報媒体を効果的に活用した広報を展開するとともに、各種イベントに積極的に職員を派遣して現場職員との対話の機会を増やしたほか、参観や学生向けの職場体験の受け入れを積極的に実施し、矯正職員の魅力を感じられるような体験型の採用広報を展開した。

また、大学のイベントや学校の進路（職業）指導と連携することにより、採用広報の機会を拡大させたことに加え、採用広報に限らず、報道機関による取材を積極的に受け入れることにより、矯正行政及び矯正職員に係る幅広い広報を展開した。

今後は、それぞれの取組の効果を検証し、採用広報に係る課題の改善に結び付けていくこととしている。

5 女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍推進

女子刑事施設を取り巻く様々な課題に対し、平成26年1月に策定された「マージレット・アクション」及び平成28年3月に策定された「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）」（以下「アット・ホームプラン」という。）に基づき、過剰収容対策や女性刑務官の育成策等、様々な取組を行ってきた。その結果、過剰収容状態が解消されるとともに、女性刑務官の離職率も改善の兆しが見られるなど、一定の成果が認められた。

しかしながら、女子刑事施設については、高齢や摂食障害等の処遇上特別な配慮

を要する受刑者への対策を充実・強化させること、女性刑務官の採用後3年以内の離職率をさらに低くしていくことなど、残された課題もあったことから、令和元年5月、新たな総合対策として「マーガレット・アクション2」を策定した。「マーガレット・アクション2」は、「マーガレット・アクション」の取組期間後も残された課題に改めて取り組むとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）や再犯防止推進法への対応を盛り込むなどして再構成されたものであり、①勤務しやすい職場作り、②若い職員の育成と定着、③有為な人材の確保、④職員相互・地域との連携、⑤再犯防止推進計画の実行、が具体的内容として定められ、その実現に向けた取組を行っている。

また、令和3年4月にアット・ホームプランが改正され、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプランープラスONE-）」が策定されたことに伴い、引き続きワークライフバランス推進や女性活躍のための取組を進めることとしている。

6 組織運営体制の改善

効率的な施設運営を図りつつ、実効性のある再犯・再非行防止対策に取り組むため、市原学園、佐世保学園、弘前拘置支所、高岡拘置支所及び京町拘置支所を廃止したほか、市原青年矯正センターを設置した。

7 官民協働事業

(1) 設計から民間に委託した事業

地域との共生を実現し、国民に理解され、支えられる刑務所を目指すとの方針の下、民間の資金・ノウハウ等を活用したPFI手法を活用し、刑務所の整備・運営事業を進めている。美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）及び島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）では、施設の設計、建設のほか、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託し、官民協働により施設の運営をPFI事業として行っている。

これらのPFI手法を活用した刑務所においては、民間事業者のノウハウの活用と地元自治体等の様々な協力を通じ、特色のある矯正処遇が展開されており、改善更生や受刑者の就労につながることが期待されている。

また、両センターの現行事業期間は残り2年又は3年を切っており、大規模修繕などの事業期間終了に向けて発生する業務の整理を行うとともに、次期事業に向けて準備を進めている。

(2) 新設時から運営業務の一部を民間に委託した事業

喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）については、国が建設した刑務所の運営をPFI事業として行っていたが、令和4年3月末で事業期間が終了し、令和4年4月からは、令和元年7月9日に改定された「公共サービス改革基本方針（閣議決定）」に基づき、総括マネジメント業務、施設維持管理業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務、

医療業務及び収容関連サービス業務について民間委託している。

また、国際法務総合センターについては、複数の施設を集約して、施設の維持管理及び運營業務の一部を民間に委託した事業であるが、平成29年9月からは矯正研修所、平成30年1月からは東日本成人矯正医療センター、平成31年4月からは、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所及び東京婦人補導院の民間委託が開始された。

(3) 給食業務のみを民間に委託した事業

大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所等については、平成26年度から給食業務を民間委託しているところ、令和5年度末で現行事業期間が終了するため、令和6年4月から第2期事業を開始することとした。また、令和6年10月からは、横浜刑務所、令和8年3月からは、川越少年刑務所等について、給食業務を民間委託することとした。

(4) 既存施設の運營業務の一部を民間に委託した事業

静岡刑務所及び笠松刑務所の総務業務、警備業務、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務における民間委託を平成29年度から実施しているところ、令和5年度末で現行事業期間が終了するため、令和6年4月からは作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務について民間委託することとした。

8 若年受刑者に対する処遇の充実

法務大臣による諮問第103号に対する法制審議会の答申を踏まえ、令和4年9月から、おおむね26歳未満の若年受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいない者から対象者を選定し、男子については川越少年刑務所に、女子については美祢社会復帰促進センターに収容し、「若年受刑者ユニット型処遇」の運用を開始している。このユニット型処遇においては、他の受刑者から独立した居室棟、工場において、おおむね30名以下の小集団を編成した上で、少年院の矯正教育の知見等を活用し、職員と対象者との信頼関係に基づく「対話ベース・モデル」の処遇を導入している。

また、令和5年11月から、少年院であった「市原学園」を刑事施設に転用した「市原青年矯正センター」において、「若年受刑者少年院転用型処遇」の運用を開始している。おおむね26歳未満の若年受刑者のうち、知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な者について、少年院の処遇環境を活用し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行っている。

9 組織風土改革に向けて

令和5年6月、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会から法務大臣に対して、同種事案の再発防止等に向けた「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」が提出された。

同月、矯正局は、提言書の内容の実現に向けた68項目に及ぶ具体策を示したアクションプランを策定するとともに、同年7月、「拘禁刑時代の矯正に向けた改革

推進会議」を設置し、各取組の進捗状況を確認することなどにより、その着実な実施を図ることとしている。

10 拘禁刑の創設に向けた矯正処遇等の充実

令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)により、懲役及び禁錮に代わって拘禁刑が創設され、拘禁刑の導入後は、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導等を柔軟に組み合わせた処遇を実施することで、効果的な改善更生を図ることが期待されている。

拘禁刑創設の趣旨を踏まえ、令和7年6月1日の施行に向けて、受刑者の集団編成の見直し、アセスメント機能の強化、高齢、障害等の特性に応じた処遇類型の新設、受刑者の特性に応じた作業、指導及び社会復帰支援等の充実、矯正処遇等に当たる職員の意識改革などの取組を進めている。

11 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用開始

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により、刑事施設や少年院において、申出のあった被害者や御遺族の方々からその心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育に反映させるほか、受刑者等に伝達するという制度が新たに導入され、令和5年12月1日から運用を開始した。

本制度は、個々の受刑者等に係る被害者等からその心情や置かれた状況を直接聴取し、これを矯正処遇や矯正教育に、より直接的に反映することで、被害者の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生等を効果的に図ろうとするもの。

本制度は、これまで被収容者の事件に係る被害者や御遺族の方々に接する機会のあまりなかった矯正職員が、被害者等の方々と向き合うこととなる新たな施策であること等を踏まえ導入にあたって、矯正局においては、令和4年度に有識者から構成される検討会を開催したほか、令和5年度には全国の担当職員に対する集合研修を実施するとともに、ポスターやリーフレットの配布や専用のホームページによる周知など制度広報も進め、円滑な制度の導入を図った。

(会同・協議会)

月 日	件 名	協 議 事 項
1.13	矯正管区長等協議会	人事異動計画等について
5.31	矯正管区長等協議会	1 名古屋刑務所事案の再発防止策について 2 刑事施設の在り方について
6.1	刑事施設長会同	1 名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案を受けて実施すべき再発防止策について 2 拘禁刑の導入に向けた取組について 3 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の導入に向けた体制整

		備の準備状況について
6.7	刑事施設予算担当課長等 会同	1 会計業務の合理化・効率化に向けた取組 について 2 ヒヤリ・ハット事例から考える経理事故 の防止に向けた具体的な取組について 3 行政需要や各種施策に応じた施設整備に 係る具体的な取組等について
6.27	少年院長会同	1 被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運 用に向けた検討状況 2 少年院における適切な組織運営
7.13	少年鑑別所長会同	1 処遇に資する鑑別の現状と課題 2 これからの地域援助の充実 3 少年鑑別所における適切な組織運営
7.20・21	女子刑事施設協議会	1 再犯防止に向けた取組について 2 執務環境の改善について 3 女性活躍推進及び女子刑事施設等の運営 改善に関する取組状況並びに今後の課題に ついて
9.21	被収容者処遇対策協議会	被収容者処遇等の諸問題について
9.26	少年院処遇問題協議会	1 被害者等の心情等の処遇への反映の在り 方について 2 「提言書～拘禁刑時代における新たな処 遇の実現に向けて～」を受けた再発防止策 の少年院への適用について
10.13	矯正管区長等協議会	1 新たな集団編成「矯正処遇課程（仮称）」 における具体的な矯正処遇の内容等につい て 2 刑務官の研修、人事管理全般、拘禁刑の 導入を見据えた刑事施設の組織の在り方及 びその他（効率化・合理化を検討すべき業 務など）について
10.20	矯正管区第二部長等協議 会	1 処遇部門の職員が外部の方と接する際の 留意点、適切な対応をしていくための方策 及び社会を意識した組織風土を根付かせて いくための方策について 2 処遇上の参考符号「d」を付された受刑 者等への処遇について 3 拘禁刑導入等を見据えた刑務官の職務に 関する規定の内容等について 4 連行時の行進及び特別な配慮を要する被 収容者の動作要領について 5 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月 17日閣議決定）を踏まえた、刑事施設にお

10.24	鑑別・観護処遇・地域援助協議会	ける地域と連携した取組等について 1 鑑別結果の伝達の在り方 2 地域援助における効果的な専門性の發揮に資する方策について 3 「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」を受けた再発防止策の少年鑑別所への適用について
10.25	矯正医療対策協議会	医療情報システム導入に伴う矯正医療における考慮すべき事項について
11.21・22	矯正管区首席管区監査官等協議会	監査業務に関する当面の諸問題
11.30 ・12.1	矯正管区第三部長等協議会	1 円滑な社会復帰に向けた処遇の在り方 2 今後の少年処遇の在り方
12.4・5	矯正管区第一部長等協議会	1 令和6年度春の定期人事異動について 2 連絡事項等

総務課

法務省組織令第34条、第35条 法務省組織規則第9条

1 職員定員

矯正施設の職員定員は次の表のとおりである。

刑事施設

(令和5年度末)

指定職				
1				
行政職（一）	行政職（二）	公安職（一）	医療職	計
146	5	18,697	901	19,750

少年院

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
9	5	2,207	85	2,306

少年鑑別所

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
6	0	1,109	21	1,136

婦人補導院

公安職（二）
2

2 施設整備

矯正施設の建物については、順次整備を促進しているものの、現行の耐震基準が定められた昭和56年以前に建設された施設が全体の約4割を占めている実情にあることから、これら施設の建替え及び耐震改修等の実施が喫緊の課題である。

また、令和5年3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、第一次再犯防止計画に引き続き、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されたことから、同計画に基づき、耐震対策を行いつつ、医療体制の充実強化、バリアフリー化、被収容者の特性に応じた処遇の充実強化及び「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の適切な運用等のための環境整備を着実に推進する必要がある。

これらの課題から、令和5年度においては、令和4年度に引き続き、法務省施設費により、新潟刑務所ほか15施設の工事等に係る経費が認められた。

加えて、令和5年度補正予算（第1号）においては、国土強靱化に係る5か年加速化対策として職員宿舍新営工事等のほか、耐震化改修工事及び各所管繕として改修などに係る経費が認められた。

3 刑務共済組合の業務

令和5年度末日の支部数は9、所属所数は281である。また、同日現在における組合員数は24,512人（うち、任意継続組合員数342人）、被扶養者数は28,676人で、組合員1人当たりの被扶養者数は1.17人である。

(1) 長期給付事業

組合員が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、その後の生活の安定に資するため共済年金等の給付を行う事業である。令和5年度における長期給付処理件数は75件であり、その内訳は、老齢厚生年金等39件、遺族厚生年金等9件、障害厚生年金等27件である。

(2) 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害などの際に行う給付事業であり、法律で定められた保健給付、休業給付及び災害給付の法定給付と、これらの給付を補うため、当共済組合が、独自に行う附加給付がある。

なお、令和5年度の決算概要は、次の表のとおりである。

（単位：千円）

損				益						支払 準備金	剰 余 金	
収 入				支 出					当期利益金		欠損金 補てん 積立金	積立金
掛金	負担金	その他	計①	法定給付	附加給付	拠出金等	その他	計②	①－②			
7,774,338	7,655,290	1,502,568	16,932,196	8,910,957	34,324	7,358,460	1,504,090	17,807,831	△875,635	1,490,880	846,132	2,585,729

(3) 福祉事業

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進等を図ることを目的とした事業として、特定健康診査等費用の助成、人間ドック受検費用の助成及び一般福利厚生事業を行っている。

イ 貯金事業

組合員の財産形成及び生活の安定の一助として、生命保険会社、損害保険会社及び信託銀行と契約し、団体定期保険（グループ保険）、団体傷害保険、団体傷害疾病保険、積立貯金及び団体積立年金保険の各事業を行っている。

ウ 貸付事業

組合員の臨時の支出、結婚、葬祭、教育、医療、災害及び住宅購入等に要する資金の貸付けを行っている。

エ 物資供給事業

委託による職員食堂等の運営を行っている。

4 矯正施設の監査

令和5年度に監査を実施した矯正施設は次のとおりである。

(1) 刑事施設

ア 矯正局による監査実施施設

帯広刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、秋田刑務所、盛岡少年刑務所、前橋刑務所、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所、新潟刑務所、市原青年矯正センター、立川拘置所、富山刑務所、金沢刑務所、福井刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、大阪医療刑務所、大阪拘置所、山口刑務所、美祢社会復帰促進センター、松山刑務所、高知刑務所、福岡刑務所、長崎刑務所、佐賀少年刑務所

イ 矯正管区による監査実施施設

札幌刑務所、旭川刑務所、月形刑務所、函館少年刑務所、青森刑務所、山形刑務所、福島刑務所、水戸刑務所、栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、千葉刑務所、市原刑務所、横浜刑務所、甲府刑務所、長野刑務所、静岡刑務所、川越少年刑務所、松本少年刑務所、東京拘置所、岐阜刑務所、笠松刑務所、岡崎医療刑務所、三重刑務所、名古屋拘置所、大阪刑務所、神戸刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、姫路少年刑務所、京都拘置所、神戸拘置所、鳥取刑務所、松江刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岡山刑務所、広島刑務所、岩国刑務所、広島拘置所、徳島刑務所、高松刑務所、北九州医療刑務所、麓刑務所、熊本刑務所、大分刑務所、宮崎刑務所、鹿児島刑務所、沖縄刑務所、福岡拘置所

(2) 少年施設

ア 矯正局による監査実施施設

北海少年院、紫明女子学院、茨城農芸学院、水府学院、八街少年院、東日本少年矯正医療・教育センター、湖南学院、京都医療少年院、加古川学園、播磨学園、広島少年院、貴船原少女苑、筑紫少女苑、福岡少年院、人吉農芸学院、

山形少年鑑別支所、水戸少年鑑別所、前橋少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京西少年鑑別所、金沢少年鑑別所、富山少年鑑別支所、福井少年鑑別支所、大津少年鑑別所、大阪少年鑑別所、広島少年鑑別所、山口少年鑑別所、高知少年鑑別所、福岡少年鑑別所、小倉少年鑑別支所、熊本少年鑑別所、宮崎少年鑑別所
イ 矯正管区による監査実施施設

盛岡少年院、東北少年院、青葉女子学園、喜連川少年院、赤城少年院、榛名女子学園、多摩少年院、愛光女子学園、久里浜少年院、新潟少年学院、有明高原寮、駿府学園、瀬戸少年院、愛知少年院、豊ケ岡学園、宮川医療少年院、浪速少年院、交野女子学院、和泉学園、泉南学寮、奈良少年院、岡山少年院、丸亀少女の家、四国少年院、松山学園、中津少年学院、大分少年院、沖縄少年院、沖縄女子学園、札幌少年鑑別所、函館少年鑑別支所、釧路少年鑑別支所、旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、仙台少年鑑別所、盛岡少年鑑別支所、秋田少年鑑別所、福島少年鑑別所、宇都宮少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、新潟少年鑑別所、甲府少年鑑別所、長野少年鑑別所、静岡少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、津少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、奈良少年鑑別所、和歌山少年鑑別所、松江少年鑑別所、岡山少年鑑別所、鳥取少年鑑別支所、徳島少年鑑別所、高松少年鑑別所、松山少年鑑別所、佐賀少年鑑別所、長崎少年鑑別所、大分少年鑑別所、鹿児島少年鑑別所、那覇少年鑑別所

(3) 婦人補導院

東京婦人補導院（矯正局による監査を実施した。）

5 不服申立件数

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく刑事施設の被収容者の不服申立制度として、審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出がある。刑事施設の被収容者の不服申立て（訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等を含む。）の総件数は、前年に比べ減少している。

また、少年院法及び少年鑑別所法に基づく少年院在院者及び少年鑑別所在在者の不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出がある。救済の申出の総件数は、前年に比べ増加している。

令和5年の不服申立件数の内訳は、次の表のとおりである。

審査の申請等	訴 訟	告訴・告発	法務局への人権 侵犯申告その他	計
14,589	127	397	965	16,078

（注） 審査の申請等とは、刑事施設における審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出（法務大臣に対するもの）の件数並びに少年院及び少年鑑別所における救済の申出の件数の合計である。

告訴・告発の件数は、矯正局において承知している被収容者が捜査機関宛に発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

6 次期システム開発プロジェクト

「矯正処遇・再犯防止業務支援システム構築プロジェクト」は、被収容者データ管理システム、領置物品管理システム等の業務システムや補助ツールを刷新・統合し、柔軟性・拡張性に優れたクラウドサービスを利用するプロジェクトであり、令和6年度の運用開始に向け、令和4年4月から設計・開発を進め、令和5年12月から施設職員に対する研修を開始した。また、「矯正総合情報通信ネットワークシステム刷新プロジェクト」は、令和5年2月からメールや掲示板等の機能を有するグループウェアをクラウドサービスに切り替えるとともに、法務省統合情報基盤（統合WAN）回線及びクラウド専用線の通信回線の増速作業を実施している。

成人矯正課

法務省組織令第34条、第36条 法務省組織規則第10条

1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）における保安及び処遇

(1) 保安状況

令和5年の保安事故発生件数は、4件（自殺3件、同僚傷害1件）である。

依然として、暴力団関係者や高齢者など、処遇に困難を伴う被収容者を多数収容している状況があるところ、全体的に見れば、刑事施設は安定的に運営されているといえ、おおむね保安面の対策が相当程度の効果を収めているものと思われる。

(2) 保安及び処遇対策

令和5年末において、刑事施設全体としての収容人員は、収容定員を下回っている。

被収容者の身柄の確保を最大の責務とする刑事施設の警備体制のより一層の強化を図るため、研修、訓練等を行って職員の職務執行能力の向上を図るとともに、警備システムの新鋭化、最新の警備用機器の整備・開発等を推進している。

なお、令和5年は、おおむね次のような保安及び処遇対策を講じた。

ア 警備用機器の更新整備等

総合警備システム、同システムの改修、非常電鈴装置、居室・居室棟廊下・外堀・工場・運動場監視用テレビカメラ及び、構内多機能無線システム（なお、平成8年度以降、総合警備システムの外堀監視用カメラと特殊自動警報装置の連動化の整備拡充等を図っている。）

イ 警備用備品の整備

防災備品等

ウ 暴力団関係受刑者対策

令和5年においても、暴力団関係受刑者の収容率が依然として高い水準で推移している状況を踏まえ、対立組織に所属する同関係受刑者による施設内での対立抗争等を未然に防止するため、引き続き、関係機関から情報の収集に努め

るとともに、必要に応じ分散収容を図った。

また、施設内における粗暴事犯、不正連絡、物品不正所持その他の反則行為を厳正に取り締まり、施設の規律秩序を厳正に確保する一方、同関係受刑者の社会復帰のため、暴力団組織からの離脱指導を強化し、さらに、同関係受刑者の釈放時に多数の出迎えが予想される場合には、所轄警察署、県警本部等との連絡を密にして、厳重な規制を行うとともに、必要に応じ、適当な他施設に緊急移送した上で釈放するなどの措置を講じている。

エ 施設表彰

保安意識と士気の高揚を図るため、次の表のとおり保安表彰を行った。

(令和5年)

大臣表彰	局長表彰	矯正管区長表彰		計
		支所	構外作業場	
15	6	33	2	56

2 矯正施設の収容人員

矯正施設の1日平均収容人員は、平成5年から増加傾向にあったが、平成20年は15年振りに対前年比マイナスとなり、令和5年も引き続き対前年比マイナスとなった。

なお、令和5年12月末日現在における受刑者総数は33,882人（速報値）であり、前年同日現在に比して1,961人、5.5%の減少となっている。

矯正施設の数及び収容状況

(令和5年12月31日現在)

施設の種別	施設数	収容現員
矯正管区	8	—
矯正研修所(支所を含む。)	8	—
刑務所	59	30,144
刑務支所	8	1,312
拘置所	8	4,288
拘置支所	94	2,241
少年刑務所	7	2,193
少年院	38	1,583
少年院(分院)	6	61
少年鑑別所	44	335
少年鑑別所(分所)	8	18
婦人補導院	1	0
計	289	42,175

(注) 矯正管区及び矯正研修所は被収容者の収容を行わない。

3 処遇調査・集団編成

受刑者等の処遇指標別の施設数は別表のとおりである。

別表 処 遇 指 標 別 施 設 数 (令和5年12月31日現在) 施設数

処 遇 指 標	A指標	犯罪傾向の進んでいない者	37
	B指標	犯罪傾向の進んでいる者	37
	D指標	拘留受刑者（原則、刑が確定したときに在所する施設で処遇する。）	
	Jt指標	少年院への収容を必要とする 16 歳未満の少年	6
	M指標	精神上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	11
	P指標	身体上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	12
	W指標	女子	23
	F指標	日本人と異なる処遇を必要とする者	21
	I指標	禁錮受刑者	13
	U指標	おおむね 26 歳未満の者のうち、小集団を編成して、 少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した 矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	3
	J指標	少年院への収容を必要としない少年	14
	L指標	執行すべき刑期が 10 年以上である者	25
	Yj指標	少年審判で検察官送致となった時に 20 歳未満であった者 のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが 相当と認められる 20 歳以上 26 歳のもの	14
	Y指標	可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と 認められる 20 歳以上 26 歳未満の者のうち、Yjに該当しない者	12

(注) 2 以上の処遇指標を指定されている施設もあり、さらに Jt 指標については少年院に割り当てられて
いるので、総数は刑事施設数とは一致しない。

4 刑事施設における教育活動

(1) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並
びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的と
して実施している。全受刑者を対象とした一般改善指導と、薬物依存があったり
暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると
認められる受刑者に対して行う特別改善指導がある。

一般改善指導としては、例えば、高齢又は障害を有する受刑者の円滑な社会復
帰を図るため、平成29年度から社会復帰支援指導プログラム（令和5年12月1日
付けで社会復帰準備指導に名称変更）を全国の刑事施設で実施している。実施に
当たっては、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者とし

て招へいしており、令和5年度の受講開始人員は872名であった。

現在、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労準備指導の6類型を指定し、実施している。

これらの特別改善指導のうち、薬物依存離脱指導については、平成29年度から、標準プログラムを複線化し、必修プログラムや専門プログラム、選択プログラムを整備し、対象者の再犯リスク等に応じて各種プログラムを組み合わせる実施できるようにしており、令和5年度の受講開始人員は6,869名であった。また、薬物事犯者の再犯防止のための新たな取組として、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能なプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を令和元年度から5年間の計画で実施している。

性犯罪再犯防止指導については、令和5年度は20庁で実施し、令和5年度の受講開始人員は526名であった。指導者育成のため、毎年指導担当者の研修を実施するとともに、定期的に外部の専門家から助言を受けるなど、指導実施体制の充実を図っている。

薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導はプログラムの効果検証を行っており、性犯罪再犯防止指導については、令和2年3月に「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果」を、薬物依存離脱指導については、令和4年10月に「刑事施設における薬物依存離脱指導の標準プログラムの指導効果に関する分析結果」を、それぞれ公表した。また、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図るため、法律、心理学、医学等の有識者で構成された「性犯罪者処遇プログラム検討会」を設置し、令和2年10月にその報告書を公表した。報告書の提言を踏まえ、保護観察所と連携し、収容中から出所後まで一貫性のある指導が可能となるよう、令和4年4月にプログラムを改訂し、現在実施している。

その他、被害者の視点を取り入れた教育については、令和2年に開催した「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を踏まえ、受刑期間を通して継続した指導を実施できるよう標準プログラムを改訂し、令和5年12月から全国の刑事施設において指導を開始した。暴力団離脱指導、交通安全指導及び就労準備指導については、標準的なプログラムが示され、実施指定施設においては、それに基づき、対象受刑者の特性、地域性、活用可能な社会資源等の状況を考慮した実践的なプログラムを策定した上で、具体的な指導を行っており、実施に当たっては、関係機関や民間の専門家等を指導者として招へいするなどして、指導内容の充実に努めている。

また、オープンダイアログの手法や考え方を取り入れた対話実践を内容の一つとする一般改善指導（対話）を新設し、令和5年10月から全国の刑事施設にお

いて指導を開始した。

さらに、被害者等が存在する受刑者のうち、特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の対象者に対しては、同指導に加え一般改善指導（対話）を実施することとし、特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の対象者ではないが、処遇要領の矯正処遇の目標に被害者等の心情理解等に関する事項が定められた者に対しては、一般改善指導（被害者心情理解指導）に加え、一般改善指導（対話）を実施するなど、被害者等の心情等を考慮した矯正処遇の実施体制を整備し、更なる充実に努めている。

(2) 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小・中学校の教育内容に準じた指導として、補習教科指導を実施しているほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、特別教科指導を実施している。

法務省と文部科学省が連携して、刑事施設内に試験会場を設けて、高等学校卒業程度認定試験を実施し、指定された4庁の刑事施設においては、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。

松本少年刑務所内には、我が国において唯一、公立中学校の分校が設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望する者を中学3年生に編入し、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行い、本校から卒業証書が交付されている。さらに、盛岡少年刑務所及び松本少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集し、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与される。

(3) 民間の篤志家による教育活動等

被収容者に対する改善指導、教科指導等の各種指導は、施設の職員による指導に加えて、篤志面接委員などの民間の篤志家の協力の下に実施されている。また、宗教教誨については、民間の篤志の宗教家である教誨師の協力にすべてを負っている。これら篤志家の活動状況は、別表(1)及び(2)のとおりである。

別表(1)

篤志面接指導実施状況

(令和5年)

区 分	実 施 回 数				委 員 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	人 数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘置所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	6,738	1,958	8,696	2,705	929	△91
婦 人 補 導 院	1,195	2,679	3,874	756	341	△21
計	0	0	0	0	3	0
	7,933	4,637	12,570	3,461	1,273	△112

別表(2)

宗 教 教 誨 実 施 状 況

(令和5年)

区 分	実 施 回 数				教 誨 師 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	人 数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘置所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	6,743	4,666	11,409	3,694	1,624	△11
婦 人 補 導 院	612	938	1,550	296	276	△21
計	0	0	0	0	0	△1
	7,355	5,604	12,959	3,990	1,900	△33

5 刑務作業の運営状況

国内の経済状況は、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」との基調判断がなされており、令和5年度の解約・減産発生件数は58件、影響人員は548人であり、昨年度と比較すると影響人員は減少している。

このような状況下、刑務作業は、作業量の確保と受刑者の改善更生及び社会復帰のために、有用な作業の導入に向けた受注活動を活発に行うとともに、職業訓練の充実を図り、受刑者の就労に資する取組を行っている。

昭和58年に開始した財団法人矯正協会刑務作業協力事業部（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）による原材料提供に係る作業、いわゆる事業部作業は、令和5年度で40年を経過したが、事業部作業の充実を図ることが作業量の確保にもつながることから、受注作業の拡大、消費者ニーズに応じた製品の開発など、事業部作業の運営基盤の強化に取り組んでいる。

刑務所の経費と作業収入

年 度	作業収入費 (千円)	収 容 費 (千円)
平成22	4,687,029	49,891,312
23	4,490,824	48,018,553
24	4,374,415	47,797,292
25	4,241,199	47,328,617
26	4,139,640	47,345,203
27	4,026,633	47,525,233
28	3,973,512	46,431,566
29	3,899,471	44,771,586
30	3,751,753	43,451,788
令和元	3,525,298	43,330,386
2	2,800,403	44,153,479
3	2,659,307	42,916,227
4	2,146,075	44,639,968
5	2,488,482	46,477,140

(注) 収容費は、都道府県警察実費弁償金も含む。

作業製品需要先別調定額

年 度	部内自給 A (千円)	官 公 需 B (千円)	民 需 C (千円)	計 (千円)	計に対する比率 (%)		
					A	B	C
平成22	5,742	1,168,368	3,512,844	4,686,954	0.1	24.9	75.0
23	4,529	1,114,625	3,371,647	4,490,801	0.1	24.8	75.1
24	5,959	1,064,856	3,303,617	4,374,432	0.1	24.4	75.5
25	5,717	1,055,313	3,180,189	4,241,219	0.1	24.9	75.0
26	4,733	899,969	3,234,938	4,139,640	0.1	21.7	78.2
27	3,269	860,052	3,163,242	4,026,563	0.1	21.4	78.5
28	3,324	871,378	3,098,660	3,973,362	0.1	21.9	78.0
29	4,952	907,904	2,986,709	3,899,566	0.1	23.3	76.6
30	4,547	969,452	2,776,676	3,751,675	0.1	25.9	74.0
令和元	4,596	900,917	2,619,785	3,525,298	0.1	25.6	74.3
2	3,732	739,254	2,057,416	2,800,403	0.1	26.4	73.5
3	3,329	691,601	1,962,878	2,657,809	0.1	26.0	73.9
4	4,730	571,998	1,567,442	2,144,169	0.2	26.7	73.1
5	5,500	647,668	1,835,732	2,488,900	0.2	26.0	73.8

(注) 官公需には、事業部作業を含む。

6 職業訓練の実施状況

受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会復帰に資することを目的として、職業訓練を実施している。

毎年、指導技能等について創意工夫を重ね、一般社会の労働需要及び受刑者の資質に応じた訓練内容の充実を図っている。

令和5年度は、溶接科、フォークリフト運転科、自動車整備科、内装施工科、建築塗装科等の職業訓練を実施し、訓練修了人員は8,404人であった。

なお、ボイラー技士、溶接技能者、自動車整備士、電気工事士、理容師、介護福祉士実務者研修修了者等の免許・資格を延べ6,829名が取得した。

7 就労支援

受刑者の出所時の就労確保に向けて、平成18年度から刑事施設に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、保護観察所及びハローワークと連携して、支援対象者の希望や適性に応じ、計画的に就労支援を行っている。令和5年は、3,483人に対して就労支援を実施し、延べ1,285人が在所中からの就職内定に結び付いた。

また、平成27年度から、ハローワークの職員が刑事施設に駐在して支援を行う就労支援強化矯正施設の取組も実施されており、令和5年度は38庁において駐在支援が実施された。

さらに、平成28年11月から、東京及び大阪矯正管区において矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）が稼働を開始し、令和2年7月から、全国8矯正管区において運用を開始している。コレワークでは、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、広域的な就労支援等に取り組んでいる。令和5年度は、企業等から3,232件の相談を受け付け、754件の採用内定に結び付いた。

コレワークにおいては、出所者等の雇用に関心を持つ企業等に対する広報活動も積極的に展開しており、令和5年度は、全国で雇用支援セミナー等を36回実施し、延べ770人が参加した。

8 国際受刑者移送制度

欧州評議会の受刑者移送条約の発効及び国際受刑者移送法等の施行に伴い、平成15年6月に国際受刑者移送制度の運用が開始された。

平成22年8月にはタイとの間で受刑者移送条約が発効し、平成28年2月にはブラジルとの間で、同年8月にはイランとの間で、令和2年8月にはベトナムとの間で、それぞれ受刑者移送条約が発効した。

同制度には、外国で受刑している日本人受刑者を我が国の刑事施設に受け入れて刑の執行を共助する「受入移送」及び我が国で受刑している外国人受刑者をその本国へ移送して刑の執行の共助を嘱託する「送出移送」があるところ、実績は以下の

とおり。

(1) 受入移送

制度運用開始後令和5年末までの累計は11人（3か国）である。（直近では令和5年に1人実施）

(2) 送出移送

令和5年は31人（14か国）（令和4年は27人）実施し、制度運用開始後令和5年末までの累計は538人（35か国）である。

少年矯正課

法務省組織令第34条、第37条 法務省組織規則第11条

1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における保安及び収容状況

(1) 収容状況

少年施設における収容状況等については、少年院の一日平均収容人員は対前年165人増の1,448人、少年鑑別所の一日平均収容人員は対前年61人増の365人となっている。

(2) 保安状況

令和5年の保安事故件数は、少年院0件、少年鑑別所0件であった。近年における少年非行の多様化、複雑化の傾向に鑑み、少年施設の警備力を充実・強化するため、施設職員を対象とした保安研修の実施等を通じ、良好な保安状況の維持に努めている。

2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域援助充実施策

(1) 鑑別の状況（別表(1)～(2)）

令和5年中に全国の少年鑑別所で受け付けた鑑別対象者は、家庭裁判所からの請求によるものが5,968件、法務省・厚生労働省関係機関からの依頼によるものが3,976件となっている。

なお、少年鑑別所の新収容者のうち、精神障害ありと診断された少年は1,328人（26.0％）であり、その比率は前年（26.4％）より減少している。

(2) 法務省式ケースアセスメントツールの運用の充実

平成20年度から再犯・再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するために、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の開発を進め、平成25年8月から全国の少年鑑別所において運用を開始した。

平成27年6月から性非行を犯した少年に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））の運用を全国の少年鑑別所において開始した。平成30年度から、少年院におけるMJCAの再評価に係る調査を行い、その結果、再評価時点での再非行可能性を有意に予測していることが分かったことも踏まえ、処遇鑑別の機会に併せて実施することとした。

令和5年12月からは、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の

施行により、20歳以上の受刑者等も鑑別の対象となったところ、特に26歳未満の若年受刑者に対する鑑別においては、必要に応じ、M J C Aを活用し、的確な処遇指針の提示等に努めている。

(3) 法務省式心理テスト維持管理作業

平成27年度から3か年計画で、法務省式人格目録(M J P I)、法務省式態度検査(M J A T)及び法務省式適応資源尺度(M J A R)の改訂作業を進めており、平成29年度においては、システムの改修及び解釈手引の整備等が行われた。平成30年度は、法務省式心理検査を活用した、鑑別対象者の保健医療、福祉、修学就労に資するアセスメントの在り方について検討を行った。この検討に基づいて令和2年度に「社会復帰支援チェックシート」の試行を行い、試行結果を踏まえて令和3年度から本格的な運用を開始した。

令和4年度からは2か年計画で、法務省式心理検査を活用した地域援助用心理検査(P E C O)及び広報用模擬心理検査(P E C O - P)の開発を進めた。複数庁での試行結果を踏まえ、システム及び手引を整備し、令和5年度末から運用を開始した。

(4) 鑑別業務充実化作業

少年鑑別所法下における鑑別、観護処遇及び地域援助について運用の在り方を検討した。

鑑別事例集第51集(特殊詐欺の事例)の発刊作業を進めたほか、鑑別事例集第52集(家庭内暴力)の編集作業も行った。

(5) 地域援助業務の状況

少年鑑別所においては、平成27年6月に少年鑑別所法が施行され、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務(以下「地域援助」とする。)が本来業務として規定されたことから、更生保護関係機関、学校関係機関、児童福祉機関等の関係機関との連携強化を図り、地域援助業務の充実に努めている。

平成30年度は、暴力行為や性的な問題行動のある児童・生徒に対する専用のワークブックを改訂し、冊子化して各庁に配備した。また、「窃盗、薬物、交友、ルール」の4種類のワークブックを作成して令和元年度に試行を行い、令和2年度にその結果を取りまとめた。令和3年度は、試行を終えた4種類のワークブックに所要の修正を加えて配布した。

令和3年11月から相談しやすい環境づくりの一環として、矯正WEB会議システムを活用したオンライン相談を一部の少年鑑別所(14庁)で試行を開始し、令和5年6月からは全52庁に実施庁を拡大し、本格運用に至っている。

また、令和4年度には、文部科学省からの要請を受け、学校におけるいじめ問題に的確に対応するため、教育委員会や学校等との連携を一層強化するよう全庁に周知するとともに、令和5年度には、東京及び大阪少年鑑別所に、教育関係機関等との連携、地域援助の組織的な展開、関連する知見・技術の蓄積を目的とし

た「地域教育支援調整官」を設置し、体制強化を図った。

なお、令和５年中の地域援助実施件数は、15,210件であった。

(6) 在所者に対する学習用教材の作成

在所者に対する学習の支援については、これまで各庁において使用する学習用教材を整備して行ってきたところ、「再犯防止に向けた総合対策」の少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援としてその重要性が高まっていること等に鑑み、在所者に対する学習用教材について、平成25年に作成し、平成26年の改訂作業を反映して、平成27年から全国の少年鑑別所において活用している。また、平成30年度において、その内容の一部を改訂した。

(7) 少年鑑別所在所者に対する修学支援

少年鑑別所在所者に対する修学支援については、「再犯防止推進計画」において、矯正施設在所者の円滑な学びの継続として重要視されているところ、平成30年度から希望する全在所者に「修学支援ハンドブック」を配布し、少年鑑別所在所中から継続的な修学支援を実施できる体制整備の強化を図っている。

また、令和５年度、東京及び大阪少年鑑別所の２庁を試行庁とし、学習用のタブレット端末を整備し、在所者の希望や学力に応じた学習ができる体制を整えた。

別表(1) 少年鑑別所鑑別受付人員年間対比

年 次	受 付 人 員			
	家 裁 関 係	法 務 省 関 係	一 般 依 頼	計
平成26	11,108	8,812	29,785	49,708
27	10,112	7,097(**)	－(*)	－(*)
28	8,834	6,089(**)	－(*)	－(*)
29	8,083	5,636(**)	－(*)	－(*)
30	7,477	5,409(**)	－(*)	－(*)
令和元	6,425	4,633(**)	－(*)	－(*)
2	5,742	3,845(**)	－(*)	－(*)
3	4,995	3,577(**)	－(*)	－(*)
4	5,103	3,391(**)	－(*)	－(*)
5	5,968	3,976(**)	－(*)	－(*)

(*) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、地域社会一般からの依頼による鑑別については、地域援助として分類されることとなったため本表には計上しない。

(**) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、法務省関係の受付人員に厚生労働省関係からの依頼を加えて計上している。

別表(2)

少年鑑別所新収容者の精神状況

(令和5年)

区 分	精神障害 のない者	精神障害 のある者	内 訳					不 詳	合 計
			知 的 障 害	人 格 障 害	神経症 性障害	発 達 障 害	その他 の精神 障害		
人 員	3,595	1,328	329	10	15	753	221	179	5,102
百分率(%)	70.5	26.0	6.4	0.2	0.3	14.8	4.3	3.5	－

(注) 不詳は、主として観護措置の取消し又は変更及び他の少年鑑別所への移送等により当該少年鑑別所で精神診断を行わなかったものである。

また、端数処理上合計が100にならないことがある。

3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援充実施策

(1) 処遇プログラム等の充実

在院者の抱える特定の問題性又は事情の改善に資するため、「特定生活指導」として、①被害者の視点を取り入れた教育、②薬物非行防止指導、③性非行防止指導、④暴力防止指導、⑤家族関係指導、⑥交友関係指導、⑦成年社会参画指導を実施している。成年社会参画指導は、成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与等を目的として、令和4年度から特定少年を対象に実施しているところ、令和5年度には、視聴覚教材の内容に合わせたワークブックの改訂を行い、同指導の更なる充実を図った。

また、在院者の特性に応じた処遇の充実を図るため、平成28年6月、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定し、令和4年度から女子少年に対し女性に特徴的な問題等に配慮した各種プログラムの運用を開始した。令和2年度には、被虐待経験等を有する在院者に対する処遇の充実に向け、執務参考資料を作成したほか、同処遇を行う職員に対する研修を開始した。令和3年度には、振り込め詐欺等の特殊詐欺に関与した在院者に対する指導の教材を整備したほか、令和4年度には、大麻使用歴を有する在院者に対する指導を充実させるため、職員用の執務参考資料を作成し、令和5年度には、大麻使用歴を有する在院者を対象とした指導教材を整備した。

さらに、保護観察中の特定少年に対する少年院への収容決定がなされた際に収容される少年院として第五種少年院が設置されたことを受け、第五種少年院の矯正教育課程として、保護観察への円滑な復帰を主な目標とする「保護観察復帰指導課程Ⅰ（P1）」及び「保護観察復帰指導課程Ⅱ（P2）」を新設し、少年院と保護観察所が協働して実施する矯正教育として、令和4年度から、保護観察官や保護司の参加も可能とする全10単元の指導からなる「保護観察復帰プログラム」を導入した。

(2) 職業指導の充実

令和4年度に、プログラミング学習など幅広くICT技術を学ぶ「ICT技術科」、製品の企画から展示・販売までの一連の流れを学ぶ「製品企画科」、建設に

関連する幅広い技能の習得を目指す「総合建設科」など、実践的・社会的な視点を重視した科目を新設し、少年院在院者が時代のニーズに対応した能力を取得できるよう努めている。

(3) 教科指導の充実

高等学校卒業程度認定試験の受験指導体制を充実させるため、平成27年度から新潟少年学院に受験コースを設け、平成29年度には多摩少年院、平成30年度にはさらに拡大し合計13庁に設置した。

(4) 関係機関との連携

家庭裁判所を始めとする関係諸機関との連携を強化するため、矯正管区主催の少年矯正施設と関係機関との連携会議及び少年院における処遇ケース検討会等を実施した。また、令和3年からは、出院後の帰住先や支援等の確保に困難を伴うことが多い事情に鑑み、保護観察所を始めとする関係機関との連携を強化することにより、計画的かつ継続的な生活環境の調整を行い、少年院送致後の早期から保護観察期間の満了に至るまでの各段階における継続的かつ重層的な指導及び支援並びにそれらの実施体制の充実強化を図っている。

(5) 社会復帰支援の充実

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい在院者に対して、就労・修学支援のほか、帰住先の確保、医療・福祉機関等との連携による支援を継続的に実施した。就労支援のうち、職親プロジェクトにおいては、メタバース空間上における仕事フォーラムやVRを活用した職業体験等新たな試みを実施した。修学支援については、平成28年度から修学に対する動機付けを高めるための「修学支援ハンドブック」を全在院者に配布しているほか、平成30年度に改訂を行い、少年鑑別所在所中から修学支援を実施できる体制にするとともに、在院者の進学等の希望に合致する高等学校等の情報を当該在院者に提供する体制（通称「修学支援デスク」）を整備するなど、積極的な支援に努めている。また、通信制高等学校への入学希望を示した在院者について、在院中の通信制高等学校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うため、令和3年度から少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関するモデル事業を実施している。その他、矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向け、再犯防止推進計画に基づき、令和元年に矯正施設・保護観察所及び学校関係者に対して、相互の連携事例を周知していたところ、令和5年度、同事例の改訂を行った。

(6) 被害者等の心情等を考慮した矯正教育及び社会復帰支援の充実

令和5年12月1日、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により改正された少年院法（平成26年法律第58号）が施行され、少年院の長は、矯正教育及び社会復帰支援（以下「矯正教育等」という。）の実施に当たっては、被害者等の心情等を考慮するものとされたことを受け、本件非行に被害者がいる全ての在院者について、その個人別矯正教育計画を策定等するに当たっては、原則

として、個人別矯正教育目標、段階別教育目標及び教育内容に被害者関係の内容を含めることとした。また、被害者等の心情等の聴取及び伝達制度の対象となった在院者に対し、心情等の伝達を行う際は、その前後に必ず個別面接を行うほか、必要に応じて単独処遇を計画するなど、当該在院者が被害者等の心情等を受け止めさせるための指導を実施することとした。さらに、被害者心情理解指導において、被害者等に対する謝罪や被害弁償等に関して考えさせ、出院後の生活に生かせるよう、全在院者に出院の1週間前までに「被害者等に関するワークシート」を作成させることとした。その他、社会復帰支援において、被害者等の心情を考慮した結果、やむを得ず、在院者の当初の意向とは異なる支援を行うことが見込まれる場合又は被害者等の心情等に沿った支援を行うことが困難であることが見込まれる場合は、支援方針を検討する会議を必ず開催し、更生保護官署等の関係機関と十分に協議した上で、支援方針を決定することとした。

4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化

少年院に送致された者に対する保護観察期間の満了に至るまでの継続的な指導・支援等のために、生活環境の調整等の充実強化に取り組んでいるほか、沼田町就業支援センターの処遇の充実・入所者選定に係る連携、少年鑑別所から保護観察所に対する鑑別結果通知書やM J C A等の写しの送付、少年鑑別所職員を保護観察所に派遣して実施する各種業務における連携、少年鑑別所における保護観察対象者の雇用などを実施している。

矯正医療管理官

法務省組織令第34条、第39条 法務省組織規則第12条

1 保健医療

(1) 被収容者の保健衛生及び医療

一般の矯正施設には医官等の医療関係専門職員を配置するとともに、専門的医療を実施する医療刑務所を全国4か所に、第3種少年院を全国2か所に設置し、また、必要に応じ、外部の医療機関において診療を実施するなど、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生及び医療上の措置を実施するよう努めている。

ア 被収容者の死亡数

被収容者の死亡数は、前年対比約10パーセント減の271人となっている。死因は、脳出血、心臓疾患等の循環器系疾患及び悪性新生物が全体の約54%を占めている。被収容者の高齢化、生活習慣病患者の増加等を踏まえつつ、良好な健康状態を保つよう努めている（別表(1)及び(2)）

別表(1)

被収容者月別死亡数

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
拘 刑 所	33(31)	19(34)	24(24)	22(16)	20(17)	20(17)	8(20)	12(28)	16(13)	27(19)	18(20)	29(33)	248(272)
{ 既決													
{ 未決	2(4)	3(2)	1(1)	0(3)	2(0)	3(3)	1(3)	3(2)	1(2)	2(2)	3(2)	2(4)	23(28)
少 年 院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少 年 鑑 別 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦 人 補 導 院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	35(35)	22(36)	25(25)	22(19)	22(17)	23(20)	9(23)	15(30)	17(15)	29(21)	21(22)	31(37)	271(300)

(注) () 内の数字は、令和4年中の数字を示す。

別表(2)

被収容者死因別死亡数

年 次	悪 性 新 生 物	循 環 器 系 疾 患	呼 吸 器 系 疾 患	消 化 器 系 疾 患	尿 路 性 器 系 疾 患	そ の 他	計
令和元	75	40	24	17	3	63	228
2	107	43	29	23	10	53(1)	265(1)
3	82	46	26	22	9	66	251
4	86	55	49	26	4	80	300
5	100	46	41	30	4	50	271

(注) () 内の数字は、少年の死亡数を示し、内数である。

イ 感染症対策

感染症に係る啓もう教育及び健康診断の充実により患者の早期発見に努めるとともに、患者発生時には、病態に応じた適切な治療を行うほか、消毒や隔離等の措置を講じることによって、二次感染の防止に努めている。

(2) 矯正医官修学生

この制度は、矯正施設における医師の充足を図るため、医学を専攻する大学生で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し修学資金（月額150,000円）を貸与するもので、昭和36年から実施している。令和5年度の矯正医官修学生は、4年生2名及び3年生1名の計3名である。

なお、令和5年12月末日現在、修学資金の貸与を受けた者で、矯正施設に勤務している者は2人である。

(3) 准看護師の養成

東日本矯正医療センター准看護師養成所

矯正施設における看護職員の充足を図るため、矯正施設に勤務する職員の中から、適当な者を選考して同所に入所させ、准看護師となるのに必要な知識及び技能を習得させることを目的として、昭和41年度から開設している。その修学年限は2年である。

なお、令和5年3月末日現在、同所を卒業した准看護師は1,168人である

2 給 養

令和5年度の食費（1人1日当たり）は、次の表のとおりである。このほか誕生日、祝祭日及び正月には、加給食を別途給与している。また、病者等の副食費につ

いては、必要により特別増額を行っている。

被収容者 1 人 1 日当たりの食費

(令和 5 年度)

区 分	主 食 費	副 食 費	計
	円 銭	円 銭	円 銭
刑務所 { 成人	97.09	446.12	543.21
少 年 院	111.42	518.32	629.74
少 年 鑑 別 所	103.53	530.90	634.43
	91.11	509.62	600.73

更生支援管理官

法務省組織令第34条、第38条

1 再犯防止の現状

「再犯防止に向けた総合対策」において、令和 3 年までに出所受刑者の 2 年以内再入率を 16% 以下にすることが政府目標として掲げられているところ、令和 3 年出所者では 14.1% と、調査の開始（昭和 34 年）以降、最も低い数値を記録した。また、再入者率（新受刑者数に占める再入者数の割合）も、令和 4 年は 56.6% と前年より 0.4 ポイント減少した。

新受刑者中の再入者数及び再入者率

年 次	新受刑者数		
		再入者数	再入者率
令和元年	17,464	10,187	58.3
2 年	16,620	9,640	58.0
3 年	16,152	9,203	57.0
4 年	14,460	8,180	56.6

出所受刑者の 2 年以内再入者数及び 2 年以内再入率

年 次 (出所年)	2 年以内 再入者数	2 年以内 再入率
令和元年	3,125	15.7
2 年	2,863	15.1
3 年	2,515	14.1

令和 3 年出所者の 2 年以内再入率について、主な罪名としては、「覚醒剤取締法違反」（12.8%）、「性犯罪」（8.2%）、「傷害・暴行」（14.0%）、「窃盗」（19.8%）が挙げられている。また特性別では、「高齢（65 歳以上）」（19.7%）が全体（14.1%）よりも高くなっている。

主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）
・特性（高齢〔65歳以上〕、女性、少年）別2年以内再入率

罪名・特性	年 次		
	令和元年	2	3
覚醒剤取締法違反	15.8	15.5	12.8
性犯罪	6.3	5.0	8.2
傷害・暴行	15.3	12.3	14.0
窃盗	21.8	20.0	19.8
高齢	19.9	20.7	19.7
女性	11.3	11.0	12.1
少年	10.1	9.0	7.7

2 再犯防止施策

(1) 地方公共団体との連携強化

矯正局から矯正管区を通じ、地方公共団体に対し、矯正局が保有する統計データ等を提供している。また、矯正施設は、地方公共団体の求めに応じて、被収容者支援に必要な個人情報についても適切な取扱いに十分配慮した上で提供を行っている。

(2) 農福連携・居住支援

ア 農福連携

農福連携では、犯罪をした者等の就労先の確保のための施策の一つとして、障害者雇用における農業と福祉の連携を参考に、法務省及び農林水産省が連携して刑務所出所者等の就農に向けた取組を進めている。刑事施設においては、令和3年度から農福連携関係団体との意見交換会を一部の刑事施設で実施しており、令和4年度からは全国の刑事施設に対象を拡大している。また、受刑者に対し、就農に向けた支援のため、農福連携関係団体から職員を派遣いただき、就農に向けた面接や指導を実施する取組を行っている。

イ 居住支援

居住支援では、法務省を含む住まい支援の関係省庁及び関係する民間団体で構成する「住まい支援の連絡強化のための連絡協議会」が令和2年に設置され、居住支援における官民の動きが活発に見られている。また、矯正管区においては、地域で開催される居住支援協議会等に参画し、地方整備局等、地方厚生局及び地方更生保護委員会との連携体制構築に取り組んでいるほか、令和5年度から矯正施設と居住支援法人等との意見交換会を実施している。

なお、令和元年から令和4年までの刑務所出所時に帰宅先のない者の数及び割合は、次の表のとおりである。

刑務所出所時に帰住先のない者の数
及びその割合

年 次	刑務所出所者総数	帰住先がない者	
令和元年	19,993	3,380	(16.9)
2 年	18,931	3,266	(17.3)
3 年	17,809	2,844	(16.0)
4 年	17,142	2,678	(15.6)

(3) 刑事情報連携データベースシステムの活用推進

検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携する刑事情報連携データベースシステム（ＳＣＲＰ）について、令和５年度は、刑事情報連携促進・利活用検討会に参加し、連携データの利活用等をより促進するための方策等について、検討を行った。

(4) 効果検証に基づく施策の推進

矯正研修所効果検証センターにおける効果検証業務について、年間計画の取りまとめや矯正局関係課室と効果検証センター間における連携の充実を図った。

参事官

法務省組織令第12条

〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉

1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法、少年鑑別所法及び国際受刑者移送法の改正

令和５年５月10日に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第28号）において、逃走罪（刑法（明治40年法律第45号）第97条）の主体が「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」から「法令により拘禁された者」に改められ、矯正施設（労役場及び監置場を含む。）に収容されている者が全て逃走罪の主体となり、法定刑も１年以下の懲役から３年以下の懲役（拘禁刑）に引き上げられたところ、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、少年院法（平成26年法律第58号）、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）及び国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）を以下のとおり改正した。

(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法及び少年鑑別所法

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第293条、少年院法第147条及び少年鑑別所法第132条を改正し、①災害等により解放された者が出頭しなかった場合や、②外出・外泊、外部通動作業又は院外委嘱指導の対象者が帰着しなかった場合の罰則についても、被収容者、在院者及び在所者全体に適用することとした。また、①の法定刑を２年以下の懲役（拘禁刑）、②の法定刑を３年以下の懲役（拘禁刑）に引き上げたほか、所要の規定の整備を行った。

(2) 国際受刑者移送法

国際受刑者移送法第16条により刑事施設に拘置された受入受刑者も、上記1本文に記載の「法令により拘禁された者」に含まれるため、逃走罪等に係る規定を受入受刑者にも適用するための特則である同法第42条が不要となることから、同条を削除したほか、所要の規定の整備を行った。

2 政令案の作成及び改正

- (1) 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の一部の施行に伴い、国際受刑者移送法施行令について所要の改正を行った（令和5年政令第258号、令和5年12月1日施行）。
- (2) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）の一部の施行に伴い、国際受刑者移送法施行令について所要の改正を行った（令和5年政令第322号、令和5年11月15日施行）。

3 省令案の作成及び改正

- (1) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和5年法務省令第5号）、矯正処遇として運動を行う日について、運動の機会を保障しなければならない日の例外に含めるための改正を行った（令和5年4月1日施行）。
- (2) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正し（令和5年法務省令第11号）、市原青年矯正センターの設置、網走刑務所総務部の調査官の新設、北九州医療刑務所医療部の医療第三課の新設、熊本刑務所及び福岡拘置所医務課の医療課への名称変更及び保健課の新設、統括矯正処遇官の数の変更並びに青森刑務所弘前拘置支所、富山刑務所高岡拘置支所及び熊本刑務所京町拘置支所の廃止を行ったほか、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し、刑事施設視察委員会の庶務を処理する部署につき、刑事施設の総務部庶務課から庶務課に改める改正を行った。
- (3) 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正し（令和5年法務省令第12号）、久里浜少年院及び京都医療少年院の教育調査官の廃止、統括専門官の数の変更、松江少年鑑別所の首席専門官の廃止、長崎少年鑑別所の医務課の廃止、東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所の地域非行防止調整官の増設並びに市原学園及び佐世保学園の廃止を行った。
- (4) 矯正研修所組織規則の一部を改正し（令和5年法務省令第13号）、効果検証センターの統括効果検証官の新設を行った。
- (5) 矯正管区組織規則の一部を改正し（令和5年法務省令第14号）、東京矯正管区及び大阪矯正管区の成人矯正第三課の新設並びに成人矯正第一課及び成人矯正第二課の所掌事務の変更並びに名古屋矯正管区及び福岡矯正管区第三部の少年矯正調整官の新設を行った。
- (6) 警察拘禁費用償還規則の一部を改正し（令和5年法務省令第20号）、監獄費から都道府県に償還すべき費額を1人1日につき1,800円から1,820円に改めた。
- (7) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和5年法務省令

第21号)、手当金(死亡手当金及び障害手当金)の額の算出の基礎となる額(支給基礎日額)を3,940円から3,970円に改めた。

- (8) 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の一部の施行に伴い、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正し(令和5年法務省令第47号)、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の創設等に係る所要の改正を行った(令和5年12月1日施行)。

V 保 護 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第7条、第12条、第40条～第43条、法務省組織規則第13条～第15条

〈重要施策の概要〉

1 保護観察の充実強化

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対するしよく罪指導の実施、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、担当保護司の複数指名等を実施している。

さらに、保護観察対象者に対し特性に応じた効果的な指導・支援を行うため、アセスメントツール（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）を活用したアセスメントに基づく保護観察を実施しているほか、保護観察対象者の特性をその犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施する類型別処遇を実施している。

2 「息の長い」社会復帰支援の推進

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法（平成19年法律第88号）においては、「息の長い」社会復帰支援の推進等の観点から、更生緊急保護制度の拡充、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助等に係る各種規定が設けられ、刑事手続の入口段階から出口段階、そして保護観察や更生緊急保護を終えた後を含め、地域社会に至るまでの処遇をシームレスに捉え、切れ目のない支援を実施している。また、保護観察所における処遇や支援の基盤となる、地域の関係機関等との連携による支援のネットワークの整備を進めている。

3 自立更生促進センター及び就業支援センターの運営

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する自立更生促進センター及び主として農業等の職業訓練を行う就業支援センターを設置・運営している。

自立更生促進センターは、福岡県北九州市の「北九州自立更生促進センター」（平成21年6月開所）及び福島県福島市の「福島自立更生促進センター」（平成22年8月開所）の2か所、就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」（平成19年10月開所）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（平成21年9月開所）の2か所である。

4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化

覚醒剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、平成20年6月から、簡易薬物検出検査及び認知行動療法に基づく教育課程を一体のものとして運用する覚せい剤事犯者処遇プログラムを特別遵守事項に定めて実施してきたところ、平成28年6月からは、刑の一部の執行猶予制度の施行に伴い、名称を薬物再乱用防

止プログラムに変更し、特別遵守事項に定めて実施する対象を規制薬物等の自己使用事案及び所持事案に拡大した。また、同プログラムの実施対象者以外の者や同プログラムを修了した者であって規制薬物に対する親和性・依存性が認められる者については、自発的意思に基づいて、簡易薬物検出検査を実施している。さらに、令和5年からは、同プログラムに大麻に関する指導項目を新設し、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図っている。また、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に関して、地域の医療・保健・福祉機関、民間支援団体と保護観察所等の刑事司法機関との有効かつ緊密な連携体制を整備するため、平成27年11月に法務省と厚生労働省との共同で「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、平成28年4月から実施している。

5 性犯罪者に対する処遇の充実強化

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、平成18年から、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施してきたところ、刑事施設及び保護観察所におけるより効果的な性犯罪者処遇プログラムについて検討を行うことを目的として設置された性犯罪者処遇プログラム検討会における議論の結果等を踏まえ、プログラム全体を通して、受講者の動機付けや強み等により着目したものに改訂するなど、その内容の見直しを行い、名称を「性犯罪再犯防止プログラム」に変更し、令和4年4月から、新たな運用を開始している。

6 就労支援の推進

(1) 更生保護就労支援事業

刑務所出所者等に対する就労支援として、刑務所出所者等総合的就労支援対策に加え、民間事業者に委託することで、矯正施設在所中における出所後の就労先確保から就職後の職場定着に至るまで、専門家による継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」を実施している。平成23年度は全国3か所において実施していたところ、平成26年度からは対象地域を9か所に拡大して本格実施を開始し、令和5年度は対象地域27か所（札幌、釧路、盛岡、仙台、福島、宇都宮、水戸、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、岐阜、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本及び那覇）で実施した。

(2) 刑務所出所者等就労奨励金支給制度

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対し1年間で最大72万円を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を実施しており、令和4年度からは被雇用者が18歳又は19歳の場合に「就労・職場定着強化加算金」として最大6万円を支給する制度を導入し、さらに、令和5年度からは被雇用者が18歳未満の場合も加算対象とするなど、協力雇用主のもとでの就労の拡大を図っている。

7 住居確保支援の推進

(1) 更生保護事業の適切な運営等について

ア 平成30年から令和元年にかけて、全国103の更生保護施設について常勤補導職員配置基準を1名増やすとともに、更生保護事業を営む者に対する助言、指導及び監督に加え、薬物事犯者等の特定の類型に当たる者を受け入れた場合における委託費の加算措置を通じて、更生保護施設における刑務所出所者等の受入れを促進した。

イ 平成29年5月から、更生保護施設を退所するなどして地域にその生活基盤を移行した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し、更生保護施設を設け・運営する者に委託し、継続的に生活相談に応じ、又は生活指導を行うフォローアップ事業を実施している。

ウ 令和3年10月からは、自発的に更生保護施設に通所しないなど援助希求能力が低く、フォローアップ事業によっては支援の手が届かない者に対し、更生保護施設の職員がその住居等を訪問して継続的な生活相談支援等を行う「訪問支援事業」を開始し、令和5年4月からは、全国11施設において、更生保護施設を退所した者等に対する継続的な支援を行っている。

エ 令和5年4月からは、新たに、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた専門的な指導や支援（特定補導）の委託を開始し、更生保護施設における処遇や支援の充実強化を図っている。

オ 更生保護事業（施設整備事業）費補助金の交付を通じて更生保護施設整備計画を推進するとともに、更生保護施設職員研修の実施による施設職員の資質向上を図った。

(2) NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について

更生保護施設における受入れを促進していくことに加え、あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する住居を活用し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」を通じて、帰るべき場所のない刑務所出所者等の多様な受入れ先を確保した。

8 高齢者・障害のある者等への支援の充実

高齢者・障害のある者等の支援については、矯正施設入所中からの矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターの連携による特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援に引き続き努めたほか、平成30年から、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」への取組を開始した。令和3年度からは、更生緊急保護の申出をした者に継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うなどの社会復帰支援の充実を図るため、一部の保護観察所に社会復帰対策班を設置した（令和5年4月現在22庁）。また、保護観察所と検察庁が連携し、平成27年度から試行期間を経て実施している

「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」の枠組みにおいて、令和３年度からは、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者について、地域生活定着支援センターによる被疑者等支援の取組が開始され、また、令和４年度からは同取組において弁護士との連携が促進されており、これらの取組と連携した支援を実施してきた。令和５年１２月施行の改正後の更生保護法第８３条の２において、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整の規定が設けられ、被疑者に対する生活環境の調整等においても、引き続き地域生活定着支援センターと連携した支援を実施している。

９ 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関と連携した取組の推進

保護観察所において、各種会議等の場を活用し、地方公共団体における更生保護の理解を深めるとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた働き掛けを行っている。また、令和４年１０月から、保護観察所３庁（旭川、さいたま及び福井）で、地域の関係機関、民間協力者等による地域支援体制を整備するとともに、それぞれが行う支援活動の支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を民間事業者に委託し、実施している。

１０ 保護司の安定的確保について

近年、保護司人員が減少傾向にあり、適任者の確保が困難になっている。こうしたことから、将来に向かって幅広い層から保護司を安定的に確保していくことが重要な課題となっている。

そこで、令和５年３月１７日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行」が盛り込まれたことに基づき、令和５年５月１７日付け法務大臣決定として、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置して検討を行い、２年を目途として結論を出すこととされた。また、令和４年度に引き続き、業界団体や民間企業等に対し、更生保護や保護司制度、保護司の現状について紹介し、保護司のなり手確保に理解を求めるため、保護司セミナーを開催するなどして、保護司の安定的確保のための取組を進めた。

〈会 同〉

月 日	件 名	協 議 会 事 項
4.21	地方更生保護委員会事務局長協議会	令和５年度重点事項に係る管内の取組方針と実効性確保のための計画的な指導について
6.22	地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	１ 息の長い社会復帰支援の推進 ２ 地方公共団体と一層連携した再犯防止の取組の推進 ３ 犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組の推進

月 日	件 名	協 議 会 事 項
6.23	地方更生保護委員会委員長会同	1 持続可能な保護司制度とするために必要な方策について 2 息の長い社会復帰支援の推進と新たな業務実施体制について 3 その他当面する諸課題について
10.11・12	地方更生保護委員会委員長会同	1 地域の関係機関・団体と連携・協力した“息の長い”支援の推進について 2 改正更生保護法の円滑な施行に向けた取組状況及び施行後における諸課題について 3 その他当面する諸課題について
10.31	地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官等会同（テレビ会議システム使用）	1 薬物処遇における関係機関等との連携について 2 特定補導の導入を踏まえた更生保護施設との連携について 3 改正更生保護法の運用について
11.20・21 12.5	地方更生保護委員会事務局局長会同（テレビ会議システム使用）	更生保護法の一部改正等を踏まえた保護観察所の新たな業務実施体制の整備に向けた対応状況等について

総務課

法務省組織令第40条、第41条 法務省組織規則第13条

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理

常時各庁の事務処理状況の把握に努め、職員の配置及び服務、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達を発し、質疑に対する回答を行った。

2 法令の改正等

- (1) 令和5年3月30日付け法務省令第15号をもって保護観察所組織規則の一部が改正され、千葉及び広島保護観察所にそれぞれ首席保護観察官1人が増設されたほか、大津及び奈良保護観察所にそれぞれ統括社会復帰調整官1人が増設され、同年4月1日から適用された。また、地方更生保護委員会事務局組織規則の一部が改正され、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州地方更生保護委員会にそれぞれ統括審査官1人が増設され、同年4月1日から適用された。
- (2) 令和5年7月24日付け法務省令第32号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、委託事務費の単価が改められるとともに、令和5年度に訪問支援職員等を新たに配置する場合に要する経費についての単価が設定された。また、認可事業者（更生保護施設）における薬物依存回復訓練費等を廃止し、新たに特定補導を実施するための経費が措置されたことに伴い、これらの経費の支弁を定め

た条項の改正が行われ、令和5年4月1日から適用された。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第8条の規定により、更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定される「継続保護事業」が「宿泊型保護事業」に改正されたことから、令和5年11月22日付け法務省令第46号をもって更生保護委託費支弁基準についても上記改正が行われ、令和5年12月1日から適用された。

- (3) 令和5年8月22日付け法務省令第34号をもって保護観察所組織規則の一部が改正され、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴う首席保護観察官及び首席審査官の所掌事務の変更その他所要の規定の整備がなされ、同年12月1日から適用された。

3 保護司・更生保護法人役員等の表彰

長年、更生保護事業に従事し、功績のあった保護司・更生保護法人役員・更生保護女性会役員・協力雇用主等に対する表彰として、令和5年は、叙勲225人、藍綬褒章271人、法務大臣表彰1,000人の顕彰が行われた。

4 常時恩赦

令和5年中の常時恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである。

常時恩赦の受理及び処理状況（令和5年）

区 分	受 理								処 理												未 処 理
	総 数	繰 越	新 受						総 数	相 当						不 相 当				そ の 他	
			計	特 赦	減 刑	刑の執行の 免除				計	特 赦	減 刑	刑の執行の 免除		計	特 赦	減 刑	刑の執行の 免除			
総 数	57	29	28	5	2	5	16	22	12	-	-	2	10	9	-	3	3	3	1	35	
保 護 観 察 所	27	12	15	-	-	2	13	12	10	-	-	2	8	1	-	-	-	1	1	15	
刑 事 施 設	21	13	8	4	2	2	-	6	-	-	-	-	-	6	-	3	3	-	-	15	
検 察 庁	9	4	5	1	-	1	3	4	2	-	-	-	2	2	-	-	-	2	-	5	

5 恩赦出願期間短縮

令和5年における恩赦出願期間短縮願は、受理・処理ともになかった。

6 医療観察

心神喪失者等医療観察法に基づく生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の各処理状況の推移は、次の表のとおりである。

医療観察における処理状況の推移（事件別）（平成26年～令和5年）

事件別	年 次	開始件数	終結件数	年末係属件数
生活環境 調査事件	平成26年	367 (11)	368 (13)	70
	平成27年	339 (13)	351 (10)	58 (3)
	平成28年	362 (11)	353 (13)	67 (1)
	平成29年	388 (21)	372 (20)	83 (2)
	平成30年	308 (15)	335 (13)	56 (4)
	令和元年	299 (8)	294 (11)	61 (1)
	令和2年	336 (11)	321 (12)	76
	令和3年	315 (8)	311 (4)	80 (4)
	令和4年	291 (8)	325 (12)	46
	令和5年	279 (7)	256 (6)	69 (1)
生活環境 調整事件	平成26年	267	239	770
	平成27年	261	303	728
	平成28年	243	246	725
	平成29年	277	246	756
	平成30年	246	264	738
	令和元年	223	206	755
	令和2年	239	201	793
	令和3年	249	226	816
	令和4年	259	241	834
	令和5年	199	257	776
精神保健 観察事件	平成26年	234	200	590
	平成27年	287	210	667
	平成28年	239	220	686
	平成29年	236	257	665
	平成30年	257	266	656
	令和元年	200	235	621
	令和2年	202	247	576
	令和3年	211	231	556
	令和4年	227	199	584
	令和5年	232	207	609

注1 生活環境調査事件の欄の（ ）内は、法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る件数であり、内数である。

注2 事件移送による開始及び終結を除く。

7 犯罪被害者等施策

(1) 実施状況

令和5年の実施状況は、次のとおりである。

	実 施 状 況
意見等聴取制度	地方更生保護委員会が被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取した件数 305件
心情等聴取・伝達制度	保護観察所が被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達した件数 154件
更生保護における被害者等通知制度	地方更生保護委員会が仮釈放等審理について被害者等に通知した件数 4,214件 保護観察所が加害者の保護観察中の処遇状況等を被害者等に通知した件数 6,849件
相談・支援	保護観察所が犯罪被害者等からの相談に応じ関係機関等の紹介等の支援を実施した件数 1,488件

(2) 研修等の実施

ア 令和5年度新任被害者担当官等研修

令和5年4月、法務省において、全国の新任の被害者担当官等に対し、犯罪被害者等施策に関する研修を実施した。

イ 令和5年度被害者担当保護司研修

令和5年9月、法務省において、全国の被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等への対応等に関する研修を実施した。

8 更生保護の国際発信

令和5年2月に日本で開催された第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム（C r i m - A P）、同年5月に韓国で開催された第1回アジア太平洋保護観察会議、同年10月にベルギー王国で開催された国際矯正刑事施設協会（I C P A）の年次総会等の国際会議に職員が出席し、保護司制度や保護観察対象者のアセスメントツール（C F P）等我が国の更生保護制度に関して海外に向けて発信を行った。

また、令和5年5月にオーストリアで開催された第32回犯罪防止刑事司法委員会（C C P C J）においても保護司制度に関するオンライン展示を行った。

更生保護振興課

法務省組織令第40条、第42条 法務省組織規則第14条

1 令和5年度保護司等中央研修会

令和5年9月20日、東京・日経ホールにおいて、保護司及び更生保護法人役職員等約460名の参加を得て、保護司等中央研修会と更生保護に功労があった方々に対する顕彰式典が開催された。

講演の部では、日本福祉大学学長原田正樹氏から「地域共生社会の実現に向けて」と題して講演いただいた。

2 地方別保護司代表者協議会

地方別保護司代表者協議会は、各地方において保護司の代表者の参集を求め、それぞれの地方において更生保護の活動を推進する上で当面する諸問題について研究協議を行い、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

3 第60回“日本更生保護女性の集い”

令和5年6月30日、東京都・アルカディア市ヶ谷私学会館において、第60回“日本更生保護女性の集い”が開催され、全国から更生保護女性会員約250人が一堂に会した。

式典では、更生保護女性会活動に功績のあった個人及び団体に対する、法務大臣感謝状及び日本更生保護女性連盟理事長表彰の授与が行われた。

4 令和5年度更生保護女性会員中央研修

更生保護の意義を確かめ、今後の更生保護女性会活動の一層の充実発展を期するため、全国の地区更生保護女性会長等50名が参集して、令和5年10月17日から同月18日まで、東京都・アルカディア市ヶ谷私学会館において令和5年度更生保護女性会員中央研修が実施された。

「更女活動の更なる推進に向けて」をテーマに、地域活動に必要な知識や技術の習得を目指すための研修を実施すると共に、ワークショップ「全ての人が生まれてきて良かったと思える人生を おせっかいおばさんの種まきすごろく」を通じて、自分のまちのいいところ探しを行った。

5 第64回BBS会員中央研修会

組織の中心となってその活動を積極的に推進しているBBS会員に対し、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得させることを目的として、令和5年10月14日から同月15日まで、東京都・国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、第64回BBS会員中央研修会が開催された。全国から58名のBBS会員が参加し、「生きづらさを抱えた人に対する支援」をテーマに講演が行われ、「生きづらさを抱えた人に対してBBSとして何ができるか、何をしたいか、そのための行動は？」をテーマにグループワークが行われた。

6 更生保護女性会・BBS会新会員研修

平成23年度から導入された、「更生保護女性会・ＢＢＳ会新会員研修」は、地区更生保護女性会又は地区ＢＢＳ会に新たに入会した会員を対象として、更生保護の概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした研修であり、令和５年度は地域の実情にあわせて各保護観察所において実施された。

7 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、法務省が主唱して、毎年7月を強調月間として実施されている。

本運動は、令和５年に第73回を迎え、対面型の広報活動に加え、デジタルツールやSNSを活用するなど、工夫を凝らした活発な運動が各地で展開された。

なお、第73回運動の実施要綱は次のとおりである。

- ・ この運動が目指すこと
 - （目標１）犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
 - （目標２）犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること
- ・ この運動において力を入れて取り組むこと
 - （１）犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
 - （２）犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
 - （３）保護司、更生保護女性会員、ＢＢＳ会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取組
 - （４）民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
 - （５）犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

各地においては、関係機関・団体で構成される推進委員会を設置し、各種行事等を実施しているところ、その実施状況は次のとおりである。

（１）推進委員会の設置状況

中央に128の関係機関・団体で構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県を単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）とした都道府県推進委員会が、また、市区町村等を単位とした地区推進委員会が設置された。

(2) 行事の実施状況

（中央推進委員会関係）

行 事 名	内 容
全国矯正展	12月9日から同月10日まで、東京国際フォーラムにおいて開催された。
第73回“社会を明るくする運動”キックオフイベント	7月5日、法務省において、全国各地の更生保護ボランティアや、吉本興業のお笑い芸人が出演するキックオフイベントを実施した。
よしもと芸人×社会を明るくする運動	吉本興業のお笑い芸人が、各種動画やイベントを通じて更生保護ボランティアについて発信した。
作文コンテスト	全国の小中学生306,302人が参加
保護観察官による更生保護出張講座	全国の福祉関係者等を主な対象として保護観察官による更生保護に関する講座を開催した。

（地方推進委員会関係）

行 事 名	推進委員会	
	回数	参加人数
推 進 委 員 会 議	2,571	47,622
街 頭 活 動 等	28,019	466,758
講 演 会 等	4,318	190,248
非 行 防 止 教 室 等	1,752	134,589
各 種 行 事 等	9,171	555,547
C M 動 画 等 放 映 回 数	2,608,774	-
出 張 講 座	95	4,018

※ 参加人数の合計は、1,398,782人。

8 保護区数及び保護司定数

令和5年末における保護観察所別の保護区数及び保護司定数は、次の表のとおりである。

保護観察所別、保護区数、保護司定数

庁 名	保護区数	保護司定数	庁 名	保護区数	保護司定数
札幌	31	1,435	大津	9	498
函館	8	541	京都	22	1,232
旭川	12	724	大阪	56	3,452
釧路	16	860	神戸	34	2,151
計	67	3,560	奈良	14	578
			和歌山	10	654
青森	11	630	計	145	8,565
盛岡	14	667			
仙台	17	807	鳥取	8	390
秋田	12	715	松江	9	510
山形	11	666	岡山	18	1,042
福島	18	1,010	広島	23	1,338
計	83	4,495	山口	13	850
			計	71	4,130
水戸	19	969			
宇都宮	13	927	徳島	9	506
前橋	13	896	高松	9	590
さいたま	25	1,644	松山	12	804
千葉	26	1,418	高知	15	600
東京	33	4,375	計	45	2,500
横浜	45	2,001			
新潟	21	1,055	福岡	30	2,157
甲府	13	490	佐賀	8	550
長野	19	1,015	長崎	11	890
静岡	28	1,495	熊本	16	1,043
計	255	16,285	大分	12	660
			宮崎	12	605
富山	11	605	鹿児島	15	910
金沢	8	552	那覇	8	615
福井	10	435	計	112	7,430
岐阜	21	790			
名古屋	42	2,389	合計	886	52,500
津	16	764			
計	108	5,535			

9 更生保護事業を営む者

- (1) 令和5年末における更生保護事業を営む者の数及び組織の状況は次の表のとおりである。

区 分	組 織 態 様 別 団 体 数			更 生 保 護 施 設 数
	更生保護法人	非更生保護法人	計	
宿泊型保護事業を営む	1	1	2	2
地域連携・助成事業を営む	15	1	16	…
通所・訪問型保護事業を営む	1	—	1	…
宿泊型保護事業及び通所・訪問型保護事業を営む	96	2	98	99
地域連携・助成事業及び通所・訪問型保護事業を営む	50	—	50	…
す べ て を 営 む	1	—	1	1
(合 計)	164	4	168	102

- (2) 令和5年の天皇誕生日に際して、更生保護法人8団体（更生保護法人大谷染香苑、更生保護法人宮城東華会、更生保護法人群馬県仏教保護会、更生保護法人山梨以德会、更生保護法人岡崎自啓会、更生保護法人播磨保正会、更生保護法人愛媛県更生保護会、社会福祉法人南高愛隣会）が、事業奨励のための御下賜金を拝受した。

- (3) 令和5年末における更生保護施設の状況は、次の表のとおりである。
地方別分布状況

区 分	全国	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
更生保護施設数	102	8	6	34	12	13	8	4	17
収 容 定 員	2,403	191	126	854	253	388	176	76	339

- (4) 令和5年度の収容保護状況は、次の表のとおりである。

区分	全国
総数 実人員	6,371
延人員	534,884

※実人員は、種別異動を除外している。

(5) 令和5年度更生保護事業関係予算は、次の表のとおりである。

区 分	更 生 保 護 委 託 費													
	総 額	入 所 委 託												
		更生保護施設						その他施設等						
		補 導 委託費 (一般分)	補 導 委託費 (加算分)	食事付 宿泊費	宿泊費	委 託 事務費	支援計画 書作成費	緊急の住居確保分 宿泊費	食 事 給与費	自立準備 支 援 費	宿泊費	食 事 給与費	自立準備 支 援 費	補導援護費 (薬物依存 回復訓練分)
単 価 (円)	-	148.50	128.70	2,037.43	702.98	6,486.23	8,500	2,012	1,334.30	2,000	2,012	1,334.30	2,000	1,297
金 額 (千円)	5,372,765	84,465	17,097	833,305	112,330	3,689,302	25,883	172,509	81,989	171,480	52,513	34,825	52,200	4,890

区 分	更 生 保 護 委 託 費								更生保護 事業費補助金 (施設整備事業費)
	通 所 委 託				特 定 補 導 費				
	補導授課費	通所等処遇費	認知行動 療法 群	依存回復 訓練 群	社会適応 訓練 群	地域移行 支援 群			
	職業訓練 委託 分	薬物依存 回復訓練分	通所支援	訪問支援					
単 価 (円)	3,064	1,297	148.50	2,354	3,400	1,297	814	349	-
金 額 (千円)	4,780	6,113	465	13,465	3,369	6,406	1,798	3,581	174,740

(6) 更生保護事業に関する全国協議会の開催

令和5年2月2日、同月3日の日程で、標記協議会が開催された。本協議会は、継続保護事業を営む更生保護法人等の役員等の参集を求め、今後の更生保護事業の具体的な方向性等について研究協議を行い、もって継続保護事業の発展を図ることを目的としており、ハイブリッド方式(会場参加及びオンライン参加の併用)により実施された。

(7) 更生保護施設職員に対する研修

令和5年においては、更生保護施設職員を対象に、認知行動療法及び認知行動療法に基づくプログラムに関する基礎的知識を修得させ、特定補導（A 群）を着実に実施するとともに、処遇の専門施設としての機能を高めることを目的として、更生保護施設処遇力強化研修が実施されたほか、更生保護施設職員の処遇能力等の向上を図ることを目的として、新任更生保護施設補導職員研修及び更生保護施設管理研修がそれぞれ実施された。

10 刑務所出所者等に対する就労支援施策

平成18年度から、矯正局及び厚生労働省（労働局、公共職業安定所）と連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。

観察課

法務省組織令第40条、第43条 法務省組織規則第15条

1 仮釈放・仮退院

(1) 収容中の者に対する生活環境の調整

令和5年中に全国の保護観察所が新たに開始した収容中の者に対する生活環境調整の人員は30,831人で、前年の30,735人と比較して96人（0.3%）増加している。これを、本人が収容されている矯正施設の種別に区分して対比すると、次の表のとおりである。

収容中の生活環境調整の開始人員

年次	総数	刑務所 少年刑務所 拘置所	少年院	婦人補導院
平成28年	42,832	38,980	3,852	-
29	41,171	37,878	3,293	2
30	38,510	35,380	3,130	-
令和元年	35,655	32,878	2,777	-
2	33,893	31,340	2,553	-
3	34,053	31,849	2,204	-
4	30,735	28,648	2,087	-
5	30,831	28,559	2,272	-

(2) 仮釈放

令和5年中に地方更生保護委員会が新たに仮釈放審理を開始した人員は、11,071人で、前年の11,523人と比較して、452人（3.9%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定をした人員は10,423人で、前年の10,712人と比較して289人（2.7%）減少している。

仮釈放率と仮釈放期間の推移については、次の表のとおりである。

区分	H30	R1	2	3	4	5
仮釈放率（%）	58.5	58.3	59.2	60.9	62.1	63.0
仮釈放期間（月）	4.2	4.2	4.2	4.1	3.7	4.1

(注) 1 「仮釈放率」とは、仮釈放者と満期釈放者の総数に占める仮釈放者数の割合である。
 2 「仮釈放期間」とは、全仮釈放者の仮釈放期間の総和を仮釈放者数で除した月数である。
 3 「仮釈放期間」については、無期刑仮釈放者を除く。

(3) 少年院からの仮退院

令和5年中に地方更生保護委員会が新たに仮退院審理を開始した人員は1,412人で、前年の1,314人と比較して98人（7.5%）増加している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮退院を許す旨の決定をした人員は1,369人で、前年の1,325人と比較し44人（3.3%）増加している。

なお、短期の矯正教育課程を実施する少年院の在院者については、できるだけ早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、

地方更生保護委員会における仮退院審理の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るように努めている。

(4) 関係施策

ア 更生保護法第36条第1項の規定による調査

更生保護法第36条第1項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「36条調査」という。）とは、地方更生保護委員会が仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するための調査で、委員又は地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官は、本人と面接したり、関係記録・資料等の閲覧、収集、整備、保護観察所と矯正施設の間の連絡、情報交換を緊密に行うことにより、矯正施設被収容者の社会復帰の障害となるような様々な問題の早期かつ的確な把握に努めている。

イ 更生保護法第82条第2項による調整及び同条第3項の規定による調査

刑の一部の執行猶予制度を定めた、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行により、更生保護法の一部が改正され、更生保護法第82条第2項による調整（以下「82条調整」という。）及び同条第3項の規定による調査（以下「82条調査」という。）が新設された。地方更生保護委員会は、生活環境の調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し必要な指導及び助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行い、これらの措置をとるに当たって、必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができるようになった。特に、薬物事犯受刑者については、薬物への依存度や関連する精神障害等の特有の問題性に焦点を当てた82条調査を行い、82条調整により問題性に応じた出所後の生活環境の調整の充実を図るとともに、出所後の保護観察処遇を始め薬物依存からの回復のための地域支援の充実強化を図っている。

なお、札幌（札幌刑務支所を含む。）、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松及び福岡の各刑務所には、82条調査・82条調整を行う地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官が駐在し、その運用の積極化を図っている。

ウ 長期刑受刑者の仮釈放審理の充実

長期刑（無期徒刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者は、拘禁期間が長く、社会復帰に困難を伴う者が多いため、仮釈放の審理、決定においては特に慎重な配慮を要することから、仮釈放審理のための調査をできるだけ早期に開始し、複数回の委員面接を実施したり、医師等の専門家の面接を実施するほか、検察官の意見を聞くなどして、その審理、決定の適正、充実を図って

いる。また、これらの者を仮釈放したときは、その円滑な社会復帰に資することを目的として長期刑仮釈放者に対する中間処遇（198～199ページ参照）を実施している。

エ 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整

刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法第83条の2の規定において、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整が新設された。保護観察所の長は、勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めるものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行っている。

オ 刑執行終了者等に対する援助

刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法第88条の2の規定において、刑執行終了者等に対する援助が新設された。刑執行終了者等に対して援助等を行う措置としては、更生緊急保護があるが、同保護は法定期間内に、本人からの申出があった場合に行われるものであることから、援助を必要とするものの、自発的な申出をしなかったり、あるいは更生緊急保護の法定期間を経過したりし、結果として地域において必要な援助を受けることができない者が少なからず生じている。そこで、保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を実施している。

カ 更生保護に関する地域援助

刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法第88条の3の規定において、更生保護に関する地域援助が新設された。保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を実施している。また、保護観察所の長は、更生保護に関する地域援助を通じ、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生に資する援助を行う関係機関等の信頼を得て、平素から相互の連携体制を整備するよう努めるものとされていることを踏まえ、各保護観察所においては、地域の実情に応じ、更生保護に関する地域援助等の実施基盤となる更生保護団体及び支援機関等との連携体制の整備に取り組んでいる。

2 保護観察

(1) 概況

令和5年中に保護観察に付された者の総数は、24,236人で、その種別の構成比は、保護観察処分少年（1号観察）41.6%、少年院仮退院者（2号観察）5.5%、仮釈放者（3号観察）42.1%、保護観察付執行猶予者（4号観察）10.8%であり、

婦人補導院仮退院者（５号観察）はなかった。保護観察開始人員の総数の推移は次の表のとおりである。

保護観察種別開始人員歴年比較（平成26年～令和５年）

（単位：人）

年 次	保護観察処分少年		少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	合 計
		（うち交通短期）				
平成26年	19,599	(6,701)	3,122	13,925	3,348	39,995
27	18,202	(6,334)	2,871	13,570	3,460	38,103
28	16,304	(5,981)	2,743	13,260	3,034	35,341
29	14,465	(5,206)	2,469	12,760	2,843	32,538
30	12,945	(4,434)	2,146	12,299	3,455	30,845
令和元年	11,827	(4,026)	2,053	11,640	3,667	29,187
2	10,733	(3,508)	1,692	11,195	3,584	27,204
3	9,932	(3,416)	1,560	10,830	3,301	25,623
4	9,108	(1,997)	1,359	10,636	2,893	23,996
5	10,081	(1,541)	1,327	10,211	2,617	24,236

（注） 婦人補導院仮退院者（５号観察）は、平成26年及び29年にはそれぞれ１人であった。

保護観察開始人員を類型別に見ると、就労困難類型対象者、薬物類型対象者等、問題性が大きいと認められる事案の係属事件数に占める割合は依然として高く（後述「３(2)イ 類型別処遇」参照）、今後とも保護観察及び生活環境の調整の充実、強化を図る必要がある。

（2）保護観察の充実強化に関する措置

ア C F P（Case Formulation in Probation/Parole）

保護観察対象者に対する一層効果的な処遇を実施するため、従前から実施してきた段階別処遇を発展的に解消し、新たに令和３年１月からC F Pを活用したアセスメントに基づく保護観察を実施している。

C F Pは、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツールであり、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯に結び付く要因と改善更生を促進する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。

保護観察の実施に当たっては、C F Pを活用するなどして再犯又は再非行のリスク等に関するアセスメントを行い、これを踏まえて保護観察対象者をS、AA、A、B、Cの５つの処遇区分のいずれかに編入し、処遇区分に応じた処遇密度（面接の頻度及び方法、指導監督、補導援護その他の処遇による介入の程度をいう。）により、適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、処遇の実施状況等に即して処遇区分の変更、不良措置、良好措置等の措置を適期適切にとることとしている。

イ 類型別処遇

令和3年1月から、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、新たな「保護観察類型別処遇要領」（以下「新要領」という。）を定め、同要領に基づき類型別処遇を実施している。

具体的には、昨今の犯罪・非行情勢等も踏まえて「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」、「就学（「中学生」は下位類型）」類型を新設するなど類型の区分を見直したほか、保護観察対象者に対する各類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を新たに定め、本ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用し処遇を行っている。

また、令和5年末現在の類型別処遇における類型認定状況は、交通短期保護観察及び10月以内の短期保護観察を除く全係属保護観察対象者中、就労困難類型対象者が15.8%、薬物類型対象者が25.1%（令和4年末はそれぞれ15.8%、26.3%）などとなっており、問題性が大きいと認められる対象者の占める割合は、前年に引き続き高い割合を示している。

令和5年においては、類型別処遇の充実を図るために、地方更生保護委員会・保護観察所において、処遇協議会・研修会等の開催、各種集団処遇、特定類型該当者の保護者会・引受人会等、多様な活動が実施された。

ウ 短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね6～7月で解除することを目指している。令和5年の保護観察開始人員は1,024人となっている。

エ 交通短期保護観察

交通短期保護観察は、交通事件を起こした少年のうち、一般非行性がないか又はその進度が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない少年に対して、集団処遇を中心とした処遇を実施し、遵法精神のかん養、安全運転に関する知識の向上及び安全運転態度の形成を図ることを目的とした保護観察であり、令和5年の保護観察開始人員は1,541人となっている。

オ 特定少年に対する保護観察

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正後の少年法が令和4年4月1日から施行され、審判時18歳及び19歳の少年（特定少年）に対する保護処分として、①6月の保護観察、②2年の保護観察及び③少年院送致が設けられた。①及び②の保護処分に付された特定少年の令和5年の保護観察開始人員は5,806人、③の保護処分に付され仮退院となった特定少年の令和5年の保護観察開始人員は519人であった。

6月の保護観察は、不良措置をとることができない枠組みで行う処遇であり、比較的軽微な罪を犯し、その問題性が比較的小さく、遵守事項違反の場合の収

容の仕組みがなくても改善更生を図ることができる者と認められる者が付されることが想定されるものであり、毎月1回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせるなどの処遇（更生指導）を行っている。

カ 社会貢献活動

平成25年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）」において、保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27年6月に施行された。平成30年度には、これまでの社会貢献活動の実施状況について検証し、より効果的な運用を図ることを目的として、有識者を構成員とする検討会を設置し、調査・検討を行った。本検討会における検討結果を踏まえ、実施対象者をより幅広く選定することや、一律5回としていた活動の標準回数を3回（上限5回）に変更すること等による新たな運用を令和元年10月から開始している。令和5年度は延べ642人が活動に参加した。

キ 保護観察官等の育成について

平成26年3月「更生保護官署職員育成要綱」が「保護観察官等育成要綱」に改められ、同年4月から実施されている。本要綱は、更生保護の担い手である更生保護官署職員一人一人の実力向上を図るため、保護観察官については、職場における実務訓練（OJT）を重点的に実施するとともに、研修等を通じて、保護観察処遇をより効果的に行うために必要な知識、技術等を身に付けさせるものとしている。特に、新任保護観察官に対しては、新規補職から専修科研修を修了する年度末までを育成期間と位置付け、指導的立場の保護観察官（主任保護観察官）の下でOJTを行わせることにより、保護観察官に必要とされる多様な実務経験を積ませている。

ク 長期刑仮釈放者に対する中間処遇

中間処遇制度とは、長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者はその犯した犯罪が重大であるほか、社会から長期間隔離されるなど社会復帰上種々困難な多くの問題を有し、仮釈放後の保護観察の実施についても特別な配慮が必要であることから、仮釈放当初の1か月程度更生保護施設に居住させ、生活訓練を中心とした特別な処遇を集中的、計画的に実施することなどにより、円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。令和5年12月31日現在、中間処遇を実施する施設として指定されている更生保護施設は、74施設に及んでいる。

なお、中間処遇の実施状況は、次の表のとおりである。

中間処遇実施状況

年次	実施者数		
	無期刑	有期刑	計
平成29年	9	80	89
30	9	63	72
令和元年	14	49	63
2	10	54	64
3	7	33	40
4	3	29	32
5	6	34	40

ケ 定期駐在と更生保護施設駐在

保護観察官が、担当する保護区の公共施設や更生保護サポートセンター等に定期的に出向き、そこに半日から1日程度駐在して保護観察対象者との面接、保護観察対象者宅への訪問、保護司との処遇協議、関係機関との連絡等の業務を行う定期駐在は、保護観察官の地域活動として極めて重要な機能を果たしている。

また、更生保護施設においても、保護観察官が定期的に夜間駐在、宿泊駐在をするなどして、被保護者に対する夜間の集会指導、個別の相談助言に当たった。

コ 関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関（少年鑑別所、少年院、児童相談所、児童自立支援施設等）、教育関係機関（教育委員会、高等学校、中学校、小学校等）又は警察関係機関との連絡協議会が開催され、保護観察所の職員が出席した。

また、薬物依存のある保護観察対象者等に対して、必要な支援を円滑に実施することができるよう、薬物依存からの回復に関係する機関・団体（精神保健福祉センター、保健所、医療機関、地方公共団体主管課、ダルク等の自助グループ等）との連絡協議会を各地で開催している。

3 審査請求事件の処理

令和5年中に新たに受理した不服申立ての件数は15件あり、うち保護観察所の行った処分等に対する審査請求は2件あった。

なお、審査請求の受理・処理状況は、次の表のとおりである。

審査請求の受理・処理状況

（令和5年）

請求の内容	受 理		処 理				翌年へ繰越
	前年繰越	本年新受	請求認容	請求棄却	請求却下	請求取下	
仮釈放取消決定処分に対する不服	-	10	1	9	-	-	-
そ の 他	-	3	-	-	2	-	1
特別遵守事項の設定	-	2	-	2	-	-	-

Ⅵ 人権擁護局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第8条、第12条、
第44条～第47条 法務省組織規則第16条

〈重要施策の概要〉

1 人権啓発活動の推進

法務省の人権擁護機関は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、従来から人権啓発活動を実施しているところである。しかしながら、情報化、国際化及び少子高齢化といった社会の急激な変化の中で、依然として様々な人権課題が生起している状況にある。

多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権と尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を推進することは、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。

令和5年度の啓発活動重点目標を、「『誰か』のこと じゃない。」と定め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種人権啓発活動を展開した。

また、人権啓発活動をあまねく全国で実施するため、法務局・地方法務局、地方公共団体、人権擁護委員組織体等から構成される「人権啓発活動ネットワーク協議会」を活用している。

さらに、啓発すべき人権課題、対象となる年齢層、人権への関心の度合い等に応じた、より啓発効果の高い活動を実施するため、サッカーのJリーグ等のスポーツ組織や企業等の民間組織との連携や広報媒体及び啓発教材の多様化にも取り組んでいるところである。

2 人権救済活動の充実

人権侵害を受けている被害者の救済は、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。法務省の人権擁護機関は、被害者の実効的な救済を図ることを目指し、人権相談においては、救済すべき事案を見逃すことのないように留意している。

また、人権侵犯事件として立件したものについては、迅速かつ適正な調査を遂げた上、問題の解決に向けた実効的な措置を執り、アフターケアにも努めている。

総務課

法務省組織令第44条、第45条 法務省組織規則第16条

1 人権擁護委員及びその組織

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、それぞれ自己の居住する市町村（特別区を含む。）の区域において、人権思想の普及に努め、国民の基本的な人権が侵害されることがないように配意し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、法務局・地方法務局とともに速やかに適切な処置を行うことを重要な使命としてい

る。

人権擁護委員は、全国を314（令和5年1月1日現在）に区分して設けられている人権擁護委員協議会及び全国で50の都道府県人権擁護委員連合会（北海道においては札幌、函館、旭川及び釧路の4連合会）に所属し、都道府県人権擁護委員連合会をもって組織されている全国人権擁護委員連合会は、委員組織体相互間の連絡調整、資料及び情報の収集あるいは研究発表、その他関係機関に対する要望等を行っている。

人権擁護委員数の推移は次の表のとおりである。

人 権 擁 護 委 員 数

年 次 (年月日)	人 権 擁 護 委 員 数		
	(人)	うち女性委員数(人)	比率(%)
31. 1. 1	13,965	6,520	46.7
令和 2. 1. 1	13,960	6,564	47.0
3. 1. 1	13,991	6,568	46.9
4. 1. 1	13,956	6,593	47.2
5. 1. 1	13,957	6,667	47.8

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには、人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備する必要がある。

そこで、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡調整等の業務を行うこととするなど、人権擁護委員組織体の体制の充実・強化を図っている。

2 人権擁護委員の活動状況

(1) 人権相談等

令和5年中に人権擁護委員が取り扱った人権相談件数は79,183件である。これは人権擁護機関が同年中に取り扱った人権相談総件数176,053件の45.0%に当たる。なお、人権相談に対する取組を強化し、人権擁護委員活動の一層の強化を図るため、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して行うなど、相談体制の充実・強化を図っているほか、法務局・地方法務局と共同して人権侵犯事件を取り扱っており、国民の基本的人権の擁護に多大の貢献をしている。

(2) 社会福祉施設における特設相談所の開設

老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設に出向いて特設人権相談所を開設した。

(3) 「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として、例年、全国の各市区町村において全国一斉特設人権相談所を開設し、地域

住民からの相談に応じているところ、令和5年においても、同特設人権相談所を開設したほか、各種人権啓発活動や、マスメディアを活用した人権擁護委員活動の紹介などを実施した。

(4) 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、8月23日（水）から同月29日（火）までの7日間を全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、こどもをめぐる様々な人権問題に関する相談に応じた。

(5) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～同月25日）の11月15日（水）から同月21日（火）までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。

(6) 「こどもの人権SOSミニレター」の取組

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」等に関する悩みごとを把握し、こどもの人権問題の解決に当たることを目的として、悩みごとを書いて投函できる「こどもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全小中学生へ配布、寄せられたレターに対して返信した。

(7) 人権啓発活動

人権擁護委員は、各地域において、住民一人一人の人権意識を高め、人権についての理解を深めてもらうため、小・中学生等を対象に、人権教室や人権の花運動を実施したほか、中学校・高校・大学におけるデートDV講座や地元企業における人権研修等各種人権啓発活動を実施した。

(8) 第71回全国人権擁護委員連合会総会

7月19日及び同月20日、札幌市中央区の会場で開催され、予算、事業（行事）計画等について熱心な討議が行われた。

なお、同総会において、次の宣言が採択された。

・令和5年度・人権擁護活動重点目標「『誰か』のこと じゃない。」(宣言)

3 人権擁護委員の表彰

長年、人権擁護活動に従事し、功績のあった人権擁護委員に対する表彰として、令和5年は、叙勲11人、褒章16人、法務大臣表彰161人の顕彰が行われた。

4 人権擁護委員に対する研修

人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、例年人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施しているところ、令和5年においては、インターネットを利用したリモート形式又は講義を録画した

DVDを視聴する講座形式により実施した。

5 「人権擁護功労賞」表彰

人権擁護活動に顕著な功績があった団体等に対する表彰として、法務大臣表彰状が1個人に、法務大臣感謝状が5団体に、全国人権擁護委員連合会会長感謝状が4団体に、それぞれ授与された。

調査救済課

法務省組織令第44条、第46条

1 人権侵犯事件の新規救済手続開始状況

法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害の被害の救済に努めている。

(1) 事件数

令和5年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件数は8,962件で、前年に比し、1,103件増加した。この手続開始件数の開始内訳をみると、人権を侵害された者、あるいはその親族等の関係者から、人権侵犯の事実がある旨及びこれに対し救済を求める旨の口頭又は書面による申出を受けた「申告」が8,490件で、新規手続開始総数の94.7%を占めている。

(2) 事件の傾向

令和5年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件のうち私人間の人権侵犯事件は6,963件で、前年に比し、865件増加し、公務員等による人権侵犯事件は1,999件で、前年に比し、238件増加した。

次に、人権侵犯事件の内訳をみると、私人間の人権侵犯事件では、「住居・生活の安全に関する侵犯」694件、「暴行虐待」1,115件、「強制・強要」948件、「プライバシーに関する侵犯」1,554件、「労働権に対する侵犯」1,487件、「差別待遇」825件などとなっている。

公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件では、「学校におけるいじめ」1,185件、「教育職員によるもの」518件、「警察官によるもの」62件、「刑務職員によるもの」52件、地方公務員等「その他の公務員によるもの」180件などとなっている。

(3) 人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(令和元年～令和5年)

年次	私人間の 侵犯事件	公務員等による 侵犯事件	計	対前年増減比(%) (△は減)		
				私人間	公務員	全体
令和元年	10,937	4,483	15,420	△24.6	△1.6	△19.1
2	7,699	1,890	9,589	△29.6	△57.8	△37.8
3	6,711	1,870	8,581	△12.8	△0.01	△10.5
4	6,098	1,761	7,859	△9.1	△5.8	△8.4
5	6,963	1,999	8,962	14.2	13.5	14.0

(4) 私人間の人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(令和4年・令和5年)

区 分	令和4年	令和5年	対前年増減比(%) (△は減)
住居・生活の安全に関する侵犯	606	694	14.5
暴行虐待	1,003	1,115	11.2
強制・強要	803	948	18.1
プライバシーに関する侵犯	1,462	1,554	6.3
労働権に対する侵犯	1,138	1,487	30.7
差別待遇	799	825	3.3
医療関係	64	84	31.3
社会福祉施設関係	74	78	5.4
人身の自由関係	31	46	48.4
組織又は多衆の威力関係	2	2	0

(注) 本表は、私人間の侵犯事件のうち主要事件を掲載した。

(5) 公務員等による人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(令和4年・令和5年)

区 分	令和4年	令和5年	対前年増減比(%) (△は減)
学校におけるいじめ	1,047	1,185	13.2
教育職員によるもの	455	518	13.8
特別公務員によるもの			
警察官によるもの	48	62	29.2
その他の特別公務員によるもの	4	2	△50
刑務職員によるもの	69	52	△24.6
その他の公務員によるもの	138	180	30.4
計	1,761	1,999	13.5

(注) 1 「学校におけるいじめ」とは、いじめに対する学校の不適切な対応等をいい、私立学校におけるいじめを含む。

2 「教育職員によるもの」とは、教員による体罰・不適切な指導等をいい、私立学校の教育職員を含む。

2 人権侵犯事件の処理状況

令和5年中に処理した人権侵犯事件数は、8,629件（私人間の人権侵犯事件6,669件、公務員等による人権侵犯事件1,960件）で前年に比し、1,002件（13.1%）増加した。

主なものを、処理区分別にみると、「援助」が7,319件（84.8%）と最も多く、「要請」が456件（5.3%）、「説示」が49件（0.6%）、「啓発」が68件（0.8%）、「調整」が21件（0.2%）及び「措置猶予」が14件（0.16%）である。

このほか、「侵犯事実不明確」が595件（6.9%）となっている。

3 人権相談

(1) 人権相談件数

令和5年中に法務局職員並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談は176,053件である。全国の法務局では、常設人権相談所が開設されており、面接又は電話により相談を受け付けている。電話による相談についてはナビダイヤル化（平成23年4月から）され、全国共通の電話番号となっている。

また、法務局には、専用電話相談窓口として、こどもの人権問題に係る「こどもの人権110番」及び女性の人権問題に係る「女性の人権ホットライン」（ともに平成18年4月からナビダイヤル化、こどもの人権110番については平成19年2月からフリーダイヤル化）がそれぞれ開設されており、令和5年中は「こどもの人権110番」については19,251件、「女性の人権ホットライン」については15,142件の利用があった。全国の小中学生に配布された「こどもの人権ＳＯＳミニレター」（便箋兼封筒）については、令和5年度中に7,062件の利用があった。

さらに、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権問題に関する相談を24時間365日受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」が開設されている。

加えて、若年層におけるコミュニケーション手段が電話やメールからSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）へと移行していることから、LINEじんけん相談を開設している。

(2) 人権相談を強化するための取組

これらの取組の強化を目的として、以下のとおり各種強化週間を実施した。これらの強化週間中は、平日の相談受付時間を午後7時まで延長し、また、平日には利用が困難な方も相談しやすいよう閉庁日にも開設（午前10時から午後5時まで）して、相談に応じた。

ア 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間（8月23日（水）から同月29日（火）までの7日間）

イ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月15日（水）から同月21日（火）までの7日間）

(3) 外国人のための人権相談所

全国50の法務局・地方法務局において「外国人のための人権相談所」をそれぞれ開設し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語による人権相談に応じていたところ、平成31年4月から、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語を追加し、対応言語を10言語に拡大している。また、前記と同様の10言語に対応した専用の電話相談窓口である「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を開設している。

4 人権相談等の広報

(1) 新聞、雑誌

○11月 内閣府広報誌「共同参画」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(2) その他

○7月24日～9月21日 インターネット広告

いじめ等のこどもの人権問題に係る相談窓口

○8月 政府広報オンライン「月間・週間（8月）」

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間実施に関する広報

○8月21日～8月27日 Yahoo! バナー広告（政府広報）

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間実施に関する広報

○11月 政府広報オンライン「月間・週間（11月）」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

○11月2日～12月1日 インターネット広告

女性をめぐる様々な人権問題に関する相談窓口

○11月13日～11月19日 政府広報ラジオ番組 青木源太・足立梨花 Sunday
Collection

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

○12月17日～1月15日 インターネット広告

いじめ等のこどもの人権問題に係る相談窓口

(3) ポスター等の作成・配布

○全国一斉「こどもの人権相談」強化週間ポスター 39,468枚

○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ポスター 19,170枚

○人権相談窓口周知広報用ポスター 15,380枚

「人権侵害事件」統計資料（令和5年）

件名	総数	旧受	計		新受		処置										理				未済																																																																																																																																																																																																																								
			申告 職員 委員	委員	人員の 通達 関係	関係 情報	移送	計	援助 補助	調査 整理	説明 指示	勧告 通告	通告 発表	措置 取り	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無		不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の 有 無	不 良 行為 の

	アイスの人々	6	-	6	6	-	-	-	-	-	6	-	3	-	2	-	-	3	-
	外国人	87	4	83	43	16	-	17	7	-	70	42	2	3	2	-	-	3	-
	疾病患者	28	3	25	19	6	-	-	-	-	23	19	1	-	-	-	3	-	16
	刑を終えた人々	2	-	2	2	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1	5
	ホームレス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	性的指向	11	-	11	4	1	-	5	1	-	3	2	-	-	-	-	-	-	1
	性自認	11	-	11	8	3	-	-	-	-	6	5	-	-	-	-	1	-	5
	その他	80	14	66	56	10	-	-	-	-	68	48	3	-	-	-	17	-	12
	参政関係	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	ブライハバー関係																		
	(報道機関	5	-	5	5	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	1
	インターネット	1,380	317	1,063	907	154	-	2	-	-	1,658	688	1	178	-	-	-	134	322
	私身性的画像記録	382	126	254	240	14	-	-	-	-	162	42	-	47	-	-	-	72	220
	相関関	58	2	56	30	26	-	-	-	-	53	49	-	-	-	-	1	2	-
	(その他	186	10	176	127	49	-	-	-	-	152	119	-	-	1	-	25	6	3
	集会、結社及び表現の自由関係	2	-	2	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	34
	信教の自由関係	7	-	7	4	3	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	1
	教育を受ける権利関係	6	-	6	4	2	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-
	労働関係																		
	(不当労働行為	7	-	7	3	4	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-
	労働基準法違反	42	-	42	27	15	-	-	-	-	41	41	-	-	-	-	-	-	1
	その他	1,459	21	1,438	974	463	-	-	1	-	1,419	1,375	-	-	1	-	3	33	7
	住居・生活の安全関係																		2
	(自力執行	4	-	4	4	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-
	相関関																		-
	(小公営	103	-	103	39	64	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	3
	その他	307	3	304	134	170	-	-	-	-	301	293	-	-	1	-	1	4	2
	公営	5	1	4	3	1	-	-	-	-	5	4	-	-	-	-	1	-	-
	不動産	77	-	77	39	38	-	-	-	-	77	77	-	-	-	-	-	-	-
	その他	205	3	202	100	101	-	-	1	-	199	188	-	-	-	-	10	-	2
	強制・強要																		6
	(家族間におけるもの																		
	夫の妻に対するもの	140	-	140	64	76	-	-	-	-	140	140	-	-	-	-	-	-	-
	妻の夫に対するもの	29	-	29	14	15	-	-	-	-	29	29	-	-	-	-	-	-	-
	親の子に対するもの	53	1	52	32	20	-	-	-	-	53	52	-	-	-	1	-	-	-
	子の親に対するもの	25	-	25	12	13	-	-	-	-	25	25	-	-	-	-	-	-	-
	その他	79	-	79	41	38	-	-	-	-	77	76	-	-	-	-	1	-	2
	セクシュアル・ハラスメント	300	2	298	193	105	-	-	-	-	293	291	-	-	1	-	-	1	7
	ストーカー	124	-	124	69	55	-	-	-	-	124	124	-	-	-	-	-	-	-
	ホームレスに対するもの																		
	性的指向に対するもの																		
	性自認に対するもの	4	-	4	2	2	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-
	北朝鮮によって拉致された被害者等に対するもの																		
	その他	203	6	197	140	57	-	-	-	-	194	177	-	-	-	1	1	12	3
	組織又は多衆の威力関係	2	-	2	-	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
	交通事故	2	-	2	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
	犯罪被害者	1	-	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	その他	97	-	97	63	34	-	-	-	-	91	87	-	-	-	-	2	2	-

1 第75回人権週間

我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年（1949年）以来、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける大規模な人権啓発活動を展開している。

令和5年の第75回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、啓発活動重点目標である「『誰か』のことじゃない。」をテーマに、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」は、毎年12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、令和5年は、拉致問題対策本部と法務省の共催で政府主催 拉致問題に関するシンポジウム～全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向けて～（12月16日）を開催したほか、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布したほか、交通広告、インターネットバナー広告等を実施した。

3 全国中学生人権作文コンテスト

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動の一環として、昭和56年度から次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作品を国民に周知することによって広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

上位入賞者の作品については、「作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに日本語版及び英語版を掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

令和5年度は、6,494校の中学校（特別支援学校を含む。）から、761,947人の応募があった。

4 人権教室

人権教室は、こどもたちがいじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりや心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小・中学生等を対象とした人権啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後記5参照）における学校訪問や道徳の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想についてこどもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まりを背景に、企業経営者や従業員を対象とした人権教室（企業啓発）も数多く実施している。

また、スポーツ選手やコーチを講師にするなどして、相手への思いやりの心等の人権を尊重する気持ちを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を実施している。

さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、携帯電話会社と連携・協力し、インターネットの安全な利用について学ぶための人権教室等も実施している。

令和5年度は、全国で986,672人を対象に広範囲に行われた。

5 人権の花運動

人権の花運動は、花の種子、球根等を、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とした活動であり、地域人権啓発活動活性化事業として、地元の人権擁護委員会が中心となって、主に小学生を対象とした人権啓発活動として実施しているものである。また、この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に贈ったり、写生会、鑑賞会を開催したりするなどの一連の機会を捉えて広く人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

令和5年度は、全国の3,903の学校等において416,564人を対象に広範囲に行われた。

6 人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会

中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。

令和5年は、受講可能期間を令和5年10月5日から同年12月28日までの間として、インターネットを利用したりモット形式により開催し、3,161人が受講した。

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を開催している。

令和5年度は、受講可能期間を令和5年10月5日から同年12月28日までの間として、インターネットを利用したりモット形式により開催し、704名が受講した。

7 人権啓発資料法務大臣表彰

人権尊重思想の普及高揚と基本的人権の擁護の促進を図り、地方公共団体における今後の人権啓発活動をより一層充実させることを目的に、地方公共団体が作成する人権に関する啓発資料について特に優れた作品を選出し、法務大臣表彰を行っている。

令和4年度中に地方公共団体が作成し、応募のあった人権啓発資料1,039点の中から最優秀賞1点及び優秀賞3点を選定した。

8 啓発・広報活動

(1) 人権擁護局の啓発・広報活動

ア テレビ、ラジオ

- 10月15日、10月22日 政府広報・ラジオ番組「60秒お知らせ」
テーマ インターネット上の人権侵害をなくそう

イ 新聞

- 11月24日～12月10日 地方紙52紙
全国中学生人権作文コンテスト及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する
記事及び啓発広告

ウ インターネット

- 1月5日～3月5日 インターネット広告
テーマ 共生社会の実現
- 2月1日～3月23日 インターネット広告
テーマ インターネット上の人権侵害問題
- 7月24日～9月21日、12月17日～令和6年1月15日 インターネット広告
テーマ いじめ等のこどもの人権問題
- 8月4日～9月2日 インターネット広告
テーマ アイヌの民族に関する人権問題
- 10月1日～10月30日 インターネット広告
テーマ ビジネスと人権
- 11月2日～12月1日 インターネット広告
テーマ 女性の人権ホットライン
- 11月17日～12月16日 インターネット広告
テーマ 人権週間・北朝鮮人権侵害問題啓発週間

エ ポスター等の作成・配布

- 第75回人権週間ポスター 34,792枚
- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター 47,428枚
(交通広告を含む。)
- 啓発冊子「人権の擁護」 186,710部
- 啓発冊子「人権の擁護(英語版)」 12,050部

(2) 中央委託事業として実施した啓発活動

委託先 公益財団法人人権教育啓発推進センター
委託内容

ア 人権シンポジウム(オンライン配信)の実施

- 2月9日「共生社会と人権に関するシンポジウム～今、企業に求められる
こと～」
- 11月11日「～ハンセン病問題を次世代に伝える～『親と子のシンポジウム』」

イ 人権啓発動画の制作

- 人権啓発動画「あなたは大丈夫? 考えよう! デートDV」

「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」

「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」

ウ インターネット広報等

○6月20日～令和6年2月20日 インターネット広告

テーマ 「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

○7月15日～7月30日 インターネット広告

人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」

○11月27日～12月10日 インターネット広告

テーマ インターネット上における誹謗中傷

(3) 地方委託事業として実施した啓発活動

委託先 都道府県及び政令指定都市

委託内容 講演会の実施、資料の作成・配布、放送番組の提供、スポット広告
放送の提供、インターネットバナー広告の掲載、新聞広告の掲載、
地域総合情報誌掲載、研修会の実施、地域人権啓発活動活性化事業
(人権の花運動、スポーツ組織と連携した人権啓発活動を含む。)
の実施、人権啓発ミニフェスティバル事業の実施等

Ⅶ 訟 務 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第9条、第12条、
第48条～第53条 法務省組織規則第17条、第18条

〈重要施策の概要〉

1 訟務事務処理体制の充実強化

訟務事件は、量的に依然として高い水準にあるばかりでなく、質的にも、ますます複雑・困難化し、大型化・集団化する傾向にあり、これらの訴訟の中には、その結果いかに国の政治、行政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない。このように、国の利害に重大な影響を及ぼす大型事件が増加傾向にあることなどを踏まえ、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法機能を始めとする訟務機能の充実・強化を図るため、平成27年4月、平成13年1月に訟務局が廃止されて以来、14年ぶりに訟務局を復活させた。

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の施行に伴い、当事者の一方である訟務組織にはこれまで以上に迅速な裁判の実現が要請されていることから、訟務事件の適正・円滑な処理のため、本省、法務局及び地方法務局が一体となった組織的な訴訟活動の強化施策を引き続き推進している。また、各種会議等の充実等、組織の充実と職員的能力向上を図るとともに、各種事件関係打合せ会の開催やOA機器の充実、訟務部局間のネットワークの整備等情報技術の活用の促進を図るなど訟務事務処理体制の強化に努めている。

2 予防司法機能の充実強化

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政機関等からの照会に応じて訟務組織が法律上の意見を述べることは、法律問題の適正な解決に資するものであるとともに、行政と国民との間の紛争を未然に防止し、法律による行政の実現を支援し、紛争を適正に解決する役割を果たし、ひいては国民の権利・利益に資するものとして重要な意味を持つ。

取り分け、今日においては、国の利害に関係のある争訟事案が増加するだけでなく、質的にも一層複雑困難化してきている。

訟務局では、行政の法適合性を高め、予防司法機能の充実や国際的な法的紛争対応の支援を行うため、平成27年4月から具体的な法的紛争が生じる前であっても各府省庁に法的助言を提供する予防司法支援制度を実施し、平成29年4月からは同制度を全国の法務局・地方法務局に展開し、予防司法機能の充実・強化を図っている。このような法的支援の枠組みについては、平成27年から毎年開催されている内閣官房主催の「国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議」（第9回は令和5年9月22日に開催）においても、その積極的活用を図ることが確認されているところであり、予防司法支援制度のより積極的な活用を図るための体制の

整備に努めている。

〈会同等〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
4.13～14	新任局付・部付協議会	訟務事務処理上の問題点について
9.20	法務局・地方法務局訟務管理官・上席訟務官会同	訟務事務処理体制について
10.10～11	法務局訟務部長会同	訟務事務の管理体制について
10.25～26	法務局訟務部付協議会	訟務事務処理上の問題点について

訟務企画課

法務省組織令第48条、第49条 法務省組織規則第17条

1 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）

令和5年末における標記政令で定める公法人数は、49法人である。

2 訟務事務担当職員の養成

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、訟務事務の適正かつ円滑な処理を図ることにより、訟務事務処理体制の充実に資することを目的として、各種の会議、打合せ、実務訓練等を実施した。

3 訟務の概況の編集・発行

毎年の訟務事件の状況を紹介することを目的とし、訟務事件の概要、主な新受事件及び既済事件、係属事件等を内容として、毎年1回編集・発行している。

令和5年は、令和4年における訟務事件の状況等を内容とした「訟務の概況（令和5年4月）」を発行した。

4 訟務月報の編集・発行

訟務事務担当職員の執務の参考のため、裁判例（判示事項・判決要旨・解説を含む。）等を内容として、毎月1回編集・発行している。

令和5年は、69巻1号から12号を発行した。

民事訟務課

法務省組織令第48条、第50条、法務省組織規則第18条

令和5年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 規制権限不行使関係

損害賠償請求事件（造船型アスベスト訴訟）（札幌地裁令和5年（ワ）第262号）

本件は、造船工事や船舶の改修工事に従事し、石綿製品（石綿テープ、石綿紐）を使用した際に石綿粉じんに曝露したことにより、石綿関連疾患に罹患し、その後死亡した元従業員の遺族であるX₁（原告）らが、上記元従業員が上記健康被害を被ったのは、Y（国、被告）が労働関係法令に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであると主張して、Yに対し、国家賠償法1条1項に基づき、死亡による損害賠償（約1,072万円）を求めるものである。

(2) 基地関係

ア 横田基地飛行差止等請求事件（横田基地14次訴訟）（東京地裁立川支部令和4年（ワ）第2989号）

本件は、横田基地周辺住民であるX₁（原告）らが、自衛隊機及び米軍機の発する騒音等により、生活妨害及び身体的・精神的被害を受けていると主張して、Y（国、被告）に対し、以下①ないし⑤の差止め並びに過去及び将来（※）の損害賠償を求めるものである。

- ① 午後7時から翌日午前8時までの間における自衛隊機及び米軍機の離着陸・エンジンの作動
- ② 横田飛行場の使用により、X₁らの居住地内に「Lden45dB」を超える航空機騒音を到達させること
- ③ 米軍によるX₁らの居住地の上空における航空機の旋回等
- ④ 米軍による横田飛行場におけるオスプレイのホバリング、低空飛行、離着陸の訓練
- ⑤ 米軍によるX₁らの居住地の上空におけるオスプレイの垂直離着陸モードでの飛行等

※ 上記①及び②の各行為がなくなるまで

イ 飛行差止・損害賠償請求事件（岩国基地4次訴訟）（山口地裁岩国支部令和4年（ワ）第86号）

本件は、岩国飛行場周辺住民であるX₁（原告）らが、自衛隊機及び米軍機の発する騒音等により、生活妨害、睡眠妨害及び身体的・精神的被害を受けていると主張して、Y（国、被告）に対し、以下①ないし③の差止め並びに過去及び将来（※）の損害賠償を求めるものである。

- ① 午後7時から翌日午前7時までの間における一切の航空機の離着陸・エンジンの作動
- ② 岩国飛行場の使用により、X₁らの居住地内に「Lden45dB」を超える航空機騒音を到達させること
- ③ 自衛隊又は米軍によるX₁らの居住地の上空における航空機による旋回、急上昇、急降下の訓練

※ 上記①及び②の各行為がなくなる日まで

(3) 駐留軍用地関係

地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与（是正の指示）の取消請求事件（福岡高裁令和5年（行ケ）第4号）

本件は、普天間飛行場代替施設を名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立て（以下「本件埋立事業」という。）に関し、X（沖縄県知事、原告）が、Y（農林水産大臣、被告）の地方自治法245条の7第1項に基づいてした沖縄防衛局によるサンゴ類の特別採捕許可申請を許可せよとの是正の指示（以下「本件是正の指示」という。）について、①沖縄防衛局は本件埋立事業を完遂し得る状況にないことから、本件埋立事業のためにサンゴ類を移植する必要性が認められないこと、②Xの埋立変更不承認処分を取り消す国土交通大臣の裁決は違法無効であること、③埋立変更承認申請を承認するよう求める国土交通大臣の是正の指示は、関与権限を濫用した指示であって違法無効であること、④Xの埋立変更不承認処分は適法であるから、本件是正の指示は、Yの関与権限を濫用した指示であってそれ自体違法無効であることなどを主張して、地方自治法251条の5に基づき、本件是正の指示の取消しを求めるものである。

(4) その他

ア 国家賠償請求事件（東京地裁令和5年（ワ）第362号）

本件は、衆議院議員の配偶者である原告が、同人が過去に暴力団に所属していた旨の虚偽情報が警察庁において訂正されることなく管理されていたこと、及び、当該虚偽情報を漏洩したため、同情報が記事化され、全国に販売頒布されたことによって、原告の名誉及びプライバシー権が侵害された旨主張して、国家賠償法1条1項に基づき、国に対し、慰謝料等（約1,100万円）の支払を求めるものである。

イ 損害賠償請求事件（横浜地裁令和5年（行ウ）第6号）

本件は、元女性自衛官であるX（原告）が、上位の階級の自衛官らから性的暴行及びセクハラ被害を受けたと主張して、①同被害に関し、主位的に同自衛官らに対して民法709条及び民法719条に基づき、予備的に公務との職務関連性が認められる場合にY（国、被告）に対して国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を求めるとともに、②Yが性的暴行の実態を把握しようとせず、勤務環境に十分な注意を払う等の職場環境配慮義務に違反したと主張して、債務不履行に基づき、損害賠償（約750万円）を求めるものである。

ウ 国家賠償請求事件（東京地裁令和5年（ワ）第5679号）

本件は、記者であるX（原告）が、特別職国家公務員である参議院議員の公設秘書から政治状況の情報提供といった職務権限を利用して呼び出された際に性被害を受けたことによって、Xの性的自由、取材及び報道の自由等の権利が侵害された旨主張して、Y（国、被告）に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等（1,100万円）を求めるものである。

エ 国家賠償等請求事件（新型コロナウイルスワクチン訴訟）（福岡地裁小倉支

部令和5年（ワ）第421号）

本件は、新型コロナウイルスワクチン（以下「本件ワクチン」という。）を接種後に死亡した者（以下「被相続人」という。）の相続人であるX（原告）が、Y₁（国、被告）は、本件ワクチンの安全性についての検証を怠ったまま、本件ワクチンを拙速に特例承認し、また、本件ワクチンの接種方法として、実質的な問診を行わずに簡易で形式的な問診しか行わない集団接種を自治体に指導した結果、本件ワクチンを接種した被相続人が死亡したなどと主張して、Y₁、Y₂（被相続人に本件ワクチンを接種した市、被告）及びY₃（本件ワクチンの製造販売業者、被告）らに対して、損害賠償（約1,396万円）を求めるものである。

オ 佐賀駐屯地建設工事差止仮処分命令申立事件（佐賀地裁令和5年（ヨ）第9号）

本件は、X₁（債権者）らが、オスプレイの配備先として建設が進められている佐賀駐屯地用地の所有権（共有持分権）を有すると主張して、Y（国、債務者）に対し、所有権及び人格権に基づき、駐屯地建設工事の差止めを求めるものである。

カ 国家賠償請求事件（知床観光船事故訴訟）（東京地裁令和5年（ワ）第22728号）

本件は、令和4年4月23日、知床半島沖にて訴外有限会社Aの運航する旅客船（以下「本船」という。）が沈没し、乗客及び乗組員が死亡又は行方不明となった海難事故（以下「本件事故」という。）において、甲板員として乗り組み、死亡した訴外乗組員（以下「亡乗組員」という。）の父母であるX₁（原告）らが、本件事故は、海上交通行政権限の行使者である国土交通省が、堪航性がなく合格させてはいけなかった本船の検査をおろそかにし、本件事故の3日前に中間検査を合格させ、堪航性がある船だと認めた結果発生したものであり、本件事故によりX₁らは亡乗組員の死亡という重大な損害を被ったなどと主張して、Y（国、被告）に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償（合計約1億857万円）等を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 規制権限不行使事件

ア 損害賠償請求事件（北海道石炭じん肺訴訟）（札幌地裁令和2年（ワ）第2916号、令和5年2月3日判決）

本件は、北海道内の炭鉱において粉じん作業に従事した被災者が、鉱山保安法上の保安規制権限不行使によってじん肺（じん肺管理区分管理4）に罹患したとして、Y（国、被告）との間で訴訟上の和解（以下「前件和解」という。）を成立させ、筑豊じん肺訴訟控訴審判決が算定したじん肺管理区分管理4に相当する病状に係る基準慰謝料額に相当する和解金の支払を受け、その後、被災者がじん肺死したところ、被災者の相続人であるX（原告）が、上記算定に基づくじん肺死に係る基準慰謝料額と受領済みの上記和解金額との差額（100万

円)の支払を求めた事案である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

(前件和解は、その成立後に発生し得る損害の賠償請求を妨げる趣旨のものか)前件和解条項の第1項及び第4項から、前件和解の内容として和解成立後に生じた損害の賠償請求を認めないとする旨の当事者の意思を読み取ることはできない。また、筑豊じん肺訴訟控訴審判決は、和解条項において何ら言及されておらず、筑豊じん肺訴訟控訴審判決を踏まえて和解成立後に生じた損害の賠償請求を行わないことを和解の内容とすることにつき、当事者が検討していたことをうかがわせる事情は証拠上認められないため、第2項の損害賠償金のうち慰謝料相当額が筑豊じん肺訴訟控訴審判決で示された慰謝料額に一致することを根拠に、前件和解の内容として、和解成立後に生じた損害の賠償請求を行わないことが含まれていたと認めることはできない。

前件和解条項の第5項は、「原告は、その余の請求を放棄する。」旨の条項であったところ、このような条項は、一般には当該訴訟の訴訟物たる請求権のうち他の条項において触れられていないものはこれを放棄する趣旨であると解される。したがって、本件は、じん肺死に基づく損害というじん肺管理区分管理4に相当する病状に基づく損害とは質的に異なる損害についての損害賠償を請求するものであり、それらは訴訟物を異にするものであるから、前件和解において、じん肺死に基づく損害賠償請求権まで放棄したと解することはできない。

前件和解条項の第6項は清算条項であるところ、清算条項について「本件に関し」と限定する場合には、一般に、訴訟物又はこれと関連する一定の範囲について清算する趣旨であると解される。したがって、本件におけるじん肺死に基づく損害賠償請求は、前件和解に係る訴訟における請求と関連する請求であり、第6項により、じん肺死に基づく損害賠償請求権についても清算する趣旨であったと解する余地もないではないが、前件和解の成立時点において、被災者にじん肺死という損害が生じるか否かが明らかでなく、筑豊じん肺訴訟控訴審判決の算定に基づくじん肺死に係る基準慰謝料額と受領済みの前記和解金額との差額が100万円であって小さいとはいえないことからすれば、第6項により、じん肺死に基づく損害賠償請求権についても清算する趣旨であったと解することはできない。

その他、前件和解がその成立後に発生し得る損害の賠償を妨げるものであると解すべき事情は見当たらないことからすれば、前件和解が、その成立後に発生し得る損害の賠償請求を妨げる趣旨のものと解することはできない(控訴)。

イ 各損害賠償請求控訴事件(福島原発事故に伴う国賠訴訟)(仙台高裁令和3年(ネ)第165号ほか、令和5年3月10日判決)

本件は、福島県いわき市に居住し、又は居住していたことのあるX₁(原告・控訴人兼被控訴人)らが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震

及びこれに伴う津波（以下「本件津波」という。）の影響により、Y₂（A電力株式会社、被告・被控訴人兼控訴人）が設置・運営する福島第一原子力発電所（以下「本件発電所」という。）において放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生したことについて、精神的損害等を被ったと主張して、Y₂に対しては、原子力損害の賠償に関する法律3条等に基づき、Y₁（国、被告・被控訴人兼控訴人）に対しては、国家賠償法（以下「国賠法」という。）

1条1項に基づき、損害賠償等を求めた事案である。

1審判決（福島地裁いわき支部令和3年3月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らのY₁に対する請求を一部認容した。

（規制権限不行使の判断の枠組み）現在の科学技術水準に照らし、詳細設計に係る具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が同審査基準に適合するとした調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かが問われるべきである（いわゆる判断過程審査方式又は二段階審査方式）から、これを踏まえて、事後審査としての国賠法上の違法の判断が行われるべきである。

（規制権限不行使の違法性の判断要素）津波評価技術は、その検討主体、検討過程、内容等に照らしても、津波からの安全性を確保するための設計上の想定津波の評価手法として、合理性を有しているところ、違法性の判断の考慮要素等は、同技術に取り込むべき地震・津波に関する科学（理学）上の知見としてどのようなものが存在し、これを取り込まなかったことが保安院ひいては経済産業大臣の審議、判断の過程における著しい過誤、欠落に当たるか否かということが検討されるべきである。長期評価の公表直後（平成14年7月）に、長期評価を津波評価技術に基づく決定論的安全評価の中に取り込まないとした保安院の判断過程には、特に不合理な点があったとは認め難い。しかし、地震津波の知見の進展状況、特に貞観津波の津波堆積物の調査結果という実証的なエビデンスに加えて、平成21年に実施されたロジックツリー分岐のアンケートの結果に見られる、地震学者や防災実務担当者らの長期評価の受容度等を見る限り、長期評価あるいは長期評価そのものではなくても、少なくとも延宝房総沖地震以上の津波地震が福島県沖の日本海溝寄りにおいても発生するとの知見を、津波評価技術に基づく決定論的安全評価に取り込むべき状況になっていたというべきである。このような状況を踏まえると、保安院において、平成20年度ロジックツリー分析のアンケート結果がまとめられた平成21年3月以降速やかに、あるいは、遅くとも地質等合同WGにおける耐震バックチェックの中間報告の審議において貞観津波に関する言及があった同年8月頃までには、津波評価技術に基づく決定論的安全評価に長期評価を取り込むべきであった、すなわち、これを取り込んだ想定津波を評価し、これに基づく安全措置を実施すべきであったし、また、保安院ひいては経済産業大臣は、その実施に当たり、当然、

技術基準適合命令の発令をすべきであった。

（結果回避可能性について）技術基準適合命令の発令の結果として採られるべき、具体的な結果回避の措置としての対策工事の具体的内容をX₁らが指摘する以上、本件事故の回避可能性の存否に関して、その不存在に関する、被告であるY₁の主張、立証が尽くされていない限り、当該結果回避可能性の存在ひいてはY₁の規制権限不行使の違法性の要素としての結果回避可能性が事実上推認されることになる。そこで、検討すると、限定的な水密化に絞り、それ以外にも実施できた安全対策を講じれば、本件事故を回避できた可能性がある認められ、それを覆すに足る主張、立証はないから、結果回避可能性がなかったと認められない。

以上より、Y₁（経済産業大臣）は技術基準適合命令を発令する作為義務を負っていたのにこれを怠っており、このような規制権限の不行使は、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められ、国賠法1条1項の適用上違法というべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原判決中、Y₁の敗訴部分を取り消し、X₁らのY₁に対する請求を棄却した。

（予見可能性）平成14年7月に長期評価が公表された当時、既に土木学会による津波評価技術という研究成果もあったのであるから、長期評価の公表後直ちに想定される津波の試算に着手すれば、同年末までには、本件発電所の敷地高を越える津波を想定することは十分に可能であった。

（結果回避可能性（因果関係））経済産業大臣が技術基準適合命令を平成14年末に発していれば、長期評価により想定される津波を前提とし、かつ、安全上の余裕を確保した上で、防潮壁の設置、あるいは重要機器室の水密化及びタービン建屋等の水密化などの防護措置が講じられ、本件津波が到来しても、非常用電源設備等が浸水して原子炉が冷却できなくなり、炉心溶融に至るほどの重大事故が発生することを避けられた可能性は、相当程度高いものであったと認められる。しかし、津波の想定や想定される津波に対する防護措置について幅のある可能性があり、採られる防護措置の内容によっては、必ず本件津波に対して施設の浸水を防ぐことができ、全電源を失って炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことができたはずであると断定することまではできない。

以上のことから、国賠法1条1項の適用に当たり、経済産業大臣が、電気事業法に基づく規制権限の行使を怠った義務違反の不作为によって、違法に損害を加えたと評価することまではできない（上告・上告受理申立て）。

ウ 石綿工場での作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求控訴事件（大阪高裁令和4年（ネ）第2696号、令和5年10月6日判決）

本件は、石綿製品の製造設備の保全業務に従事し、石綿粉じんの曝露により

じん肺法に定めるじん肺管理区分（以下「管理区分」という。）管理2（合併症なし）の決定（以下「本件決定」という。）を受けたA（以下「亡被災者」という。）の相続人であるX₁（原告・控訴人）らが、亡被災者が本件決定に相当する健康被害を受けたのは、Y（国、被告・被控訴人）が労働基準法（昭和47年法律第57号による改正前のもの。）に基づく省令制定権限を行使して石綿工場に局所排気装置の設置を義務付けるなどの措置を怠ったことが原因であると主張して、Yに対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。なお、本件の争点は、X₁らの損害賠償請求権が、国賠法4条において準用する民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下「旧民法」という。）724条後段の規定（除斥期間の経過）により消滅したか否かである。

1審判決（神戸地裁尼崎支部令和4年11月15日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

旧民法724条後段は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めた規定であるところ、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、所定の「不法行為の時」は、当該損害の全部又は一部が発生した時と解するのが相当であって、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生の時が除斥期間の起算点となるというべきである。そして、じん肺が医学的にもその進行状況が確定しにくい進行性の疾患であることから、民事上の損害賠償に当たって行政上の管理区分が利用されていることは公知の事実であること、管理区分の決定を拘束する地方じん肺診査医の審査は、じん肺健康診断の際のエックス線写真等を基礎資料とするものであり、当該エックス線写真等は、当該管理区分に相当する病態の発症を確定するものというべきであることに鑑みると、当該エックス線写真等による検査の時点が証拠上確定できるのであれば、同時点をもって、当該管理区分に相当する病態が発症したと認めることができ、その後、より上位の管理区分に相当する病態の発症が認められない以上は、同時点が除斥期間の起算点となるものと解するのが相当である。これを亡被災者についてみると、本件決定は、地方じん肺診査医による審査に基づき行われたものであり、同審査は、じん肺健康診断に係るエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面に基づき行われたと認められるから、同診断日をもって、亡被災者に本件決定に相当する病態が発症した時ということができ、その後、より上位の管理区分に相当する病態の発症は認められないから、同日が、本件請求における損害の発生時、すなわち、本件決定に係る損害賠償請求権の除斥期間の起算点であると認めるのが相当である。したがって、X₁らの損害賠償請求権は、本件提

訴時点より前に、除斥期間の経過により当然に消滅したから、X₁らの請求は、請求原因について判断するまでもなく理由がない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、X₁らの請求を認容した。

最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決(民集58巻4号1032頁。以下「平成16年最判」という。なお、判決文では、集民214号119頁に係る別判決が引用されているが、同判決は不法行為による損害賠償請求権の除斥期間の起算点について判断を示したのではなく、企業の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点を示したものであり、誤記と思われる。)は、旧民法724条後段所定の除斥期間は、不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時から進行する旨を判示しているところ、これに先立つ最高裁判所平成6年2月22日第三小法廷判決(以下「平成6年最判」という。)は、じん肺にかかったことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、じん肺法所定の管理区分についての最終の行政上の決定を受けた時から進行する旨を明確に判示しており、この場合、消滅時効と除斥期間の起算日は同一であるから、平成6年最判及び平成16年最判に照らせば、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生の時、すなわち最終の行政上の決定を受けた時が除斥期間の起算点となると解するのが相当である。したがって、本件提訴当時、X₁らの損害賠償請求権の除斥期間は経過していない(上告・上告受理申立て)。

(2) 厚生労働行政関係

ア 薬害C型肝炎損害賠償請求控訴事件(名古屋高裁令和4年(ネ)第562号、令和5年1月27日判決)

本件は、X(原告・控訴人)が、Xの母親が手術を受けた際に外国人由来の血液を原料とする生理的組織接着剤であるベリプラストPを使用したことにより、C型肝炎ウイルスに感染して慢性肝炎に罹患したことは、Y(国、被告・被控訴人)がC型肝炎ウイルスに感染させる危険性のあったベリプラストPを輸入承認したこと(以下「本件輸入承認」という。)、本件輸入承認申請をした販売会社をしてベリプラストPに関する指示・警告を尽くさせなかった規制権限の不行使によるものであると主張して、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づき、Yに対し、損害賠償(10万円)を求めたものである。

1審判決(名古屋地裁令和4年5月27日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

(本件輸入承認の違法性)厚生大臣(当時)による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具(以下「医薬品等」という。)の輸入承認については、厚生大臣が特定の医薬品等の輸入承認をした場合において、その時点における医学

的、薬学的知見の下で、当該医薬品等がその副作用を考慮してもなお有用性を肯定し得るときは、厚生大臣による医薬品等の輸入承認が国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けることはないと解するのが相当である。①ペリプラストPの有用性について、本件輸入承認までに確認された臨床結果等によれば、特定の診療科にとどまらない多数の症例にわたって有用率の判定割合が概ね90パーセントを超える等、本件輸入承認申請の審査に際しては、ペリプラストPについて組織の接着・閉鎖等に関して高い有用性があることを前提とすべきである。②安全性について、本件輸入承認時までに実験動物を用いた毒性試験による安全確認がされたほか、実施された各相の臨床試験の全例において副作用の報告はなかったことが認められるところ、臨床試験が相当数実施されていることから、当時の医学的、薬学的知見の下において、副作用の報告がなかったということの信ぴょう性に特段疑義を呈すべき状況があったとはいえない。なお、本件輸入承認から6年後の再審査において、使用実績に対する副作用の発現症例率が僅か0.13パーセントであったことが報告されていることは、上記の臨床試験結果等の信ぴょう性に問題がなかったことを裏付けるものといえる。本件輸入承認申請の審査に際し、ペリプラストPに有害な副作用があるなどということを前提にすべき状況があったと言いはし難い。以上によると、本件輸入承認時点における医学的、薬学的知見の下において、ペリプラストPの効能、効果又は性能と副作用等を比較考量してその有用性を肯定することに特段問題があったということはできないから、本件輸入承認について、国賠法1条1項の適用上違法があるということとはできない。

（指示・警告に係る権限不行使の違法性）ペリプラストPの添付文書（以下「本件添付文書」という。）には未知のウイルスへの感染可能性が極めて少ない旨等が記載されているところ、未知のウイルス感染の可能性を完全に否定することはできないとして、観察を十分に行うことを推奨する旨も記載されており、これは、ペリプラストPの適用が「他に適切な処置方法のない場合」などと相当限られたことと相まって、本件添付文書を参照する医師に対し、感染症への注意を相応に喚起することに資するものといえる。また、本件輸入承認があった昭和63年1月20日からフィブリノゲンH T－ミドリ（以下「別件加熱製剤」という。）について緊急安全性情報が発出された昭和63年6月までの間にペリプラストPの危険性が高まったとみるべき具体的事情やそうした危険性をY（厚生大臣）が認識すべきであったとみるべき具体的事情は認められない上に、製造工程等が相違する別件加熱製剤等とペリプラストPとのウイルス性肝炎の発症リスクを同視することは困難であるため、別件加熱製剤について緊急安全性情報が発出されたことをもって、これと同様の内容の緊急安全性情報をペリプラストPについても発出すべき必要性が基礎づけられることにはならない。以上によると、Yが本件添付文書の記載を改めさせるなどの行政指導をす

る必要があったということはできないことなどから、YのペリプラストPに関する指示・警告に係る権限不行使の違法性は認められない。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（確定）。

イ 薬害C型肝炎損害賠償請求控訴事件（名古屋高裁令和5年（ネ）442号、令和5年11月24日判決）

本件は、集団ツベルクリン反応検査及び集団予防接種（以下「集団予防接種等」という。）の実施に際し、注射器の針・筒（以下「注射器等」という。）の連続使用がされたことにより、C型肝炎ウイルスに感染した患者ないしその遺族であるとするX₁（原告・控訴人）らが、集団予防接種等の実施機関に対し、注射器等の1人ごとの交換又は徹底した消毒の励行等を指導せず、注射器等の連続使用の実態を放置していた過失があったとし、その結果、X₁ら又はその被相続人が経済的損害等を被ったと主張して、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた。

1審判決（名古屋地裁令和5年3月8日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（①注射器等の連続使用について）B型肝炎に関する基本合意書は、B型肝炎訴訟における当事者双方の合意により定められた基準にすぎない上、感染時期による持続感染化率の相違など、C型肝炎ウイルスの性質等はB型肝炎ウイルスとは異なるところがあるといわざるを得ないから、同合意書で採用された基準を本件においてそのまま判断の根拠にすることはできず、B型肝炎訴訟の例を念頭に、X₁ら又はその被相続人に対する集団予防接種等において注射器等の連続使用が行われたと推認することが可能であるということもできない。

（②C型肝炎ウイルスの感染原因について）仮にX₁ら又はその被相続人に対して集団予防接種等の際に注射器等の連続使用が行われたとしても、C型肝炎ウイルスに感染する原因は汚染された注射器等の再利用以外にも様々なものが存在し、感染源が不明であることも相当程度存在することから、注射器等の連続使用によりC型肝炎ウイルスに感染する可能性があること及びC型肝炎ウイルスの水平感染の可能性が低いといった医学的知見を考慮したとしても、本件において他に的確な証拠もない以上、X₁ら又はその被相続人がC型肝炎に罹患した原因が、その連続使用の際の汚染された注射器等であったと容易に推認することはできない。以上によれば、本件における全証拠を精査しても、控訴人ら又はその被相続人に対する集団予防接種等において注射器等の連続使用が行われたとか、あるいはその際の汚染された注射器等によって控訴人ら又はその被相続人がC型肝炎ウイルスに感染したことを認めるに足りる的確な証拠はない。

本判決は、要旨以下のとおり補正したほかは1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

（①注射器等の連続使用について）国が昭和26年以降も、集団予防接種等の実施機関に対して、注射器等の1人ごとの交換等を指導せず、注射器等の連続使用の実態を放置していたこと、B型肝炎に関する基本合意書などにおいて、予防接種法が施行された昭和23年7月1日からYが注射筒の1人ごとの交換を指導する旨の通達を发出した昭和63年1月27日までの間に集団予防接種等がされた場合には、特段の事情がない限り、注射器等の連続使用が行われていたと認めており、X₁ら又はその被相続人が小学1年生のときに受けた集団予防接種等において、注射器等が1人ごとに交換されたことを窺わせる証拠がないことに照らすと、同集団予防接種等において、注射器等を1人ごとに交換せずに連続使用していたと認めるのが相当である。

（②C型肝炎ウイルスの感染原因について）X₁ら又はその被相続人に対して集団予防接種等の際に注射器等の連続使用が行われたとしても、C型肝炎ウイルスは、幼少期の感染に限られず、成人の感染でも高率で持続感染化するとされており、6歳頃までに感染しなければ持続感染化することはないとされるB型肝炎ウイルスとは異なること、C型肝炎ウイルスに感染する原因は汚染された注射器等の再利用以外にも様々なものが存在し、感染源が不明であることも相当程度存在することから、X₁ら又はその被相続人がC型肝炎に罹患した原因が、その連続使用の際の汚染された注射器等であったと容易に推認することはできない。

以上によれば、X₁ら又はその被相続人に対する集団予防接種等における注射器等の連続使用とC型肝炎ウイルス感染との因果関係を認めることはできない（確定）。

ウ ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟広島訴訟損害賠償請求控訴事件（広島高裁令和2年（ネ）第221号、令和5年3月17日判決）

本件は、B型慢性肝炎の患者であるX₁（原告・控訴人）らが、乳幼児期にY（国、被告・被控訴人）が実施した集団予防接種等を受けた際、注射等の連続使用によってB型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）に感染し、その後、成人になってHB e抗原陽性慢性肝炎を発症し、一旦は沈静化した後に、更にHB e抗原陰性慢性肝炎を発症したとして、従前の慢性肝炎の発症による損害とは区別される別個の損害が発生した旨主張して、上記再発後に発生した損害の包括一律請求として、Yに対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案である。

1審判決（広島地裁令和2年6月2日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（除斥期間の起算点について）X₁らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点を検討するに当たっては、X₁らにおけるB型慢性肝炎の発症による損害が、再燃（再発）後のHB e抗原陰性慢性肝炎の発症による損害も含めて、最初の

H B e 抗原陽性慢性肝炎の発症時において既に発生していたというべきであるかが問題となる。現在の医療技術においては、H B V 持続感染者のH B V を完全に排除することは困難であるとされており、現在の医学的知見では、B 型慢性肝炎を発症すると、その病状が将来的にどのような経過をたどるのか、沈静化するとしていつ沈静化するのか、仮に一旦沈静化したとして、どのような場合に慢性肝炎がいつ再燃（再発）するのかなどについて、そもそも不確定であるということができる。B 型慢性肝炎の発症による損害は、将来、沈静化しないことや、一旦、沈静化しても、更に再燃（再発）することを除外することができず、特定の時期までに沈静化することに限定された損害であると解釈することはできない。したがって、将来沈静化後に再燃（再発）し悪化することも予想されることを損害として、現在、損害賠償請求できると解する以上、結果的に、沈静化後、再燃（再発）したからといって、別損害には該当しないと考えられるから、X₁らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点は、H B e 抗原陰性慢性肝炎の発症による損害も含め、最初のH B e 抗原陽性慢性肝炎の発症時と解すべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、1 審判決を取り消し、X₁らの請求をいずれも認容した。

（除斥期間の経過の有無について）乳幼児期に受けた集団予防接種等によってH B V に感染してH B e 抗原陽性慢性肝炎を発症し、その沈静化後にH B e 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害については、H B e 抗原陰性慢性肝炎の発症の時に民法724条後段所定の除斥期間の起算点になるというべきであり、X₁らは、本件訴訟の提起時において、H B e 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害に関して除斥期間が経過していないことは明らかである（確定）。

エ 旧優生保護法国家賠償請求控訴事件（仙台高裁令和元年（ネ）第230号、令和5年6月1日判決）

本件は、平成8年法律第105号による改正前の優生保護法（昭和23年法律第156号。以下「旧優生保護法」という。）に基づく優生手術（人の生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術）を受けさせられたとするX₁（原告・控訴人）らが、旧優生保護法の第2章、第4章及び第5章の各規定は違憲無効であり、子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（以下「リプロダクティブ権」という。）を侵害され損害を被ったと主張して、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき慰謝料等の支払を求めたものである。

1 審判決（仙台地裁令和元年5月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（民法724条後段（除斥期間）の適用の可否）旧優生保護法の規定は、憲法

13条に違反し、無効であるというべきであり、本件優生手術を受けた者は、リプロダクティブ権を侵害されたものとして、国賠法1条1項に基づき、国又は公共団体にその賠償を求めることができる。一方、国賠法4条が適用する除斥期間の規定は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を図るため、20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものであるところ、このような立法目的は正当であり、その目的達成の手段として上記請求権の存続期間を制限することは、当該期間が20年と長期であることを踏まえれば、上記立法目的との関連において合理性及び必要性を有するものということができる。したがって、除斥期間の規定には、目的の正当性並びに合理性及び必要性が認められることを考慮すれば、その余の点について判断するまでもなく、本件において、リプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権に対して除斥期間の規定を適用することが、憲法17条に違反することになるものではない。

控訴審において、X₁らは、第1審から請求の原因を変更し、主位的に、①旧優生保護法を国会議員が制定した立法行為及び平成8年法改正まで旧優生保護法の改廃を懈怠した立法不作為、②平成8年法改正まで国会議員、厚生省及び文部省が優生政策を推進したこと、③厚生大臣が憲法尊重擁護義務を遵守してX₁らに対する優生手術を阻止すべきであったのにそれを怠ったこと、④平成8年法改正以降の厚生大臣及び厚生労働大臣が人としての尊厳に対する被害の回復、軽減のための措置を怠っていること、予備的に、①厚生大臣及び厚生労働大臣が、X₁らの被害回復、軽減措置を講じる義務を怠っていること、②国会議員が、平成19年3月以降、控訴人らが憲法上の補償請求権を行使するための立法措置を怠っていることがいずれも違法であるとして、国賠法1条1項に基づき、慰謝料等の支払を求めたところ、本判決では、要旨以下のとおり判示して、X₁らの控訴を棄却した。

（除斥期間経過の効果制限について）厚生大臣の権限不行使により、X₁らに対し優生手術が実施されたことは国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものであり、X₁らはYに対し損害賠償請求権を有するところ、その除斥期間の起算点は、いずれも本件優生手術の時である。そして、除斥期間の起算点は、加害行為の時又は損害の全部若しくは一部が発生した時をもって客観的に定まるのであって、被害者の主観的事情により起算点が左右されると解することはできない。

また、民法724条後段の効果が生じないとされるためには、少なくとも、被害者が、不法行為から20年の間に損害賠償請求権を行使することが客観的におよそ不可能であり又はその行使の機会がなかったといえる場合に、客観的に権利行使を不可能にし又はその行使の機会を失わせたのが加害者であるため、20年の経過により加害者が損害賠償義務を免れることが、著しく正義・公平の理

念に反する場合であって、同様の場合に時効期間が満了していても時効の完成を猶予する明文の規定がある場合には、その規定の法意に照らして、民法724条後段の効果が生じないものと解すべきである。これを本件についてみるに、X₁らが権利行使することが客観的におよそ不可能であり又はその行使の機会がなかったとまではいえないことから、本訴提起の時点においては、いずれも除斥期間の経過により上記損害賠償請求権は消滅している（上告・上告受理申立て）。

(3) 検察関係

損害賠償請求控訴事件（大阪高裁令和4年（ネ）第973号、令和5年2月9日判決）

本件は、現住建造物等放火、殺人及び詐欺未遂の罪で起訴され、無期懲役の判決が確定した後、再審において、無罪の判決が確定したX（原告・控訴人）が、警察官による捜査、検察官の捜査及び公判活動等に違法があったと主張して、Y₁（国、被告・被控訴人）らに対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害賠償（約1億4,600万円）を求めたものである。

1審判決（大阪地裁令和4年3月15日判決）は、要旨以下のとおり判示して、XのY₁に対する請求を棄却した。

（検察官による公訴提起の違法性）公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、公訴の提起は違法性を欠くものと解するのが相当である。したがって、公訴の提起後その追行時に公判廷に初めて現れた証拠資料であって、通常の捜査を遂行しても公訴の提起前に収集することができなかったと認められる証拠資料をもって公訴提起の違法性の有無を判断する資料とすることは許されないものというべきである。本件においては、公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料によれば、何者かの故意又は過失による出火が疑われたこと、第三者の行為による出火が考え難かったこと、共犯者とされた訴外AとXの自白が存在し、内容が大筋において一致していたことなどが認められていた。他方、本件再審判決が認定した自然発火の可能性を裏付ける証拠資料は、本件再審請求事件の過程において、相当の時間と費用とをかけて収集されたものと推認することができるから、上記証拠資料は通常の捜査を遂行しても公訴の提起前に収集することができなかったものと認められる。後方視的に見れば、万全な捜査が行われたと評価することはできなかったことを踏まえても、上記証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったものというべきである。よって、検察官による本件公訴の提起が国賠法上違法であるとはいえない。

（検察官が本件確定審公判を維持するために事実及び証拠を隠蔽したか）本件確定審当時に適用されていた平成16年法律第62号による改正前の刑事訴訟法（以

下「改正前刑訴法」という。) 下における検察官の証拠開示の在り方については、裁判所は、その訴訟上の地位に鑑み、法規の明文ないし訴訟の基本構造に違背しない限り、適切な裁量により公正な訴訟指揮を行い、訴訟の合目的的進行を図るべき権限と職責を有するものであるから、証拠調べの段階に入った後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がされた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類及び内容、閲覧の時期、程度及び方法、その他諸般の事情を勘案し、その閲覧が被告人の防御のため特に重要であり、かつこれにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認めるときは、その訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ずることができるものと解すべきである。以上を前提に検討すると、本件確定審においては、Xの取調状況報告書について、裁判所から、検察官に対し、証拠開示命令が発せられていなかった。また、本件火災発生直後の訴外Aの消火活動に関する聞き取り状況書(以下「本件聞き取り状況書」という。)等については、弁護人から裁判所に対し、証拠開示の申出がされていなかった。そうすると、改正前刑訴法に基づく刑事訴訟実務下においては、検察官が、本件確定審において、弁護人の申入れにもかかわらずXの取調状況報告書を開示しなかった行為及び本件聞き取り状況書等を証拠請求しなかったことが刑事訴訟法上違法であったとはいえ、したがって、国賠法上違法ということもできない。なお、改正前刑訴法による刑事訴訟実務の下において審理が行われていた本件確定審について、刑事訴訟法1条及び検察庁法4条に基づいて検察官の証拠開示義務を導くことは、改正前刑訴法の解釈上は、困難であるといわざるを得ない。

本判決は、要旨以下のとおり、控訴審におけるXの補充主張に対する判断を付加したほかは、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

(検察官は本件確定審において、公判を維持するために事実及び証拠を隠蔽したか) Xは、検察官がXの取調状況報告書の内容について虚偽の説明をし、裁判所に証拠開示命令を発令させなかったことをもって、国賠法上違法であると主張するが、検察官が虚偽の説明をしたことを認めるに足りる証拠はなく、また、Xの主張を前提としても、本件確定審の裁判所が、検察官に対し、弁護人に証拠を閲覧させるよう命じたと断定することもできないから、Xの上記主張は採用できない(上告・上告受理申立て)。

(4) 親族法制関係

ア 同性婚違憲国家賠償請求訴訟事件(名古屋地裁平成31年(ワ)第597号、令和5年5月30日判決)

本件は、同性カップルであるX₁(原告)らが、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定(以下「本件諸規定」という。)は、憲法24条及び14条1項に違反するにもかかわらず、Y(国、被告)が必要な立法措置を講じて

いないため、婚姻をすることができない状態にあると主張して、Yに対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、慰謝料の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（憲法24条1項に違反するかについて）憲法24条1項の「婚姻」とは、同条2項を通じて、民法及び戸籍法等の法律によって法律婚制度として具体化されるものであるところ、同条1項は、婚姻は、「両性」の合意のみに基づいて成立すると規定し、婚姻した当事者を「夫婦」と呼称するなど、男性と女性の双方を表すのが通常の語義である文言を用いていること等からすれば、憲法制定当時において、同条1項の趣旨に照らして、同性間に対して法律婚制度を及ぼすことが要請されていたとは解し難く、社会情勢が変化していることを考慮したとしても、憲法が一義的に、同性間に対して現行の法律婚制度を及ぼすことを要請するに至ったとは解し難い。

（憲法24条2項に違反するかについて）法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することを膨大な数の同性カップルが長期間にわたって妨げられているにもかかわらず、このような状態を正当化するだけの具体的な反対利益が十分に観念し難いことからすると、いかなる効果を付与するかという点においては、国会の裁量に委ねられるべきものとしても、現状を放置することについては、個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ない。本件諸規定は、同性カップルに対し、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で、憲法24条2項に違反する。

（憲法14条1項に違反するかについて）本件諸規定は、異性と婚姻をすることができるという意味で別異取扱いはされていないが、同性愛者にとって同性との婚姻が認められないということは、婚姻が認められないのと同義であり、性的指向という自ら選択ないし修正する余地のない事柄により婚姻に対して制約を課していることになっているという性質を踏まえれば、本件諸規定が、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないため、その限度で、憲法14条1項に違反する。

（本件諸規定を改廃しないことが国賠法上違法であるか）日本において、伝統的な家族観は今日においてもなお失われておらず、令和2年時点での意識調査においても、一定数の反対派が存在していることにも照らせば、本件諸規定が憲法24条2項及び同法14条1項に違反するにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたとの評価はできないため、本件諸規定の改廃を怠ったことは、国賠法1条1項の適用上違法ではない（控

訴)。

イ 単独親権制度に係る損害賠償請求事件(東京地裁令和元年(ワ)第31444号、令和5年6月22日判決)

本件は、法律上又は事実上の配偶者及び子と別居するX₁(原告)らが、Y(国、被告)が「子を養育する意思と能力を有する親が、子を監護及び養育する権利」である「養育権」を保障する法制度を整備しないことは、憲法13条又は14条1項違反が明白であり、正当な理由なく長期にわたって立法措置を怠っていることにより精神的苦痛を被ったと主張して、Yに対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めたものである。

本判決は要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

(憲法13条に違反するかについて) 民法820条等の親権に関する規定によれば、親権は、専ら子の利益を図るために行使することが予定されている上、権利であると同時に義務であるともされ、これを行使しないという事態は予定されていない。そうすると、親権は、子のための利他的な権限であり、その行使をするか否かについての自由がない特殊な法的地位であるといわざるを得ず、憲法上の他の人権とは性質を異にするものというほかないことから、親権が憲法13条で保障されているものとはいえない。また、養育権という基本的人権を保障することを文言上明らかにした憲法の規定は見当たらず、その権利の内容を一義的に特定することは困難であることからすれば、養育権が憲法13条で保障されていると解することは困難である。そうすると、非婚時単独親権制、すなわち、法律婚の関係にない父母の一方が単独で親権を行うことを定めた民法の各規定が養育権を侵害するものとして憲法13条に違反するとは認められない。

(憲法14条に違反するかについて) X₁らのうち法律婚の関係にない父母が、法律婚の関係にある父母との間で親権の行使に関し差が設けられていること(以下「本件取扱い」という。)の趣旨は、法律婚の関係にない父母の関係は多様であり、法律婚の関係にある父母が共同生活を営むなどして相互に協力扶助しながら、夫婦間に生まれた子を育てるべき法律関係(以下「本件法律関係」という。)と同様の関係を典型的に期待することはできず、両名の人間関係が良好でない場合であっても、法律婚の関係にない父母の一方を親権者として、親権者が適時に適切な判断をすることを可能とすることにより子の利益を確保しようとする点にある。そうすると、本件取扱いの立法目的は、親権者が実効的に親権を行使することにより、子の利益を図ることにあるといえ、合理的な根拠に基づくものと認められる。

法律婚の関係にある父母には、夫婦関係諸規定が適用され、本件法律関係にあるものとされており、夫婦及び子が同居して、相互に協力して子の養育に関与し、子の養育に関与する事項に必要な判断を適時かつ適切に行うことが合理的に期待される状況にある。一方、離婚した父母は別居し、両名の人間関係も

必ずしも良好でない状況が通常想定されるから、共同で親権を行使し、子の養育に関する事項を決める場合、類型的に、適時に適切な合意をすることができず、子の利益を損なう可能性がある。また、法律婚に至らない父母には本件法律関係と同様の関係を期待することはできないから、父母が共同で親権を行使し、子の養育に関する事項を決める場合に、両名の間で十分な意思の疎通をし、的確な検討を踏まえて、適時に適切な合意を形成することを類型的に期待することはできない。本件取扱いの内容は、実効的な親権の行使による子の利益の確保という立法目的との関連において合理性を有するものと認められる。

以上によると、本件取扱いは、憲法14条1項に違反しない（控訴）。

ウ 子の連れ去りに係る損害賠償請求控訴事件（東京高裁令和5年（ネ）第902号、令和5年9月27日判決）

本件は、他方親に同意なく未成年の子を連れ去られたX₁（原告・控訴人）らが、国会が婚姻中の一方親による他方親の同意を得ない未成年の子の連れ去り（引き離し）を防ぐための立法措置を正当な理由なく長期にわたって怠っていること（以下「本件立法不作為」という。）により自らの親権、監護権、教育権、リプロダクティブ権及び面会交流権（以下「本件各権利」という。）が不当に制約され、精神的苦痛を受けたなどと主張して、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和5年1月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

X₁らが主張するような子の連れ去りを防ぐための刑事法、民事法及び親権行使に係る父母の意見が一致しない場合の手続規定が現に存在するとはいえず、本件立法不作為が認められるところ、①親権（監護権及び教育権を含む。）は、本来的には、親権者に対して子の利益となる監護及び教育を行わせるという、いわば利他的な行為を要求し、その中で、監護及び教育の内容等について一定程度の裁量を与えたものにすぎず、憲法上の他の人権とは性質を異にするものであり、憲法上保障された基本的人権であると解することはできない。②また、リプロダクティブ権（性及び生殖に関する自己決定権）は、第一次的には、子の出産に焦点を当てた権利であると解され、出産それ自体と子の連れ去りとの関連性が乏しく、本件立法不作為によって直接制約されているとはいえない。③そして、面会交流をどのような内容及び方法で実現すべきかは子の利益ないし福祉に配慮して検討されるべきものであって、その観点から、面会交流を全面的に制限すべき場合もあるという性質に照らすと、面会交流権の実質は、親権、監護権及び教育権の内容と重なるというべきであり、面会交流権が憲法上保障されているとはいえない。④さらに、子を連れ去られたとしても、その時点における子を連れ去られた親の法的地位には何ら影響がなく、本件各権利を

法的に行使し得なくなるわけではないから、子連れ去った親との間で法的な差別的取扱いがされているとはいえず、本件立法不作為が憲法14条1項に違反するということはできない。以上によれば、本件各権利が憲法上保障されているとはいえず、又は本件各権利が本件立法不作為により制約されているとはいえないから、本件立法不作為が、X₁らの権利を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるともいえず、国賠法1条1項の適用上違法になるとはいえない。

本判決は、要旨以下のとおり補正したほかは、1審の判断を維持し、X₁らの控訴をいずれも棄却した。

X₁らが主張するような子の連れ去りを防ぐための刑事法、民事法及び親権行使に係る父母の意見が一致しない場合の手続規定が現に存在するとはいえず、子の連れ去りを防ぐ法規制があるとは言い難い。また、婚姻中の一方親が他方親の同意を得ることなく子連れ去るのは様々なケースがあり、他方親が一方親や子に対し、暴力や虐待を加えているなど、一方親が他方親の同意を得ることなく子連れ去ることについて、やむを得ない事由があるといえることも少なからずある。このような場合において、上記連れ去りを違法であるとするのは相当とはいえないし、違法であるとする共通認識が形成されている事実もない。そうすると、我が国において、上記連れ去りを違法又は原則として違法とした上で、これを防ぐ法規制を設けることが必要不可欠であるとはいえない。

以上によれば、国会において、子の連れ去りを防ぐ法規制として所要の立法措置を執らないことが国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえない（上告・上告受理申立て）。

エ 損害賠償請求控訴事件（子の面会交流事件）（東京高裁令和5年（ネ）第757号、令和5年8月31日判決）

本件は、夫婦の別居により、未成年の子と自由に面会することができなくなった親（以下「別居親」といい、他方の親を「同居親」という。）、祖父母若しくは別居親と自由に面会することができなくなった子であるX₁（原告・控訴人）らが、親と子、祖父母と孫の面会交流権について具体的に規定を設ける立法措置を執らなかったことが違法であると主張して、国家賠償法（以下、「国賠法」という。）1条1項に基づき、Y（国、被告・被控訴人）に対し、損害賠償（170万円）を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和4年11月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（立法不作為の国賠法上の違法性について）親と子の面会交流権に関して、実体的・具体的権利義務規定を設ける立法措置がされていない（以下「本件立法不作為」という。）状態について、①X₁らの主張する面会交流権は、その実現に相手方の対応が必要と解されることからすれば、別居親又は子の個人の

格権や幸福追求権として保障されると解することには疑問があり、仮に、この面会交流権が憲法13条により保障される権利であると解したとしても、こうした自由権は私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく、面会交流権を具体的に私人間において保障する法律を国会が立法する義務を負うとは解されず、本件立法不作為は憲法13条に違反しない。②また、同居親と別居親との間において、子との人的な交流について差異が生じるのは、子との同居の有無という社会的事実に起因するのであって、これをもって同居親と別居親との間で法的な差別的取扱いがされているとはいえず、本件立法不作為は憲法14条1項に違反しない。③そして、仮に、親と子の面会交流を親の人格的な権利や利益であるとみるとしても、それが他方で養育を受ける子の利益となることも必要であると考えられる一方、子は発達の途上にあり、単独で面会交流の可否を適切に判断することは困難であると考えられることに照らすと、面会交流を私法上の権利として構成せず、民法766条1項において、子の扶養、監護に第一次的な義務を負う父母（同法818条、820条）の協議により面会交流に必要な事項を定めることとしたことが、直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるということとはできないから、国会による現行法の制定が裁量を逸脱しているとはいえず、本件立法不作為は憲法24条2項に違反しない。④さらに、市民的及び政治的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約及びハーグ条約の文理やその内容に照らすと、当該規約等が本件立法不作為を補う立法を行うことを義務付けているにもかかわらず、我が国がこれを怠り、当該規約等に違反しているとはいえない。

加えて、祖父母と孫の面会交流権に関して、実体的・具体的権利義務規定を設ける立法措置がされていない状態についても、上記①ないし④のとおり憲法等に違反するものではないし、現行の法制度が父母のみに親権を付与し、子の監護に関する権利及び義務を有するものとしている点は、子の近接性に照らし、直ちに不合理なものということとはできず、面会交流に必要な事項を父母の協議により定めるという規定を置くにとどめたことが、直ちに祖父母と子の個人の尊厳等の要請に照らして合理性を欠く制度であるということとはできない。

本判決は、1審における憲法13条適合性について、「面会交流権の法的性質や権利性の有無は、一義的に明らかではなく、X₁らの主張する面会及び交流の具体的内容も明らかではなく、仮に、別居親や子に面会交流権が認められるとしても、その実現には相手方の対応が必要となる場合なども想定され得るから、実現すべき権利の内容が一義的に定まったものといえず、憲法13条で保障されているものと解することができない。」と改めた上で、要旨以下のとおり、控訴審におけるX₁らの主張に対する判断を付加したほかは、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

X₁らは、原判決が「民法その他の現行法を通覧しても、監護者その他の同

居親に、他人と子の面会に同意の権利、権限が付与されていない」と判示した事項について、国会は、これを明確にし、周知させるための明文規定、同居親による面会拒否を違法行為とした明文規定及び同居親による面会拒否について損害賠償責任を負わせる明文規定の立法義務を負っているなどと主張する。

しかし、別居親と子との面会交流について、現行の法制度では、まずは父母の協議により定めることとし、協議により定めることができないときは、家庭裁判所の調停、審判により定めるということになっており、このような法制度は不合理なものとはいえない。また、現行法においても、家庭裁判所に対する履行勧告の申出（家事事件手続法289条1項）、別居親から不法行為に基づく損害賠償請求及び当該調停、審判に基づき間接強制決定（民事執行法172条）を求めることができるように、別居親と子との面会交流が不当に制約されないようにするための法的手段は設けられているものといえる。

そして、面会交流権の法的性質や面会及び交流の具体的な内容は明らかなものではなく、面会交流の制度の在り方については、様々なものが想定され、具体的な制度の構築については、国会の合理的な立法裁量に委ねられていると解されるから、Xらが主張する立法がされていないことが、立法府としての裁量を逸脱したものと評価することはできない（上告・上告受理申立て）。

(5) 駐留軍用地関係

ア 地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与（裁決）の取消請求上告受理申立事件（最高裁令和5年（行ヒ）第137号、令和5年8月24日第一小法廷決定）

本件は、X（沖縄県知事、原告・申立人）が、地方自治法255条の2第1項1号の規定による沖縄防衛局の審査請求を受けて、Y（国土交通大臣、被告・相手方）がしたXによる埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分（以下「本件変更不承認処分」という。）を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）について、①本件裁決は関与権原を濫用したものであること、②Yは審査請求人である沖縄防衛局と一体的な関係であり、中立公平性が求められる審査庁たり得ないこと、③沖縄防衛局が「固有の資格」（行政不服審査法7条2項参照）において受けた処分（本件変更不承認処分）についての不適法な審査請求に対する裁決であることから、本件裁決は違憲無効であることなどを主張して、地方自治法251条の5に基づき、本件裁決の取消しを求めたものである。

1審判決（福岡高裁那覇支部令和5年3月16日判決）は、要旨以下のとおり判示し、Xの訴えを却下した。

「審査請求その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為」は地方自治法251条の5第1項の訴え（関与取消訴訟）の対象となる「国の関与」（同法250条の7第2項）から除かれているところ（同法245条3号括弧書き）、①国の機関等が受ける変更承認に係る処分（公有水面埋立法13条ノ2、42条3項）

は、一般私人が受ける場合との比較において処分要件等に実質的な差異があるとはいえないため、一般私人が立ち得ないような立場において相手方となるものとはいえず、行政不服審査法7条2項にいう「固有の資格」において処分の相手方となるものではないから、本件変更不承認処分を取り消す旨の本件裁決は、同法に基づく審査請求に対する裁決に当たること、②法定受託事務に係る都道府県知事の処分について国の機関から審査請求がされた場合において、審査庁請求人と審査庁のいずれもが国の機関となる場合が生じることは、行政不服審査制度上、当然に予定されているから、所管大臣が審査庁となり得ないと解することはできないこと、③本件裁決につき、審査庁としての立場を放棄して行政不服審査に名を借りた権限の濫用があると認めることはできないことなどから、本件裁決は有効であり、関与取消訴訟の対象となる「国の関与」に当たらない。したがって、本件訴えは不適法である。

最高裁判所は、Xの上告受理申立て理由は、民事訴訟法が規定する事由に該当しないとして、上告不受理決定をした。

イ 地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与（是正の指示）の取消請求上告事件（最高裁令和5年（行ヒ）第143号、令和5年9月4日第一小法廷判決）

本件は、X（沖縄県知事、原告・上告人）が、Y（国土交通大臣、被告・被上告人）が地方自治法245条の7第1項に基づいて沖縄県に対してした沖縄防衛局による埋立地用途変更・設計概要変更承認申請を承認せよとの是正の指示（以下「本件是正の指示」という。）について、①本件是正の指示は、同申請に対するXの変更不承認処分（以下「本件変更不承認処分」という。）がYの裁決により取り消されたことで失効し、同申請に対する処分がされていない状態にあることを前提としているところ、当該裁決は、沖縄防衛局が「固有の資格」（行政不服審査法7条2項参照）において受けた処分についての不適法な審査請求に対する裁決であることなどから違法無効であり、当該裁決を前提とした本件是正の指示もまた違法であること、②本件変更不承認処分におけるXの裁量判断は適正であり、本件是正の指示は地方自治法上の要件を満たさず違法であること、③本件是正の指示は関与権限を濫用した違法なものであることなどを主張して、地方自治法251条の5に基づき、本件是正の指示の取消しを求めたものである。

1審判決（福岡高裁那覇支部令和5年3月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

裁決と是正の指示とは、制度の目的、規律する法律関係及び法的効果を異にするものであり、Xが、本件変更不承認処分の処分理由を本件是正の指示の取消しを求める本件訴訟において主張することは、本件裁決の拘束力（行政不服審査法52条）によって制限されない。

他方で、本件変更不承認処分の適否については、①災害防止要件（公有水面

埋立法4条1項2号)の判断においては、一般的な合理性を有する「港湾基準・同解説」が記述する性能照査の手法等に照らして、不合理な点がないかが審査されるところ、本件変更承認申請の内容は上記の手法等に従ったものと認められるが、Xの処分理由は上記の性能照査の手法等を超えてより厳格な審査を行うものであり、裁量権の逸脱又は濫用があること、②変更申請における環境保全要件(同項2号)の判断においては、当初の承認処分において適法とされた環境保全配慮の水準につき、その見直しを必要とするような知見の進展、地域特性の変容及び工事内容の変更等がもたらす重要な変化の有無の審査がされる
ところ、Xの処分理由は、上記の重要な変化に当たるものとは認められず、裁量権の逸脱又は濫用があること、③変更申請における「国土利用上適正且合理的ナルコト」(同項1号)の判断においては、当初の承認処分において種々の考慮要素を総合考慮しその適合性が認められたことを前提として、各考慮要素における重要な変更の有無が審査されるところ、本件変更承認申請の内容は上記の考慮要素に重要な変更をもたらすものではなく、完成までに更に約9年1月の工程を要することになったとしても、普天間飛行場の危険性を早急に除去するという本件の埋立事業の政策課題と整合しなくなったとはいえないから、同号の要件を欠くとするXの主張は、合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用があること、④埋立地の用途や設計の概要の変更に関する「正当ノ事由」(同法13条ノ2第1項)に係る判断においては、当初の承認処分が適法であることを前提として、変更という形式で工事内容等を変更することの可否が審査されるところ、当初の出願時における地盤に関する調査不足を理由として「正当ノ事由」を欠くとするXの主張は、Xの当初の承認処分において専門的知見に基づく検討を経た上で災害防止要件に適合すると判断していた以上、合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用がある。

したがって、本件変更不承認処分には裁量権の逸脱又は濫用の違法があると
した本件は正の指示は適法である。

本判決は、要旨以下のとおり判示し、Xの上告を棄却した。

法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分について、これを取り消す裁決がされた場合、行政不服審査法52条1項及び2項の規定からすると、都道府県知事は、上記裁決の趣旨に従って、改めて上記申請に対する処分をすべき義務を負うというべきであるし、仮に、上記裁決がされたにもかかわらず、都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことが許されるとすれば、処分の相手方が不安定な状態に置かれ、紛争の迅速な解決が困難となる事態が生ずることとなり、上記裁決が国と普通地方公共団体との間の紛争処理の対象にならないものとされていること(地方自治法245条3号括弧書き)に照らしても、相当でないことによれば、法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分がその根拠となる法令の規定に違反

するとして、これを取り消す裁決がされた場合において、都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことは、是正の指示の要件である地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。

本件においては、本件裁決は本件変更不承認処分が公有水面埋立法の各規定に違反することを理由として本件変更不承認処分を取り消したものであるところ、Xは本件変更不承認処分と同一の理由に基づいて本件変更承認申請を承認しないものといえるから、そのことは地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。

ウ 地方自治法245条の8第3項の規定に基づく埋立地用途変更・設計概要変更承認命令請求事件（福岡高裁那覇支部令和5年（行ケ）第5号、令和5年12月20日判決）

本件は、沖縄防衛局が、普天間飛行場代替施設を名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立て（以下「本件埋立事業」という。）に関し、公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項に基づき、埋立地の用途及び設計の概要に係る変更の承認の申請（以下「本件変更申請」という。）をしたところ、Y（沖縄県知事、被告）が、承認しない旨の処分（以下「本件変更不承認」という。）をし、X（国土交通大臣、原告）から本件変更不承認を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）や本件変更申請の承認（以下「本件変更承認」という。）をするよう是正の指示（以下「本件指示」という。）を受けた後も本件変更承認をしないことから、XがYに対し、地方自治法245条の8第3項に基づき、本件変更申請を承認すべきことを命じる旨の裁判を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

代執行等につき定める地方自治法245条の8は、①各大臣の所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行（以下「管理等」という。）が法令の規定若しくは当該各大臣の処分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理等を怠るものがある場合において、②同条第1項から第8項までに規定する措置以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、③それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときであって、④同条1項所定の各大臣の勧告を経た上で同条2項所定の各大臣の指示において定められた期限までに都道府県知事が指示された事項を行わないときは、各大臣が、高等裁判所に対し、訴えをもって、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる（同条3項）と規定している。Yが、Xから地方自治法245条の8第1項所定の勧告及び同条2項所定の指示を受けた後も本件変更申請を承認していないこと（上記④の要件）は、当事者間に争いはない。

上記①の要件につき、本件裁決は、本件変更不承認が公有水面埋立法の各規定（同法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項、並びに、同法42条3項において準用する同法13条ノ2第2項において準用する同法4条1項1号及び2号。以上の各規定を「本件各規定」という。）に違反することを理由に本件変更不承認を取り消したものであるところ、最高裁判所令和5年9月4日第一小法廷判決（以下「令和5年最高裁判決」という。）においては、本件の事実関係等によれば、Yは本件変更不承認と同一の理由に基づいて本件変更申請を承認しないものであり、「法令の規定に違反していると認めるとき」（地方自治法245条の7第1項）に該当するとして、本件指示は適法である旨の判断がされたのであるから、Yの本件変更不承認は、公有水面埋立法の本件各規定に違反することが確定したといえる。それにもかかわらず、Yは、令和5年最高裁判決を受けた後も何ら対応せず、本件変更申請を承認していないのであるから、本件変更申請に対するYの事務（法定受託事務）の管理等については、公有水面埋立法の各規定に違反し、地方自治法245条の8第1項所定の法令違反等の要件のうち「法令の規定（中略）に違反するものがある場合」との要件に該当するものと認められる。

上記②の要件につき、Yは、法定受託事務に係る本件変更申請について本件変更不承認を行い、これを取り消す旨の本件裁決や本件変更承認をするよう本件指示を受けても本件変更承認をせずに、本件裁決や本件指示の取消しを求める各訴えを提起し、最高裁判所で敗訴が確定した後も何ら対応せず、本件変更承認をしないことからすると、Yにおいて本件変更申請を承認しないという意思は明確かつ強固であるというほかなく、地方自治法245条の8所定の代執行以外の措置により法定受託事務である本件変更申請に係る沖縄県の事務の適正な執行を図ることは困難であると認められる。

上記③の要件につき、本件変更申請は、本件埋立事業に係る平成25年12月27日付けでされた公有水面埋立承認処分（以下「本件承認処分」という。）当時のYからその周辺に学校や住宅、病院などが密集し騒音被害や航空機事故の危険性など、住民生活に深刻な影響を与えており、その危険性の除去が喫緊の課題である旨の指摘がされた普天間飛行場の代替施設を設置するための公有水面の埋立て（本件埋立事業）に関し、本件承認処分後の事情を踏まえた地盤改良工事を追加して行うなどするためのものであるところ、このように普天間飛行場の危険性が人の生命や身体に大きく関わるものであることに加え、本件変更申請から約3年半、本件裁決がされてから約1年半の期間が既に経過していることも踏まえると、本件変更承認に係る事務がこのまま放置された場合には、本件埋立事業の進捗が更に遅延し、ひいては上記のとおり人の生命、身体に大きく関わる普天間飛行場の危険性の除去の実現がされず又は大幅に遅延することとなるものといえることから、なおもこれを放置することは社会公共の利益

を侵害するものに当たるものと認められる。

したがって、Xの請求は理由があるから、地方自治法245条の8第6項に基づき、Yに対し、本件変更申請につき、所定の期限内（Yが判決の正本の送達を受けた日の翌日から起算して3日以内。ただし、行政機関の休日に関する法律1条1項の規定による休日は、上記3日の期間から除く。）に、承認することを命ずる（上告受理申立て）。

エ 埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分の取消裁決の取消請求事件（那覇地裁令和4年（行ウ）第22号、令和5年11月15日判決）

沖縄防衛局が普天間飛行場の代替施設を設置するため、沖縄県知事から、公有水面埋立法（以下「埋立法」という。）42条1項に基づく公有水面埋立ての承認処分を受けており、沖縄県知事に対し、同条3項において準用する埋立法13条ノ2第1項に基づき、埋立地の用途及び設計の概要に係る変更の承認の申請（以下「本件変更申請」という。）をしたが、沖縄県知事は本件変更申請を承認しない旨の処分（以下「本件変更不承認処分」という。）をしたので、沖縄防衛局が、本件変更不承認処分について、地方自治法255条の2第1項1号の規定（以下「本件規定」という。）に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、国土交通大臣は、本件変更不承認処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。本件は、本件変更不承認処分をした沖縄県知事の所属する行政主体であるX（沖縄県、原告）が、本件裁決に不服があるとして、審査庁である国土交通大臣の所属する行政主体であるY（国、被告）に対し、行政事件訴訟法3条3項に基づき、その取消しを求めるものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

行政不服審査法及び地方自治法の規定やその趣旨等に加え、法定受託事務に係る都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分についての審査請求に関し、これらの法律に当該都道府県が審査庁の裁決の適法性を争うことができる旨の規定が置かれていないことも考慮すると、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県が抗告訴訟により審査庁の裁決の適法性を争うことを認めていないと解するのが相当である（最高裁令和4年12月8日第一小法廷判決参照）。

本件において、本件変更申請に係る沖縄県の事務は、第一号法定受託事務であって、本件裁決は、本件規定に基づく本件審査請求に対するものであり、原処分である本件変更不承認処分をした執行機関である沖縄県知事が所属する行政主体であるXは、本件裁決の取消訴訟を提起する適格を有しないというべきであり、Xが提起した本件の訴えは不適法である（控訴）。

(6) 諫早関係

ア 諫早福岡高裁確定判決に対する請求異議上告・上告受理事件（最高裁令和4

年（オ）第900号・同年（受）第1134号、令和5年3月1日第三小法廷決定）

本件は、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業を行うX（国、原告・控訴人・被上告人兼相手方）が、佐賀地方裁判所平成20年6月27日判決及び福岡高等裁判所平成22年12月6日判決（以下、両判決を併せて「本件確定判決」という。）によって諫早湾に設置された潮受堤防の南北各排水門（以下「本件各排水門」という。）の開放を求める請求権（以下「本件開門請求権」という。）が認容されたY₁（被告・被控訴人・上告人兼申立人）らに対し、前記福岡高裁判決の口頭弁論終結後に、地元関係者の反対等により対策工事が不可能になったこと、本件各排水門の開門の差止めを命ずる仮処分決定（以下「別件仮処分決定」という。）がされたことなどの事情が新たに生じ、Xが本件各排水門を開門しないことにはや違法性は認められないと主張して、Y₁らに対し、本件確定判決の執行力の排除を求めたものである。

1 審判決（佐賀地裁平成26年12月12日判決）は要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを一部認容し、その余の請求を棄却した。

（①本件開門請求権の行使を認めるべき違法性があるかについて）前記福岡高裁判決は、口頭弁論終結時において、本件潮受堤防の締切りは違法であることを認めたものであって、対策工事の実施自体を内容とするものではなく、対策工事の実施を条件とするものでもない。Xが異議事由として主張する事実関係のうち、口頭弁論終結後に生じた事実については本件潮受堤防の締切りが違法であるとの評価を妨げる事実が存在するとは認められない。請求異議の訴えにおいて、債務名義が確定判決の場合、異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られ、口頭弁論終結時に存在していた事実を異議事由として主張することは許されない。「防災上やむを得ない場合」とは、本件確定判決が認めた本件各排水門の防災機能を前提として、その機能を果たすためにやむを得ない場合であって、何らかの事由によって対策工事がされていないことを含むものとは解されない。（②別件仮処分決定がされたことが異議事由に該当するかについて）別件仮処分決定は、暫定的なものであるし、XとY₁ら以外の者との間に効力を生じるにすぎないから、本件確定判決により確定されたXとY₁らとの間の権利関係は、別件仮処分決定によって何ら変更されない。（③Y₁らが強制執行を行うことが権利濫用又は信義則違反に該当するかについて）確定判決に基づく権利行使であっても、その権利行使が権利の濫用又は信義則違反となる場合には、請求異議の事由となると解され、当事者間の権利関係の性質及び内容、債務名義成立の経緯、執行に至った経緯等の事情を考慮して判断すべきである。Y₁らの漁業行使権は生活の基盤にかかわる重要な権利であること、本件対策工事が実施されていないのは、本件関係自治体及び本件地元関係者が反対し、別件仮処分決定が出されたためであって、Y₁らに帰責事由はないこと、強制執行の申立てがされたが、具体的な執行処分の方法は間接強制の申立てに

とどまっていること等の事情を総合すると、本件確定判決に基づく権利行使が権利濫用又は信義則違反となるとは認められない。

2審判決（福岡高裁平成30年7月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、強制執行の不許と停止を認める判決をした。

現行漁業法では、漁業権の存続期間を法定し、共同漁業権については10年を存続期間として定めており、その延長を認めていないところ、これは、漁業権の内容の固定化を防ぎ、海況の変化、技術の進歩に応じて最も合理的な漁業権の内容とし、かつ、漁業権の主体を特定の者に固定させることなく、常に最も高度に漁場を使用する者に免許するようにするために、漁場計画制度を採用し、都道府県知事において、一定の期間ごとに漁業権の内容及びその行使主体を再検討する機会を設けたものと解される。海は、いわゆる公共用物であるところ、漁業法は、都道府県知事が、法定の資格を有する者に限り、物権とみなされる漁業権を付与することとしている。そうすると、漁業権は、物権とみなされる財産権であるが、行政庁の免許という行政行為によって設定される権利といえ、免許されない限り、権利自体が発生することはない。また、他の多くの財産権と異なり、その存続期間が法定され、期間の経過により免許の効力が失われれば、権利自体も消滅する性質のもので解される。漁業権が存続期間の経過により消滅することは、現行漁業法における漁業権の本質的な内容というべきである。以上のような、現行漁業法の規定の内容、趣旨、漁業権の性質、内容等の事情を総合考慮すれば、漁業協同組合等に対して免許された共同漁業権は、法定の存続期間の経過により消滅すると解すべきであり、当該共同漁業権の消滅後に当該漁業協同組合等に対して新たに免許された共同漁業権は、飽くまでもその免許によって設定された新たな権利であり、当該共同漁業権とは別個の権利であって法的な同一性を有するものではないと解するのが相当である。本件確定判決の口頭弁論終結時点におけるY₁らの本件開門請求権及び漁業行使権が由来する、佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所、島原漁業協同組合及び有明漁業協同組合（以下「本件各組合」という。）に免許された五つの共同漁業権は、いずれも本件確定判決の口頭弁論終結後である免許期間の経過により消滅したものと認められる。そして、漁業行使権は、共同漁業権から派生する権利である以上、共同漁業権の消滅により、これに由来するY₁らが有する漁業行使権もそれぞれ消滅したものであるところ、漁業行使権に基づく開門請求権は、物権的請求権の性格を有するものであるから、その前提となる漁業行使権が消滅すれば、当然に物権的請求権である開門請求権も消滅することとなる。以上によれば、本件確定判決の口頭弁論終結後にY₁らの本件開門請求権が消滅したことが認められ、これが異議事由となることは明らかである。

3審判決（最高裁令和元年9月13日第二小法廷判決）は、令和元年5月22日付けで上告を棄却する決定をするとともに、上告受理申立て理由の一部につき

上告を受理する決定をし、同年7月26日に口頭弁論を開いた。その後、要旨以下のとおり判示して、原判決を破棄し、原审に差し戻した。

本件各確定判決が、飽くまでも将来予測に基づくものであり、開門の時期に判決確定の日から3年という猶予期間を設けた上、開門期間を5年間に限って請求を認容するという特殊な主文を採った暫定的な性格を有する債務名義であること、前訴の口頭弁論終結日から既に長期間が経過していることなどを踏まえ、前訴の口頭弁論終結後の事情の変動により、本件各確定判決に基づく強制執行が権利の濫用となるかなど、本件各確定判決についての他の異議の事由の有無について更に審理を尽くさせるため、本件を原审に差し戻す。

差戻審判決（福岡高裁令和4年3月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Y₁らの請求を認容した。

（権利濫用又は信義則違反について）本件各組合に免許された五つの共同漁業権の対象となる主な魚種全体の漁獲量及び組合員として実際に漁業に当たっている者の一人当たりの漁獲量は、本件各確定判決の口頭弁論終結後、増加傾向にあり、その限度では、本件各確定判決の口頭弁論終結当時より侵害の程度は軽減し、今後もこのような傾向が見込まれる。また、本件各排水門の適時・適切な開閉操作も、近時の気象状況等を前提にする限り、本件各確定判決の想定よりもより困難な状況にある。水害被害軽減のための対策工事も実現の目途が立たず、これを実施せずに本件各排水門を常時開放した場合、被害がより一層深刻となる可能性がある。さらに、本件各確定判決の口頭弁論終結時と比較して、本件各排水門を常時開放した場合に生じる営農上の支障は大きい。また、Xが、別の司法判断により本件各排水門を開放してはならない旨の法的義務を負ったこと、本件確定判決と相いれない他の司法判断も複数されていること、Y₁らが受領した間接強制金が総額12億3,030万円であること等の事情も存在する。このように、本件各確定判決の口頭弁論終結時と比較して、Y₁らが有する漁業行使権に対する影響の程度は軽減する方向となる一方、潮受堤防の締切りの公共性等は増大する方向となった。よって、現時点（本件の口頭弁論終結時である令和3年12月1日）において、Y₁らの救済として作為等の請求までを認めるに足る違法性があるとはいえない。以上によれば、現時点においては、Y₁らによる本件各確定判決に基づく強制執行は、権利濫用に当たり、又は、信義則に照らし、許されない。

最高裁判所は、Y₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民事訴訟法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 開門請求控訴事件（福岡高裁令和2年（ネ）第342号、令和5年3月28日判決）

本件は、Y（国、被告・被控訴人）が、国営諫早湾土地改良事業（以下「本件事業」という。）を行い、諫早湾干拓地潮受堤防（以下「本件潮受堤防」という。）を設置し、海洋を締め切るとともに、締め切った部分の内側を調整池として淡

水化したところ、諫早湾内で漁業を営むX₁（原告・控訴人）らは、その締切りにより、諫早湾内の漁場環境が悪化し、X₁らの漁業行使権が侵害されたと主張して、Yに対し、漁業行使権に基づき、潮受堤防の北部及び南部に設置されている各排水門について、潮受堤防により締め切られた調整池に海水を流入させ、海水交換できるように各排水門の開門操作をすることを求めた事案である。

1審判決（長崎地裁令和2年3月10日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（漁業行使権侵害の有無等及び本件潮受堤防の締切りとの因果関係の有無について）諫早湾の環境変化に関し、本件事業に伴う本件潮受堤防の締切りによって、諫早湾内の潮流速が低下したこと、成層化が進行したこと、諫早湾の湾奥部及び湾中央部に調整池からの排水による有機物等が沈殿していることが認められ、これらが諫早湾内の湾奥部及び湾中央部の貧酸素化及び底質における浮泥の堆積の進行の一因となっており、湾奥部においてはこれに加えて硫化水素が発生していることが認められる。しかし、これらの現象に対する潮受堤防の締切りによる寄与の程度が大きなものであるとは認められない。また、本件潮受堤防の締切りによる潮流速の低下や調整池からの排水等によって、諫早湾における赤潮の発生が増加したとは認められない。さらには、潮受堤防の締切りによる漁業種ごとの漁場環境の悪化及び漁業被害についても認められない。以上によれば、X₁らの個別の漁業被害の有無について検討するまでもなく、X₁らの漁業行使権が侵害されているとは認められない。

本判決は、要旨以下のとおり争点について改めたほか、控訴審におけるX₁らの主張に対する判断を付加し、X₁らの控訴を棄却した。

（組合員行使権侵害の有無、本件事業ないし本件潮受堤防締切りと漁場環境の悪化との因果関係の有無について）本件事業による干潟の水質浄化等の機能の喪失に加え、本件潮受堤防の締切りによる潮流速の低下、成層化、貧酸素化の進行、赤潮の発生件数の増加、底質環境の悪化（浮泥の堆積、硫化水素の発生）等の要因が複合して、諫早湾の漁場環境の悪化を招来した高度の蓋然性があると認めるのが相当である。そして、①本件潮受堤防の締切りにより、諫早湾のアサリ資源が減少し、その漁獲量が減少したとまで認めるのは困難であり、②諫早湾において、タイラギの漁獲量が急減し、平成5年以降、ほとんど漁獲がない状況が継続しているのは、本件事業ないし本件潮受堤防の締切りにより招来された漁場環境の悪化がその要因となっている高度の蓋然性があり、③本件潮受堤防の締切りにより、諫早湾におけるカキの漁獲量が減少したというのは困難であり、④本件事業ないし本件潮受堤防の締切りにより招来された漁場環境の悪化が、諫早湾における漁船漁業の漁獲量の減少要因となっている高度の蓋然性があり、⑤本件潮受堤防の締切りにより、諫早湾におけるノリの漁獲量が減少したというのは困難である。以上によれば、本件事業ないし本件潮受

堤防の締切りによる漁場環境の悪化により、諫早湾におけるタイラギ漁業及び漁船漁業の漁獲量が減少し、かかる状態が将来にわたり継続することが具体的に予想され、X₁らの組合員行使権が一部侵害されているというべきである。

（組合員行使権侵害に基づく妨害排除又は妨害予防請求の可否について）被侵害利益（組合員行使権）は、組合員であるX₁らの生活基盤にかかわる権利であり、十分に尊重されるべきものであるとはいえ、その性質は基本的に財産的権利であり、その侵害は必ずしも人格権等の非財産的権利の侵害を伴うものではない。当該被侵害利益の性質と内容、本件事業の公共性、公益性といった対立する利益等を総合して利益衡量をすると、本件において、被侵害利益に対する救済を損害賠償にとどめるのでは足りず、X₁らは、妨害の排除又は予防を請求することができると解するのは困難である（上告・上告受理申立て）。

ウ 損害賠償等請求事件（長崎地裁平成30年（ワ）第18号ほか、令和5年6月27日判決）

本件は、国営諫早湾土地改良事業（以下「本件事業」という。）により造成された干拓地内の農地（以下「本件干拓農地」という。）について、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権（賃借権）の設定を受けて農業を営んでいたX₁（原告）らが、本件干拓農地には、カモ食害、冷害・熱害及び排水不良等を生じさせる瑕疵があり、Y₁（国、被告）らが、上記瑕疵が存在するのに優良農地であるとの虚偽の宣伝をして営農を誘因し、被害を生じさせたなどと主張して、Y₁に対し、国家賠償法1条1項又は2条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、賃借権に基づき、本件事業により建設された潮受堤防の北部及び南部に設置されている各排水門の開門に関し、諫早湾の海水を調整池に流入させ、海水交換できるように開門操作をすることを求めた事案である。

本判決は要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（X₁らの被害の有無及び原因について）カモ食害について、食害ガモの観測数は、潮受堤防の締切後に減少傾向となり、営農開始後に増加傾向に転じているものの、締切前の水準には達していないことからすると、本件事業の工事期間中に減少していた食害ガモが従前の水準に回復しつつあるにとどまり、本件事業による潮受堤防の締切り及び調整池の造成により、食害ガモが増加したとは認められず、また、調整池の水質に由来する餌不足のために、食害ガモによる農作物への被害が増加したとも認められない。

気象変動による冷害・熱害について、九州農政局作成の環境モニタリング結果では、本件事業の前後における干拓地周辺の観測結果について、気象の年変動によるものと考えられると指摘されていることから、気象変動が本件事業による潮受堤防の締切り及び調整池の造成に起因して生じたとは認められない。

排水不良について、Y₁らが干拓地の排水不良対策を講じてきたことは、排水不良の問題が継続していたことを示すものといえるが、X₁らのほ場におい

て排水不良が生じていたか否か、その時期及び原因について、個別具体的に検討した結果、いずれもY₁らの責任に起因して被害が生じたとは認められない。

（虚偽宣伝等について）本件干拓農地における公募に至る過程で、Y₁らが作成した各種資料、その中で示された営農モデル、営農実証試験等の結果等は、第1期公募基準及び説明会の資料として用いられたが、上記各資料等の記載は、その時点までに集積された知見に基づく情報や、それらを基に策定した営農モデルであることを理解し得る内容のものであり、その当時の知見に照らして、虚偽の内容が記載されていたとは認められず、公募の過程において虚偽の宣伝がされたとは認められない。

（開門請求の可否について）開門請求をする原告2名は、本件干拓農地の賃借権を有していないから、同賃借権に基づく開門請求は、前提を欠き、理由がない（控訴）。

(7) その他

ア マイナンバー（個人番号）利用差止等請求上告事件（最高裁令和4年（オ）第39号、令和5年3月9日第一小法廷判決）

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和3年法律第36号による改正前のもの。以下「番号利用法」という。）により個人番号を付番されたX₁（原告・控訴人・上告人）らが、Y（国、被告・被控訴人・被上告人）が番号利用法に基づきX₁らの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集、保管、利用又は提供（以下、併せて「利用、提供等」という。）をする行為は、憲法13条の保障するX₁らのプライバシー権を違法に侵害するものであると主張して、Yに対し、プライバシー権に基づく妨害予防請求又は妨害排除請求として、X₁らの個人番号の利用、提供等の差止め及び保存されているX₁らの個人番号の削除を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の支払を求めた事案である。

1審判決（福岡地裁令和2年6月15日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

憲法13条の規定により、何人も、個人の私生活上の自由の一つとして、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解されるが、憲法13条が自己情報コントロール権を具体的な内容を有する権利として保障しているものとは解されない。番号制度における個人番号と結びつけられた個人情報は、漏えいした場合や目的外利用された場合に個人のプライバシーが侵害される危険性是否定できないところ、番号利用法及び番号制度は、行政運営の効率化、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上という正当な目的の下、慎重な取扱いを要する場合がある個人情報や特定個人情報について、漏えい及び目的外利用等を防ぐ法制度上又はシステム技術上の措置が執られているというべきであり、法令等の根拠に基づかず

に又は正当な行政目的の範囲を逸脱して収集、保管、利用、開示又は公表される具体的な危険があるとはいえない。したがって、番号制度によって、憲法13条により保障された原告らの個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由が侵害されているとはいえない。また、法令等の根拠に基づかずにX₁らの個人情報について名寄せ・突合、プロファイリング及び成りすましの被害が生じる具体的な危険があるとはいえないから、X₁らの個人番号や特定個人情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに関する情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益その他の人格的自律権や表現の自由が違法に侵害されることはない。

2審判決（福岡高裁令和3年9月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審の判断を維持し、X₁らの控訴をいずれも棄却した。

番号制度は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、目的を達成するために必要な範囲を超えた利用及び提供は許容されていないから、法令の根拠に基づき、行政運営の効率化、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上という正当な行政目的の範囲内で行われるものと認められる。そして、番号利用法及び番号制度は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供ができる場合を限定した上で、個人番号の適切な管理を担保するために、情報漏えいや目的外利用を防止するために必要な制度的措置を講じており、不正アクセスによる情報漏えいを防止する技術上の措置を講じられていることが認められるから、番号制度に法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているとは認められない。したがって、X₁らの個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものと認めることはできない。

本判決は要旨以下のとおり判示して、X₁らの上告を棄却した。

番号利用法は、個人番号等の有する対象者識別機能を活用して、情報の管理及び利用の効率化、情報連携の迅速化を実現することにより、行政運営の効率化、給付と負担の公平性の確保、国民の利便性向上を図ること等を目的とするものであり、正当な行政目的を有するものであり、また、同法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、上記の正当な行政目的の範囲内で行われているといえる。

さらに、番号利用法は、個人番号の利用や特定個人情報の提供について厳格な規制を行うことに加えて、特定個人情報の管理について、特定個人情報の漏えい等を防止し、特定個人情報を安全かつ適正に管理するための種々の規制を行うこととしているほか、システム技術上の観点から、特定個人情報の漏えいや目的外利用等がされる危険性は極めて低いものといえる。

以上の点を踏まえると、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等に

関して法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が発令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているとはいえず、行政機関が番号利用法に基づき特定個人情報の利用、提供等をする行為は、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないと解するのが相当である。

イ 安保法制違憲国家賠償請求上告・上告受理事件（最高裁令和4年（オ）第1402号・同年（受）第1771号、令和5年9月6日第二小法廷決定）

本件は、X₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、(1)①内閣が平成26年7月に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行ったこと、②内閣が平成27年5月にいわゆる平和安全法制整備法及び国際平和支援法に係る各法律案の閣議決定及び国会への提出を行い、国会が同年9月に各法律案を可決成立させたこと（以下、(1)に係る各行為を「本件各行為」という。）、(2)①国が駆け付け警護の任務が付与された自衛隊の部隊を南スーダン共和国へ派遣したこと、②国が武器等防護の実施として海上自衛隊護衛艦によるアメリカ合衆国海軍艦船の護衛を行ったこと（以下、(2)に係る各行為を「本件各実施行為」という。）がいずれも憲法に違反して違法であり、X₁らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害賠償（1人当たり10万円）を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和元年11月7日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（平和的生存権について）憲法前文は、憲法の基本的精神及び理念を表明したものであって、そこに表明されたものが憲法本文の各規定を解釈する指針となり得ることがあるとしても、それ自体が具体的権利の賦与やその保障を定めたものと解し難く、憲法前文を根拠にして、個々の国民に対して平和的生存権という具体的権利ないし利益が保障されているものと解することはできない。また、憲法9条は、国家の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであり、同条を平和的生存権の根拠とすることはできず、憲法13条によっても、平和の概念が抽象的で、平和的生存権の具体的内容を認め難いことから、平和的生存権がX₁ら個人に具体的な権利ないし法的利益として賦与されたとはいえない。

（人格権について）本件各行為は閣議決定及び立法行為であり、それ自体がX₁らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為とは言い難く、また、現時点において我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、X₁らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものとは認め

難い。また、X₁らが本件各行為により、戦争に巻き込まれて自分自身の身に危険が及ぶことへの恐怖等を覚えていることが認められるが、本件各行為は、政策決定ないし立法行為そのものであって、我が国の国民一般に及ぶものである。そのため、X₁らの精神的苦痛は、本件各行為を戦争への加担ないしテロ攻撃による被害を導くものとして理解を共通にする国民一般に広く生じ得る恐怖等とみるほかなく、意見表明や政治活動を通じて社会生活で回復されるべき事柄というべきであるから、社会通念上受忍すべき限度を超えたとはいえない。

（憲法改正・決定権について）憲法96条1項が、特定の問題に関する憲法改正の発議の有無につき、個々の国民に対して何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難い。X₁らが主張する精神的苦痛は、自らの信念が国会において尊重されず、強行採決等により蹂躪されたことによるものと解するとして、X₁らと同様の憲法解釈を共有する国民一般において生じ得る公憤ないし義憤とみるほかない。

（本件各実施行為について）本件各実施行為により我が国が他国から武力行使の対象とされているとは認められないから、X₁らについて生命、身体の安全や、平穏な生活を送る利益といったものが侵害されているとはいえない。

2審判決（東京高裁令和4年5月24日判決）も、X₁らが本件各行為及び本件各実施行為により侵害されたと主張する平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権は、いずれもその内実において国民各人の具体的な権利ないし法的利益であるとはいえず、本件各行為及び本件各実施行為によってX₁らの国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害はないから、これらの行為が国賠法1条1項において違法とはいえず、X₁らの請求は理由がないと判断するとして、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民事訴訟法が規定する事由に該当しないと見て、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 憲法53条違憲国家賠償請求上告事件（最高裁令和4年（才）第765号・同年（受）第954号、令和5年9月12日第三小法廷判決）

本件は、国会議員であるX（原告・控訴人・上告人）が、憲法53条後段に基づき、内閣に対して臨時会の召集を要求したところ、内閣が、同要求後98日が経過するまで臨時会を召集しなかったことにつき、内閣は合理的な期間内に臨時会を召集するべき義務があるのにこれを怠った結果、国会議員としての権能を行使することができなかったと主張して、Y（国、被告・被控訴人・被上告人）に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害賠償（110万円）を求めたものである。

1審判決（岡山地裁令和3年4月13日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（内閣による臨時会の召集の決定が憲法53条後段に違反するかの法的判断に

裁判所の司法審査権が及ぶかについて）憲法53条後段に基づく内閣の臨時会の召集は、単なる政治的義務ではなく、憲法上明文をもって規定された法的義務であると解される。また、同条後段は、その召集時期について明文上の定めを置いていないものの、内閣は、同条後段に基づく臨時会の召集要求がされた後、召集手続等を行うために通例必要な合理的期間内に臨時会を召集する法的義務があるものと考えられる。そうすると、内閣による同条後段に基づく臨時会の召集の決定の判断には、召集時期に係る判断も含め、高度な政治的判断が介在するものではなく、その判断が政治部門の判断に任せられ、最終的には国民の政治判断に委ねる事項とは解されないから、同条後段に基づく内閣による臨時会の召集の決定は、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為として、司法審査の対象外であるということとはできない。

（憲法53条後段に基づく臨時会の召集要求があった場合において、内閣は、個々の国会議員に対し、国賠法1条1項適用上の職務上の法的義務として、臨時会の召集を行うことを決定する義務を負うかについて）内閣が、臨時会を召集せず、あるいは不当に臨時会の召集を遅延したとしても、当該召集要求をした国会議員が被る不利益は、臨時会における自由な討論等を通じて「全国民の代表」としての国会議員の役割を果たすことができなくなるというものであり、国会議員個人の権利又は法律上保護される利益が侵害されたものということとはできず、内閣が、個々の国会議員に対して負担する職務上の法的義務に違反したものと評価することはできない。また、召集要求をしなかった国会議員もその出席の機会を奪われることになるにもかかわらず、内閣が、召集要求をした個々の国会議員に対してのみ、臨時会を召集すべき義務を負うものと解して、国賠法1条1項に基づく損害賠償を認めるのは相当ではない。よって、憲法53条後段は、飽くまで「いづれかの議院の総議員の4分の1以上の要求」があった場合に、内閣において、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定する憲法上の義務を負わせるにとどまり、国賠法1条1項の適用上、個々の国会議員の法的権利又は法律上保護される利益として、臨時会召集要求権を規定したものとはいえず、内閣が、個々の国会議員に対して、臨時会の召集を決定すべき義務を負うものとは解されない。

2審判決（広島高裁岡山支部令和4年1月27日判決）は、要旨以下①のとおり判断を付加し、控訴審における当事者の補足的主張に対する判断として②を加えた上で、1審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

（①憲法53条後段の個々の国会議員における私益性の有無について）憲法53条後段に基づく臨時会召集要求権は、実質的に国会と内閣という機関相互間の権限の問題であり、同召集要求に参加した各個別の国会議員は、召集要求自体において、公益を離れ、あるいは公益に解消されない憲法上保障され又は保護されている権利利益（主観的利益である国賠法上保護される権利利益）を有し

ないというべきであるから、内閣がXとの関係で職務上の法的義務違背を生じることもないというべきである。

(②Xの国会活動の侵害の有無について) 内閣による臨時会の召集要求に対する懈怠によって、国会との機関相互間における権限行使、不行使にとどまらず、Xの国賠法上保護される権利利益をも侵害されたときには、Xは、国民の権利義務ないし法律関係である国に対する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権を取得し得るところ、上記懈怠が直接侵害したといえるのは、Xの国会活動ではなく、本件召集要求(憲法53条後段に基づく臨時会召集要求)である。臨時会召集要求権が実質的に国会の内閣に対する権限であり、これによって召集されるべき臨時会において、Xとその余の議員が区別なく活動するのだから、Xの憲法53条後段による臨時会における国会活動が、憲法53条前段による臨時会と同様、格別に保護されるものでないことは明らかであり、本件召集要求に参加したXは、主観的利益である国賠法上保護される権利利益を有しないというべきである。しかも、Xが侵害されたと主張する国会活動は、臨時会が召集されたらばなし得たであろう国会活動を指しているにすぎず、Xが主張する国会活動の内容は、仮定的ないし抽象的な可能性をいうにとどまっているといわざるを得ない。国賠法1条1項は、仮定的ないし抽象的な可能性を保護の対象にするものではないから、内閣が仮定的ないし抽象的な国会活動の可能性を有するにとどまるXとの関係で法的義務違背を生じることもないというべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの上告を棄却した。

憲法53条は、国会と内閣との間における権限の分配という観点から、内閣が臨時会召集決定をすることとしつつ、これがされない場合においても、国会の会期を開始して国会による国政の根幹に関わる広範な機能の行使を可能とするため、各議院を組織する一定数以上の議員に対して臨時会召集要求をする権限を付与するとともに、この臨時会召集要求がされた場合には、内閣が臨時会召集決定をする義務を負うこととしたものと解されるのであって、個々の国会議員の臨時会召集要求に係る権利又は利益を保障したものとは解されない。内閣は、憲法53条後段の規定による臨時会召集要求があった場合には、臨時会召集要求をした国会議員が予定している議員活動の内容にかかわらず、臨時会召集決定をする義務を負い、臨時会召集要求をした国会議員であるか否かによって召集後の臨時会において行使できる国会議員の権能に差異はない。そうすると、同条後段が、個々の国会議員に対し、召集後の臨時会において議員活動をすることができるようにするために臨時会召集要求に係る権利又は利益を保障したものとは解されず、同条後段の規定による臨時会召集決定の遅滞によって直ちに召集後の臨時会における個々の国会議員の議員活動に係る権利又は利益が侵害されるということもできない。したがって、憲法53条後段の規定による臨時

会召集要求をした国会議員は、内閣による臨時会召集決定の遅滞を理由として、国賠法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないと解するのが相当である。

エ 第二次世界大戦戦没者合祀絶止等請求控訴事件（東京高裁令和元年（ネ）第2783号、令和5年5月26日判決）

本件は、大韓民国（以下「韓国」という。）国籍を有するX₁（原告・控訴人）らが、Y₁（国、被告・被控訴人）が、Y₂（被告・被控訴人）に、第二次世界大戦における戦没者の情報を提供し（以下「本件情報提供行為」という。）、神社であるY₂が、提供された情報に基づいて各戦没者を合祀し、現在に至るまでそれを継続していること（以下「本件各合祀行為等」という。）は、Y₁らの共同不法行為又は単独不法行為に当たるなどと主張して、Y₁に対し、人格権に基づく妨害排除請求又は名誉毀損についての原状回復請求として、被合祀者の事実情報の提供告知の撤回等を求めた事案である。

1 審判決（東京地裁令和元年5月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（①X₁らの法的利益の侵害の有無について）人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことがあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることはできないというべきである。すなわち、信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相いれない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているものというべきである（最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁（以下「最高裁昭和63年判決」という。）参照。）。そうすると、このような自己の信仰と相いれない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対する不快感や嫌悪感などの宗教上の感情を直ちに法的利益として認めることはできず、他者の宗教的行為が強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するに至ったときに初めて、上記の宗教上の感情は、信教の自由に対する妨害を伴うものとして、法的保護に値すると解するのが相当である。これを本件についてみると、Y₂による本件各合祀行為等は、宗教法人であるY₂に保障されている信教の自由によりすることができる宗教的行為であることが明らかであり、そのような行為が、最高裁昭和63年判決にいう強制や不利益の付与を伴うものとも認め難いから、本件各合祀行為等による家族の人格の紐帯の中で本件各被合祀者を敬愛追慕する人格権、習俗的追悼権及び宗教上の人格権の侵害をいうX₁らの主張は採用できない。また、本件各合祀行為等がX₁ら主張の上記各権利ないし法的利益を侵害するものとはいえない以上、本件情報提供行為によっ

てこれらの権利ないし法的利益が侵害されたということもできない。

（②本件情報提供行為の違法性の有無について）政教分離規定は、国家が宗教との関わり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教との関わり合いをもたらす行為の目的及び効果に鑑み、その関わり合いが相当とされる限度を超える場合にこれを許さないとするものと解すべきである。これを本件情報提供行為についてみると、本件情報提供行為は、合祀を行うために必要な情報の提供を求める相被控訴人神社の要請に応じて、一般的な調査回答業務の一環として行われていたものと考えられること、Y₁は、他の団体に対しても同様に戦没者情報を提供していること、合祀基準を決定し、それに基づいて合祀を行っていたのは飽くまでY₂であることなどから、本件情報提供行為がY₂の他の宗教に対する圧迫等になるとは認められず、憲法20条3項に違反する宗教的活動に当たらない。したがって、X₁らの信教の自由が制限されたなどとは認められないため、本件情報提供行為は、違法ではない。

本判決は、要旨以下のとおり補足したほかは、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

（②について）本件情報提供行為によって法的保護の対象となるX₁らの権利又は利益が侵害されたということとはできない（上告・上告受理申立て）。

オ 原爆被爆二世国家賠償請求事件（広島地裁平成29年（ワ）第170号、同第692号、令和元年（ワ）第1403号、令和5年2月7日判決）

本件は、広島市に投下された原子爆弾（以下「原爆」という。）による「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下「被爆者援護法」という。）1条所定の「被爆者」の子（親の被爆時に胎児であった者を除く。以下「被爆二世」という。）であるX₁（原告）らが、原爆の放射線被害の遺伝的影響と考えられる疾病に罹患するなど、親の受けた放射線被害による影響が否定できないことによる健康不安に苛まれており、被爆者援護法による援護を受ける被爆者等と同等の援護を受ける権利が憲法13条によって保障され、また、被爆者等との差別的取扱いが憲法14条1項に違反することから、Y（被告、国）には、被爆二世を援護の対象に含める法律の制定や改正を行う義務があるにもかかわらずこれを怠った旨主張して、Yに対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料の支払を求めた事案である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（憲法13条違反について）憲法には、いわゆる戦争損害について措置を講ずる立法を積極的に命ずる明文の規定はなく、また、戦争損害は、国の存亡に関わる非常事態の下で、国民が等しく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償や援護は憲法が予想しないところというべきであり、戦争損害に対する援護や補償の要否及びその在り方は、事柄の性質上、財政、経済、社会政策等の国政全般にわたった総合的な政策判断を待って初めて決し得

るものであって、国家財政、社会経済、戦争によって国民が被った被害の内容、程度に関する資料を基礎とする国会の裁量的権限に委ねられるものと解するのが相当であるため、被爆二世であるX₁らが健康不安に対する措置を国に求める権利が憲法13条により保障されているとはいえない。

（被爆者援護法の被爆者やみなし被爆者と被爆二世の取扱いの差異について）被爆者援護法は実質的には国家補償の配慮が制度の根底にあることは否定できないものの、社会保障法としての公的医療給付立法と同様の性格を持つものでもある。したがって、原爆の放射能に起因する健康被害を受けた者及びその可能性のある者をどの範囲で援護の対象とするかは、被爆者援護法の趣旨目的を踏まえた、国会の合理的な裁量的判断に委ねられているというべきであり、X₁らの主張する立法不作為が憲法14条1項に違反するかどうかは、被爆者援護法の被爆者やみなし被爆者の取扱いと、被爆二世の取扱いの各差異が、合理的な理由を欠く不当な差別的取扱いであり、国会の上記裁量の逸脱・濫用と評価できるかにより判断するのが相当である。被爆者援護法が、被爆者の認定に当たり、個々の申請者が原爆の放射線の影響を受けたこと自体を要件としておらず、申請者において原爆放射線の影響により健康被害が発生したことについて科学的な立証をすることが想定されていないことからすると、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」とは、原爆の放射能を直接被曝したことにより健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者と解するのが相当であり、ここでの「可能性」の実質は、「健康被害が生じることが科学的に裏付けられた直接被曝をした可能性」である。これに対し、ヒトに関する放射線被曝の遺伝的影響については、いまだ研究途上にあり、現在の科学的知見において、放射線被曝の遺伝的影響による健康被害の可能性が明確に否定されているとはいえないものの、ヒトに関する放射線被曝の遺伝的影響があることが通説の見解や有力な見解として一般的に認識されているとは認められない。このように被爆二世は、原爆による放射線の影響を直接受けた者からの遺伝的影響による健康被害の可能性が否定できない者であるが、ここでの「可能性」の実質は、「放射線の遺伝的影響による健康被害の発生が科学的に承認も否定もされていないという意味での可能性」といえる。そうすると、被爆者援護法の「被爆者」と被爆二世とでは原爆放射線の影響を受けて健康被害が生ずる可能性がある者という広い意味では共通する部分があるものの、その背景にある科学的知見の有無や精度には質的に大きく異なるものがあるといえる。また、被爆者援護法のみなし被爆者は、原爆放射線の影響を受けて健康被害が生ずる可能性がある者であるが、ここでの「可能性」の実質は、「被爆者」と同様に、「健康被害が生じることが科学的に裏付けられた直接被曝をした可能性」ということができ、これに対し、被爆二世においては前述のとおりであり、その背景にある科学的

知見の有無や精度には質的に異なるものがあるといえる。これらの事実上の差異からすれば、被爆者援護法の被爆者やみなし被爆者と同等の措置を被爆二世に行う立法措置を講じないことが、直ちに合理的な理由のない不当な差別的取扱いであると評価することはできず、憲法14条1項に違反するとは認められない（控訴）。

行政訟務課

法務省組織令第48条、第51条

令和5年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 文書不開示処分取消等請求事件（東京地裁令和5年（行ウ）第11号）

本件は、X（原告）が、警察庁長官に対し、Xが暴力団員あるいは元暴力団員であるとの内容が記載された文書、又は同人に関する「暴力団個人ファイル」と題する文書について個人情報の保護に関する法律77条1項に基づき保有個人情報の開示請求を行ったところ、同長官が、存否を答えるだけで同法78条5号の不開示情報を開示することになるため、同法81条に基づき存否応答拒否を理由とした不開示決定をしたことから、当該決定の取消し及び全部開示決定の義務付けを求めるものである。

イ 不開示決定処分取消請求事件（大阪地裁令和5年（行ウ）第45号）

本件は、大学教授である原告が、訴外宗教法人Aが名称変更したことに関連し、①Aが名称変更を申請した時の一切の書類、②文部科学大臣がAの名称変更を認証した時の一切の書類、③Aが名称変更の申請を受理しなければ違法である旨主張した文書、④文部科学省がAの名称変更を認証するに至った協議検討の文書などの開示請求について、処分行政庁（文化庁長官）が行った不開示決定は、何ら文書の特定もせず、法的保護に値する具体的な不開示理由を示していないことから、違法であると主張して、当該決定の取消し及び開示決定の義務付けを求めるものである。

(2) 選挙関係

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件（東京地裁令和5年（ワ）第17364号、東京地裁令和5年（行ウ）第299号）

本件は、令和5年4月9日及び同月23日に実施された統一地方選挙に立候補の届出を提出したが、被選挙権年齢に満たないことを理由として、当該届出を受理されなかった原告らが、都道府県知事、都道府県議会議員、市町村議会議員の被選挙権年齢を定める公職選挙法10条1項3号ないし5号の各規定が憲法前文、1条、14条1項、15条1項、同条3項、22条1項、43条1項、44条但書、92条及び

93条に違反すると主張して、主位的に次回統一地方選挙において、被選挙権を行使することができる地位にあることの確認、予備的に次回統一地方選挙において、被選挙権年齢に満たないことを理由として被選挙権の行使をさせないことが違法であることの確認を求めるとともに、被選挙権の行使に必要な諸規定を整備する法改正をしなかった立法不作為によって精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償（10万円）を求めるものである。

(3) 厚生行政関係

第2次「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件（広島地裁令和5年（行ウ）第18号）

本件は、主として、原子爆弾投下当時に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の援護対象区域外かつ第一種健康診断特例区域外に所在していたX₁（原告）らが、Y₁（広島市長、被告）又はY₂（広島県知事、被告）に対し、いわゆる「黒い雨」訴訟広島高裁判決で認められた「黒い雨」降雨域の外で「黒い雨」に遭ったことなどが同法1条3号に該当するとして、被爆者健康手帳の交付申請及び健康管理手当の認定申請をしたところ、これらを却下する処分を受けるなどしたことから、Y₁又はY₂に対し、上記却下処分の取消し及び被爆者健康手帳等の交付の義務付けなどを求めるものである。

(4) 原子力行政関係

認可等処分取消等請求事件（福島地裁令和5年（行ウ）第11号ほか）

本件は、福島県その他日本各地に居住する漁業関係者及び一般住民からなるX₁（原告）らが、ALPS処理水の海洋放出がY₁（国、被告）及びY₂（A株株式会社、被告）による福島第一原子力発電所事故の被害者に対する故意の加害行為であるとした上で、同海洋放出により漁業生産物の販売が著しく困難となり、同生産物の摂取に伴う将来の健康被害への不安がもたらされるなどと主張して、Y₁に対しては、原子力規制委員会のY₂に対する①令和4年7月22日付けALPS処理水希釈放出設備の基本設計等に係る実施計画変更認可処分の無効確認及び同処分の取消し義務付け、②令和5年5月10日付けALPS処理水の海洋放出運用体制等に係る実施計画変更認可処分の取消し、③同年7月7日付けALPS処理水希釈放出設備等の使用前検査終了証の交付の取消しを、Y₂に対しては、民事上の請求としてALPS処理水の海洋放出の差止めを求めるものである。

(5) その他

ア 不認定処分取消請求事件（ハンセン家族訴訟）（東京地裁令和4年（行ウ）第529号）

本件は、ハンセン病の元患者（入所者）である祖父と同居していた母の子であるX（原告）が、祖父がハンセン病を発症した当時、Xは母の胎内にあり、出生までの期間、母は祖父と同居していたのであるから、Xと祖父は同居していたといえ、また、Xは祖父と同居していた母の胎内にあり偏見差別の対象と

なりうることからすれば、Xはハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律2条2項5号（ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの）に該当すると主張して、厚生労働大臣がXに対してした同法による補償金の支給する権利を認定しないことと決定する旨の処分の取消しを求めるものである。

イ オンライン資格確認義務不存在確認等請求事件（東京地裁令和5年（行ウ）第81号、同第162号、同第372号）

本件は、健康保険法に基づく登録を受けた保険医として、健康保険上の被保険者としての資格を有する患者に対し療養の給付（診察等の医療サービス）を行っている医師又は歯科医師であるX₁（原告）らが、患者がオンラインでの当該資格確認を求めた場合にはその求めに応じることを保険医に義務付けるなどした改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則3条2項及び4項（いずれも令和5年4月1日施行）は、健康保険法70条1項による委任がなく、又は委任の範囲を逸脱しており、違憲又は違法で無効であると主張して、Y（国）に対し、①X₁らが自ら開設し、保険医として従事する保険医療機関が、令和5年4月1日以降に、患者から健康保険法3条13項に規定する電子資格確認により療養の給付を受けることを求められた場合に、(i) マイナンバーカードによるオンラインでの健康保険の被保険者資格の確認をする義務のないことの確認及び(ii) オンラインでの健康保険の被保険者資格の確認ができるようあらかじめ必要な体制を整備する義務のないことの確認を求めるとともに、②違憲違法なオンライン資格確認の義務化を内容とする規則の改正等により自己の職業活動又はその継続に対する不安のため精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づく原告1人当たり10万円の慰謝料の支払を求めるものである。

ウ 資産凍結等の措置の対象者として指定した処分の取消等請求事件（東京地裁令和5年（行ウ）第290号）

本件は、ロシア連邦に本社を置く民間の銀行であるX（原告）が、外国為替及び外国貿易法等に基づき同国の個人、団体に対して行われている支払規制措置及び資本取引規制措置に関し、Xを対象団体として指定する外務大臣の告示（令和4年3月3日付け。以下「本件告示」という。）が行政処分にあたるとしてこれを取り消すよう求めて審査請求したところ、外務大臣がこれを却下する裁決（以下「本件裁決」という。）をしたことから、本件告示及び本件裁決の取消しを求めるものである。

エ 再発防止処分取消請求事件（東京地裁令和5年（行ウ）第210号）

本件は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律5条3項の報告事項の不報告を理由として、公安調査庁長官の請求により公安審査委員会が令和5年3月13日付けでした同法8条に基づく再発防止処分を受けた宗教団体

であるX（原告）が、資産等に関する同法5条の報告をしなかった事実はなく、Xがした報告内容によりXが無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難となった事実もないため、同法8条に規定する要件を満たさず、本件再発防止処分は、Xやその構成員の信教の自由、宗教的結社の自由等を侵害する過重なものであり、公安審査委員会が有する裁量権を濫用し又はその範囲を逸脱し、違法であると主張して、本件再発防止処分の取消しを求めるものである。

（同種事案）4件 東京地裁令和5年（行ウ）第415号ほか

2 判決・決定等があった事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 行政文書不開示決定処分取消請求上告・上告受理事件（最高裁令和5年（行ツ）第117号、同年（行ヒ）第117号、令和5年6月23日第二小法廷決定）

本件は、平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震及び同地震に伴う津波により、東京電力福島原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）の発生後政府が設置した「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」が作成した聴取結果書（771名分）について、X₁（原告・控訴人）ら6名が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき、それぞれ開示請求をしたが、その全部又は一部を開示とする旨の各決定を受けたため、これらの各決定（ただし、変更決定により開示することとされた文書に係る部分を除く。）の一部の取消しを求めるとともに、同部分の開示決定の義務付けを求めたものである。1審判決（東京地裁令和2年10月1日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの取消請求をいずれも棄却し、義務付けの訴えに係る部分は不適法であるとして却下した。

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」という。）は、本件事故の原因等の調査、検証を目的として設置された機関であるが、本件事故の関係者等からの資料の収集やヒアリング等の調査を強制的に実施する権限はなく、上記目的を達成するためには、本件事故の関係者等の任意の協力を確保する必要があったことから、第1回会合において、政府事故調が責任追及を目的とした調査や検証は行わない旨を明確に打ち出し、その旨がヒアリング開始前に報道等により周知され、さらに、ヒアリングを原則として非公開で行うことや、ヒアリングで得た供述内容を責任追及の目的で使用しないこと等を内容とするヒアリング方針について第2回会合において異論なく申合せがされ、被聴取者772名に対するヒアリングのほぼ全てが、当該申合せ後に実施されたものであること等からすれば、被聴取者は、被聴取者の特定につながる部分や、被聴取者が非開示を希望する部分（以下「本件不開示希望情報」という。）を除き、必要な範囲に限って聴取結果書を開示することがあることを前提としてヒアリングに応じていたものと認めることができ、こ

のことは、各ヒアリングの冒頭にその旨の説明が明示的に行われたか否かにかかわらない。仮にこの前提に反して本件不開示希望情報を公開すると、将来における重大事故調査等において、関係者の協力を得るために本件ヒアリング方針と同様の方針を定めたとしても、これが遵守されることに対する信頼を得られないことから、関係者の任意の協力を十分に確保することができなくなるおそれが生じ、同種の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえ、本件不開示希望情報は情報公開法5条6号所定の不開示情報に該当する。また、本件事故直後の時期において、東京電力や国の施設に対する犯罪行為、東京電力役職員に対する差別、中傷及びプライバシー侵害、原子力発電所行政に関わる公務員に対する批判等が行われていたこと、本件事故以降、原子力発電の維持継続の是非等が大きな政治的争点となっていること、本件事故への対応等に関して東京電力役員に対する強制起訴が行われたほか、国、東京電力に対して損害賠償請求を求める民事訴訟が提起されていること等から、被聴取者は、ヒアリングの実施時点において、東京電力関係者を中心として民事上又は刑事上の責任追及の対象とされるおそれや、被聴取者が本件事故に関与した者であるということのみをもって、本人や家族等の関係者が嫌がらせを受けるおそれ等もあったといえるところ、本件不開示希望情報が公になれば、本件事故の関係者であること等が公になることにより上記のおそれが顕在化し、そのようなおそれは客観的に認められることから、本件不開示希望情報を開示することは、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるといえ、本件不開示希望情報は情報公開法5条5号所定の不開示情報に該当する。

2審判決（東京高裁令和4年11月30日判決）は、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

本件不開示希望情報は、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議及び検討等に関する情報を公にすることにより、将来行われることがあり得る同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合（将来行われることがあり得る同種の意思決定のための資料の収集に支障を生じることを含む。）には、情報公開法5条5号に該当すると解されるところ、本件不開示希望情報を公にした場合には、本件ヒアリング方針が遵守されることに対する信頼が損なわれ、将来における重大事故等の調査において関係者の任意の協力を得られなくなり、調査事務のための資料の収集に支障を生ずるおそれがあるといえる。また、政府事故調が任務を終えているか否かで特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるか否かの事情が変わるものではない。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告理由申立て理由は、民事訴訟法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 不開示決定処分取消等請求事件（大阪地裁令和2年（行ウ）第126号、令

和5年2月28日判決)

本件は、厚生労働大臣及び文部科学大臣に対して新型コロナウイルス感染拡大に伴い配布された布製マスクに関する情報公開請求を行ったX（原告）が、不開示決定処分を受けた文書の一部について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく不開示事由には該当しないと主張して、当該文書の不開示決定処分の取消し及び開示決定の義務付けを求めるとともに、厚生労働大臣が、延長後の開示期限を徒過して開示決定を行ったにもかかわらず、これに対して何らの連絡もなく放置したことは、情報公開法に基づく開示請求権を著しく侵害する行為であるとして、国家賠償を求めるものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

（情報公開法5条2号イ及び同条6号ロ該当性）布製マスク購入契約における単価金額及び数量等を公にしたとしても、需給の均衡が崩れた状況における契約企業の布製マスクの調達能力は別として、契約企業の布製マスクに関する営業ノウハウやアイデアに関する情報が明らかになるとはいえず、布製マスク以外のマスクに関する契約企業の調達能力を具体的に推知し得るともいえないし、本件決定時において、本件契約に係る布製マスクの単価金額は、公表されていた情報からある程度具体的に想定することができたといえ、その後も、具体的な単価金額やその平均値が明らかになっており、契約企業の中には自ら単価金額を明らかにしている企業もあることからすると、契約企業の営業ノウハウやアイデアが推知されるなどして、具体的な競争上の不利益等が生じていることはうかがわれなし、そのような不利益等が生じることを危惧させるような事情も見当たらない。また、本件不開示情報を公にすることにより、今後同様の事態が生じた際、関係企業が単価金額を示し合わせて政府に対する布製マスクの売値をつり上げるおそれは、抽象的かつ確率的な可能性にとどまるというべきである。以上の事情に加え、国が随意契約により購入する各種物品の代金額や単価金額は、税金の使途に係る行政の説明責任の観点から、その性質上、開示の要請が高いと解されることも併せ考慮すれば、本件決定時において、本件不開示情報は、情報公開法5条2号イ及び同条6号ロに該当しない。

（本件遅延の国家賠償法上の違法性）国家賠償法上違法の評価を受けるものと解する事情があるか否かについては、情報公開法10条所定の期間から開示決定等までの期間の長短だけではなく、開示請求に係る行政文書の多寡、開示請求に係る行政文書の探索の難易、開示・不開示の審査の難易、当該時期における他に処理すべき開示請求事案の多寡のほか、当該行政機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況、開示請求者への連絡の有無等を考慮して、個別的に判断すべきである。厚生労働省は、本件開示請求がされた時期から本件決定日までの期間、職員の健康への影響が危惧されるほどに極めて繁忙な状況であったこと、

本件開示請求を含む情報公開請求よりも優先して対応せざるを得ない事務が多数存在したことが認められ、対象となる文書の特定作業等に相当な手間や時間を要するものであったと推認される上、このような繁忙状況等を踏まえ、原告に対し、本件開示請求について作業中である旨を通知し、原告の求めに応じて本件開示請求に対する開示決定等が本件期限を徒過していることについて説明をするなど、都度他の業務との調整の上、原告に対して本件遅延に係る状況の説明をしていたことが認められる。以上によれば、本件期限内に本件決定を行わなかったことは、情報公開法10条に違反するものであり、本件期限から本件決定に至るまでの約2か月間という遅延期間も、必ずしも短いものとはいえないが、厚生労働大臣やその補助職員が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件決定を長期間遅延せしめたとは認められず、本件遅延が社会通念上一般人において受忍すべき限度を超えることにより原告の人格的な利益を侵害する程度に至っているとは認められない（確定）。

ウ 行政文書不開示決定取消等請求事件（大阪地裁令和3年（行ウ）第120号、令和5年9月14日判決）

本件は、学校法人Aに対する国有地売却問題の対応に従事し自殺した近畿財務局職員の遺族であるX（原告）が、「学校法人Aに対する国有地売却問題に関連した被疑事件の捜査について、財務省及び近畿財務局が東京地方検察庁又は大阪地方検察庁に対して任意提出した一切の文書ないし準文書」について、行政文書開示請求をしたところ、財務大臣及び近畿財務局長が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）8条に基づき当該文書の存否を明らかにしないで不開示とする決定をしたことから、当該決定の取消し及び開示決定の義務付けを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（本件推知可能情報について）本件各開示請求に係る対象文書の存在が明らかになれば、本件各開示請求に含まれる情報と結合することにより、財務省又は近畿財務局が、本件各被疑事件の捜査について、東京地方検察庁又は大阪地方検察庁に対し、行政文書を任意提出したこと等が推知されることとなり、また、対象文書の不存在が明らかになれば、任意提出しなかったこと等が推知されることになる。また、本件各開示請求は、対象文書が具体的に特定されていない概括的な開示請求であるから、財務大臣又は近畿財務局長は、情報公開法8条の存否応答拒否をしない場合には、開示又は不開示の決定を行う前提として、対象文書を特定する必要があると解される。そのため、対象文書が存在する場合には、開示又は不開示の決定の決定通知書に記載された対象文書の名称等の特定情報により、本件各被疑事件の捜査について、財務省又は近畿財務局が、どのような内容や形式の行政文書を、どの程度の範囲で、どの程度の通数にわたり、東京地方検察庁又は大阪地方検察庁に任意提出したのか推知され

ることになる。

（裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について）これらの情報を分析することにより、本件各被疑事件の捜査における捜査手法や、捜査対象の範囲といった、具体的な捜査の内容や捜査機関の関心事項が推知されるおそれがあり、ひいては、将来、本件各被疑事件と同種の刑事事件のみならず、行政機関が捜査対象となる刑事事件一般の捜査についても、そのような情報や分析を踏まえて、具体的な捜査の内容や捜査機関の関心事項を事前に推知し、それを踏まえた罪証隠滅が容易となる可能性があるなど、将来の刑事事件の捜査に支障が及ぶおそれがあるということができ、少なくとも、そのようなおそれがあると判断することが社会通念上著しく妥当性を欠くなどということはできず、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとはいえない。

（本件各開示請求対象文書が存在が公知の事実かについて）学校法人Aに係る売払決議書及び貸付決議書といった文書につき、本件各開示請求の対象文書として存在することが公知の事実であったかについては、これらの文書が、本件各不開示決定の時点において、本件各開示請求の対象文書として存在していたこと（すなわち、本件各被疑事件の捜査において任意提出されたことや、その後当該文書の原本が行政機関に還付されたこと等）が公知の事実であったとも、公にされていたとも認められない。

したがって、本件各不開示決定は、情報公開法8条の存否応答拒否の要件を満たすものであって、いずれも適法である（控訴）。

(2) 運輸関係

中央新幹線（品川・名古屋間）工事実施計画認可取消請求事件（東京地裁平成28年（行ウ）第211号、平成31年（行ウ）第115号、令和5年7月18日判決）

本件は、国土交通大臣（以下「国交大臣」という。）が全国新幹線鉄道整備法（以下「全幹法」という。）に基づいて中央新幹線（品川・名古屋間。以下「本件新幹線」という。）の建設（以下、これに係る事業を「本件事業」という。）に係る工事実施計画（以下「本件計画」という。）の認可処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、沿線住民を中心とする本件計画に反対するX₁（原告）らが、本件新幹線はリニア方式によって時速500キロメートル以上で走行し、安全性に対する不安・危険性が極めて大きく、全幹法、鉄道事業法及び環境影響評価法に違反すると主張して、国に対して、本件処分の取消しを求めたものである。

なお、令和2年12月1日に、X₁らにつき、本件訴訟の原告適格を有する旨の中間判決が言い渡されている。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（原告適格の有無）中間判決のとおり、原告適格が認められる。

（本件認可の適法性について）（①本件事業に事業法ではなく全幹法9条1項の規定を適用した本件認可は違法であるとの原告らの主張について）全幹法2

条は、「新幹線鉄道」を「その主たる区間を列車が200キロメートル毎時以上の高速度で走行できる幹線鉄道」と定義していること等から、本件事業は、全幹法の規定の適用対象となり、本件認可は違法なものとはいえない。

(②本件事業について鉄道事業法5条1項各号に掲げる基準等（経営上の適切性等）を満たしていないとの原告らの主張について）本件事業は、全幹法の適用対象であり、鉄道施設の工事が完了するまでは、鉄道事業法の規定は適用されないから、その適用を前提とする違法は認められない。

また、経営上の適切性に関する点等について、全幹法の手続上、いずれかの審査に係る判断過程等を問題とする趣旨であると解したとしても、審査上の判断は、その性質上、いずれも国交大臣の合理的な裁量に委ねられており、本件の事実関係の下では、経営上の適切性等に関する点等に問題はないとして整備計画の決定等をした国交大臣の判断過程等に裁量権の逸脱、濫用は認められないことから、本件認可に違法があるということとはできない。

また、輸送の安全性に関する点や事業遂行能力に関する点をいうX₁らの主張は、行政訴訟法10条1項所定の「自己の法律上の利益に関係のない違法」を主張するにとどまるから、これを理由として取消しを求めることはできない。

(③本件で実施された環境影響評価は、環境影響評価法が要求する水準を満たさず、環境影響評価法の趣旨に反するなどの理由から、本件認可が違法であるとのX₁らの主張について）環境配慮型審査の結果を踏まえた上でされた認可は、同審査自体も含め、これに係る国交大臣の裁量判断が、重要な事実の基礎を欠き又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められない限り、違法とはいえない。そして、本件の事実関係の下では、評価書の記載事項等を精査しても、前記のような国交大臣の裁量権の逸脱、濫用は認められないことから、本件認可に違法があるということとはできない。

また、南アルプス等の自然環境などに関するX₁らの主張は、行政訴訟法10条1項所定の「自己の法律上の利益に関係のない違法」を主張しているにすぎないから、これを理由として取消しを求めることはできない（控訴）。

（関連事件）1件 東京高裁令和3年（行コ）第19号

(3) 法務行政関係

ア 台湾で出生し戦後日本国籍を喪失した者からの国籍確認請求上告事件（最高裁令和4年（行ツ）第328号、令和5年2月16日第一小法廷決定）

本件は、第二次世界大戦前、日本の領土であった台湾において、日本国籍を有していた台湾出身の両親の間に出生して日本国籍を取得したX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、日本国との平和条約（昭和27年条約5号。いわゆるサンフランシスコ平和条約。以下「対日平和条約」という。）又は日本国と中華民国との間の平和条約（昭和27年条約10号。以下「日華平和条約」とい

う。)の発効に伴い、日本国籍を喪失したとする扱いを受けてきたところ、かかる扱いは上記各平和条約の解釈を誤ったものであると主張して、日本国籍を有していることの確認を求めたものである。

1 審判決（東京地裁令和4年1月11日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

平和条約の発効による日本国籍の喪失について、対日平和条約は、台湾に属する領土に対する主権を放棄することに伴い、台湾に属すべき人の日本国籍を喪失させて日本の対人主権に服すべき法律関係を消滅させる趣旨であると解することが、同条約2条(b)項の合理的な解釈であるというべきであるが、対日平和条約の発効と同時期に締結された日華平和条約において、中華民国の国民には、台湾及び澎湖諸島の全ての住民及び以前にその住民であった者並びにそれらの子孫で、台湾等において中華民国が現に施行し、又は今後施行する法令によって中国の国籍を有するものを含むものとみなす旨が定められたことに照らして、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有していたX₁らは、日華平和条約の発効日において、いずれも日本国籍を喪失したものと見える。また、日中共同声明により日華平和条約が破棄され、日本国政府が中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認したとしても、台湾が日本の領土に属しないことを承認する点では日本国政府の立場は一貫している。したがって、日中共同声明によっても、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有していた人が日本国籍を喪失したとする解釈に変更は生じない。

領土の変更に伴ってその領土に属すべき人の国籍が変動することに関して、国際法において確定した原則はなく、個別の事情に応じ、関係国間の条約によって明示的又は黙示的に定められるのを通例とするから、憲法は、領土の変更に伴う国籍の変動について条約で定めることを認めた趣旨と解するのが相当である。そして、前記のとおり、日華平和条約の発効により、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有していた人が日本国籍を喪失したものと解釈することが関係する対日平和条約及び日華平和条約の合理的な解釈といえるから、かかる日本国籍の喪失がX₁らの同意なく生じたものであるとしても、そうした事態は憲法自体が認めているものであり、X₁らが、上記平和条約の発効により日本国籍を喪失したと扱うことは憲法10条及び13条に反しない。また、日本国憲法施行後において、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有する者が内地人としての法的地位を有する者とは異なる扱いを受けることになったとしても、上記のとおり、関係する平和条約の合理的な解釈に基づく区別であるから、憲法14条に反することにもならない。

2 審判決（東京高裁令和4年8月18日判決）は、要旨以下のとおり判示して、平和条約の発効による日本国籍の喪失についての判断を変更したほか、1 審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

台湾は、実質的にみると、日華平和条約によって、台湾を割譲した清国の後継国家である中華民国に譲渡されたものとみるべきであるから、日本が台湾を領有しなかったならば日本国籍を取得せず、中華民国の国籍を保有したであろう全ての者に対する主権は中華民国に譲渡されたものと解釈するのが合理的であり、同主権を日本においてその後も継続させる趣旨のものと対日平和条約2条(b)及び日華平和条約2条を解釈することはできない。したがって、台湾に属すべき者については、日華平和条約の発効により日本国籍を喪失するものと解するのが相当であるから、台湾において台湾人の両親から生まれたことにより台湾に属すべき者であることが明らかであるX₁らは、日華平和条約の発効により、いずれも日本国籍を喪失している。

東京高等裁判所は、X₁らの上告受理申立書には上告受理申立ての理由の記載がなく、X₁らが、法定期間内に上告受理申立理由書を提出しなかったとして、上告受理の申立てを却下した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由は、民事訴訟法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却決定をした。

イ 国籍確認等請求上告・上告受理事件（最高裁令和5年（行ツ）第180号、同年（行ヒ）第196号、令和5年9月28日第一小法廷決定）

本件は、日本国籍を有していたものの、その後自己の志望により外国籍を取得したことで日本国籍を喪失したX₁ないしX₆（原告・控訴人・上告人兼申立人）と、現在日本国籍のみを有しており、外国籍の取得を希望しているX₇及びX₈（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、国籍法11条1項は憲法の規定に違反して無効であると主張して、前者につき日本国籍を有することの確認、後者につき外国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和3年1月21日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₇及びX₈の訴えを却下し、X₁ないしX₆の請求を棄却した。

（X₇及びX₈の訴えの適法性について）X₇及びX₈が国籍取得を志望する国の国籍法は、帰化申請をした者について、一定の要件を満たした場合に自国の国籍を付与する旨を定めており、帰化申請を行わない限り、X₇及びX₈が外国籍を取得することはなく、したがって国籍法11条1項によって日本国籍を喪失することもない。帰化申請を行っていない同人らの法律上の地位については、何らの変動も生じておらず、同人らの訴えに確認の利益があると認めることはできず、各訴えは不適法である。

（国籍法11条1項が憲法10条、13条及び22条2項に違反するか否か）憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎないということができ、同項の規定を根拠

に、憲法上、日本国籍を積極的に取得又は保持することができる権利が保障されているということとはできない。また、憲法10条が、日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難い。国籍法11条1項は、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、その立法目的は合理的であり、また、重国籍を可能な限り防止するという観点からは、志望による外国籍の取得に伴って当然に日本国籍を喪失させることが相当であるといえるから、立法目的を達成する手段としても合理的である。したがって、国籍法11条1項の規定が立法府に与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものとは解されず、国籍法11条1項が憲法10条、13条及び22条2項に違反するということとはできない。

（国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するか否か）①国籍法14条1項が、自己の志望によらずに外国籍を当然取得した日本人に一旦重国籍が生じることを前提として、いずれかの国籍を選択しなければならないものとして猶予期間を設けていることには、外国籍を取得した者に国籍選択の手段を与えるという目的との間に合理的関連性がある。他方で、自己の志望によって外国籍を取得した者については、当該外国籍を取得する前に日本国籍か外国籍かを選択する機会が与えられているのであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要は乏しく、反面において、重国籍から生じる弊害をできる限り防止し、解消させる観点からは、速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいところ、その実現を図るという国籍法11条1項の立法目的が合理的であるといえるから、同項により、外国籍を当然取得した者と外国籍を志望取得した者との間に生じる区別は、合理的な理由のない差別には当たらない。②生来的に外国籍と日本国籍を取得する者は、自らの意思によらずに重国籍になるのであるから、外国籍の当然取得の場合と同様、国籍選択の機会を与え事後的に重国籍を解消するものとすることは合理的で、その手段として22歳に達するまで猶予期間を設けることには合理的関連性があり、国籍法11条1項により、生来的に重国籍を取得した者と外国籍を志望取得した者との間に生じる区別は、合理的理由のない差別には当たらない。③国籍法3条1項、17条ないし5条2項により、日本国籍の志望取得によって重国籍となった者は、もともと外国籍を有していた者が届出や帰化によって日本国籍を取得した場合に、いかなる方法でもともと有していた外国籍を喪失させるかが問題となるのであり、国籍法11条1項とは全く異なる場面を想定した規定であるから簡単に比較することはできないし、外国籍の得喪について我が国の法律で規律することができない以上、日本国籍を志望によって取得した者について、一旦重国籍を発生させた上

で、事後的に当該外国籍の離脱を努力義務として課することが不合理とはいえない。以上のとおり、X₁ないしX₆の主張する各區別はいずれも差別的な取扱いとは認められず、国籍法11条1項が憲法14条に違反するとはいえない。

2審判決（東京高裁令和5年2月21日判決）は、X₇及びX₈の各訴えについて、外国国籍取得に係る外国法所定の要件を全て満たしていること等を踏まえ確認の利益を肯定した上、各訴えを棄却する旨の原判決を補正し、以下のとおり、X₁ないしX₆並びにX₇及びX₈（以下「X₁ら」という。）の憲法違反等に係る補充的主張に対する判断を加えたほか、原審の判断を維持し、X₁らの控訴をいずれも棄却した。

（国籍法11条1項が憲法13条に違反する旨のX₁らの主張について）憲法10条が日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて何らかの権利が保障されるものとは解し難く、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が憲法13条により保障されているとはいえない。

（国籍法11条1項が憲法10条に違反する旨のX₁らの主張について）憲法10条は、その文言上、日本国民たる要件についての法律上の委任の範囲に限定はないから、同条が国籍の喪失について本人の意思に基づく離脱の要件のみを法律に委任するもので本人の意思に反する日本国籍の離脱や喪失を定める法律の規定が同条の委任の範囲外であるとはいえない。また、同条が国籍の得喪に関する要件の定めを立法府の裁量判断に委ねていることからすれば、国籍の喪失を定める立法については、当該立法に係る立法目的及びその目的を達成する手段が合理的な場合には、立法府の裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであることはできず、国籍法11条1項は、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、国籍法11条1項の立法目的は合理的である。

（国籍法11条1項が憲法14条1項に違反する旨のX₁らの主張について）外国籍の当然取得によって生ずる重国籍について、外国籍を当然取得した日本人と自己の志望によって外国籍を取得した者との間の区別に係る立法目的の合理性や区別と立法目的との間の合理的関連性が否定されるものではない。また、生来的取得により生じる重国籍について、生来的に外国籍と日本国籍を取得する者は、自らの意思によらずに重国籍を取得することになるから、外国籍の当然取得の場合と同様、国籍選択の機会を与え事後的に重国籍を解消するものとするは合理的で、その手段として22歳に達するまで猶予期間を設けることには合理的関連性がある。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民事訴訟法が規定する事由に該当しないと見て、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(4) 選挙関係

ア 選挙無効請求上告事件（最高裁令和4年（行ツ）第109号ほか、令和5年1月25日大法廷判決）

本件は、令和3年10月31日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、東京都第1区ないし第25区、茨城県第1区ないし第7区、栃木県第1区ないし第5区、群馬県第1区ないし第5区、埼玉県第1区ないし第15区、千葉県第1区ないし第13区、神奈川県第1区ないし第18区、新潟県第1区ないし第6区、山梨県第1区及び第2区、長野県第1区ないし第5区並びに静岡県第1区ないし第8区の選挙人であるX₁（原告・上告人）らが、本件選挙の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法の規定が人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき施行された本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、本件選挙のうち上記各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

1審判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件選挙区割りとは、それ以前の各最高裁大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正が図られていたものであり、平成32年（令和2年）見込人口においても最大較差が2倍未満となっていた。また、平成32年（令和2年）以降において、アダムズ方式により各都道府県の区域内の選挙区の数进行配分することによって、一人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられ、選挙区間の最大較差が2倍未満となることが見込まれており、投票価値の平等を安定的に持続させ、最大較差が2倍を大きく超える較差を生じさせず、かつ、それが恒常化することのないように、その是正する方途を講じ、選挙制度の安定性を確保しつつ、漸進的な是正を図ったものと評価することができる。

本件選挙当日における選挙区間の較差が2倍を超えたのは、平成28年改正法及び平成29年改正法が前提とした平成32年（令和2年）見込人口を算出した際に想定したところと異なる人口移動に起因するものであることに加え、令和2年の大規模国勢調査の結果により、最大較差（人口）が1対2,096である旨が確定値として公表されたのが本件選挙後であり、速報値が公表されたのが本件選挙の約5か月前であったことも併せ考慮すると、本件選挙の当時、本件選挙区割りの下での選挙区間における投票価値の不均衡は、未だ違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件選挙区割りが憲法に違反するに至っていたとはいえない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの上告を棄却した（なお、同種訴訟が全国8高裁及び6高裁支部に提訴され、本件原審を含む16件の高裁判決の内訳は、請求棄却（合憲）9件、請求棄却（違憲状態）7件であったところ、本件原審以外の高裁判決についても上告され、本判決と同日、いずれも本判決と同旨の判決がされた。）。

平成28年法律第49号による改正後の区割り制度下において較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、当該要求に反する状態に至っていたとはいえない。

したがって、本件選挙当時、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、本件区割り規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

イ 選挙無効請求上告事件（最高裁令和5年（行ツ）第9号ほか、令和5年10月18日大法廷判決）

本件は、令和4年7月10日施行の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙（以下「本件選挙」という。）について、愛知県、岐阜県及び三重県の各選挙区の選挙人であるX₁（原告・上诉人）らが、本件選挙の議員定数配分を定めた公職選挙法の規定は、人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき行われた本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条の規定に基づき、本件選挙のうち上記各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

1審判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

平成30年法律第75号による改正（以下「平成30年改正」という。）は、その改正の経緯及び内容等を踏まえると、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持してではあるが較差を是正しており、平成28年選挙当時の最大較差3.08倍を、令和元年選挙及び本件選挙において、いずれも僅かながら縮小させており、数十年にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということができる。

そして、立法府において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するために参議院改革協議会が設置され、各会派からの協議員によって参議院の在り方、参議院議員選挙制度の改革、議員の身分保障等について議論が重ねられ、最終的に各会派の意見の一致には至らなかったものの、本件選挙後には、参議院選挙制度の在り方や参議院の組織及び運営について速やかに協議を開始し、更に議論を継続することが確認された上、参議院憲法審査会においても、二院制を採用した憲法の趣旨を踏まえ、いかなる具体的な選挙制度によって、その趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させるかについて議論が行われており、立法府において、未だ、較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。

以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数

配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの上告を棄却した。（なお、同種訴訟が全国8高裁及び6高裁支部に提訴され、本件原審を含む16件の高裁判決の内訳は、請求棄却（合憲）7件、請求棄却（違憲状態）8件、事情判決（違憲）1件であったところ、本件原審以外の高裁判決についても上告され、また、事情判決については双方上告し、本判決と同日、いずれも本判決と同旨の判決がされた。）

公職選挙法の平成27年改正により、著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、その改正がされてから約7年間、合区は維持され、選挙区間の最大較差は3倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない。

そして、立法府が較差の更なる是正に向けた取組を進めていくには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解を得ていく必要があると考えられ、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる。

したがって、本件選挙当時の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、この議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

ウ 受刑者選挙権確認等請求事件（東京地裁令和4年（行ウ）第369号、令和5年7月20日判決）

本件は、令和3年10月31日施行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに令和4年7月10日施行の参議院議員通常選挙の際に、選挙人名簿に登録されていたものの、服役中であったため、公職選挙法11条1項2号により投票することができなかった原告が、同号は憲法15条1項及び3項、79条2項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反し、当該憲法違反が明白であるのに、国会が長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったなどと主張して、主位的に次回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに参議院議員通常選挙（以下「次回選挙等」という。）において投票することができる地位にあることの確認、予備的に懲役刑の執行を受けていることをもって次回選挙等において投票をさせないことの違法確認及び国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償（3万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

（本件規定の憲法適合性について）憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障している一方、選挙は、両議院を構成する国会議員という国家機関を選定する公務に集団的に参加する行為で

あることからすれば、選挙権は、憲法上保障された個人的権利であるとともに公務としての性格を持つものといえ、選挙人には公務の執行者として一定の資格が要求されるというべきであり、また、憲法44条が国会議員の選挙人の資格を法律の定めによだねているのは、このような公務の執行者としての選挙人の資格を国会が立法によって自ら定めるべきものとする趣旨でもあると解される。

そして、憲法が、15条3項及び44条ただし書以外に選挙人の資格に関する定めを置いていないことからすれば、国会には、憲法15条3項及び44条ただし書等の憲法の諸規定に反しない限りにおいて、選挙人の資格に係る立法に関して一定の合理的な裁量が与えられているものと解するのが相当であり、選挙人の資格を定める立法の憲法適合性については、立法目的が合理的であり、立法の内容が当該目的を達成するための手段として必要かつ合理的なものであるか否かによって判断すべきである。本件規定は、選挙の公務性及び選挙権が果たす役割を考慮して、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保する目的で定められたものであって、その立法目的は合理的であるということができ、また、禁錮以上の刑は、刑の執行を受けている間、受刑者の社会参加が一定程度制限されることは当然に予定されているものであり、憲法もそのような刑罰の存在を否定するものではないこと、本件規定は、選挙権が制限される対象者及び期間を、適格な選挙人団を構成するという観点から合理的に必要とされる範囲に限定していることからすれば、本件規定による受刑者の選挙権の制限は、これを全体としてみれば、前記の立法目的を達成する手段として必要かつ合理的なものであるということができるから、本件規定は、憲法15条1項及び3項、43条1項、44条ただし書並びに79条2項及び3項に違反するものではない。

（立法不作為の違憲性について）本件規定は、憲法15条1項及び3項、43条1項、44条ただし書並びに79条2項及び3項に違反するものではないから、国会が本件規定の改廃等をしなかったことが違法な立法不作為に当たるものということはできない。

したがって、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求は理由がない（控訴）。

(5) 厚生行政関係

ア 年金減額改定決定取消、年金減額改定決定取消等請求上告事件（最高裁令和4年（行ツ）第275号、令和5年12月15日判決）

本件は、平成25年12月4日付けで厚生労働大臣から、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号。以下「平成24年改正法」という。）等に基づき国民年金及び厚生年金保険の各年金額改定（減額）決定（以下「本件各処分」という。）を受けたX₁（原告・控訴人・上告人）らが、本件各処分の根拠となった平成24年改正法は憲法25条、13条及び29条等に違反して無効であり、その委任を受けて制定された平成25年政令第262号（平

成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成16年政令第298号）の一部を改正するもの。以下「平成25年改正政令」という。）は、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があって無効であるから、本件各処分は違法である旨主張して、その取消し等を求めたものである。

1 審判決（大阪地裁令和2年3月12日判決）は、平成24年改正法は、憲法及び社会権規約等に適合しないものということとはできず、平成25年改正政令の制定について裁量権の範囲又は濫用があるということとはできないから、本件各処分は適法であるとして、X₁らの請求を棄却し、2 審判決（大阪高裁令和4年3月16日判決）も、1 審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、2 審の判断を維持し、X₁らの上告を棄却した。

平成24年改正法1条は特例水準（平成11年ないし13年の物価下落時に年金額を据え置いたもの）を3年度にわたって段階的に解消するものであるところ、特例水準は、それが生じた経緯に照らし、当初から、将来的に解消されることが予定されていたものといえる。このような特例水準による年金額の給付を維持することは、賦課方式を基本とする制度の下で現役世代に本来の負担を超える負担を強いることとなり、また、現役世代が年金の給付を受けるようになった際の財源を圧迫することにもつながるものと考えられる。そして、平成24年改正法の制定時には、今後、少子高齢化の進展に伴い、現役世代の保険料や税の負担能力が更に減少する一方で、支給すべき老齢年金の総額が更に増加することが合理的に予測されていたものである。

これらの点に加え、特例水準の解消が、少子高齢化の進展が見込まれる中で、世代間の公平に配慮しながら前記の財政の均衡を図りつつ年金制度を存続させていくための制度として合理性を有するものとして構築されたマクロ経済スライド制の適用の実現につながるものであることをも踏まえれば、特例水準によって給付の一時的な増額を受けた者について一律に特例水準を解消することは、賦課方式を基本とする我が国の年金制度における世代間の公平を図り、年金制度に対する信頼の低下を防止し、また、年金の財政的基盤の悪化を防ぎ、もって年金制度の持続可能性を確保するとの観点から不合理なものとはいえない。

以上によれば、立法府において上記のような措置をとったことが、著しく合理性を欠き、明らかに裁量権を逸脱し又はこれを濫用したものであるということとはできず、年金受給権に対する不合理な制約であるともいえないため、平成24年改正法は憲法25条及び29条に違反するものとはいえない。

イ 生活保護基準引下げ処分取消等請求控訴事件（大阪高裁令和3年（行コ）第38号、令和5年4月14日判決）

本件は、大阪府内において生活保護法に基づく生活扶助費の支給を受けているX₁（原告）らが、各処分府庁から、平成25年5月16日付け同年厚生労働省告示第174号等による「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）の改定（以下「本件改定」という。）に基づき生活扶助費を変更する旨の各保護変更決定（以下「本件各変更決定」という。）を受けたことから、本件改定は、憲法25条、生活保護法8条等に違反する違憲、違法なものであると主張して、本件各変更決定の取消しを求めるとともに国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めたものである。

1審判決（大阪地裁令和3年2月22日判決）は、要旨以下のとおり判示してX₁らの請求を一部認容した。

本件改定後の生活扶助基準の内容が被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するものであるとした厚生労働大臣の判断には、平成20年からの物価の下落を考慮し、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いており、したがって、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるから、本件改定は、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原判決を破棄し、X₁らの控訴を棄却した。

（判断枠組み）デフレ調整を内容とする保護基準の改定は、①物価の下落や一般国民の生活水準の悪化等から保護基準の改定が必要であり、デフレ調整実施後の生活扶助基準の内容が対象となる被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、あるいは、②デフレ調整に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合に、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法となる。上記①の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として保護基準の改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがないかについて審査されるべきものと解される。

（デフレ調整の適否について）厚生労働大臣が、リーマンショックがあった平成20年以降一般国民の生活水準が急速に悪化しているとの認識を有していたことは容易に理解できるところであり、一般勤労者の世帯において賃金が下落し、失業率が上昇している一方、減額改定がなされていなかった生活保護受給

世帯においては収入が変わらないため、物価の下落分だけ実質的な可処分所得が増加したとの判断に至った過程には一定の合理性が認められ、平成20年を始期とする物価下落率により生活扶助基準を改定するとした判断に過誤、欠落等があるとはいえず、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできない（上告・上告受理申立て）。

ウ 労働者災害補償不支給決定取消請求控訴事件（札幌高裁令和3年（行コ）第15号、令和5年6月23日判決）

本件は、東京電力の福島第一原子力発電所における放射性物質等の放出事故の災害復旧作業において、重機オペレーターとして、遠隔操作によるがれき集積・積込・撤去作業等の業務（以下「本件業務」という。）に従事していたX（原告・控訴人）が、本件業務に従事した際の放射線被ばくが原因となり、膀胱がん、胃がん及びS状結腸がん（以下、これらの疾病を併せて「本件疾病」という。）を発症したとして、Y（被告・被控訴人、国）に対し、労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付の各支給を請求したところ、処分行政庁から、本件疾病は放射線業務に起因して発症したとはいえないとして、上記給付を支給しない旨の各処分（以下「本件各処分」という。）を受けたため、本件各処分の取消しを求めたものである。

1審判決（札幌地裁令和3年5月13日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（業務起因性の判断枠組みについて）放射線業務従事者が発症したがんの労災補償については、厚生労働省から「当面の労災補償の考え方」が示されており、その内容は、①被ばく線量（本件疾病は、いずれも被ばく線量が100ミリシーベルト以上から放射線被ばくとの関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、その関連が強まること）、②潜伏期間（放射線被ばくから本件疾病の発症までの期間が少なくとも5年以上であること）、③リスクファクター（放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること）の3項目を総合的に判断するというものであり、厚生労働省が、電離放射線障害の労災認定における業務起因性を判断するための具体的な検討項目を示したものである。その内容も、電離放射線障害に精通した専門家が、最新の医学的知見を踏まえた上で結論を取りまとめたものであるから、放射線従事者が発症したがんの業務起因性を判断するに当たって、合理性を有するものと評価できる。

（本件疾病に係る放射線業務起因性について）①外部被ばく及び内部被ばくを合わせたXの被ばく実効線量は、Xに有利にみても56.42ミリシーベルトにとどまり、その相対リスクは、喫煙や大量飲酒はもとより、野菜不足に比しても更に小さいものととどまる。②Xが本件業務を開始したのが平成23年7月3日であるところ、Xが本件疾病の確定診断を受けたのは、本件疾病それぞれについて、放射線被ばくから発症までの最小潜伏期間である5年を大幅に下回っ

ている。③Xは、喫煙、1日に日本酒換算で約1.9合の飲酒というリスクファクターを有していた。以上のとおり、「当面の労災補償の考え方」が示す三つの検討項目のいずれの項目からみても、本件業務による放射線被ばくに起因して、Xが本件疾病を発症したと評価すべき事情は見当たらず、Xの本件疾病の発症が本件業務による放射線被ばくに起因するとみることができない。

本判決も、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（上告受理申立て）。

エ 新型コロナウイルスワクチン特例承認取消等請求控訴事件（東京高裁令和4年（行コ）第250号、令和5年7月3日判決）

本件は、新型コロナウイルスワクチンの接種等を拒否している日本国民であるというX₁（原告・控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人）が新型コロナウイルス対策として行ってきた政策がいずれも違法であるなどと主張して、行政事件訴訟法3条6項所定の義務付けの訴え又は同法4条所定の実質的当事者訴訟として、当該政策に係る処分の取消し、Yが行っている当該政策を行わないこと、X₁らには予防接種法9条の義務やマスクの着用義務がないことの確認等を求めるとともに、上記政策はYの機関である国会と内閣の連携と共謀により、それぞれに属する公務員の共同によりされた国家賠償法（以下「国賠法」という。）又は民法上の共同不法行為に該当すると主張して損害賠償（1人につき各30万円）の支払等を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和4年8月2日判決）は、要旨、X₁らの各訴えである①新型コロナウイルス感染症につき、i 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の指定感染症として指定した処分の取消し及び無効確認、ii 感染症法6条7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されている「新型コロナウイルス感染症」として指定した処分の取消し及び無効確認、iii 同項の「新型インフルエンザ等感染症」として行う感染症対策の実行の禁止、②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律14条の3に基づいてした各ワクチンの特例承認の取消し、③新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「本件ワクチン」という。）につき予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律に基づいて締結した損失補償契約の無効確認、④PCR検査を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定する目的で医療機関等の実施期間において使用させることの禁止、⑤ワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書の発行交付及びPCR検査で陰性となった者に新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書の発行交付の禁止、⑥新型インフルエンザ対策特別措置法施行令に係る規定の無効確認、⑦特例承認された本件ワクチンにつき予防接種法9条の義務がないことの確認、⑧マスク着用義務がないことの確認について、法律上の争訟に該当せず又は確認の利益がないとして、いずれも不適法であるとして却下するとともに、国賠法に基づく請求については、X₁らのいかなる具体的な権

利や法的利益の侵害があったとするのか判然としないといわざるを得ず、X₁らの国賠法1条1項に基づく損害賠償請求に係る主張はいずれも失当であるから、理由がないとして請求を棄却した。

本判決は、控訴審におけるX₁らの主張について要旨以下のとおり判断を付加したほかは、原審の判断を維持し、控訴を棄却した。

（追加的変更及び予備的追加的変更に係る各請求について）X₁らの追加的変更及び予備的追加的変更に係る各訴えは、いずれも、X₁らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、各訴えについて審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、いずれも不適法である（上告・上告受理申立て）。

(6) 環境行政関係

損害賠償請求事件（大阪地裁平成26年（ワ）第9280号ほか、令和5年9月27日判決）

本件は、八代海周辺地域に居住し水俣病に罹患したとするX₁（原告）らが、Y₁（国、被告）及びY₂（熊本県、被告）に対し、公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律（以下、これらを併せて「水質二法」という。）ないし熊本県漁業調整規則に基づく規制権限を行使しなかったことにより、水俣病に罹患したことが違法であるなどと主張して、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求めるとともに、Y₃（A株式会社、被告）に対し、メチル水銀化合物を含む廃水を排出した不法行為につき、民法709条に基づく損害賠償を求めるものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

（水俣病罹患の有無及び損害賠償額について）X₁ら128人全員について、水俣病に罹患していると認定し、原告1人につき損害賠償金275万円の支払請求を認めた。ただし、Y₁及びY₂が国賠法上の責任を負うのは、昭和35年1月以降の規制権限不行使に限られるところ、X₁らのうち6人については、メチル水銀への曝露時期がそれより前に終了していることから、Y₃のみの支払義務（総額1,650万円）を認め、上記6人以外は、被告らの連帯支払義務（総額3億3,550万円）を認めた。

（Y₁及びY₂の責任について）Y₁は、昭和35年以降、水質二法に基づく規制権限を行使しなかったことにつき、Y₂は、同じく昭和35年1月以降、県漁業調整規則に基づく規制権限を行使しなかったことにつき、それぞれ国賠法1条1項の責任を負う。

（病像について）X₁らが主張する疫学調査には相当高い信頼性が認められ、これによると、メチル水銀曝露と四肢末梢優位の感覚障害及び全身性感覚障害との間には高い寄与危険度割合が認められ、明らかな疫学的因果関係が認められる。

このことは、法的因果関係を判断する上で重要な基礎資料となる。WHOのクライテリア101（1990年）等に発症閾値として示された毛髪水銀値50ppmを下回る低濃度のメチル水銀であっても、水俣病を発症する可能性がある。曝露終了から長期間経過後に発症する遅発性水俣病の存在が認められ、特定の年数をもって水俣病が発症する時期を限定することはできない。

（曝露について）水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の対象地域外であっても、八代海で獲れた魚介類を継続的に多食したと認められる場合には、水俣病を発症する程度のメチル水銀曝露が認められる。Y₃水俣工場におけるアセトアルデヒド製造停止（昭和43年）後も、水俣湾の仕切網が設置された昭和49年1月までの時期に、水俣湾又はその近くで獲られた魚介類を多食した者については、水俣病を発症する程度のメチル水銀曝露が認められる。

（除斥期間について）除斥期間（改正前民法724条後段）の起算点は、水俣病と診断された時であり、X₁らについて除斥期間は経過していない（双方控訴）。

(7) 公務員労働関係

行政措置要求判定取消、国家賠償請求上告事件（最高裁令和3年（行ヒ）第285号、令和5年7月11日第三小法廷判決）

本件は、経済産業省（以下「経産省」という。）に勤務する性同一性障害（Male to Female）の職員（性別適合手術を受けておらず、戸籍上の性別（男性）を変更していない）であるX（原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人）が、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人・被上告人兼相手方）に対して、Xが勤務する経産省庁舎内の女性用トイレの使用を一部制限した（勤務する階及びその上下各1階の女性用トイレの使用を制限したこと。以下「本件制限」という。）経産省の対応及びこれを巡る経産省関係者の発言（以下「本件発言」という。）により精神的苦痛を受けたと主張して、国家賠償法1条1条に基づき、慰謝料等（約1,700万円）の支払を求めるとともに、国家公務員法86条に基づき、人事院に対し、行政措置要求（以下「本件措置要求」という。）をしたところ、人事院が措置の必要を認めない旨の判定（以下「本件判定」という。）をしたため、本件判定の取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁令和元年12月12日判決）は、Xの請求を一部認容、一部棄却（本件制限及び本件発言に関し慰謝料等として約132万円の支払を命じ、本件判定の一部（本件制限が経産省の裁量権の逸脱・濫用とは認められないなどとした部分）を取り消した。）した。

2 審判決（東京高裁令和3年5月27日判決）は、前記1審判決を変更（損害賠償請求のうち、本件発言による損害に対する慰謝料等として約11万円の支払を命じた一方、本件制限は経産省の裁量権の逸脱又は濫用とはいえず、人事院が本件措置要求につき措置の必要を認めないとした本件判定についても、人事院に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとはいえないなどと判示）した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、2審判決中、本件判定のうち女性トイレの使用に係る部分の取消請求に関する部分を破棄し、同部分につきYの控訴を棄却し、Xのその他の請求を棄却した。

本件判定について、Xは、経産省庁舎内のトイレの使用に関し、自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、執務階から離れた階の女性トイレ等を使用せざるを得ず、日常的に相応の不利益を受けている。Xは、健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与や女性化形成手術を受けるなどしているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断を受けている。現に、Xが平成22年7月以降、女性の服装等で勤務し、執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはない。また、その頃実施されたXの性同一性障害について説明する会（以下「本件説明会」という。）においては、Xが執務階の女性トイレを使用することについて、担当職員において数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはうかがわれない。さらに、本件説明会から本件判定に至るまでの約4年10か月の間に、Xによる本件庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない。以上によれば、遅くとも本件判定時（平成27年5月29日）においては、Xが本件庁舎内の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生じることは想定し難く、特段の配慮をすべき他の職員の存在が確認されていなかったのであり、Xに対し、本件処遇による不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかったというべきである。そうすると、本件判定部分に係る人事院の判断は、具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、Xの不利益を不当に軽視するものであって、関係者の公平並びにXを含む職員の能率の発揮及び増進の見地から判断しなかったものとして、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ないことから、本件判定部分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる。

(8) その他

ア 憲法53条違憲国家賠償等請求上告事件(最高裁令和4年(行ツ)第144号、(行ヒ)第146号、令和5年9月12日第三小法廷判決)

本件は、衆議院及び参議院の各総議員の4分の1以上の議員が平成29年6月22日付けで憲法53条後段及び国会法3条に基づいてした臨時会召集の要求（以下、総称して「本件召集要求」という。）に対し、内閣が同日これらを受理したが、臨時会の召集決定が同年9月22日、召集が同月28日に行われたことから、本件召集要求をした参議院議員の1人であるX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、内閣がした本件臨時会の召集の決定又は内閣が少なくとも92日間にわたって本件召集要求に対応する臨時会の召集をしなかったこと（以下「本件不

作為等」という。)が憲法53条後段に違反すると主張して、次にXが参議院の総議員の4分の1以上の一人として内閣に臨時会の召集を要求した場合に、主目的には、内閣が20日以内に臨時会を召集できるようにその召集を決定する義務を負うことの、予備的には、Xが20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの各確認を求める(以下「本件各確認の訴え」という。)とともに、本件不作為等により、Xの臨時会の召集の決定を要求する権能だけでなく、Xの参議院議員として有する諸権能を長期間にわたり行使できなかったという損害を受けたと主張して、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づき、損害賠償(100万円)の支払等を求めたものである。

1審判決(東京地裁令和3年3月24日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの本件各確認の訴えを却下し、Xのその他の請求を棄却した。

(本件各確認の訴えの適法性について)国会及び国会議員の役割及び立場を前提とした上で、国の立法機関である国会の召集の決定を要求するという臨時会の召集の決定の要求の内容及び性質にも照らすと、臨時会の召集の決定を要求することは、国会議員という国の機関が、憲法及び国会法の規定に基づいて有する権限を行使するものと解すべきである。そうすると、Xは、本件において、内閣という国の機関を主体とする本件不作為等により、Xが参議院議員という国の機関としての地位に基づいて有する臨時会の召集の決定を要求する権限を侵害されたとして、その保護救済を求める趣旨で、本件各確認の訴えを提起したものと解するのが相当である。したがって、本件各確認の訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」には該当しない。

(国賠法1条1項に基づく損害賠償請求の成否について)Xが侵害された旨主張するXが参議院議員として有する権限は、いずれも、国会議員という国の機関が、憲法、国会法並びに衆議院規則及び参議院規則の規定に基づき、国会議員としての職務の遂行に当たって行使し得るものとして付与されたもので、直接的には、公益を図ることを目的とするものであり、国賠法1条1項の規定に基づく損害賠償請求権の存在を基礎づけるに足りる法律上保護された利益とは認められない。

2審判決(東京高裁令和4年2月21日判決)も、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

本判決は、以下のとおり本件各確認の訴えの適法性について判断を改めたほかは、原審の判断を維持し、Xの上诉を棄却した。

(本件各確認の訴えの適法性について)本件各確認の訴えは、Xが、個々の国会議員が臨時会召集要求に係る権利を有するという憲法53条後段の解釈を前提に、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして、Xを含む参議院議員が同条後段の規定により上記権利を行使した場合に被上告人がXに対して負う法的義務又はXが被上告人との間で有する法律上の地位の確認を求める訴えである

と解されるから、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法令の適用によって終局的に解決することができるものであるとすることができる。そうすると、本件各確認の訴えは、法律上の争訟に当たるというべきである。

もっとも、本件各確認の訴えは、将来、Xを含む参議院議員が憲法53条後段の規定により臨時会召集要求をした場合における臨時会召集決定の遅滞によってX自身に生ずる不利益を防止することを目的とする訴えであると解されるところ、将来、Xを含む参議院の総議員の4分の1以上により臨時会召集要求がされるか否かや、それがされた場合に臨時会召集決定がいつされるかは現時点では明らかでないといわざるを得ない。

そうすると、Xに上記不利益が生ずる現実の危険があるとはいえず、本件各確認の訴えは、確認の利益を欠き、不適法であるというべきである。

(国賠法1条1項に基づく損害賠償請求の成否について) 憲法53条は、国会と内閣との間における権限の分配という観点から、内閣が臨時会召集決定をすることとしつつ、これがされない場合においても、国会の会期を開始して国会による国政の根幹に関わる広範な権能の行使を可能とするため、各議院を組織する一定数以上の議員に対して臨時会召集要求をする権限を付与するとともに、この臨時会召集要求がされた場合には、内閣が臨時会召集決定をする義務を負うこととしたものと解されるのであって、個々の国会議員の臨時会召集要求に係る権利又は利益を保障したものとは解されない。内閣は、憲法53条後段の規定による臨時会召集要求があった場合には、臨時会召集要求をした国会議員が予定している議員活動の内容にかかわらず、臨時会召集決定をする義務を負い、臨時会召集要求をした国会議員であるか否かによって召集後の臨時会において行使できる国会議員の権能に差異はない。そうすると、同条後段の規定上、臨時会の召集について各議院の少数派の議員の意思が反映され得ることを踏まえても、同条後段が、個々の国会議員に対し、召集後の臨時会において議員活動をすることができるようにするために臨時会召集要求に係る権利又は利益を保障したものとは解されず、同条後段の規定による臨時会召集決定の遅滞によって直ちに召集後の臨時会における個々の国会議員の議員活動に係る権利又は利益が侵害されるということもできない。したがって、憲法53条後段の規定による臨時会召集決定をした国会議員は、内閣による臨時会召集決定の遅滞を理由として、国賠法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないと解するのが相当である。

イ 安全保障法制に基づく自衛隊派遣差止め等請求控訴事件（東京高裁令和2年（行コ）124号、令和5年2月16日判決）

本件は、学者等であるX₁（原告・控訴人）らが、Y（国）に対して、(1)①内閣総理大臣による自衛隊法に基づく自衛隊の全部又は一部の出動（防衛出動

命令)、②防衛大臣によるいわゆる重要影響事態法に基づく後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の実施並びにいわゆる国際平和支援法に基づく協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の実施、③防衛大臣によるいわゆる国際平和協力法に基づく国際平和協力業務(駆け付け警護等)の実施、④防衛大臣による自衛隊法に基づく外国軍隊の部隊の武器等の防護の警護(武器等防護)の実施の各差止めを求めるとともに(以下、①ないし④に係る訴えを併せて「本件各差止めの訴え」という。)、(2)内閣が平成26年7月1日閣議決定(「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定)及び平成27年5月14日閣議決定(いわゆる安保法案の閣議決定)を行い、同法案を国会に提出し、国会がこれを可決したこと(以下「本件各行為」という。)は、X₁らの平和的生存権等の侵害に当たると主張して、国家賠償法(以下「国賠法」という。)に基づき、慰謝料10万円の支払等を、それぞれ求め、(3)控訴審において、行政訴訟法(以下「行訴法」という。)4条の「公法上の法律関係に関する訴訟」(実質的当事者訴訟)として、給付訴訟、義務存在確認訴訟、地位確認訴訟、違法確認訴訟を予備的に追加したものである。

1 審判決(東京地裁令和2年3月13日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えの一部却下し、その余の請求を棄却した。

(本件各差止めの訴えの適法性)①防衛出動命令は、内閣総理大臣の自衛隊に対する命令であり、②重要影響事態法及び国際平和支援法に基づく物品の提供の実施は、防衛大臣等が自衛隊に属する物品を提供する行為であり、また、役務の提供の実施も、防衛大臣の防衛省の機関又は自衛隊の部隊等に対する命令であり、③駆け付け警護等は、防衛大臣が自衛隊等の部隊等に実施させるものであり、④武器等防護は、自衛官が一定の場合に武器を使用することを内容とするものであり、いずれもその実施によって国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務付けるものということではできないため、①ないし④はいずれも行訴法3条7項の「処分」に当たらない。X₁らが、①ないし④により、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるとすることはできず、原告適格を欠く。したがって、本件各差止めの訴えは不適法である。

(本件各行為が憲法9条等に違反し、国賠法上違法か否か)①憲法前文の「平和のうちに生存する権利」との文言をもって、国民に具体的な権利として保障されているとは解されず、一定の意味内容や、これを達成する手段や方法が特定されているものとはいえないこと、②客観的に見て、X₁らの生命、身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したとは認め難く、恐怖や不安を抱いたとしても、漠然かつ抽象的な不安感にとどまり、原告らの法律上保護された利益が侵害されたとはいえないこと、③自らの信条や信念と反する立法等が行わ

れることによる精神的苦痛は社会通念上受忍されるべきものであり、その人格権が侵害されたとはいえないこと、④憲法96条1項は、特定の問題に関して憲法改正の発議を行うことにつき、個々の国民に対して何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解されず、憲法改正決定権に具体的権利性を認めることができないことから、本件各行為は国賠法上違法であるということとはできない。

本判決は、以下のとおり、控訴審におけるX₁らの主張に対する判断を付加したほか、原審の判断を維持した。

（実質的当事者訴訟としての給付訴訟について）主位的請求と実質的に同内容のものを当事者訴訟の形式に引き直して予備的に併合提起したものにすぎず、X₁らとYとの間に個別具体的な公法上の法律関係があるとはいえない以上、このような予備的請求を公法上の当事者訴訟として許容することは相当ではない。

（実質的当事者訴訟としての確認訴訟について）本件において確認の対象とされる権利義務又は法律関係は、元来、国と国民一般との関係に属する事項であり、確認の訴えにより、X₁らとYとの間の具体的な権利義務又は法律関係としてその存否を確認することになじまないものといわざるを得ない（上告・上告受理申立て）。

ウ 特別地方交付税の額の決定取消請求控訴事件（大阪高裁令和4年（行コ）第53号、令和5年5月10日判決）

本件は、X（大阪府泉佐野市、原告・被控訴人）が、総務大臣から、令和元年度の特別交付税の額の決定（以下、併せて「本件決定」という。）を受けたことから、令和元年度における市町村に係る特別交付税の額の算定方法を定めた、特別交付税に関する省令附則5条21項（令和2年総務省令第111号による改正前のもの。以下同じ。）及び同附則7条15項（令和2年総務省令第12号による改正前のもの。特に断らない限り、以下同じ。以下「本件各特例規定」という。）は、いわゆるふるさと納税として地方税法37条の2及び同法314条の7の規定により個人の都道府県民税及び市町村民税（以下「個人住民税」という。）の特例控除の対象となる寄附金（以下「ふるさと納税寄附金」という。）に係る収入が多額であることをもって、特別交付税の額を減額するものであって、地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法なものであるとして無効であるから、本件各特例規定に基づいてXに対して交付する令和元年度の特別交付税の額を算定した本件決定は違法であるなどと主張して、本件各決定の取消しを求めたものである。

なお、大阪地方裁判所は、令和3年4月22日、本件訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるとする中間判決を言い渡した。

1審判決（大阪地裁令和4年3月10日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

（本件訴えが裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否かについて）中間判決で判断したとおり（注：地方交付税は、国の地方団体に対する支出金の性格を持ち、また、その額の算定方法等が地方交付税法によって定められているものであることから、地方団体が法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、地方団体と国との間の具体的な権利ないし法律関係の存否に関するものといえ、かつ、特別交付税の額の決定が適法か否かは、地方交付税法その他の関係法令を適用することによって判断することが可能であるから、法令の適用により終局的に解決することができるものである。そのため、地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たる。）、本件訴えは裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たる。

（地方交付税法15条2項に基づき総務大臣が行う特別交付税の額の決定が、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたるか否かについて）総務大臣が行う特別交付税の額の決定は、地方交付税法を根拠として優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、地方団体に当該決定に係る地方交付税の額の交付を受ける具体的権利ないし法律上の利益を取得させるものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

（本件各決定の取消しを求める訴えの利益について）特別交付税の額の決定は、決定に係る特別交付税の額の交付を受ける具体的権利ないし法律上の利益に直接影響を及ぼす法的効果を有するところ、決定を受けた地方団体は、その取消しによって法的効果を排除できることから、本件各決定の取消しを求める訴えの利益はある。

（本件各特例規定が地方交付税法15条1項の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるか否かについて）地方交付税法15条1項の文理上、特別交付税の交付事由と減額事由（「基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる（中略）基準財政収入額の算定過少」）を規定し、交付事由及び減額事由に係る具体的事情を定めることを総務省令に委任しているところ、交付事由と異なり減額事由に「その他特別の事情があること」という包括的な定めが存在しないことや、同法14条が定める基準財政収入額の算定方法の内容等に照らせば、同法15条1項に規定する減額事由とは、普通交付税の算定の基礎に用いられる基準財政収入額が画一的な方法で算定されることに起因して、基準財政収入額の算定の基礎となる収入項目に係る現実の収入額と基準財政収入額中の当該収入項目に係る基準税額とに差異が生じ、そのために当該基準税額の算定過少が生じていることをいうものと解される。したがって、基準財政収入額の算定の基礎とならない収入項目に係る収入が存在すること又はこれが一定額に及ぶことを特別交付税の減額要因となる事情として定めることにつき、総務省令に委任しているものと解することはできない。そして、ふるさと納税寄附金に係る

収入は基準財政収入額の算定の基礎となる収入項目に当たらないから、同項の文理上、本件各特例規定が同項の委任の範囲内の事項を定めるものということとはできない。次に、地方交付税法の委任の趣旨からみても、ふるさと納税寄附金に係る収入が一定額に及ぶことについて、地方団体間の公平性を確保しその納得を得るとする観点から、これを特別交付税の減額要因となる事情とするか否かは、立法者において政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄であり、総務大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当であるとは言い難く、本件各特例規定は、地方交付税法15条1項の委任の範囲を逸脱した違法なものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、Xの訴えを却下した。

（本件訴えが裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否か）地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐって一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するものというべきであり、本件訴えは、行政主体としての被控訴人が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないから、本件訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」には当たらず、不適法である。また、本件のような、地方交付税の配分をめぐる紛争は、当該年度の後年度において、その配分を取り消し、やり直すことは非常に困難であるとともに、当該年度の財政需要・財政収入の状況に応じた解決とならない嫌いがある。本件の本案の論点自体は裁判所の審理にふさわしいものということができるが、紛争の解決をそのまま民事訴訟を基本とする行政訴訟による解決に委ねることは必ずしも相当とはいえない（上告・上告受理申立て）。

エ 漁獲割当割合と漁獲量決定の取消等請求事件（東京高裁令和5年（行コ）第88号、令和5年10月4日判決）

本件は、漁業者であるX₁（原告）らが、農林水産大臣から受けたくろまぐろ（大型魚）の漁獲割当割合及び年次漁獲割当量（以下「漁獲割当割合等」という。）の各設定処分（以下「本件各処分」という。）について、本件各処分は漁業法17条3項の委任に基づく農林水産省告示（以下「本件告示」という。）が定めた基準に従ってされたものであるところ、本件告示は法の委任の範囲を超える違法なものであるため、本件各処分も違法であるなどと主張して、本件各処分の取消し及びX₁らが求める漁獲割当割合等の各設定処分をすることの義務付け等を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和5年2月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、

X₁らの請求につき、一部却下し、一部棄却した。

（本件告示の違憲性・違法性について）農林水産大臣が各種要素を勘案して、原告らが属する大臣管理区分である「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」における漁獲可能量全体の30パーセントを船舶数で均等割りにして各漁獲割当割合設定者に配分する旨の設定基準1を策定したこと、及び、基準期限における漁獲量に応じて「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」に漁業可能漁の70パーセントを各漁獲割当割合設定者に配分する旨の設定基準2を策定したことは、「漁獲実績」を基礎とした配分をより重視するものであるところ、合理性が認められ、漁業法17条3項等の委任の範囲を超えるものではなく、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとはいえ、本件告示は違憲・違法なものではない。

（本件告示の処分性の有無について）本件告示は、本件各処分の前提となる、漁獲割当割合を算定するための基準となる本件設定基準を定めるものであり、それにより、何人かの権利義務が具体的に形成されたり、その範囲が確定されたりすることにはならないから、本件告示は処分には当たらない。

（本件各処分の理由附記の要否について）理由附記が必要とされる趣旨は、処分の名宛人に不服申立ての便宜を与えるとともに、当該処分を行う行政庁の恣意を抑制する点にあるところ、本件各処分の理由中では、根拠となる規定である本件設定基準が摘示され、それに関連する具体的事実についても記載されていると評価し得るものであり、行政手続法8条1項ただし書の趣旨からも、その理由附記が不十分なものとは認められない。

（本件各義務付けの訴えの適法性について）本件告示に違憲性や違法性が認められない以上、それに基づいて行われた本件各処分には取り消されるべき瑕疵はないから、本件各義務付けの訴えは、行政訴訟法37条の3第1項2号の要件を欠き、不適法である。

（本件各確認の訴えの適法性について）いわゆるオリンピック方式により総漁獲量に達するまでくろまぐろを捕獲する地位ないし権利がX₁らにあることの確認の訴えについては、本件告示が違憲・違法なものでない以上、かかる地位ないし権利がX₁らに認められる余地はない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（確定）。

オ 持続化給付金等支払請求控訴事件（東京高裁令和4年（行コ）第198号、令和5年10月5日判決）

本件は、大阪府内で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条5項に定める性風俗関連特殊営業を行うX（原告・控訴人）が、持続化給付金給付規程（中小法人等向け）に基づく給付金及び家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）に基づく給付金（以下、各規程を併せて「本件各規程」といい、

各給付金を併せて「本件各給付金」という。)について、性風俗関連特殊営業を行う事業者に支給しない旨の上記各規程の定め(以下「本件各不支給規定」という。)は憲法14条1項に違反しており無効であるなどと主張して、Y₁(国)に対し、主的に、①Y₁との間に成立したとする贈与契約(以下「本件各贈与契約」という。)に基づく本件各給付金等の支払及び②Y₁が本件各不支給規定を定めるなどしたことが違法であると主張して、国家賠償法に基づく損害賠償等の支払を求め、予備的に、①本件各贈与契約に基づき、Xに対する本件各給付金の給付額の決定、②Xが本件各贈与契約上の地位を有することの確認及び③Xが本件各不支給規定により本件各給付金を不給付とされない地位にあることの確認(以下、併せて「本件各確認の訴え」という。)を求めたものである。

1 審判決(東京地裁令和4年6月30日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部却下・一部棄却した。

(本件各不支給規定の合理性について) 本件各給付金は、いずれも、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う訪日観光客需要の蒸発や営業自粛等により売上の急減に直面する事業者に対して、その事業の継続を下支えすることを目的として給付されるものである。そして、本件各規程は、本件各不支給規定を定め、性風俗関連特殊営業を行う事業者を給付対象者から除外しているところ、これは、性風俗関連特殊営業は、人間の本来的欲望に根差した享楽性・歓楽性を有する上、その本来的に備える特徴自体において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上も国が許可という形で公的に認知することが相当でないものとされていることに鑑み、本件各給付金の給付対象とすること、すなわち、国庫からの支出により廃業や転業を可及的に防止して国が事業の継続を下支えする対象とすることもまた、大多数の国民が共有する性的道義観念に照らし相当でないと解される。給付行政における給付基準の策定に当たっては、他の施策との整合性に加え、当該給付をすることについて大多数の国民の理解を得られるかどうかや給付の費用対効果その他の点について考慮する必要があることからすると、本件各不支給規定の目的には、合理的な根拠があると認められ、性風俗関連特殊営業を行う事業者を一律に本件各給付金の対象から除外することは目的との関連において不合理なものではなく、行政庁の合理的な裁量判断の範囲を超えるものでもない。

(本件各贈与契約に基づく請求の当否) 本件各不支給規定は有効であり、Xは本件各給付金の給付対象者ではないから、Y₁との間に本件各贈与契約が成立したとは認められない。

(国家賠償請求の当否) 本件各不支給規定を定めたことが違憲・違法であるとは認められず、Xが本件各給付金の給付対象とされなかったことも違憲・違法であるとは認められない。

(本件各確認の訴えの適法性) Xは、Y₁に対して、本件各贈与契約に基づ

く本件各給付金の給付の訴えを提起することができ、現にこれを提起しているのであり、それとは別に又は当該訴えが棄却された場合に備えて、本件各贈与契約上の地位を有することや本件各不支給規定により不支給とされない地位にあることの確認を求めることが紛争の解決にとって有効・適切であるというべき事情は見当たらず、本件各確認の訴えは、その確認の利益を欠き不適法である。

本判決は、控訴審におけるXの主張に対する判断を付加し、原审の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

憲法14条1項に関し、性風俗関連特殊営業を行う事業者を本件各給付金の給付対象から除外することは、本件各不給付規定が定められた理由との関連において不合理なものとはいえず、行政庁の合理的な裁量判断を逸脱するものということはできない。

本件各不支給規定は、性風俗関連特殊営業を行う事業者に対して事業の継続の下支えを目的とした本件各給付金を支給しないというものにとどまり、同事業者の職業選択・遂行の自由を直接制限するものではなく、本件各規程が、国民経済を持続的な成長軌道へ戻すことを究極的な目的とする種々の経済対策の一環として策定されたものであり、同経済対策が各種の施策を総合的に実施して行うことによって国民経済を支えようとするものであることから、各種の施策はそれぞれがその趣旨・目的に沿う形で策定、適用されることが想定されているといわざるを得ないのであって、本件各給付金の給付を受けられないという事実上の不利益についても、これをもって職業選択・遂行の自由の不当な制約であるとは認められない（上告・上告受理申立て）。

カ 託送料金認可取消請求事件（福岡地裁令和2年（行ウ）第54号、令和5年3月22日判決）

本件は、電気事業法上の小売電気事業者であるX（原告）が、平成29年9月28日制定の経済産業省令によって改正された同法施行規則及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則は、小売電気事業者から一般送配電事業者を支払われる託送料金に、原子力発電所の事故に伴う賠償負担金及び廃炉等円滑化負担金を上乗せするものであって、電気事業法の委任の範囲を超え、憲法41条にも反するとして、これらの規則に基づき、経済産業大臣が一般送配電事業者である訴外Aに対して行った託送供給等約款の変更認可処分は違法であるなどと主張して、国に対し、同処分の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

小売電気事業者が一般送配電事業者を支払う託送料金に原子力関係費用である賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を含めるとした一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の改正につき、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することも電気事業法の委任の範囲内であるところ、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、公益的課題

に要する費用であるといえるから、上記改正は、法の委任を欠き、又はその委任の範囲を超えるものとして無効であるとはいえない（控訴）。

キ 種子法廃止違憲確認等請求事件（東京地裁令和元年（行ウ）第266号、令和3年（ワ）第6342号、令和4年（ワ）第8759号、令和5年3月24日判決）

本件は、主要農作物の採種農家であるX₁（原告）らが、①主要農作物種子法を廃止する法律（以下「種子法廃止法」という。）が違憲無効であることの確認と、②種子法廃止法が違憲無効であることを前提に、主要農作物種子法（以下「種子法」という。）に係る各自の立場に応じた法律上の地位にあることの確認を求めるとともに、③X₁らが、種子法廃止法の制定によって憲法上の権利を侵害され精神的苦痛を受けたと主張して国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を却下又は棄却した。

（①について）X₁らの確認の訴えは、X₁らが種子法に基づく公法上の法律関係を有さず、又は地位確認を求める訴えの方が法律上の紛争の解決のより適切な手段であるといえるから、いずれも確認の利益を欠き不適法である。

（②について）原告のうちX₁については、その所有するほ場が種子法3条所定の指定種子生産ほ場として都道府県によって指定される地位にあることの確認を求めるものであるところ、⑦種子法が廃止されていなければ上記指定がされていた蓋然性が高いこと、⑧X₁が上記地位にあることが確認された場合、国に対し種子法という法律が存在することを前提とした対応（財政的措置等を含む。）をする義務を生じさせることになるから、同確認の訴えは、法律上の紛争の解決の有効適切な手段であること、⑨種子法廃止法の施行後、X₁は、種子法に基づく公法上の地位を喪失しており、X₁には現実かつ具体的な危険又は不安が認められることからすると、確認の利益が認められる。もっとも、種子法廃止法により憲法25条、13条、22条及び29条により保障された権利が侵害された旨のX₁の主張は採用できず、X₁の確認の訴えには理由がない。

X₁以外の原告について、種子法に基づく公法上の法律関係を有する者には当たらないから、各訴えは確認の利益を欠く不適法なものである。

（③について）種子法は、その制定経緯及び内容からすると、国家的要請としての食糧増産を達成するために採られた政策の一環として制定されたものであり、個々の国民に対して食糧増産等に係る権利を具体化したものではないと解するのが相当であるから、種子法廃止法によって、憲法13条、22条、25条及び29条の権利が侵害されたとはいえず、種子法廃止法に係る立法行為は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものとはいえない（控訴）。

ク 元首相国葬差止等請求事件（横浜地裁令和4年（行ウ）第48号、令和5年7月12日判決）

本件は、X₁（原告）らが、令和4年9月27日に行われた安倍晋三元内閣総

理大臣の国葬儀（以下「本件国葬儀」という。）について、①令和４年７月22日に本件国葬儀の開催を決定した閣議決定（以下「本件閣議決定」という。）が無効であること、②本件閣議決定に基づく予算執行（以下「本件予算執行」という。）が無効であること及び③本件国葬儀の実施が憲法14条、19条及び20条2項に違反することの確認を求めるとともに、本件国葬儀が手続上も違法であり法的根拠もなく実施されたものであると主張して、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求めるものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの無効確認請求に係る訴えを却下し、その余の請求を棄却した。

（本件閣議決定の無効確認の訴えの適法性について）本件閣議決定は内閣による国として本件国葬儀を執り行う旨の意思決定であり、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当するとは認められない。本件閣議決定の内容を国民に公表したとしても、何らX₁らに対して特定の思想又は信仰を強制したり、安倍元首相への弔意を表すことなどを強制したりするものではなく、本件閣議決定がX₁らの思想及び良心の自由並びに信教の自由等を制限するものでないことは明らかである。また、本件国葬儀は既に終了している以上、X₁らに回復すべき権利又は法律上の利益があるとはいえない。

（本件予算執行の無効確認の訴えの適法性について）本件予算執行は、本件国葬儀に伴う費用を国費（予備費）から支出するというものであり、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではなく、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当するとは認められない。税金の支出行為又は本件国葬儀の実施によってX₁らの思想及び良心の自由並びに信教の自由等が制限される関係にないことは明らかであり、国費を支出する行為に、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する法的効果がないことは明らかである。

（本件国葬儀の違憲確認の訴えの適法性について）本件国葬儀の違憲確認の訴えは、本件国葬儀が一般的・抽象的に憲法の規定に違反することの確認を求めるものであり、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいえないことから、法律上の争訟に該当せず、不適法である。

（本件国葬儀の実施が国賠法上違法か否かについて）本件国葬儀が執り行われたからといって、国民に対して何らかの宗教的行為や思想及び信条等を強制するものではなく、X₁らの思想及び良心の自由並びに信教の自由等が制限されたり、その人格権や人格的利益が侵害されたとは認められない。また、本件国葬儀の実施を岸田首相が公表したことを踏まえても、本件国葬儀への参加の強制があったとはいえない。さらに、本件国葬儀費用が国費で賄われたことでX₁らの人格権や人格的利益が侵害される関係にあるともいえない（控訴）。

令和5年中に判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

判決・決定等があった事件

賦課関係

タックス・ハイブン対策税制を定める租税特別措置法66条の6第1項の委任を受けた租税特別措置法施行令39条の16第1項を当該事案に適用することが同委任規定の範囲を逸脱するか否か及び増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定による更正の請求をし、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた者は、当該通知処分の取消しを求める訴えの利益を有するか否かが問題となった法人税更正処分等取消請求上告、附带上告事件（最高裁令和4年（行ヒ）第228号、同第229号、令和5年11月6日第二小法廷判決）

本件は、内国法人であるX（原告・控訴人・被上告人・附带上告人）が、英領ケイマン諸島（以下「ケイマン」という。）に所在するXの特定外国子会社等（平成28年法律第15号による改正前の租税特別措置法（以下「措置法」という。）66条の6第1項。以下「本件各子S P C」という。）について、本件各子S P Cの2014年（平成26年）12月30日から2015年（平成27年）12月3日までの事業年度（以下「本件各子S P C事業年度」という。）に係る本件各子S P Cの発行済株式等のうちXの請求権勘案保有株式等の占める割合（平成29年政令114号による改正前の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」という。）39条の16第1項所定。以下、同規定を「本件規定」といい、同割合を「本件保有株式等割合」という。）が0パーセントであるとして、本件各子S P C事業年度の課税対象金額を0円と算出し、Xの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度又は課税事業年度（以下、併せて「本件事業年度」という。）に係る法人税及び地方法人税（以下「法人税等」という。）の確定申告及び修正申告を行ったところ、処分行政庁から、本件保有株式等割合は100パーセントであり、本件各子S P Cの適用対象金額の全額が課税対象金額としてXの上記事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されることなどを理由として、本件事業年度の法人税等に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、上記各処分の取消しを求めたものである（争点①）。

また、Xは、1審において上記更正処分のうち申告額を超える部分の取消しを求めていたところ、1審の弁論終結後に処分行政庁に対し本件事業年度の法人税等について更正の請求を行い、処分行政庁から更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）を受けたため、控訴審において、本件通知処分の取消しを求める訴えを追加するとともに更正処分に係る取消請求を上記更正の請求に係る額を超える部分に拡張した（争点②）。

1審判決（東京地裁令和3年3月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X

の請求を棄却した。

本件各子SPCは、平成27年6月30日、本件各子SPCが平成20年12月29日に発行した優先出資証券（以下「本件優先出資証券」という。）に係る出資金と配当金の額との合計額をケイマンに所在する外国法人（以下「持株SPC」という。）に送金して本件優先出資証券の償還を行い、これにより、持株SPCが保有する本件各子SPCの本件優先出資証券は消滅し、その結果、本件各子SPC事業年度の終了日（平成27年12月3日）において本件各子SPCが発行する株式等は、Xが保有する普通株式のみとなった。

タックス・ハイブン対策税制において内国法人の収益の額とみなされる課税対象金額とは、適用対象金額に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了時における当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等の占める割合（以下「請求権勘案保有株式等割合」という。）を乗じて計算した金額をいうところ（本件規定）、この請求権勘案保有株式等割合の算定の基礎となる請求権勘案保有株式等とは、内国法人が直接に有する外国法人の株式等の数又は金額等をいい、当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額をいうものとされている（措置法施行令39条の16第2項1号）。

このように、本件規定は、課税対象金額の算定につき、当該特定外国子会社等の事業年度終了時を基準として、適用対象金額に同時点における請求権勘案保有株式等割合を乗じて算定すべきものとしているのであるから、同割合の算定の基礎となる請求権勘案保有株式等の数又は金額について規定する同条2項1号も、同時点の現況をもってその数又は金額を判断すべきことを前提としているものというべきであり、これらのことは、上記各規定の文理に照らして明らかである。

そして、本件各子SPCが本件各子SPC事業年度の終了時（平成27年12月3日）において本件各子SPCが発行していた株式は、1審原告が保有する普通株式のみであったから、本件各子SPCの請求権勘案保有株式等割合は100パーセントとなる。したがって、本件保有株式等割合は100パーセントであるから、本件各子SPCの適用対象金額の全額が本件各子SPC事業年度の課税対象金額となり、これに相当する金額は、1審原告の本件事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入されるべきものである。

2審判決（東京高裁令和4年3月10日判決）は、要旨以下のとおり1審の判断を取り消し、争点①についてはXの控訴を認容し、争点②については却下した。

（争点①について）本件資金調達スキームが利用された経緯、目的、仕組みからして、Xが当期純利益に対して支配力を有していたとは認められない。そうすると本件資金調達スキームにおける本件各子SPC事業年度の処理において、Xが本件

各子S P Cの利益から剰余金の配当等を受け得る支配力を有するというタックス・ヘイブン対策税制の合算課税の合理性を基礎づけ、正当化する事情は見いだせないし、また、上記処理に租税回避の目的があることも、客観的に租税回避の実態が生じていると評価すべき事情も認められない。それにもかかわらず、処分行政庁は、持株割合による請求権勘案保有株式等割合が100パーセントであったとして、Xが支配力を有していなかった本件各子S P Cの同事業年度の当期純利益から算出された適用対象金額の全額を本件各子S P Cとは別法人であるXの所得に合算したものであって、このような扱いは、措置法66条の6の趣旨ないしタックス・ヘイブン対策税制の基本的な制度趣旨や理念に反するものであり、正当化できないというほかない。

本件各子S P C事業年度の本件各子S P Cの適用対象金額に対するXの支配力は存在しないから、その適用対象金額のうちに、Xの有する株式等の数に対応するものとして剰余金の配当等の経済的な利益の給付を請求する権利の内容を勘案してXの益金に算入するのが相当な金額（課税対象金額）は存在しないと解するのが、タックス・ヘイブン対策税制の基本的な制度及び理念、そして、これを踏まえた措置法66条の6の趣旨に照らして相当であり、これに反する限度で措置法施行令39条の16第1項、2項を本件に適用することはできないというべきである。

（争点②について）増額更正処分である更正処分の取消請求において、更正の請求に係る税額等を超える部分の取消しを求めることが可能であるというべきであり、重ねて更正すべき理由がない旨の通知処分の取消しを求める利益はないから、本件通知処分の取消しを求める訴えは不適法である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、2審を破棄し、Xの請求を棄却した。

（争点①について）本件の事実関係の下において、本件規定を適用することが、措置法66条の6第1項（以下「本件委任規定」という。）の委任の範囲を逸脱するか否かが問題となるところ、この点を判断するに当たり、まず、本件規定の内容が、一般に、本件委任規定の趣旨に適合するか否かにつき検討する。

本件委任規定は、私法上は特定外国子会社等に帰属する所得を当該特定外国子会社等に係る内国法人の益金の額に合算して課税する内容の規定である。これは、内国法人が、法人の所得に対する租税の負担がないか又は著しく低い国又は地域に設立した子会社を利用して経済活動を行い、当該子会社に所得を発生させることによって我が国における租税の負担を回避するような事態を防止し、課税要件の明確性や課税執行面における安定性を確保しつつ、税負担の実質的な公平を図ることを目的とするものと解される。

また、本件委任規定は、課税対象金額について、内国法人の有する特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して計算すべきものと規定するところ、これは、請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の割合を持株割合よりも大きくしてかい離を生じさせ

る方法による租税回避に対処することを目的とするものと解される。

そして、本件委任規定が課税対象金額の具体的な計算方法につき政令に委任したのは、上記のような目的を実現するに当たり、どの時点を基準として株式等の請求権の内容を勘案した計算をするかなどといった点が、優れて技術的かつ細目的な事項であるためであると解される。したがって、上記の点は、内閣の専門技術的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

このような趣旨に基づく委任を受けて設けられた本件規定は、適用対象金額に乘ずべき請求権勘案保有株式等割合に係る基準時を特定外国子会社等の事業年度終了の時とするものであるところ、本件委任規定において課税要件の明確性や課税執行面における安定性の確保が重視されており、事業年度終了の時という定め方は一義的に明確であること等を考慮すれば、個別具体的な事情にかかわらず上記のように基準時を設けることには合理性があり、そのような内容を定める本件規定が本件委任規定の目的を害するものともいえない。

そうすると、本件規定の内容は、一般に、本件委任規定の趣旨に適合するものといえることができる。

以上を前提として、次に、本件の実事関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するか否かにつき検討する。

本件の実事関係等の下において本件規定を適用した場合には、本件各子S P C事業年度における本件各子S P Cの利益は本件優先出資証券にのみ配当されたにもかかわらず、本件優先出資証券が同事業年度の途中で償還されたために本件保有株式等割合が100パーセントとなり、Xに対して合算課税がされることとなる。

もっとも、前述のとおり、個別具体的な事情にかかわらず基準時を設ける本件規定の内容が合理的である以上、上記のような帰結をもって直ちに、本件の実事関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱することとはならないところ、特定外国子会社等の事業年度の途中でその株主構成が変動するのに伴い、剰余金の配当等がされる時と事業年度終了の時とで株割合等に違いが生ずるような事態は当然に想定されるというべきであり、本件の実事関係等の下において剰余金の配当等に係る個別具体的な状況を問題とすることなく本件規定を適用することによって、本件委任規定において予定されていないような事態が生ずるとはいえない。

そうすると、本件の実事関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するものではないというべきである。

(争点②について) 増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定によりされた更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分は、上記増額更正処分により一旦確定した税額について、更正の請求の理由を踏まえて改めて調査がされた上で、上記増額更正処分後の税額を減額すべき理由はないとしてされる処分である(同項、同条4項)。そうすると、上記通知処分は、上記増額更正処分とは別個にされ

た新たな処分であることが明らかであり、上記増額更正処分に吸収され、又はその内容が実質的に包摂されるということもできないのであって、上記更正の請求をした者は、上記通知処分が取り消された場合には、減額更正処分を受ける可能性を回復することができる以上、上記通知処分の取消しを求める訴えの利益を有するといふべきである。

本件のように上記増額更正処分後に上記更正の請求がされた場合、これに係る税額が申告税額を下回るときであっても、上記増額更正処分に係る取消訴訟において、上記増額更正処分のうち上記更正の請求に係る税額を超える部分の取消しを求めることができるものの、このことから直ちに上記通知処分の取消しを求める訴えの利益を否定することはできない。

したがって、増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定による更正の請求をし、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた者は、当該通知処分の取消しを求める訴えの利益を有すると解するのが相当である。

もっとも、上記増額更正処分は適法であり、上記通知処分に固有の違法事由が争われていない本件において、上記通知処分を違法とすべき事由は見当たらない。そうすると、上記通知処分の取消しを求める請求は理由がなく、これを棄却すべきものであるが、不利益変更禁止の原則により、附帶上告を棄却するにとどめるほかなく、原判決の上記違法は結論に影響を及ぼすものではない。

訟務支援課

法務省組織令第48条、第53条

予防司法支援については、各行政機関からの相談実績が多数積み重ねられており、相談内容も、政治・経済・外交問題といった我が国の重要な施策に関わるものから、国民全体の日常生活に重大な影響を与えるもの等様々な分野に及んでいる。また、国際的な法的紛争についても、日常的に国際法等に関する調査研究・分析を行うとともに、国際機関や、他の国の裁判所で行われる裁判等において十分な主張立証が行われ、適正かつ妥当な判断を得るよう、日頃から国際的な法的紛争の発生に備え、関係省庁と連携・協力をして対応を行っており、関係省庁に対しては、法的側面から実質的かつ積極的な支援を行っている。

参事官

法務省組織令第12条

重要事件の処理及び指導

原子力発電所等の安全性に関する事件、戦後処理に関する事件、医療・薬害に関する事件等、国の政治、行政、経済等の根幹に重大な影響を及ぼす重要大型事件を処理するとともに国の行政機関の情報公開に関する訴訟等の訴訟追行の指導に当たった。

第2 審議会等

I 司法試験委員会

法務省設置法第5条、第5条の2 司法試験法（昭和24年法律第140号）司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）昭和36年司法試験管理委員会規則第2号 昭和50年司法試験管理委員会規則第1号 平成15年法務省令第77号 司法試験受験手数料令（平成17年政令第325号）司法試験委員会令（平成15年政令第513号）

司法試験委員会は、司法試験の実施等を所掌する国家行政組織法第8条の機関である。

なお、司法試験委員会は、平成16年1月1日に司法試験管理委員会を改組して設置された。

司法試験 令和5年司法試験は、同年7月12日から16日まで（14日を除く。）の4日間の日程で、全国8試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市及び那覇市又はその周辺）で実施され、令和5年11月8日に合格者が発表された。

出願者数は4,165人、合格者数は1,781人であった。

なお、平成18年以降の司法試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験	
	出願者	合格者
平成18年	2,137	1,009
19	5,401	1,851
20	7,842	2,065
21	9,734	2,043
22	11,127	2,074
23	11,891	2,063
24	11,265	2,102
25	10,315	2,049
26	9,255	1,810
27	9,072	1,850
28	7,730	1,583
29	6,716	1,543
30	5,811	1,525
令和元年	4,930	1,502
2	4,226	1,450
3	3,754	1,421
4	3,367	1,403
5	4,165	1,781

司法試験予備試験 令和5年司法試験予備試験は、短答式試験が同年7月16日に全国7試験地（北海道、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府又はその周辺、広島市及び

福岡市)で、論文式試験が9月9日、10日の2日間、全国4試験地(札幌市、東京都、大阪市及び福岡市)でそれぞれ実施された。

また、口述試験が令和6年1月20日、21日の2日間、法務省浦安総合センター(千葉県浦安市)で実施され、同年2月1日に最終合格者を発表し、全日程を終えた。

出願者数は16,704人、合格者数は479人であった。

なお、平成23年以降の司法試験予備試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験予備試験	
	出 願 者	合 格 者
平成23年	8,971	116
24	9,118	219
25	11,255	351
26	12,622	356
27	12,543	394
28	12,767	405
29	13,178	444
30	13,746	433
令和元年	14,494	476
2	15,318	442
3	14,317	467
4	16,145	472
5	16,704	479

Ⅱ 検察官適格審査会

法務省設置法第5条、第6条 検察庁法(昭和22年法律第61号)第23条 検察官適格審査会令(昭和23年政令第292号)

検察庁法第23条の規定により、検察官としての適格性につき、3年ごとの定時審査及び法務大臣の請求又は職権による随時審査を行うために設置されたものである。

国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された合計11人の委員をもって組織し、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。

令和5年においては、6月20日に随時審査のための審査会が開催された。

Ⅲ 中央更生保護審査会

法務省設置法第5条、第7条 更生保護法(平成19年法律第88号)第4条～第15条

- 1 令和5年中に処理した恩赦事件数は、常時恩赦22件(恩赦相当12件、恩赦不相当9件、取下げなどによる審理終結1件)である。
- 2 令和5年中に新たに受理した審査請求の件数は13件であり、請求が認容されたものは1件であった(199ページ参照)。

IV 日本司法支援センター 評価委員会

法務省設置法第5条、第7条の2 総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条
総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号） 総合法律支援法施行規則（平成27年法務省令第11号）

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自立性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされており、日本司法支援センターについても、基本的には独立行政法人の枠組みを使用していることから、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条により、法務省に日本司法支援センター評価委員会を置くこととされている。当評価委員会は、委員10名で組織され、総合法律支援に関し学識経験のある者（少なくとも1名は、最高裁判所の推薦する裁判官）のうちから法務大臣が任命する。

令和5年中における審議状況は、以下のとおり。

第74回 ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当
(3月8日) たっての意見について

第75回 ・ 令和4年度に係る業務実績評価について
(7月12日) ・ 令和4事業年度財務諸表に関する法務大臣承認に当たっての意見について

第76回 ・ 令和4年度に係る業務実績評価について
(8月7日) ・ 令和4事業年度財務諸表に関する法務大臣承認に当たっての意見について

V 法制審議会

法務省組織令第54条、第55条 法制審議会令（昭和24年政令第134号）

1 諮問事項

昭和24年に法制審議会が発足してから令和5年12月末日までの間に法務大臣から諮問された事項は124項目であり、そのうち118項目については審議を完了した。

令和5年中に審議された諮問事項及び審議結果は、次の表のとおりである。

諮問番号	諮 問 事 項	諮問された 年 月 日	審議結果
第51号	第三者が提供する配偶子等による生殖補助医療技術によって出生した子についての民法上の親子関係を規律するための法整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	13. 2. 16	令和6年に 継続審議
第113号	父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	3. 2. 10	令和6年に 継続審議
第114号	動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	3. 2. 10	令和6年に 継続審議
第116号	個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする規定を整備するなど、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。	3. 9. 16	令和5年2 月17日答申
第117号	近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要があると思われるので、左記の事項を始め、法整備の在り方について、御意見を承りたい。	3. 9. 16	令和5年2 月17日答申

記

第一 相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備

一 刑法第七十六条前段及び第七十七条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第七十八条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること。

二 刑法第七十六条後段及び第七十七条後段に規定する年齢を引き上げること。

三 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること。

四 刑法第七十六条の罪に係るわいせつな挿入行為の同法における取扱いを見直すこと。

五 配偶者間において刑法第七十七条の罪等が成立することを明確化すること。

六 性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪を新設すること。

第二 性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備

一 より長期間にわたって訴追の機会を確保するため公訴時効を見直すこと。

二 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設すること。

第三 相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する適切な処罰を確保し、

	その画像等を確実に剝奪できるようにするための実体法及び手続法の整備 一 性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪を新設すること。 二 性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みを導入すること。		
第120号	近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、家事事件手続といった民事・家事関係の裁判手続をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、これらの手続に係る申立書等のオンライン提出、事件記録の電子化、情報通信技術を活用した各種期日の実現など法制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	4. 2. 14	令和5年2月17日答申
第121号	商取引において電子的な手段の利用が拡大するなどの社会経済情勢の変化への対応等の観点から、商法の船荷証券に関する規定等の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	4. 2. 14	令和6年に継続審議
第122号	近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、左記の事項に関して刑事手続の見直しをする必要があると思われるので、その法整備の在り方について、御意見を承りたい。 記 一 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。 二 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。	4. 6. 27	令和6年に継続審議

	三 一及び二の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること。		
第124号	老朽化した区分所有建物の増加等の近年の社会情勢に鑑み、区分所有建物の管理の円滑化及び建替えの実施を始めとする区分所有建物の再生の円滑化を図るとともに、今後想定される大規模な災害に備え、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の再生の円滑化を図る等の観点から、区分所有法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	4. 9. 12	令和6年に継続審議

2 答 申

- (1) 令和5年2月17日、諮問第116号に関し、「戸籍法等の改正に関する要綱」として答申
- (2) 同日、諮問第117号に関し、「要綱（骨子）」として答申
- (3) 同日、諮問第120号に関し、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する要綱」として答申

3 審議状況

令和5年中に法制審議会（総会）及び同部会において調査審議された事項は、次のとおりである。

- (1) 法制審議会（総会）（会長高田裕成ほか委員19人、幹事3人）
 - 諮問第116号（氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正）について審議
 - 諮問第117号（性犯罪に対処するための法整備）について審議
 - 諮問第120号（家事事件手続法・民事保全法・民事執行法・倒産法等（IT化関係）の改正）について審議
- (2) 家族法制部会（部会長大村敦志ほか委員23人、幹事13人）（令3. 2. 10設置）
 - 諮問第113号（離婚及びこれに関連する家族法制の見直し）について審議
- (3) 担保法制部会（部会長道垣内弘人ほか委員19人、幹事15人）（令3. 2. 10設置）
 - 諮問第114号（担保法制の見直し）について審議
- (4) 戸籍法部会（部会長窪田充見ほか委員16人、幹事11人）（令3. 9. 16設置）
 - 諮問第116号（氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正）について審議
- (5) 刑事法（性犯罪関係）部会（部会長井田良ほか委員16人、幹事12人）（令3. 9. 16設置）
 - 諮問第117号（性犯罪に対処するための法整備）について審議

- (6) 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会（部会長山本和彦ほか委員22人、幹事10人）（令4.2.14設置）
諮問第120号（民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のＩＴ化）について審議
- (7) 商法（船荷証券等関係）部会（部会長藤田友敬ほか委員12人、幹事12人）（令4.2.14設置）
諮問第121号（船荷証券の電子化等）について審議
- (8) 刑事法（情報通信技術関係）部会（部会長酒巻匡ほか委員10人、幹事9人）（令4.6.27設置）
諮問第122号（情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備）について審議
- (9) 区分所有法制部会（部会長佐久間毅ほか委員17人、幹事13人）（令4.9.12設置）
諮問第124号（区分所有法制の見直し）について審議

Ⅵ 検察官・公証人 特別任用等審査会

検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条、公証人法（明治41年法律第53号）第13条ノ2、検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）第1条の2、法務省組織令（平成12年政令第248号）第54条、第56条、検察官・公証人特別任用等審査会令（平成15年政令第477号）、検察官特別考試令（昭和25年政令第349号）

本審査会は、平成16年1月1日に検察官特別任用審査会と公証人審査会が統合して設立されたものである。

○ 検察官特別任用分科会

令和5年においては、9月5日（令和5年度検察官特別考試筆記試験及び副検事の選考第1次選考及落決定会議）及び10月23日（令和5年度検察官特別考試及び副検事の選考最終及落決定会議）に分科会が開催され、検察官特別考試については1人が、副検事の選考については39人がそれぞれ合格とされた。

○ 公証人分科会

公証人分科会は、公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考等のために開催され、18人を公証人に選考した。

第3 施設等機関

I 刑務所等

法務省設置法第8条、第9条 法務省組織規則第19条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号） 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成13年法務省令第3号）

1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

（令和5年12月31日現在）

刑務所	少年刑務所	拘置所	刑務支所	拘置支所	合計
59	7	8	8	94	176

2 刑務所の名称（令和5年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌刑務所	旭川刑務所	月形刑務所
札幌刑務支所	名寄拘置支所	
札幌拘置支所	帯広刑務所	
小樽拘置支所	釧路刑務支所	
室蘭拘置支所	網走刑務所	

仙台矯正管区

青森刑務所	秋田刑務所	福島刑務所
八戸拘置支所	横手拘置支所	福島刑務支所
宮城刑務所	大館拘置支所	会津若松拘置支所
仙台拘置支所	山形刑務所	郡山拘置支所
石巻拘置支所	米沢拘置支所	いわき拘置支所
古川拘置支所	酒田拘置支所	白河拘置支所

東京矯正管区

水戸刑務所	前橋刑務所	府中刑務所	甲府刑務所
水戸拘置支所	足利拘置支所	横浜刑務所	長野刑務所
土浦拘置支所	高崎拘置支所	横須賀刑務支所	上田拘置支所
下妻拘置支所	太田拘置支所	横浜拘置支所	静岡刑務所
栃木刑務所	千葉刑務所	小田原拘置支所	浜松拘置支所
喜連川社会復帰促進センター	木更津拘置支所	相模原拘置支所	沼津拘置支所
宇都宮拘置支所	八日市場拘置支所	新潟刑務所	
大田原拘置支所	市原刑務所	長岡拘置支所	
	東日本成人矯正医療センター	上越拘置支所	
		佐渡拘置支所	

名古屋矯正管区

富山刑務所	岐阜刑務所	名古屋刑務所
金沢刑務所	岐阜拘置支所	豊橋刑務支所
七尾拘置支所	高山拘置支所	岡崎拘置支所
福井刑務所	御嵩拘置支所	三重刑務所
	笠松刑務所	四日市拘置支所
	岡崎医療刑務所	伊勢拘置支所

大阪矯正管区

京都刑務所	大阪刑務所	大阪医療刑務所	加古川刑務所
滋賀拘置支所	堺拘置支所	神戸刑務所	播磨社会復帰促進センター
舞鶴拘置支所	岸和田拘置支所	洲本拘置支所	和歌山刑務所
	丸の内拘置支所	豊岡拘置支所	
	田辺拘置支所		
	新宮拘置支所		

広島矯正管区

鳥取刑務所	広島刑務所	山口刑務所	岩国刑務所
松江刑務所	尾道刑務支所	下関拘置支所	美祢社会復帰促進センター
米子拘置支所	呉拘置支所	宇部拘置支所	
島根あさひ社会復帰促進センター	福山拘置支所	周南拘置支所	
岡山刑務所	三次拘置支所		
津山拘置支所			

高松矯正管区

徳島刑務所	松山刑務所	高知刑務所
高松刑務所	西条刑務支所	中村拘置支所
丸亀拘置支所	今治拘置支所	
	宇和島拘置支所	
	大洲拘置支所	

福岡矯正管区

北九州医療刑務所	長崎刑務所	大分刑務所	沖縄刑務所
福岡刑務所	長崎拘置支所	中津拘置支所	八重山刑務支所
大牟田拘置支所	佐世保拘置支所	宮崎刑務所	那覇拘置支所
久留米拘置支所	島原拘置支所	都城拘置支所	宮古拘置支所
飯塚拘置支所	五島拘置支所	延岡拘置支所	
厳原拘置支所	熊本刑務所	鹿児島刑務所	
麓刑務所	八代拘置支所	鹿児島拘置支所	
	天草拘置支所	大島拘置支所	

3 少年刑務所の名称（令和5年12月31日現在）

札幌矯正管区

函館少年刑務所

仙台矯正管区

盛岡少年刑務所
一関拘置支所

東京矯正管区

川越少年刑務所	松本少年刑務所	市原青年矯正センター
さいたま拘置支所	飯田拘置支所	
熊谷拘置支所	上諏訪拘置支所	

大阪矯正管区

姫路少年刑務所
姫路拘置支所

福岡矯正管区

佐賀少年刑務所

4 拘置所の名称（令和5年12月31日現在）

東京矯正管区

東京拘置所
松戸拘置支所
立川拘置支所

名古屋矯正管区

名古屋拘置所
一宮拘置支所
半田拘置支所

大阪矯正管区

京都拘置所	大阪拘置所
奈良拘置支所	尼崎拘置支所
葛城拘置支所	神戸拘置所

広島矯正管区

広島拘置所

福岡矯正管区

福岡拘置所
小倉拘置支所

Ⅱ 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第8条、第10条、第11条、法務省組織規則第20条、少年院法（平成26年法律第58号）、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）少年院及び少年鑑別所組織規則（平成13年法務省令第4号）

1 少年院及び少年鑑別所の数

（令和5年12月31日現在）

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
38	6	44	8	96

2 少年院の名称（令和5年12月31日現在）

札幌矯正管区

北海少年院
紫明女子学院

仙台矯正管区

盛岡少年院	東北少年院
	青葉女子学園

東京矯正管区

茨城農芸学院 水府学院 喜連川少年院 赤城少年院	榛名女子学園 八街少年院 多摩少年院	東日本少年矯正医療・教育センター 愛光女子学園 久里浜少年院	新潟少年学院 有明高原寮 駿府学園

名古屋矯正管区

湖南学院 瀬戸少年院 愛知少年院	豊ヶ岡学園 宮川医療少年院

大阪矯正管区

京都医療少年院 浪速少年院 交野女子学院	和泉学園 泉南学寮	加古川学園 播磨学園 奈良少年院

広島矯正管区

岡山少年院	広島少年院 貴船原少女苑

高松矯正管区

丸亀少女の家 四国少年院	松山学園

福岡矯正管区

筑紫少女苑 福岡少年院 人吉農芸学院	中津少年学院 大分少年院	沖縄少年院 沖縄女子学園

3 少年鑑別所の名称（令和5年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌少年鑑別所 函館少年鑑別支所 釧路少年鑑別支所	旭川少年鑑別所

仙台矯正管区

青 森 少 年 鑑 別 所	秋 田 少 年 鑑 別 所
仙 台 少 年 鑑 別 所	福 島 少 年 鑑 別 所
盛 岡 少 年 鑑 別 支 所	
山 形 少 年 鑑 別 支 所	

東京矯正管区

水 戸 少 年 鑑 別 所	さいたま少年鑑別所	東京西少年鑑別所	甲 府 少 年 鑑 別 所
宇 都 宮 少 年 鑑 別 所	千 葉 少 年 鑑 別 所	横 浜 少 年 鑑 別 所	長 野 少 年 鑑 別 所
前 橋 少 年 鑑 別 所	東 京 少 年 鑑 別 所	新 潟 少 年 鑑 別 所	静 岡 少 年 鑑 別 所

名古屋矯正管区

金 沢 少 年 鑑 別 所	名 古 屋 少 年 鑑 別 所
岐 阜 少 年 鑑 別 所	富 山 少 年 鑑 別 支 所
	福 井 少 年 鑑 別 支 所
	津 少 年 鑑 別 所

大阪矯正管区

大 津 少 年 鑑 別 所	神 戸 少 年 鑑 別 所
京 都 少 年 鑑 別 所	奈 良 少 年 鑑 別 所
大 阪 少 年 鑑 別 所	和 歌 山 少 年 鑑 別 所

広島矯正管区

松 江 少 年 鑑 別 所	広 島 少 年 鑑 別 所
岡 山 少 年 鑑 別 所	鳥 取 少 年 鑑 別 支 所
	山 口 少 年 鑑 別 所

高松矯正管区

徳 島 少 年 鑑 別 所	松 山 少 年 鑑 別 所
高 松 少 年 鑑 別 所	高 知 少 年 鑑 別 所

福岡矯正管区

福 岡 少 年 鑑 別 所	長 崎 少 年 鑑 別 所	宮 崎 少 年 鑑 別 所
小 倉 少 年 鑑 別 支 所	熊 本 少 年 鑑 別 所	鹿 児 島 少 年 鑑 別 所
佐 賀 少 年 鑑 別 所	大 分 少 年 鑑 別 所	那 覇 少 年 鑑 別 所

Ⅲ 婦人補導院

法務省設置法第8条、第12条 法務省組織規則第21条 婦人補導院法（昭和33年法律第17号） 婦人補導院組織規則（平成13年法務省令第5号）

1 婦人補導院の数

（令和5年12月31日現在）

婦 人 補 導 院	1

2 婦人補導院の名称（令和5年12月31日現在）

東京矯正管区

東 京 婦 人 補 導 院

Ⅳ 法務総合研究所

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第57条、第58条、第60条 法務省組織規則第22条 法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）

〈重要施策の概要〉

研究部においては、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」、28年12月に成立・施行された再犯防止推進法の規定等を踏まえ、再犯防止に関する調査研究のなお一層の充実を図るため、「女性犯罪者に関する総合的研究」、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究（第6回犯罪被害実態（暗数）調査、特定犯罪被害者調査）」等に関連した研究を重点的に実施した。令和5年版犯罪白書においては、令和4年を中心とした犯罪の動向及び犯罪者の処遇等を概観したほか、「非行少年と生育環境」と題して特集を組み、少年法制等の変遷、少年を取り巻く生育環境等の変化、昨今の少年非行の動向等について概観・分析するとともに、非行少年及びその保護者を対象として実施した特別調査の結果を分析し、非行少年の生育環境等に関する特徴を明らかにし、今後の指導や支援の在り方、再非行防止対策の在り方等について考察した。

研修各部においては、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指し、効果的・効率的な研修を企画し、実施するとともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化を図っている。令和5年においては、当省職員による法務研究を実施したほか、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、本所及び支所において、検察庁、法務局、保護局の各関係職員に対する各種研修を非集合のリモート方式、リモート方式及び集合方式の併用又は必要な感染症対策を講じた集合方式により実施した。本所では、中央研修として検事、副検事に対する研修のほか、検察事務官、法務局職員、保護局関係職員に対する管理科、高等科等の研修を実施し、支所では、地方研修として新規採用者に対する初等科、中堅職員に対する中等科等の研修を実施して、それぞれの研修において法律知識、実務技

能の修得及び能力の向上を図った。

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFET））においては、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国における刑事司法制度の発展と有効適切な犯罪防止政策の策定・実施を目的として、各国において刑事政策の決定に携わる高官を対象とする国際高官セミナー、主に警察・検察・裁判関係の幹部職員を対象とする国際研修及び主に犯罪者の処遇に携わる矯正・保護関係の幹部職員を対象とする国際研修を実施した。令和5年はこれらすべての研修を国際法務総合センターの研修施設で実施することができた。各参加者は、それぞれの主要課題に応じて各国の制度と実務等を比較検討するとともに、参加者等から提起された諸問題について重点的に討議し、犯罪防止及び犯罪者の処遇方法等の発展に必要な理論と実務に関して活発な意見の交換を行った。このほか、汚職をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修、地域別研修として、仏語圏アフリカ刑事司法研修、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を実施し、国別研修として刑事施設の運営を向上させるための日本・東ティモール共同研究、日本・ネパール司法制度比較共同研究、日本・ベトナム司法制度共同研究、ベトナム法制度整備支援研修を実施した。さらに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催で、東ティモール、カンボジアに対する現地セミナー、マレーシア・フィリピン政府職員に対する合同訪日研修を実施し、タイ法務研究所（TIJ）との共催で、カンボジアに対するタイへのスタディーツアーを実施した。海外出張も本格化し、上記現地セミナーのほかに第32回国連犯罪防止・刑事司法委員会、国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関（PNI）間調整会議、再犯防止国連準則政府間専門家会合、国際刑事裁判所（ICC）主催地域高官セミナー、国際司法・法の支配研究所（IIJ）等主催テロ対策と児童のための司法に関する東南アジア地域ワークショップをはじめとする多数の会議に参加した。

なお、7月には日ASEAN特別法務大臣会合等の3つの閣僚級会合からなる司法外交閣僚フォーラムの開催記念特別イベントとして、「法遵守の文化」の比較と検討についての公開シンポジウムを実施したほか、法の支配促進のための日ASEAN特別ユースフォーラムに当部教官がエキスパート・アドバイザーとして参加するなどした。

国際協力部においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力して、アジアの開発途上国等に対する法制度整備支援として、基本法令の起草のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成に関する支援を実施している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による海外渡航の制限が緩和されたことから、令和5年には、支援対象国における現地セミナーや現地調査のほか、海外の研修員等を招へいして対面で行う日本での研修や共同研究等の実施を本格的に再開し、20件を超える現地セミナーや現地調査を伴う海外出張、ベトナム、カンボジア、ラオス、ネパール、インドネシア、ウズベキスタン、スリランカに対するJICAの研修を延べ11件実施したほか、日韓パートナーシップ共同研究（第24回）、アジア・太平洋不動産法

制研究会シンポジウムを実施した。また、令和5年7月には、司法外交閣僚フォーラムの開催記念特別イベントとして、「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」と題し、公開シンポジウムを開催し、多数の会場・オンラインの参加者を得た。

総務企画部においては、令和5年12月現在で36校となっている法科大学院に対し、派遣検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力を行うために、法科大学院向けの刑事実務科目用教材の作成・提供、派遣に伴う法科大学院との連絡調整、派遣検察官に対するバックアップなどの各種法科大学院支援事務を行った。

〈刊行物〉

1 定期刊行物

題 目	刊行頻度	号 数	ページ	規 格	所 管
犯 罪 白 書	年 刊	令和5年版	404	A 4	研究部
ニューズレター（英文）	年3回	167 168 169	27 26 24	A 4	国際連合研修協力部
リソース・マテリアル・シリーズ（英文）	年2回	115 116	122 94	A 4	国際連合研修協力部
年次報告（英文）	年1回	2022年版	36	A 4	国際連合研修協力部
国際協力部報「ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -」	年4回	94 95 96 97	198 217 184 167	A 4	国際協力部
ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-（英文）	年 刊	2023年版	170	A 4	国際協力部

2 不定期刊行物

題 目	号 数	刊行年月	ページ	規 格	所 管
犯罪白書（英文）	2022年版	5.3	137	A 4	研究部
研究部報告	64	5.3	118	A 4	研究部
研究部報告	65	5.6	276	A 4	研究部
SIXTEENTH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES（英文）	－	5.8	202	A 4	国際連合研修協力部
邦訳版 UNAFEI リソース・マテリアル・シリーズ 世界の刑事司法	1	5.3	175	A 4	国際連合研修協力部

〈業務の実施状況〉

【総務企画部】

1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催

現在法科大学院に派遣されている検察官を対象として法科大学院派遣検察官連絡協議会を開催し、法科大学院における派遣検察官の役割等をテーマとして意見交換等を行った。

2 法科大学院派遣前研修の実施

法科大学院へ派遣される予定の検察官を対象として、法科大学院での講義の在り方や司法試験及び法科大学院の制度など基礎的な知識を修得させることを目的として実施した。

【研究部】

1 女性犯罪者に関する総合的研究

女性犯罪者の実態を明らかにし、犯罪・非行をした女性に対する有効な指導・支援を検討するため、受刑者等に対する質問紙調査等を実施した。

2 犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究(第6回犯罪被害実態(暗数)調査及び特定犯罪被害者調査)

(1) 第6回犯罪被害実態(暗数)調査

犯罪被害実態(暗数)調査は、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、犯罪防止等に関する効果的な施策を考える上での基礎資料を得ることを目的として、警察等に認知されていない犯罪件数(暗数)、犯罪被害の実態、治安に対する国民の意識等を調査するもので、平成12年以降おおむね4～5年ごとに5回実施されている。第6回調査は令和6年1月に予定されており、令和5年は、調査対象者の選定(全国から無作為に抽出した男女7,000人)等の準備を行った。

(2) 特定犯罪被害者調査

精神に障害を有する者等に係る性犯罪被害の実態等を明らかにするため、刑事確定記録調査を実施した。

【研修第一部】

1 研究

法務研究

法務省の所管する諸問題につき研究テーマを決定し、法務省各部局における実務経験の豊かな職員を研究員として指名して、一定期間専門的な研究に従事させるものである。令和5年は、6月中旬から約6か月間にわたり研究が実施された。

2 研修

(1) 検事専門研修

任官後おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象とし、検察官の使命

と役割を改めて自覚させるとともに、検察の理念を再確認させ、中堅検事として必要な捜査・処理及び公判運営に関する高度の専門的知識・技能を修得させることを目的として実施した。

(2) 検事一般研修

任官後おおむね3年前後の検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認させ、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察官の使命と役割、検察の理念を確認させ、検事としての基礎的知識・能力を習得させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的として実施した。

【研修第二部】

1 中央研修

(1) 副検事第3次研修

任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力をかん養することを目的として実施した。

(2) 副検事第2次研修

任官後おおむね4年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、主として交通事犯、特別法犯、財産犯等の捜査・処理及び公判立会に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を習得させることを目的として実施した。

(3) 副検事第1次研修（新任副検事実務教育）

新たに任官した副検事全員を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させることを目的として実施した。

(4) 検察事務官管理研究科研修

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者のうちから選定された者を対象とし、地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者として必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(5) 検察事務官管理科研修

高等検察庁支部又は地方検察庁（支部、区検察庁含む。）の課長、統括捜査官、統括検務官（検察事務官統括捜査科研修の対象者を除く。）、検察広報官又は情報解析官の職に就いた者のうちから選定された者を対象とし、課長又はこれに準ずる者として必要な管理、監督等に関する知識及び技能を修得させて、管理能力を

高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(6) 検察事務官統括捜査科研修

捜査に専従する統括捜査官、統括検務官又はこれに準ずる公安職（二）４級以上の上席主任捜査官又は主任捜査官で、単独捜査の経験を相当期間有する者のうちから選定された者を対象とし、捜査に専従する上級の検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、捜査能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(7) 検察事務官高等科研修

公安職（二）３級以上又はこれと同等の行政職（一）の検察事務官で専修科研修を修了した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、将来の幹部検察事務官育成のため、高度の知識及び技能を修得させ、管理・指導能力の育成を図るとともに、捜査・公判部門、事務局部門、検務部門、企画調査部門に関する能力と素養をかん養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(8) 検察事務官特別専攻科研修

公安職（二）３級以上の検察事務官又は２級で検察官事務取扱検察事務官の発令を受けている検察事務官のうちから選定された者を対象とし、将来検察事務（捜査・公判）に専従する志望を有している者に対し、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(9) 裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修

裁判員裁判対象事件担当中核事務官又はその候補者のうちから選定された者を対象とし、検察事務官の中核として、同裁判対象事件の捜査・公判等において重要度や裁量性の高い業務を遂行するための専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(10) 保護局関係職員管理研究科研修

地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(11) 保護局関係職員管理科研修

統括保護観察官、統括社会復帰調整官又はこれに準ずる職にある者のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における中間監督者として、職務の遂行に必要な管理監督等に関する高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(12) 保護局関係職員高等科研修

保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）

3級から5級までの保護観察官、社会復帰調整官又はこれらに準ずる職にあり、指導的立場となることが認められる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、指導的立場にある保護観察官又は社会復帰調整官として、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学、職場管理等についての高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(13) 保護観察官専修科研修

おおむね行政職（一）2級から3級までの保護観察官で、原則として、中等科研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務訓練を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(14) 保護観察官中等科研修

原則として、おおむね行政職（一）2級から3級までの新任保護観察官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な更生保護関係法令、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 保護局関係職員処遇強化特別研修

おおむね行政職（一）2級から5級までの専修科研修を修了した保護観察官のうちからふさわしい者として選定された者を対象とし、保護観察官の専門的処遇能力の向上を図るため、処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的として実施した。

(16) 保護局関係企画調整特別研修

地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長としての職務遂行に必要な人事、会計、情報公開、広報、組織管理、業務管理等の総務課又は企画調整課関係事項の知識を修得させ、その管理能力を向上させることを目的として実施した。

(17) 社会復帰調整官専修科研修

おおむね行政職（一）2級から3級までの社会復帰調整官で、原則として、社会復帰調整官初任研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務訓練を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(18) 社会復帰調整官初任研修

新任の社会復帰調整官のうちから選定された者を対象とし、職務の遂行に必要

な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(19) 組織間人事交流等研修

法務省内組織間人事交流対象者を対象とし、組織間人事交流前に当省の各組織の所掌事務及び各組織間の関連についての基礎的知識を修得させるとともに、研修員の相互理解を通じて当省職員としての一体感を培うことによって、人事交流対象者等の士気を高揚させ、もって当省内組織間人事交流等の円滑な導入・運営に資することを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 検察事務官特別科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官専修科研修を修了又は任官後はほぼ10年を経過した検察事務官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察行政事務、検務事務及び捜査・公判事務に関し、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(2) 検察事務官専修科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官中等科研修を修了後ほぼ4年ないし7年を経過した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、職務の遂行に不可欠な実務的で高度な執務能力をかん養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(3) 検察事務官中等科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官初等科研修を修了後ほぼ5年を経過した者若しくは国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者で採用後ほぼ2年を経過した者又はこれらに準ずる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な比較的高度の知識及び技能を修得させて、事務能率の向上を図るとともに捜査・公判の実務能力を育成し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(4) 検察事務官初等科研修

高等検察庁に委嘱し、新規採用者で、行政職（一）の適用を受ける者を対象とし、検察事務官として必要な基礎的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(5) 保護局関係職員初等科研修

関東地方更生保護委員会に委嘱し、保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に新規に採用された行政職（一）の適用を受ける職員（国家公務員採用総合職試験合格者を除く。）のうちから選定された者を対象とし、保護局関係職員として、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるとともに、その教養の向

上を図ることを目的として実施した。

【研修第三部】

1 中央研修

(1) 法務局・地方法務局職員管理研究科研修

法務局の部長及び地方法務局長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員管理科研修

法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修

法務局・地方法務局の人権擁護部門における課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(4) 法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修

法務局・地方法務局の訟務部門における上席訟務官等課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(5) 法務局・地方法務局新任課長（戸籍・国籍）研修

法務局・地方法務局の新任の戸籍課長及び国籍課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(6) 法務局・地方法務局新任課長（供託）研修

法務局・地方法務局の新任の供託課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(7) 法務局・地方法務局新任統括登記官研修

法務局・地方法務局の新任の統括登記官を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(8) 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修

法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、その社会的識見をかん養することを目的として実施した。

(9) 法務局・地方法務局職員高等科研修

将来、法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし、高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに、その社会的識見をかん養することを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 法務局・地方法務局職員専修科研修

東京、大阪、名古屋、広島、福岡及び札幌法務局に委嘱し、行政職（一）１級から３級までの法務事務官で、中等科研修を修了後はほぼ５年を経過した者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者で法務局・地方法務局の指導的立場の中堅職員を対象とし、その職務を遂行するために必要な法律知識及び技能を専門的に修得させるとともに、その社会的識見をかん養することを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員中等科研修

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者及び初等科研修を修了後はほぼ４年を経過した者並びに障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、中堅係員として職務を遂行するために必要な基本的な法律知識及び技能を修得させるとを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員初等科研修

東京及び仙台法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、新任職員として日常の業務を遂行するのに必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとを目的として実施した。

【国際連合研修協力部】

1 国際研修等

(1) 課題別研修

ア 国際高官セミナー

アジア・アフリカ諸国等及び我が国の刑事司法機関の高官職員を対象に、「被疑者及び被告人並びに犯罪被害者の法律扶助（Legal Aid）の促進」を主要課題とするセミナーを対面形式で実施した。

イ 包摂的社会研修

アジア・アフリカ諸国等及び我が国の検察、裁判所、矯正及び保護職員等を対象に、「物質使用障害のある犯罪者の社会復帰支援」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

ウ 国際研修（刑事司法）

アジア・アフリカ諸国等及び我が国の警察、検察、裁判所及び海上保安庁関係職員等を対象に、「国境を越えた組織犯罪への対策」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

エ 国際研修（犯罪者処遇）

アジア・アフリカ諸国等及び我が国の裁判官、検察、厚生労働省、矯正及

び保護職員等を対象に、「刑務所出所者の効果的な社会復帰支援－就労、住居、医療等の切れ目のない支援の実現に向けて」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

オ 汚職防止刑事司法支援研修

アジア・アフリカ諸国等及び我が国において、汚職防止・摘発に関する政策・実務に携わる職員を対象に、「国際協力を活用した効果的な汚職事件捜査」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

(2) 地域別研修等

ア 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー

東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を図るため、同諸国の刑事司法実務家を対象に、「賄賂を含む不当な介入からの裁判官、検察官及び法執行機関職員の保護」を主要課題とするセミナーを対面形式で実施した。

イ 仏語圏アフリカ刑事司法研修

仏語圏アフリカ7か国（ブルキナファソ、チャド、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール及びセネガル）の裁判官、検察官及び警察官等を対象に、「薬物犯罪における捜査公判上の課題及びその対処について」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

(3) 国別研修等

ア 日本・ネパール司法制度比較共同研究

ネパールの裁判官、検察官及び警察官等を対象に、「ネパール改正法における刑事手続運用上の諸問題」を主要課題とする共同研究を対面形式で実施した。

イ 日本・ベトナム司法制度共同研究

ベトナム最高人民検察院との共同により、「ベトナム最高人民検察院における司法制度改革について」を主要課題とする共同研究を対面形式で実施した。

ウ ケニア非行少年処遇制度研修フォローアップ

同国児童局職員及び刑事司法機関の職員を対象に、「社会内における非行少年の更生」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

エ カンボジア研修（矯正保護）

同国の社会内処遇の発展を目的として、UNODCとの共同により、同国司法省及び内務省職員を対象に、「カンボジアにおける犯罪者の社会内処遇の推進」を主要課題とする現地セミナーを対面形式で実施した。また、T I J との共同により同国司法省及び内務省職員を対象としたタイへのスタディーツアーを実施した。

オ 東ティモール矯正関係セミナー

東ティモール司法省職員及び刑務所職員を招へいし、「東ティモール民主共和国における矯正施設の機能の強化」を主要課題とした訪日セミナーを実施し

たほか、UNODCバンコク事務所との共同により、同国司法省職員及び刑務所職員を対象として、犯罪者処遇や改善指導に関する現地セミナーを対面形式で実施した。

カ マレーシア・フィリピン政府職員に対する合同訪日研修（社会内処遇）

UNODCとの共同により、マレーシアの裁判所、検察及び内務省職員並びにフィリピンの司法省職員を対象に、「犯罪者処遇理論、社会内処遇の充実強化」を主要課題とする研修を対面形式で実施した。

2 出席した国際会議等

オンライン参加又は現地出張の方法によって、以下に記載する各種の国際会議等に積極的に出席した。

- (1) 第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム（C r i m - A P）
- (2) 国際司法・法の支配研究所、米国防務省及びフィリピン少年司法・福祉評議会
共催テロ対策と児童のための司法に関する東南アジア地域ワークショップ
- (3) 第32会期国連犯罪防止・刑事司法委員会
- (4) 再犯防止国連準則政府間専門家会合
- (5) 第32会期国連犯罪防止・刑事司法委員会会期間会合
- (6) 国際司法・法の支配研究所、米国防務省及びインドネシア国家テロ対策庁共催
テロ対策と児童のための司法に関する東南アジア地域ワークショップ
- (7) 国際矯正刑務所協会年次総会
- (8) 国連犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関間調整会議
- (9) 第41回アジア太平洋矯正局長等会議
- (10) 国際刑事裁判所主催地域高官セミナー
- (11) ウクライナ汚職対策タスクフォース第一回専門家会合
- (12) 国際刑事裁判所第22回締約国会議サイドイベント「能力強化と国際協力を通じた補完性の発展」
- (13) 第29回サイバー犯罪条約委員会全体会合
- (14) 第10回腐敗の防止に関する国際連合条約締約国会議

3 その他の活動

- (1) ウクライナ弁護士による講演会

東京昭島ロータリークラブとの共催により、「ウクライナと日本の司法制度の比較」をテーマとして、ウクライナ弁護士のトパル・レオニッド氏による講演会をハイブリッド形式で開催した。

- (2) 刑事政策公開講演会

毎年1回、一般財団法人日本刑事政策研究会及び公益財団法人アジア刑政財団との共催により、海外の専門家による刑事政策に関する公開講演会を開催しているところ、令和5年は、「国際法に基づき最も深刻な犯罪の解明と責任追及について国際刑事裁判所の果たす役割－特に児童に対する犯罪に目を向けて－」を

テーマとする国際刑事裁判所・第二副所長判事による講演及び「ケニアにおける少年司法制度の発展及び暴力犯罪に関わる児童の処遇」をテーマとするケニア内務省・保護局次長による講演が、それぞれ対面形式で行われた。

(3) 司法外交閣僚フォーラムにおけるイベント等の実施

同フォーラムでは、開催記念特別イベントとして、公開シンポジウム「法遵守の文化の比較と検討」を主催した。大学教授による基調講演の後、パネリスト及びUNA F E I 教官による全体討議を行った。

また、法務省保護局と共催で、同イベント「社会内処遇の技術支援の過去・現在・未来」を実施するとともに、法務省とタイ法務研究所が共催した日A S E A N 特別ユースフォーラムへ協力した。

(4) ユースフォーラムプレセッション（第3回ユース国際研修）

日A S E A N 特別ユースフォーラムの参加者を対象に、T I J と共同で「司法へのアクセスを強化するためのリテラシーの構築」を主要課題とするプレセッションをオンライン形式で実施した。

【国際協力部】

1 研修、共同研究及びセミナー

(1) ベトナム

ア 同国司法省副大臣、同職員を対象に「日本の立法過程（起草、審査、完成）の研究」を主要課題とする本邦研修を対面形式で実施した。

イ 同国共産党中央内政委員会職員等を対象に「汚職対策」を主要課題とする本邦研修を対面形式で実施した。

ウ 同国首相府職員等を対象に「日本の法制執務、行政手続及び地方分権の研究」を主要課題とする本邦研修を対面形式で実施した。

エ 同国最高人民裁判所裁判官等を対象に「判例制度の発展、調停対話法の円滑な実施」を主要課題とする本邦研修を対面形式で実施した。

オ 同国裁判所学院長及び同教官等を対象に、裁判官養成に関するセミナーを現地出張の方法で実施した。

カ 同国最高人民裁判所裁判官及び人民裁判所裁判官等を対象に、判例の引用と適用の技術に関するセミナーを現地出張の方法で実施した。

(2) カンボジア

ア 同国最高裁判所裁判官、司法省長官等を対象に、「王立司法学院における教育改善」を主要課題とする本邦研修を対面形式で実施した。

イ 同国最高裁判所裁判官、始審裁判所裁判官等を対象に、「日本の法科大学院教育」及び「日本の法学教育」をそれぞれ主要課題とするセミナーを現地出張の方法で複数回実施した。

(3) ラオス

- ア 同国最高人民裁判所裁判官等を対象に、「民事判決書起案能力向上」を主要課題とする本邦研修を対面形式で実施した。
- イ 同国国立司法研修所との協力覚書に基づくものとして、同研修所職員等を対象に、「強盗罪等の財産犯について」、「強盗犯等の財産犯及び強姦罪について」、「強姦罪」、「日本の知的財産法」及び「逮捕、監禁罪等」をそれぞれ主要課題とするセミナーを現地出張又はオンライン形式で定期的実施した。
- (4) インドネシア
- ア 同国裁判官を対象に、「知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得」を主要課題とする本邦研修を対面形式で実施した。
- イ 同国法務人権省法規総局総局長及び法規総局職員を対象に、「法令ドラフター能力向上に資する取組についての検討、日本の経験の共有」を主要課題とする本邦研修を対面形式で実施した。
- ウ 同国法務人権省及び同省地方事務所の職員等を対象に、「日本における条例案の作成」を主要課題とする講義をオンライン形式で実施した。
- エ 同国法務人権省及び同省地方事務所の職員等を対象に、「日本における地方公共団体の自主立法等について」を主題課題とする講義をハイブリッド形式で実施した。
- (5) モンゴル
- モンゴル商法典起草に資する知見を共有するため、同起草に携わるワーキンググループメンバー（同国司法省職員、最高裁判所裁判官及び同国国立大学教授等）を対象に、「商取引の安全等」を主要課題とする共同研究を対面形式で実施した。
- (6) ウズベキスタン
- ア 同国最高裁判所裁判官並びに大統領府、司法省及び法政策研究所職員を対象に、「権利保護のための司法能力強化」を主要課題とする JICA 国別研修を対面形式で実施した。
- イ 同国司法省、同国最高裁判所裁判官等との間で、行政法解説書の作成に向けて、行政法（手続法・訴訟法）の主要論点に関する日本の判例紹介、ウズベキスタン側の考察、事例紹介等について理解を深めることを目的とした共同研究をオンライン形式で定期的実施した。
- ウ 法律実務家の人材育成に関する知見を共有するため、同国司法省法律家トレーニングセンター副所長、同教員及び私設公証人を対象に、「公証人制度についての意見交換等」を主要課題とする共同研究を対面形式で実施した。
- (7) ネパール
- 同国最高裁判所職員等を対象に、「民法改正及び運用改善」を主要課題とする JICA 国別研修を対面形式で実施した。
- (8) 東ティモール
- ア 同国司法省職員等を対象に、「国籍法」を主要課題とするセミナーをオンラ

イン形式で実施した。

イ 同国土地財産委員会委員等を対象に「和解手続」を主要課題とするセミナーを、現地出張の方法で実施した。

ウ 同国公証人・登記官候補生等を対象に「不動産登記法」を主要課題とするセミナーを、現地出張の方法で実施した。

(9) スリランカ

同国司法省職員、裁判官、検察官及び弁護士を対象に「公判前整理手続を中心とする日本の刑事手続の迅速化に向けた取組」を主要課題とするセミナーを、現地出張の方法で実施した。

2 連絡会・研究会・シンポジウム等

(1) 司法関連統計共同研究

刑事司法に関する統計データの収集、統計データに基づいた資料作成に関する諸問題について、制度上・実務上の問題点の検討及び比較研究を実施し、かつ我が国が有するデータを用いた最新の犯罪予防等の知見を共有するため、モンゴル国立法律研究所及びウズベキスタン共和国法執行アカデミーの職員を対象に、共同研究を対面形式で実施した。

(2) 法整備支援連絡会

法制度整備支援に携わる関係者相互間の情報共有及び支援の在り方に関する意見交換を目的として、「ポストコロナにおける法整備支援」をテーマとする第24回法整備支援連絡会をハイブリッド形式で開催し、JICA、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所及び名古屋大学法政国際教育協力研究センター等の国内参加者並びにインドネシア共和国最高裁判所育成室長特別秘書及びタイ王国法務省権利自由擁護局国際人権課長等の海外参加者による活動報告等を実施した。

(3) 国際協力人材育成研修

法制度整備支援に携わる人材の育成を目的として、法務省、検察庁職員を対象に、法制度整備支援に関する講義を行ったほか、発展途上国における支援プロジェクトの実務を見聞させるなどした。

(4) 国際民商事法シンポジウム

公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、令和4年度から実施している不動産法制研究会の研究成果を発表する場として、シンポジウムを対面形式で開催した。

(5) 法整備支援へのいざない

主に法制度整備支援に関心のある大学生・大学院生等の若手人材を対象に、JICA長期専門家を始めとする法律実務家等による法制度整備支援の魅力等に関するパネルディスカッション及び質疑応答等をハイブリッド形式で実施した。

(6) 国際知財司法シンポジウム

最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットワークとの共催により、ASEAN地域を含むアジア圏全体の知的財産関係紛争処理能力の向上を目的とした基調講演及びパネルディスカッションを対面形式で実施した。

(7) 日韓パートナーシップ共同研究

公益財団法人国際民事法センター及び大韓民国大法院公判部公務員教育院との共催により、不動産登記、商業・法人登記、戸籍及び民事執行の制度上・実務上の諸問題を主要課題とする共同研究を対面形式で実施した。

(8) 国際民事法金沢セミナー

石川国際民事法センター、公益財団法人国際民事法センター及び北國新聞社との共催により、企業関係者等を対象に、「企業の進出と法整備支援」をテーマとするセミナーを対面形式で開催した。

(9) 司法修習生受入れ

司法修習生に対して、法制度整備支援の実情等に関する講義を行った。

(10) 司法外交関係フォーラムにおける特別イベントの実施

同フォーラムの特別イベントとして、JICA、公益財団法人国際民事法センター、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所との共催により、「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」をテーマとする国際シンポジウムをハイブリッド形式で実施した。

V 矯正研修所

法務省組織令第57条、第59条、第60条 法務省組織規則第23条 矯正
研修所組織規則（平成13年法務省令第8号）

1 令和5年の研修実施状況

(1) 初任研修課程

新たに矯正職員に採用された者に対し、矯正職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行うもの。

ア 刑務官初等科

新たに刑務官に採用された者（国家公務員採用総合職試験に合格したことにより採用された者を除く。）に対し、刑務官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所、7支所、19コース、研修期間8月、606人）。

イ 法務教官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務教官又は新たに少年院等に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官に任用された者に対し、法務教官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務教官基礎科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、2支所、8コース、研修期間8月、153人）。

ウ 法務技官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務技官（被収容者の資質及び環境の調査に従事する法務技官に限る。）又は少年鑑別所に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務技官に任用された者に対し、法務技官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間8月、30人）。

(2) 任用研修課程

一定以上の官職への任用（一定以上の階級への昇進を含む。）が予定されている矯正職員に対し、その官職等に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うもの。

ア 中等科

刑務官等に対し、初級幹部として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、5支所、6コース、研修期間2.5月、178人）。

イ 法務教官応用科

刑事施設の教育専門官又は少年院等の専門官として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、3支所、4コース、研修期間2.5月、73人）。

ウ 法務技官応用科

刑事施設の調査専門官又は少年鑑別所の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、1コース、研修期間2.5月、23人）。

エ 中級管理科第1部・第2部

矯正施設の中級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間6週間、64人）。

オ 高等科第1部・第2部

矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間4月、93人）。

カ 上級管理科

矯正施設の部長、次長又は課長の職（相当職を含む。）にあり、かつ、上級管理科が修了する日の属する年度の翌年度において、矯正施設の長（相当職を含む。）への任用が予定されている職員に対し、必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間1週

間、22人)。

(3) 専門研修課程

専門研修課程は、矯正職員に対し、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うものであり、次に掲げる科を置いている(本所121コース、支所229コース、5,278人)。

ア 刑務作業科

刑事施設における作業に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

イ 処遇調査科

刑事施設における資質及び環境の調査に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。ただし、法務技官は除く。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ウ 改善指導科

刑事施設における改善指導及び教科指導に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

エ 矯正教育科

少年院における矯正教育に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

オ 観護処遇科

少年鑑別所における観護に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

カ 矯正医療科

矯正施設における医療に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

キ 処遇特修科

刑務官に対し、刑事施設の被収容者の処遇に必要な知識及び技能を再確認させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ク 調査鑑別科

調査鑑別科に、基礎、応用及び特別の3つの課程を置き、刑事施設における資質及び環境の調査並びに少年鑑別所における資質鑑別に関する職務に必要な高度の知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ケ 専攻科

アからクまでに掲げる科において行うものを除き、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

(4) 研究研修課程

矯正職員に対し、矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行わせるもの。

研究科

本所の長が法務大臣の承認を得て定める研究課題について、調査研究を行わせた（本所、1コース、研修期間3月、10人）。

なお、研究題目は、次のとおりである。

ア 実効性の高い実地監査の企画、実施のための調査研究

イ 保安事故事例の研究及び「保安展示場」の設置の在り方について

ウ 窃盗事犯受刑者に関する実態調査

エ 拘禁刑下における刑務作業への動機付けについて

オ 地域援助の広報戦略に関する研究

カ 矯正施設における農福連携を通じた社会復帰支援の在り方について

キ 少年鑑別所における職員の鑑別能力向上に資する執務資料の作成

2 令和5年に実施した研修の特色

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されたことから、初任研修課程及び任用研修課程の研修は原則集合研修で実施した（一部通信も併用）。

- (2) 令和5年から、矯正研修所に、新たに専門官に採用された者に対し、専門官として必要な知識及び技能を習得させ、向上させるための基礎的な教育及び訓練を行う初任研修課程専門官初等科研修を新設した。同研修については、令和6年3月に修了予定である。

また、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の導入や、拘禁刑の導入に向けた研修を新設した。

3 令和5年に実施した協議会及び事務打合せ会

- (1) 矯正研修所支所教頭等協議会

「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」に定める新たな矯正研修の在り方について

ア 採用間もない時期からの集合研修の実施について

イ 初等科研修の全体像について

- (ア) 初任科研修からのフォローアップ研修に至る一連の初等科（基礎科）研修の在り方

- (イ) 人権研修の拡充の方策、提言書で言及されている研修手法の導入方策、研修効果を高めるための方策等

(2) 矯正研修所本支所連絡会

- ア 令和5年度初等科・基礎科研修の実施状況、現状を踏まえた今後の見通し等
- イ 名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会により法務大臣に提出されてた令和5年6月21日付け「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」に基づく新たな初等科研修実施に向けた今後の計画等
- ウ 令和6年度からの初等科（基礎科）集合研修、初任科研修及びフォローアップ研修のカリキュラム編成等について

第 4 地方支分部局

I 矯正管区

法務省設置法第15条、第16条 法務省組織令第61条、第62条 法務省組織規則第24条 矯正管区組織規則（平成25年法務省令第8号）

矯正管区の名称及び管轄区域

（令和5年12月31日現在）

名 称	管 轄 区 域
札 幌 矯 正 管 区	北海道
仙 台 矯 正 管 区	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東 京 矯 正 管 区	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
名 古 屋 矯 正 管 区	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
大 阪 矯 正 管 区	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広 島 矯 正 管 区	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高 松 矯 正 管 区	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福 岡 矯 正 管 区	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

Ⅱ 地方更生保護委員会

法務省設置法第15条、第17条 法務省組織令第63条
 更生保護法第16条～20条 地方更生保護委員会事務局組織規則（平成20年法務省令第36号）

1 地方更生保護委員会の概況

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市。ただし、九州地方委員会には那覇市に那覇分室が置かれている。）に置かれ、(1)仮釈放の許可又はその処分の取消し、(2)仮出場の許可、(3)少年院からの仮退院又は退院の許可、(4)少年院から仮退院中の者についての少年院に戻して収容する旨の決定の申請又は仮退院を許す処分を取り消す処分、(5)不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、(6)婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し、(7)保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。さらに、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

なお、前記地方委員会の権限のうち、決定をもって行う処分については、委員3人で構成する合議体が行うが、各地方委員会には、この合議体が1部ないし5部置かれている。また、地方委員会には事務局が設けられ、総務課、会計課（関東及び近畿地方委員会事務局のみ）、更生保護管理官、調整指導官、指導監査官（関東、中部、近畿及び九州地方委員会事務局のみ）、首席審査官（関東及び近畿地方委員会事務局のみ）及び統括審査官が置かれ、仮釈放等の審理のための調査に従事する保護観察官等が配属されている。

2 地方更生保護委員会の名称及び管轄区域

（令和5年12月31日現在）

名 称	合議体 の 数	管 轄 区 域
北海道地方更生保護委員会	2部	札幌高裁の管轄区域
東北	2部	仙台
関東	5部	東京
中部	2部	名古屋
近畿	4部	大阪
中国	3部	広島
四国	1部	高松
九州	3部	福岡

3 地方更生保護委員会事件取扱状況

(1) 仮釈放等審理等の開始及び終了人員

(令和5年)

事 件 の 種 別	審 理 の 開 始 等			審 理 の 結 果 等				年未現在 審 理 中	開始のう ち申出に よらない もの	審理再開						
	総 数	前年繰越	開 始	移 送	総 数	許 可	審 理 可									
総 数	14,686	2,173	12,483	30	12,724	11,117	675	466	425	35	6	1,962	78	414		
	仮 釈 放	計	13,180	2,086	11,071	23	11,343	9,756	667	465	421	28	6	1,837	77	370
		全部実刑	12,335	1,955	10,357	23	10,575	9,018	665	460	398	28	6	1,760	74	345
		一部猶予	845	131	714	—	768	738	2	5	23	—	—	77	3	25
	仮 出 場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
釈 放 等	少年院	計	1,506	87	1,412	7	1,381	1,361	8	1	4	7	—	125	1	44
		S・S・A 対象者以外	778	74	703	1	717	706	6	1	3	1	—	61	1	24
		特定少年 を除く	556	6	544	6	503	494	2	—	1	6	—	53	—	17
	S・S・A 対象者	特定少年 を除く	85	4	81	—	79	79	—	—	—	—	—	6	—	—
		特定少年	87	3	84	—	82	82	—	—	—	—	—	5	—	3
婦人輔導院仮退院		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院在院中の退院		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収容中の特定1号の退院		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「S・E・S・A対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程（S・E）及び短期社会適応課程（S・A）以外に区分されていたもの。
2 「S・E・S・A対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程（S・E）又は短期社会適応課程（S・A）に区分されていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる。

Ⅲ 法務局及び地方法務局

法務省設置法第15条、第18条～第20条、法務省組織令第64条～第67条、法務省組織規則第25条、法務局及び地方法務局組織規則（平成13年法務省令第11号）

1 法務局・地方法務局の管轄区域

（令和5年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄
東 京	東京都千代田区九段南1-1-15	注）北海道を除く都府県については、名称により管轄区域の都府県名が判明するので、記載を省略する。
横 浜	横浜市中区北仲通5-57	
さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1	
千 葉	千葉市中央区中央港1-11-3	
水 戸	水戸市北見町1-1	
宇 都 宮	宇都宮市小幡2-1-11	
前 橋	前橋市大手町2-3-1	
静 岡	静岡市葵区追手町9-50	
甲 府	甲府市丸の内1-1-18	
長 野	長野市旭町1108	
新 潟	新潟市中央区西大畑町5191	
大 阪	大阪市中央区大手前3-1-41	
京 都	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	
神 戸	神戸市中央区波止場町1-1	
奈 良	奈良市高畑町552	
大 津	大津市京町3-1-1	
和 歌 山	和歌山市二番丁3	
名 古 屋	名古屋市中区三の丸2-2-1	
津	津市丸之内26-8	
岐 阜	岐阜市金竜町5-13	
福 井	福井市春山1-1-54	
金 沢	金沢市新神田4-3-10	
富 山	富山市牛島新町11-7	
広 島	広島市中区上八丁堀6-30	
山 口	山口市河原町6-16	
岡 山	岡山市北区南方1-3-58	
鳥 取	鳥取市東町2-302	
松 江	松江市東朝日町192-3	
福 岡	福岡市中央区舞鶴3-5-25	
佐 賀	佐賀市城内2-10-20	
長 崎	長崎市万才町8-16	

名 称	所 在 地	管 轄	
大 分	大分市荷揚町7-5	北海道の内 札幌市 江別市 千歳市 夕張市 岩見沢市 三笠市 美唄市 芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 白老郡 虻田郡 浦河郡 沙流郡 新冠郡 様似郡 幌泉郡 余市郡 古平郡 積丹郡 岩内郡 古宇郡 磯谷郡 日高郡 空知郡の内 南幌町 上砂川町 奈井江町 雨竜郡の内 雨竜町 勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町	
熊 本	熊本市中央区大江3-1-53		
鹿 児 島	鹿児島市鴨池新町1-2		
宮 崎	宮崎市別府町1-1		
那 覇	那覇市樋川1-15-15		
仙 台	仙台市青葉区春日町7-25		
福 島	福島市霞町1-46		
山 形	山形市緑町1-5-48		
盛 岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15		
秋 田	秋田市山王7-1-3		
青 森	青森市長島1-3-5		
札 幌	札幌市北区北8条西2-1-1		
			函 館

名 称	所 在 地	管 轄
旭 川	旭川市宮前 1 条3-3-15	{ 北海道の内 旭川市 名寄市 士別市 紋別市 留萌市 稚内市 深川市 富良野市 上川郡(石狩国)上川郡(天塩国) 中川郡 (天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 雨竜郡の内 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
釧 路	釧路市幸町10-3	{ 北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 河西郡 上川郡 (十勝国) 河東郡 中川郡 (十勝国) 十勝郡 広尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 野付郡 標津郡 目梨郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町
高 松	高松市丸の内1-1	
徳 島	徳島市徳島町城内6-6	
高 知	高知市栄田町2-2-10	
松 山	松山市宮田町188-6	

2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数（令和5年12月31日現在）

（注）ゴシック体は支局

（ ）内の数字は管内支局数、[]内の数字は管内出張所数

法 地 務 局 法 務 局 ・ 務 局	支 局 及 び 出 張 所	法 地 務 局 法 務 局 ・ 務 局	支 局 及 び 出 張 所
東 京 (3) [19]	みなと 港 じょうなん 城南 なかの 野 きた 北 はちおうじ 八王子 ふちゆう 府中	水 戸 (6) [3]	ひたち 日立 つくば 下妻 ひたち 常陸 りゅうがき 龍ヶ崎 ちくせい 筑西 おた 太田 とり 土手 つちうら 浦和 かし 鹿嶋
横 浜 (6) [9]	かながわ 神奈川 つか 戸塚 かわさき 川崎 せいしやうにのみや 西湘二宮 きがみはら 相模原	宇 都 宮 (5) [1]	にっこう 日光 おやま 小山 も 真 お 岡 おおた 大田原 ち 栃木
さい いた ま (7) [9]	かわぐち 川口 く 久喜 かわ 川越 くまがや 熊谷	前 橋 (7) [1]	しぶかわ 渋川 しりゅう 桐生 いせ 伊勢崎 たか 高崎 ぬま 沼田 なかのじやう 中之条 おた 太田 とみ 富岡
千 葉 (10) [4]	いち 市 も 茂 きさ 木更 ふなばし 船橋	静 岡 (7) [3]	しみず 清水 ふじ 富士 かけ 掛川 し 藤 ふ 下 袋 だ 枝 も 田 ふ 井 ぬま 沼 はま 浜松 あ 熱 た 磐 み 海 お 田
	とうがね 東金 いすみ 館山 ちかわ 市川	甲 府 (2) [2]	にらさき 韮崎 かじか 鰻沢 おおつ 大月 よ 吉 だ 田
	さく 佐 く 倉 な 成 り 田 ま 柏 かし わ とり 香 取	長 野 (9)	い 飯 き 木 い 伊 や 山 う 上 え 田 だ 町 さ 佐 く 久 まつ 松 も 本 と 田

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
新 潟 (11)	に い さん 新 し むら が っ じょう ば た かみ お か 三 条 発 田 村 上 な お とう か まち せ 崎 みなみうおめま 長 岡 十 日 町 柏 崎 南 魚 沼 じょう えつ い とい が わ さ ど 上 越 糸 魚 川 佐 渡	和 歌 山 (4)	は し も と た な べ こ ぼ う しん ぐう 橋 本 田 辺 御 坊 新 宮
大 阪 (5) [5]	きた てん の う じ き た お お さ か い け だ 北 天 王 寺 北 大 阪 池 田 ひら か た も り ぐ ち ひ が し お お さ か さ か い 枚 方 守 口 東 大 阪 堀 とんだばやし き し わ だ 富田林 岸和田	名 古 屋 (10) [3]	あ つ た め い と う か す が い つ し ま 熱 田 名 東 春 日 井 津 島 一 の み や は ん だ 岡 か 崎 か り や 豊 よ 田 西 し お 尾 と よ は し 豊 新 し ろ 城
京 都 (6) [3]	さ が ふ し み う じ き づ 嵯 峨 伏 見 宇 治 木 津 の 部 み や づ きやうたんご まい づ 園 宮 津 京 丹 後 舞 鶴 ふくおやま 福知山	津 (6) [2]	す ず か ま つ さ か い が 四 日 市 鈴 鹿 松 阪 伊 賀 日 市 く わ な い せ ま の お わ せ 桑 名 伊 勢 熊 野 尾 鷲
神 戸 (11) [5]	す ま き た ひ が し こ う べ に し の み や 須 磨 北 東 神 戸 西 宮 い た み さん だ あ ま が さ き あ か し 伊 丹 三 田 尼 崎 明 石 かい ばら ひ め じ か こ が わ や し ろ 柏 原 姫 路 加 古 川 社 た つ の 豊 と よ お か よ う か す も と 龍 野 岡 八 鹿 洲 本	岐 阜 (6)	は ち ま ん お お が き み の か も 八 幡 大 垣 美 濃 加 茂 多 治 見 中 津 川 高 山
奈 良 (3) [1]	さ く ら い か つ ら ぎ か し は ら こ じ ょ う 桜 井 葛 城 樞 原 五 條	福 井 (3)	た け ふ つ る が お ば ま 武 生 敦 賀 小 浜
大 津 (3) [2]	た か し ま 甲 う か ひ こ お 高 島 賀 彦 根 近 江 なが は ま 長 浜	金 沢 (3)	こ ま つ な な お わ じ ま 小 松 七 尾 輪 島

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
富 山 (3)	う お づ た か お か と な み 魚 津 高 岡 砺 波	佐 賀 (3) [1]	と す た け お い ま り か ら つ 鳥 栖 武 雄 伊 万 里 唐 津
広 島 (6) [1]	か べ は つ か い ち ひ が し ひ ろ し ま く れ 可 部 廿 日 市 東 広 島 呉 尾 道 福 山 三 次	長 崎 (7)	い ざ は や し ま ば ら さ せ ぼ ひ ら ど 諫 早 島 原 佐 世 保 平 戸 岐 五 島 对 馬
山 口 (5) [1]	し ゅ う な ん は ぎ い わ く に や な い 周 南 萩 岩 国 柳 井 下 関 宇 部	大 分 (6)	き つ き さ い き た け た な か つ 杵 築 佐 伯 竹 田 中 津 宇 佐 日 田
岡 山 (5) [1]	お か や ま に し び ぜ く ら し き か さ お か 岡 山 西 備 前 倉 敷 笠 岡 高 梁 津 山	熊 本 (7)	あ そ お お づ う と た ま な 阿 蘇 大 津 宇 土 玉 名 山 鹿 八 代 人 吉 天 草
鳥 取 (2)	く ら よ し よ な こ 倉 吉 米 子	鹿 児 島 (5) [5]	た ね が し ま や く し ま き り し ま ち ら ん 種 子 島 屋 久 島 霧 島 知 覧 み な み さ つ ま せ ん だ い い ず み 南 さ つ ま 川 内 出 水 か の や そ お あ ま 鹿 屋 曾 於 奄 美
松 江 (4)	い ず も は ま だ ま す だ さ い ご う 出 雲 浜 田 益 田 西 郷	宮 崎 (3) [2]	た か な べ に ち な ん み や こ の じ ょ う こ ば や し 高 鍋 日 南 都 城 小 林 延 岡
福 岡 (10) [4]	に し じ ん か す や か く ま ち く し 西 新 粕 屋 福 間 筑 紫 朝 倉 飯 い 塚 の お が た く る め や な が わ や 八 女 き た き ゅ う し ゅ う や は た 柳 が 川 た が わ 北 九 州 や は た 幡 行 橋 田 川	那 覇 (4) [1]	お き な わ ぎ の わ ん な ご み や こ じ ま 沖 縄 宜 野 湾 名 護 宮 古 島 石 垣

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
仙 台 (6) [1]	な と 取 し お が ま お お が わ ら ふ る か わ 名 と り 塩 と 竈 大 河 原 古 川 い し の ま き 登 と め げ ぜん ぬ ま 石 巻 米 気 仙 沼	函 館 (2)	え さ し や く も 江 差 八 雲
福 島 (5) [3]	に ほ ん ま つ そ う ま こ お り や ま し ら か わ 二 本 松 相 馬 郡 山 白 河 わ か ま つ た じ ま 島 い わ き と み お か 若 松 田 富 岡	旭 川 (4)	な よ ろ も ん べ つ る も い わ っ か な い 名 寄 紋 別 留 萌 稚 内
山 形 (5) [1]	む ら や ま さ が え し ん じ ェ う よ ね ざ わ 村 山 寒 河 江 し ん じ ェ う よ ね ざ わ つ る お か 酒 河 新 庄 米 沢 鶴 岡 田	釧 路 (3) [1]	お び ひ ろ き た み れ ん む ろ な か し べ つ 帯 広 北 見 根 室 中 標 津
盛 岡 (4) [1]	は な ま き に の へ お お ふ な と み や こ 花 巻 二 戸 大 船 渡 宮 古 み づ さ わ 水 沢	高 松 (2) [1]	さ ん が わ ま る が め か ん お ん じ 寒 川 丸 亀 観 音 寺
秋 田 (4)	の し ろ ほ ん じ ェ う お お だ て お お ま が り 能 代 本 荘 大 館 大 曲	徳 島 (2)	あ な ん み ま 阿 南 美 馬
青 森 (5)	む つ ご し ェ が わ ら ひ ろ さ き 八 戸 五 所 川 原 弘 前 は ち の へ と わ だ 八 戸 十 和 田	高 知 (4)	か み す さ き あ き し ま ん と 香 美 須 崎 安 芸 四 万 十
札 幌 (7) [6]	み な み き た に し し ろ い し 南 北 西 白 石 え べ つ え に わ い わ み ざ わ た き か わ 江 別 恵 庭 岩 見 沢 滝 川 む ら ん と ま こ ま い お た る く っ ち ゃ ん 室 蘭 苫 小 牧 小 樽 倶 知 安 ひ だ か 高 日 高	松 山 (5) [1]	と べ お お ず さ い じ ェ う 砥 部 大 洲 西 条 し こ く ち ェ う お う い ま ば り う わ じ ま 四 国 中 央 今 治 宇 和 島

支 局
計 出 張 所

261庁
103庁

3 戸籍事件表（一）

第1表 本籍・人口・世帯数

本 籍 数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
		計	男	女	
51,875,301	123,103,285	121,561,801	59,258,540	62,303,261	58,738,888

（注）本籍数及び本籍人口は令和6年3月31日現在のものである。住民基本台帳に基づく人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、令和6年1月1日現在のものである。

内訳

法 務 局 地方務局 管内	本 籍 数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
総 数	51,875,301	123,103,285	121,561,801	59,258,540	62,303,261	58,738,888
札幌法務局管内	2,394,993	5,381,812	5,039,100	2,382,915	2,656,185	2,766,551
札幌	1,430,878	3,253,773	3,193,060	1,507,388	1,685,672	1,765,609
函館	226,793	481,740	399,720	185,368	214,352	223,005
旭川	324,108	718,689	618,587	292,601	325,986	335,317
釧路	413,214	927,610	827,733	397,558	430,175	442,620
仙台法務局管内	4,023,671	9,428,043	8,291,505	4,016,585	4,274,920	3,766,570
仙台	930,387	2,244,190	2,215,938	1,080,819	1,135,119	1,026,154
青森	621,532	1,410,567	1,197,980	568,637	629,343	587,867
盛岡	586,298	1,367,337	1,162,395	561,906	600,489	527,534
秋田	499,592	1,148,803	919,398	435,715	483,683	421,090
山形	506,585	1,188,055	1,018,385	494,893	523,492	416,553
福島	879,277	2,069,091	1,777,409	874,615	902,794	787,372
東京法務局管内	19,732,360	46,996,060	50,344,862	24,923,302	25,421,560	24,576,819
東京	5,412,201	12,599,153	13,264,486	6,507,674	6,756,812	7,169,233
水戸	1,159,524	2,773,093	2,776,173	1,390,518	1,385,655	1,257,561
宇都宮	799,414	1,903,836	1,866,944	934,067	932,877	838,036
前橋	816,987	1,946,257	1,846,917	914,974	931,943	838,511
さいたま	2,439,298	5,937,497	7,148,405	3,563,084	3,585,321	3,385,433
千葉	2,109,815	5,075,664	6,110,275	3,041,555	3,068,720	2,948,313
横浜	3,165,997	7,638,572	8,948,525	4,451,482	4,497,043	4,419,415
新潟	1,013,591	2,404,523	2,116,527	1,030,946	1,085,581	903,861
甲府	365,824	861,495	785,469	386,316	399,153	361,622
長野	925,673	2,215,675	1,986,578	974,464	1,012,114	873,588
静岡	1,524,036	3,640,295	3,494,563	1,728,222	1,766,341	1,581,246
名古屋法務局管内	5,729,386	13,887,001	13,617,410	6,729,305	6,888,105	6,082,942
名古屋	2,783,364	6,818,120	7,198,958	3,600,879	3,598,079	3,292,008
富山	465,889	1,103,042	997,087	485,253	511,834	419,759
金沢	492,219	1,185,060	1,090,374	528,010	562,364	486,311
福井	349,251	843,657	735,618	359,129	376,489	292,562
岐阜	862,900	2,090,964	1,900,445	926,475	973,970	812,652
津	775,763	1,846,158	1,694,928	829,559	865,369	779,650

法 務 局 地 方 法 務 局 管 内	本 籍 数	本籍人口	住 民 基 本 台 帳 に 基 づ く 人 口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
大阪法務局管内	8,094,498	19,323,172	19,763,386	9,474,960	10,288,426	9,696,247
大 阪	3,313,747	7,810,545	8,479,129	4,071,686	4,407,443	4,326,629
大 津	532,967	1,330,793	1,371,161	675,575	695,586	593,397
京 都	1,072,829	2,597,649	2,413,389	1,152,918	1,260,471	1,203,606
神 戸	2,171,978	5,221,181	5,297,431	2,531,578	2,765,853	2,535,667
奈 良	523,282	1,263,001	1,297,909	614,569	683,340	599,307
和 歌 山	479,695	1,100,003	904,367	428,634	475,733	437,641
広島法務局管内	3,361,370	7,960,106	6,972,034	3,363,619	3,608,415	3,313,444
広 島	1,193,635	2,848,952	2,689,518	1,305,158	1,384,360	1,298,263
鳥 取	270,368	637,321	534,698	256,950	277,748	237,258
松 江	355,434	839,320	641,037	308,990	332,047	287,621
岡 山	845,350	2,024,676	1,815,987	877,406	938,581	845,022
山 口	696,583	1,609,837	1,290,794	615,115	675,679	645,280
高松法務局管内	1,883,629	4,341,618	3,599,773	1,720,969	1,878,804	1,759,403
高 松	453,325	1,058,497	931,557	450,604	480,953	437,244
徳 島	373,274	861,012	702,215	337,223	364,992	333,108
松 山	687,851	1,589,977	1,296,344	616,091	680,253	644,491
高 知	369,179	832,132	669,657	317,051	352,606	344,560
福岡法務局管内	6,655,394	15,785,473	13,933,731	6,646,885	7,286,846	6,776,912
福 岡	2,071,044	4,915,748	4,997,249	2,375,558	2,621,691	2,474,642
佐 賀	404,179	968,360	791,450	377,453	413,997	338,706
長 崎	701,297	1,648,880	1,276,677	603,509	673,168	623,709
熊 本	861,787	2,031,222	1,702,977	810,897	892,080	791,053
大 分	565,855	1,323,289	1,095,185	522,336	572,849	534,558
宮 崎	533,595	1,244,971	1,049,118	497,932	551,186	525,488
鹿 児 島	875,721	2,051,296	1,560,305	740,401	819,904	800,467
那 覇	641,916	1,601,707	1,460,770	718,799	741,971	688,289

(注) 第1表「本籍・人口・世帯数」の(注) 参照

第2表 届出事件数

種 別	総 数		届 出						他市町村から送付	
			計		本籍人届出		非本籍人届出			
	取消*		取消*		取消*		取消*		取消*	
総 数	294	5,832,280	172	3,811,874	69	2,752,006	103	1,059,868	122	2,020,406
出 生	-	1,066,814	-	746,085	-	400,527	-	345,558	-	320,729
国 籍 留 保	-	18,158	-	9,716	-	1,181	-	8,535	-	8,442
認 知	-	20,072	-	11,283	-	8,788	-	2,495	-	8,789
養 子 縁 組	10	83,325	7	53,748	7	47,357	-	6,391	3	29,577
養 子 離 縁	-	29,782	-	19,756	-	17,666	-	2,090	-	10,026
戸籍法第69条の2、第73条の2	-	2,583	-	1,705	-	1,564	-	141	-	878
婚 姻	17	1,173,635	9	491,035	9	347,798	-	143,237	8	682,600
離 婚	8	307,817	5	188,239	4	159,047	1	29,192	3	119,578
戸籍法第75条の2、第77条の2	-	131,090	-	86,041	-	76,980	-	9,061	-	45,049
親権・後見・後見監督・保佐	-	6,949	-	5,766	-	5,110	-	656	-	1,183
届 出	-	5,487	-	4,304	-	3,648	-	656	-	1,183
嘱託(別表第一審判の確定)	-	1,415	-	1,415	-	1,415	-	-	-	-
嘱託(審判前の保全処分)	-	47	-	47	-	47	-	-	-	-
死 亡	-	2,051,194	-	1,599,058	-	1,126,677	-	472,381	-	452,136
失 踪	253	1,864	147	1,413	48	926	99	487	106	451
復 氏	-	2,495	-	1,570	-	1,412	-	158	-	925
姻 族 関 係 終 了	-	3,929	-	3,159	-	2,354	-	805	-	770
相 続 人 廃 除	6	69	4	53	1	38	3	15	2	16
入 籍	-	206,685	-	133,327	-	122,122	-	11,205	-	73,358
分 籍	-	33,541	-	19,068	-	17,813	-	1,255	-	14,473
国 籍 取 得	-	1,343	-	898	-	458	-	440	-	445
帰 化	-	9,760	-	8,468	-	7,163	-	1,305	-	1,292
国 籍 喪 失	-	3,399	-	2,242	-	1,072	-	1,170	-	1,157
国 籍 選 択	-	7,047	-	5,073	-	2,998	-	2,075	-	1,974
外国国籍喪失	-	199	-	154	-	104	-	50	-	45
氏 の 変 更	-	16,097	-	12,876	-	9,738	-	3,138	-	3,221
戸籍法第107条第1項	-	10,316	-	8,837	-	7,309	-	1,528	-	1,479
同 法第107条第2項	-	4,554	-	3,182	-	1,807	-	1,375	-	1,372
同 法第107条第3項	-	738	-	517	-	342	-	175	-	221
同 法第107条第4項	-	489	-	340	-	280	-	60	-	149
名 の 変 更	-	4,587	-	3,539	-	2,460	-	1,079	-	1,048
転 籍	-	532,078	-	307,338	-	302,082	-	5,256	-	224,740
就 籍	-	72	-	70	-	66	-	4	-	2
訂 正 ・ 更 正	-	75,383	-	70,409	-	70,184	-	225	-	4,974
市町村長職権	-	65,044	-	61,985	-	61,895	-	90	-	3,059
戸籍法第24条第2項・第44条第3項	-	5,933	-	5,172	-	5,162	-	10	-	761
同 法第113条、第114条	-	970	-	614	-	568	-	46	-	356
同 法第116条	-	1,104	-	681	-	605	-	76	-	423
続柄の記載更正(嘱託)	-	904	-	903	-	903	-	-	-	1
続柄の記載更正(申出)	-	1,428	-	1,054	-	1,051	-	3	-	374
追 完	-	2,164	-	2,012	-	613	-	1,399	-	152
そ の 他	-	5,174	-	1,861	-	896	-	965	-	3,313
離婚届等不受理申出	-	34,975	-	25,912	-	16,812	-	9,100	-	9,063

(注)「取消*」の数は、取消事件を示し、内数である。

第3表 処理事件数

（自 令和5年4月1日）
（至 令和6年3月31日）

事 項	件 数
1 新 戸 籍 編 製	810,337
2 戸 籍 全 部 消 除	1,000,122
3 違 反 通 知	5,718
4 戸籍の再製・補完	482
5 そ の 他	6,022
計	1,822,681

（注） 「その他」は届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知及び管轄法務局に対する許可の申請である。

第4表 処理事件数

(自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日)

種類			件数		金額
			有 料	無 料	
記録事項証明	全部	戸籍	14,514,112	3,809,826	6,529,648,160
		除籍	3,023,392	1,478,125	2,266,227,600
		計	17,537,504	5,287,951	8,795,875,760
	個人	戸籍	2,067,713	269,105	930,152,480
		除籍	71,190	19,057	53,266,050
		計	2,138,903	288,162	983,418,530
	一部	戸籍	4,598	23,765	2,050,600
		除籍	1,200	1,105	898,500
		計	5,798	24,870	2,949,100
	コンビニ	全部	3,263,522	－	1,196,355,420
		個人	668,122	－	227,085,130
		計	3,931,644	－	1,423,440,550
小 計 a		23,613,849	5,600,983	11,205,683,940	
膳本	戸籍	66,522	37,912	37,599,600	
	除籍	9,126,710	4,701,213	6,839,791,350	
	計	9,193,232	4,739,125	6,877,390,950	
抄本	戸籍	2,633	1,162	1,196,850	
	除籍	67,004	31,240	50,189,700	
	計	69,637	32,402	51,386,550	
証明	戸籍	6,562	6,876	2,300,600	
	除籍	107	899	45,650	
	計	6,669	7,775	2,346,250	
受理等の証明		(10,688) 594,353	(19) 14,952	(14,959,400) 219,672,250	
閲 覧		503	28,150	176,050	
広域交付	戸籍	237,252	30,418	106,731,950	
	除籍1	56,782	10,732	42,577,750	
	除籍2	265,691	47,819	199,265,050	
	計	559,725	88,969	348,574,750	
識別符号	戸籍	18	43	7,200	
	除籍1	12	9	8,400	
	除籍2	12	3	8,400	
	計	42	55	24,000	
電子証明書	戸籍	－	－	－	
	除籍1	－	－	－	
	除籍2	－	－	－	
	計	－	－	－	
内 容 証 明		239	79	83,650	
内 容 閲 覧		8	18	2,800	
小 計 b		(10,688) 10,424,408	(19) 4,911,525	(14,959,400) 7,499,657,250	
合 計(a + b)		(10,688) 34,038,257	(19) 10,512,508	(14,959,400) 18,705,341,190	

(注) () 内は、戸籍法施行規則第66条第2項に基づく証明の内数である。

第5表 市区町村数及び戸籍事務を取り扱う事務所数（令和6年4月1日現在）

(1) 市区町村数

	市	区	町	村	計
総 数	772	194	743	183	1,892
コンピュータ庁	772	194	743	183	1,892

(注) 市の数には、政令指定都市を含まない。また、コンピュータ庁は、市区町村数の内数である。

(2) 事務所数

	本 庁	支 所	出張所	計
総 数	1,892	1,732	1,213	4,837
	(1,892)	(2,238)	(2,068)	(6,198)
コンピュータ庁	1,892	1,627	860	4,379

(注) () 内は、総事務所数である。また、コンピュータ庁は、戸籍事務を処理する事務所数の内数である。

第6表 職員数（令和6年4月1日現在）

経 験 年 数	3年未満	3年以上	10年以上	計
戸籍事務担当者数	18,854	16,261	6,541	41,656
	(16,067)	(13,618)	(5,398)	(35,083)

(注) () 内は、兼任者で内数である。

4 戸籍事件表（二） 年別比較表

第1表 本籍、人口及び世帯数10年比較

区 分	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
本 籍 数	51,875,301	52,042,054	52,263,682	52,378,331
本 籍 人 口	123,103,285	123,953,421	124,752,224	125,429,437
住民基本台帳に基づく世帯数	58,738,888	58,493,428	58,226,982	57,854,887
住民基本台帳に基づく人口	121,561,801	122,423,038	123,223,561	123,842,701
男	59,258,540	59,691,294	60,093,419	60,408,305
女	62,303,261	62,731,744	63,130,142	63,434,396

（注） 本籍数及び本籍人口は各年3月31日現在のものである。また、住民基本台帳に基づく世帯数及び人口は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、各年1月1日現在のものである。

第2表 種類別届出事件10年比較（会計年度）

種 別	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総 数	3,811,874	3,887,893	3,879,521	3,854,335
出 生	746,085	789,640	842,516	852,817
国 籍 留 保	9,716	10,200	10,633	10,891
認 知	11,283	11,095	11,538	11,981
養 子 縁 組	53,748	55,958	60,229	65,105
養 子 離 縁	19,756	19,686	20,504	21,856
戸籍法第69条の2・第73条の2	1,705	1,724	1,804	1,777
婚 姻	491,035	496,225	524,448	527,576
離 婚	188,239	184,343	183,981	191,691
戸籍法第75条の2・第77条の2	86,041	83,775	82,472	85,806
親権・後見・後見監督・保佐	4,304	5,796	5,301	5,388
同 上 嘱 託	1,462	1,549	2,088	2,420
死 亡	1,599,058	1,605,945	1,498,553	1,404,975
失 踪	1,413	1,540	1,637	1,730
復 氏	1,570	1,601	1,553	1,610
姻 族 関 係 終 了	3,159	3,065	2,934	3,022
相 続 人 廃 除	53	32	34	45
入 籍	133,327	136,054	145,956	157,905
分 籍	19,068	18,816	16,549	16,471
国 籍 取 得	898	905	804	736
帰 化	8,468	7,562	8,076	9,336
国 籍 喪 失	2,242	5,001	2,838	1,689
国 籍 選 択	5,073	4,514	3,551	3,172
外 国 国 籍 喪 失	154	163	144	92
氏 名 の 変 更	12,876	13,497	14,034	13,906
名 の 変 更	3,539	4,027	4,218	4,183
転 籍	307,338	326,067	330,985	342,146
就 籍	70	74	85	127
訂 正 ・ 更 正	70,409	69,562	74,427	87,049
追 完	2,012	1,840	1,787	1,617
そ の 他	1,861	1,849	1,834	1,808
離 婚 届 等 不 受 理 申 出	25,912	25,788	24,008	25,408

（注） この表は、本籍人届出及び非本籍人届出に関するものである。

令和2年	平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
52,492,074	52,355,170	52,502,230	52,487,410	52,443,938	52,363,707
125,994,955	126,489,539	126,957,585	127,359,552	127,659,960	127,940,865
57,380,526	56,996,515	56,613,999	56,221,568	55,811,969	55,364,285
124,271,318	124,776,364	125,209,603	125,583,658	125,891,742	126,163,576
60,624,340	60,878,859	61,098,245	61,290,165	61,444,444	61,584,613
63,646,978	63,897,505	64,111,358	64,293,493	64,447,298	64,578,963

平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
4,061,150	4,041,126	4,114,756	4,161,433	4,247,875	4,284,124
894,501	934,054	969,887	1,000,936	1,035,783	1,042,695
11,944	12,529	13,013	13,855	14,562	15,295
13,131	13,678	13,890	14,742	14,875	14,940
72,737	72,858	75,111	78,910	82,592	83,611
22,912	23,259	23,605	24,010	25,085	24,917
1,782	1,686	1,667	1,635	1,728	1,693
627,449	586,937	614,603	631,819	652,560	651,063
212,463	212,507	213,882	219,358	229,084	228,218
92,857	91,625	90,307	91,273	93,499	92,576
5,686	5,848	5,975	6,313	6,625	7,098
2,476	2,682	2,827	3,267	3,502	2,971
1,386,141	1,375,839	1,369,225	1,342,618	1,304,269	1,299,480
1,663	1,881	2,036	1,941	1,982	2,031
1,834	2,009	2,075	2,014	2,101	1,961
3,551	4,124	4,895	4,032	2,783	2,202
25	43	39	56	43	44
166,692	168,280	171,743	177,192	185,179	186,036
17,451	16,140	15,990	16,405	17,173	16,555
898	968	961	1,065	1,069	1,163
8,399	8,725	10,338	9,476	9,266	9,660
2,176	2,165	2,010	2,016	1,679	1,488
3,677	3,539	3,401	3,368	2,847	2,986
151	161	125	150	69	65
15,689	15,072	16,019	15,818	16,711	17,002
4,546	4,178	4,369	4,539	4,990	4,870
385,893	374,079	375,957	375,781	396,486	390,225
95	71	87	82	128	144
72,818	75,148	79,176	86,873	111,002	150,920
2,256	2,045	2,070	2,065	1,934	2,128
1,928	1,936	1,802	1,736	1,614	1,661
27,329	27,060	27,671	28,088	26,655	28,426

5 供託金年計表（令和5年度）

区 分 庁 名	前 年 度 越 高		受 高		払 高		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	内 渡
総 数	3,169,235	1,524,288,763,431	235,507	391,122,656,054	235,504	335,070,940,667	28,935
東 京 管 内	1,708,510	1,112,596,213,625	124,161	277,696,367,674	120,911	229,514,841,463	12,636
東 横 ば い た ま	1,217,863	990,899,964,788	80,097	237,177,065,920	70,068	199,614,508,660	6,160
さ 千 水 宇 都 府 野 湯	147,166	38,534,626,423	12,012	19,575,302,229	14,016	17,816,358,221	1,021
大 阪 管 内	79,559	19,093,514,754	7,667	11,417,347,401	9,435	2,756,505,850	753
大 京 神 奈 大 和	81,631	14,985,704,816	6,193	3,099,580,312	6,374	3,457,297,738	644
名 古 屋 管 内	30,619	4,718,270,268	3,502	1,162,058,921	5,045	1,273,008,834	1,569
岐 福 金 富	35,326	4,912,028,209	2,307	745,417,070	2,387	770,708,655	248
広 島 管 内	19,770	5,686,805,621	2,177	652,236,801	2,778	637,157,631	557
山 口 山 岡 島 取 江	41,321	10,356,148,501	3,610	1,954,229,289	3,953	1,431,355,794	646
福 岡 管 内	14,100	2,294,098,134	1,584	312,768,331	1,681	695,061,321	176
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	24,003	5,542,128,308	2,857	1,162,399,756	2,600	600,282,997	252
仙 台 管 内	17,152	15,572,923,803	2,155	437,961,644	2,574	462,595,762	610
仙 福 山 盛 秋 青	574,680	199,764,794,649	35,657	29,925,390,640	33,564	38,991,482,568	3,501
札 幌 管 内	307,621	160,513,715,313	20,062	16,808,312,820	17,928	29,399,538,259	1,529
函 館 旭 釧 路	120,766	15,637,620,932	6,566	2,979,137,450	5,109	3,828,328,915	733
高 松 管 内	101,114	17,509,836,057	5,843	8,324,972,221	6,490	4,306,551,673	835
高 德 高 知 山	14,923	2,155,038,384	1,185	619,320,127	1,744	579,869,135	161
名 古 津	8,410	2,034,426,809	1,017	765,562,073	1,294	439,887,178	161
岐 津 井 沢 山	21,846	1,914,157,154	984	428,085,949	999	437,307,408	82
名 古 屋 管 内	126,420	81,141,880,224	14,882	51,269,116,451	17,991	40,675,585,541	3,292
岐 津 井 沢 山	68,933	69,576,273,172	8,263	43,082,763,692	9,775	37,351,601,389	1,615
福 岡 管 内	15,388	2,843,125,950	1,596	1,250,027,744	2,585	1,248,991,193	936
岐 津 井 沢 山	15,832	2,791,294,652	2,325	541,769,484	2,645	629,420,723	276
福 岡 管 内	9,213	912,995,986	903	5,600,777,681	976	270,569,484	99
岐 津 井 沢 山	9,720	3,021,168,136	782	157,073,643	1,016	369,510,893	216
福 岡 管 内	7,334	1,997,022,328	1,013	636,704,207	994	805,491,859	150
岐 津 井 沢 山	128,009	25,794,448,766	8,424	11,535,964,402	10,328	4,144,473,249	1,271
岐 津 井 沢 山	39,371	6,843,415,226	3,238	5,740,502,959	3,869	1,990,580,135	484
岐 津 井 沢 山	31,198	10,741,129,601	1,658	3,407,651,947	2,405	255,193,347	193
岐 津 井 沢 山	41,618	5,934,768,807	1,877	2,092,938,178	2,336	919,371,072	234
岐 津 井 沢 山	7,572	560,161,685	798	140,327,694	775	96,592,359	150
岐 津 井 沢 山	8,250	1,714,955,447	853	154,543,624	943	882,736,336	210
福 岡 管 内	338,451	51,069,021,784	28,066	11,298,170,881	23,724	10,032,800,500	4,795
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	68,338	20,482,696,505	6,400	4,925,073,783	7,887	4,299,391,875	832
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	9,368	1,410,381,221	806	413,039,990	1,088	138,667,645	204
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	34,493	3,333,810,412	1,909	1,333,749,660	3,321	1,159,324,071	1,766
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	27,163	5,539,251,404	1,597	574,127,471	1,448	1,300,910,969	271
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	60,059	5,143,905,291	2,172	664,583,207	2,336	710,013,378	247
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	27,700	3,668,285,066	2,305	1,273,872,857	2,449	544,150,850	690
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	21,559	1,524,097,514	1,564	501,279,766	1,540	451,903,889	180
福 佐 長 大 熊 鹿 見 宮 那	89,771	9,966,594,371	11,313	1,612,444,147	3,655	1,428,437,823	605
仙 台 管 内	99,066	23,056,112,562	12,653	4,257,113,022	15,704	4,046,164,512	1,636
仙 福 山 盛 秋 青	33,792	7,602,527,404	3,124	1,230,876,991	6,418	1,616,325,120	363
仙 福 山 盛 秋 青	21,394	7,584,797,090	2,710	1,006,596,990	2,497	700,639,100	362
仙 福 山 盛 秋 青	9,214	1,834,086,073	1,461	451,666,779	1,371	304,344,265	178
仙 福 山 盛 秋 青	11,156	2,760,638,696	1,598	524,323,508	1,505	625,594,878	194
仙 福 山 盛 秋 青	14,165	1,001,546,832	2,139	546,657,843	1,767	222,798,365	309
仙 福 山 盛 秋 青	9,345	2,272,516,467	1,621	496,991,307	2,146	576,462,784	230
札 幌 管 内	124,566	15,833,079,028	6,338	3,571,845,099	7,977	6,269,655,874	1,003
札 幌 管 内	106,442	12,325,130,273	3,806	2,903,498,630	4,738	5,401,575,440	619
札 幌 管 内	6,890	1,288,571,190	830	185,619,151	960	203,461,526	105
札 幌 管 内	4,566	1,180,876,219	684	294,293,240	955	343,081,266	115
札 幌 管 内	6,668	1,038,501,346	1,018	188,434,078	1,324	321,537,642	164
高 松 管 内	69,533	15,033,212,793	5,326	1,568,687,885	5,305	1,395,936,960	801
高 松 管 内	13,092	7,833,088,076	1,443	455,847,814	1,810	491,698,520	226
高 松 管 内	13,834	1,289,251,394	953	245,449,853	834	276,562,613	146
高 松 管 内	25,184	2,999,612,549	1,240	185,987,731	1,005	265,841,514	208
高 松 管 内	17,423	2,911,260,774	1,690	681,402,487	1,656	361,834,313	221

（注）「内渡」は、払高件数の内数であり、「時効回復高」の件数・金額は、払高件数・金額の外数である。

(金額単位 円)

時効回復高		現 在 高		利息払渡認可高		時 効 歳 入 高	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2,925	37,646,491	3,198,173	1,580,340,478,818	56,710	27,154,593	3,057	152,485,967
637	24,301,637	1,724,396	1,160,777,739,836	33,394	20,438,828	1,977	68,017,903
334	13,112,656	1,234,052	1,028,462,522,048	20,759	17,726,526	1,302	33,316,798
223	2,085,991	146,183	40,293,570,431	4,384	680,608	98	10,408,408
10	3,860,000	78,544	27,754,356,305	3,066	843,390	103	5,090,804
19	658,800	82,094	14,627,987,390	1,626	467,787	47	2,748,987
1	1,000,000	30,645	4,607,320,355	934	97,876	93	10,516,463
9	809,190	35,494	4,886,736,624	389	84,000	11	605,989
0	0	19,726	5,701,884,791	664	60,601	65	454,710
1	1,500,000	41,624	10,879,021,996	627	123,314	18	1,540,394
24	888,000	14,179	1,911,805,144	359	135,526	167	238,688
4	170,000	24,512	6,104,245,067	222	28,923	59	1,412,679
12	217,000	17,343	15,548,289,685	364	190,277	14	1,683,983
234	3,993,380	580,274	190,698,702,721	10,244	2,596,158	333	15,886,825
95	622,500	311,284	147,922,489,874	5,522	1,693,777	180	5,818,043
74	2,470,880	122,956	14,788,429,467	1,906	408,317	66	2,327,300
51	816,000	101,302	21,528,256,605	1,890	437,319	30	7,150,308
0	0	14,525	2,194,489,376	517	25,394	4	188,538
0	0	8,294	2,360,101,704	246	21,382	49	248,363
14	84,000	21,913	1,904,935,695	163	9,969	4	154,273
35	1,236,531	126,603	91,735,411,134	3,231	1,314,692	239	25,151,736
1	50,000	69,036	75,307,435,475	1,886	1,081,735	141	21,369,956
2	155,000	15,335	2,844,162,501	370	45,542	24	336,822
14	330,392	15,788	2,703,643,413	541	68,661	7	1,634,885
0	0	9,239	6,243,204,183	128	9,200	42	489,673
0	0	9,702	2,808,730,886	149	35,355	8	86,526
18	701,139	7,503	1,828,234,676	157	74,199	17	1,233,874
960	851,453	127,376	33,185,939,919	1,644	410,198	74	4,950,362
0	0	39,224	10,593,338,050	571	77,242	31	1,068,277
960	851,453	30,644	13,893,588,201	134	8,343	9	104,521
0	0	41,393	7,108,353,913	771	173,267	14	3,566,129
0	0	7,745	603,897,020	42	9,399	2	72,000
0	0	8,370	986,762,735	126	141,947	18	139,435
1,057	5,063,490	347,588	52,334,392,165	4,899	1,485,211	246	9,413,518
0	0	67,683	21,108,378,413	1,809	610,830	26	1,211,385
0	0	9,290	1,684,753,566	224	18,784	12	460,968
727	2,343,600	34,847	3,508,236,001	305	137,157	11	107,974
0	0	27,583	4,812,467,906	193	278,066	19	875,547
165	795,000	60,142	5,098,475,120	500	73,216	75	2,262,996
165	1,924,890	28,246	4,398,007,073	514	185,963	40	666,888
0	0	21,763	1,573,473,391	115	62,624	21	2,043,753
0	0	98,034	10,150,600,695	1,239	118,571	42	1,784,007
1	700,000	97,651	23,267,061,072	1,485	300,790	89	24,207,101
1	700,000	30,861	7,217,079,275	429	72,680	17	567,460
0	0	21,969	7,890,754,584	240	55,851	19	1,004,678
0	0	9,482	1,981,408,587	97	6,057	12	233,124
0	0	11,443	2,659,367,326	159	80,291	9	928,918
0	0	14,846	1,325,406,310	97	4,715	4	159,702
0	0	9,050	2,193,044,990	463	81,196	28	21,313,219
0	0	123,930	13,135,268,253	930	550,026	86	4,522,801
0	0	106,129	9,827,053,463	754	522,692	76	3,896,989
0	0	6,865	1,270,728,815	59	2,583	0	0
0	0	4,410	1,132,088,193	50	5,637	3	14,632
0	0	6,526	905,397,782	67	19,114	7	611,180
1	1,500,000	70,355	15,205,963,718	883	58,690	13	335,721
0	0	12,951	7,797,237,370	287	13,690	7	254,082
1	1,500,000	14,099	1,258,138,634	69	14,143	0	0
0	0	25,627	2,919,758,766	214	13,285	2	28,777
0	0	17,678	3,230,828,948	313	17,572	4	52,862

6 供託有価証券年計表（令和5年度）

区分 庁名	前年度越 高			受 高		
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額
総 数	29,259	221,013	30,318,840,689.5	282	6,642	1,288,147,800.0
東 京 管 内	12,867	105,400	24,208,099,171.5	90	3,364	444,677,800.0
東 横 ば い た ま	8,578	69,280	21,820,500,850.0	41	1,808	133,237,800.0
さ 千 葉	987	9,798	686,770,350.0	12	859	199,485,000.0
水 戸	602	4,916	221,059,160.0	5	26	2,900,000.0
宇 都 宮	720	5,252	338,320,100.0	3	12	500,000.0
前 橋	200	1,980	164,721,467.5	3	3	750,000.0
静 岡	111	1,720	130,153,500.0	0	0	0.0
甲 府	224	1,981	135,964,500.0	0	0	0.0
長 野	546	5,432	287,797,250.0	7	569	101,500,000.0
新 潟	87	377	50,510,000.0	6	6	1,500,000.0
	442	2,637	140,927,350.0	5	6	3,305,000.0
	370	2,027	231,374,644.0	8	75	1,500,000.0
大 阪 管 内	5,216	37,961	1,988,982,900.0	78	822	67,614,000.0
大 阪	2,989	21,844	1,039,797,700.0	22	189	30,210,000.0
京 都	645	4,009	150,074,600.0	10	56	7,480,000.0
神 戸	1,074	7,153	419,379,500.0	31	95	16,924,000.0
奈 良	109	904	44,570,700.0	6	463	11,000,000.0
和 歌 山	144	1,373	107,509,000.0	3	3	750,000.0
	255	2,678	227,651,400.0	6	16	1,250,000.0
名 古 屋 管 内	2,352	17,668	1,300,582,950.0	27	755	119,915,000.0
名 古 屋	1,445	10,425	728,729,450.0	14	271	28,200,000.0
津 市	59	331	17,047,700.0	2	30	11,700,000.0
岐 阜	226	2,417	95,347,750.0	5	5	5,250,000.0
福 井	163	831	80,694,950.0	5	420	68,815,000.0
金 沢	247	1,599	152,298,250.0	1	29	5,950,000.0
富 山	212	2,065	226,464,850.0	0	0	0.0
広 島 管 内	1,301	8,081	657,592,153.0	14	193	175,946,000.0
広 島	596	2,954	218,526,060.0	4	61	2,600,000.0
山 口	197	1,820	98,555,000.0	7	36	1,250,000.0
岡 山	420	2,326	140,115,893.0	2	38	3,596,000.0
鳥 取	34	364	43,223,550.0	0	0	0.0
松 江	54	617	157,171,650.0	1	58	168,500,000.0
福 岡 管 内	2,497	25,976	759,848,745.0	18	156	174,950,000.0
福 岡	986	19,581	423,087,197.5	7	72	89,450,000.0
佐 賀	77	211	14,769,500.0	0	0	0.0
長 崎	251	1,453	22,551,847.5	0	0	0.0
大 分	260	706	57,011,500.0	0	0	0.0
熊 本	341	1,434	73,267,600.0	0	0	0.0
鹿 児 島	294	1,613	42,596,000.0	3	62	79,800,000.0
宮 崎	177	718	43,665,600.0	1	1	250,000.0
那 覇	111	260	82,899,500.0	7	21	5,450,000.0
仙 台 管 内	1,560	7,807	537,035,070.0	26	1,136	211,535,000.0
仙 台	476	2,117	95,217,100.0	1	1	250,000.0
福 馬	350	1,940	145,582,650.0	6	16	1,500,000.0
山 形	178	600	17,530,000.0	4	934	144,935,000.0
盛 岡	204	901	131,363,770.0	4	10	21,350,000.0
秋 田	250	1,363	50,742,550.0	10	174	43,000,000.0
青 森	102	886	96,599,000.0	1	1	500,000.0
札 幌 管 内	2,732	13,192	602,520,350.0	18	88	36,510,000.0
札 幌	1,611	7,310	271,015,950.0	15	80	20,010,000.0
函 館	362	1,109	60,907,850.0	0	0	0.0
旭 川	464	2,054	169,342,650.0	2	7	16,250,000.0
釧 路	295	2,719	101,253,900.0	1	1	250,000.0
高 松 管 内	734	4,928	264,179,350.0	11	128	57,000,000.0
高 松	317	1,699	24,952,650.0	2	3	750,000.0
徳 島	110	1,093	53,246,500.0	1	1	250,000.0
高 知	77	797	76,151,000.0	2	2	500,000.0
山 知	230	1,339	109,829,200.0	6	122	55,500,000.0

（注）「内渡件数」は、払高件数の内数である。

(金額単位 円)

払 高				現 在 高			利札払渡 認可件数
件 数	枚 数	券 面 額	内渡件数	件 数	枚 数	券 面 額	
95	4,208	642,628,100.0	0	29,446	223,447	30,964,360,389.5	0
48	2,010	421,851,250.0	0	12,909	106,754	24,230,925,721.5	0
21	367	68,299,750.0	0	8,598	70,721	21,885,438,900.0	0
8	906	215,221,500.0	0	991	9,751	671,033,850.0	0
1	24	0.0	0	606	4,918	223,959,160.0	0
3	14	31,325,000.0	0	720	5,250	307,495,100.0	0
1	1	250,000.0	0	202	1,982	165,221,467.5	0
2	43	0.0	0	109	1,677	130,153,500.0	0
0	0	0.0	0	224	1,981	135,964,500.0	0
5	573	101,500,000.0	0	548	5,428	287,797,250.0	0
0	0	0.0	0	93	383	52,010,000.0	0
6	37	5,255,000.0	0	441	2,606	138,977,350.0	0
1	45	0.0	0	377	2,057	232,874,644.0	0
20	1,665	80,411,850.0	0	5,274	37,118	1,976,185,050.0	0
11	1,513	77,373,600.0	0	3,000	20,520	992,634,100.0	0
2	58	1,954,250.0	0	653	4,007	155,600,350.0	0
5	40	834,000.0	0	1,100	7,208	435,469,500.0	0
0	0	0.0	0	115	1,367	55,570,700.0	0
1	53	0.0	0	146	1,323	108,259,000.0	0
1	1	250,000.0	0	260	2,693	228,651,400.0	0
5	67	32,350,000.0	0	2,374	18,356	1,388,147,950.0	0
3	16	2,350,000.0	0	1,456	10,680	754,579,450.0	0
0	0	0.0	0	61	361	28,747,700.0	0
0	0	0.0	0	231	2,422	100,597,750.0	0
0	0	0.0	0	168	1,251	149,509,950.0	0
2	51	30,000,000.0	0	246	1,577	128,248,250.0	0
0	0	0.0	0	212	2,065	226,464,850.0	0
8	106	6,800,000.0	0	1,307	8,168	826,738,153.0	0
6	73	6,800,000.0	0	594	2,942	214,326,060.0	0
1	26	0.0	0	203	1,830	99,805,000.0	0
1	7	0.0	0	421	2,357	143,711,893.0	0
0	0	0.0	0	34	364	43,223,550.0	0
0	0	0.0	0	55	675	325,671,650.0	0
8	238	89,000,000.0	0	2,507	25,894	845,798,745.0	0
3	193	88,450,000.0	0	990	19,460	424,087,197.5	0
0	0	0.0	0	77	211	14,769,500.0	0
1	1	0.0	0	250	1,452	22,551,847.5	0
0	0	0.0	0	260	706	57,011,500.0	0
1	1	250,000.0	0	340	1,433	73,017,600.0	0
2	40	0.0	0	295	1,635	122,396,000.0	0
1	3	300,000.0	0	177	716	43,615,600.0	0
0	0	0.0	0	118	281	88,349,500.0	0
5	109	5,715,000.0	0	1,581	8,834	742,855,070.0	0
2	88	1,815,000.0	0	475	2,030	93,652,100.0	0
2	16	2,500,000.0	0	354	1,940	144,582,650.0	0
1	5	1,400,000.0	0	181	1,529	161,065,000.0	0
0	0	0.0	0	208	911	152,713,770.0	0
0	0	0.0	0	260	1,537	93,742,550.0	0
0	0	0.0	0	103	887	97,099,000.0	0
1	13	6,500,000.0	0	2,749	13,267	632,530,350.0	0
1	13	6,500,000.0	0	1,625	7,377	284,525,950.0	0
0	0	0.0	0	362	1,109	60,907,850.0	0
0	0	0.0	0	466	2,061	185,592,650.0	0
0	0	0.0	0	296	2,720	101,503,900.0	0
0	0	0.0	0	745	5,056	321,179,350.0	0
0	0	0.0	0	319	1,702	25,702,650.0	0
0	0	0.0	0	111	1,094	53,496,500.0	0
0	0	0.0	0	79	799	76,651,000.0	0
0	0	0.0	0	236	1,461	165,329,200.0	0

7 供託振替国債年計表（令和5年度）

区分 庁名	前年度越高		受高	
	件数	金額	件数	金額
総数	1,417	303,759,550,000	124	53,759,150,000
東京管内	772	191,388,850,000	72	40,356,950,000
東京	562	181,960,000,000	58	39,359,950,000
横浜	71	4,328,600,000	5	572,000,000
さいたま	22	2,197,500,000	3	230,000,000
千葉	16	454,800,000	2	25,000,000
水戸	1	100,000,000	1	100,000,000
宇都宮	5	220,000,000	0	0
前橋	25	216,650,000	0	0
静岡	16	494,700,000	0	0
甲府	5	36,000,000	1	10,000,000
長野	21	217,800,000	1	10,000,000
新潟	28	1,162,800,000	1	50,000,000
大阪管内	199	57,675,800,000	19	5,257,000,000
大阪	138	43,700,150,000	14	225,000,000
京都	15	360,400,000	1	10,000,000
神戸	24	13,338,300,000	4	5,022,000,000
奈良	17	107,950,000	0	0
大和	0	0	0	0
和歌山	5	169,000,000	0	0
名古屋管内	165	34,759,850,000	14	6,550,000,000
名古屋	96	19,651,750,000	9	5,530,000,000
岐阜	20	2,657,000,000	0	0
岐阜	6	735,000,000	1	10,000,000
福井	33	11,401,100,000	4	1,010,000,000
金沢	8	205,000,000	0	0
富山	2	110,000,000	0	0
広島管内	52	3,190,500,000	3	32,200,000
広島	19	210,500,000	1	12,200,000
山口	7	2,551,000,000	2	20,000,000
岡山	15	235,500,000	0	0
鳥取	10	183,500,000	0	0
松江	1	10,000,000	0	0
福岡管内	67	5,692,550,000	8	1,386,650,000
福岡	34	2,620,250,000	4	310,000,000
佐賀	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0
熊本	1	10,000,000	1	500,000,000
大分	13	2,056,500,000	1	500,000,000
熊見	18	985,800,000	2	76,650,000
鹿宮	1	20,000,000	0	0
那覇	0	0	0	0
仙台管内	80	3,862,500,000	7	166,350,000
仙台	2	200,000,000	1	10,000,000
福島	43	1,871,500,000	5	56,350,000
山形	10	1,319,950,000	1	100,000,000
盛岡	18	262,000,000	0	0
秋田	1	24,000,000	0	0
青森	6	185,050,000	0	0
札幌管内	60	2,858,000,000	0	0
札幌	41	432,000,000	0	0
函館	18	2,416,000,000	0	0
旭川	1	10,000,000	0	0
釧路	0	0	0	0
高松管内	22	4,331,500,000	1	10,000,000
高松	5	1,520,000,000	0	0
徳島	1	10,000,000	0	0
高知	0	0	0	0
松山	16	2,801,500,000	1	10,000,000

(金額単位 円)

払 高			償 還		現 在 高	
件 数	金 額	内 渡	件 数	金 額	件 数	金 額
402	49,911,000,000	17	333	29,963,350,000	1,156	307,607,700,000
246	34,907,800,000	10	194	21,020,450,000	608	196,838,000,000
180	32,464,650,000	8	136	19,078,800,000	448	188,855,300,000
29	1,298,850,000	1	28	1,178,850,000	48	3,601,750,000
8	814,500,000	0	4	553,000,000	17	1,613,000,000
3	33,000,000	0	3	33,000,000	15	446,800,000
1	100,000,000	0	0	0	1	100,000,000
0	0	0	0	0	5	220,000,000
5	53,800,000	1	5	53,800,000	21	162,850,000
4	26,100,000	0	4	26,100,000	12	468,600,000
3	23,000,000	0	1	3,000,000	3	23,000,000
7	49,400,000	0	7	49,400,000	15	178,400,000
6	44,500,000	0	6	44,500,000	23	1,168,300,000
65	6,863,450,000	4	56	1,778,150,000	157	56,069,350,000
54	1,667,350,000	2	49	1,607,350,000	100	42,257,800,000
4	83,800,000	0	4	83,800,000	12	286,600,000
5	5,101,300,000	2	2	86,000,000	25	13,259,000,000
1	1,000,000	0	1	1,000,000	16	106,950,000
0	0	0	0	0	0	0
1	10,000,000	0	0	0	4	159,000,000
34	4,268,150,000	1	29	3,433,150,000	146	37,041,700,000
24	3,258,750,000	0	22	3,233,750,000	81	21,923,000,000
4	459,400,000	1	3	159,400,000	17	2,197,600,000
2	25,000,000	0	2	25,000,000	5	720,000,000
2	510,000,000	0	0	0	35	11,901,100,000
2	15,000,000	0	2	15,000,000	6	190,000,000
0	0	0	0	0	2	110,000,000
15	1,799,300,000	0	15	1,799,300,000	40	1,423,400,000
3	21,300,000	0	3	21,300,000	17	201,400,000
4	1,670,000,000	0	4	1,670,000,000	5	901,000,000
6	92,000,000	0	6	92,000,000	9	143,500,000
2	16,000,000	0	2	16,000,000	8	167,500,000
0	0	0	0	0	1	10,000,000
21	1,508,250,000	0	20	1,478,250,000	54	5,570,950,000
15	1,420,650,000	0	14	1,390,650,000	23	1,509,600,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
1	10,000,000	0	1	10,000,000	1	500,000,000
2	10,000,000	0	2	10,000,000	12	2,546,500,000
3	67,600,000	0	3	67,600,000	17	994,850,000
0	0	0	0	0	1	20,000,000
0	0	0	0	0	0	0
16	518,050,000	2	14	408,050,000	73	3,510,800,000
0	0	0	0	0	3	210,000,000
7	296,000,000	2	7	296,000,000	43	1,631,850,000
2	110,000,000	0	1	10,000,000	9	1,309,950,000
4	37,000,000	0	3	27,000,000	14	225,000,000
0	0	0	0	0	1	24,000,000
3	75,050,000	0	3	75,050,000	3	110,000,000
3	26,000,000	0	3	26,000,000	57	2,832,000,000
2	16,000,000	0	2	16,000,000	39	416,000,000
1	10,000,000	0	1	10,000,000	17	2,406,000,000
0	0	0	0	0	1	10,000,000
0	0	0	0	0	0	0
2	20,000,000	0	2	20,000,000	21	4,321,500,000
0	0	0	0	0	5	1,520,000,000
0	0	0	0	0	1	10,000,000
0	0	0	0	0	0	0
2	20,000,000	0	2	20,000,000	15	2,791,500,000

IV 保護観察所

法務省設置法第15条、第24条、第25条 法務省組織令第68条 法務省組織規則第26条 更生保護法第29条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条、第20条 保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）

1 保護観察所の概況

保護観察所は、全国50か所（地方裁判所所在地）に設置され、(1)保護観察の実施、(2)懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生緊急保護等の措置の実施、(3)矯正施設被収容者等の出所後の生活環境の調整、(4)犯罪の予防を図るための世論啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進、(5)更生保護法人の指導、監督等、(6)心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察その他の地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整の事務をつかさどっている。

2 保護観察所の名称及び管轄区域

（令和5年12月31日現在）

名 称	管 轄 区 域	名 称	管 轄 区 域
札幌保護観察所	札幌地裁の管轄区域	静岡保護観察所	静岡地裁の管轄区域
函館保護観察所	函館	富山保護観察所	富山
旭川保護観察所	旭川	金沢保護観察所	金沢
釧路保護観察所	釧路	福井保護観察所	福井
青森保護観察所	青森	岐阜保護観察所	岐阜
盛岡保護観察所	盛岡	名古屋保護観察所	名古屋
仙台保護観察所	仙台	津保護観察所	津
秋田保護観察所	秋田	大津保護観察所	大津
山形保護観察所	山形	京都保護観察所	京都
福島保護観察所	福島	大阪保護観察所	大阪
水戸保護観察所	水戸	堺支部	大阪地裁堺支部、同
宇都宮保護観察所	宇都宮		岸和田支部の管轄区域
前橋保護観察所	前橋	神戸保護観察所	神戸地裁の管轄区域
さいたま保護観察所	さいたま	奈良保護観察所	奈良
千葉保護観察所	千葉	和歌山保護観察所	和歌山
東京保護観察所	東京	鳥取保護観察所	鳥取
立川支部	東京地裁立川支部の管轄区域	松江保護観察所	松江
横浜保護観察所	横浜地裁の管轄区域	岡山保護観察所	岡山
新潟保護観察所	新潟	広島保護観察所	広島
甲府保護観察所	甲府	山口保護観察所	山口
長野保護観察所	長野	徳島保護観察所	徳島
		高松保護観察所	高松
		松山保護観察所	松山

名 称	管 轄 区 域	名 称	管 轄 区 域
高知保護観察所	高知地裁の管轄区域	熊本保護観察所	熊本 〃
福岡保護観察所	福岡 〃	大分保護観察所	大分 〃
北九州支部	福岡地裁小倉支部、同 行橋支部の管轄区域	宮崎保護観察所	宮崎 〃
佐賀保護観察所	佐賀地裁の管轄区域	鹿児島保護観察所	鹿児島 〃
長崎保護観察所	長崎 〃	那覇保護観察所	那覇 〃

3 駐在官事務所の名称

(令和5年12月31日現在)

名	称
札幌保護観察所室蘭駐在官事務所	津保護観察所四日市駐在官事務所
旭川保護観察所稚内駐在官事務所	神戸保護観察所姫路駐在官事務所
旭川保護観察所沼田駐在官事務所	神戸保護観察所尼崎駐在官事務所
釧路保護観察所帯広駐在官事務所	鳥取保護観察所米子駐在官事務所
釧路保護観察所北見駐在官事務所	岡山保護観察所津山駐在官事務所
釧路保護観察所網走駐在官事務所	広島保護観察所福山駐在官事務所
福島保護観察所いわき駐在官事務所	山口保護観察所下関駐在官事務所
水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所	松山保護観察所宇和島駐在官事務所
横浜保護観察所小田原駐在官事務所	福岡保護観察所飯塚駐在官事務所
新潟保護観察所上越駐在官事務所	長崎保護観察所佐世保駐在官事務所
長野保護観察所飯田駐在官事務所	熊本保護観察所八代駐在官事務所
静岡保護観察所浜松駐在官事務所	鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所
静岡保護観察所沼津駐在官事務所	那覇保護観察所石垣駐在官事務所
金沢保護観察所七尾駐在官事務所	那覇保護観察所宮古島駐在官事務所
名古屋保護観察所豊橋駐在官事務所	

4 保護観察所事件取扱状況

(1) 保護観察の開始及び終了（令和5年）

保護観察の種別 保護観察所	前年からの 繰越し	開 始 等			終 了 等		
		総 数	開 始	移 送	総 数	保護観察了	移 送
総 数	22,511	25,509	24,236	1,273	25,013	23,742	1,271
1 号 観 察	8,389	10,534	10,081	453	9,405	8,953	452
一 般	4,270	2,699	2,514	185	3,235	3,050	185
交 通 短 期	865	563	536	27	814	787	27
交 通 短 期	345	733	716	17	611	594	17
特 定 1 号 (一般)	149	509	509	—	488	488	—
特 定 1 号 (交通)	1,280	2,284	2,117	167	832	665	167
特 定 1 号 (短期)	487	889	843	46	627	582	45
特 定 1 号 (交通短期)	127	318	308	10	237	227	10
更 生 指 導	353	1,032	1,032	—	1,052	1,052	—
2 号 観 察	513	1,507	1,506	1	1,509	1,508	1
SE・SA対象者以外 特 定 2 号を除く	1,477	1,438	1,327	111	1,265	1,156	109
SE・SA対象者以外 特 定 2 号を除く	1,252	827	735	92	1,078	988	90
SE・SA対象者 特 定 2 号を除く	—	453	446	7	31	24	7
SE・SA対象者 特 定 2 号を除く	207	83	73	10	143	133	10
SE・SA対象者 特 定 2 号を除く	18	75	73	2	13	11	2
3 号 観 察	3,973	10,380	10,211	169	10,518	10,348	170
全 部 猶 予	...	...	9,468	...	...	9,514	...
全 部 猶 予	...	...	743	...	...	834	...
4 号 観 察	8,672	3,157	2,617	540	3,825	3,285	540
一 部 猶 予	...	...	935	...	...	1,254	...
全 部 猶 予	...	...	1,682	...	...	2,031	...
5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
北海道地方委員会管内	860	1,000	968	32	1,002	964	38
札幌	542	557	536	21	553	540	13
函館	89	100	99	1	115	112	3
旭川	97	150	145	5	144	136	8
釧路	132	193	188	5	190	176	14
東北地方委員会管内	1,011	1,197	1,139	58	1,190	1,132	58
青森	121	162	148	14	138	128	10
盛岡	121	97	95	2	120	115	5
仙台	310	404	384	20	392	381	11
秋田	107	106	103	3	118	110	8
山形	126	124	121	3	128	123	5
福島	226	304	288	16	294	275	19
関東地方委員会管内	8,617	9,435	8,847	588	9,293	8,748	545
水戸	571	579	554	25	635	604	31
宇都宮	405	388	375	13	422	394	28
前橋	350	424	400	24	403	382	21
さいたま	1,240	1,369	1,282	87	1,322	1,252	70
千葉	1,087	1,205	1,133	72	1,092	1,029	63
東京	2,228	2,734	2,534	200	2,707	2,510	197
(本庁)	1,537	2,000	1,845	155	1,924	1,789	135
(立川支部)	691	734	689	45	783	721	62
横濱	1,598	1,534	1,437	97	1,512	1,447	65
新潟	215	255	242	13	246	232	14
甲府	163	160	154	6	165	147	18
長野	196	248	240	8	245	237	8
静岡	564	539	496	43	544	514	30

年末現在 保護観察 中の人員	本年新たに 一時解除	本年新たに 仮解除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
			一時解除	仮解除	所在不明	法77条第1 項の停止	法令による 身柄拘束
23,007	1	73	2	56	183	74	528
9,518	1	—	2	—	37	—	176
3,734	1	—	—	—	12	—	97
614	—	—	—	—	5	—	14
467	—	—	—	—	1	—	9
170	—	—	—	—	—	—	2
2,732	—	—	1	—	14	—	46
749	—	—	1	—	3	—	4
208	—	—	—	—	—	—	1
333	—	—	—	—	2	—	3
511	—	—	—	—	—	—	—
1,650	—	—	—	—	15	—	44
1,001	—	—	—	—	8	—	32
422	—	—	—	—	5	—	6
147	—	—	—	—	1	—	5
80	—	—	—	—	1	—	1
3,835	—	—	—	—	78	74	31
3,645	—	—	—	—	75	71	29
190	—	—	—	—	3	3	2
8,004	—	73	—	56	53	—	277
2,040	—	2	—	—	9	—	101
5,964	—	71	—	56	44	—	176
—	—	—	—	—	—	—	—
858	—	6	—	5	12	6	24
546	—	2	—	1	6	2	12
74	—	—	—	—	1	1	6
103	—	3	—	3	2	2	5
135	—	1	—	1	3	1	1
1,018	—	1	—	1	5	1	14
145	—	—	—	—	1	1	3
98	—	1	—	1	2	—	1
322	—	—	—	—	—	—	5
95	—	—	—	—	—	—	1
122	—	—	—	—	—	—	1
236	—	—	—	—	2	—	3
8,759	—	28	1	20	78	29	228
515	—	—	—	—	5	—	15
371	—	—	—	—	3	—	14
371	—	2	—	1	1	—	17
1,287	—	8	—	7	8	4	36
1,200	—	5	—	4	10	3	25
2,255	—	4	1	2	14	13	60
1,613	—	3	1	2	13	12	44
642	—	1	—	—	1	1	16
1,620	—	3	—	3	30	9	37
224	—	—	—	—	1	—	7
158	—	4	—	3	—	—	4
199	—	1	—	—	1	—	5
559	—	1	—	—	5	—	8

保護観察の種別 保護観察所	前年からの 繰越し	開始等			終了等		
		総数	開始	移送	総数	保護観察終了	移送
中部地方委員会管内	2,449	2,709	2,585	124	2,647	2,514	133
富山	114	117	112	5	131	123	8
金沢	178	183	177	6	191	183	8
福井	98	156	148	8	124	114	10
岐阜	315	379	356	23	385	362	23
名古屋	1,433	1,558	1,492	66	1,507	1,436	71
古津	311	316	300	16	309	296	13
近畿地方委員会管内	4,691	5,694	5,421	273	5,361	5,109	252
大津	211	296	280	16	250	232	18
京都	489	713	683	30	656	624	32
大阪	2,385	2,805	2,649	156	2,671	2,555	116
(本庁)	1,701	1,967	1,844	123	1,926	1,849	77
(堺支部)	684	838	805	33	745	706	39
神戸	1,161	1,354	1,301	53	1,258	1,196	62
奈良	234	284	274	10	275	261	14
和歌山	211	242	234	8	251	241	10
中国地方委員会管内	1,252	1,470	1,428	42	1,452	1,390	62
鳥取	91	95	95	-	93	86	7
松江	104	106	103	3	110	102	8
岡山	412	510	490	20	461	443	18
広島	444	543	529	14	555	535	20
山口	201	216	211	5	233	224	9
四国地方委員会管内	871	844	809	35	939	900	39
徳島	115	147	137	10	136	127	9
高松	288	281	272	9	296	282	14
松山	290	265	254	11	318	309	9
高知	178	151	146	5	189	182	7
九州地方委員会管内	2,760	3,160	3,039	121	3,129	2,985	144
福岡	1,202	1,429	1,372	57	1,463	1,394	69
(本庁)	876	1,062	1,025	37	1,073	1,024	49
(北九州支部)	326	367	347	20	390	370	20
佐賀	133	129	123	6	150	144	6
長崎	208	211	208	3	218	205	13
熊本	304	314	303	11	289	274	15
大分	132	161	154	7	153	149	4
宮崎	154	178	172	6	174	170	4
鹿児島	209	213	203	10	204	195	9
那覇	418	525	504	21	478	454	24

- (注) 1 「1号観察」は、保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）に
2 「2号観察」は、少年院仮退院者（地方委員会（地方更生保護委員会の略。以下同じ。）の決定
3 「3号観察」は、仮釈放者（地方委員会の決定により仮釈放を許されて保護観察に付されてい
4 「4号観察」は、保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察
5 「5号観察」は、婦人補導院仮退院者（地方委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許
6 3号観察及び4号観察の内訳において、統計資料がない数値については「…」と示した。

年 末 現 在 保 護 観 察 中 の 人 員	本年新たに 一時 解 除	本年新たに 仮 解 除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
			一時 解 除	仮 解 除	所 在 不 明	法77条第1 項の停止	法令による 身 柄 拘 束
2,511	1	2	—	3	25	10	19
100	—	—	—	—	1	1	2
170	—	—	—	—	1	—	—
130	—	—	—	—	—	—	2
309	1	—	—	—	5	3	3
1,484	—	2	—	3	13	5	8
318	—	—	—	—	5	1	4
5,024	—	15	—	11	28	19	134
257	—	3	—	4	2	—	8
546	—	3	—	3	5	5	18
2,519	—	6	—	3	11	6	81
1,742	—	5	—	2	10	6	62
777	—	1	—	1	1	—	19
1,257	—	1	—	1	5	4	20
243	—	2	—	—	2	1	4
202	—	—	—	—	3	3	3
1,270	—	9	—	4	11	6	31
93	—	—	—	—	1	1	2
100	—	1	—	1	3	3	1
461	—	4	—	3	3	1	12
432	—	4	—	—	3	1	8
184	—	—	—	—	1	—	8
776	—	1	—	1	4	—	17
126	—	—	—	—	—	—	1
273	—	—	—	—	3	—	9
237	—	—	—	—	1	—	4
140	—	1	—	1	—	—	3
2,791	—	11	1	11	20	3	61
1,168	—	6	1	6	8	2	26
865	—	4	—	4	7	2	15
303	—	2	1	2	1	—	11
112	—	1	—	2	—	—	—
201	—	—	—	—	1	1	6
329	—	4	—	3	2	—	11
140	—	—	—	—	—	—	1
158	—	—	—	—	5	—	4
218	—	—	—	—	1	—	7
465	—	—	—	—	3	—	6

に対する保護観察をいう。

により少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。

る者）に対する保護観察をいう。

に付されている者）に対する保護観察をいう。

されて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。

(2) 生活環境調整の開始及び終了人員

(令和5年)

事件の種類	前年からの繰越	開			始			終了		等	年末現在 係属中
		総 数	身 調 査	上 書	求 生 活 環 境 調 整	要 調 整 等	通知書	短期又は長期 処遇からの移行	短期又は長期 処遇への移行		
総	数	35,649	30,831	30,148	23	660	-	31,935	31,935	-	34,545
刑事施設収容者		34,233	28,559	27,894	23	642	...	29,917	29,917	...	32,875
少年院在院者		1,416	2,272	2,254	-	18	-	2,018	2,018	-	1,670
婦人補導院在院者		-	-	-	-	-	...	-	-	...	-

(注) ...は、本来該当事項の生じないことを示す。

保護司選考会

保護司法（昭和25年法律第204号）第5条
保護司の選考に関する規則（平成13年法務省令第15号）

令和5年中の保護司選考会の開催状況は、次のとおりである。

区分 庁名	開催 回数	選考人員		保護司法第12 条による解職	委嘱人員			退任人員			
		承認	否決		新任	再任	計	任期満了	死亡	辞任	計
札幌	2	568	0	0	65	503	568	69	3	18	90
函館	2	205	0	0	13	192	205	28	2	3	33
旭川	2	297	0	0	34	263	297	31	6	8	45
釧路	2	369	0	0	44	325	369	25	3	4	32
小計	8	1,439	0	0	156	1,283	1,439	153	14	33	200
青森	2	278	0	0	34	244	278	16	1	9	26
盛岡	2	287	0	0	48	239	287	30	1	6	37
仙台	2	552	0	0	41	511	552	45	0	5	50
秋田	2	312	0	0	34	278	312	30	4	2	36
山形	2	316	0	0	44	272	316	40	2	3	45
福島	2	464	0	0	50	414	464	42	3	3	48
小計	12	2,209	0	0	251	1,958	2,209	203	11	28	242
水戸	3	466	0	0	76	390	466	57	6	18	81
宇都宮	2	392	0	0	38	354	392	43	1	10	54
前橋	2	372	0	0	30	342	372	27	1	4	32
さいたま	2	723	0	0	75	648	723	97	6	14	117
千葉	3	663	0	0	69	594	663	68	5	10	83
東京	3	1,810	0	0	184	1,079	1,263	130	10	77	217
横濱	2	778	0	0	83	695	778	56	6	24	86
新潟	2	453	0	0	55	398	453	49	5	5	59
甲府	3	240	0	0	24	216	240	23	0	1	24
長野	2	482	0	0	58	423	481	57	0	12	69
静岡	2	627	0	0	75	554	629	60	8	13	81
小計	26	7,006	0	0	767	5,693	6,460	667	48	188	903
富山	2	270	0	0	29	241	270	29	3	7	39
金沢	2	266	0	0	28	238	266	19	1	1	21
福井	2	200	0	0	31	169	200	19	1	5	25
岐阜	2	360	0	0	49	311	360	34	4	8	46
名古屋	2	1,012	0	0	125	887	1,012	132	10	37	179
小計	2	332	0	0	42	290	332	37	1	3	41
小計	12	2,440	0	0	304	2,136	2,440	270	20	61	351
大津	2	225	0	0	30	195	225	34	1	6	41
京都	2	521	0	0	59	462	521	55	1	10	66
大阪	3	1,419	0	0	123	1,316	1,439	131	24	36	191
神戸	2	929	0	0	101	826	927	98	9	20	127
奈良	2	293	0	0	49	244	293	22	4	3	29
和歌山	3	317	0	0	18	287	305	31	3	5	39
小計	14	3,704	0	0	380	3,330	3,710	371	42	80	493
小鳥	2	166	0	0	23	143	166	19	2	2	23
松江	2	253	0	0	26	227	253	30	0	3	33
岡山	2	458	0	0	46	412	458	57	8	10	75
広島	2	591	0	0	68	523	591	48	3	11	62
山口	2	364	0	0	42	322	364	45	5	13	63
小計	10	1,832	0	0	205	1,627	1,832	199	18	39	256
小徳	2	231	0	0	23	208	231	18	2	6	26
高松	2	289	0	0	26	263	289	22	3	5	30
松山	2	384	0	0	40	344	384	43	5	3	51
高知	2	262	0	0	31	231	262	24	1	7	32
小計	8	1,166	0	0	120	1,046	1,166	107	11	21	139
小福	2	927	0	0	124	803	927	62	9	25	96
佐賀	2	239	0	0	27	212	239	14	5	2	21
長崎	2	383	0	0	30	353	383	44	4	6	54
熊本	2	465	0	0	43	422	465	37	8	9	54
熊本	2	324	0	0	45	279	324	22	4	8	34
宮崎	2	288	0	0	24	264	288	19	4	6	29
鹿兒	1	320	0	0	68	394	462	38	6	10	54
那覇	2	348	0	0	28	148	176	19	2	7	28
小計	15	3,294	0	0	389	2,875	3,264	255	42	73	370
合計	105	23,090	0	0	2,572	19,948	22,520	2,225	206	523	2,954

特別の機関

検 察 庁

法務省設置法第14条 検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）

検察庁の組織及び職員

1 検察庁の組織

(1) 検察庁の数

（令和5年12月31日現在）

区 分	最 高 検 察 庁	高 等 検 察 庁	同 支 部	管内地方検察庁	同 支 部	管内区検察庁
		東京高等検察庁	－	11	46	107
		大阪高等検察庁	－	6	22	57
		名古屋高等検察庁	1	6	20	42
		広島高等検察庁	2	5	18	41
		福岡高等検察庁	2	8	41	82
		仙台高等検察庁	1	6	29	51
		札幌高等検察庁	－	4	16	33
		高松高等検察庁	－	4	11	25
	1	8	6	50	203	438

(2) 検察庁の名称

ア 最高検察庁

イ 高等検察庁（8庁）

（令和5年12月31日現在）

東 京 高 等 検 察 庁	福 岡 高 等 検 察 庁
大 阪 高 等 検 察 庁	仙 台 高 等 検 察 庁
名 古 屋 高 等 検 察 庁	札 幌 高 等 検 察 庁
広 島 高 等 検 察 庁	高 松 高 等 検 察 庁

ウ 高等検察庁支部（6庁）

（令和5年12月31日現在）

名古屋高等検察庁金沢支部	福岡高等検察庁宮崎支部
広島高等検察庁岡山支部	福岡高等検察庁那覇支部
広島高等検察庁松江支部	仙台高等検察庁秋田支部

エ 地方検察庁（50庁）

（令和5年12月31日現在）

高検名	名	称	高検名	名	称
東京 11	東京	地方検察庁	福岡 8	岡山	地方検察庁
	横浜	地方検察庁		鳥取	地方検察庁
	さいたま	地方検察庁		松江	地方検察庁
	千葉	地方検察庁		福岡	地方検察庁
	水戸	地方検察庁		佐賀	地方検察庁
	宇都宮	地方検察庁		長崎	地方検察庁
	前橋	地方検察庁		大分	地方検察庁
	静岡	地方検察庁		熊本	地方検察庁
	甲府	地方検察庁		鹿児島	地方検察庁
	長野	地方検察庁		宮崎	地方検察庁
	新潟	地方検察庁		那覇	地方検察庁
大阪 6	大阪	地方検察庁	仙台 6	仙台	地方検察庁
	京都	地方検察庁		福島	地方検察庁
	神戸	地方検察庁		山形	地方検察庁
	奈良	地方検察庁		盛岡	地方検察庁
	大津	地方検察庁		秋田	地方検察庁
	和歌山	地方検察庁		青森	地方検察庁
名古屋 6	名古屋	地方検察庁	札幌 4	札幌	地方検察庁
	津	地方検察庁		函館	地方検察庁
	岐阜	地方検察庁		旭川	地方検察庁
	福井	地方検察庁		釧路	地方検察庁
	金沢	地方検察庁		高松	地方検察庁
広島 5	富山	地方検察庁	高松 4	徳島	地方検察庁
	広島	地方検察庁		高知	地方検察庁
	山口	地方検察庁		松山	地方検察庁

（注） 高検名の下の数字は、管内地方検察庁の数を示す。

オ 地方検察庁支部（203庁）

（令和5年12月31日現在）

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東京 1	立川	合議	4	相模原	合議	さいたま 4	越谷	合議
	横須賀	合議		横須賀			川越	
横浜	川崎	合議		小田原			熊谷	

地検名	支 部 名	裁 判 所
千 葉 7	秩 父 佐 倉 一 宮 松 戸 木 更 津 館 山 八日市場	合 議 合 議 合 議
水 戸 5	佐 原 日立 土 浦 龍ヶ崎 麻生 下妻	合 議 合 議 合 議
宇都宮 4	真 岡 大 田 栃 原 足 利 沼 田	合 議 合 議 合 議
前 橋 4	太 田 桐 生 高 崎 沼 津 富 士	合 議 合 議 合 議
静 岡 5	下 田 浜 松 掛 川 留 保	合 議 合 議 合 議
甲 府 1	上 田 佐 久 松 本 諏 訪 飯 田	合 議 合 議 合 議
長 野 6	伊 三 湯 田	合 議
新 潟		

地検名	支 部 名	裁 判 所
5	新 発 田	
	長 岡	合 議
	高 田	合 議
	佐 渡	
大 阪	堺	合 議
2	岸 和 田	
京 都	園 部	
4	宮 津	
	舞 鶴	合 議
	福 知 山	
神 戸	伊 丹	
9	尼 崎	合 議
	明 石	
	柏 原	
	姫 路	合 議
	社	
	龍 野	
	豊 岡	合 議
	洲 本	
奈 良	葛 城	合 議
2	五 條	
大 津	彦 根	
2	長 浜	
和 歌 山	田 辺	合 議
3	御 坊	
	新 宮	
名 古 屋	一 宮	合 議
4	半 田	
	岡 崎	合 議
	豊 橋	合 議
津	松 阪	
5	伊 賀	
	四 日 市	合 議
	伊 勢	
	熊 野	

地 検 名	支 部 名	裁 判 所
岐 阜 4	大 垣 多 治 見	
福 井 2	御 嵩 高 山	
金 沢 3	武 生 敦 賀	
富 山 2	小 松 七 尾	
廣 島 4	輪 島 魚 津	合 議 合 議
山 口 5	高 岡 尾 道	合 議
岡 山 3	福 山 三 次	
鳥 取 2	周 南 萩	合 議 合 議
松 江 4	岩 国 下 関	
福 岡 9	宇 敷 倉 敷	
	新 見	
	津 山	
	倉 吉	合 議
	米 子	
	出 雲	
	浜 田	
	益 田	
	西 郷	合 議
	飯 塚	
	直 方	合 議
	久 留 米	
	柳 川	
	大 牟 田	
	八 女	

地検名	支 部 名	裁 判 所	地検名	支 部 名	裁 判 所	地検名	支 部 名	裁 判 所
佐 賀 2 長 崎 7	小 倉	合 議	仙 台 5	石 垣	合 議	函 館 1 旭 川 4	浦 河	合 議
	行 橋			大 河 原			小 樽	
	田 川			古 川			岩 内	
	武 雄			石 巻			江 差	
	唐 津		福 島 5	登 米			名 寄	
大 分 5	大 村	合 議		気 仙 沼		釧 路 4	紋 別	合 議
	島 原			相 馬	合 議		留 萌	
	佐 世 保	合 議		郡 山	合 議		稚 内	
	平 戸			白 河	合 議		帯 広	
	壱 岐		山 形 4	会津若松	合 議		網 走	
熊 本 6	五 島			いわき	合 議	高 松 2 徳 島 2 高 知 3 松 山 4	北 見	合 議
	巖 原			新 庄			根 室	
	杵 築			米 沢	合 議		丸 亀	
	佐 伯	合 議		鶴 岡			観 音 寺	
	竹 田		盛 岡 6	酒 田			阿 美 馬	
鹿 児 島 5	中 津 田	合 議		花 巻		高 知 3 松 山 4	須 崎	合 議
	日 玉			二 戸			安 芸	
	山 鹿			遠 宮			中 洲	
	阿 蘇			一 水			大 条	
	八 代		秋 田 5	能 代			今 治	
宮 崎 3	天 草	合 議		本 庄	合 議	宇 和 島	和 島	合 議
	名 瀬			大 横				
	加 治 木			青 森	合 議			
	知 覧			弘 前	合 議			
	川 内		札 幌 7	五所川原	合 議			
那 覇 4	鹿 屋	合 議		八 戸	合 議			
	日 南			十 和 田	合 議			
	延 岡	合 議		岩 見 沢	合 議			
	沖 縄	合 議		滝 川	合 議			
	名 護			室 蘭	合 議			
	平 良	合 議		苫 小 牧				

(注) 1 地検名の下に数字は、管内の支部の数を示す。
2 裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方検察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

カ 区 検 察 庁 (438庁)

(令和5年12月31日現在)

地 検 名	区 検 察 庁	地 検 名	区 検 察 庁
東 京 9	とうきょうはちじょうしまいずおおしまにいじま 東 京 八 丈 島 伊 豆 大 島 新 島 はちおうじたちかわむさしのおうめ 八王子立川武蔵野青 梅 まちだ 町 田	長 野 11	ながの いやま う え だ く 長 野 飯 山 上 田 佐 久 まつもと 本 曾 福 島 大 町 諏 訪 お か や 飯 い 田 伊 な 岡 谷
横 浜 11	よこはまかながわしほづがやかわさき 横 浜 神 奈 川 保 土 ケ 谷 川 崎 かまくらふじさわむさがはらよすか 鎌倉 藤 沢 相 模 原 横 須 賀 ひらつかおだわら厚 つ 木 平 塚 小 田 原	新 潟 12	にいがた い つ さんじょう し ば 新 潟 津 三 条 新 発 田 むらかみ な おかま かしわ 村 上 長 岡 十 日 町 柏 崎 みなみうおぬま た か い とい が わ な 佐 南 魚 沼 高 田 糸 魚 川 渡
さい たま 11	さいたまかわぐち大みや久喜 い し が 川 こ え はんのう 所 沢 越 し 川 越 飯 能 く ま が 谷 はん 本 庄 秩 父 熊	大 阪 12	おおさか おおさかいけだ とよなか すい 大 阪 大 阪 池 田 豊 中 吹 田 いばらき ひがしおおさか ひらかた さかい 茨 木 東 大 阪 枚 方 堺 とんだばやし は び き 岸 和 田 佐 野 富 田 林 羽 曳 野
千 葉 11	ちばさくくちばしちののみやま 千 葉 倉 千 葉 一 宮 松 戸 し 川 更 津 館 て 山 銚 子 とうがね金 八 日 市 場 佐 原	京 都 12	きょうと 伏 見 右 京 べ むこうまち 京 都 宇 治 園 の 部 亀 岡 き 木 津 津 丹 舞 鶴 福 知 山 みや 宮 京 丹 後
水 戸 12	みづとうかきまひたちち 水 戸 笠 間 日 立 常 陸 太 田 つちうらういしおかおた 土 浦 石 岡 龍 ケ 崎 取 手 ま 生 下 妻 下 館 古 河	神 戸 14	こうべ にしのみや い た み あまがき 神 戸 西 宮 伊 丹 尼 崎 あ か かい 柏 原 姫 路 か こ し ょう と よ お か 加 古 川 社 龍 野 豊 岡 は ま さ か 本
宇 都 宮 6	うつのみや も おお おおたわら と ぎ 宇 都 宮 真 岡 大 田 原 枋 木 お や ま あ し 利 小 山 足	奈 良 5	な ら かつらぎ う だ こじょう 奈 良 葛 城 宇 陀 五 條 吉 野
前 橋 10	まえばし高 か 崎 お 太 田 たてばやし 前 橋 桐 き 生 沼 田 館 林 いせき 伊勢崎 ぐんま とみおか ふじお 藤 岡 群 馬 富 岡	大 津 6	お お つ たか し 島 甲 賀 ひ こ 大 津 高 島 長 浜 彦 根 ひがしおうみ ながはま 東 近 江
静 岡 10	しずおか 清 水 熱 海 三 島 静 岡 沼 津 下 田 富 士 島 ぬ ま づ 津 し 松 かけが 川 浜 まつ 田	和 歌 山 8	わかやま ゆ あき みようじ はしもと 和 歌 山 湯 浅 妙 寺 橋 本 た な べ 辺 串 本 御 坊 新 宮 田
甲 府 4	こうふ 鮎 沢 つ 留 富 士 吉 田 甲 府 鰯 加 じ か ざ わ お 府 鮎 沢 都 留 富 士 吉 田	名 古 屋 12	な こ や ま せ と つ し ま 名 古 屋 春 日 井 瀬 戸 津 島 いちのみや いぬや はん 田 岡 か 崎 あんじょう 大 山 と よ 橋 新 し ろ 安 城 豊 田 豊 橋 新 城

地検名	区 検 察 庁						地検名	区 検 察 庁							
津 9	つ 津 よ 四 日 市 お わ 尾	ず 鈴 く 桑	か 鹿 な 名	まつ 松 い 伊	さ 阪 せ 勢	が 賀 の 野 ま 伊 く 熊	福岡 14	ふ 福 の 直 う き は 橋 行	か 岡 が 方 は 橋	な 宗 く 小 や 柳	た 像 倉 わ 川 が 田	あ 甘 お 折 大	ま 木 お 尾 た 田	い 飯 く 久 や 八	づ 塚 る 留 め 女
岐阜 7	ぎ 岐 た 多	ふ 阜 治 見	ぐ 郡 な かつ 中	じょう 上 が わ 川	おお 大 高	が 垣 か や 山 御 高	佐賀 6	佐 伊	が 賀 里	と 鳥 唐	す 栖 津	武	た け お 雄	か し 鹿	しま 鳥
福井 5	ふ 福 お 小	く 井 ま 浜	た 武	け 生	おお 大	の 野 敦 賀	長崎 11	長 佐 新	が き 世 上 五	崎 保 平 い 原	おお 大 平 い 原	む 村 戸 上	い 諫 壱 上	さ 早 岐 県	しま 島 五 原 島
金沢 5	かな 金 す 珠	ざ 沢 ず 洲	こ 小	まつ 松	な 七	お 尾 輪 島	大分 9	お 大 豊 後 高 き 白	た 分 田 き 杵	べ 別 日	ふ 府 田	つ 杵 竹	な 築 田	な 中 佐	つ 津 き 伯
富山 4	と 富	や 山	う 魚	お づ 津	た 高	か 岡 砺 波	熊本 13	く 熊 山 や 八 う 牛	ま 本 が 鹿 う 代 深	う 宇 阿 水	き 城 蘇 俣	あ 荒 た 高 ひと	お 尾 森 吉	た 玉 御 御 天	な 名 ふ 船 さ 草
広島 11	ひろ 広	しま 島 呉	ひがし 東 広 島 竹	ひろし 原 次	か 可 お の 尾 庄	べ 部 み 道 原									
山口 10	や 山 な 長 ふ 船	ま ぐ 口 門 き 木	ほう 防 い 岩 う 宇	ふ 府 に 国 部	しゅう 周 や 柳	なん 南 い 井	はぎ 萩 し の せ き 関	鹿児島 16	か 鹿 兄 島 名 大 川	い 伊 集 院 之 鳥 知 出	う う の 島 覧 水	た ね 加 加 世 田 島 飯	や く し ま 久 大 指 宿 鹿	や く し ま 屋 久 大 指 宿 鹿	こ の じょう 都 城 千 穂
岡山 10	おか 岡 倉 津	や 山 敷 山	たま 玉 笠 勝	の 野 か 岡 山	こ 児 高	しま 島 は 梁	宮崎 8	みや 宮 崎 小	さい 西 の 延	い い 都 の 岡	に ち な 南 が 向	ひ 日	みや 宮 崎 小	ひ 平	ら 良
鳥取 3	と 鳥	とり 取	くら 倉	よし 吉	よ 米	こ 子	那覇 5	な 那 い 石	は 覇 が 垣	お き 沖	な 縄	な 名	ご 護	ひ 平	ら 良
松江 7	まつ 松 す 益	え 江 だ 田	う 雲 か 川	なん 南 と 本	い 出 西	も 雲 う 郷	仙台 7	せん 仙 い 石	だい 台 の 巻	お お が わ ら 大 河 原 登	ふ る か わ 古 川 気 仙 沼	つ き だ て 築 館			

地検名	区 検 察 庁					地検名	区 検 察 庁				
福島 9	福島 あいづ 会津若松 相馬	島 まつ 松田	郡 たじ 島	やま い わき	しら か わ 棚 ふくしま 富岡	旭 川 もんべつ 紋別 天塩	あさひ かわ 深川 なかとんべつ 中頓別 留萌	ふらの 良野 るもい 萌	なよろ 名寄 わっかない 稚内		
山形 7	山形 ながい 長井	形 しんじょう 新庄 鶴岡	新 お か	庄 よねざわ 米沢 酒田	あ か 湯 赤湯	釧路 きたみ 北見	くしろ 帯広 おびひろ 遠軽	ほんべつ 本別 ねむろ 室	あばしり 網走 しべつ 津		
盛岡 10	盛岡 とおの 遠野 いちのせき 一関	岡 はな 花 かま 釜石 みず 水	まき 巻 いし 石 さわ 沢	にのへ 二戸 おおふなと 大船渡	くじ 久慈 みや 宮古	高松 たかまつ 高松 かんおんじ 観音寺	たのしょう 土庄 まるがめ 丸亀	ぜんつうじ 善通寺			
秋田 10	秋田 おおだて 大館 おおまがり 大曲	た お 田 館 かく 角	お か 鹿 づ 角	のしろ 能代 よこ 横手	ほんじょう 本庄 ゆざ 湯沢	徳島 とくしま 徳島 みま 美馬	なると 鳴門 とくしまいけだ 徳島池田	あなん 阿南 よしのがわ 吉野川	むぎ 牟岐		
青森 8	青森 あおもり ひろさき 青森 あじがさわ 弘前	森 むつ つ 鱈 ケ	のへ 野辺 はちのへ 八戸	じ 地 ごしょう 五所川原 わた 和田		高知 こうち 高知	すさき 須崎	あき 安芸	なかむら 中村		
札幌 11	札幌 さっぽろ むろらん 室蘭 しずない 静内	幌 いわみ 岩見 だて 伊達 おた 小樽	沢 ゆうばり 夕張 とまこまい 苫小牧 いわない 岩内	たき 滝 うら 浦河	かわ 川 かわ 河	松山 まつやま 松山 にい 新居 あいな 愛南	お お 大洲 しこくちゅう 四国中央	やわはま 八幡濱 いまばり 今治	さいじょう 西条 うわじま 宇和島		
函館 5	函館 はこだて 函館 すつ 都	館 まつまえ 松前	や く も 八雲	えさ 江差		(注) 地検名の下に数字は、管内区検察庁の数を示す。					

2 検察官定員沿革（昭和19年以前は抄録）

区 分			大 審 院 検 事 局			控 訴 院 検 事 局			地 方 ・ 区 裁 判 所 検 事 局				合 計
			総	検	計	検	検	計	検	地	区	計	
			長	事		事	事		事	方	検		
明 勅	治 令	23. 8 158号	1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
明 勅	治 令	27. 2 17号	1	5	6	7	17	24	49	210	95	354	384
明 勅	治 令	31. 6 122号	1	416	—	7	—	—	49	—	—	—	473
明 勅	治 令	35. 3 93号	1	7	8	7	30	37	49	174	59	282	327
明 勅	治 令	40. 3 79号	1	7	8	7	29	36	50	201	92	343	387
明 勅	治 令	43. 3 152号	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
大 勅	正 令	2. 6 171号	1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
大 勅	正 令	6. 8 122号	1	7	8	7	22	29	51	300		351	388
大 勅	正 令	8. 6 292号	1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
大 勅	正 令	12. 4 150号	1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
昭 勅	和 令	3. 7 163号	1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
昭 勅	和 令	7. 9 280号	1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
昭 勅	和 令	12.10 575号	1	13	14	7	37	44	51	558		609	667
昭 勅	和 令	13. 8 572号	1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
昭 勅	和 令	14. 8 564号	1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
昭 勅	和 令	16. 1 12号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 勅	和 令	16. 3 190号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 勅	和 令	17.11 747号	1	11	12	7	41	48	51	514		565	625
昭 勅	和 令	18.11 811号	1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
昭 勅	和 令	20. 1.15 15号	1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
昭 勅	和 令	20. 5.21 319号	1	11	12	7	41	48	51	546		597	657
昭 勅	和 令	20. 8. 1 444号	1	11	12	7	41	49	51	546		597	658
昭 勅	和 令	21. 1.29 47号	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
昭 勅	和 令	21. 4.15 230号	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
昭 勅	和 令	21. 6. 1 295号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
昭 勅	和 令	21. 9. 5 419号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
昭 和 22. 5. 3 政 令 36号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭 和 22. 7. 5 政 令 125号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭 和 22.12.27 政 令 297号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭 和 23. 6.24 政 令 137号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭 和 23. 9.17 政 令 293号	1	1	8	73	778	530	1,391
昭 和 24. 5.31 法 律 126号	1	1	8	920		737	1,667
昭 和 25.12.13 法 律 260号	1	1	8	920		743	1,673
昭 和 26. 3.31 法 律 81号	1	1	8	920		787	1,717
昭 和 28. 7.31 法 律 95号	1	1	8	970		737	1,717
昭 和 29. 6.17 法 律 186号	1	1	8	970		737	1,717
昭 和 30. 6.30 法 律 29号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 31. 3.31 法 律 48号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 32. 4.10 法 律 59号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 33. 5. 1 法 律 111号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 34. 7. 9 法 律 167号	1	1	8	1,024		717	1,751
昭 和 35.12.26 法 律 162号	1	1	8	1,034		717	1,761
昭 和 36. 6. 2 法 律 111号	1	1	8	1,049		717	1,776
昭 和 37. 3.31 法 律 54号	1	1	8	1,049		737	1,796
昭 和 38. 7.10 法 律 127号	1	1	8	1,052		752	1,814
昭 和 39.12.21 法 律 182号	1	1	8	1,057		762	1,829
昭和40年度予算上 定員昭和40. 4. 1	1	1	8	1,067		762	1,839
昭和41年度予算上 定員昭和41. 4. 1	1	1	8	1,072		762	1,844
昭和42年度予算上 定員昭和42. 4. 1	1	1	8	1,077		784	1,871
昭和43年度予算上 定員昭和43. 4. 1	1	1	8	1,087		804	1,901
昭和44年度予算上 定員昭和44. 4. 1	1	1	8	1,122		814	1,946
昭和45年度予算上 定員昭和45. 4. 1	1	1	8	1,122		851	1,983
昭和46年度予算上 定員昭和46. 4. 1	1	1	8	1,122		887	2,019
昭和47年度予算上 定員昭和47. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		898	(41) 2,030
昭和48年度予算上 定員昭和48. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		903	(41) 2,035
昭和49年度予算上 定員昭和49. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		908	(41) 2,040

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
昭和50年度予算上 定員昭和50. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		913	(41) 2,045
昭和51年度予算上 定員昭和51. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		916	(41) 2,048
昭和52年度予算上 定員昭和52. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和53年度予算上 定員昭和53. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和54年度予算上 定員昭和54. 4. 1	1	1	8	(33) 1,130		919	(33) 2,059
昭和55年度予算上 定員昭和55. 4. 1	1	1	8	(26) 1,137		919	(26) 2,066
昭和56年度予算上 定員昭和56. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和57年度予算上 定員昭和57. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和58年度予算上 定員昭和58. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916		(22) 2,070
昭和59年度予算上 定員昭和59. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916		(22) 2,070
昭和60年度予算上 定員昭和60. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916		(22) 2,070
昭和61年度予算上 定員昭和61. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916		(22) 2,070
昭和62年度予算上 定員昭和62. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916		(22) 2,070
昭和63年度予算上 定員昭和63. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916		(22) 2,070
平成元年度予算上 定員平成元. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913		(22) 2,070
平成2年度予算上 定員平成2. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913		(22) 2,070
平成3年度予算上 定員平成3. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913		(22) 2,070
平成4年度予算上 定員平成4. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913		(22) 2,070
平成5年度予算上 定員平成5. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913		(22) 2,070
平成6年度予算上 定員平成6. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913		(22) 2,070
平成7年度予算上 定員平成7. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913		(22) 2,070
平成8年度予算上 定員平成8. 4. 1	1	1	8	(16) 1,182	(6) 913		(22) 2,105
平成9年度予算上 定員平成9. 4. 1	1	1	8	(16) 1,216	(6) 913		(22) 2,139
平成10年度予算上 定員平成10. 4. 1	1	1	8	(16) 1,248	(6) 913		(22) 2,171
平成11年度予算上 定員平成11. 4. 1	1	1	8	(16) 1,278	(6) 913		(22) 2,201
平成12年度予算上 定員平成12. 4. 1	1	1	8	(16) 1,319	(6) 913		(22) 2,242
平成13年度予算上 定員平成13. 4. 1	1	1	8	1,365		919	2,294
平成14年度予算上 定員平成14. 4. 1	1	1	8	1,404		899	2,313
平成15年度予算上 定員平成15. 4. 1	1	1	8	1,443		899	2,352
平成16年度予算上 定員平成16. 4. 1	1	1	8	1,495		899	2,404

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
平成17年度予算上 定員平成17. 4. 1	1	1	8	1,538		899	2,447
平成18年度予算上 定員平成18. 4. 1	1	1	8	1,581		899	2,490
平成19年度予算上 定員平成19. 4. 1	1	1	8	1,624		899	2,533
平成20年度予算上 定員平成20. 4. 1	1	1	8	1,669		899	2,578
平成21年度予算上 定員平成21. 4. 1	1	1	8	1,713		899	2,622
平成22年度予算上 定員平成22. 4. 1	1	1	8	1,758		899	2,667
平成23年度予算上 定員平成23. 4. 1	1	1	8	1,781		899	2,690
平成24年度予算上 定員平成24. 4. 1	1	1	8	1,800		899	2,709
平成25年度予算上 定員平成25. 4. 1	1	1	8	1,812		899	2,721
平成26年度予算上 定員平成26. 4. 1	1	1	8	1,825		899	2,734
平成27年度予算上 定員平成27. 4. 1	1	1	8	1,835		899	2,744
平成28年度予算上 定員平成28. 4. 1	1	1	8	1,845		899	2,754
平成29年度予算上 定員平成29. 4. 1	1	1	8	1,855		899	2,764
平成30年度予算上 定員平成30. 4. 1	1	1	8	1,858		899	2,767
令和元年度予算上 定員平成31. 4. 1	1	1	8	1,867		879	2,756
令和2年度予算上 定員令和2. 4. 1	1	1	8	1,869		879	2,758
令和3年度予算上 定員令和3. 4. 1	1	1	8	1,870		879	2,759
令和4年度予算上 定員令和4. 4. 1	1	1	8	1,876		879	2,765
令和5年度予算上 定員令和5. 4. 1	1	1	8	1,877		879	2,766

(注) 1 () 内の数は、福岡高等検察庁那覇支部及び那覇地方検察庁の定員を示し、外数である。

2 本表のほか、予算上定員の検事 1 級及び 2 級欄については、採用のための調整定員（平成 8 年度 10、平成 9 年度 9、平成 10 年度 4、平成 11 年度 9、平成 12 年度 17、平成 13 年度～平成 19 年度 16）、判事補の行政研修のための検事調整定員（昭和 62 年度 5、昭和 63 年度～平成 2 年度 10、平成 3 年度 11、平成 4 年度 12、平成 5 年度～平成 6 年度 13、平成 7 年度～平成 30 年度 14、令和元年度 13、令和 2 年度 10、令和 3 年度 8、令和 4 年度 7、令和 5 年度 7）がある。

3 検察庁の定員

(令和 5 年度末)

職 種	最 高 検	高 検	地検及び区検	計
検 事 総 長	1	—	—	1
次 長 検 事	1	—	—	1
検 事	—	8	—	8
検 事 長	16	122	1,739	1,877
副 検 事	—	—	879	879
検 事 総 長 秘 書 官	1	—	—	1
事務官・技官・事務員	85	485	8,409	8,979
技 能 員・庁 務 員	7	23	89	119
計	111	638	11,116	11,865

4 検察官の俸給（昭和23年法律第76号）

令和5年11月24日法律第77号による改正

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	1,470,000
次 長 検 事	1,203,000
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	1,306,000
そ の 他 の 検 事 長	1,203,000

区 分	号 俸	俸 給 月 額
検 事	1 号	1,178,000
	2 号	1,038,000
	3 号	968,000
	4 号	820,000
	5 号	708,000
	6 号	636,000
	7 号	576,000
	8 号	518,000
	9 号	423,000
	10 号	389,300
	11 号	367,100
	12 号	343,800
	13 号	322,400
	14 号	307,900
	15 号	291,400
	16 号	282,200
	17 号	263,500
	18 号	254,800
	19 号	249,400
	20 号	244,000
副 検 事	附則第3条に定める俸給月額	636,000
	1 号	576,000
	2 号	518,000
	3 号	440,400
	4 号	423,000
	5 号	389,300
	6 号	367,100
	7 号	343,800
	8 号	322,400
	9 号	307,900
	10 号	291,400
	11 号	282,200
	12 号	263,500
	13 号	254,800
	14 号	249,400
	15 号	244,000
	16 号	233,000
	17 号	226,500

外 局

I 出入国在留管理庁

法務省設置法第26条～第29条 法務省組織令第69条～第86条 法務省組織規則第27条～第33条

出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るほか、任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする行政機関である。

〈業務の実施状況〉

1 送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正

(1) 成立までの経緯

令和5年6月9日、第211回国会において、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号。以下「本改正法」という。）が成立し、同月16日、公布された。

現行入管法の下において生じている送還忌避及び収容の長期化の解決は、出入国在留管理行政における喫緊の課題であったことから、令和元年10月、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」が設置され、現行法下における退去強制手続の在り方について議論・検討がなされた。

その結果は、「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」として取りまとめられ、令和2年7月14日に法務大臣に対して提出された。これを踏まえ、令和3年2月19日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案が閣議決定され、第204回国会に提出された。しかし、その審議入り前である同年3月に名古屋出入国在留管理局において被収容者が死亡する事案が発生したことなどから、同法案は、成立に至らず、同年10月、衆議院解散に伴い廃案となった。

その後、法案審議での指摘などを踏まえ、より適正な運用を制度的に担保する観点から、必要な修正を行った上で、令和5年3月7日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案が閣議決定され、第211回国会に提出された。そして、衆議院における与野党間の修正協議により、一部条文修正が行われるなどし、前記のとおり、成立・公布された。

本改正法は、現行入管法下で生じている諸課題の一体的解決を図るとともに、日本人と外国人が互いに信頼し、尊重し合う共生社会を実現するための基盤を整備するものであるが、退去強制手続に関する規定の改正は、出入国管理令として制定された昭和26年以来初めてである。

(2) 現行法の課題

現行入管法下では、退去強制令書の発付を受け、我が国から退去すべきことが行政手続上確定した者であっても、難民認定申請中は、その理由及び回数を問わ

ず、一律に送還が停止される（送還停止効）こととされているため、送還を回避する手段として、同申請を濫用する者が存在し、退去を拒む送還忌避者の迅速・確実な送還が困難になっていた。

また、退去強制令書の発付を受けた者を速やかに送還できないときは、送還可能のときまで収容することが原則とされているため、このような送還忌避問題を主たる原因として、収容の長期化等の収容を巡る諸問題が発生していた。

さらに、紛争避難民など、真に保護を必要とする者を確実に保護する制度が十分でないという課題があった。すなわち、現行入管法下では、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）の適用を受ける難民に該当しないが、人道上保護を必要とする者については、法務大臣の裁量により保護しているところ、真に保護を必要とする者をより確実に保護する制度の創設も現行入管法下の課題となっていた。

(3) 本改正法の概要

ア 基本的な考え方

前記のような課題を踏まえ、本改正法は、①保護すべき者を確実に保護し、②その上で在留が認められない者については迅速に送還を可能とする、③不必要な収容や収容の長期化を防止し、収容する場合であっても適正な処遇を実施するというコンセプトの下、様々な方策を組み合わせ、パッケージとして、こうした現行入管法下の課題を一体的に解決し、外国人の人権を尊重しつつ、適切な出入国在留管理を実現しようとするものである。

イ 保護すべき者の確実な保護

保護すべき者を確実に保護するため、本改正法においては、補完的保護対象者の認定制度の創設、在留特別許可制度の適正化の措置などを講じた。

(ア) 補完的保護対象者の認定制度は、紛争避難民など、難民条約上の難民以外の者で、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由であること以外の要件を満たすものを補完的保護対象者とし、認定された者には、原則として定住者の在留資格を付与するなど、安定した在留資格を付与し、かつ、制度的な裏付けのある支援を実現しようとするものである。

(イ) 在留特別許可制度の適正化として、在留特別許可の考慮事情を明確にした上で申請手続を創設し、在留特別許可と難民認定手続の分離等の措置を講じた。

このような規定の整備により、一層的確に在留特別許可の判断を行うことが可能となるだけでなく、在留特別許可目的の難民認定申請が減少するなど、難民認定手続の適正化にも資するものと考えている。

ウ 送還忌避問題の解決

送還忌避問題の解決のため、本改正法においては、送還停止効の例外規定の創設、罰則付きの退去等命令制度等の創設、自発的な帰国を促すための措置を

講じた。

(ア) 現行入管法上、難民認定申請中は、申請の理由や回数を問わず、一律に送還が停止することから、送還回避目的で申請を繰り返す者や重大犯罪の前科がある者、テロリストであっても、難民認定申請中は送還することができないため、3回目以降の難民等認定申請者（申請に際し、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出した者を除く。）や3年以上の実刑に処されたことがある者、テロリスト等について、送還停止効の例外とすることとした。

(イ) 退去を拒む自国民の受取りを拒否する国を送還先とする者、航空機内で暴れるなどの送還妨害行為をしたことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがある者については、現行入管法上、退去強制を完遂することが事実上不可能となっていることから、間接的に送還に応じることを促すため、罰則付きの退去の命令制度を創設した。

また、送還が困難な国の中には、送還の対象となる外国人本人が旅券の発給を申請しなければ、旅券の発給に長期間を要する国が存在しており、迅速かつ円滑な送還の支障となっていることから、罰則付きの旅券発給申請等の命令制度も創設した。

(ウ) さらに、自発的な帰国を促すための措置として、出国命令の対象の拡大、自費出国の許可を受けた者について上陸拒否期間の短縮を可能とする措置を講じた。

現行入管法上、出国命令の対象となる者は、帰国を希望して自ら出頭した者に限定されているが、摘発等された者であっても速やかに本邦から出国する場合には、要件を満たすときは出国命令の対象とし、短期滞在の在留資格で再上陸する場合を除き、上陸拒否期間を1年とした。

また、退去強制令書が発付された者であっても、自費出国の許可を受けた場合には、その者の素行、退去強制の理由となった事実等を総合的に考慮して相当と認めるときには、上陸拒否期間を1年に短縮できることとした。

エ 収容を巡る諸問題の解決

長期収容等の収容を巡る諸問題を解決するため、本改正法においては、収容せずに退去強制手続を進めることを可能とする監理措置の創設、仮放免の在り方の見直し、適正な処遇の実施のための規定の整備をした。

(ア) 退去強制手続の対象となる者は、全て収容の対象とすることを前提とする現行法の仕組みを改め、本改正法においては、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める監理措置を創設した。

個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容するか監理措置に付すかを判断することとなる。他方、

保証金は、逃亡等の防止に必要な場合に限り納付する仕組みとしている。また、一旦収容した場合でも不必要な収容を回避するため、3か月ごとの収容の要否の必要的な見直しを行うこととしている。

逃亡等を防止するための措置として、本人に届出義務を、監理人に届出及び報告義務（出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要があるとして主任審査官が報告を求めた事項について報告すれば足りる。）を課し、逃亡等に対する罰則を整備した。

- (イ) 監理措置の創設に伴い、仮放免については、健康上の理由等により収容を一時的に解除する制度であることを明確化し、保証金の納付を不要とした上で、逃亡等に対する罰則を整備した。また、健康上の理由による仮放免請求の判断に当たっては、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮するよう努める義務を規定するなどの措置を講じている。

- (ウ) 適正な処遇を実施するため、例えば、常勤医師の兼業禁止の緩和、強制治療に関する規定の整備、制止等の要件、3か月ごとの健康診断の実施等に関する規定を整備し、被収容者の権利、義務に関する規定を明記した。

オ その他の施策

その他、本改正法においては、違反調査に当たってのデジタル証拠の収集手段の拡充や16歳未満の外国人に関する在留カード等の有効期間の見直しなども行った。

カ 衆議院における修正

国会における審議の過程で、衆議院において、難民等の認定申請をした外国人に対する質問における心身の状況等への適切な配慮、難民等の認定を適正に行うための国際情勢に関する情報収集や難民調査官の育成、監理措置に係る判断の適正等の確保に関する規定が追加された。

(4) 本改正法の施行期日

本改正法のうち、16歳未満の外国人に係る在留カード等の有効期間の更新申請に関する見直し部分は令和5年11月1日に、補完的保護対象者の認定制度の創設に関する部分は同年12月1日に施行している。

その余の部分については、公布後1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされている。

2 技能実習制度・特定技能制度

(1) 技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた取組

ア 技能実習生の失踪を減少させるための施策

平成30年11月16日、法務大臣の指示により、法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習法の施行状況の検証、運用の改善方策の検討等が行われた。

具体的には、技能実習生の失踪事案に係る実習実施者等に対する実地調査等

及び失踪技能実習生に係る聴取票の在り方の検討等が行われ、平成31年3月29日、調査結果等の報告書を公表し、令和元年11月12日には、失踪技能実習生の減少に向けた施策を法務大臣から発表した。

また、技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する多言語の動画の作成や失踪防止のためのリーフレットの作成、失踪者の発生が著しい送出機関からの技能実習生新規受入れ停止といった取組を行っている。

イ 技能実習に関する二国間取決め

送出機関の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、技能実習制度を所管する厚生労働省とともに、順次、各送出国政府との協議を行い、令和5年末において、14か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア）との間で作成した。また、同取決めに基づく意見交換を順次実施し、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出機関の適正化のための要請に努めた。

また、技能実習生の失踪等の背景として、技能実習生が送出機関等から不当に費用徴収されている実態があるとの指摘がなされていたことを踏まえ、令和3年12月から令和4年4月にかけて、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生約2,000人に対して実態調査を実施した結果、多くの技能実習生が母国の送出機関や仲介者に多額の費用を支払っていることやその支払のために多額の借金をしている実態が明らかになった。

本調査により認められた不適正事案については、実習実施者や監理団体への調査を実施し、事案に応じて行政処分等を検討するとともに、送出国政府に対しても、上記二国間取決めに基づき、通報等を行っている。

ウ その他の取組

妊娠・出産等に関しては、一部の技能実習生が監理団体等から不適正な取扱いを受けている実態があるとの指摘がなされていたことを踏まえ、令和4年8月から同年11月にかけて、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生650名に対し実態調査を行った結果、不適正な取扱いを受けたことがあると回答した技能実習生が一定数存在していたことのほか、妊娠・出産に関する制度や各種支援策が技能実習生に十分認知されていないことが明らかになった。

出入国在留管理庁では、厚生労働省や外国人技能実習機構とともに、これまでも累次にわたり妊娠・出産に関する制度等の周知や、不利益取扱いの禁止に係る注意喚起に努めてきたところであるが、当該調査結果を踏まえて、令和4年12月に改めて注意喚起文を発出し、定期監査時に監理団体等から技能実習生への説明を求めることとするなど、引き続き、妊娠・出産に関する取扱いの適

正化に向けた取組を進めている。

また、令和5年4月には、妊娠・出産した技能実習生が適正に実習を継続することができるようにするため、やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開手続の簡素化や自身の妊娠・出産を理由として技能実習を中断又は中止し帰国することとなった場合、出産などをした後に日本で技能実習を再開する意図があるかどうかを確認するための申告書を新設するなどの取組を実施し、全国の監理団体等に対して、当該取組について周知するとともに、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止についても改めて注意喚起を行った。

(2) 特定技能制度の運用に関する方針等

ア 分野別運用方針の見直し

法務大臣は、各産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、各産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、各産業上の分野における「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）を分野ごとに策定している。

分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）、②特定産業分野における人材の不足の状況（特定産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、③特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項、④在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、⑤その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められている。

特定技能2号については、特定技能1号の特定産業分野のうち、建設分野及び造船・船用工業分野の溶接区分のみが対象となっていたが、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9分野と、造船・船用工業分野のうち、溶接区分以外の業務区分全てを新たに特定技能2号の対象とする分野別運用方針の一部変更を行った（令和5年6月9日閣議決定）。本取扱は令和5年8月31日、関連省令等が改正・施行されたことにより、同日から運用を開始した。

イ 特定技能に関する二国間取決め

悪質な仲介業者の排除等を目的とし、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れに資する情報の共有の枠組み構築等を内容とする二国間取決めについて、外務省、厚生労働省及び警察庁とともに、令和5年末までに、16か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア、ラオス及びキルギス）との間での協議を経て作成した。

ウ 特定技能制度の活用促進に係る取組

特定技能制度の更なる活用を促進するため、令和2年度から、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベントを開催している。

また、特定技能総合支援サイトを運営し、特定技能制度の周知を行っている。

(3) 技能実習制度及び特定技能制度の見直し

技能実習制度及び特定技能制度については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の附則第2条及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）の附則第18条第2項において、それぞれ求められている検討の時期に差し掛かっていたことから、古川法務大臣（当時）が、各界の有識者から御意見を幅広く伺い、問題点を把握するために「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を令和4年2月から同年7月までに11回開催し、同年7月29日の閣議後記者会見において、同勉強会を通じて把握した課題・論点、今後の検討に当たっての基本的な考え方等を所感として発表した。

また、令和4年11月22日には、内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）の下に、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上で、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設け、同年12月から有識者会議における議論が開始された。有識者会議では、約1年間にわたり、外国人の人権が保障され、労働者としての権利性を高めること等に重点を置いて議論が行われてきた。そして、その議論の成果として、令和5年11月30日に最終報告書が法務大臣に提出された。最終報告書では、労働者の権利保護に関する国内外からの指摘も念頭に、技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設、外国人技能実習機構の監督指導・支援保護機能の強化、監理団体の許可要件の厳格化、やむを得ない事情がある場合の転籍範囲の拡大・明確化及び手続の柔軟化、一定の要件の下で本人の意向による転籍を認めることなど、人権侵害等の防止・是正を図る方策が提言されている。

3 特別高度人材制度・未来創造人材制度の創設

(1) 特別高度人材制度（J－Sk i p）

令和5年4月から特別高度人材制度（J－Sk i p）が導入され、高度人材ポイント制とは別途、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば在留資格「高度専門職」が付与され、“特別高度人材”として、高度人材ポイント制よりも配偶者の就労や家事使用人の雇用等の観点で拡充された優遇措置を認めている。

具体的には、「高度学術研究活動」・「高度専門・技術活動」の活動類型の者については、その要件が「修士号以上取得かつ年収2,000万円以上」又は「従事し

ようとする業務等に係る実務経験10年以上かつ年収2,000万円以上」である。また、「高度経営・管理活動」の活動類型の者については、「事業の経営又は管理に係る実務経験5年以上かつ、年収4,000万円以上」であることを要件としている。

(2) 未来創造人材制度（J－F i n d）

令和5年4月から未来創造人材制度（J－F i n d）が導入され、優秀な海外大学等を卒業等した者が、本邦において就職活動又は起業準備活動を行う場合、在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与され、最長2年間の在留が認められる。また、その間配偶者・子を帯同することも可能である。

対象者の具体的な要件は、3つの世界大学ランキング中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学又は大学院を卒業して5年以内であることや、滞在当初の生計維持費20万円を所持していること等となっている。

4 出入国在留管理庁におけるウクライナ避難民への対応

(1) ウクライナ避難民の受入れ

令和4年2月、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、ウクライナから多数の避難民が周辺国に避難を強いられた。このような情勢の下、同年3月2日、総理大臣がウクライナから第三国に避難した方々の、我が国への受入れを今後進めていくことを表明した。

同年3月16日、ウクライナから来日する避難民に対する支援を適時適切に行うため、官房長官を議長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」が設置された。

また、この会議を司令塔として、その下に設置されたウクライナ避難民の対応に関するタスクフォースでは、関係省庁が連携して避難民の方々が安心して日本に滞在できるよう、ウクライナ避難民と受入先のマッチングなど、支援の運用の在り方を議論・調整していくこととされた。

さらに、同年4月1日から5日間の日程で、外務大臣及び法務副大臣がポーランドに赴き、同国政府要人との会談や、現地の避難民受入状況の視察等を行うとともに、帰国時にはウクライナ避難民20名が政府専用機に搭乗し、来日した。

その後も、人道的観点から、日本への避難を切に希望しているものの、自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々に対し、商用機の座席を一定数確保する形で、来日するための渡航支援を行った。

(2) ウクライナ避難民への支援

ア 相談対応窓口の拡充や各官署におけるウクライナ避難民受入支援担当の配置
外国人在留支援センターの「F R E S C ヘルプデスク」では、ウクライナ情勢を受けたウクライナ避難民に関する電話相談にも応じていたところ、令和4年6月1日に、同相談専用の窓口として「ウクライナ避難民ヘルプデスク」を設置し、土日祝日を含めた相談対応を開始した。同ヘルプデスクでは、ウクライナ語、ロシア語、英語及び日本語での対応を可能とした。

また、地方出入国在留管理局、支局、出張所においてもウクライナ避難民や

地方公共団体などからの相談等に対応できるよう、「ウクライナ避難民受入支援担当」を配置した。

イ 行政サービス等を受けるための迅速な在留資格の変更

本邦に在留するウクライナ人から、ウクライナ情勢を理由に本邦への在留を希望する場合や避難を目的として本邦に「短期滞在」の在留資格で入国したウクライナ避難民が本邦への在留を希望する場合の在留資格変更許可申請について、在留資格「特定活動」への変更を迅速に許可することにより、速やかにウクライナ避難民が在留カードの交付を受け、住民登録をした上で、地方公共団体による行政サービス等の提供を受けることを可能とした。

ウ ウクライナ避難民であることの証明書の発行

ウクライナ避難民が地方公共団体等から支援を受けたり、行政手続を行うときや金融機関で口座を開設するときに在留カード等の本人確認書類とあわせて提示することにより、手続を円滑に進められるよう、当庁からウクライナ避難民に対して証明書を発行した。

エ ウクライナ避難民支援サイトの開設

ウクライナ避難民が日本の企業等から支援の申出があった物資（洋服、家具、食料、通信機器等）やサービス（通訳、送迎、行政手続援助、メンタルケア等）の提供を受けられるよう、令和4年5月9日、「ウクライナ避難民支援サイト」を開設し、令和5年においても引き続き運用した。

オ ウクライナ避難民や地方公共団体への情報提供

当庁からウクライナ避難民に対して、累次にわたりウクライナ語に翻訳した案内文書を送付し、相談窓口、各種行政手続、日本語教育、就労支援等に関する情報提供を行ったほか、地方公共団体にもウクライナ避難民への支援や情報提供の内容を周知した。

また、令和4年5月14日には「ウクライナ避難民情報登録サイト」を開設し、令和5年においても引き続き、国や地方公共団体などの支援情報を迅速に提供した。

カ 身元引受先のない避難民への支援

本邦に身元引受先のないウクライナ避難民に対しては、当面の居住先として国が借り上げた一時滞在施設等を提供した上で、生活費、医療費などを支援したほか、日本語教育、警察による防犯講習会、労働局による就労支援説明会を実施した。

また、避難民の個々のニーズを踏まえ、支援の申出のあった地方公共団体や民間団体とのマッチングを行った。

5 観光立国の実現に向けた取組

観光立国の実現に貢献するため、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしており、人的・物的体制の充実・強化を図ってきたほか、これまでに、空港にお

ける審査待ち時間短縮のための自動化ゲートの利用促進や、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人も自動化ゲートを利用できるようにするトラस्टイド・トラベラー・プログラム（ＴＴＰ）、航空機の到着前に要注意外国人を把握するための事前審査システム（ＡＰＩＳ）の活用、クルーズ船乗客を対象とした特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）の創設、外国人富裕層を対象とする観光・保養のための最長１年間の在留資格「特定活動」の付与等の措置をとってきた。

これらの措置に加えて、平成28年10月以降、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供を受けるための機器（通称「バイオカード」）を全国20空港に導入し、また、平成29年10月の羽田空港における先行導入以降、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図る顔認証ゲートを全国7空港に本格導入するなどしている。

さらに、令和元年7月24日の羽田空港を皮切りに、外国人の出国手続における顔認証ゲートの運用を開始し、令和3年12月から、新規入国する外国人に対して従来紙で提出を求めていた外国人入国記録の電子的な提出を可能とするなど、出入国審査手続の一層の迅速化・円滑化を図っている。

また、令和5年1月18日から同月31日にかけて、台湾桃園国際空港においてプレクリアランス（観光客等を対象に出発空港での待ち時間を利用して入国手続の一部を実施し、到着空港における入国審査を迅速化する取組）を試行的に実施した。

6 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

外国人の適正・円滑な受入れ施策等を進める一方で、我が国の治安や国民の安全等を守るため、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国する者、テロリスト、密航者等の入国を水際で確実に阻止するとともに、これらの者が既に国内に滞在している場合には、これを着実かつ速やかに国外退去させる必要がある。

指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査は、上陸拒否事由に該当する者が偽変造旅券を行使するなどして身分事項を偽って入国を企てる事案の発見に大きな効果を上げているほか、ＩＣＰＯ紛失・盗難旅券情報、航空会社等から報告を受けたＡＰＩ及びＰＮＲ等の情報を分析・活用し、テロリスト等の要注意人物の水際での入国阻止を行っている。

7 外国人との共生社会の実現に向けた取組

(1) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定した。その後、総合的対応策は、毎年改訂を重ねながら内容の充実が図られており、外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして、我が国に定着しつつあるが、短期的な課題への対応にとどまっていた。また、外国人との共生社会の実現のための

施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要があった。

そこで、関係閣僚会議において、総合的対応策を改訂していくという短期的な課題への対応にとどまらず、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、令和3年1月29日、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が同年11月29日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

令和4年6月14日、関係閣僚会議において、当該意見書を踏まえ、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン及び取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。

ロードマップでは、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョン、当該ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的課題としての四つの重点事項及び具体的施策を示すとともに、各施策に係る工程表を示している。

ロードマップの計画期間は令和8年度までの5年間とし、施策の着実な実施を図るため、ロードマップの実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこととしている。見直しに当たっては、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに関する意見聴取会」を開催し、当該意見聴取会における指摘事項等を踏まえた上で、令和5年6月9日に開催された関係閣僚会議において、新規施策の追加のほか、工程表の見直し等を行った。

(2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

政府においては、これまで、平成18年に取りまとめた「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成30年12月25日、関係閣僚会議において総合的対応策が決定された。この総合的対応策には、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面を想定して、合計126の施策が盛り込まれた。

総合的対応策は以降5回の改訂がなされているところ、令和5年6月9日には、受け入れた外国人に対する受入れ環境整備を更に充実させる観点とともに、ロードマップ(令和5年度一部変更)も踏まえ、総合的対応策(令和5年度改訂)が

策定された。総合的対応策（令和5年度改訂）には、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」、「外国人材の円滑かつ適正な受入れ」及び「共生社会の基盤整備に向けた取組」の項目に係る217の施策が盛り込まれている。

今後、更に来日する外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていくほか、国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していくこととしている。

(3) 交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援

交付金については、令和5年度は、238の地方公共団体に交付決定を行った。交付決定を受けた一元的相談窓口においては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切に情報提供を行うことが期待される。

(4) 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

平成31年4月から、地方出入国在留管理局・支局において、「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口等に地方出入国在留管理局・支局職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を実施している。

また、受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体等との連携・協力、地域における情報収集等を充実・強化すること等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組等を通じて得た好事例等の有益な情報を地方公共団体等に展開している。

(5) 生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、16言語（注）で公開している。

（注）日本語（やさしい日本語含む。）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語

(6) 在留支援のためのやさしい日本語の普及促進

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、有識者会議を開催し、令和2年度「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」、令和4年度「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント」及び「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン別冊 やさしい日本語

の研修のための手引」を作成した。また、令和5年度には「やさしい日本語研修教材例」を作成し、これらの資料について出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」で公開している。

このガイドラインを使用して、地方公共団体や関係省庁へやさしい日本語を周知したり、研修のための手引や研修教材例を活用して地方公共団体職員等向けの研修を行うなどして、やさしい日本語の普及の促進に取り組んでいる。

(7) 外国人在留支援センターにおける相談対応等の取組

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定）において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、令和2年7月に外国人在留支援センター（F R E S C）を開所した。同センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居している。

同センターにおいては、入居機関が連携し、在留期間の更新及び在留資格の変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元の相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当職員への研修、情報提供等の支援を行っている。さらに、東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク）や日本貿易振興機構（ジェトロ）が、外国人留学生や中堅・中小企業向けの説明会等を開催し、高度外国人材の雇用の促進を図っている。また、複数機関が連携・協力して相談等に対応するF R E S Cの取組を参考に、関係省庁等の地方支分部局等間においても連携・協力体制を強化するとともに、一体的かつ効果的な支援を実施できるように連携して業務を行うため、F R E S Cの関係省庁間で「外国人在留支援センター（F R E S C）の取組の地域への展開について」（令和4年8月8日）の申しせを行い、各地域における当該省庁の地方支分部局間と連携する体制を構築している。

8 不法滞在・偽装滞在者への対策等

(1) 不法滞在者対策の実施

令和5年は、新型コロナウイルス感染症の影響により低調に推移していた不法滞在者の摘発を促進したところ、前年度を大幅に上回る実績を得た。また、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告案件の処理促進に努めており、令和6年1月1日現在の不法残留者数は7万9,113人となっている。

(2) 偽装滞在者対策の実施

出入国在留管理庁では、偽造在留カードの所持、使用や留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化等に努めている。また、在留資格取消事由に該当することが判明した場合には在留資格の取消手続を執るなどしており、令和5年の在留資格取消件数は1,240件となった。

(3) 処遇の適正化に向けた取組

「入国者収容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。

また、「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」において示された改善策や「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」における指摘事項を踏まえ、被収容者の処遇状況改善や入管収容施設における医療体制の強化等に取り組んでいる。

(4) 被退去強制者の送還促進

退去強制令書が発付された被退去強制者であっても、本邦における生活の継続等を理由に送還を忌避する者の存在が問題となっている。

このような送還忌避者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する場合には、護送官を付した上、定期就航便で送還するほか、チャーター機を利用した集団送還を実施している。

また、送還忌避者の中には、帰国後の生活不安を理由に送還を忌避する者もいるところ、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、I O M（国際移住機関）駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを活用し送還促進に努めている。

このほか、送還忌避者の受入れに非協力的な国との間では、外務省の協力を得ながら、受入れに向けた交渉を推進している。

9 難民の適正かつ迅速な保護の推進

(1) 難民認定制度の運用の見直し

我が国では、これまでも難民と認定すべき者を適正に認定し、また、難民とは認定できない場合であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上配慮が必要な者には我が国への在留を認めてきた。他方、近年、我が国での就労等を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることを要因として、難民認定申請者数が急増した結果、難民認定手続の処理期間が長期化し、難民を迅速に保護する上で支障が生じる事態となっていた。

そこで、法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の下に、「難民認定制度に関する専門部会」を設け、平成26年12月に同専門部会から提出された報告書の提言を踏まえ、累次難民認定制度の運用の見直しを行ってきた。

具体的には、平成30年1月から、①振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②難民である可能性が高い申請者など、真に庇護が必要な者に対する更なる配慮、③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主要内容とするなどの見直しを行った。

これらの取組の結果、平成29年に1万9,629人と過去最高を記録した難民認定申請者数は、平成30年には1万493人とほぼ半減した。なお、令和2年以降は、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、新規入国者数が大幅に減少したことにより、難民認定申請者数は令和2年は3,936人、令和3年は2,413人、令和4年は3,772人と低水準で推移していたが、令和4年5月以降の段階的な水際措置の緩和により、新規入国者数が急増したことに伴い、難民認定申請者数も令和5年には、13,823人と前年比約266%に急増することとなった。

一方で、難民認定者数は、平成30年は42人と前年から倍増し、令和5年には303人で過去最高となった。

濫用・誤用的な申請は依然として見受けられる上、近年では既に退去強制処分が決定しているにもかかわらず、送還を忌避するために申請を繰り返す者も一定数いることから、問題の抜本的解決に向け、これまでの取組の効果を踏まえつつ、法制度と運用の両面から検討を進めることとしており、まずは上記1の改正入管法を適切に運用していくこととなる。

(2) 難民認定制度の運用の一層の適正化

我が国の難民認定制度に関しては、難民該当性についてどのように判断しているかが不透明であるなどの指摘を受けており、制度の透明性の向上が求められている。加えて、近年における申立内容の多様化への対応も求められている。この点、出入国在留管理庁では、UNHCR等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでいる。

また、これらの取組を加速させるため、令和3年7月には、UNHCRとの間で協力覚書(MOC)を交換した。

① 難民該当性に関する規範的要素の明確化

難民認定制度の透明性・信頼性の向上を目的として、これまでの我が国の実務等を踏まえ、UNHCRが発行する諸文書等も参考としつつ、また、UNHCRと意見交換も行いながら、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを明確化する検討を行い、令和5年3月にはこうしたポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定・公表した。

② 難民調査官の能力向上

UNHCR、外務省、国際情勢に関する専門知識を有する大学教授等の協力を得ながら、難民調査官等に対する研修を実施している。また、難民調査官に対し、難民認定手続における事実認定の留意事項を共有するなど、的確な事実認定に資する取組を進めることとしている。

③ 出身国情報の充実

難民認定審査の際に参照するため、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携しながら、申請者の出身国における情報や国際情勢に関する情報を幅広く収集している。さらに、難民を多数受け入れている諸外国当局と出身国情報に関する情報交換等を積極的に行っており、出身国情報の一層の充実に努めて

いる。

(3) 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的に滞在している難民を、その他の国（第三国）が新たに受け入れて定住を認めるものであり、「出身国への自発的帰還」及び「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。UNHCRは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援を実施し、その後、「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成27年度からマレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とした。

そして、平成30年10月22日、引き続き第三国定住による難民の受入れを実施していくに当たり、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行うため、関係省庁及び有識者から成る「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会」が設置され、同検討会による検討結果の取りまとめ内容を踏まえ、令和元年6月28日、平成26年1月の閣議了解を一部変更し、これにより、令和2年度以降、第三国定住による難民の受入れ人数を年1回約30人から年1回から2回約60人に拡大し、その対象も、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）とするなどの決定がなされた。

令和2年及び3年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、第三国定住による難民を受け入れるには至らなかったものの、令和4年から年2回の受け入れを開始し、令和5年は、計47名を受け入れた。

出入国在留管理庁は、主に受入れる難民の選考手続を担当し、面接調査を行うなどしており、同難民の円滑な受入れに努めている。

(4) 補完的保護対象者の認定制度の開始について

日本は、昭和56年に難民の地位に関する条約、昭和57年に難民の地位に関する議定書に順次加入し、同条約・議定書上の難民に該当する外国人を難民として認定し適切な保護を行ってきた。一方で、近年、紛争避難民のように、迫害を受けるおそれがある理由が、難民条約上の5つの理由である人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のいずれにも該当せず、条約上の「難民」に該当しないものの、保護を必要とする外国人が存在している。

このような、条約上の「難民」ではないものの、「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、上記1の改正入管法に基づき令和5年12月1日より、補完的保護対象者の認定制度が開始された。

「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち、「迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること」以外の要件を満たすものであり、補完的保護対象者の認定手続とは、外国人が補完的保護対象者に該当するかどうかを審査して決定する手続である。

令和5年に補完的保護対象者認定申請を行った外国人は678人、処理数は0人である。また、難民認定申請者のうち、令和5年に難民とは認められないものの、補完的保護対象者と認定された者が2人いる。

補完的保護対象者の認定を受けると、難民の認定を受けた外国人と同様、原則として在留資格「定住者」が付与され、また、日本語や日本での生活に必要な知識・制度等を学べる「定住支援プログラム」を受講することができるなど、我が国での自立に向けた各種の支援を受けることが可能となる。

〈会 同〉

月 日	件 名	協 議 ・ 報 告 事 項
2.27	地方出入国在留管理局 長・入国者収容所長年度 末協議会	今後の出入国在留管理行政の課題について
6.23	地方出入国在留管理局 長・入国者収容所長会同	1 地方出入国在留管理局及び入国者収容所 において本年度重点的に取り組む事項につ いて 2 「ポストコロナにおける効率的な組織運 営及び業務の在り方」について 3 「今後の出入国在留管理行政における民 間支援団体等との連携」について

〈出入国在留管理庁統計表〉

1 分野別 特定技能1号在留外国人人数

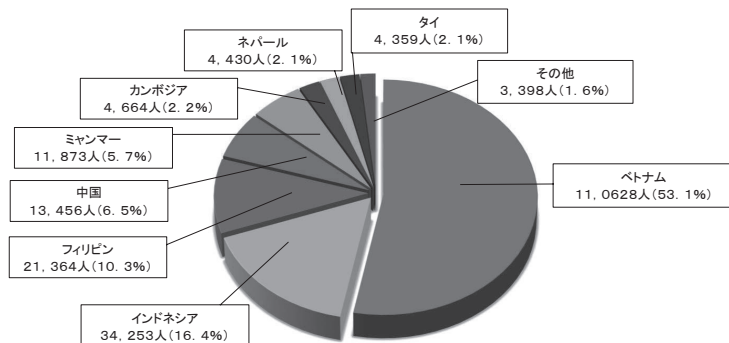
(1) 主な国籍・地域別

(令和5年12月末現在)

国 地 域	総 数	介護分野	ビルクリー ニング 分野	素材・ 産業機械・ 電気電子 情報関連 製造業分野	建設分野	造船・ 船用工業 分野	自動車 整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品 製造業 分野	外食 業 野
総 数	208,425	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312
ベトナム	110,628	7,937	1,611	24,886	16,583	1,191	1,165	93	122	8,002	389	41,883	6,766
インドネシア	34,253	7,411	686	5,983	2,201	1,274	216	37	73	6,743	2,141	6,574	914
フィリピン	21,364	3,497	294	3,905	2,452	4,098	815	413	26	2,495	10	2,601	758
中国	13,456	1,032	222	2,780	1,301	770	20	5	26	2,009	124	4,547	620
ミャンマー	11,873	4,730	330	623	466	29	124	20	56	437	0	2,839	2,219
カンボジア	4,664	290	133	156	690	9	46	0	3	2,294	1	980	62
ネパール	4,430	2,282	113	31	134	0	4	22	33	563	0	140	1,108
タイ	4,359	237	49	1,454	224	142	24	1	6	905	0	1,199	118
その他	3,398	984	82	251	382	1	105	41	56	413	4	332	747

注) 本表の数値は速報値である。

(2) 国籍・地域別割合



(注) 小数点第二位で四捨五入。

2 出入国者数（令和元年～令和5年）

年次	外国人 入国者数	外国人（特例上陸許可数）								日本人 出国者数
		総数	寄港地	通過	船舶 観光	乗員	緊急	遭難	一時 庇護	
令和元年	31,187,179	4,961,505	13,861	7,760	2,026,307	2,913,001	483	92	1	20,080,669
2	4,307,257	919,311	7,462	3,003	119,960	788,305	556	24	1	3,174,219
3	353,119	421,925	182	6	0	421,279	415	42	1	512,244
4	4,198,045	482,569	2,085	869	0	479,152	398	63	2	2,771,770
5	25,830,810	1,651,344	29,953	9,214	166,460	1,445,326	352	28	11	9,624,158
対前年 増減率(%)	515.3	242.2	1336.6	960.3	-	201.6	-11.6	-55.6	450.0	247.2

(注) 乗員上陸許可には、数次乗員上陸許可を含む。

3 在留審査業務処理件数（令和元年～令和5年）

区 分	令和元年	2	3	4	5	対前年 増減率 (%)
総 数	1,485,769	1,658,257	1,616,256	1,636,973	1,765,453	7.8
在留資格取得	15,275	16,479	16,831	15,345	17,931	16.9
在留期間更新	761,091	889,177	861,902	768,920	852,104	10.8
在留資格変更	290,496	413,461	388,849	384,930	454,973	18.2
資 格 外 活 動	323,741	252,820	242,856	358,214	335,748	-6.3
再 入 国 許 可	38,264	28,750	41,669	50,637	53,711	6.1
永 住 許 可	56,902	57,570	64,149	58,927	50,986	-13.5

（注） 再入国許可には、数次再入国許可を含む。

4 外国人の上陸についての口頭審理件数

（人 員）

	令和元年	2	3	4	5
受理件数	13,402	25,056	4,419	7,802	12,249
上陸許可	1,197	22,353	1,484	553	764

（注1） 本表は、口頭審理の受理件数である（前年未処理分を含まない。）。

（注2） 上陸許可は、口頭審理の結果、上陸の条件に適合すると認定された件数である。

5 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

（人 員）

年 次	異議の申出			裁決の結果				取 下 終 止 等	未処理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	上陸特 別許可	理 由 あ り		
令和元年	2,120	17	2,103	1,961	375	1,584	2	152	7
2	935	7	928	885	70	812	3	49	1
3	2,792	1	2,791	2,786	5	2,780	1	6	0
4	5,790	0	5,790	5,744	105	5,636	3	38	8
5	5,918	8	5,910	5,737	374	5,357	6	174	7

6 違反審査件数

（人 員）

令和元年	2	3	4	5
19,853	16,410	20,202	11,105	18,784

（注） 本表は、違反審査の受理件数である。

7 外国人の退去強制についての口頭審理件数

(人 員)

令和元年	2	3	4	5
3,040	2,631	10,433	3,004	2,735

(注) 本表は、口頭審理の受理件数である。

8 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取 下 止 等	未処理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	在留特 別許可	理 由 あ り		
令和元年	2,819	544	2,256	2,211	763	1,448	0	90	518
2	2,368	518	1,832	1,916	438	1,478	0	81	371
3	10,126	371	9,697	9,174	381	8,793	0	63	889
4	3,570	889	2,644	2,403	878	1,525	0	179	988
5	3,431	988	2,401	2,140	979	1,160	1	255	1,036

9 収容令書の発付状況

(人 員)

区 分		令和元年	2	3	4	5
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	23	19	24	14	20
	中 国	98	43	52	34	35
	そ の 他	335	205	159	192	280
	計	456	267	235	240	335
不法残留	韓国・朝鮮	183	149	97	91	102
	中 国	1,640	1,183	894	808	810
	そ の 他	6,627	5,948	11,158	4,286	6,819
	計	8,450	7,280	12,149	5,185	7,731
刑罰法令 違 反 等	韓国・朝鮮	38	13	16	10	7
	中 国	407	319	239	200	155
	そ の 他	1,206	1,121	1,148	784	769
	計	1,651	1,453	1,403	994	931
合 計		10,474	9,000	13,787	6,419	8,997

10 退去強制令書の発付状況

(人 員)

区 分		令和元年	2	3	4	5
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	24	16	16	11	14
	中 国	89	29	48	31	22
	フィリピン	63	24	29	35	31
	タ イ	13	7	8	7	10
	そ の 他	194	97	72	77	166
計		383	173	173	161	243
不法残留	韓国・朝鮮	105	76	56	41	54
	中 国	1,502	818	841	624	675
	フィリピン	484	292	278	233	296
	タ イ	957	380	509	360	809
	そ の 他	4,386	3,038	2,322	2,710	4,920
計		7,434	4,604	4,006	3,968	6,754
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	11	9	24	7	6
	中 国	414	250	281	251	127
	フィリピン	57	69	52	53	36
	タ イ	15	18	29	21	23
	そ の 他	904	780	1,001	673	637
計		1,401	1,126	1,387	1,005	829
合 計		9,218	5,903	5,566	5,134	7,826

- (注1) 「不法入国・不法上陸」とは、入管法第24条第1号、第2号、第5号及び第5号の2に該当するもの(旧外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む。)である。
- (注2) 「不法残留」とは、入管法第24条第2号の4(旧入管法第24条第2号の3)、第4号(ロ)、第6号、第6号の2、第6号の3、第6号の4、第7号及び第8号に該当するものである。
- (注3) 「刑罰法令違反等」とは、入管法第24条第2号の2、第2号の3、第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4(イ)から(ハ)、第3号の5(イ)から(ニ)、第4号(イ)及び(ハ)から(ヨ)まで、第4号の2、第4号の3、第4号の4、第9号及び第10号に該当するもの(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項に該当するものを含む。)である。

11 出国命令書の交付(入管法第55条の2～第55条の6)

(人 員)

国 籍	令和元年	2	3	4	5
韓国・朝鮮	84	54	63	56	61
中 国	2,100	1,645	1,750	956	1,096
フィリピン	562	377	215	224	321
タ イ	1,233	749	582	389	2,257
そ の 他	4,723	4,073	1,800	2,256	5,441
計	8,702	6,898	4,410	3,881	9,176

- (注) 出国命令とは、不法残留者のうち、自ら出入国在留管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を1年にすることによりそれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

12 入管法違反事件の違反事別

(人 員)

違反事由	令和元年	2	3	4	5
総 数	19,386	15,875	18,012	10,300	18,198
不 法 入 国	349	225	182	176	168
不 法 上 陸	134	56	50	69	172
資 格 外 活 動	255	96	37	44	175
不 法 残 留 (うち出国命令)	17,627 (8,713)	14,465 (6,874)	16,638 (4,365)	9,137 (3,877)	16,949 (9,197)
刑 罰 法 令 違 反	448	504	574	527	422
そ の 他	573	529	531	347	312

(注1) 本表は、出入国在留管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員である。

(注2) 違反事由が2以上ある場合は、主たる違反事由による。

13 入管法違反事件の国籍・地域別

(人 員)

国籍・地域別	令和元年	2	3	4	5
総数	19,386 (13,152)	15,875 (11,188)	18,012 (12,979)	10,300 (7,381)	18,198 (12,879)
ベトナム	6,549 (4,924)	6,286 (4,777)	9,668 (7,288)	3,568 (2,922)	6,953 (5,667)
タイ	2,295 (1,110)	1,410 (687)	1,064 (536)	868 (430)	3,171 (1,486)
中国	4,256 (2,840)	3,127 (2,161)	2,915 (2,055)	1,967 (1,289)	2,059 (1,313)
カンボジア	69 (49)	94 (61)	111 (77)	297 (203)	1,033 (702)
インドネシア	1,246 (977)	1,059 (867)	728 (585)	585 (480)	920 (745)
フィリピン	1,566 (720)	1,225 (565)	804 (393)	785 (377)	914 (464)
スリランカ	296 (251)	170 (146)	274 (230)	277 (238)	483 (441)
トルコ	271 (220)	237 (210)	408 (283)	270 (176)	391 (300)
ネパール	598 (435)	490 (361)	499 (357)	289 (210)	384 (295)
ブラジル	285 (200)	316 (253)	216 (177)	213 (174)	261 (181)
その他	1,955 (1,426)	1,461 (1,100)	1,325 (998)	1,181 (882)	1,629 (1,285)

(注1) () 内は、男性の数で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和5年を基準としたものである。

14 摘発箇所数

(人 員)

摘発先別	令和元年	2	3	4	5
総 数	1,536	361	167	520	1,344
稼 働 先	228	69	30	136	245
居 宅	894	189	105	280	724
その他（路上等）	414	103	32	104	375

15 収容状況

(令和元年～令和5年)

区分	令和元年			2			3			4			5		
	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
入所															
総数	21,077	301	21,378	12,978	238	13,216	17,214	42	17,256	10,400	149	10,549	15,954	412	16,366
韓国・朝鮮	314	0	314	218	0	218	183	1	184	148	0	148	159	1	160
中国	4,559	14	4,573	2,414	16	2,430	2,103	7	2,110	1,707	13	1,720	1,860	30	1,890
その他	16,204	287	16,491	10,346	222	10,568	14,928	34	14,962	8,545	136	8,681	13,935	381	14,316
出所															
総数	21,159	411	21,570	13,499	425	13,924	17,339	139	17,478	10,317	127	10,444	15,778	385	16,163
韓国・朝鮮	319	0	319	224	0	224	180	1	181	150	0	150	155	1	156
中国	4,576	18	4,594	2,470	22	2,492	2,118	9	2,127	1,706	11	1,717	1,846	34	1,880
その他	16,264	393	16,657	10,805	403	11,208	15,041	129	15,170	8,461	116	8,577	13,777	350	14,127
延人数															
総数	324,834	147,690	472,524	186,038	76,427	262,465	73,511	26,207	99,718	64,563	14,133	78,696	145,103	24,503	169,606
韓国・朝鮮	3,530	0	3,530	1,194	0	1,194	547	81	628	361	0	361	1,301	66	1,367
中国	44,528	5,327	49,855	22,690	2,317	25,007	9,642	1,123	10,765	10,492	1,623	12,115	16,723	1,389	18,112
その他	276,776	142,363	419,139	162,154	74,110	236,264	63,322	25,003	88,325	53,710	12,510	66,220	127,079	23,048	150,127
年末人員															
総数	739	315	1,054	218	128	346	93	31	124	176	53	229	352	80	432
韓国・朝鮮	6	0	6	0	0	0	3	0	3	1	0	1	5	0	5
中国	90	12	102	33	6	39	18	4	22	19	6	25	33	2	35
その他	643	303	946	185	122	307	72	27	99	156	47	203	314	78	392

16 送還状況

国籍・地域別	令和元年	2	3	4	5
総 数	9,597	5,450	4,122	4,795	8,024
ベ ト ナ ム	3,185	2,206	1,781	2,014	3,513
中 国	1,998	980	832	784	1,041
タ イ	1,003	382	224	448	897
インドネシア	639	295	191	238	418
フィリピン	737	382	214	321	410
カンボジア	47	49	35	86	349
ネ パ ー ル	275	197	170	172	222
ス リ ラ ン カ	212	141	103	122	195
ト ル コ	195	111	87	77	190
ウズベキスタン	80	68	32	48	90
そ の 他	1,226	639	453	485	699

(注) 国籍・地域別順位は、令和5年を基準としたものである。

17 被収容者の新規仮放免件数（入管法第54条）

区 分	令和元年	2	3	4	5
被収令発付者	1,052	3,375	3,506	2,226	1,208
韓国・朝鮮	49	47	37	25	21
中 国	159	623	645	395	115
そ の 他	844	2,705	2,824	1,806	1,072
被退令発付者	725	3,013	4,275	2,638	1,477
韓国・朝鮮	7	22	37	24	11
中 国	72	478	839	545	164
そ の 他	646	2,513	3,399	2,069	1,302

18 難民認定申請者数及び認定者数等の推移（過去5年間）

年 次	申請者数	難民認定者数	補完的保護対象者認定者数	その他の庇護
令和元年	10,375	44 (1)		37
2	3,936	47 (1)		44
3	2,413	74 (9)		580
4	3,772	202 (15)		1,760
5	13,823	303 (14)	2	1,005

(注1) 難民認定者数の括弧内は、難民の認定をしない処分をされた者の中から不服申立ての結果認定された数であり、内数として計上されている。

(注2) 「その他の庇護」とは、難民又は補完的保護対象者とは認定しなかったものの、人道的な配慮を理由に在留を認めた者の数である。なお、令和3年5月28日に開始した本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置に基づき、難民認定手続の結果が出る前に、当該措置に係る在留を先行して認めたものが存在する。

(注3) 「補完的保護対象者認定者数」には、難民認定申請をした者で、難民とは認定されなかったものの補完的保護対象者と認定された者が含まれる。

19 在留外国人数の推移

(各年末現在)

区 分	令和元年	2	3	4	5	増減率
総 数	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	10.9
中 国	813,675	778,112	716,606	761,563	821,838	7.9
ベ ト ナ ム	411,968	448,053	432,934	489,312	565,026	15.5
韓 国	446,364	426,908	409,855	411,312	410,156	-0.3
フィリピン	282,798	279,660	276,615	298,740	322,046	7.8
ブラジル	211,677	208,538	204,879	209,430	211,840	1.2
そ の 他	766,655	745,845	719,746	904,856	1,080,086	19.4
在留外国人の 国籍・地域数	195	194	194	195	195	

(注) 「中国」は、国籍・地域欄に「台湾」と記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除く数である。

20 主要都道府県別、国籍・地域別在留外国人数

(令和5年末現在)

都道府県名	総 数	中 国	ベトナム	韓 国	フィリピン	ブラジル	その他
総 数	3,410,992	821,838	565,026	410,156	322,046	211,840	1,080,086
東 京 都	663,362	262,340	45,090	90,210	36,279	4,275	225,168
愛 知 県	310,845	45,582	58,076	26,533	44,779	61,566	74,309
大 阪 府	301,490	77,628	54,784	88,077	11,362	2,770	66,869
神奈川県	267,523	76,431	35,077	27,331	26,086	9,320	93,278
埼 玉 県	234,698	80,083	40,452	15,636	23,964	7,398	67,165
千 葉 県	204,091	57,904	32,343	15,462	21,919	3,626	72,837
兵 庫 県	131,756	23,396	28,905	35,144	6,227	2,423	35,661
静 岡 県	115,642	10,199	18,052	4,237	19,728	32,631	30,795
福 岡 県	99,695	20,702	21,369	14,336	6,698	416	36,174
茨 城 県	91,694	12,346	18,163	4,039	11,416	6,186	39,544
そ の 他	990,196	155,227	212,715	89,151	113,588	81,229	338,286

〈施設等機関〉

入国者収容所の名称及び所在地

(令和5年12月31日現在)

入国者収容所東日本入国管理センター	茨城県牛久市久野町1766-1
入国者収容所大村入国管理センター	長崎県大村市古賀島町644-3

〈地方支分部局〉

1 地方出入国在留管理局・支局所在地

(令和5年12月31日現在)

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
仙台出入国在留管理局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京出入国在留管理局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東京出入国在留管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち成田国際空港の区域
東京出入国在留管理局羽田空港支局	東京都大田区	東京都のうち東京国際空港の区域
東京出入国在留管理局横浜支局	横浜市	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	常滑市	愛知県のうち中部国際空港の区域
大阪出入国在留管理局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
大阪出入国在留管理局関西空港支局	大阪府泉南郡 田尻町	大阪府のうち関西国際空港の区域
大阪出入国在留管理局神戸支局	神戸市	兵庫県(大阪国際空港の区域を除く。)
広島出入国在留管理局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松出入国在留管理局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡出入国在留管理局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
福岡出入国在留管理局那覇支局	那覇市	沖縄県

2 地方出入国在留管理局・支局出張所所在地

(令和5年12月31日現在)

地方出入国在留管理局・支局	出張所		所在地		地方出入国在留管理局・支局	出張所		所在地		
札幌出入国在留管理局幌局	函館旭川	館川	函館旭川	館川	名古屋古在留管理屋局	富山金沢	山沢	富山金沢	山沢	
	釧路港	路港	釧路港	路港		福井	井	福井	井	
	稚内港	内港	稚内港	内港		岐阜	阜岐	岐阜	阜岐	
	千歳苫小牧	歳苫小牧	千歳	歳		静岡	岡	静岡	岡	
仙台出入国在留管理局台局	青盛	森岡	青盛	森岡	※ 中部空港支局に出張所なし	浜松	松	浜松	松	
	仙台	台空	名取	取		豊橋	橋	豊橋	橋	
	秋田	田港	秋田	田		四日市	港	四日市	市	
	酒田	港	酒田	市						
東京出入国在留管理局	戸水	戸水	戸水	戸水	大出入国在留管理阪局	大津	津	大津	津	
	宇都宮	宮	宇都宮	宮		舞鶴	港	舞鶴	市	
	高崎	崎	高崎	崎		奈良	良	奈良	市	
	さいたま	葉	さいたま	葉		和歌山	和歌山	和歌山	市	
※	千松	戸	千松	戸	※ 関西空港支局に出張所なし					
	新宿	宿	東京都新宿区	新宿区		姫路	港	姫路	市	
	立川	川	国立	立		神戸局				
	新府	府	新潟府	府			境	港	境	市
甲府	府	甲府	府	松岡	山		松岡	市		
長野	野	長野	野	福山	山		福山	市		
※	成田空港支局	に出張所なし			広島出入国在留管理局	広島空港	三	広島空港	三	
	羽田空港支局	に出張所なし				下関	関	下関	関	
						周南	南	周南	南	
横浜支局	川崎	川崎	川崎	市						

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
高出管入国理在留局	小松島港 松山 高知	小松島市 松山市 高知市
福岡出入国在留管理局	北九州博多港 福岡空港 佐賀 長崎 対馬 熊本 大分 宮崎 鹿児島	北九州市 福岡市 福岡市 佐賀市 長崎市 対馬市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市
那覇支局	那覇空港 石垣港 嘉手納 宮古島	那覇市 石垣市 沖縄県中頭郡嘉手納町 宮古島市

3 出入国港指定一覧表

海 港

(令和5年12月31日現在)

都道府県		港 名		都道府県		港 名	
北海道	紋網花釧苫室函小留稚石青八宮釜大気石仙秋能酒小相日常鹿木千東二川横横	別走咲路牧蘭館樽萌内新森戸古石渡沼巻釜川代田浜馬立珂島津葉京見崎浜賀	神奈川県	三直新両伏七金内敦田清焼御三衣名四尾宮舞大阪尼崎西宮芦屋戸磨路生辺良津宮田野	岡山	水福常尾土	島山石崎生
			新潟	富山川井岡	山口・福岡	徳島	香川
青森	狩湾	知重都	兵庫	和歌山	佐賀	徳島	高知
岩手	船仙	三京都	大坂	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島
宮城	塩船	兵庫	和歌山	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島
秋田	名	兵庫	和歌山	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島
山形	陸那	兵庫	和歌山	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島
福島	更	兵庫	和歌山	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島
茨城	須	兵庫	和歌山	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島
千葉		兵庫	和歌山	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島
東京		兵庫	和歌山	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島
神奈川		兵庫	和歌山	鳥取・島根	佐賀	山口・福岡	徳島

空 港

都道府県	港 名	都道府県	港 名
佐賀・長崎	伊 万 里	北 海 道	新 千 歳
長 崎	長 崎		函 館
	佐 世 保		旭 川
	比 田 勝	青 森	青 森
	厳 原 俣	岩 手	花 巻
熊 本	水 八 代	宮 城	仙 台
	三 角 分	秋 田	秋 田
大 分	大 佐 賀 久 見 伯 島 津 島 内 崎 志 入 瀬 天 城 覇 良 垣	福 島	福 島
		茨 城	百 里 (茨城)
		千 葉	成 田 国 際
		東 京	東京国際 (羽田)
宮 崎	佐 細 油 鹿 川 枕 志 喜 名 運 金 武 中	新 潟	新 潟
鹿 児 島		富 山	富 山
		石 川	小 松
		静 岡	静 岡
		愛 知	中 部 国 際
		大 阪	関 西 国 際
		鳥 取	美 保 (米子)
		岡 山	岡 山
沖 縄		広 島	松 山
		香 川	高 松
		愛 媛	松 山
		福 岡	北 九 州
		佐 賀	佐 賀
		長 崎	長 崎
		熊 本	熊 本
		大 分	大 分
		宮 崎	宮 崎
		鹿 児 島	鹿 児 島
		沖 縄	那 覇
			新 石 垣

Ⅱ 公安審査委員会

法務省設置法第26条、第34条 公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）

公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）の規定により公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどる行政機関である。

（業務の実施状況）

1 観察処分

令和5年10月30日、公安調査庁長官から、団体規制法第12条第1項後段の規定に基づき、平成12年1月28日付け当委員会決定（平成15年1月23日付け、18年1月23日付け、21年1月23日付け、24年1月23日付け、27年1月23日付け、30年1月22日付け及び令和3年1月6日付け各期間更新決定）に係る被請求団体「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する同法第5条第4項の処分の請求があった。

令和6年1月12日、当委員会は、審査を遂げた上、「被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する」旨決定（令和6年2月1日期間更新、令和9年1月31日期間満了）した。

2 再発防止処分

令和5年1月30日及び同年7月14日、公安調査庁長官から、団体規制法第12条第1項前段の規定に基づき、上記1の観察処分の被請求団体のうち「Aleph」に対する同法第8条の処分の請求があった。

同年3月13日及び同年9月4日、当委員会は、審査を遂げた上、「Aleph」に対し「所有し又は管理する13の土地又は建物の全部又は一部の使用を禁止する」旨及び「金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する」旨決定（いずれも6月間）した。

Ⅲ 公安調査庁

法務省設置法第26条、第35条 法務省組織令第87条～第97条 法務省組織規則第34条 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号） 公安調査庁組織規則（平成13年法務省令第2号）

公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である。

また、公安調査庁は、我が国の情報コミュニティ構成庁として、北朝鮮・中国・ロシアの情勢や国際テロ、経済安全保障上の懸念動向、サイバー攻撃事案など、我が国

の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の公安情勢について幅広く情報を収集・分析しており、これらの情報については、公共の安全の確保、安全保障・危機管理等の政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて、情報コミュニティ内で共有するほか、官邸、国家安全保障局等の関係機関に提供している。

〈重要施策の概要〉

1 我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集・分析機能の強化

北朝鮮関係では、日本人拉致や核・ミサイル開発等の我が国及び国民の安全に関わる重大な問題について、これらをめぐる北朝鮮の動向及び意図、大量破壊兵器等関連物資・技術の調達・拡散の実態等に関する情報収集に努めた。また、北朝鮮の内部事情や対日関係を含む対外動向、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯の組織・活動の解明に取り組んだ。

中国関係では、対日関係を中心とした中国の諸動向について情報収集に努めた。

ロシア関係では、北方領土をめぐる対応などロシアの我が国に対する諸動向を中心に情報収集に努めた。

国際テロ情勢については、引き続き、「イラク・レバントのイスラム国」(I S I L)や「アルカイダ」等の国際テロ組織に関係したテロが、アジア、中東、アフリカ等において発生しており、国際社会は、依然としてテロの脅威にさらされている。

こうした情勢の中、我が国に関しては、I S I L等からテロの対象として位置付けられているところ、G7広島サミット及び関係閣僚会合においては、テロを未然に防止するため、国内外の関係機関との連携を緊密にしつつ、国際テロ組織との関わりが疑われる不審人物や組織の有無及びその動向等の実態解明に努めた。令和7年には日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催も控えており、過去の大規模国際行事を通じて得た経験・教訓を踏まえ、関連情報の収集・分析に取り組んでいる。

経済安全保障上の懸念動向については、国外への先端技術等の流出や外国資本等による重要施設周辺の不動産取得事案などについて、関連情報の収集・分析を推進した。また、官民連携に向けた取組として、我が国の経済団体、民間企業等に対し、講演会やパンフレット・動画などを通じ、重要情報の流出防止等に向けた情報発信を行った。

このほか、サイバー攻撃が国内外で常態化し、サイバー空間の社会への拡大・浸透がより一層進む中であって、サイバー空間における悪意ある主体の活動は、社会・経済の持続的な発展や国民生活の安全・安心に対する深刻な脅威となっており、その予兆の早期把握、実行主体の解明等に向け、関連情報の収集・分析を推進した。

2 オウム真理教対策の推進

いわゆるオウム真理教(「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」を中心に活動)については、麻原彰晃こと松本智津夫がその活動に影響力を有するなど、依然として無差別大量殺人行為に及ぶ本質的な危険性が認められ、その活動状況を継続して明らかにする必要があることから、公安審査委員会に対して、団体規制法

に基づく観察処分の期間更新請求（８回目）を行った（公安審査委員会は、令和６年１月12日、観察処分の期間を３年間更新することを決定）。

当該団体に対しては、観察処分に基づき、組織や活動に関する報告徴取及び団体施設に対する立入検査（25か所）を実施した。また、団体施設周辺に居住する住民の恐怖感・不安感を解消・緩和するため、延べ46（実数23）の関係地方公共団体の長に対して調査結果を提供するとともに、25回にわたり地域住民との意見交換会を行った。

当該団体のうち、「Aleph」については、令和３年５月以降、報告すべき事項の一切を報告しなかったことから、同年10月、団体規制法施行以来初の再発防止処分の請求を公安審査委員会に対して行った（その後、「Aleph」が報告を行ったことを受け、同請求を撤回）。

その後も、「Aleph」が報告すべき事項の一部を報告しなかったことなどから、令和５年１月及び同年７月、再発防止処分（①「Aleph」管理下の土地・建物の全部又は一部の使用禁止、②金品等の贈与を受けることの禁止）の請求を公安審査委員会に対して行った。同委員会は、いずれの請求についてもこれを認め、同処分を行うことを決定し、同年３月21日以降、「Aleph」に同処分が課されている（令和６年４月現在。なお、同年２月に行った再発防止処分の請求についても、公安審査委員会はこれを認め、同年９月20日まで同処分を課することを決定）。

付 録

1 会 計

(1) 予 算

ア 一般会計

(ア) 法務省所管 令和6年度 政府職員予算定員及び俸給額表

法 務 省 所 管 総 表

区 特 別 一 般 職	分 職	適用を受ける俸給表	予算定員(人)	級 別											俸 給 額 (円中)
				11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
一 般 職	職		8												58,403
			外 内 7(9箇月) 462(6箇月) 55,530												220,650,625
	指 定 職	俸 給 表	60												641,328
			内 55(6箇月) 16,934												62,928,353
	行 政 職	俸 給 表(一)	22		22	87	161	254	1,375	2,151	内 4,508	内 5,103	内 2,620	50 653	489,260
		俸 給 表(二)	178							9	53	89	27	—	
	公 安 職	俸 給 表(一)	内 170(6箇月) 20,783	4	37	74	140	482	568	857	内 2,151	内 4,529	内 9,314	内 2,627	76,466,961
		俸 給 表(二)	内 221(6箇月) 13,720		3	52	115	253	1,012	1,106	内 3,945	内 3,835	内 2,856	内 543	55,218,991
	研 究 職	俸 給 表	16							5	2	5	4	—	82,948
			内 339							1	21	138	135	44	1,711,454
検 察 官	医 療 職	俸 給 表(一)	内 14(6箇月) 195												621,358
		俸 給 表(二)	内 1(6箇月) 523							20	4	92	79	—	1,794,756
	専 門 ス タ ッ プ 職	俸 給 表(三)	15							7	9	104	403	—	83,452
		俸 給 表	外 内 7(9箇月) 1(6箇月) 2,767												20,611,764
合 計			55,538												220,709,028

組 織 別 等 内 訳														
組 織 ・ 項 等 の 区 分		予 算 定 員 (人)	級 別 内 記										俸 給 額 (千円)	
法 務 本 省			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
法 務 本 省 共 通 費		(95) 860												
特 別 職		8												4,257,855
	大	1												58,403
	副 大	1												
	大 臣 政 務 官	1												
	大 臣 補 佐 官	1												
	中央更生保護審査会委員 長	1												
	中央更生保護審査会委員	2												
	秘 書 官	1												
		(95) 852												4,199,452
	一 般 職		(8) 12											153,636
	指 定 職 俸 給 表													
	事 務 次 官	1												
	官 房 長、局 長	(7) 7												
	部 長	(1) 1												
	公 文 書 監 理 官	1												
	審 議 官	2												
	行 政 職 俸 給 表(一)	(87) 808		(12) 12	(4) 4	(28) 55	(2) 50	(41) 137						
	課 長	(40) 52		(9) 9	(4) 11	(27) 29			131	225	38		7	3,926,834
	室 長	(2) 37				(1) 26	(1) 11							
	課 長 補 佐	154					24	63	67					
	係 長	302								113	189			
	主 任	32									9	23		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別										内 記				俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	審 議 官	(3) 3		(3) 3													
	専 門 職	121					10	24	69	1	17						
	法 規 専 門 職	(42) 42					(1) 1	(41) 41									
	技 術 専 門 職	43					4	9	3	17	10						
	一 般 職 員	22										15	7				
	行政職俸給表(二)																
	技能労務職員	24							2	6	12	4	—			84,510	
	医療職俸給表(二)																
	薬 劑 師	1					—	—	—	—	—	1	—	—		2,849	
	医療職俸給表(三)	4					—	—	—	—	—	2	2	—		15,494	
	看 護 師 長	2										2					
	看 護 師	2										2					
	専門スタッフ職俸給表																
	専 門 職	3								—	—	3	—			16,099	
法 務 総 合 研 究 所																	
	法務総合研究所共通費																
	一 般 職	(11) 84														433,484	
	指 定 職 俸 給 表																
	所 長	(1) 1														14,136	
	行政職俸給表(一)	(8) 66		—	(3) 3	(2) 3	(3) 6	9	13	7	14	11	—			332,753	
	部 長	(5) 6			(3) 3	(2) 3											
	課 長	2					1	1									
	課 長 補 佐	1							1								
	係 長	4									3	1					

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	主 任	1									1			
	教 官	(3) 15					(3) 4	5 6						
	首 席 専 門 官	3					1	2						
	統 括 専 門 官	7						1	6					
	専 門 官	26								4	12	10		
	一 般 職 員	1										1		
	行政職俸給表(二)													
	技 能 労 務 職 員	1							—	—	1	—	—	3,647
	研 究 職 俸 給 表	(2) 16						—	(1) 5	2 5	(1) 5	4	—	82,948
	部 長 等 研 究 員	(2) 12							(1) 5	2 5	(1) 5			
	研 究 員	4									4			
検 察 庁														
	検察官署共通費													
	一 般 職	外 内 7(9箇月) 131(6箇月) 11,862												56,362,354
	指定職俸給表	7												66,144
	〔最高検察庁〕													
	事 務 局 長	1												
	〔高等検察庁〕													
	事 務 局 長	6												
	行政職俸給表(一)	277	—	—	—	1	—	—	—	—	—	21	255	878,457
	〔最高検察庁〕	12				1							11	
	秘 書 官	1				1								
	一 般 職 員	11											11	
	〔高等検察庁〕													

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 記											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	一 般 職 員	86										4	82	
	〔地方検察庁及び区検察庁〕													
	一 般 職 員	179										17	162	
	行政職俸給表(二)	116							5	22	66	23	—	329,308
	〔最高検察庁〕													
	技 能 労 務 職 員	7							1	2	4			
	〔高等検察庁〕													
	技 能 労 務 職 員	22							1	8	13			
	〔地方検察庁及び区検察庁〕													
	技 能 労 務 職 員	87							3	12	49	23		
	公安職俸給表(二)	130		—	15	52	120	712	758	2,579	2,423	内 130	209	34,476,681
	〔最高検察庁〕	8,695			2	7	3	5	6	12	23	1,827	12	5
	課 長	8			2	6								
	室 長	1				1								
	課 長 補 佐	11					3	5	3					
	係 長	27								12	15			
	主 任	14									8	6		
	専 門 職	3							3					
	一 般 職 員	11										6	5	
	〔高等検察庁〕	393			1	6	31	39	32	125	105	38	16	
	事務局 長	2			1	1								
	事務局 次 長	7				5	2							
	課 長	59					29	30						
	支 部 課 長	6							3	3				

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別										内 記				俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	課 長 補 佐	34									20	14					
	係 長	157										89	68				
	主 任	47											28	19			
	専 門 職	19									7	12					
	検 察 監 査 官	11							9	2							
	監 査 専 門 官	16										7	9				
	一 般 職 員	35												19	16		
	〔 地方検察庁及び区検察庁 〕	内	130 8,227														
	事 務 局 長	50			12	39	86	668	720	2,442	2,205	内 130 1,177	188				
	事 務 局 次 長	13					12	1									
	地 検 課 長	184						135	49								
	支 部 課 長	36						4	20	12							
	区 検 課 長	6							3	3							
	課 長 補 佐	87								16	71						
	係 長	551									204	347					
	主 任	118										74	44				
	専 門 職	64									64						
	首席捜査官	52				5	38	9									
	次 席 捜 査 官	90					11	79									
	統括捜査官	688						320	273	95							
	主任捜査官	内 64 3,091									973	1,433	内 64 685				
	検 務 監 理 官	50					21	29									
	統括検務官	653						72	314	267							
	検 務 専 門 官	内 66 2,243							13	749	441	内 66 1,040					

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	調 査 官	55						19	32	4				
	一 般 職 員	196										8	188	
	検 察 官	外 内 2,761												
	〔最高検察庁〕	18												20,611,764
	検 事 総 長	1												
	次 長 検 事	1												
	検 事	16												
	〔高等検察庁〕	130												
	検 事 長	8												
	検 事	122												
	〔地方検察庁及び区 検察庁〕	外 内 2,619												
矯正官署	検 事	外 内 7 1,740												
	副 検 事	879												
矯正官署共通費														
	一 般 職	内 211(6箇月) 23,653												89,232,181
	指定職俸給表	9												85,140
	〔矯正研修所〕													
	所 長	1												
	〔矯正管区〕													
	管 区 長	7												
	〔刑務所〕													
	所 長	1												

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別										内 記					俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級					
	行政職俸給表(一)	185		1	1	1	1	1	2	2	3	88	65	21	694,900			
	〔矯正研修所〕	16			1	1	1	1	2	2	3	5	1					
	副 所 長	2			1	1												
	課 長	4							2	2								
	課 長 補 佐	3									3							
	係 長	4										4						
	主 任	1										1						
	セ ン タ ー 長	1					1											
	一 般 職 員	1												1				
	〔矯正管区〕	12		1								2	5	4				
	管 区 長	1		1														
	主 任	2										2						
	一 般 職 員	9											5	4				
	〔刑務所〕	144											72	58		14		
	専 門 職	111											72	39				
	一 般 職 員	33											19	14				
	〔少年院〕	8											5	1		2		
	専 門 職	5											5					
	一 般 職 員	3												1		2		
	〔少年鑑別所〕	5											4	1				
	専 門 職	4											4					
	一 般 職 員	1												1				
	行政職俸給表(二)	8									—	3	5	—		—	11,399	
		〔刑 務 所〕																

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	技 能 労 務 職 員	3								2	1			
	〔少 年 院〕													
	技 能 労 務 職 員	5								1	4			
	公安 職 俸 給 表(一)	156 19,107	4	37	71	123	471	538	796	1,782	4,059	8,904	18,118	70,528,142
	〔矯正 研 修 所〕	79				3	6	24	11	31	4			
	部 長	2				2								
	教 官	27					5	9	5	8				
	統括 効果 検証 官	1					1							
	効 果 検 証 官	19						2	1	12	4			
	支 所 教 頭	1				1								
	同 教 官	29						13	5	11				
	〔矯正 管 区〕	293		15	9	21	68	59	37	71		8	5	
	部 長	24		15	9									
	部 次 長	2				2								
	課 長	106				11	68	27						
	係 長	64							10	54				
	首席 管 区 監 査 官	8				8								
	矯正 寺 門 職	76						32	27	17				
	一 般 職 員	13										8	5	
	〔刑 務 所〕	156 18,735	4	22	62	99	397	455	748	1,680	4,055	8,896	18,2317	
	所 長	69	4	22	30	13								
	部 長	191			32	67	92							
	課 長	217					79	94	44					
	支 所 長	100				11	20	30	39					

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別 内 記											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	支 所 次 長	10					10							
	同 課 長	31						5	16	10				
	課 長 補 佐	79							47	32				
	係 長	411								306	105			
	調 査 官	25					20	5						
	首席矯正処遇官	208				8	154	46						
	次席矯正処遇官	15					15							
	統括矯正処遇官	656					1	194	421	40				
	矯正処遇官	内 8 11,302								923	3,276	内 8 7,103		
	専門官	内 30 13,111					6	81	181	369	内 30 674			
	一般職員	内 118 4,110										内 118 2,317		
	公安職俸給表(二)	内 40 3,311		3	21	40	55	162	142	1,067	936	内 40 721	164	13,865,984
	〔少年院〕	内 31 2,199		2	11	19	31	98	70	676	674	内 31 494	124	
	院長	35		2	11	15	7							
	分院長	6					6							
	次 長	37				4	15	18						
	課 長	37						19	13	5				
	課長補佐	16							1	11	4			
	係 長	140									97	43		
	調査官	5						5						
	首席専門官	52					3	45	4					
	統括専門官	138						11	50	77				
	専門官	内 31 1,606							2	583	573	内 31 448		
	一般職員	127										3	124	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別 内 記											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	〔少年鑑別所〕	9 1,112		1	10	21	24	64	72	391	262	内 9 227	40	
	所 長	44		1	10	18	15							
	次 長	15				3	5	7						
	課 長	67						13	24	30				
	課 長 補 佐	8								2	6			
	分 所 長	8					1	7						
	分 所 課 長	1								1				
	係 長	79									65	14		
	首席専門官	39					3	30	6					
	次席専門官	1						1						
	統括専門官	112						6	41	65				
	専門官	9 696							1	293	191	内 9 211		
	一 般 職 員	42										2	40	
	医療職俸給表(一)	327							1	21	137	124	44	1,646,952
	〔刑務所〕	248							1	18	96	96	37	
	所 長	4							1	3				
	医 務 部 長	23								15	8			
	医 務 課 長	129									86	43		
	支 所 医 務 課 長	17										16	1	
	医 長	12									2	10		
	医 師	63										27	36	
	〔少年院〕	59								3	29	22	5	
	院 長	2								2				
	医 務 部 長	1								1				

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別 内 記											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	医 務 課 長	38									29	9		
	医 長	2										2		
	医 師	16										11	5	
	〔少年鑑別所〕	20									12	6	2	
	医 務 課 長	14									12	2		
	分 所 医 務 課 長	1										1		
	医 師	5										3	2	
	医療職俸給表(二)	内 14 188				—	—	—	20	4	90	内 14 74	—	598,506
	〔刑 務 所〕	内 14 181							18	3	87	内 14 73		
	栗 刑 師	3 91							18	2	44	内 3 27		
	栄 養 士	19									12	7		
	診療エックス線技師	22									15	7		
	医 療 技 術 職 員	内 11 49								1	16	内 11 32		
	〔少 年 院〕	7							2	1	3	1		
	栗 刑 師	6							2	1	3			
	栄 養 士	1										1		
	医療職俸給表(三)	内 1 506					—	—	7	9	97	内 1 393	—	1,733,715
	〔刑 務 所〕	内 1 490							7	9	94	内 1 380		
	総 看 護 師 長	7							7					
	看 護 師 長	103								9	94			
	看 護 師	内 1 380										内 1 380		
	〔少 年 院〕	16									3	13		
	看 護 師 長	3									3			
	看 護 師	13										13		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別										内 記					俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級					
	専門スタッフ職俸給表	12																67,353
	〔矯正研修所〕																	
	専門職	4												4				
	〔矯正管区〕																	
	専門職	8													8			
更生保護官署																		
	更生保護官署共通費																	
	一 般 職																	
			内 16(6箇月) 1,841															7,500,770
	指定職俸給表 〔地方更生保護委員〕 会																	
	委員長	4																
	行政職俸給表(一) 〔地方更生保護委員〕 会	内 16 1,836		4	20	38	64	141	214	480	1 内 15 509 326	1 内 15 57 65	40				7,459,815	
	委員長	317		3	13	24	25	42	27	49								
	委員長	4		3	1													
	委員長	49			10	18	21											37,308
	事務局長	8			2	5	1											
	事務局次長	2				1	1											
	課長	11					1	8	2									
	課長補佐	16							9	7								
	係長	19								3	7	9						
	主任	1										1						
	首席審査官	13					1	12										
	統括審査官	24						10	14									
	更生保護管理官	12							12									

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別 内 記											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	保 護 視 察 官	145												
	一 般 職 員	13												
	〔保護視察所〕	16 1,519												
	所 長			1	7	14	39	99	187	431	1 内 15	54	12	
	次 長	50		1	7	11	31				452	261	28	
	課 長	12				3	5	4						
	課 長	50						50						
	課 長 補 佐	2							1	1				
	係 長	63								23	40			
	主 任	5									2	3		
	支 部 長	3					3							
	首席保護視察官	34						34						
	統括保護視察官	157						2	152	3				
	保 護 視 察 官	15 888							7	261	363	15 内 257		
	首席社会復帰調整官	11						9	2					
法 務 局	統括社会復帰調整官	40							25	15				
	社会復帰調整官	1 176									1 内 128	47	1	28
	一 般 職 員	28												
	行政職俸給表(二)													
	〔保護視察所〕													
	技能労務職員	1							—	—	1	—	—	3,617
法 務 局 共 通 費														
一 般 職														
指 定 職 俸 給 表														
														34,737,345

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											内 記				俸 給 額 (千 円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	法 務 局 長	(5) 7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
組 織 ・ 項 等 の 区 分	復興事業対策官	2						2						
	電子認証管理官	1						1						
	登記情報システム管理官	50						35	15					
	表示登記専門官	577						48	276	253				
	監査専門官	81						8	24	35	14			
	遺言書保管官	163							35	128				
	人権擁護専門官	内 3 23							内 3 8					
	民事専門官	96								51	45			
	戸籍国籍相談官	15								2	13			
	登記専門職	328									59	269		
	供託専門職	121									9	112		
	一般職員	379										168	211	
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	23							1	20	2	—	—	39,140
出入国在留管理庁														
一 般 職	出入国在留管理庁共通費													
	内 49(6歳月)	(6) 6,358												20,951,421
	指定職俸給表	(3) 10												107,556
	長 官	(1) 1												
	次 長	(1) 1												
	部 長	2												
	審 議 官	(1) 2												
	地方出入国在留管理局長	4												

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											内 記		俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級			
	行政 職 俸 給 表(一)	内	(3) 35 4,641	(1) 2	18	(2) 17	35	87	238	819	1,758	内 35 1,562	105	14,775,084		
	課 長	(3) 11	(1) 1	(2) 5												
	室 長	7			5	2										
	課 長 補 佐	36				6	12	18								
	係 長	153							45	108						
	主 任	62								15	47					
	専 門 職	49				1	4	4	40							
	地方出入国在留管理局長	4	1	3												
	地方出入国在留管理局次長	3		3												
	同 課 長	15				3	12									
	同 課 長 補 佐	33						7	26							
	同 係 長	59							23	36						
	同 監 理 官	13				13										
	同 官 席 審 査 官	88					1	39	48							
	同 統 括 審 査 官	292							90	202						
	同 入 国 審 査 官	内 32 1,368								198	467	内 32 703				
	支 局 長	7		5	2											
	支 局 次 長	4			4											
	同 課 長	7						7								
	同 室 長	4							4							
	同 課 長 補 佐	14							2	12						
	同 係 長	26								6	20					
	同 監 理 官	8					8									
	同 官 席 審 査 官	55						10	45							

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級		
	支局統括審査官	160						18							
	同 入 国 審 査 官	内 1,973										内 3 750			
	入国者収容所長	2		2						116	1,107				
	入国者収容所次長	2				1	1								
	同 課 長	4						3	1						
	同 課 長 補 佐	5							1	4					
	同 係 長	10								5	5				
	一 般 職 員	167										62	105		
	公安職俸給表(一)	内 14 1,676	—	—	3	17	11	30	61	369	470	内 14 410	305	5,938,819	
	地方出入国在留管理局警備監理官	4			3	1									
	同 官 席 入 国 警 備 官	34				13	11	10							
	同 統 括 入 国 警 備 官	151						15	52	84					
	同 入 国 警 備 専 門 官	内 14 1,025							3	248	406	内 14 568			
	入国者収容所首席入国警備員	4				3	1								
	同 統 括 入 国 警 備 官	18					4	6	8						
	同 入 国 警 備 専 門 官	128							29	64	35				
	一 般 職 員	312										7	305		
	医療職俸給表(一)	12						—	—	—	1	11	—	64,502	
	室 長	1									1				
	医 師	11										11			
	医療職俸給表(二)														
	薬 劑 師	6				—	—	—	—	—	1	5	—	19,913	
	医療職俸給表(三)	13					—	—	—	—	5	8	—	45,517	
	看 護 師 長	5									5				

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別 内 記											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
公安審査委員会 公安審査委員会 一 般 職	看 護 師	8										8		
	行政職俸給表(一)	4		—	—	1	—	1	1	—	1	—	—	17,555
	事務局長	1				1								
公安調査庁 公安調査庁共通費 一 般 職	主任	1									1			
	専門職	2						1	1					
公安調査庁 公安調査庁共通費 一 般 職		内 51(6箇月) (8) 1,799												7,216,063
	指定職俸給表	(3) 10												104,256
	長 官	(1)												
	次 長	(1)												
	部 長	(1)												
	部 長	(3)												
	公安調査局長	5												
	行政職俸給表(一)	(3) 10		3	(2) 11	(1) 2	—	—	—	7	17	16	14	217,902
	課 長	(3) 12		1	(2) 9	(1) 2								
	係 長	9								4	5			
	主 任	9									3	6		
	研 修 所 長	1			1									
	公安調査局長	3		2	1									
	公安調査局係長	8								3	5			
	同 主 任	12									4	8		
	一 般 職 員	16										2	14	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別										内 記				俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	行政 職 俸 給 表 (二)																
	技 能 労 務 職 員	5 (2) 51 1,474															17,579
	公安 職 俸 給 表 (二)	内															
	調 整 官	2															6,876,326
	課 長 補 佐	28															
	統 括 調 査 官	56															
	調 査 官	224															
	専 門 職	39															
	法 規 専 門 職	(2) 2															
	研 修 所 員	5															
	公安 調 査 局 部 長	21															
	同 部 次 長	3															
	同 管 理 官	16															
	同 首 席 調 査 官	46															
	同 統 括 調 査 官	200															
	同 調 査 官	45 650	内														
	同 専 門 職	59															
	公安 調 査 事 務 所 長	14															
	公安 調 査 事 務 所 首 席 調 査 官	28															
	同 統 括 調 査 官	54															
	同 調 査 官	6 241	内														
	同 専 門 職	23															

(備考) 1 予算定員及び級別内数は、年度末の人員を記載している。

2 予算定員の外数は、年度首から年度途中までの間に置かれている人員及び月数であり、内数は、年度途中から年度末までの間に置かれている人員及び月数である。

3 予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(第 7 条第 1 項)の俸給表を適用する特定任期付職員及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(第 6 条第 1 項又は第 2 項)の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる。

4 職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

5 () の数字は、検事をもって充てることができる人員で内数である。

(イ) 法務省主管 令和6年度歳入予算額表
法務省主管

(単位：千円)

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	令和6年度予算額	前年度予算額	対前年度 比較増△減額
雑 収 入	99,890,464	92,703,643	7,186,821
国有財産利用収入	747,262	799,823	△ 52,561
国有財産貸付収入	747,006	799,304	△ 52,298
土地及水面貸付料	252,132	238,746	13,386
建物及物件貸付料	295,086	344,189	△ 49,103
公務員宿舍貸付料	199,788	216,369	△ 16,581
利子収入			
延納利子収入	256	519	△ 263
諸 収 入	99,143,202	91,903,820	7,239,382
許可及手数料			
手数料	58,760,546	52,950,245	5,810,301
懲罰及没収金	35,378,845	34,644,124	734,721
過料	1,513,742	1,799,760	△ 286,018
没収金	1,052,979	947,846	105,133
罰金及科料	32,812,124	31,896,518	915,606
弁償及返納金	1,026,703	1,103,016	△ 76,313
弁償及違約金	402,858	423,727	△ 20,869
返納金	623,845	679,289	△ 55,444
物品売払収入			
不用物品売払代	433,253	411,666	21,587
矯正官署作業収入	2,433,288	2,238,806	194,482
刑務所作業収入	2,428,520	2,234,716	193,804
少年院職業指導収入	4,768	4,090	678
雑入	1,110,567	555,963	554,604
労働保険料被保険者負担金	126,807	97,546	29,261
小切手支払未済金収入	14,330	13,855	475
延滞金	7,900	7,573	327
期満後収入	95,756	142,395	△ 46,639
相続土地国庫帰属負担金	679,368	110,332	569,036
雑収	186,406	184,262	2,144
法 務 省 主 管 合 計	99,890,464	92,703,643	7,186,821

(ウ) 法務省所管 令和6年度歳出予算項目別表

(単位：千円)

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務本省共通費	129,090,173	113,117,914	15,972,259
職員基本給	5,257,373	5,115,299	142,074
職員諸手当	2,683,424	2,563,994	119,430
超過勤務手当	881,599	863,685	17,914
委員手当	47,938	51,686	△ 3,748
非常勤職員手当	23,898	19,663	4,235
休職者給与	1,065,138	931,098	134,040
国際機関等派遣職員給与	220,929	205,558	15,371
公務災害補償費	476,998	487,708	△ 10,710
退職手当	31,936,193	18,229,412	13,706,781
児童手当	60,890	56,670	4,220
諸謝金	38,415	37,587	828
報償費	1,691	1,691	0
職員旅費	252,007	243,208	8,799
外国留学旅費	69,426	78,948	△ 9,522
赴任旅費	15,225	14,935	290
委員等旅費	6,635	6,423	212
外国人招へい旅費	7,224	3,784	3,440
参考人等旅費	62	62	0
庁費	1,442,681	1,418,873	23,808
国会図書館支部庁費	3,538	3,538	0
情報処理業務庁費	379,971	294,970	85,001
各所修繕	1,328,738	1,300,651	28,087
招へい外国人滞在費	151	139	12
自動車重量税	396	218	178
司法国際化業務庁費	340,719	636,413	△ 295,694
国家公務員共済組合負担金	64,984,985	63,222,082	1,762,903
基礎年金等国家公務員共済 組合負担金	16,461,570	16,426,761	34,809
育児休業手当金国家公務員 共済組合負担金	152,873	16,498	136,375
国有資産所在市町村交付金	202,976	188,200	14,776
国際私法会議等分担金	84,591	74,989	9,602
国際機関拠出金	151,992	133,113	18,879
政府開発援助国際連合薬物犯罪 事務所拠出金	89,038	69,569	19,469

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
交際費	1,989	1,989	0
賠償償還及払戻金	418,900	418,500	400
基本法制整備費	129,136	128,644	492
諸謝金	3,618	3,618	0
職員旅費	10,470	11,206	△ 736
委員等旅費	924	924	0
庁費	114,124	112,896	1,228
司法制度改革推進費	17,389,098	17,414,746	△ 25,648
委員手当	59,425	64,452	△ 5,027
諸謝金	139,197	133,397	5,800
職員旅費	14,506	10,583	3,923
委員等旅費	23,965	23,293	672
庁費	15,313	28,398	△ 13,085
情報処理業務庁費	3,765	3,350	415
司法試験業務庁費	595,443	690,069	△ 94,626
国際仲裁活性化委託費	10,991	69,943	△ 58,952
国選弁護士確保業務等委託費	16,526,493	16,391,261	135,232
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費 交付金	16,009,774	16,623,059	△ 613,285
再犯防止等企画調整推進費	90,905	113,850	△ 22,945
諸謝金	1,858	1,858	0
職員旅費	3,208	3,208	0
庁費	21,665	21,665	0
再犯防止等推進業務庁費	8,674	37,619	△ 28,945
地域再犯防止等推進事業交付金	55,500	49,500	6,000
検察企画調整費	48,231	57,493	△ 9,262
諸謝金	135	1,845	△ 1,710
証人等被害給付金	100	100	0
職員旅費	6,903	14,702	△ 7,799
外国人招へい旅費	1,849	1,822	27
庁費	37,609	37,389	220
招へい外国人滞在費	89	89	0
調査活動費	1,546	1,546	0
矯正企画調整費	149,110	169,140	△ 20,030
委員手当	70,423	67,934	2,489

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
諸謝金	4,929	4,263	666
褒賞品費	977	977	0
職員旅費	6,964	4,355	2,609
委員等旅費	4,889	4,550	339
庁費	15,070	14,176	894
民間資金等活用事業調査費	38,658	65,685	△ 27,027
貸費生貸与金	7,200	7,200	0
更生保護企画調整推進費	91,778	240,773	△ 148,995
諸謝金	1,763	2,131	△ 368
褒賞品費	8,813	5,011	3,802
職員旅費	5,584	7,058	△ 1,474
委員等旅費	1,268	1,924	△ 656
外国人招へい旅費	0	4,157	△ 4,157
庁費	19,994	18,058	1,936
招へい外国人滞在費	0	518	△ 518
更生保護事業費補助金	27,176	27,176	0
更生保護施設整備費補助金	27,180	174,740	△ 147,560
債権管理回収業審査監督費	10,515	10,305	210
職員旅費	313	313	0
債権回収会社検査旅費	3,729	3,729	0
庁費	6,473	6,263	210
人権擁護推進費	1,179,277	1,260,665	△ 81,388
人権啓発活動等委託費	1,136,809	1,218,197	△ 81,388
人権啓発活動等補助金	42,468	42,468	0
訟務費	1,727,271	1,689,005	38,266
諸謝金	271,936	252,405	19,531
訟務旅費	106,082	115,078	△ 8,996
委員等旅費	6,831	6,831	0
訴訟用印紙類購入費	67,285	67,285	0
訟務庁費	641,637	613,906	27,731
賠償償還及払戻金	33,500	33,500	0
保証金	600,000	600,000	0
法務省施設費	22,309,861	18,899,714	3,410,147
施設施工旅費	41,796	37,041	4,755
施設施工庁費	61,472	54,109	7,363
施設整備費	20,017,335	16,619,360	3,397,975

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
不動産購入費	2,189,258	2,189,204	54
法務行政情報化推進費			
情報処理業務庁費	388,205	380,980	7,225
（組織）法務本省 計	188,613,334	170,106,288	18,507,046
法務総合研究所共通費	1,809,860	1,817,024	△ 7,164
職員基本給	519,611	518,693	918
職員諸手当	265,093	258,957	6,136
超過勤務手当	27,213	16,948	10,265
非常勤職員手当	12,366	3,645	8,721
児童手当	5,150	3,985	1,165
諸謝金	14,541	14,627	△ 86
職員旅費	208,560	193,116	15,444
赴任旅費	3,941	4,329	△ 388
庁費	519,774	558,924	△ 39,150
情報処理業務庁費	6,690	6,737	△ 47
研修所庁費	138,585	151,399	△ 12,814
公共施設等維持管理運営費	88,063	85,411	2,652
自動車重量税	20	0	20
交際費	253	253	0
法務調査研究費	44,094	73,679	△ 29,585
諸謝金	2,178	3,410	△ 1,232
職員旅費	3,400	4,294	△ 894
委員等旅費	72	72	0
試験研究費	38,444	65,903	△ 27,459
国際協力推進費	275,154	275,535	△ 381
政府開発援助諸謝金	40,179	46,029	△ 5,850
政府開発援助職員旅費	57,462	62,277	△ 4,815
政府開発援助研修生旅費	5,835	9,345	△ 3,510
政府開発援助外国人招へい旅費	35,796	52,190	△ 16,394
政府開発援助庁費	104,702	76,942	27,760
政府開発援助情報処理業務庁費	981	981	0
政府開発援助招へい外国人滞在費	10,299	10,231	68
政府開発援助国際機関等拠出金	19,900	17,540	2,360
（組織）法務総合研究所 計	2,129,108	2,166,238	△ 37,130
検察官署共通費	108,333,216	107,277,612	1,055,604
職員基本給	64,147,024	63,829,365	317,659

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
職員諸手当	32,766,445	32,005,365	761,080
超過勤務手当	2,420,324	2,362,070	58,254
短時間勤務職員給与	2,572,486	2,337,740	234,746
児童手当	630,145	549,835	80,310
職員旅費	5,080	5,021	59
赴任旅費	390,048	390,048	0
庁費	5,269,629	5,455,803	△ 186,174
情報処理業務庁費	52,428	30,701	21,727
庁舎等撤去費	0	228,470	△ 228,470
公共施設等維持管理運営費	27,047	27,283	△ 236
土地建物借料	30,606	33,392	△ 2,786
自動車重量税	3,097	2,620	477
国有資産所在市町村交付金	15,316	16,358	△ 1,042
交際費	3,541	3,541	0
検察費	5,208,766	5,310,971	△ 102,205
諸謝金	955,053	960,196	△ 5,143
検察旅費	527,981	526,404	1,577
選挙取締旅費	0	2,347	△ 2,347
参考人等旅費	265,083	263,382	1,701
選挙取締庁費	0	3,801	△ 3,801
検察業務庁費	3,458,767	3,552,959	△ 94,192
予納金	200	200	0
刑事補償金	1,682	1,682	0
検察運営費	1,337,908	913,755	424,153
諸謝金	7,320	7,329	△ 9
報償費	5,100	5,100	0
職員旅費	107,204	139,813	△ 32,609
委員等旅費	1,335	1,335	0
司法修習生旅費	4,638	3,907	731
司法警察職員修習旅費	3,955	3,955	0
調査活動費	40,370	40,370	0
検察業務庁費	1,167,986	711,946	456,040
(組織) 検察庁 計	114,879,890	113,502,338	1,377,552
矯正官署共通費	171,546,637	170,208,521	1,338,116
職員基本給	99,159,380	98,511,259	648,121
職員諸手当	46,132,607	44,987,128	1,145,479

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
超過勤務手当	17,989,646	19,005,941	△ 1,016,295
非常勤職員手当	1,176,095	1,112,853	63,242
短時間勤務職員給与	1,560,788	1,465,299	95,489
児童手当	2,205,175	1,963,265	241,910
諸謝金	35,857	32,065	3,792
褒賞品費	1,889	1,889	0
職員旅費	249,430	247,249	2,181
赴任旅費	372,097	372,097	0
庁費	2,577,568	2,429,872	147,696
情報処理業務庁費	30,718	30,694	24
土地建物借料	349	348	1
自動車重量税	21,008	20,757	251
国有資産所在市町村交付金	33,862	27,637	6,225
交際費	168	168	0
矯正管理業務費	7,072,848	6,540,563	532,285
諸謝金	56,709	51,989	4,720
職員旅費	213,102	203,389	9,713
赴任旅費	261,416	201,756	59,660
委員等旅費	55,630	53,559	2,071
矯正管理業務庁費	5,647,939	5,193,104	454,835
看守等被服費	837,640	836,354	1,286
調査活動費	412	412	0
矯正収容費	41,507,246	43,053,960	△ 1,546,714
諸謝金	935,114	940,187	△ 5,073
被収容者作業報奨金	1,439,861	1,563,489	△ 123,628
職業補導賞与金	0	45	△ 45
職業能力習得報奨金	5,557	4,934	623
被収容者作業死傷手当	11,296	11,156	140
職業補導死傷手当	0	49	△ 49
矯正教育死傷手当	1,005	993	12
作業業務旅費	119,313	119,313	0
収容業務旅費	425,952	474,047	△ 48,095
護送旅費	355,718	365,134	△ 9,416
帰住旅費	18,516	19,729	△ 1,213
被収容者旅費	92,106	95,576	△ 3,470
収容諸費	22,783,640	23,067,877	△ 284,237

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
作業諸費	2,958,845	3,169,828	△ 210,983
被収容者被服費	349,190	370,858	△ 21,668
作業場等借料	15,319	10,301	5,018
被収容者食糧費	7,933,975	8,185,162	△ 251,187
原材料費	171,184	175,447	△ 4,263
賠償償還及払戻金	100	100	0
都道府県警察実費弁償金	3,890,555	4,479,735	△ 589,180
矯正施設民間開放推進費	15,302,192	15,299,129	3,063
職員旅費	0	330	△ 330
矯正管理業務庁費	2,234,093	2,496,189	△ 262,096
公共施設等維持管理運営費	13,068,099	12,802,610	265,489
（組織）矯正官署 計	235,428,923	235,102,173	326,750
更生保護官署共通費	14,895,142	14,625,233	269,909
職員基本給	8,521,434	8,447,933	73,501
職員諸手当	4,565,446	4,426,666	138,780
超過勤務手当	337,219	329,586	7,633
委員手当	27,619	27,496	123
短時間勤務職員給与	392,849	390,460	2,389
児童手当	99,085	97,000	2,085
職員旅費	16,036	16,159	△ 123
赴任旅費	74,155	70,637	3,518
委員旅費	1,535	1,535	0
庁費	822,044	779,519	42,525
情報処理業務庁費	4,532	4,817	△ 285
公共施設等維持管理運営費	31,131	31,790	△ 659
土地建物借料	660	633	27
自動車重量税	396	0	396
国有資産所在市町村交付金	21	22	△ 1
交際費	980	980	0
更生保護活動費	12,621,185	12,580,440	40,745
諸謝金	82,009	82,852	△ 843
保護観察対象者等職業補導給付金	529,956	577,738	△ 47,782
食事費給与金	548	582	△ 34
褒賞品費	18,349	19,208	△ 859
更生保護業務旅費	174,646	170,476	4,170
研修生旅費	35,704	35,528	176

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
参考人等旅費	117	117	0
帰住援護旅費	3,362	3,378	△ 16
更生保護業務庁費	2,077,537	1,924,057	153,480
被保護者被服費	5,595	6,263	△ 668
保護観察所入所者食糧費	12,551	12,551	0
更生保護委託費	5,392,954	5,372,765	20,189
保護司実費弁償金	4,287,857	4,374,925	△ 87,068
（組織）更生保護官署 計	27,516,327	27,205,673	310,654
法務局共通費	71,370,829	70,817,068	553,761
職員基本給	38,593,449	38,368,478	224,971
職員諸手当	20,137,379	19,720,458	416,921
超過勤務手当	3,459,420	3,409,033	50,387
短時間勤務職員給与	2,349,322	2,571,294	△ 221,972
児童手当	321,975	339,215	△ 17,240
諸謝金	16,964	16,537	427
褒賞品費	44	44	0
職員旅費	149,415	177,312	△ 27,897
赴任旅費	257,192	257,192	0
庁費	5,044,236	4,868,411	175,825
情報処理業務庁費	698,534	716,996	△ 18,462
庁舎等撤去費	8,518	35,273	△ 26,755
公共施設等維持管理運営費	61,663	60,387	1,276
土地建物借料	262,971	266,296	△ 3,325
自動車重量税	873	1,013	△ 140
国有資産所在市町村交付金	7,630	7,885	△ 255
交際費	1,244	1,244	0
登記事務処理費	22,648,794	22,968,068	△ 319,274
委員手当	508,614	549,555	△ 40,941
諸謝金	1,198	1,235	△ 37
登記業務旅費	90,297	105,091	△ 14,794
委員等旅費	13,556	27,885	△ 14,329
土地建物借料	108,919	119,675	△ 10,756
登記業務庁費	14,057,068	14,305,612	△ 248,544
登記事項証明書交付事務等委託費	7,869,142	7,859,015	10,127
国籍等事務処理費	763,440	9,780,250	△ 9,016,810
民事業務旅費	19,645	21,907	△ 2,262

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
民事業務庁費	708,795	916,035	△ 207,240
社会保障・税番号制度システム 整備費補助金	0	8,792,308	△ 8,792,308
供託金利子	35,000	50,000	△ 15,000
人権擁護活動費	2,234,602	2,225,188	9,414
人権擁護業務旅費	24,720	25,461	△ 741
人権擁護業務庁費	879,354	874,878	4,476
人権擁護委員実費弁償金	1,330,528	1,324,849	5,679
(組織) 法務局 計	97,017,665	105,790,574	△ 8,772,909
出入国在留管理庁共通費	43,342,903	40,844,488	2,498,415
職員基本給	24,682,046	23,911,287	770,759
職員諸手当	12,194,682	11,586,606	608,076
超過勤務手当	4,548,120	3,473,276	1,074,844
短時間勤務職員給与	87,046	79,918	7,128
児童手当	234,080	216,045	18,035
諸謝金	6,813	2,826	3,987
報償費	106	106	0
職員旅費	128,837	131,772	△ 2,935
赴任旅費	204,906	204,906	0
庁費	1,204,278	1,185,632	18,646
情報処理業務庁費	15,022	15,352	△ 330
公共施設等維持管理運営費	14,983	14,999	△ 16
土地建物借料	17,297	17,144	153
自動車重量税	4,090	4,084	6
国有資産所在市町村交付金	429	367	62
交際費	168	168	0
出入国管理企画調整推進費	4,487,725	3,674,712	813,013
委員手当	130,077	127,378	2,699
諸謝金	115,567	115,614	△ 47
職員旅費	25,456	25,523	△ 67
委員等旅費	12,402	12,490	△ 88
外国人招へい旅費	574	574	0
出入国管理業務庁費	574,706	534,918	39,788
招へい外国人滞在費	144	144	0
調査活動費	547	547	0
中長期在留者住居地届出等事務 委託費	1,237,243	1,160,271	76,972

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
政府開発援助難民等救援業務委託費	1,203,603	509,847	693,756
特定技能試験実施費補助金	47,409	47,409	0
外国人技能実習機構交付金	39,997	39,997	0
外国人受入環境整備交付金	1,100,000	1,100,000	0
出入国管理業務費	10,324,988	10,110,830	214,158
非常勤職員手当	39,723	28,839	10,884
諸謝金	410,293	385,980	24,313
出入国管理業務旅費	147,240	176,360	△ 29,120
護送旅費	187,523	151,461	36,062
証人等旅費	56	56	0
被収容者旅費	92,765	95,496	△ 2,731
出入国管理業務庁費	7,112,257	7,023,656	88,601
収容諸費	1,032,057	949,813	82,244
審査官等被服費	75,368	77,076	△ 1,708
被収容者被服費	885	885	0
土地建物借料	870,048	887,803	△ 17,755
調査活動費	2,494	2,494	0
被護送収容者食糧費	332,191	308,823	23,368
被収容者帰国支援事業委託費	22,088	22,088	0
(組織) 出入国在留管理庁 計	58,155,616	54,630,030	3,525,586
公安審査委員会	66,327	62,704	3,623
職員基本給	21,738	22,406	△ 668
職員諸手当	13,192	13,011	181
超過勤務手当	2,769	1,033	1,736
委員手当	15,601	15,540	61
児童手当	820	480	340
諸謝金	132	132	0
職員旅費	1,451	260	1,191
委員旅費	821	437	384
庁費	9,714	9,296	418
自動車重量税	0	20	△ 20
交際費	89	89	0
公安調査庁共通費	14,155,151	13,889,594	265,557
職員基本給	8,527,287	8,465,902	61,385
職員諸手当	4,239,258	4,081,432	157,826
超過勤務手当	606,805	500,331	106,474

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
短時間勤務職員給与	54,358	53,555	803
児童手当	109,150	100,080	9,070
諸謝金	833	833	0
職員旅費	20,240	30,204	△ 9,964
赴任旅費	44,813	44,813	0
庁費	466,599	458,672	7,927
情報処理業務庁費	889	1,579	△ 690
庁舎等撤去費	0	74,800	△ 74,800
公共施設等維持管理運営費	73,468	71,453	2,015
土地建物借料	5,777	3,296	2,481
自動車重量税	4,648	1,618	3,030
交際費	1,026	1,026	0
破壊の団体等調査費	2,516,886	2,548,531	△ 31,645
諸謝金	4,393	4,393	0
団体等調査旅費	121,709	118,031	3,678
参考人等旅費	60	60	0
団体等調査業務庁費	682,726	509,368	173,358
公安調査官調査活動費	1,707,998	1,916,679	△ 208,681
（組織）公安調査庁 計	16,672,037	16,438,125	233,912
法務省所管 合計	740,479,227	725,004,143	15,475,084

（参考） デジタル庁所管（デジタル庁一括計上）（政府情報システム経費）
及び国土交通省所管（観光庁一括計上）（国際観光旅客税財源充当事業）
（単位：千円）

項 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
情報通信技術調達等適正・効率化推進費			
情報処理業務庁費	65,653,008	63,058,359	2,594,649
（組織）デジタル庁 計	65,653,008	63,058,359	2,594,649
国際観光旅客税財源観光振興費			
出入国管理業務庁費	7,200,922	3,647,920	3,553,002
（組織）観光庁 計	7,200,922	3,647,920	3,553,002

イ 東日本震災復興特別会計
 (7) 令和6年度 政府職員予算定員及び俸給額表
 職 名 別 等 内 訳

任用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	内 訳											俸 給 額 (千円)
		11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
法 務 省 共 通 費													
〔法 務 局〕													
一 般 職													
行 政 職 俸 給 表(一)													
登 記 官	4		—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	13,290

(備考) 1 予算定員及び級別内訳は、年度末の人員を記載している。
 2 予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員」の採用及び給与の特例に関する法律(第7条第1項)の俸給表を適用する特定任期付職員が含まれる。
 3 職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ) 令和6年度 歳入予算額表
 復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) (単位：千円)

款 ・ 項 ・ 目	令和6年度予算額	前年度予算額	対前年度 比較増△減額
雑 収 入	103	110 △	7
雑 収 入	103	110 △	7
労働保険料被保険者負担金	103	110 △	7
合 計			
	103	110 △	7

(ウ) 令和6年度 歳出予算額科目別表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務省共通費	29,930	53,601	△ 23,671
職員基本給	13,477	26,354	△ 12,877
職員諸手当	8,291	15,709	△ 7,418
超過勤務手当	1,304	2,921	△ 1,617
児童手当	480	460	20
庁費	117	156	△ 39
国家公務員共済組合負担金	6,261	8,001	△ 1,740
法務行政復興政策費	24,007	22,296	1,711
登記業務旅費	469	656	△ 187
登記業務庁費	23,538	21,640	1,898
(組織) 復興庁 計	53,937	75,897	△ 21,960

※ 東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(2) 決算

令和5年度 法務省主管 一般会計歳入決算報告書

法務省主管 一般会計

当 初 予 算 額 (円)	歳 入		合 計 (円)	徴 収 決 定 済 額 (円)	取 納 済 入 額 (円) (△は減)	不 納 欠 損 額 (円)	取 納 未 済 入 額 (円)	歳 入 予 算 額 と 取 納 済 入 額 と の 差 (△は減) (円)
	予 算 額 (円)	正 追 加 予 算 補 正 修 正 減 少 額 (△)						
92,703,643,000	0		92,703,643,000	104,899,540,488	104,741,864,942	62,600,897	95,074,649	12,088,221,942

部・款・項・目別区分及び各目の増減理由

部・款・項・目	歳 入 予 算 額 (円)	徴 収 決 定 済 額 (円)	取 納 済 入 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	取 納 未 済 入 額 (円) (△は減)	歳 入 予 算 額 と 取 納 済 入 額 と の 差 (△は減) (円)	増 減 理 由
雑 収 入	92,703,643,000	104,899,540,488	104,741,864,942	62,600,897	95,074,649	12,038,221,942	
国有財産利用収入	799,823,000	764,030,572	764,026,172	0	4,400 △	35,796,828	
国有財産貸付収入	799,304,000	763,496,783	763,496,783	0	△	35,807,217	
土地及水面貸付料	238,746,000	242,593,216	242,589,216	0	4,183,216		
建物及物件賃料	344,148,000	312,189,504	312,189,504	0	△	31,959,496	建物の貸付面積が予定より少なかったこと等のため
公務員宿舍賃付料	216,369,000	208,368,063	208,368,063	0	△	8,000,937	
利 子 収 入							
延納利子収入	519,000	533,789	529,389	0	4,400	10,389	
購 収 入	91,903,823,000	104,135,509,916	103,977,838,770	62,600,897	95,070,249	12,074,018,770	
許可手数料							
手 数 料	52,950,245,000	55,972,432,855	55,972,432,855	0	0	3,022,187,855	電気通信回線による参事情報提供手数料が予定より多かったこと等のため
鑑定及没収金	34,644,124,000	40,400,651,779	40,400,651,779	0	0	5,756,527,779	
過 料	1,799,760,000	1,473,199,000	1,473,199,000	0	△	326,561,000	
没 収 金	947,846,000	5,835,787,880	5,835,787,880	0	0	4,887,941,880	没収期の執行に代わる道県による収入が予定より多かったこと等のため
罰金及科 金	31,896,518,000	33,091,664,899	33,091,664,899	0	0	1,195,146,899	刑法 (明治40年法律第15号) の違反による罰金が予定より多かったこと等のため
弁償及返納金	1,103,016,000	1,945,940,364	1,790,143,457	61,648,897	94,148,010	687,127,457	
弁償及返納金	423,727,000	472,559,223	392,614,670	50,849,576	29,094,977 △	31,112,330	訴訟費用弁償金が予定より少なかったこと等のため
返 納 金	679,289,000	1,473,381,141	1,397,528,787	10,799,321	65,053,033	718,239,787	民事訴訟保証金の返納金が予定より多かったこと等のため
物品売却収入							
不用品売却収入	411,656,000	2,656,507,367	2,656,507,367	0	0	2,244,841,367	没収品の売払いが予定より多かったこと等のため
矯正管著作業収入	2,238,806,000	2,494,775,642	2,494,775,642	0	0	255,969,642	
刑務所作業収入	2,234,716,000	2,489,144,888	2,489,144,888	0	0	254,428,888	賃金収入が予定より多かったこと等のため
少年院職業指導収入	4,090,000	5,630,754	5,630,754	0	0	1,540,754	職業指導作品の売払いが予定より多かったこと等のため
雑 入	555,963,000	665,201,909	663,327,670	952,000	922,239	107,364,670	1人当たり保険料が予定より多かったこと等のため
労働保険料被保険者負担金	97,546,000	132,190,184	132,190,184	0	△	34,644,184	
小切手支払未済金収入	13,855,000	2,213,817	2,213,817	0	△	11,641,183	供託金の払渡しに係る小切手支払未済金が予定より少なかったこと等のため
延 滞 金	7,573,000	3,546,450	2,631,411	0	915,039 △	4,941,589	損害賠償金に係る延滞金が予定より少なかったこと等のため
期満後収入	142,395,000	154,834,881	154,834,881	0	0	12,439,881	供託金の払渡滞りに係る法定期限経過による期満帰属が予定より多かったこと等のため
相続土地国庫帰属負担金	110,332,000	97,214,000	96,262,000	952,000	△	14,070,000	森林の国庫帰属が予定より少なかったこと等のため
雑 収 入	184,262,000	275,202,577	275,195,377	0	7,200	90,933,377	被害回復給付金支給制度に係る給付資金が予定より多かったこと等のため
法 務 省 主 管 計	92,703,643,000	104,899,540,488	104,741,864,942	62,600,897	95,074,649	12,038,221,942	

令和5年度 復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) 東日本震災復興特別会計歳入決定計算書

復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) 東日本震災復興特別会計

当初予算額 (円)	歳入予算額			徴収決定額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	繰入予算額と収納済歳入額との差 (△は減) (円)
	予算額	修正額	追加減少額(△)					
110,000	110,000	0	0	408,765	408,765	0	0	298,765

款・項・目別区分及び各目の増減理由

款・項・目	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (△は減) (円)	増減理由
雑収入	110,000	408,765	408,765	0	298,765		
雑収入	110,000	408,765	408,765	0	298,765		
労働保険料徴収者負担金	110,000	115,545	115,545	0	5,545		
雑収入	0	293,220	293,220	0	293,220		公共組合長期国庫負担金の返納があったこと等のため
合計	110,000	408,765	408,765	0	298,765		

2 令和5年公布法務省主管法律一覧

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日
1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律	4.14	10	公布の日
2 仲裁法の一部を改正する法律	4.28	15	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
3 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律	4.28	16	条約が日本国について効力を生ずる日
4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律	4.28	17	一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
5 刑事訴訟法等の一部を改正する法律	5.17	28	一部の規定を除き、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日
6 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	6.14	53	一部の規定を除き、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日
7 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律	6.16	56	一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日
8 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律	6.23	66	一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日(令和5年7月13日)
9 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	6.23	67	一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日(令和5年7月13日)
10 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	11.24	76	公布の日
11 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	11.24	77	公布の日

3 令和5年公布法務省主管政令一覧

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
1 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令	3.23	62	令和5年4月1日
2 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令	3.27	74	令和5年4月1日
3 法務省組織令の一部を改正する政令	3.30	91	令和5年4月1日
4 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令	3.30	97	令和5年4月27日
5 民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	4.26	173	令和5年4月26日
6 検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令	6.9	203	令和5年7月1日
7 更生保護法施行令の一部を改正する政令	6.9	204	令和5年7月1日
8 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	7.5	235	刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行の日
9 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	7.5	236	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行の日

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
10 民法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	8.2	251	公布の日
11 刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	8.4	257	公布の日
12 刑法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	8.4	258	令和5年12月1日
13 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	9.29	296	令和5年9月29日
14 不動産登記令等の一部を改正する政令	10.4	297	令和6年4月1日
15 出入国管理及び難民認定法施行令及び法務省組織令の一部を改正する政令	11.6	303	令和5年12月1日
16 刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	11.10	318	公布の日
17 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	11.10	319	公布の日
18 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	11.10	320	公布の日
19 押収物還付等公告令の一部を改正する政令	11.10	321	令和5年11月15日

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
20 国際受刑者移送法施行令の一部を 改正する政令	11.10	322	令和5年11月15日
21 戸籍法の一部を改正する法律の一 部の施行期日を定める政令	11.29	336	公布の日
22 民事訴訟法等の一部を改正する法 律の一部の施行期日を定める政令	12.15	356	公布の日
23 仲裁法の一部を改正する法律の施 行期日を定める政令	12.15	357	公布の日
24 裁判外紛争解決手続の利用の促進 に関する法律の一部を改正する法律 の施行期日を定める政令	12.15	358	公布の日

4 令和5年公布法務省令等一覧

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
1	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則	1.13	法の施行の日（令和5年4月27日）から施行
2	不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令	2.13	農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令の施行の日（令和5年4月1日）から施行
3	検察庁法施行令第二条第一項第十三号から第十六号までの検察官の職務と密接な関連を有する職を定める省令の一部を改正する省令	2.17	令和5年4月1日
4	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	3.17	公布の日
5	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	3.20	令和5年4月1日
6	不動産登記規則等の一部を改正する省令	3.20	民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和5年4月1日）から施行
7	出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令	3.27	公布の日
8	出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令	3.29	令和5年3月31日
9	法務省組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
10	法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日 ただし、第二表に係る改正規定は同月27日から、第三表に係る改正規定は同年10月1日から施行
11	刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日
12	少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日 ただし、第二表に係る改正規定は、同月10日から施行
13	矯正研修所組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日
14	矯正管区組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日
15	保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日
16	地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日
17	公安調査庁組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日
18	法務省定員規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日
19	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.30	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和5年4月27日）から施行
20	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日
21	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	3.30	令和5年4月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
22	法務省聴聞規則の一部を改正する省令	3.31	公布の日
23	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	4. 6	公布の日 この省令による改正後の 更生保護委託費支弁基準 の規定は、令和4年4月 1日から適用
24	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の 表の高度専門職の項の下欄の基準を定める 省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則 の一部を改正する省令	4.14	令和5年4月21日
25	特別高度人材の基準を定める省令	4.14	令和5年4月21日
26	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部 を改正する省令	4.20	公布の日
27	法務局における遺言書の保管等に関する省 令及び法務局及び地方法務局の支局及び出 張所設置規則の一部を改正する省令	5.12	公布の日 ただし、第二条の規定は、 令和5年5月29日から施 行
28	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第 二号の基準を定める省令の一部を改正する 省令	5.31	令和5年8月1日
29	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部 を改正する省令	5.31	令和5年8月1日
30	公証人法施行規則の一部を改正する省令	5.31	国際的な不正資金等の移 動等に対処するための国 際連合安全保障理事会決 議第千二百六十七号等を 踏まえ我が国が実施する 国際テロリストの財産の 凍結等に関する特別措置 法等の一部を改正する法 律の施行の日（令和5年 6月1日）から施行

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
31	商業登記規則等の一部を改正する省令	6.12	公布の日
32	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	7.24	公布の日 この省令による改正後の 更生保護委託費支弁基準 の規定は、令和5年4月 1日から適用
33	不動産登記規則等の一部を改正する省令	7.28	民法等の一部を改正する 法律附則第一条第二号 に掲げる規定の施行の日 (令和6年4月1日) から 施行
34	保護観察所組織規則及び地方更生保護委員 会事務局組織規則の一部を改正する省令	8.22	刑法等の一部を改正する 法律(令和4年法律第 67号)附則第一項第二号 に掲げる規定の施行の日 (令和5年12月1日) から 施行
35	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の 表の特定技能の項の下欄に規定する産業上 の分野等を定める省令の一部を改正する省 令	8.31	公布の日
36	供託規則の一部を改正する省令	9.11	公布の日から起算して七 日を経過した日から施行
37	犯罪をした者及び非行のある少年に対する 社会内における処遇に関する規則の一部を 改正する省令	9.29	刑法等の一部を改正する 法律附則第一項第二号 に掲げる規定の施行の日 (令和5年12月1日) から 施行

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
38	出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令	10.25	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行
39	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	11. 6	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行
40	法務省組織規則の一部を改正する省令	11. 6	令和 5 年12月 1 日
41	地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令	11. 6	令和 5 年12月 1 日
42	更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令	11.10	刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年12月 1 日）から施行
43	更生保護施設における処遇の基準等に関する規則の一部を改正する省令	11.10	刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年12月 1 日）から施行

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
44	更生保護事業法施行規則の一部を改正する 省令	11.10	刑法等の一部を改正する 法律（令和4年法律第 67号）附則第一項第二号 に掲げる規定の施行の日 （令和5年12月1日）か ら施行
45	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する 法律施行規則の一部を改正する省令	11.14	裁判外紛争解決手続の利用 の促進に関する法律の一 部を改正する法律（令 和5年法律第17号）附則 第一条本文に規定する日 から施行
46	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する 省令	11.22	刑法等の一部を改正する 法律（令和4年法律第 67号）附則第一項第二号 に掲げる規定の施行の日 （令和5年12月1日）か ら施行
47	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 及び少年院法施行規則の一部を改正する省 令	11.30	刑法等の一部を改正する 法律附則第一項第二号 に掲げる規定の施行の日 （令和5年12月1日）か ら施行
48	調停による国際的な和解合意に関する国際 連合条約の実施に関する法律第二条第三項 第一号に規定する法務省令で定める者を定 める省令	12.15	調停による国際的な和解 合意に関する国際連合条 約の実施に関する法律の 施行の日から施行
49	商法施行規則の一部を改正する省令	12.27	公布の日
50	会社法施行規則の一部を改正する省令	12.27	公布の日
51	電子公告規則の一部を改正する省令	12.27	公布の日
52	一般社団法人及び一般財団法人に関する法 律施行規則の一部を改正する省令	12.27	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
53	信託法施行規則の一部を改正する省令	12.27	公布の日
54	建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	12.27	公布の日
55	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令等の一部を改正する省令	12.28	公布の日
56	弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則及び総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令	12.28	公布の日
(共同府・省令)			
法務省1 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1.31	公布の日
内閣府1 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	2. 1	公布の日
内閣府1 法務省	法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令	3.29	令和5年3月31日
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	3.31	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和5年4月1日）から施行

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省			
法務省2 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.31	令和5年6月1日
内閣府2 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	5.11	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行
内閣府3 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	5.26	令和5年6月1日
法務省3 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	7.24	公布の日
内閣府2 法務省	内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令	8. 9	法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府1 法務省 財務省	内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令	8. 9	法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行
法務省1 経済産業省	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令	9. 8	公布の日
法務省4 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	10.31	公布の日
法務省5 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	10.31	公布の日
内閣府3 法務省	内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令	11.16	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和5年11月17日）から施行
内閣府2 法務省 財務省	内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令	11.16	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和5年11月17日）から施行
内閣府2 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	12.12	令和6年4月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
国土交通省 環境省 防衛省 内閣府1 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部を 改正する命令	12.27	公布の日
内閣府4 法務省	一般振替機関の監督に関する命令等の一部 を改正する命令	12.27	公布の日
内閣府5 法務省	内閣府及び法務省の所管する金融関連法令 に係る民間事業者等が行う書面の保存等 における情報通信の技術の利用に関する命令 の一部を改正する命令	12.27	公布の日
内閣府6 法務省	担保付社債に関する信託契約等に関する規 則の一部を改正する命令	12.27	公布の日
内閣府3 法務省 財務省	内閣府、法務省及び財務省の所管する金融 関連法令に係る民間事業者等が行う書面の 保存等における情報通信の技術の利用に関 する命令等の一部を改正する命令	12.27	公布の日
内閣官房1 内閣府 カジノ管理 委員会 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省	関係行政機関が所管する法令に係る情報通 信技術を活用した行政の推進等に関する法 律施行規則の一部を改正する命令	12.28	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月 日	施行年月日
文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会 防衛省			
総務省1 法務省	戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの 交付の請求の受付及び引渡し事務の郵便 局における取扱いに関する省令及び戸籍の 附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡 しの業務の公共サービス実施民間事業者に おける実施に関する省令の一部を改正する 省令	12.28	令和6年4月1日

5 令和5年主要訓令等一覧

(法務省訓令)

訓令 番号	題 名	月 日	施行年月日
1	検察庁事務章程の一部を改正する訓令	3.30	5. 4. 1
2	保護司の証票及び記章に関する訓令の一部を改正する訓令	4.18	5. 4.18

(法務大臣訓令)

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(秘書課)			
1 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	2.16	秘法訓 1	5. 4. 1
2 法務省公印規程の一部を改正する訓令	3.29	秘文訓 1	5. 4. 1
3 法務省保有個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令	3.30	秘個訓 3	5. 4. 1
4 個人情報の保護に関する法律第150条第1項の規定により法務大臣に委任された権限に関する訓令	3.30	秘個訓 4	5. 4. 1
5 法務省公益通報等対応規則の一部を改正する訓令	8. 1	秘総訓 1	5. 8. 1
6 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	8.23	秘法訓 2	5. 8.23
(人事課)			
1 検察官の俸給等に関する法律附則第5条の規定による俸給月額等に関する準則	2.27	人検訓 1	5. 4. 1
2 検察官の期末手当及び勤勉手当の支給に関する準則の一部を改正する準則	2.27	人検訓 2	5. 4. 1
3 検察官の管理職員特別勤務手当に関する準則の一部を改正する準則	2.27	人検訓 3	5. 4. 1

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
4 法務省に勤務する職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令	3.23	人服訓 1	5. 4. 1
5 通勤のため利用する交通機関が著しく混雑する地域に所在する組織に所属する法務省職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令	3.23	人服訓 2	5. 4. 1
6 法務省に勤務するフレックスタイム制適用職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令	3.27	人服訓 3	5. 4. 1
7 法務省人事評価実施規則の一部を改正する訓令	3.29	人服訓 4	5. 4. 1
8 法務省定員細則の一部を改正する訓令	3.30	人定訓 1	5. 4. 1
9 検察官の休業等に係る承認手続の専決に関する訓令	9.20	人服訓 5	5.10. 1
10 職員の採用又は転勤の場合における赴任期間に関する訓令の一部を改正する訓令	9.25	人服訓 6	5. 9.25
11 検察官の初任給調整手当に関する準則の一部を改正する準則	12.13	人検訓 4	5. 4. 1
(会計課)			
1 法務省会計監査規程の一部を改正する訓令	2.28	会 訓 1	5. 4. 1
2 刑務所、少年刑務所及び拘置所会計事務章程等の一部を改正する訓令	3.29	会 訓 76	5. 4. 1
(施設課)			
1 法務省所管工事取扱規程の一部を改正する訓令	3.30	施 訓 95	5. 3.30

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(厚生管理官)			
1 人事院規則16-0（職員の災害補償）第6条に定める権限の一部を委任する訓令の一部を改正する訓令	3.16	厚 訓 1	5. 4. 1
2 法務省職員健康安全管理規程の一部を改正する訓令	3.27	厚 訓 18	5. 3.27
(司法法制部)			
1 保護統計調査規程の一部を改正する訓令	11.27	司司訓 69	5.12. 1 6. 4. 1
(刑事局)			
1 統括検務官の配置に関する規則の一部を改正する訓令	3.30	刑総訓 2	5. 4. 1
2 統括捜査官の配置に関する規則の一部を改正する訓令	3.30	刑総訓 3	5. 4. 1
3 記録事務規程の一部を改正する訓令	6.23	刑総訓 4	5. 6.23
4 事件事務規程の一部を改正する訓令	7.18	刑総訓 5	5. 7.18
5 係検事に関する規程の一部を改正する訓令	8.10	刑総訓 6	5. 8.13
6 事件事務規程の一部を改正する訓令	8.10	刑総訓 7	5. 8.13
7 係検事に関する規程の一部を改正する訓令	10.13	刑総訓 8	5.10.15
8 事件事務規程の一部を改正する訓令	10.13	刑総訓 9	5.10.15
9 事件事務規程の一部を改正する訓令	11.15	刑総訓 10	5.11.15
10 執行事務規程の一部を改正する訓令	11.15	刑総訓 11	5.11.15
11 証拠品事務規程の一部を改正する訓令	11.15	刑総訓 12	5.11.15
12 徴収事務規程の一部を改正する訓令	11.15	刑総訓 13	5.11.15
13 国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程の一部を改正する訓令	11.15	刑総訓 14	5.11.15
14 事件事務規程の一部を改正する訓令	11.30	刑総訓 15	5.12. 1

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(矯正局)			
1 矯正施設等行政文書取扱規則	1. 5	矯総訓 1	5. 3. 1
2 作業報奨金に関する訓令の一部を改正する訓令	3.24	矯成訓 1	5. 4. 1
3 受刑者等の作業に関する訓令の一部を改正する訓令	3.24	矯成訓 2	5. 4. 1
4 矯正職員の研修に関する訓令の一部を改正する訓令	3.27	矯総訓 2	5. 4. 1 6. 4. 1
5 在院者の死亡手当金等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.29	矯少訓 1	5. 4. 1
6 統括矯正処遇官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯総訓 3	5. 4. 1
7 少年院及び少年鑑別所における統括専門官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯総訓 4	5. 4. 1 5. 4.10
8 婦人補導院在院者又はその遺族に対する死亡手当金等の支給に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯成訓 3	5. 4. 1
9 市原青年矯正センターの運営の特例等に関する訓令	3.30	矯成訓 4	5. 4. 1
10 受刑者の処遇調査に関する訓令等の一部を改正する訓令	3.30	矯成訓 5	5. 4. 1
11 矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯少訓 2	5. 4. 1 5. 4.10
12 刑務官の服制及び服装に関する規則及び刑務官等の給与品及び貸与品に関する訓令の一部を改正する訓令	6.15	矯成訓 6	5. 6.15
13 矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	6.28	矯少訓 3	5. 7. 1
14 収容人員日表の一部を改正する訓令	7.12	矯成訓 7	5. 7.13
15 少年院収容人員日表及び少年鑑別所収容人員日表に関する訓令の一部を改正する訓令	7.12	矯少訓 4	5. 7.13

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
16 受刑者の各種指導に関する訓令の一部を改正する訓令	9.14	矯成訓 8	5.10. 1
17 矯正定期報告規程の一部を改正する訓令	9.29	矯成訓 9	5.10. 1
18 受刑者の社会復帰支援に関する訓令	11.24	矯成訓 10	5.12. 1
19 受刑者の処遇調査に関する訓令の一部を改正する訓令	11.24	矯成訓 11	5.12. 1
20 受刑者の処遇要領に関する訓令の一部を改正する訓令	11.24	矯成訓 12	5.12. 1
21 受刑者の各種指導に関する訓令の一部を改正する訓令	11.24	矯成訓 13	5.12. 1
22 刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令の一部を改正する訓令	11.24	矯成訓 14	5.12. 1
23 受刑者の集団編成に関する訓令の一部を改正する訓令	11.24	矯成訓 15	5.12. 1
24 矯正定期報告規程の一部を改正する訓令	11.24	矯成訓 16	5.12. 1
25 受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の一部を改正する訓令	11.28	矯成訓 17	5.12. 1
26 受刑者の隔離に関する訓令の一部を改正する訓令	11.28	矯成訓 18	5.12. 1
27 在院者の社会復帰支援に関する訓令の一部を改正する訓令	11.28	矯少訓 6	5.12. 1
28 被收容者等の釈放に関する訓令の一部を改正する訓令	11.29	矯成訓 20	5.12. 1
29 刑事施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令	11.30	矯成訓 19	5.12. 1
30 少年院における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令	11.30	矯少訓 5	5.12. 1
31 少年簿及び収容事務関係各帳簿に関する訓令の一部を改正する訓令	11.30	矯少訓 7	5.12. 1

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(保護局)			
1 犯罪をした者及び非行のある少年に対する 社会内における処遇に関する事務規程の一部 を改正する訓令	10.27	保観訓 1	5.12. 1
2 恩赦上申事務規程の一部を改正する訓令	11.24	保総訓 48	5.12. 1

(出入国在留管理庁長官訓令)

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(出入国在留管理庁)			
1 出入国在留管理庁会計監査規程	3.20	入管庁総訓30	5. 4. 1
2 会計機関の代行機関に処理させる事務の範 囲を定める訓令の一部を改正する訓令	3.30	入管庁総訓53	5. 4. 3

6 令和5年主要通達等一覧

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
(秘書課)			
1 法務省行政文書管理規則運用細則の一部改正について	3.29	秘文 18	官房長通達
2 法務省秘密文書管理要領の一部改正について	3.29	秘文 19	官房長通達
3 「文書管理システムの運用管理について」の一部改正について	3.29	秘文 20	官房長通達
4 法務省行政文書管理監査実施要領について	3.29	秘文 21	秘書課長通知
5 法務省行政文書管理研修実施要領について	3.29	秘文 22	官房長通知
6 個人情報保護法開示請求等事務処理の手引の送付について	3.30	秘個 23	秘書課長通知
7 保有個人情報等の漏えい等事案の報告について	3.30	秘個 25	秘書課長依命通知
8 法務省における行政機関等匿名加工情報の提供に関する手引について	3.30	秘個 26	秘書課長通知
9 法務省本省における個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準について	3.30	秘個 27	秘書課長依命通達
(人事課)			
1 年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認について	1.27	人高 7	人事課長依命通達
2 年齢60年以上退職者等の定年前再任用について	1.27	人高 8	人事課長依命通達
3 定年退職者等の暫定再任用について	1.27	人高 9	人事課長依命通達
4 管理監督職勤務上限年齢による降任等について	1.27	人高 10	人事課長依命通達
5 人事院事務総長通知等の発出について	2. 1	人服 35	人事課長依命通知
6 定年引上げを踏まえた民間の再就職支援会社を活用した再就職支援について	2.14	人高 16	人事課長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
7 検察官の俸給等に関する法律附則第5条の規定による俸給月額等の運用について	2.27	人検 32	事務次官依命通達
8 「統一地方選挙における国家公務員の服務規律の確保について」及び「統一地方選挙に際しての職員の政治的行為の制限に関する違反防止について」について	2.28	人服 63	人事課長依命通知
9 人事院事務総長通知等の発出について	2.28	人服 65	人事課長依命通知
10 「身分証明書の取扱いについて」の全部改正について（通達）	3. 1	人庶 7	官房長通達
11 「職員の任免、分限及び懲戒関係事務について」の一部改正について	3. 8	人任 49	人事課長依命通達
12 人事院事務総局職員福祉課長通知の発出について	3.13	人服 127	人事課長依命通達
13 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	3.15	人給 47	人事課長依命通達
14 「職員の兼業等について」の一部改正について	3.23	人服 150	事務次官依命通達
15 「職員の退職管理について」の一部改正について	3.23	人服 151	人事課長通知
16 「消防団員に係る兼職について」の一部改正について	3.23	人服 152	人事課長依命通達
17 「超過勤務に関する制度の適切な運用について」の発出について	3.27	人服 163	人事課長依命通知
18 「法務省に勤務するフレックスタイム制適用職員の勤務時間について」の一部改正について	3.27	人服 165	人事課長依命通達
19 「法務省に勤務する職員の休憩時間の変更について」の一部改正について	3.27	人服 166	人事課長依命通達
20 「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」の一部改正について	3.29	人服 174	人事課長依命通達
21 本省内部部局の職員の配置定員について	3.30	人定 16	人事課長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号		備 考
22 法務局及び地方法務局の職員の配置定員について	3.30	人定	17	人事課長通達
23 検察庁の職員の配置定員について	3.30	人定	18	人事課長通達
24 矯正研修所の職員の配置定員について	3.30	人定	19	人事課長通達
25 矯正管区の職員の配置定員について	3.30	人定	20	人事課長通達
26 刑務所、少年刑務所及び拘置所の職員の配置定員について	3.30	人定	21	人事課長通達
27 少年院の職員の配置定員について	3.30	人定	22	人事課長通達
28 少年鑑別所の職員の配置定員について	3.30	人定	23	人事課長通達
29 地方更生保護委員会の職員の配置定員について	3.30	人定	24	人事課長通達
30 保護観察所の職員の配置定員について	3.30	人定	25	人事課長通達
31 「障害者を対象としたプレ雇用に当たっての留意事項について」の一部改正について	3.31	人企	82	人事課長通知
32 「非常勤職員の勤務実績把握方法の例について」の一部改正について	3.31	人服	191	人事課長依命通知
33 「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について	4. 1	人企	72	事務次官通達
34 人事院規則 8－12（職員の任免）等の改正について	4. 6	人任	94	人事課長通知
35 「研修による昇給について」の一部改正について	4. 7	人給	71	人事課長通知
36 「研修又は表彰若しくは顕彰による昇給について」の一部改正について	4. 7	人給	72	人事課長通知
37 定年前早期退職について	4.10	人給	74	人事課長依命通達
38 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	4.12	人給	76	人事課長依命通達
39 検察官の定年前早期退職について	5.30	人検	105	人事課長通知
40 「研修による昇給について」の一部改正について	10.26	人給	208	人事課長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
41 「研修又は表彰若しくは顕彰による昇給について」の一部改正について	10.26	人給 209	人事課長通知
42 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	11.24	人給 222	人事課長依命通達
43 給与法等の改正に伴う差額の支給等について	11.29	人給 225	人事課長依命通達
44 人事院事務総長通知の発出について	12. 6	人服 544	人事課長依命通知
45 「育児又は介護を行う法務省に勤務する職員の早出遅出勤務について」の一部改正について	12. 6	人服 546	人事課長依命通達
46 「検察官の初任給調整手当に関する準則の運用について」の一部改正について	12.13	人検 296	人事課長依命通達
47 内閣官房内閣人事局人事政策統括官通知の発出について	12.17	人服 562	人事課長依命通知
48 「人事院規則 1－38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）の運用について」の一部改正について	12.18	人企 198	人事課長通知
49 年末年始における綱紀の保持について	12.21	人服 554	事務次官通知
50 採用候補者一覧表等の管理について	12.25	人任 299	人事課長通知
(会計課)			
1 「政府調達に関する協定」等に基づく入札公告等の官報掲載方法について	2. 6	会 231	会計課長通知
2 「国家公務員等の旅費に関する法律」第46条第2項の規定に基づく協議について	3. 2	会 546	会計課長依命通達
3 令和5年度歳入・歳出予算科目区分の説明について	3.22	会 739	会計課長依命通達
4 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針の一部改正について	3.22	会 750	会計課長依命通知
5 物品の亡失等の事故における報告事務の運用について	3.24	会 831	会計課長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
6 「法務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の運用について」の一部改正について	3.31	会 940	会計課長依命通達
7 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払について	4.28	会 1173	会計課長依命通知
8 「令和5年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の策定及び同方針の運用について	6.14	会 1462	会計課長依命通知
9 「令和5年度における法務省の中小企業者に関する契約の方針」の策定及び同方針の運用について	6.21	会 1500	会計課長・施設課長依命通知
10 「会計経理に係る行政文書の保存期間基準例」の一部改正について	9.13	会 2180	会計課長・施設課長通達
11 マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度の実施に向けた取組について	10. 2	会 2268	会計課長依命通知
(施設課)			
1 「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について	3.30	施 96	会計課長・施設課長通達
2 「予算決算及び会計令第86条第1項に規定する調査を受けた者と工事請負契約を締結する場合における前金払の取扱いについて」の一部改正について	3.30	施 97	会計課長・施設課長依命通達
3 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いについて」の一部改正について	3.30	施 98	会計課長・施設課長依命通達
4 「工事請負契約における債権譲渡の承諾について」の一部改正について	3.30	施 99	会計課長・施設課長依命通達
5 「工事請負契約における債権譲渡の承諾の事務取扱いについて」の一部改正について	3.30	施 100	施設課長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
6 「「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）」の運用について」の一部改正について	3.30	施 101	施設課長通知
7 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」の一部改正について	3.30	施 102	施設課長通知
8 「法務省所管工事取扱規程の運用について」の一部改正について	3.30	施 103	施設課長依命通達
9 「「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）」の運用の拡充について」の廃止について	3.30	施 104	施設課長通知
(厚生管理官)			
1 「災害補償事務の取扱いについて」の一部改正について	3.16	厚災 250	厚生管理官依命通達
2 「災害補償事務の運用について」の一部改正について	3.16	厚災 251	厚生管理官通知
(司法法制部)			
1 刑事統計符号表の一部改正について	3.20	司司 152	司法法制部長通知
2 「保護統計符号表の制定について」の一部改正について	3.24	司司 157	司法法制部長通知
3 矯正統計符号表の一部改正について	3.31	司司 170	司法法制部長通知
4 刑事統計調査要領の一部改正について	6.23	司司 272	司法法制部長依命通達
5 刑事統計符号表の一部改正について	6.23	司司 273	司法法制部長通知
6 「少年矯正統計符号表の制定について」の一部改正について	7.12	司司 309	司法法制部長通知
7 「矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	7.12	司司 310	司法法制部長依命通達
8 矯正統計符号表の一部改正について	7.12	司司 311	司法法制部長通知
9 保護統計調査要領の一部改正について	7.13	司司 313	司法法制部長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
10 「保護統計符号表の制定について」の一部改正について	7.13	司司 314	司法法制部長通知
11 保護統計調査要領の一部改正について	11.27	司司 475	司法法制部長依命 通達
12 保護統計調査要領の一部改正について	12.22	司司 517	司法法制部長依命 通達
(民事局)			
1 供託事務取扱手続準則の一部改正について (通達)	2. 2	民商 26	民事局長・会計課 長通達
2 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行に伴う相続土地国庫帰属手続に関する事務の取扱いについて	2. 8	民二 70	民事局長通達
3 不動産登記規則等の一部改正に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権 譲渡登記事務の取扱いについて (通達)	3.23	民商 63	民事局長通達
4 商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について (通達)	3.23	民商 65	民事局長通達
5 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (民法改正関係) (通達)	3.28	民二 533	民事局長通達
6 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (登記簿の附属書類の閲覧関係) (通達)	3.28	民二 537	民事局長通達
7 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (令和5年4月1日施行関係) (通達)	3.28	民二 538	民事局長通達
8 法務局における遺言書の保管等に関する省令及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令の施行に伴う遺言書保管事務の取扱いについて	5.12	民商 100	民事局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
9 商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）	6.12	民商 113	民事局長通達
10 商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）	6.12	民商 114	民事局長通達
11 商業・法人登記における印鑑関係事務取扱要領の一部改正について（通達）	6.12	民商 115	民事局長通達
12 「商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）	6.12	民商 116	民事局長通達
13 遺言書保管事務取扱手続準則の一部改正について	8.31	民商 168	民事局長通達
14 供託事務取扱手続準則の一部改正について（通達）	9.11	民商 172	民事局長・会計課長通達
15 供託規則の一部を改正する省令等の施行に伴う供託事務の取扱いについて（通達）	9.11	民商 173	民事局長通達
16 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（相続登記等の申請義務化関係）（通達）	9.12	民二 927	民事局長通達
17 商業・法人登記における印鑑関係事務取扱要領の一部改正について（通達）	11.10	民商 202	民事局長通達
18 商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）	11.20	民商 210	民事局長通達
19 外国に住所を有する外国人又は法人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合の住所証明情報の取扱いについて（通達）	12.15	民二 1596	民事局長通達
（刑事局）			
1 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行について	5.17	刑制 49	刑事局長依命通達
2 検察庁における国家公務員身分証明書の取扱いについて	5.22	刑総 488	刑事局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
3 検察庁における国家公務員身分証明書の取扱いに関する運用について	5.22	刑総 489	総務課長依命通知
4 記録事務規程の一部を改正する訓令の運用について	6.23	刑総 545	刑事局長依命通達
5 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の施行について	6.23	刑制 70	刑事局長依命通達
6 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の施行について	7.12	刑制 90	刑事局長依命通達
7 事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について	7.18	刑総 620	刑事局長依命通達
8 「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律」の施行について	8.10	刑公 64	刑事局長依命通達
9 「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律」の施行について	10.13	刑公 117	刑事局長依命通達
10 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行について	11. 8	刑制 142	刑事局長依命通達
11 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行に伴う押収物還付等公告令の一部を改正する政令並びに事件事務規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程の一部を改正する訓令の運用について	11.15	刑総 1028	刑事局長依命通達
12 平成25年3月29日付け法務省刑総第515号通達「検務関係文書の保存期間について」の一部改正について	11.15	刑総 1029	刑事局長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
13 「刑法等の一部を改正する法律」による改正後の更生保護法の施行に伴う事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について	11.24	刑総 1070	刑事局長依命通達
14 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の施行について	11.30	刑制 151	刑事局長依命通達
15 「刑法等の一部を改正する法律」による改正後の更生保護法の施行に伴う事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について	11.30	刑総 1070	刑事局長依命通達
16 証拠品事務規程の運用について	12.19	刑総 1820	刑事局長依命通達
17 令和2年7月10日付け法務省刑総第699号通達「検察運営に関する報告について」の一部改正について	12.26	刑総 1161	刑事局長依命通達
(矯正局)			
1 矯正施設等行政文書取扱規則実施細則について	1. 5	矯総 5	矯正局長依命通達
2 管区外の少年院を指定すべき者の取扱いについて	1.13	矯少 3	矯正局長通達
3 「少年簿及び収容事務関係各帳簿の取扱いについて」の一部改正について	1.23	矯少 5	矯正局長依命通達
4 「被収容者の選挙権行使について」の一部改正について	2. 3	矯成 113	矯正局長通達
5 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	2.24	矯成 271	矯正局長依命通達
6 「刑務作業の事務取扱いに関する訓令の運用について」の一部改正について	3.10	矯成 352	矯正局長依命通達
7 「受刑者の移送について」の一部改正について	3.10	矯成 358	矯正局長依命通達
8 「矯正施設警備救援規程の運用について」の一部改正について	3.13	矯成 355	矯正局長依命通達
9 菜代指定額について	3.27	矯総 888	会計課長・矯正局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
10 代用少年鑑別所収容少年の菜代指定額について	3.27	矯総 889	会計課長・矯正局長通達
11 弁当給食方式による菜代等の基準額について	3.27	矯総 890	会計課長・矯正局長通達
12 特別菜代について	3.27	矯総 891	会計課長・矯正局長通達
13 「矯正職員の研修に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.27	矯総 908	矯正局長依命通達
14 「矯正施設被収容者食料給与事務規程の運用について」の一部改正について	3.27	矯医 94	会計課長・矯正局長依命通達
15 「矯正職員の任用・昇進等の基準について」の一部改正について	3.28	矯総 914	人事課長・矯正局長通達
16 年齢60年以上職員の勤務に関する希望並びに定年前再任用及び暫定再任用について	3.29	矯総 921	矯正局長通達
17 「職員の身上調書について」の一部改正について	3.29	矯総 922	矯正局長通達
18 「少年受刑者に対する処遇及び若年受刑者に対するユニット型処遇等の充実について」の一部改正について	3.30	矯成 516	矯正局長通達
19 「刑事施設の保安表彰に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.30	矯成 517	矯正局長依命通達
20 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.30	矯成 519	矯正局長依命通達
21 「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.30	矯成 522	矯正局長依命通達
22 市原青年矯正センターの運営の特例等について	3.30	矯成 525	矯正局長依命通達
23 「受刑者の移送について」の一部改正について	3.31	矯成 532	矯正局長依命通達
24 「暴力団関係被収容者の暴力団からの離脱等に関する警察機関との協力について」の一部改正について	3.31	矯成 535	矯正局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
25 受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について	5.16	矯成 799	矯正局長通達
26 「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の一部改正について	5.26	矯成 875	矯正局長通達
27 宮川医療少年院におけるリノベーション工事に伴う管区外の少年院の指定に係る特例措置について	6.15	矯少 91	矯正局長通達
28 「改善指導の標準プログラムについて」の一部改正について	7.10	矯成 1168	矯正局長依命通達
29 「子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報の警察への提供について」の一部改正について	7.12	矯成 1181	矯正局長依命通達
30 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	9. 7	矯成 1569	矯正局長依命通達
31 「受刑者の各種指導に関する訓令の運用について」の一部改正について	9.14	矯成 1624	矯正局長依命通達
32 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	9.27	矯成 1716	矯正局長依命通達
33 「刑事施設の調査専門官を被収容者の処遇に関与させることについて」の廃止について	9.29	矯成 1720	矯正局長通達
34 宮川医療少年院におけるリノベーション工事に伴う管区外の少年院の指定に係る特例措置について	10.27	矯少 183	矯正局長通達
35 受刑者の社会復帰支援に関する訓令の運用について	11.24	矯成 2036	矯正局長依命通達
36 受刑者の処遇調査等に関する訓令の運用について	11.24	矯成 2037	矯正局長依命通達
37 「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」の一部改正について	11.24	矯成 2038	矯正局長依命通達
38 「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」の一部改正について	11.24	矯成 2039	矯正局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
39 「受刑者の各種指導に関する訓令の運用について」の一部改正について	11.24	矯成 2040	矯正局長依命通達
40 「改善指導の標準プログラムについて」の一部改正について	11.24	矯成 2041	矯正局長依命通達
41 「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令の運用について」の一部改正について	11.24	矯成 2042	矯正局長依命通達
42 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	11.24	矯成 2043	矯正局長依命通達
43 若年受刑者等に対する処遇鑑別の依頼方法等について	11.24	矯成 2044	矯正局長通達
44 「家庭裁判所等の求めによる鑑別の実施に関する訓令の運用について」の一部改正について	11.24	矯少 199	矯正局長依命通達
45 「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の一部改正について	11.27	矯成 2053	矯正局長通達
46 「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について」の一部改正について	11.27	矯成 2054	矯正局長通達
47 若年受刑者の処遇等について	11.28	矯成 2046	矯正局長通達
48 「少年施設の職員による処遇共助の実施について」の一部改正について	11.28	矯成 2075	矯正局長通達
49 「矯正教育の内容について」の一部改正について	11.28	矯少 205	矯正局長通達
50 「少年院矯正教育課程の編成、運営及び評価の基準について」の一部改正について	11.28	矯少 206	矯正局長通達
51 「保護処分在院者の個人別矯正教育計画の策定等について」の一部改正について	11.28	矯少 208	矯正局長通達
52 在院者の成績の評価について	11.28	矯少 209	矯正局長通達
53 在院者の社会復帰支援に関する訓令の運用について	11.28	矯少 210	矯正局長依命通達
54 「被収容者等の釈放に関する訓令の運用について」の一部改正について	11.29	矯成 2083	矯正局長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
55 「国際受刑者移送法等に基づく受入移送及び送出移送の実施について」の一部改正について	11.29	矯成 2085	矯正局長・保護局長通達
56 刑事施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令の運用について	11.30	矯成 2067	矯正局長依命通達
57 少年院における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令の運用について	11.30	矯少 202	矯正局長依命通達
58 刑事施設及び少年院における被害者担当官の指名について	11.30	矯成 2069	矯正局長通達
59 「少年簿及び収容事務関係各帳簿の取扱いについて」の一部改正について	11.30	矯少 204	矯正局長依命通達
60 「刑事施設における不正物品の搬出入等の防止について」の一部改正について	12. 1	矯成 2100	矯正局長通達
61 「管区外の少年院の指定に係る特例措置について」の一部改正について	12. 7	矯少 228	矯正局長通達
(保護局)			
1 「更生保護地域連携拠点事業の実施について」の一部改正について	3. 8	保更 34	保護局長通達
2 「刑務所出所者等就労支援事業の推進について」の一部改正について	3.29	保更 49	保護局長通達
3 「協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度の実施について」の一部改正について	3.29	保更 51	保護局長通達
4 「更生保護就労支援事業の実施について」の一部改正について	3.30	保更 54	保護局長通達
5 「子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る仮釈放者等に関する情報の警察への提供について」の一部改正について	7.10	保観 54	保護局長通達
6 「更生保護における犯罪被害者等施策の実施状況の報告について」の一部改正について	7.13	保総 231	総務課長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
7 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の一部改正について	11.21	保観 86	矯正局長・保護局長依命通達
8 「アセスメントに基づく保護観察の実施について」の一部改正について	11.21	保観 87	保護局長通達
9 地方更生保護委員会及び保護観察所における事件記録の管理について	11.22	保総 342	保護局長通達
10 「恩赦事務処理要領の制定について」の一部改正について	11.24	保総 358	保護局長通達
11 「恩赦事務処理要領解説の送付について」の一部改正について	11.24	保総 359	総務課長通知
12 恩赦上申事務規程の解説の送付について	11.24	保総 357	総務課長通知
13 「特殊事務処理保護司（被害者担当保護司）の指名等について」の一部改正について	11.24	保総 352	保護局長通達
14 「被害者担当官の設置について」の一部改正について	11.24	保総 350	保護局長通達
15 「保護観察対象者が行う被害弁償等に関する法的支援について」の一部改正について	11.24	保総 349	保護局長通達
16 「更生保護における犯罪被害者等施策の実施状況の報告について」の一部改正について	11.24	保総 348	総務課長通知
17 平成19年11月22日付け法務省刑総第1576号依命通達「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」の一部改正について	11.24	刑総 1058	刑事局長・矯正局長・保護局長通達
18 「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の運用について」の一部改正について	11.24	保総 347	総務課長・観察課長通知
19 「被害者等の意見等の聴取及び被害者等の心情等の伝達に関する事務の運用について」の一部改正について	11.24	保総 354	保護局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
20 「保護局長依命通達「被害者等の意見等の聴取及び被害者等の心情等の伝達に関する事務の運用について」の実施について」の一部改正について	11.24	保総 356	総務課長・観察課長通知
21 「犯罪被害者等に対する相談・支援の実施について」の一部改正について	11.24	保総 382	保護局長通達
22 「犯罪被害者等に対する相談・支援の実施における留意事項について」の一部改正について	11.24	保総 345	総務課長通知
23 被害者等の思いに応える保護観察処遇等の実現に向けた運用方針について	11.24	保観 89	保護局長通達
24 「刑務所出所者等に対する就労支援の推進について」の一部改正について	11.27	保更 154	保護局長通達
25 「刑務所出所者等就労支援事業の推進について」の一部改正について	11.27	保更 156	保護局長通達
26 「協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度の実施について」の一部改正について	11.27	保更 158	保護局長通達
27 検察庁等と保護観察所との連携による勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等について	11.28	保観 99	観察課長通知
28 「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等について」の廃止について	11.28	保観 100	観察課長通知
29 「仮釈放の積極的な運用の推進について」の一部改正について	11.28	保観 104	矯正局長、保護局長通達
30 更生保護に関する地域援助の実施について	11.29	保観 105	保護局長通達
31 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う保護局長通達の整備等について	11.29	保観 109	保護局長通達
32 「更生緊急保護に関する手続等の取扱いについて」の一部改正について	11.29	保観 110	刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達
33 「薬物再乱用防止プログラム等実施要領」の一部改正について	11.29	保観 111	保護局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
34 薬物再乱用防止プログラム等実施要領の運用上留意すべき事項等について	11.29	保観 112	観察課長通知
35 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助の運用について	11.29	保観 116	保護局長通達
36 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助の運用における留意事項等について	11.29	保観 117	観察課長通知
37 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う観察課長通知の整備等について	11.29	保観 120	観察課長通知
38 「医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報の提供について」の一部改正について	12. 5	保総 369	保護局長通達
(人権擁護局)			
1 令和5年度の啓発活動重点目標及び啓発活動強調事項について	2.27	権啓 24	人権擁護局長通達
2 「人権相談対応指針【各論・新型コロナウイルス感染症】(第2版)」の廃止等について	3.22	権調 41	調査救済課長依命通知
3 令和5年度における人権相談活動を強化するための取組の実施について	3.24	権調 39	人権擁護局長・全国人権擁護委員連合会会長通知
4 令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施について	3.24	権調 43	調査救済課長通知
5 「第75回人権週間」について	10.12	権啓 88	人権擁護局長通達
6 令和5年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について	10.16	権啓 92	人権擁護局長通達

7 令和5年法務省主要行事等一覧

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
(秘書課)	
(会 同)	
検察長官会同	2.15・16
検事長会同	2.14、7.4、11.29
(式 典)	
春の叙勲による勲章伝達式	5.1
第40回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	5.12
春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	5.15
第41回危険業務受持者叙勲による勲章伝達式	11.9
秋の叙勲による勲章伝達式	11.1
秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	11.13
(その他)	
再犯防止啓発月間	7.1～31
(人事課)	
司法試験	7.12・13・15・16
司法試験予備試験短答式試験	7.16
法務省専門職員（人間科学）採用試験	6.4、7.3～6
副検事の選考筆記試験	7.3
検察官特別考試筆記試験	7.4～6
司法試験予備試験論文式試験	9.9・10
刑務官採用試験	9.17、10.19～25
検察官特別考試口述試験	10.2・3
副検事の選考口述試験	10.5・6
(会計課)	
検察庁会計課長会同	5.26
法務局・地方法務局会計課長会同	5.30
地方更生保護委員会事務局総務課長・会計課長及び保護観察所企画調整課長会同	6.2
刑事施設予算担当課長等会同	6.7

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
(国際課)	
第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム	2.13・14
法の支配推進のための日ASEAN特別ユースフォーラム	7.5・6
司法外交閣僚フォーラム	7.6・7
ウクライナ汚職対策タスクフォース第1回会合	12.5・6
(施設課)	
矯正施設技官等協議会	10.5・6
(民事局)	
(会 同)	
法務局長事務打合せ会	1.11・12
法務局職員課長・新任地方法務局総務課長事務打合せ会	4.7
法務局総務部長・民事行政部長事務打合せ会	4.20
法務局・地方法務局会計課長会同	5.30
法務局長・地方法務局長会同	6.8・9
法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同	9.7
法務局・地方法務局首席登記官会同	9.25
法務局総務部長・民事行政部長会同	9.27・28
法務局民事行政調査官・統括監査専門官事務打合せ会	10.17
法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	10.27
法務局長事務打合せ会	12.5・6
(その他)	
相続登記の申請義務化・広報強化月間	7.1～31
(刑事局)	
司法修習生指導担当検事協議会	1.12
副検事会同	3.3
検察庁事務局長会同	6.13
令和5年度検察官・国税査察官合同中央協議会	8.30・31
全国次席検事会同	10.25・26
令和5年度検察官・国税査察官合同地方協議会	11.1～12.8
性犯罪及び児童虐待等事件への対処に係る検事会同	11.24
組織犯罪担当検事会同	11.27

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
高等検察庁事務局長協議会	12.12
(矯正局)	
矯正管区長等協議会	1.13
矯正管区長等協議会	5.31
刑事施設長会同	6.1
刑事施設予算担当課長等会同	6.7
少年院長会同	6.27
少年鑑別所長会同	7.13
女子刑事施設協議会	7.20・21
被収容者処遇対策協議会	9.21
少年院処遇問題協議会	9.26
矯正管区長等協議会	10.13
矯正管区第二部長等協議会	10.20
鑑別・観護処遇・地域援助協議会	10.24
矯正医療対策協議会	10.25
矯正管区首席管区監査官等協議会	11.21・22
矯正管区第三部長等協議会	11.30・12.1
矯正管区第一部長等協議会	12.4・5
(保護局)	
(会 同)	
令和4年度医療観察制度中央連絡協議会	1.20
地方更生保護委員会事務局長協議会	4.21
地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	6.22
地方更生保護委員会委員長会同	6.23
令和5年度保護観察所首席社会復帰調整官等会議	8.3
地方更生保護委員会委員長会同	10.11・12
地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官等会同	10.31
地方更生保護委員会事務局長会同	11.20・21、12.5
(その他)	
令和4年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会	3.1
令和5年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会	5.24

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
第60回 “日本更生保護女性の集い”	6.30
令和5年度保護司等中央研修会	9.20
第64回 B B S 会員中央研修会	10.14・15
令和5年度更生保護女性会員中央研修	10.17・18
(人権擁護局)	
人権シンポジウム「共生社会と人権に関するシンポジウム～ 今、企業に求められること～」(オンライン配信)	2.9
全国一斉「こどもの人権相談」強化週間	8.23～29
人権シンポジウム「～ハンセン病問題を次世代に伝える～『親 と子のシンポジウム』」(オンライン配信)	11.11
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	11.15～21
第75回人権週間	12.4～10
令和5年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間	12.10～16
政府主催 拉致問題に関するシンポジウム～全ての拉致被害 者の一日も早い帰国の実現に向けて～(東京都千代田区)	12.16
(出入国在留管理庁)	
技能実習法に係る中央協議会	5.26
地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同	6.23
第3回東京イミグレーション・フォーラム	12.20～22

8 令和5年法務省主要人事一覧

職 名	令和5年1月1日現在	令和5年12月31日までの異動
本 省		
法 務 大 臣	齋 藤 健	小 泉 龍 司 (5. 9.13)
法 務 副 大 臣	門 山 宏 哲	柿 沢 未 途 (5. 9.15)
		門 山 宏 哲 (5.10.31)
大 臣 政 務 官	高 見 康 裕	中 野 英 幸 (5. 9.15)
事 務 次 官	高 嶋 智 光	川 原 隆 司 (5. 1.10)
官 房 長	松 本 裕	佐 藤 淳 (5. 1.10)
官房政策立案総括審議官	吉 川 崇	上 原 龍 (5. 1.10)
官房公文書監理官	橋 本 洋 子	大 竹 宏 明 (5. 4. 1)
官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	押 切 久 遠	中 村 功 一 (5. 7.14)
官 房 審 議 官	柴 田 紀 子	
官 房 審 議 官	松 井 信 憲	
官 房 審 議 官	保 坂 和 人	吉 田 雅 之 (5. 7.14)
官 房 審 議 官	小 山 定 明	
官 房 審 議 官	小 原 一 人	松 本 真 (5. 4. 1)
官 房 審 議 官	古 宮 久 枝	
官 房 参 事 官	小 林 隼 人	
官 房 参 事 官	杉 原 隆 之	
官 房 参 事 官	大 谷 太	笹 井 朋 昭 (5. 7.14)
官 房 参 事 官	神 渡 史 仁	白 鳥 智 彦 (5. 7.14)
官 房 参 事 官	森 田 強 司	
官 房 参 事 官	石 垣 智 子	兼 田 加奈子 (5. 4. 1)
官 房 参 事 官	岡 村 佳 明	中 山 大 輔 (5.10. 1)
官 房 参 事 官	谷 中 文 彦	鈴 木 和 孝 (5. 4. 1)

職 名	令和5年1月1日現在	令和5年12月31日までの異動
秘書課長	内野宗揮	
人事課長	佐藤剛	
会計課長	民野健治	村松秀樹(5.7.14)
国際課長	松本剛	
施設課長	松本麗	隄良行(5.7.14)
厚生管理官	池田仁	
司法法制部長	竹内努	坂本三郎(5.7.24)
司法法制課長	加藤経将	
審査監督課長	本多康昭	
民事局長	金子修	竹内努(5.7.24)
総務課長	村松秀樹	藤田正人(5.7.14)
民事第一課長	櫻庭倫	
民事第二課長	藤田正人	大谷太(5.7.14)
商事課長	土手敏行	
民事法制管理官	竹林俊憲	
刑事局長	川原隆司	松下裕子(5.1.10)
総務課長	大原義宏	是木誠(5.1.10)
刑事課長	是木誠	関善貴(5.1.10)
公安課長	岡本章	白井美果(5.1.10)
刑事法制管理官	吉田雅之	玉本将之(5.7.14)
国際刑事管理官	隄良行	渡部直希(5.7.14)
矯正局長	花村博文	
総務課長	細川隆夫	
成人矯正課長	大竹宏明	森田裕一郎(5.4.1)
少年矯正課長	面岡潔子	山本宏一(5.4.1)
更生支援管理官	谷口哲也	
矯正医療管理官	宮本哲也	鈴木章記(5.7.18)
保護局長	宮田祐良	押切久遠(5.7.14)
総務課長	瀧澤千都子	
更生保護振興課長	杉山弘晃	
観察課長	滝田裕士	

職 名	令和5年1月1日現在	令和5年12月31日までの異動
人 権 擁 護 局 長	松 下 裕 子	鎌 田 隆 志 (5. 1.10)
総 務 課 長	杉 浦 直 紀	江 口 幹 太 (5. 4. 1)
調 査 救 済 課 長	江 口 幹 太	齊 藤 雄 一 (5. 4. 1)
人 権 啓 発 課 長	高 橋 史 典	三 宅 義 寛 (5. 4. 1)
訟 務 局 長	春 名 茂	
訟 務 企 画 課 長	松 本 真	澁 谷 勝 海 (5. 4. 1)
民 事 訟 務 課 長	澁 谷 勝 海	新 谷 貴 昭 (5. 4. 1)
行 政 訟 務 課 長	新 谷 貴 昭	藤 澤 裕 介 (5. 4. 1)
租 税 訟 務 課 長	吉 田 俊 介	
訟 務 支 援 課 長	田 原 浩 子	
(施設等機関)		
法 務 総 合 研 究 所 長	上 富 敏 伸	瀬 戸 毅 (5. 7.11)
矯 正 研 修 所 長	紀 恵 理 子	大 串 建 (5. 4. 1)

職 名	令和５年１月１日現在	令和５年12月31日までの異動
(地方支分部局) (法務局長)		
東 京 坂 本 佳 胤 大 阪 山 地 修 名 古 屋 加 藤 裕 広 島 篠 原 辰 夫 福 岡 大 手 昭 宏 仙 台 菅 原 武 志 札 幌 伊 藤 敏 治 高 松 中 村 誠		平 光 信 隆 (5. 4. 10) 伊 藤 敏 治 (5. 4. 1) 杉 浦 直 紀 (5. 4. 1) 中 村 誠 (5. 4. 1) 古 谷 剛 司 (5. 4. 1)
(矯正管区長)		
東 京 松 村 憲 一 大 阪 平 床 隆 二 名 古 屋 高 橋 昌 博 広 島 南 部 和 彦 福 岡 水 元 伸 一 仙 台 大 串 建 札 幌 木 村 寛 一 高 松 日 向 正 己		水 元 伸 一 (5. 4. 1) 木 村 寛 一 (5. 4. 1) 日 向 正 己 (5. 4. 1) 田 川 康 一 (5. 4. 1) 鈴 木 秀 樹 (5. 4. 1) 小 林 祐 一 (5. 4. 1) 谷 本 繁 三 (5. 4. 1)
(地方更生保護) (委員会委員長)		
関 東 古 田 康 輔 近 畿 田 中 一 哉 中 部 西 岡 総一郎 中 国 三本松 篤 九 州 大 場 玲 子 東 北 杉 山 多 恵 北 海 伊 達 泰 裕 四 国 古 川 芳 昭		大 場 玲 子 (5. 4. 1) 三本松 篤 (5. 4. 1) 伊 達 泰 裕 (5. 4. 1) 鈴 木 庄 市 (5. 4. 1) 古 川 芳 昭 (5. 4. 1) 原 沢 和 茂 (5. 4. 1) 弥 永 理 絵 (5. 4. 1) 辻 裕 子 (5. 4. 1)

職 名	令和5年1月1日現在	令和5年12月31日までの異動
外 局		
出入国在留管理庁長官	菊 池 浩	
出入国在留管理庁次長	西 山 卓 爾	丸 山 秀 治 (5. 7.14)
審 議 官	福 原 道 雄	
審 議 官	中 川 勉	清 水 洋 樹 (5. 8.31)
総 務 課 長	上 原 龍	大 原 義 宏 (5. 1.10)
政 策 課 長	磯 部 哲 郎	本 針 和 幸 (5. 4. 1)
参 事 官	猪 股 正 貴	
参 事 官	藤 田 小 織	伊 藤 純 史 (5. 4. 1)
参 事 官	(新規)	稲 垣 貴 裕 (5. 4. 1)
出 入 国 管 理 部 長	丸 山 秀 治	君 塚 宏 (5. 7.14)
出 入 国 管 理 課 長	西 山 良	
審 判 課 長	堀 越 健 二	
警 備 課 長	宮 尾 芳 彰	簾 内 友 之 (5. 4. 1)
在 留 管 理 支 援 部 長	君 塚 宏	福 原 申 子 (5. 7.14)
在 留 管 理 課 長	本 針 和 幸	菱 田 泰 弘 (5. 4. 1)
在 留 支 援 課 長	渡 邊 浩 司	
情 報 分 析 官	簾 内 友 之	東 郷 康 弘 (5. 4. 1)
(地方出入国在留管理局長)		
東 京	石 岡 邦 章	宮 尾 芳 彰 (5. 4. 1)
大 阪	小 出 賢 三	石 崎 勇 一 (5. 4. 1)
名 古 屋	北 村 晃 彦	市 村 信 之 (5. 8.31)
広 島	中 山 昌 秋	山 崎 浩 一 (5. 8.31)
福 岡	木 村 久 義	菅 野 典 子 (5. 8.31)
仙 台	菅 野 典 子	磯 部 哲 郎 (5. 4. 1)
札 幌	石 崎 勇 一	山 本 格 (5. 4. 1)
高 松	市 村 信 之	佐久間 武 司 (5. 4. 1)
(公安審査委員会)		
公安審査委員会委員長	貝阿彌 誠	
(公安調査庁)		
公 安 調 査 庁 長 官	和 田 雅 樹	浦 田 啓 一 (5. 1.10)
公 安 調 査 庁 次 長	田野尻 猛	
公 安 調 査 庁 研 修 所 長	赤 木 俊 則	宍 倉 崇 夫 (5. 4.17)

職 名		令和5年1月1日現在	令和5年12月31日までの異動
(公安調査局長)			
関	東	井 上 滋 文	二 上 英 生 (5. 4. 1)
近	畿	猪 股 浩 司	浅 野 栄 二 (5. 4. 1)
中	部	浅 野 栄 二	井 上 雅 登 (5. 4. 1)
中	国	岡 村 雅 弘	伊 藤 誠 彦 (5. 4. 1)
九	州	平 石 積 明	黒 木 章 秀 (5. 4. 1)
東	北	井 上 雅 登	下石畑 厚 (5. 4. 1)
北	海 道	黒 木 章 秀	赤 木 俊 則 (5. 4. 1)
四	国	下石畑 厚	太 田 篤 史 (5. 4. 1)

職 名		令和5年1月1日現在	令和5年12月31日までの異動
検 察 庁 (最高検察庁)			
検 事 総 長		甲 斐 行 夫	
次 長		山 上 秀 明	齋 藤 隆 博 (5. 7.11)
事 務 局 長		大 西 忠 広	鈴 石 勝 彦 (5. 4. 1)
(高等検察庁)			
(検事長)			
東 京	京	落 合 義 和	畠 本 直 美 (5. 1.10)
大 阪	阪	曾 木 徹 也	小 山 太 士 (5. 1.10)
名 古 屋	屋	大 場 亮太郎	高 嶋 智 光 (5. 1.10)
広 島	島	畠 本 直 美	和 田 雅 樹 (5. 1.10)
福 岡	岡	田 辺 泰 弘	久木元 伸 (5. 7.11)
仙 台	台	辻 裕 教	上 富 敏 伸 (5. 7.11)
札 幌	幌	小 山 太 士	神 村 昌 通 (5. 1.10)
高 松	松	畠 本 毅	佐 藤 隆 文 (5. 7.11)
(事務局長)			
東 京	京	岩 田 伸 雅	黒 川 琢 朗 (5. 4. 1)
大 阪	阪	舟 川 勝 美	
名 古 屋	屋	鈴 石 勝 彦	江 平 博 (5. 4. 1)
広 島	島	石 川 彰	川 鍋 奨 (5. 4. 1)
福 岡	岡	黒 川 琢 朗	佐 藤 修 司 (5. 4. 1)
仙 台	台	川 鍋 奨	渡 辺 浩 (5. 4. 1)
札 幌	幌	渡 辺 浩	基 孝 一 (5. 4. 1)
高 松	松	基 孝 一	石 塚 悟 (5. 4. 1)
(地方検察庁)			
(検事正)			
東 京	京	久木元 伸	山 元 裕 史 (5. 7.11)
横 濱	浜	齋 藤 隆 博	中 村 孝 (5. 7.11)
さい たま	ま	林 秀 行	
千 葉	葉	森 本 和 明	長谷川 保 (5. 1.10)
水 戸	戸	長谷川 保	竹 内 寛 志 (5. 1.10)
宇 都 宮	宮	保 坂 直 樹	竹 中 理比古 (5. 4.10)
前 橋	橋	清 野 憲 一	

職	名	令和５年１月１日現在	令和５年12月31日までの異動
静	岡	伊 藤 栄 二	山 田 英 夫 (5. 7.11)
甲	府	岸 毅	市 川 宏 (5. 4.10)
長	野	勝 山 浩 嗣	山 崎 耕 史 (5. 4.10)
新	潟	永 幡 無二雄	吉 田 克 久 (5. 7.14)
大	阪	山 本 真千子	
京	都	宇 川 春 彦	保 坂 直 樹 (5. 4.10)
神	戸	山 口 英 幸	
奈	良	伊 藤 伸 次	
大	津	花 崎 政 之	畑 中 良 彦 (5. 4.10)
和	山	宮 地 佐都季	柴 田 真 (5. 4.10)
名	屋	河 瀬 由美子	山 田 利 行 (5. 4.10)
		北 岡 克 哉	菊 池 和 史 (5. 1.10)
岐	阜	横 田 希代子	
福	井	築 雅 子	瀧 澤 一 弘 (5. 7.14)
金	沢	吉 田 克 久	菱 沼 洋 (5. 7.14)
富	山	佐 藤 淳	吉 川 崇 (5. 1.10)
広	島	瀬 戸 毅	勝 山 浩 嗣 (5. 7.11)
山	口	安 藤 浄 人	保 坂 和 人 (5. 7.14)
岡	山	竹 中 理比古	花 崎 政 之 (5. 4.10)
鳥	取	山 下 裕 之	杉 山 徳 明 (5. 1.10)
松	江	林 享 男	加 藤 雄 三 (5. 4.10)
福	岡	高 橋 久 志	永 幡 無二雄 (5. 7.14)
佐	賀	松 井 洋	金 山 陽 一 (5. 1.10)
長	崎	川 北 哲 義	
大	分	新 河 隆 志	濱 克 彦 (5. 1.10)
熊	本	友 添 太 郎	
鹿	島	内 藤 秀 男	古 賀 栄 美 (5. 1.31)
宮	崎	眞 田 寿 彦	井 上 一 朗 (5. 4.10)
那	覇	平 光 信 隆	内 藤 惣一郎 (5. 1.10)
仙	台	飯 島 泰	
福	島	山 田 英 夫	石 井 隆 (5. 7.11)
山	形	佐久間 佳 枝	
盛	岡	鎌 田 隆 志	原 山 和 高 (5. 1.10)
秋	田	馬 場 浩 一	藤 本 治 彦 (5. 7.14)

職	名	令和5年1月1日現在	令和5年12月31日までの異動
青	森	織 田 武 士	宮 地 裕 美 (5. 4.10)
札	幌	鈴 木 眞理子	木 下 雅 博 (5. 7.14)
函	館	菱 沼 洋	秋 元 豊 (5. 7.14)
旭	川	山 内 由 光	上 本 哲 司 (5.12.11)
釧	路	作 原 大 成	田 中 知 子 (5. 4.10)
高	松	宮 川 博 行	
徳	島	北 佳 子	西 村 朗 太 (5. 1.10)
高	知	堀 内 伸 浩	上 野 正 晴 (5. 7.14)
松	山	小 池 隆	山 口 敬 之 (5. 1.10)

9 第211回通常国会提出法律案審議経過一覧

(R5.1.23～ R5.6.21 150日間)

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	番 号	委 員 会			本 採 決 月 議 日	委 員 会			本 採 決 月 議 日						
				付託 月 日	提案 理由	審 議 日		採決 月 日	付託 月 日	趣旨 説明		審 議 日	採決 月 日				
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	2/7	2/7 衆17:00 参17:02	10	3/7	3/8	3/10	3/10	3/14	4/3	4/4	4/6	4/6	4/7	4/14	10	令和5年4月14日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
仲裁法の一部を改正する法律案	2/28	2/28 衆17:00 参17:02	28	3/29	3/29	4/4	4/4	4/6	4/17	4/18	4/20	4/20	4/21	4/28	15	令和6年4月1日	趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案	2/28	2/28 衆17:00 参17:02	29	3/29	3/29	4/4	4/4	4/6	4/17	4/18	4/20	4/20	4/21	4/28	16	令和6年4月1日	趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
裁判外紛争解決手続及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案	2/28	2/28 衆17:00 参17:02	30	3/29	3/29	4/4	4/4	4/6	4/17	4/18	4/20	4/20	4/21	4/28	17	令和6年4月1日	趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案	3/3	3/3 衆17:00 参17:02	41	4/4	4/5	4/7、4/12	4/12	4/13	4/24	4/25	4/27、5/9	5/9	5/10	5/17	28	令和6年2月15日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案	3/7	3/7 衆17:00 参17:02	48	4/13	4/14	4/18、4/19、4/21、4/25、4/28	4/28	5/9	5/12	5/16	5/16、5/18、5/23、5/25、5/30、6/1	6/8	6/9	6/16	56	令和5年12月1日	本会議登壇：4/13（衆）5/12（参） 附帯決議（参） 衆議院において修正あり 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産

区分 件名	閣議	国会		衆議院					参議院					公布 月日	法律 番号	施行 月日	備考
		提出 月日	会 番 号	委員会			本採 決月 議日	委員会			本採 決月 議日						
				付託 月日	提案 理由	審議 日		採決 月日	付託 月日	趣旨 説明		審議 日	採決 月日				
民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	3/14	3/14 衆17:04 参17:02	60	5/30	5/31	6/2	6/2	6/6	4/10	4/11	4/13	4/13	4/14	6/14	53	公布から5年以内の政令で定める日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案	3/14	3/14 衆17:00 参17:02	58	5/9	5/10	5/16、5/17、5/24	5/26	5/30	6/9	6/13	6/13、6/15	6/15	6/16	6/23	66	令和5年12月15日	本会議登壇：5/9（衆）6/9（参） 附帯決議（衆、参） 衆議院において修正あり 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案	3/14	3/14 衆17:00 参17:02	59	5/9	5/10	5/16、5/17、5/24	5/26	5/30	6/9	6/13	6/13、6/15	6/15	6/16	6/23	67	一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、維新、国民、共産
（議員立法）																	
戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案		(208) 3/29	(208) 衆22	(208) 6/14 (209) 8/3 (210) 10/3 (211) 1/23													提出者：鈴木庸介（衆・立）外5名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産
国家賠償法の一部を改正する法律案		(208) 6/7	(208) 衆52	6/14 (209) 8/3 (210) 10/3 (211) 1/23													提出者：階猛（衆・立）外5名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	番 号	委 員 会				本 採 決 月 議 日	委 員 会				本 採 決 月 議 日				
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 月 日		付 託 月 日	趣 旨 説 明	審 議 日	採 決 月 日					
民法の一部を改正する 法律案		(208) 6/8	(208) 衆 53	(208) 6/14 (209) 8/3 (210) 10/3 (211) 1/23												提出者：枝野幸男（衆・立）外 10 名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新	
民法の一部を改正する 法律案		3/6 衆 9:50	衆 3	6/20												提出者：大河原まさこ（衆・立）外 5 名 継続審査（第211回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産	
一般社団法人及び一般 財団法人に関する法律 の一部を改正する法律 案		6/15 衆 12:30	衆 36	6/20												提出者：堀場幸子（衆・維）外 3 名 継続審査（第211回提出） 趣旨説明要求：国民、共産	
難民等の保護に関する 法律案		5/9	参 8						5/12							提出者：石橋通宏（参・立）外 3 名 廃案	
出入国管理及び難民認 定法及び日本国との平 和条約に基づき日本の 国籍を離脱した者等の 出入国管理に関する特 例法の一部を改正する 法律案		5/9	参 9						5/12							提出者：石橋通宏（参・立）外 3 名 廃案	

10 第212回臨時国会提出法律案審議経過一覧

(R5.10.20～ R5.12.13 55日間)

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	会 番 号	委 員 会				本 採 決 月 議 日	委 員 会				本 採 決 月 議 日				
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 月 日		付 託 月 日	趣 旨 説 明	審 議 日	採 決 月 日					
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	10/20	10/20 衆17:00 参17:02	3	11/8	11/8	11/10	11/10	11/14	11/14	11/14	11/16	11/16	11/17	11/24	76	令和5年11月24日	趣旨説明要求：立憲、維新、国民、共産
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	10/20	10/20	4	11/8	11/8	11/10	11/10	11/14	11/14	11/14	11/16	11/16	11/17	11/24	77	令和5年11月24日	趣旨説明要求：立憲、維新、国民、共産
(議員立法)																	
特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案		11/21 衆17:30	衆10	11/22	11/24	11/24,12/1 ① ,12/1 ② ,12/5 ※①は法・文・消連合	12/5	12/5	12/6	12/7	12/7,12/12 ① ,12/12 ②	12/12	12/13			令和6年3月19日	提出者：柴山昌彦（衆・自）外5名 衆議院において修正あり 附帯決議（参） 趣旨説明要求：共産
解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案		11/21 衆17:45	衆11	11/22	11/24	11/24,12/1 ① ,12/1 ② ,12/5 ※①は法・文・消連合	12/5	12/5									提出者：西村智奈美（衆・立）外7名 衆議院において否決（12/5） 趣旨説明要求：共産
戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案		(208) 3/29	(208) 衆22	(208) 6/14 (209) 8/3 (210) 10/3 (211) 1/23 (212) 10/20													提出者：階猛（衆・立）外5名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	番 号	委 員 会				本 採 決 月 議 日	委 員 会				本 採 決 月 議 日				
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 月 日		付 託 月 日	趣 旨 説 明	審 議 日	採 決 月 日					
国家賠償法の一部を改正する法律案		(208) 6/7	(208) 衆 52	(208) 6/14 (209) 8/3 (210) 10/3 (211) 1/23 (212) 10/20												提出者：階猛（衆・立）外 5 名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産	
民法の一部を改正する法律案		(208) 6/8	(208) 衆 53	(208) 6/14 (209) 8/3 (210) 10/3 (211) 1/23 (212) 10/20												提出者：枝野幸男（衆・立）外 1 0 名 継続審査（第208回提出） 趣旨説明要求：維新	
民法の一部を改正する法律案		(211) 3/6	(211) 衆 3	(211) 6/20 (212) 10/20												提出者：大河原まさこ（衆・立）外 5 名 継続審査（第211回提出） 趣旨説明要求：維新、国民、共産	
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案		(211) 6/15	(211) 衆 36	(211) 6/20 (212) 10/20												提出者：堀場幸子（衆・維）外 3 名 継続審査（第211回提出） 趣旨説明要求：国民、共産	

11 年 表

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

月 日	事 項
1月17日	駐日インド大使が法務大臣を表敬訪問
2月 9日	フィリピン移住労働者大臣が法務大臣を表敬訪問
2月13日	パプアニューギニア司法大臣が法務大臣を表敬訪問
2月14日	東ティモール司法大臣が法務大臣を表敬訪問
3月14日	次期駐日オーストラリア大使が法務大臣を表敬訪問
4月 4日	ベトナム公安大臣が法務大臣を表敬訪問
4月 4日	欧州委員会・欧州委員が法務大臣を表敬訪問
4月19日	チェコ最高裁判所長官が法務大臣を表敬訪問
5月10日	春の叙勲による勲章伝達式
5月12日	第40回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式
5月15日	春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式
7月 5日 ～ 8日	司法外交閣僚フォーラムに來場した16の国・機関の閣僚等が法務大臣を表敬訪問（マレーシア首相府大臣、ASEAN事務総長、シンガポール文化・地域・青年大臣兼第二法務大臣、ブルネイ司法長官、ラオス司法大臣、UNODC事務局長、ベトナム司法大臣、カンボジア司法大臣、タイ副総理、英国大法官兼司法大臣、UNDP総裁、ドイツ司法大臣、イタリア司法大臣、欧州委員会・欧州委員、米国司法副長官、カナダ司法大臣兼法務総裁）
8月29日	駐日ベトナム大使が法務大臣を表敬訪問
9月11日	ラオス最高人民検察庁長官が法務大臣を表敬訪問
10月 1日 ～ 7日	法の日週間
10月 2日	駐日ウクライナ大使が法務大臣を表敬訪問
10月18日	駐日ベトナム大使が法務大臣を表敬訪問
10月19日	国連難民高等弁務官が法務大臣を表敬訪問
10月23日	駐日トルコ大使が法務大臣を表敬訪問
11月 2日	駐日ドイツ大使が法務大臣を表敬訪問
11月 6日	駐日インド大使が法務大臣を表敬訪問

月 日	事 項
11月 9日	第41回危険業務受持者叙勲による勲章伝達式
11月10日	秋の叙勲による勲章伝達式
11月13日	秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式
11月14日	ベトナム最高人民裁判所長官が法務大臣を表敬訪問
11月17日	キルギス司法大臣が法務大臣を表敬訪問
11月17日	駐日オーストラリア大使が法務大臣を表敬訪問
12月 1日	駐日シンガポール大使が法務大臣を表敬訪問

法 務 年 鑑 令和5年 【非売品】

令和 6 年 11 月発行

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

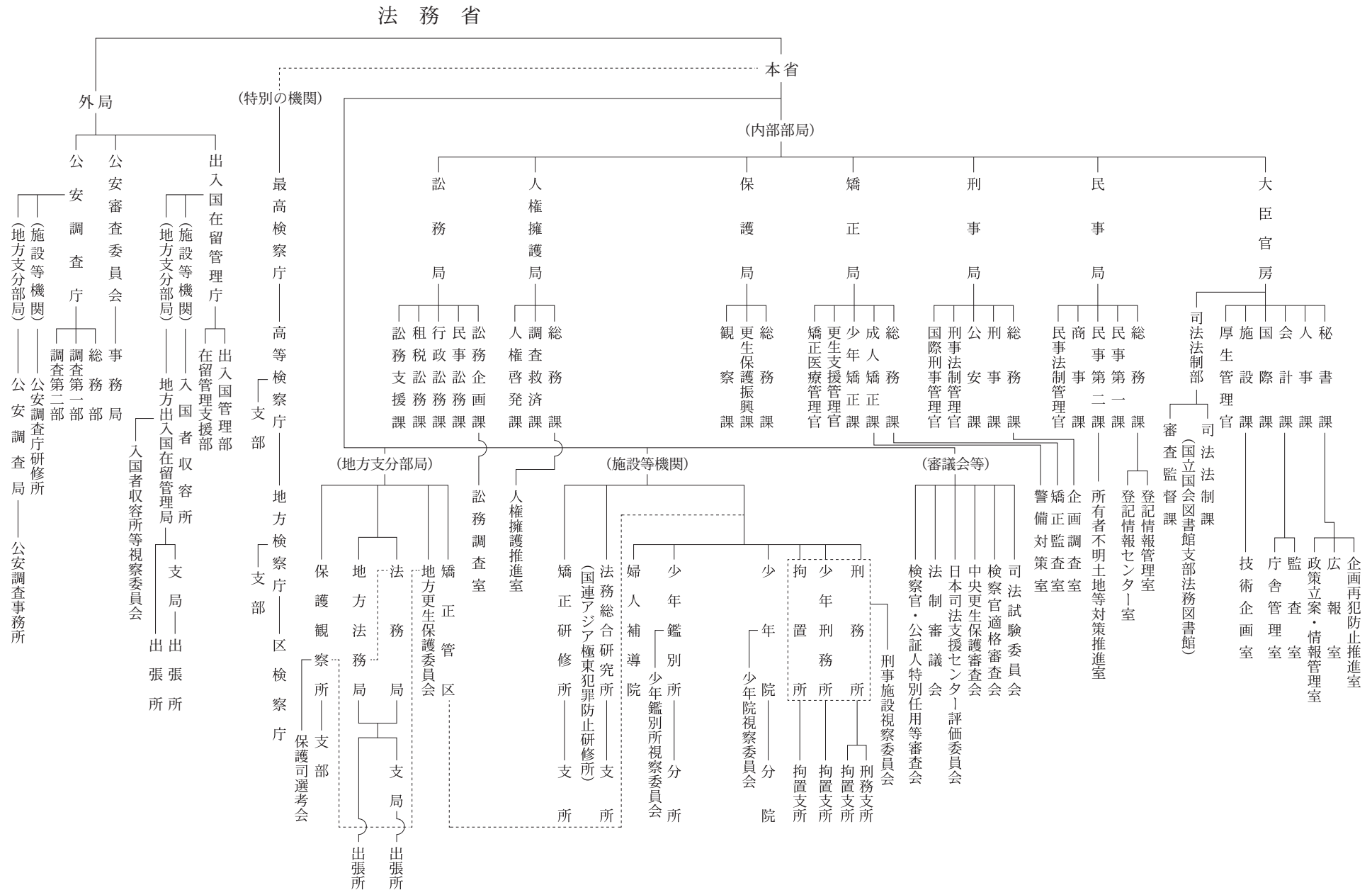
電話 03（3580）4111 内線 2366

<https://www.moj.go.jp/>（法務省ホームページ）

法 務 省 機 構 図

(令和5年1月1日現在)

〔備考 令和5年12月31日現在の機構図は、巻頭見返しを参照〕





この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。